

発刊登録番号

11-1430000-000093-10

ISSN 2093-548X

2013年発行

2012年度 知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



特許庁

<http://www.kipo.go.kr>

2012 年度知的財産白書

目次

第1篇 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向 33

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向----- | 33 |
| 1. 概観 | 33 |
| 2. 国内動向と知的財産政策の推進方向 | 34 |
| 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向----- | 38 |
| 1. 概観 | 38 |
| 2. 国際動向及び対応策 | 41 |

第2章 特許行政の戦略体系 43

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 特許庁のビジョン----- | 43 |
| 第2節 ビジョン達成のための政策方向及び重点的な推進課題----- | 44 |
| 1. 世界最高の知的財産サービス体系の構築 | 44 |
| 2. 優秀な知的財産の創出・活用促進 | 44 |
| 3. 新知的財産社会への転換 | 45 |

第2篇 世界最高の知的財産サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化 47

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 特許・実用新案分野----- | 47 |
| 1. 概観 | 47 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 2. 特許・実用新案の早急な権利化及び審査品質の向上 | 48 |
| 3. 特許・実用新案審査インフラの改善 | 58 |
| 4. 特許審査における国際協力の強化 | 64 |
| 第2節 商標・デザイン分野 | 67 |
| 1. 概観 | 67 |
| 2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上 | 67 |
| 3. 商標・デザイン審査インフラの改善 | 74 |
| 4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築 | 94 |
| 第3節 審判分野 | 100 |
| 1. 概観 | 100 |
| 2. 審判品質の向上 | 103 |
| 3. 口述審理の拡大実施及び充実化 | 109 |
| 第4節 審査評価制度の運営 | 113 |
| 1. 概観 | 113 |
| 2. 審査評価制度の運営 | 115 |
| 3. 審査品質向上のための審査能力開発支援 | 121 |
| 第5節 出願、登録など方式審査分野 | 124 |
| 1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査 | 124 |
| 第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化 | 126 |
| 1. 概観 | 126 |
| 2. 実務中心の専門教育課程 | 127 |
| 3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化 | 130 |

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制

| | |
|------|-----|
| 度の構築 | 135 |
|------|-----|

| | |
|--------------------------------|------------|
| 第1節 概観----- | 135 |
| 第2節 特許・実用新案分野----- | 136 |
| 1. 特許法・実用新案法の改正..... | 136 |
| 2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正..... | 140 |
| 第3節 商標・デザイン分野----- | 143 |
| 1. 商標法改正の推進..... | 143 |
| 2. デザイン保護法全部改正の推進..... | 147 |
| 第4節 審判分野----- | 152 |
| 1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行..... | 152 |
| 2. 外国審判分野との交流協力基盤の強化..... | 154 |
| 第3章 グローバル知的財産協力の拡大..... | 160 |
| 第1節 概観----- | 160 |
| 1. 概要..... | 160 |
| 2. 国際動向及び対応策..... | 162 |
| 第2節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化----- | 169 |
| 1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過..... | 169 |
| 2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果..... | 170 |
| 3. 今後の推進計画..... | 172 |
| 第3節 商標5庁(TM5)体制の強化----- | 174 |
| 1. 推進背景及び概要..... | 174 |
| 2. 先進5カ国特許庁長官会合の内容及び主要成果..... | 174 |
| 3. 評価及び発展方向..... | 175 |
| 第4節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進----- | 176 |
| 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化..... | 176 |
| 2. 知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化..... | 178 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応 | 180 |
| 4. 知財権分野の貿易交渉における対応 | 205 |
| 第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングの拡散----- | 211 |
| 1. 推進背景及び概要 | 211 |
| 2. 推進内容及び成果 | 213 |
| 3. 評価及び発展方向 | 214 |

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現216

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第1節 概観----- | 216 |
| 第2節 特許行政情報システムの開発----- | 218 |
| 1. 3世代特許ネットの開発 | 218 |
| 2. 検索システムの高度化..... | 222 |
| 第3節 特許行政情報システムの運営----- | 225 |
| 1. 特許ネットシステムの委託運営 | 225 |
| 2. 知識管理システム(KOASIS)の運営 | 228 |
| 第4節 特許情報DBの構築----- | 232 |
| 1. 知的財産権情報データの拡充及び管理 | 232 |
| 2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及 | 242 |
| 3. 知的財産権公報の発刊及び普及 | 246 |
| 第5節 電算装備の運営及び維持----- | 249 |
| 1. 特許ネットシステムインフラの高度化..... | 249 |
| 2. ユーザー支援顧客満足度の向上 | 253 |
| 3. 情報保護体系の強化 | 255 |
| 第6節 グローバル特許行政情報化のリード----- | 258 |
| 1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化 | 258 |
| 2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散 | 267 |

- 3. 高品質のグローバル知財権コンテンツの開発及び活用事業…………… 273
- 4. 国内・外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会(PATINEX 2012) 275

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進 ……277

- 第1節 概観…………… 277
- 第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進…………… 278
- 第3節 知的財産権政策強化の基盤作り…………… 280
 - 1. 知的財産政策研究の強化…………… 280
 - 2. 知的財産研究のインフラ構築…………… 283

第3篇 優秀な知的財産の創出・活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化 ……291

- 第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化…………… 291
 - 1. 概観…………… 291
 - 2. 政府R&D特許技術動向調査…………… 291
 - 3. 政府R&D特許戦略支援…………… 300
 - 4. 政府R&D特許コンサルティング…………… 309
- 第2節 標準特許の創出支援…………… 317
 - 1. 概観…………… 317
 - 2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援…………… 318
 - 3. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成…………… 323
- 第3節 IP-R&D連携戦略の高度化…………… 329
 - 1. 概観…………… 329
 - 2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援…………… 331
 - 3. 先端部品・素材産業のIP-R&D戦略支援…………… 334

第2章 知的財産権に強い中小・中堅企業の育成 .341

| | |
|------------------------------|-----|
| 第1節 概観----- | 341 |
| 第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化----- | 345 |
| 1. 特許総合支援事業 | 345 |
| 2. 中小企業知的財産経営コンサルティング | 351 |
| 3. ブランド・デザイン価値の向上 | 362 |
| 4. 非英語圏ブランド開発支援事業 | 372 |
| 第3節 地域における知的財産権インフラの構築----- | 380 |
| 1. 地域知識財産センターの運営 | 380 |
| 2. 地域における知的財産権認識の向上 | 384 |

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・

活用の促進388

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進----- | 388 |
| 1. 概観 | 388 |
| 2. 特許管理専門家の派遣 | 390 |
| 3. 有望技術の発掘及び特許事業化の支援 | 392 |
| 4. 知的財産生態系の事業化・活性化支援 | 396 |
| 5. 創意資本の造成 | 401 |
| 第2節 優秀な知的財産権の活用に向けたインフラの拡大----- | 404 |
| 1. 概観 | 404 |
| 2. 需要者中心の特許技術取引システムの運営 | 405 |
| 3. 中小企業のIP活用戦略の支援 | 411 |
| 4. 特許技術評価の支援事業 | 413 |
| 5. 国有特許の活用促進 | 417 |

| | |
|------------------------|-----|
| 6. 職務発明補償制度の定着促進 | 422 |
|------------------------|-----|

第4篇 新知的財産社会への転換

第1章 需要者中心の顧客サービス改善.....429

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1節 概観----- | 429 |
| 第2節 顧客中心のサービス体系の構築----- | 431 |
| 1. 顧客指向的手数料体系の改編 | 431 |
| 2. 出願、登録分野における特許行政制度の改善 | 432 |
| 3. 顧客と共にする請願制度の改善 | 436 |
| 第3節 顧客感動電子請願サービスの提供----- | 441 |
| 1. 24時間電子請願サービスの支援 | 441 |
| 2. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営 | 452 |
| 3. 知的財産権判例情報統合検索サイトの運営 | 455 |

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成 .458

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1節 知的財産専門人材の養成----- | 458 |
| 1. 概観 | 458 |
| 2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成 | 459 |
| 3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進 | 466 |
| 4. 企業の知的財産専門人材養成 | 485 |
| 5. 弁理士登録業務の委託 | 494 |
| 第2節 創意的発明人材の発掘・育成----- | 498 |
| 1. 概観 | 498 |
| 2. 発明教育基盤の構築及び制度化 | 499 |
| 3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進 | 505 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大 | 514 |
| 5. e-ランニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進 | 520 |
| 第3節 社会的弱者に対する配慮拡大----- | 526 |
| 1. 概観 | 526 |
| 2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育 | 527 |
| 3. 社会的弱者のための無料弁理サービス | 529 |
| 4. 社会的企業の知的財産競争力向上 | 532 |
| 5. 知的財産才能シェアリング事業の推進 | 540 |
| 第4節 発明振興イベントの開催----- | 546 |
| 1. 概観 | 546 |
| 2. 第47回「発明の日」記念式の開催 | 546 |
| 3. 特許技術賞授賞 | 549 |
| 4. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催 | 552 |
| 第5節 女性発明振興活動の展開----- | 555 |
| 1. 概観 | 555 |
| 2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上 | 555 |
| 3. 女性発明の事業家支援 | 558 |

第3章 国内・外における知的財産保護の強化562

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第1節 概観----- | 562 |
| 第2節 韓国内の知的財産権保護活動の強化----- | 564 |
| 1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化 | 564 |
| 2. 模倣品の申告褒賞金制度運営 | 566 |
| 3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化 | 568 |
| 第3節 新知的財産権の保護強化----- | 574 |
| 1. 営業秘密保護基盤作り | 574 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 2. 半導体設計財産の振興 | 578 |
| 第4節 海外知的財産権の保護強化 | 585 |
| 1. 海外における知的財産保護の必要性 | 585 |
| 2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化 | 587 |
| 3. 企業の国際特許紛争対応能力向上 | 589 |

第5篇 出願、審査・審判、登録分野の動向

第1章 国内出願分野595

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1節 産業財産権全般 | 595 |
| 1. 産業財産権の出願動向 | 595 |
| 2. 外国人の出願状況 | 597 |
| 3. 法人及び個人の出願状況 | 598 |
| 4. 女性及び学生の出願状況 | 599 |
| 5. 代理人有無別の出願状況 | 599 |
| 6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況 | 600 |
| 7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願動向 | 601 |
| 第2節 権利別・産業部門別の出願 | 603 |
| 1. 特許・実用新案登録出願の動向 | 603 |
| 2. デザイン登録出願の動向 | 606 |
| 3. 商標登録出願の動向 | 608 |
| 第3節 公共機関及び大学の特許出願 | 610 |
| 1. 公共機関の特許出願動向 | 610 |
| 2. 大学の特許出願動向 | 611 |
| 第4節 内・外国人の地域別・業者別出願 | 612 |
| 1. 内国人の出願動向 | 612 |

| | |
|-------------------|-----|
| 2. 外国人の出願状況 | 614 |
|-------------------|-----|

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野616

| | |
|-------------------|-----|
| 第1節 PCT国際出願 | 617 |
|-------------------|-----|

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 全世界PCT国際出願の動向 | 617 |
| 2. 韓国のPCT国際出願動向及び見通し | 618 |
| 3. 国際調査・国際予備審査の動向及び見通し | 623 |
| 4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況 | 626 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 第2節 マドリット国際商標出願 | 629 |
|-----------------------|-----|

| | |
|------------------------------|-----|
| 1. 世界の国際商標出願の動向 | 629 |
| 2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の動向 | 631 |
| 3. 韓国内指定国官庁の動向 | 634 |

第3章 登録分野637

| | |
|-------------------|-----|
| 第1節 産業財産権全般 | 637 |
|-------------------|-----|

| | |
|------------------------|-----|
| 1. 産業財産権登録動向の概要 | 637 |
| 2. 2012年度登録の細部状況 | 637 |

| | |
|-------------------|-----|
| 第2節 年次登録の動向 | 649 |
|-------------------|-----|

| | |
|-------------------|-----|
| 第3節 存続権利の動向 | 650 |
|-------------------|-----|

| | |
|----------------------------|-----|
| 第4節 国際商標(マドリット)登録の動向 | 651 |
|----------------------------|-----|

第4章 審査分野652

| | |
|--------------|-----|
| 第1節 総括 | 652 |
|--------------|-----|

| | |
|-----------------------|-----|
| 第2節 特許及び実用新案の審査 | 654 |
|-----------------------|-----|

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 特許出願審査 | 654 |
| 2. 実用新案出願審査 | 656 |

| | |
|------------------------|-----|
| 3. PCT国際調査及び予備審査 | 659 |
| 第3節 商標及びデザイン審査----- | 660 |
| 1. 商標登録出願審査 | 660 |
| 2. デザイン登録出願審査..... | 663 |
| 3. 異議審査 | 664 |

第5章 審判分野.....666

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1節 審判請求及び処理動向----- | 666 |
| 1. 権利別の審判請求及び処理件数の動向 | 666 |
| 2. 審判請求人別の審判請求動向 | 668 |
| 3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求動向 | 671 |
| 4. 国内企業・外国企業間の審判請求動向 | 672 |
| 5. 中小企業・大企業間の審判請求動向 | 673 |
| 6. 審判処理期間の動向 | 673 |
| 第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決動向----- | 675 |
| 第3節 最高裁判所上告提起及び宣告動向----- | 677 |

付録

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 歴代庁長(運営支援課)..... | 679 |
| 2. 機構・定員・予算状況(行政管理担当官)..... | 681 |
| 3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)..... | 682 |
| 4. 2012年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動 | 683 |

表目次

| | |
|---|----|
| <表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移 | 35 |
| <表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願状況..... | 36 |
| <表Ⅱ-1-1>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限..... | 51 |
| <表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況 | 52 |
| <表Ⅱ-1-3>特許審査分野における専門職位(計68)..... | 54 |
| <表Ⅱ-1-4>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果 | 56 |
| <表Ⅱ-1-5>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況 | 59 |
| <表Ⅱ-1-6>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績 | 59 |
| <表Ⅱ-1-7>国際出願先行技術調査事業の推進実績..... | 60 |
| <表Ⅱ-1-8>国際特許分類事業の年度別推進状況 | 61 |
| <表Ⅱ-1-9>審査官向け新技術教育事業の推進実績..... | 63 |
| <表Ⅱ-1-10>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況..... | 64 |
| <表Ⅱ-1-11>PCT国際調査の依頼状況..... | 65 |
| <表Ⅱ-1-12>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国 | 65 |
| <表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況 | 68 |
| <表Ⅱ-1-14>2012年商標・デザイン審査品質向上推進体系 | 68 |
| <表Ⅱ-1-15>2012年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況...70 | 70 |
| <表Ⅱ-1-16>2012年商標分野における外部専門家招聘講演の状況 | 71 |
| <表Ⅱ-1-17>2012年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況.....71 | 71 |
| <表Ⅱ-1-18>2012年商標フォーラムの開催状況 | 72 |
| <表Ⅱ-1-19>2012年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況 | 72 |
| <表Ⅱ-1-20>2012年度顧客満足度調査の結果(審査分野) | 73 |

| | |
|---|-----|
| ＜表Ⅱ－1－21＞商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況 | 77 |
| ＜表Ⅱ－1－22＞2012年商標分野制度研究会の運営状況..... | 78 |
| ＜表Ⅱ－1－23＞2012年デザイン分野制度研究会の運営状況..... | 79 |
| ＜表Ⅱ－1－24＞商標調査分析事業の品質点数 | 86 |
| ＜表Ⅱ－1－25＞マドリッド国際商標登録出願の品質点数..... | 87 |
| ＜表Ⅱ－1－26＞商標(図形商標)分類事業の品質点数..... | 88 |
| ＜表Ⅱ－1－27＞商標調査分析報告書の活用率 | 91 |
| ＜表Ⅱ－1－28＞2012年デザイン審査資料の保有状況 | 93 |
| ＜表Ⅱ－1－29＞最近5年間の審判請求件数の推移 | 100 |
| ＜表Ⅱ－1－30＞知財権侵害訴訟件数の推移 | 101 |
| ＜表Ⅱ－1－31＞審判官の定員と審判処理期間 | 102 |
| ＜表Ⅱ－1－32＞2012年判例評釈公募の結果 | 105 |
| ＜表Ⅱ－1－33＞2012年裁判所勤務者発表会の結果 | 106 |
| ＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況 | 109 |
| ＜表Ⅱ－1－35＞主要国における審査評価制度の運用状況..... | 114 |
| ＜表Ⅱ－1－36＞2012年度総合審査品質指数 | 118 |
| ＜表Ⅱ－1－37＞商標、デザイン及びPCT分野に適用される評価観点別基準の 内容 | 119 |
| ＜表Ⅱ－1－38＞2012年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開 催結果 | 122 |
| ＜表Ⅱ－1－39＞方式審査処理期間の遵守率 | 124 |
| ＜表Ⅱ－1－40＞教育訓練状況(2012年教育実績) | 128 |
| ＜表Ⅱ－1－41＞2012年国際セミナー及び外国人対象の教育実績 | 134 |
| ＜表Ⅱ－2－1＞第1段階特許法の主要改正内容 | 137 |

| | |
|---|-----|
| <表Ⅱ-2-2>特許法下位法令の主な改正内容(2012年改正) | 139 |
| <表Ⅱ-2-3>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較 | 150 |
| <表Ⅱ-2-4>2012年優先、迅速及び一般審判の対象件数 | 154 |
| <表Ⅱ-3-1>IP5の10大基盤プロジェクト | 170 |
| <表Ⅱ-3-2>FTA協定の主要内容 | 206 |
| <表Ⅱ-4-1>2008年～2012年検索システム高度化推進の経過 | 222 |
| <表Ⅱ-4-2>知識管理システム(KOASIS)の主なサービス | 229 |
| <表Ⅱ-4-3>特許及び実用新案検索DBの構築状況 | 233 |
| <表Ⅱ-4-4>デザイン検索DBの構築状況 | 234 |
| <表Ⅱ-4-5>商標検索DBの構築状況 | 235 |
| <表Ⅱ-4-6>年度別データ品質の正確度 | 241 |
| <表Ⅱ-4-7>2012年度データ管理業務処理の状況 | 241 |
| <表Ⅱ-4-8>韓国特許英文抄録DBの構築状況 | 244 |
| <表Ⅱ-4-9>韓国特許英文抄録の国内・外配布機関状況 | 244 |
| <表Ⅱ-4-10>各国の韓国特許英文抄録の活用状況 | 246 |
| <表Ⅱ-4-11>2012年公報発刊件数 | 247 |
| <表Ⅱ-4-12>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発 送件数 | 247 |
| <表Ⅱ-4-13>特許ネットシステムの稼動時間 | 250 |
| <表Ⅱ-4-14>電算装備の運用状況 | 251 |
| <表Ⅱ-4-15>年度別ユーザー支援の状況 | 253 |
| <表Ⅱ-5-1>政策研究の推進プロセス及び運営 | 281 |
| <表Ⅱ-5-2>2012年知的財産政策研究テーマ | 281 |
| <表Ⅱ-5-3>知的財産動向の収集・普及の流れ図 | 284 |

| | |
|--|-----|
| ＜表Ⅱ－5－4＞2012年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容 | 285 |
| ＜表Ⅱ－5－5＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況 | 285 |
| ＜表Ⅱ－5－6＞2012年知的財産基礎研究の主要内容 | 288 |
| ＜表Ⅲ－1－1＞2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況 | 294 |
| ＜表Ⅲ－1－2＞2012年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況 | 297 |
| ＜表Ⅲ－1－3＞政府R&D国内登録特許の定性分析(2011年) | 301 |
| ＜表Ⅲ－1－4＞国家間1件当たり技術移転料の比較(2008～2010年) | 302 |
| ＜表Ⅲ－1－5＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業課題の状況 | 303 |
| ＜表Ⅲ－1－6＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業の推進実績 | 304 |
| ＜表Ⅲ－1－7＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援の優秀事例 | 305 |
| ＜表Ⅲ－1－8＞政府R&D特許 戦略専門家 派遣事業の支援内容 | 305 |
| ＜表Ⅲ－1－9＞2012年政府R&D特許 戦略専門家 派遣事業 | 306 |
| ＜表Ⅲ－1－10＞2012年政府R&D特許 戦略専門家 派遣事業の優秀事例 | 307 |
| ＜表Ⅲ－1－11＞2013年政府R&D特許 戦略支援 体系の改編案 | 308 |
| ＜表Ⅲ－1－12＞政府R&D登録特許件数(2007～2011年) | 312 |
| ＜表Ⅲ－1－13＞登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況 | 313 |
| ＜表Ⅲ－1－14＞政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料 | 314 |
| ＜表Ⅲ－1－15＞政府R&D特許成果の統計月報 | 315 |
| ＜表Ⅲ－1－16＞国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2012年12月) | 319 |
| ＜表Ⅲ－1－17＞2012年R&D標準特許創出支援事業の推進成果 | 320 |
| ＜表Ⅲ－1－18＞2012年国際標準案特許 戦略化 事業の推進成果 | 321 |
| ＜表Ⅲ－1－19＞2012年標準特許の後続管理事業の推進成果 | 322 |
| ＜表Ⅲ－1－20＞2012年国家標準特許 戦略支援 の推進成果 | 322 |

| | |
|--|-----|
| <表Ⅲ-1-21> 2009～2012年の標準特許要旨DBの構築内容 | 325 |
| <表Ⅲ-1-22> 2012年標準特許ポータルサイトのサービス内容 | 325 |
| <表Ⅲ-1-23> 支援企業優秀事例 | 334 |
| <表Ⅲ-1-24> 対日貿易収支の推移..... | 336 |
| <表Ⅲ-1-25> 2012年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績 | 338 |
| <表Ⅲ-1-26> 支援企業の優秀事例..... | 339 |
| <表Ⅲ-2-1> 年度別国内企業の海外特許紛争の状況..... | 341 |
| <表Ⅲ-2-2> 大企業及び中小企業の知的財産経営の状況..... | 341 |
| <表Ⅱ-2-3> 全国地域知識財産センターの状況 | 342 |
| <表Ⅲ-2-4> 中小企業の知的財産経営支援強化に向けた主要支援事業..... | 343 |
| <表Ⅲ-2-5> 特許総合支援事業の推進における主要実績..... | 347 |
| <表Ⅲ-2-6> 地域知識財産センターの設置状況 | 347 |
| <表Ⅲ-2-7> IPスター企業に対する支援の成果(2012年) | 350 |
| <表Ⅲ-2-8> 2012年コンサルティングの主な内容及び分布 | 354 |
| <表Ⅲ-2-9> 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容 | 360 |
| <表Ⅲ-2-10> 2012年ブランド・デザイン価値向上事業の内容 | 363 |
| <表Ⅲ-2-11> 2012年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域..... | 364 |
| <表Ⅲ-2-12> 2012年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況.. | 367 |
| <表Ⅲ-2-13> 2012年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況 | 367 |
| <表Ⅲ-2-14> 2012年地域ブランド事業支援企業の状況..... | 369 |
| <表Ⅲ-2-15> 2012年地域デザイン事業支援企業の状況..... | 370 |
| <表Ⅲ-2-16> 非英語圏ブランドの開発状況 | 374 |
| <表Ⅲ-2-17> 地域知識財産センターの設置運営状況..... | 382 |

| | |
|---|-----|
| <表Ⅲ-2-18> 2012年地域知的財産フォーラムの開催日程..... | 385 |
| <表Ⅲ-2-19> 出前知財権教育の状況..... | 387 |
| <表Ⅲ-2-20> 軍兵士向け知財権教育の状況..... | 387 |
| <表Ⅲ-3-1> 主要指標の国家間比較..... | 390 |
| <表Ⅲ-3-2> 特許管理専門家派遣機関の状況(2012年基準)..... | 391 |
| <表Ⅲ-3-3> 発明インタビューの支援内容..... | 393 |
| <表Ⅲ-3-4> 有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容..... | 394 |
| <表Ⅲ-3-5> 2010～2012年技術事業化の成果状況..... | 395 |
| <表Ⅲ-3-6> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項..... | 398 |
| <表Ⅲ-3-7> マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の投資状況..... | 402 |
| <表Ⅲ-3-8> 権利別の技術移転の実績..... | 408 |
| <表Ⅲ-3-9> 類型別技術移転の実績..... | 408 |
| <表Ⅲ-3-10> 中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況..... | 411 |
| <表Ⅲ-3-11> 中小企業IP活用戦略支援事業の活用率..... | 413 |
| <表Ⅲ-3-12> 最近5年間特許技術評価の支援実績..... | 415 |
| <表Ⅲ-3-13> 最近5年間金融連携評価の連携支援実績..... | 416 |
| <表Ⅲ-3-14> 発明評価機関の指定状況..... | 417 |
| <表Ⅲ-3-15> 年度別国有特許権の保有状況..... | 419 |
| <表Ⅲ-3-16> 年度別国有特許権の実施状況..... | 419 |
| <表Ⅲ-3-17> 国有特許登録・処分補償金の支給状況..... | 420 |
| <表Ⅲ-3-18> 最近韓国における法人の特許出願の推移..... | 422 |
| <表Ⅲ-3-19> 職務発明制度運営優秀企業..... | 425 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| <表Ⅲ-3-20>民間企業の職務発明補償制度導入比率..... | 427 |
| <表Ⅳ-1-1>5年間の特許満足度推移..... | 439 |
| <表Ⅳ-1-2>5年間電話親切度の推移..... | 439 |
| <表Ⅳ-1-3>2003年に完了した主要改善事項..... | 441 |
| <表Ⅳ-1-4>2004年に完了した主要改善事項..... | 442 |
| <表Ⅳ-1-5>2005年24時間電子請願サービスの拡大..... | 443 |
| <表Ⅳ-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期..... | 444 |
| <表Ⅳ-1-7>2006年に完了した主要改善事項..... | 445 |
| <表Ⅳ-1-8>2007年に完了した主要改善事項..... | 445 |
| <表Ⅳ-1-9>2008年に完了した主要改善事項..... | 447 |
| <表Ⅳ-1-10>2009年に完了した主要改善事項..... | 448 |
| <表Ⅳ-1-11>2010年に完了した主要改善事項..... | 449 |
| <表Ⅳ-1-12>2011年に完了した主要改善事項..... | 450 |
| <表Ⅳ-1-13>2012年に完了した主要改善事項..... | 451 |
| <表Ⅳ-1-14>KIPRISの現状..... | 454 |
| <表Ⅳ-2-1>大学の知的財産教育支援状況..... | 460 |
| <表Ⅳ-2-2>知的財産先導大学の運営結果..... | 460 |
| <表Ⅳ-2-3>知的財産専門学位課程の運営状況..... | 462 |
| <表Ⅳ-2-4>大学知的財産教授教育の状況..... | 464 |
| <表Ⅳ-2-5>大学の知的財産教授教育プログラム..... | 464 |
| <表Ⅳ-2-6>学会学術大会知的財産セクションの開設状況..... | 465 |
| <表Ⅳ-2-7>コンペティション部門別の書面審査基準..... | 468 |
| <表Ⅳ-2-8>コンペティション部門別の最終審査基準..... | 469 |

| | |
|--|-----|
| <表IV-2-9>2012年の授賞内訳 | 470 |
| <表IV-2-10>2012年の細部推進日程..... | 471 |
| <表IV-2-11>2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(47社)472 | |
| <表IV-2-12>部門別の参加及び受賞状況 | 473 |
| <表IV-2-13>最多受賞大学及び最多応募大学の順位..... | 473 |
| <表IV-2-14>2012年D2Bデザイン・フェアの受賞者状況 | 476 |
| <表IV-2-15>2012年大学創意発明大会の授賞内訳 | 480 |
| <表IV-2-16>大学創意発明大会の出品状況 | 482 |
| <表IV-2-17>2012年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況 | 482 |
| <表IV-2-18>2012年大学創意発明大会の団体受賞者状況..... | 483 |
| <表IV-2-19>2012年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況 | 484 |
| <表IV-2-20>2012年の中小企業知的財産職務教育課程状況..... | 486 |
| <表IV-2-21>2012年の海外知的財産戦略人材養成課程状況..... | 488 |
| <表IV-2-22>2012年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況..... | 489 |
| <表IV-2-23>2012年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演 状況 | 490 |
| <表IV-2-24>2012年のCIPO朝食会セミナー開催状況..... | 492 |
| <表IV-2-25>他資格士登録業務の遂行機関状況 | 495 |
| <表IV-2-26>発明教育職務研修費用の支援機関数 | 501 |
| <表IV-2-27>サイバー発明教育研修院の教育状況 | 501 |
| <表IV-2-28>発明教育研究学校の運営状況 | 502 |
| <表IV-2-29>2012年発明教育センターの教育運営状況..... | 503 |
| <表IV-2-30>年度別発明教室の設置状況 | 506 |
| <表IV-2-31>発明教室の利用者状況..... | 507 |

| | |
|---|-----|
| <表IV-2-32> 発明英才教育の状況..... | 508 |
| <表IV-2-33> 発明英才教育プログラム開発状況 | 509 |
| <表IV-2-34> 次世代英才起業家教育院の教育内容 | 510 |
| <表IV-2-35> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動..... | 514 |
| <表IV-2-36> 大韓民国学生発明展示会の出品件数 | 516 |
| <表IV-2-37> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数 | 517 |
| <図IV-2-38> YIP(青少年発明家プログラム)状況 | 517 |
| <表IV-2-39> 発明奨学生 of 年度別選抜人数 | 518 |
| <表IV-2-40> 知的財産e-ランニング教育対象別の運営状況..... | 523 |
| <表IV-2-41> 2012年シェアリング発明教育運営状況..... | 528 |
| <表IV-2-42> 年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況..... | 528 |
| <表IV-2-43> 2012年相談及び書類作成支援実績：支援類型別 | 530 |
| <表IV-2-44> 2012年相談及び書類作成支援実績：支援対象者別 | 531 |
| <表IV-2-45> 2012年審判・訴訟関連の支援実績：支援類型別 | 531 |
| <表IV-2-46> 2012年審判・訴の支援実績：支援対象者別..... | 531 |
| <表IV-2-47> 社会的企業の支援状況..... | 534 |
| <表IV-2-48> 才能寄付者感謝牌の授与者名簿 | 543 |
| <表IV-2-49> 知的財産才能シェアリングCIのデザイン及び意味 | 544 |
| <表IV-2-50> 授賞種類 | 550 |
| <表IV-3-1> 模倣品取締り状況 | 565 |
| <表IV-3-2> 主要品目別の取締り状況(2012) | 565 |
| <表IV-3-3> 類型別の報奨金支給状況(2006～2012)..... | 567 |
| <表IV-3-4> 青少年体験学習活動の様相 | 571 |

| | |
|--|-----|
| <表Ⅳ-3-5>企業の産業機密流出状況(2008年～2010年)..... | 574 |
| <表Ⅳ-3-6>企業の営業秘密管理実態..... | 575 |
| <表Ⅳ-3-7>2012年半導体IP検証支援の状況..... | 580 |
| <表Ⅳ-3-8>2012年Core-A適用チップの製作状況..... | 581 |
| <表Ⅳ-3-9>年度別半導体配置設計の登録状況..... | 582 |
| <表Ⅳ-3-10>第13回大韓民国半導体設計大会の受賞状況..... | 582 |
| <表Ⅳ-3-11>2012年IP-DESK支援状況..... | 588 |
| <表Ⅳ-3-12>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況(計24ヵ国)..... | 591 |
| <表Ⅳ-3-13>知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例..... | 592 |
| <表Ⅴ-1-1>過去5年間の権利別出願状況..... | 595 |
| <表Ⅴ-1-2>国内・外国人別の出願状況..... | 597 |
| <表Ⅴ-1-3>法人、個人別の出願状況..... | 598 |
| <表Ⅴ-1-4>女性及び学生の出願状況..... | 599 |
| <表Ⅴ-1-5>代理人有無別の出願件数..... | 600 |
| <表Ⅴ-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況..... | 600 |
| <表Ⅴ-1-7>過去5年間の韓国 の主要国に対する 特許出願状況..... | 601 |
| <表Ⅴ-1-8>産業部門別の特許、実用新案登録出願状況..... | 603 |
| <表Ⅴ-1-9>産業部門別のデザイン登録出願状況..... | 607 |
| <表Ⅴ-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況..... | 608 |
| <表Ⅴ-1-11>公共機関の特許出願状況..... | 610 |
| <表Ⅴ-1-12>公共機関の特許多出願順位..... | 610 |
| <表Ⅴ-1-13>大学の特許出願状況..... | 611 |
| <表Ⅴ-1-14>大学の特許多出願順位..... | 611 |

| | |
|---|-----|
| <表V-1-15>内国人の地域別出願状況 | 612 |
| <表V-1-16>国内10大多出願企業の出願状況 | 613 |
| <表V-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況 | 614 |
| <表V-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況..... | 616 |
| <表V-2-1>韓国のPCT国際出願件数..... | 619 |
| <表V-2-2>韓国内の多出願法人(企業)別PCT国際出願状況 | 620 |
| <表V-2-3>個人対法人のPCT 国際出願状況 | 621 |
| <表V-2-4>媒体別のPCT国際出願状況..... | 622 |
| <表V-2-5>言語別のPCT国際出願状況..... | 623 |
| <表V-2-6>PCT国際調査使用写本の受付状況 | 624 |
| <表V-2-7>PCT国際予備審査の請求状況 | 625 |
| <表V-2-8>PCT国際調査機関の指定状況 | 626 |
| <表V-2-9>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数 | 626 |
| <表V-2-10>年度別の韓国の国際商標電子出願状況..... | 632 |
| <表V-2-11>2012年韓国10大国際商標多出願企業状況..... | 633 |
| <表V-2-12>2012年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況 | 635 |
| <表V-3-1>過去5年間の設定登録状況 | 638 |
| <表V-3-2>2012年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況 | 639 |
| <表V-3-3>2012年の物品群別デザイン登録状況 | 640 |
| <表V-3-4>2012年の部門別商標登録状況 | 640 |
| <表V-3-5>2012年の個人・法人別登録状況 | 642 |
| <表V-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況 | 642 |
| <表V-3-7>2012年の代理人有無別登録状況 | 643 |

| | |
|--|-----|
| <表V-3-8>過去5年間の内国人・外国人登録状況 | 644 |
| <表V-3-9>2012年市・道別登録状況 | 646 |
| <表V-3-10>2012年の外国の国別設定登録状況 | 647 |
| <表V-3-11>2012年の国内多登録法人の状況 | 648 |
| <表V-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況 | 649 |
| <表V-3-13>2012年現在の存続権利状況 | 650 |
| <表V-3-14>2012年の国別国際商標(マドリット)登録状況 | 651 |
| <表V-4-1>権利別の審査処理状況 | 652 |
| <表V-4-2>特許1次審査処理状況 | 654 |
| <表V-4-3>特許審査終結処理状況 | 655 |
| <表V-4-4>実用新案1次審査処理状況 | 656 |
| <表V-4-5>実用新案審査終結処理状況 | 657 |
| <表V-4-6>旧実用新案(先登録制度)審査状況 | 658 |
| <表V-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況 | 659 |
| <表V-4-8>商標登録出願の1次審査処理状況 | 660 |
| <表V-4-9>商標登録出願審査の終結処理状況 | 661 |
| <表V-4-10>国際商標登録出願の1次審査処理状況 | 661 |
| <表V-4-11>国際商標登録出願の審査終結処理状況 | 662 |
| <表V-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況 | 663 |
| <表V-4-13>デザイン登録出願審査の終結処理状況 | 664 |
| <表V-4-14>異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率 | 665 |
| <表V-5-1>権利別の審判請求状況 | 666 |
| <表V-5-2>権利別の審判処理及び前置登録状況 | 667 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| <表V-5-3>審判請求別の審判請求状 | 668 |
| <表V-5-4>内国人・外国人間の当事者系審判請求状況 | 671 |
| <表V-5-5>韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況 | 672 |
| <表V-5-6>中小企業・大企業間の審判請求状況 | 673 |
| <表V-5-7>年度別の審判処理期間状況 | 673 |
| <表V-5-8>特許法院の訴訟提起及び判決状況 | 675 |
| <表V-5-9>大法院の上告提起及び宣告状況 | 677 |

目次

| | |
|--|-----|
| <図Ⅰ-1-1>年度別NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況 | 33 |
| <図Ⅰ-1-2>主要国の特許生産性..... | 36 |
| <図Ⅰ-1-3>韓国の技術貿易の現状..... | 37 |
| <図Ⅰ-2-1>2012年度業務推進方向..... | 43 |
| <図Ⅱ-1-1>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス..... | 55 |
| <図Ⅱ-1-2>公知デザイン審査資料の収集・整備の状況..... | 90 |
| <図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われている審判廷..... | 111 |
| <図Ⅱ-1-4>審査品質担当官室の組織図 | 113 |
| <図Ⅱ-1-5>審査品質担当官室の組織沿革 | 115 |
| <図Ⅱ-1-6>審査品質警報システムの概念図 | 120 |
| <図Ⅱ-1-7>2012年知的財産教育分野における国際協力..... | 133 |
| <図Ⅱ-2-1>不使用取消審判請求に関する審査・審判の流れ図 | 144 |
| <図Ⅱ-2-2>不使用取消審判請求人の商標登録にかかる期間 | 144 |
| <図Ⅱ-2-3>オーダーメイド型審判プロセスの概要..... | 153 |
| <図Ⅱ-4-1>戦略目標の体系図 | 216 |
| <図Ⅱ-4-2>3世代特許ネットの開発目標 | 220 |
| <図Ⅱ-4-3>KOASISのホーム画面 | 231 |
| <図Ⅱ-4-4>戦略目標体系図、電子化処理工程の流れ図..... | 237 |
| <図Ⅱ-4-5>戦略目標体系図、年度別電子化処理期間及びエラー率の状況 | 237 |
| <図Ⅱ-4-6>戦略目標体系図、年度別特許情報検索及び電子出願出前教育 の回数及び教育人数 | 238 |
| <図Ⅱ-4-7>韓国特許英文抄録の構成項目 | 243 |

| | |
|--|-----|
| <図Ⅱ-4-8>最近4年間韓国特許英文抄録の検索状況..... | 245 |
| <図Ⅱ-4-9>特許情報システムのインフラ構成図 | 251 |
| <図Ⅱ-5-1>知的財産専門図書館の写真 | 286 |
| <図Ⅱ-5-2>知的財産情報サービスシステムの構成図..... | 287 |
| <図Ⅲ-1-1>国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系 | 293 |
| <図Ⅲ-1-2>先行特許調査のプロセス | 296 |
| <図Ⅲ-1-3>課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系 | 297 |
| <図Ⅲ-1-4>国家R&D特許技術動向調査事業の成果分析 | 299 |
| <図Ⅲ-1-5>政府R&D及び海外研究機関の特許生産性の比較 | 301 |
| <図Ⅲ-1-6>IP R&D特許戦略支援の推進プロセス..... | 303 |
| <図Ⅲ-1-7>政府R&D特許移転件数及び特許移転率 | 314 |
| <図Ⅲ-1-8>標準特許創出支援事業の概念図 | 320 |
| <図Ⅲ-1-9>2012年産・学・研の標準特許教育の履修状況..... | 326 |
| <図Ⅲ-1-10>標準化機関別の標準特許DBの構築計画 | 327 |
| <図Ⅲ-1-11>先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化..... | 329 |
| <図Ⅲ-1-12>民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル | 330 |
| <図Ⅲ-1-13>主要国の知的財産戦略推進の動向 | 331 |
| <図Ⅲ-1-14>製品と技術に対するパラダイムの転換..... | 332 |
| <図Ⅲ-1-15>IP-R&D戦略支援の樹立プロセス | 333 |
| <図Ⅲ-1-16>国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)..... | 335 |
| <図Ⅲ-1-17>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス | 337 |
| <図Ⅲ-1-18>IP-R&D活用書 | 339 |
| <図Ⅲ-2-1>特許総合支援事業の推進体系 | 346 |

| | |
|--|-----|
| <図Ⅲ-2-2> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要 | 353 |
| <図Ⅲ-2-3> 中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況.... | 353 |
| <図Ⅲ-2-4> 地域別の支援状況(2007～2012年)..... | 354 |
| <図Ⅲ-2-5> IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例示) | 355 |
| <図Ⅲ-2-6> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度 | 358 |
| <図Ⅲ-2-7> 企業類型別の職務発明補償規定の活用推移 | 359 |
| <図Ⅲ-2-8> 知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業CEOのインタビュー内容..... | 361 |
| <図Ⅲ-2-9> 地域知識財産センターの状況 | 382 |
| <図Ⅲ-2-10> マスコミ報道を通じた知的財産に対する認識向上 | 385 |
| <図Ⅲ-3-1> 韓国主体別研究開発費の比重(2011)..... | 388 |
| <図Ⅲ-3-2> 韓国主体別・学位別の研究員分布(2011)..... | 389 |
| <図Ⅲ-3-3> 有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス | 394 |
| <図Ⅲ-3-4> 今後の事業運営計画..... | 396 |
| <図Ⅲ-3-5> 大学・公共(研)特許技術の事業化過程 | 397 |
| <図Ⅲ-3-6> R&D IP協議会の組織..... | 398 |
| <図Ⅲ-3-7> 技術ニーズ説明会の推進過程 | 400 |
| <図Ⅲ-3-8> インターネット特許技術広場のホームページ | 407 |
| <図Ⅲ-3-9> 職務発明補償制度のメカニズム | 423 |
| <図Ⅲ-3-10> 職務発明巡回セミナー | 424 |
| <図Ⅲ-3-11> 職務発明国際シンポジウム及び優秀企業授賞 | 425 |
| <図Ⅲ-3-12> 職務発明ホームページ及び広報映像 | 426 |
| <図Ⅳ-1-1> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移..... | 437 |
| <図Ⅳ-2-1> デザイン権公募展の審査手続き | 475 |

| | |
|--|-----|
| <図IV-2-2>2012年の大賞及び金賞受賞作 | 477 |
| <図IV-2-3>大会の主要進行日程及びプロセス | 479 |
| <図IV-2-4>大会の審査プロセス及び基準 | 480 |
| <図IV-2-5>2012大学創意発明大会の受賞作 | 484 |
| <図IV-2-6>KINPA Annualコンファレンス開催模様 | 492 |
| <図IV-2-7>別紙書式の変更 | 496 |
| <図IV-2-8>業務処理機関間のシステム連携 | 496 |
| <図IV-2-9>KAIST, POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系 | 511 |
| <図IV-2-10>2012年の訪問型シェアリング発明教室運営体系 | 528 |
| <図IV-2-11>知的財産シェアリング事業モデル | 541 |
| <図IV-2-12>知的財産シェアリング事業の代表事例 | 542 |
| <図IV-2-13>2012年知的財産シェアリング事業の成果報告書 | 543 |
| <図IV-2-14>式前公演 | 548 |
| <図IV-2-15>2012年今年の発明王月桂冠授与 | 548 |
| <図IV-2-16>「男の資格」発明大会 | 548 |
| <図IV-2-17>主題映像物上映 | 548 |
| <図IV-2-18>授賞マークの種類 | 550 |
| <図IV-2-19>2012年上半期の特許技術賞授賞式 | 550 |
| <図IV-2-20>2012年下半期の特許技術賞授賞式 | 550 |
| <図IV-2-21>2012年上半期の受賞発明品紹介 | 551 |
| <図IV-2-22>2012年下半期の発明品紹介 | 551 |
| <図IV-2-23>展示場全景 | 553 |
| <図IV-2-24>撮影ゾーン(休憩空間) | 553 |

| | |
|---|-----|
| <図IV-2-25> 受賞技術展示館VIP巡回全景 | 554 |
| <図IV-2-26> ハイテック展示館全景 | 554 |
| <図IV-2-27> 韓国の女性経済活動参加率推移(34カ国基準) | 556 |
| <図IV-2-28> 大韓民国世界女性発明大会の開幕式 | 560 |
| <図IV-2-29> 女性発明博覧会 | 560 |
| <図IV-2-30> 女性発明国際フォーラム | 560 |
| <図IV-3-1> 模倣品取締りの写真 | 566 |
| <図IV-3-2> 消費者団体と共同で広報実施 | 569 |
| <図IV-3-3> 消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス | 570 |
| <図IV-3-4> TV公益広告及び地上波放送の広報映像 | 570 |
| <図IV-3-5> 広告公募展大賞作品及び青少年教育コンテンツ | 571 |
| <図IV-3-6> 関連機関とのIP保護協力チャンネルの活性化 | 572 |
| <図IV-3-7> 営業秘密保護センターの設置 | 575 |
| <図IV-3-8> 営業秘密保護の重要性に対する広報活動 | 576 |
| <図IV-3-9> 営業秘密保護コンファレンス及び説明会 | 576 |
| <図IV-3-10> 営業秘密の原本証明制度 | 577 |
| <図IV-3-11> 営業秘密標準管理システム | 577 |
| <図IV-3-12> 半導体設計財産の振興事業体系図 | 579 |
| <図IV-3-13> 中国地域の知財権戦略会議 | 588 |
| <図IV-3-14> 国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面 | 591 |
| <図V-1-1> 過去5年間の権利別出願推移 | 596 |
| <図V-1-2> 主要国の過去5年間の特許出願推移 | 601 |
| <図V-2-1> 全世界のPCT国際出願の状況 | 617 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| <図V-2-2>2012年全世界のPCT多出願国の順位 | 618 |
| <図V-2-3>韓国のPCT国際出願状況..... | 619 |
| <図V-2-4>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況..... | 627 |
| <図V-2-5>年度別の世界国際商標出願状況 | 629 |
| <図V-2-6>2012年世界国際商標10大多出願国 | 630 |
| <図V-2-7>年度別の世界国際商標登録状況 | 630 |
| <図V-2-8>2012年の世界10位指定国状況 | 631 |
| <図V-2-9>年度別の韓国国際商標出願状況 | 632 |
| <図V-2-10>2012年度国内出願人の10大指定国状況..... | 633 |
| <図V-2-11>外国人韓国を指定した国際商標登録出願状況 | 634 |
| <図V-2-12>2012年の韓国を指定した10大締約国状況..... | 635 |
| <図V-5-1>権利別の審判請求状況..... | 667 |
| <図V-5-2>年度別の審判処理状況..... | 668 |

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

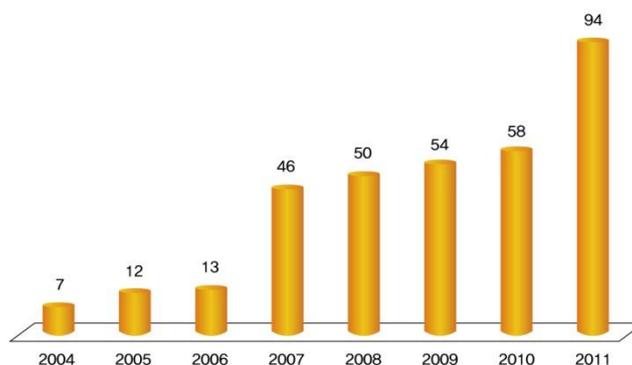
企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 概観

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は昨年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識できるきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交渉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、グローバル市場で様々な製品を発売しているIT及び自動車分野の大企業に対する訴訟が80%以上を占めているものと分析されている。

<図 I-1-1> 年度別NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスの玉の必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産生態系を造成するべく取り組んできた。

まず、一昨年確定された「第1次国家知的財産基本計画(2012～2016)」による年次別施行計画を樹立し、37の部処・自治体が同時に知的財産戦略を推進した。また、特許庁主導の下で、知的財産権国際紛争に対応できる専門人材など企業と市場で求められる知的財産人材を体系的に養成するための「第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017)」と、韓国企業の国際知的財産権紛争を予防する同時にその被害を最小限に抑えるための紛争段階別対応策である「国際知的財産権紛争動向及び対応方法」も関係機関と共同で発表した。

一方、国民と政府がともに知的財産戦略を国家的なアジェンダとして本格的に推進することを対外的に宣言するために「知的財産大国元年宣布式」を開催し、70余りの関係機関及び産業別団体を網羅する広範囲の連携とコミュニケーションの場である「国家知的財産ネットワーク(KIPnet)」を構築した。そして、江原道を始めとして全国を巡回する「知的財産フォーラム」を開催し、知的財産権に対する開かれた討論文化の拡散を図り、さらには地域現場のニーズが知的財産政策に積極的に反映できるようにした。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後、低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続

的に増加傾向にある。

2012年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計396,379件で2011年371,116件に比べて6.8%増加し、そのうち特許の場合前年比5.2%増加し188,305件が出願され、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りしようとする努力の結果であると分析できる。

＜表 I - 1 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

| 区分 | 特許 | | 実用新案 | | 商標 | | デザイン | | 合計 | |
|------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 件数 | (%) | 件数 | (%) | 件数 | (%) | 件数 | (%) | 件数 | (%) |
| 2009 | 163,523 | (△4.2) | 17,144 | (△1.5) | 103,433 | (3.4) | 57,903 | (2.0) | 342,003 | (△0.8) |
| 2010 | 170,101 | (4.0) | 13,661 | (△20.3) | 108,324 | (4.7) | 57,187 | (△1.2) | 349,273 | (2.1) |
| 2011 | 178,924 | (5.2) | 11,854 | (△13.2) | 123,814 | (14.3) | 56,524 | (△1.2) | 371,116 | (6.3) |
| 2012 | 188,305 | (5.2) | 12,422 | (4.8) | 132,517 | (7.0) | 63,135 | (11.7) | 396,379 | (6.8) |

韓国特許庁に出願されたPCT国際出願は毎年持続的に増加しているが、2012年は11,869件で2011年10,412件に比べて14.0%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、中国の次に多かった。また、外国人のPCT国際調査申請件数の増加を受けて2012年度PCT国際調査報告書の作成件数は29,705件で前年比29.2%増加となっている。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた支援努力が功を奏したためであると分析できる。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

(千件、前年比増加率%)

| 区分 | 2009 | 2010 | 2011 | 増加率 |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 中国 | 1,807 | 2,294 | 2,907 | 26.7 |
| 米国 | 838 | 878 | 933 | 6.3 |
| 日本 | 500 | 499 | 489 | △2.0 |
| 韓国 | 342 | 349 | 371 | 6.3 |
| ドイツ | 191 | 193 | 196 | 1.5 |

* 出処：各国年報

<主要国PCT国際特許出願の推移>

(千件、前年比増加率%)

| 区分 | 2010 | 2011 | 2012 | 増加率 |
|-----|--------|--------|--------|------|
| 米国 | 45,029 | 49,060 | 51,092 | 4.1 |
| 日本 | 32,150 | 38,874 | 43,656 | 12.3 |
| ドイツ | 17,568 | 18,851 | 18,755 | - |
| 中国 | 12,296 | 16,402 | 18,614 | 13.5 |
| 韓国 | 9,669 | 10,447 | 11,846 | 13.4 |

* 出処：WIPO国際動向報告書(2013.3)

2011年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることがわかる。

<図 I-1-2> 主要国の特許生産性



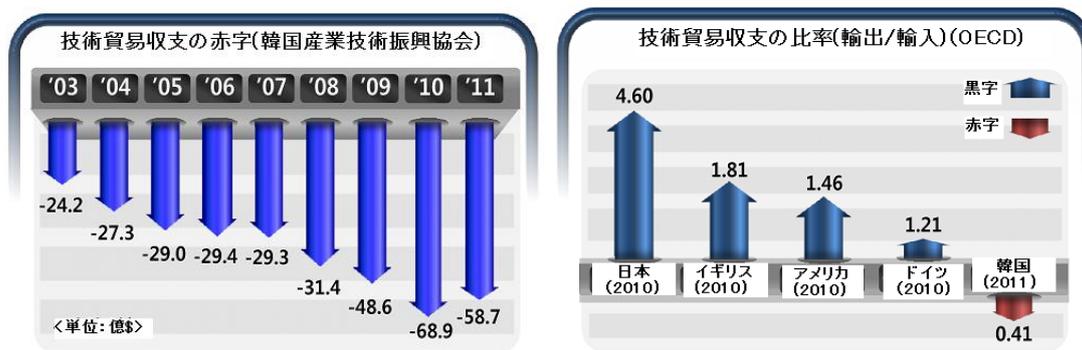
GDP10億\$当たり内国人の特許出願件数(2012、WIPO)



R&D100万\$当たり内国人の特許出願件数(2012、WIPO)

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度がわかる技術貿易収支はその赤字規模が未だに増加傾向にあり、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

<図 I - 1 - 3> 韓国の技術貿易の現状



技術貿易収支の推移(2012年、国科委)

技術貿易収支の比率(輸出/輸入)
(2012年、OECD)

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略投資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることで創造力を基盤とする雰囲気国全体に拡大する必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 パク・ヨンジュ

1. 概観

知的財産の重要性は日増しに大きくなりつつある。伝統的に強力な知財権制度を展開してきた先進国はもちろん、かつて知的財産制度に対して拒否感を示していた多くの新興国も自国の状況に適した知的財産政策を先を争って展開しつつある。知的財産が貿易と本格的に連携し始めた1990年代から変わり始めた貿易環境もこのような新興国の変化を触発した原因の一つとして説明できるが、何よりも知的財産に基づく創造経済にシフトしなければ持続可能な成長は不可能であるという認識が国際的に広がっているためであるという説明がより説得力を持っているように見える。

知財権を巡る貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO/TRIPS体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単純な模倣者または追跡者に止まっていた新興国が新たに競争者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を加速化する要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これをTRIPSプラスアプローチと呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPOとWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は容易に知財権を取得させることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権法制の改善分野において2012年は注目を集めた1年であった。米国は2011年通過されたAIA法が計画とおりに履行できるよう関連規定の改正作業を進める一方、大規模な説明会を開催してAIA法が定着できるように細心の注意を払った。このような努力によって米国は特許庁が開庁して以来180年を超える歴史の中で初めてデトロイトに地域事務所を開所し、15のAIA施行規則を確定・発効した。

EUは40年間余りにわたって議論してきたEU統合特許制度の導入に対して2012年ついに結論を出した。EUは各国別に異なっている特許制度を統合して知財権関連の手続きを単純化すると同時に、取得と訴訟費用を大幅削減することを主な目的とする単一EU特許及び統合特許裁判所の発足法案で合意した。言語問題をめぐって最終的に出席しなかったスペインとイタリアを除いて、EU加盟国25カ国が参加する同法案が2014年から発効することで、EUは域内の知財権競争力が大きく向上すると期待している。

中国もまた大規模な知財権法制の整備が予告されている。2012年8月に発表された中国専利法(特許法)の改正案は司法機関と行政機関による二重の保護体系を構築することで知財権の保護水準を一層高める計画である。職務発明に関する告示(案)を通じて職務発明に対する褒賞を強化することで、知財権創出により友好的な環境を作るための取り組みも展開している。また、商標法の改正案には色彩、音商標など新しい商標制度を導入することと、著名商標の認定要件を緩和すると同時に侵害者に対する処罰を強化する規定が含まれている。2013年度法案通過を計画している中国はこのような一連の法制度の整備を通じて知財権に基づく知識社会に跳躍する戦略を実行してい

るのである。

比較的に知財権の保護に消極的であったインドとブラジルなど新興経済大国も知財権戦略を整えつつある。インドは政府内に知財権国家革新委員会を設置したことに続いて、2012年「国家知的財産戦略計画樹立のための草案」を発表した。この草案を通じてインドは国際基準に適した知財権法制を整った後、知財権の創出と活用を強化するというロードマップを提示した。また、急激なグローバル化及び技術の進歩によってインド社会が知識集約的な社会へとシフトしつつあるため、これをバックアップするためには政策上の努力が必要であることを明示した。ブラジルもまた特許審査の滞積を解決し、ブラジル内における知財権に対する認識を高めるための努力を強化していくと宣言した。また、PCT、マドリッド、ヘーグなど知財権国際システムの改善に積極的に参加する計画があることも表明した。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2012年全世界の出願は約195万件と大きく増加しているが、これは各国の審査待機物量の滞積と審査処理期間の増加をもたらした。全体出願のうち約40%が複数の国家に共通して出願される重複出願であると推測できるため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するため動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)が具体的な成果につながった代表例である。2012年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む11カ国と特許審査ハイウェイを実施しているが、これは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右できる影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上

初の会合を開いて以来2012年コルシカで開かれた第5回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。特に、第5回IP5特許庁長官会合で「グローバル特許審査情報システム」の構築に合意したことは大きな成果と言える。出願人が自分の国際出願を一つのポータルを通じて管理でき、各国の特許庁審査官は外国特許庁の審査情報を一目で確認できるシステムの構築に合意したのである。IP5特許庁が審査協力に止まらず知財権制度の調和と国際的な知財権システムの改善に共同で取り組むことに同意しているため、IP5協力が国際知財権システムの発展により大きな意味を持つと見られる。

2. 国際動向及び対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が求められる。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の国際的な競争力を高めるためには、海外で迅速かつ便利に獲得できるよう支援する一方、取得済みの権利は安定的に保護が受けられるように国際的なネットワークを構築することが必要である。そのため、特許審査ハイウェイ対象国家とPCT特許審査ハイウェイ対象国家を持続的に拡大する一方、主要国と審査品質の国際的な標準化に向けた協力も並行する必要がある。また、韓国企業が多く進出している中国、新興国の知財権当局と協力を深めることで現地における安定的な知財権保護に向けた基盤作りにも力を入れなければならない。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知財権保護に向けた基盤作りの努力が求められる。

グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APECなど各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に貢献することで、グローバル知的財産システムがユーザーに優しい方向に改善できるようにしなければならない。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような

努力が求められる代表的な分野である。

最後に、知財権模範国家として先進国と途上国間に存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

第2章 特許行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョン

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルの知的財産保護政策を力強く推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、先進一流国家の建設に貢献できるビジョンと政策方向などを設定している。

<図 I-2-1> 2012年度業務推進方向



第2節 ビジョン達成のための政策方向及び重点的な推進課題

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 世界最高の知的財産サービス体系の構築

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮と審査品質の向上など審査・審判サービスを高度化すると同時に、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映した知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、主要先進国との知的財産分野における協力を強化しつつ最貧国・途上国に対する知的財産シェアリング事業を拡大することで知的財産分野のG5としてのプレゼンスを高めた。また、特許行政情報システムを高度化し、民間に対する知的財産情報サービスの提供を拡大した。

2. 優秀な知的財産の創出・活用促進

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するためには、将来マーケットをリードする競争力を備えた知的財産権の創出を促進し、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を作り出せるようにすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は知的財産権と研究開発との連携を強化する一方、大学・公共(研)及び中小・中堅企業の知的財産能力を強化するために力を入れてきた。まず、政府が推進する研究開発の全過程において知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を未然に防ぎ、核心・源泉・標準特許の創出を促した。また、知的財産を基盤とする有望な中小企業がグローバル競争力を持つ企業として成長できるようコンサルティング、金融連携などを支援し、IP-R&D連携戦略が民間に拡散できる基盤を構築した。そして、大学・公共(研)が企業のニーズを反映した効率的な研究開発を行い、創り出された知的財産権が企業に連携できるよう取り組んだ。

3. 新知的財産社会への転換

中央責任運営機関である特許庁はユーザーに優しい様々な特許行政サービスを提供・運営する一方、知的財産を通じて韓国経済をリードしていく知的財産専門人材の養成、クリエイティブな発明人材の早期発掘・育成などを推進した。また、商標権特別司法警察隊を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、韓国企業の国際知財権紛争に対して紛争段階別にオーダーメイド型支援を行うため努力した。

第 2 編

世界最高の 知的財産サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2015年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供している。また、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで上げるために努力している。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて世界で最も早い審査処理期間を維持してきた。2012年の特許審査処理期間は年平均14.8ヶ月で、米国(21.9ヶ月)、日本(2011年25.9ヶ月)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスを提供できた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願

人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて早めに特許権を獲得して独占的な地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することができる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2012年には1,803万ドルと6倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争には対応する必要があり、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

2. 特許・実用新案の早急な権利化及び審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

イ. 推進背景及び概要

最近知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増え

つつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2012年16,373件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の早急な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるに連れ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時に無く高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に早急な権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ.推進内容及び成果

1)優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ)優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間は14.8ヶ月(2012年年平均基準)を達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2012年12月末基準で首席審査官が74人で9.9%、責任審査官が222人で29.6%、前任審査官が130人で17.4%、審査官は323人で43.

1%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

| 区分 | 経歴 | 教育履修 | | 意思決定権限 |
|-----------|---------------|------|--|--|
| 首席 審査官 | 審査経歴 10年以上 | 必修 | 審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ | 以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定 |
| | | 選択 | 審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ | |
| 責任 審査官 | 審査経歴 7年以上 | 必修 | 審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ | 意見提出通知、協議通知など |
| | | 選択 | 審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ | |
| 先任 審査官 | 審査経歴 4年以上 | 必修 | 審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ | 優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など |
| | | 選択 | 中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ | |

ハ)審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務処理速度を向上させるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行するようになった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

<表Ⅱ-1-2> 審査パート制の構成状況

(2012年12月基準)

| 審査局 | 審査課 | 審査パート |
|------------------------|---------|-----------------------------|
| 機械 金属 建設 (9課) | 一般機械 | 一般機械、工作機械、産業機械、建設機械 |
| | 自動車 | 自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品 |
| | 運搬機械 | 移送システム、物流システム、造船航空システム、陸上輸送 |
| | 原動機械 | エンジン、燃焼装置、動力装置、エネルギー装置 |
| | 精密機械 | 光学機械、計測機械、試験機械 |
| | 空調機械 | 空気調和、流体機械、冷凍機械、熱伝達 |
| | 金属 | 金属材料、製鋼、表面処理、金属加工 |
| | 建設技術 | 住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設、土木構造 |
| 化学生命 (9課) | 複合技術1 | 微細特殊加工、ロボット・ゲーム、制御機械 |
| | 生命工学 | 遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析、生化学 |
| | 化学素材 | 有機化学、高分子応用、高分子合成、無機化学 |
| | 精密化学 | 素材工程、光化学、応用材料、ナノ材料 |
| | 環境エネルギー | エネルギー、水処理、大気、資源・廃棄物 |
| | 薬品化学 | 製剤・化粧品、合成医薬、天然物医薬、バイオ医薬 |
| | 繊維生活用品 | 繊維加工、繊維素材、繊維機械、生活用品 |

| | | |
|--------------|--------|---------------------------------------|
| | 食品生物資源 | 食品保全技術、食品製造技術、生物資源生産、生物資源加工 |
| | 複合技術2 | 治療診断、セラミックス、粉体工程 |
| | 国際特許 | 新素材、バイオ、医薬、医療電子機器 |
| 電気電子 (6課) | 電気 | 電気機器、電気素子、電気エネルギー、電気制御、スマートグリッド |
| | 電子 | 印刷回路、電子機器、電子応用、電子回路 |
| | 半導体 | 半導体露光工程、半導体配線・蒸着、半導体エッチング工程、半導体集積工程 |
| | 電子商取引 | デジタルコンテンツ、ビジネスシステム、電子商取引システム、U-Health |
| | ユビキタス | 光ネットワーク、デジタルホーム、無人認識、センサーネットワーク |
| | 複合技術3 | 医療機器、二次電池パッケージ、電子素子 |
| 情報通信 (7課) | 通信 | 通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス |
| | 情報 | デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム |
| | 映像機器 | 映像素子、PDP、映像駆動 |
| | コンピュータ | コンピュータシステム、メモリシステム、コンピュータインターフェース |
| | ディスプレイ | 液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED、液晶表示素子 |
| | デジタル放送 | DTV、放送装備、画像処理 |
| | ネットワーク | ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送 |

2012年12月基準で審査課(チーム)別に3~5つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計119の審査パート(機械金属建設審査局34、化学生命工学審査局36、電気電子審査局24、情報通信審査局28)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

ニ)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められるか、もしくは苦情多発または社会問題として注目され業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野などを専門職位として指定し、審査熟練度を高める基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2012年12月現在、33の技術分野担当及び35のIPC分類担当職位に対して計68の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局18、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

<表Ⅱ-1-3>特許審査分野における専門職位(計68)

| 区分 | 機械金属 建設審査局 | 化学生命 工学審査局 | 電気電子 審査局 | 情報通信 審査局 |
|--------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| | 9 | 9 | 7 | 8 |
| 特定技術分野における 専門職位 | 国防関連の出願、変速機、半導体移送装置、無限動力など | 細胞、OLED素子、燃料電池システム、セラミックスなど | LED、核工学、半導体、金融システム、保安システムなど | 無線ネットワーク、フラッシュメモリ、PDP、コンピュータアーキテクチャーなど |

| | | | | |
|--------------|----|----|----|----|
| IPC分類担当の専門職位 | 9 | 9 | 10 | 7 |
| 合計 | 18 | 18 | 17 | 15 |

2)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ)開かれた審査制度の実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するに連れ、特許庁審査官の検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた審査制度が導入された。

開かれた審査制度とは出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度である。

<図Ⅱ-1-1>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



2010年公開されたIT分野の出願50件を対象に1次パイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で、意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で意見引用率33%を記録した。

このような2年間にわたるパイロット・テストの結果を基に、2012年からは専門家の意見共有機能が強化された開かれた審査専用システムを通じて開かれた審査制度が本格的にスタートされた。全技術分野を対象を拡大して実施した結果、228件に対して計407件の意見が提出され、審査着手90件のうち36件が提出された意見を引用し40%の意見引用率を記録するなど開かれた審査制度は安定的に定着しつつある。

<表Ⅱ-1-4>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

| 実施期間 | 対象件 | 意見提出件 (審査着手件) | 提出された意見 | 登録レビュアー (参加レビュアー) | 意見 引用件 |
|-------|-----|------------------|---------|----------------------|-----------|
| 2010年 | 50件 | 43件(41件) | 136件 | 53人(8人) | 17件(41%) |

| | | | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|----------|
| 2011年 | 50件 | 32件(30件) | 101件 | 69人(19人) | 10件(33%) |
| 2012年 | 228件 | 123件(90件) | 407件 | 846人(51人) | 36件(40%) |

ロ)国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EPO)間の相互協力が具体化したことを受け、国家間審査実務の共通点と差異点に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を、2012年には新規性判断結果を比較・研究して審査基準と実務のギャップを総合的に検討することで、審査結果を相互活用するための基盤を構築している。

ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育要件の現実化などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専門職位制度は業務生産性及び審査専門性の向上のために審査局の専門職位を

拡大していく予定である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては産業界への波及効果及び紛争可能性を考慮した対象出願の選別などを通じてより実効性のある制度に改善していく計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化し、IP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

3. 特許・実用新案審査インフラの改善

| | | | |
|---------|---------|-------|----------|
| 電気電子審査局 | 特許審査協力課 | 技術書記官 | チェ・ジョンユン |
| | | 工業事務官 | チョ・サンフム |
| | | 工業事務官 | キム・ギルス |

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

| 技術分野 指定年度 | 機械金属建設 | 化学生命工学 | 電気電子・情報通信 |
|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 1998 | (財)韓国特許情報院 | (財)韓国特許情報院 | (財)韓国特許情報院 |
| 2005 | (株)WIPS | (株)WIPS | (株)韓国IP保護技術研究所 |
| 2006 | - | - | (株)WIPS |
| 2008 | (株)IPソリューション | (株)IPソリューション | (株)IPソリューション |

*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2012年には約236億ウォンを投入して84,230件をアウトソーシングとして依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

| 年度 | 1992～ 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 審査処理件数 | 1,387,923 | 240,665 | 143,554 | 109,328 | 105,508 | 137,940 | 203,404 | 173,575 |
| アウトソーシング件数 | 365,114 | 80,825 | 74,432 | 78,593 | 59,782 | 64,484 | 81,500 | 84,230 |
| アウトソーシング比率(%) | 26.3 | 33.6 | 51.8 | 71.9 | 56.7 | 46.7 | 40.1 | 48.5 |
| 執行額 (百万ウォン) | 67,870 | 17,039 | 17,140 | 17,930 | 15,836 | 17,540 | 22,168 | 23,598 |

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

2011年には調査員の経歴が2年以上で、品質点数が平均以上である場合、年間調査物量の30%内で追加調査できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示代2011-11号)した。

さらに、2012年度には国際出願先行技術調査に必要な文献DB要件を補完し、国際出願先行技術調査の資格要件を改善すると同時に、特実先行技術調査品質の評価基準を改善し、国際出願先行技術調査品質の評価基準を追加するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(第2012-36号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進し、2012年度には約104億ウォンを投入して16,063件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－7＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

| 年度 | | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 審査処理件数 | 国内 | 2,902 | 3,630 | 4,462 | 5,802 | 6,148 | 5,710 | 7,281 | 9,201 | 11,480 |
| | 外国 | 11 | 19 | 292 | 2,478 | 6,787 | 11,216 | 13,529 | 13,785 | 18,225 |
| アウトソーシング件数 | ※ 国際出願先行技術調査事業は | | | | | | 5,672 | 5,200 | 6,870 | 16,063 |
| アウトソーシング比率(%) | 2009年～2012年の外国PCT国際調査の依 | | | | | | 50.6 | 38.4 | 49.8 | 88.1 |
| 執行額(百万ウォン) | 頼件に対して遂行 | | | | | | 3,222 | 3,266 | 4,314 | 10,390 |

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2012年度の審査処理期間を14.8ヵ月に短縮することに貢献した。今後も先行技術調査専門機関の管理監督及び教育訓練を徹底することで先行技術調査の品質をより高める必要がある。

ロ.国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用している。

これにより国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が、2012年以降は「韓国特許情報院」から名称が変更された「特許情報新興センター」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2012年には約25億ウォン余りを投入し、新規出願分類214,018件及び再分類38,118件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－8＞国際特許分類事業の年度別推進状況

| 年度 | | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規 付与 | 件数 | 174,006 | 177,500 | 188,000 | 225,310 | 206,226 | 194,097 | 196,093 | 191,422 | 214,018 |
| | 単価(ウォン) | 8,250 | 8,500 | 8,680 | 8,870 | 9,050 | 9,270 | ※参照 | | |
| | 金額 (百万ウォン) | 1,436 | 1,509 | 1,632 | 1,998 | 1,866 | 1,799 | 1,937 | 1,886 | 2,183 |
| 再付 | 件数 | - | 56,500 | 33,883 | - | 92,680 | 77,602 | 78,192 | 67,014 | 38,118 |

| | | | | | | | | | | |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 与 | 単価(ウォン) | - | 6,550 | 6,760 | - | 7,050 | 7,226 | 7,370 | 7,370 | 7591 |
| | 金額 (百万ウォン) | - | 370 | 229 | - | 653 | 558 | 576 | 494 | 289 |
| 執行額(百万ウォン) | | 1,436 | 1,879 | 1,861 | 1,998 | 2,519 | 2,357 | 2,513 | 2,380 | 2,472 |

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

IPC分類の一貫性を確保して審査の品質を高めるため、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)：29万\$；第2次MOU(2011年～2012年)：75万ドル；第3次MOU(2013年～)：870万\$)し、それによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めることで最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－1－9＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

| 年度 | 主要推進実績 | 所要予算 |
|------|--|------|
| 2006 | ・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営) | 380 |
| 2007 | ・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営) | 380 |
| 2008 | ・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営) | 700 |
| 2009 | ・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営) | 665 |
| 2010 | ・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営) | 677 |
| 2011 | ・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施) | 677 |
| 2012 | ・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施) | 677 |

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年及び2012年には現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を実施した。

4. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 電算事務官 アン・ジョンファン

イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2012年基準で計18(2012年チリが新たに指定される)の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

<表Ⅱ-1-10> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

| |
|---|
| オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、-)、エジプト(2009、-)、チリ(2012、-) |
|---|

* ()で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。インド、エジプト、チリは業務未開始。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2012年には前年比5.6%増加した27,109件の依頼を受けた。このうち16,373件は外国出願人から依頼されたもので、10,736件は国内出願人からの依頼である。

<表Ⅱ-1-11>PCT国際調査の依頼状況

| 区分 | | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国内 | 英語 | 2,079 | 2,619 | 1,818 | 2,065 | 1,949 | 2,101 |
| | 韓国語 | 3,992 | 4,546 | 5,272 | 6,765 | 8,001 | 8,635 |
| 外国 | | 2,853 | 11,653 | 13,978 | 13,877 | 15,716 | 16,373 |
| 計 | | 8,924 | 18,818 | 21,068 | 22,707 | 25,666 | 27,109 |

2012年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど合計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

<表Ⅱ-1-12>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パッカード(HP)、マイクロソフト、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これは世界的な企

業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、世界的な企業の先導技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」へのシフトが本格的に始まり、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。アップル、サムスン電子など世界的な企業は自社の価値を高めるためブランド経営に集中する一方、世界市場では商標・デザインを巡って係争中である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間を短縮させることに力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2011年3.1ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2011年4.8ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2011年9.5ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2011年6.6ヶ月に各々短縮に成功した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は遅いほうである。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が阻害されないよう取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に導入できるよう国際協力を強化している。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

イ.推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況

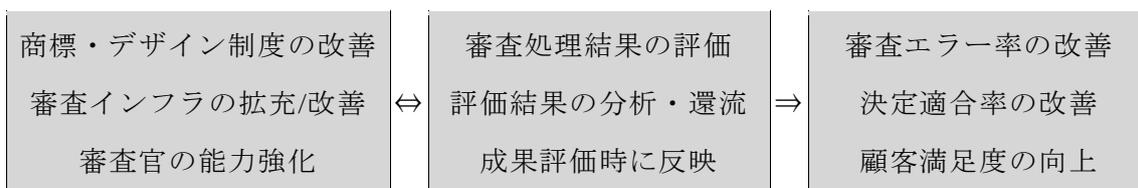
| 区分 | 韓国(2012) | 米国(2011) | 日本(2011) | 中国(2011) |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 商標 | 8.9 | 3.1 | 4.8 | 10.0 |
| デザイン | 8.8 | 9.5 | 6.6 | 3.0 |

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2012年度の商標審査処理期間は8.9ヶ月、デザイン審査処理期間は8.8ヶ月を達成し、2011年に比べて審査処理期間を約1ヶ月短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2012年度にこれらの3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

＜表Ⅱ－1－14＞2012年商標・デザイン審査品質向上推進体系

| | | |
|----------|---------|---------|
| 審査品質管理計画 | 審査評価・還流 | 審査品質の向上 |
|----------|---------|---------|



ロ. 推進内容及び成果

1)商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2012年に特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標不使用取消審判制度を改善し、商標ブローカーから零細業者を守るよう商号の先使用権認定要件を緩和する商標法改正案を設けた。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)を設けて2013年1月国会に提出した。

一方、商標・サービス業の名称及び類区分に関する告示で2013年バージョンNICE第10版の新しい商品・サービス業の名称及び包括名称を積極的に反映することでグローバルスタンダードに符合する商品・サービス業目録の構築及び国内に商標出願する外国人及び海外に商標出願する内国人の便宜を図り、類似商品・サービス業の審査基準を取引現状に符合するよう改正することで商品審査の正確性及び合理性を高めた。

2)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査

分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

3)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、これを各四半期ごとに定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

<表Ⅱ-1-15>2012年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

| 日付 | 審査争点/ノウハウ発表テーマ | 備考 |
|------------------|---------------------------------|------------------------|
| 第1四半期 4. 10. | 文字と文字が結合した商標の類似判断 | 商標3審査チーム イ・ハンギュ事務官 |
| 第2四半期 6. 13. | 技術的(性質表示)標章の審査品質向上対策 | サービス標審査課 イ・ジェヒ事務官 |
| 第3四半期 9. 12. | 文字結合商標の類似判断 | 国際商標審査チーム ノ・ジェスル事務官 |
| 第4四半期 12. 13. | 6-1-7号と審査基準第13条但書規定の 適用関係の考察 | 国際商標審査チーム イ・ソンヒ書記官 |

一方、学会、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計23回開催した。

＜表Ⅱ－1－16＞2012年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

| 日付 | 発表テーマ | 発表者 |
|--------|------------------------------|------------------------------|
| 4.30. | 使用による識別力判断時点及び立証方式の改善策の説明 | イ・ドッジェ 弁理士 (特許法人ファウ) |
| 5.24. | 有名商標の保護規定の整備 | キム・ビョンイル教授 (漢陽大学法学専門大学院) |
| 6.27. | 登録後異議申立制度の導入判断検討 | イ・ジェソン弁理士 (ジェソン国際特許法律事務所) |
| 7.17. | 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章関連の制度改善策 | キム・ヨンファン弁理士 (新太陽) |
| 10.24. | 使用による識別力に対する各国の法理検討 | シム・ミラン博士 (韓国知識財産研究院) |
| 11.30. | 商標権侵害訴訟における登録無効事由に対する審理判断 | チェ・ソンウ弁理士 (特許法人ウイン) |
| 12.28. | 商標法上、法廷損害賠償制度上の問題点に関する考察 | キム・ソクジュン弁理士 (榊WIPS) |

＜表Ⅱ－1－17＞2012年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

| 日付 | 発表テーマ | 発表者 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| 5.18. | Creative Thinking Creative Color | チェ・インギョ教授 (仁済大学) |
| 6.22. | キャラクター産業の現状及び侵害状況など | イ・ミンジェ事務局長 (韓国文化コンテンツライセンス協会) |
| 7.13. | 建築デザインの構成 | キム・ドクス教授 (ハンバツ大学) |
| 7.26. | デザインの保護対象拡大による登録要件及び権利範囲 | パク・ヒョングン弁理士 |

| | | |
|--------|-------------------|---------------------------------|
| 8.28. | 伝統文様の知的財産権における争点 | イ・チョルナム (忠南大学) |
| 10.16. | 重装備デザインの理解 | キム・ジョンハン先任研究員 (Doosanインフラコア) |
| 11.14. | デザイナーから見たデザイン保護制度 | ウ・ミョンチーム長 (韓国デザイン振興院) |

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

<表Ⅱ-1-18>2012年商標フォーラムの開催状況

| 日付 | 場所 | 発表テーマ | 発表者 |
|--------|----------|-----------------|--------------------|
| 7.3. | 韓国広告文化会館 | 商標、デザイン・広告との出会い | キム・ウォンオ教授 など6人 |
| 10.19. | COEX | 商標保護のための核心戦略 | ペク・カンジン判事 など10人 |

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-19>2012年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

| 日付 | 審査参考資料 |
|-------|----------------------------|
| 1.27. | 2012年デザイン物品分類における誤分類事例集の発刊 |
| 2. 1. | 音、匂い商標などのガイドブック |
| 3.20. | 商標取消差戻し審決事例集の発刊及び配布 |
| 4. 2. | 商標関連法令及び条約集 |
| 4.30. | 2011年デザイン取消差戻し審決事例集の発刊 |
| 6. 7. | デザイン関連法令集の発刊 |

| | |
|--------|--|
| 7.24. | 商標審査基準 |
| 7.30. | 上半期デザイン物品分類の誤分類事例集の発刊 |
| 9.19. | デザイン保護法の全部改正(案)関連の説明資料の発刊 |
| 9.21. | 商標法令体系の全面改編及び改正方案に関する研究 |
| 9.28. | デザイン拒絶不服審判の審決事例集の発刊 |
| 10.26. | 物品区分表の発刊 |
| 11.10. | 商標法上の登録主義の短所を保管するための使用主義要素の導入方法 |
| 12. 6. | TM4など先進国との比較研究を通じた国際的基準に符合する国内商品分類制度の構築及び整備方案の研究 |
| 12. 6. | FTA締結対象国の商標関連主要法令及び制度の比較研究 |
| 12. 7. | TM5の商標法及びデザイン保護法の比較考察 |
| 12.26. | デザイン物品定義書の発刊 |
| 12.27. | 下半期デザイン物品分類における誤分類事例集の発刊 |
| 12.28. | Design all Rightの発刊 |

ハ.評価及び発展方向

特許庁が独自に2012年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度調査を行った結果、審査分野の総合満足度は2011年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など持続的な審査品質の向上に向けた取り組みが必要であると言える。

<表Ⅱ-1-20>2012年度顧客満足度調査の結果(審査分野)

| 区分 | 総合満足度 | 記載事項の理解し易さ | 関連法規適用の正確性 | 審査官の審査専門性 | 審査過程の公正性 | 審査官説明の理解容易性 | 審査官の親切さ |
|----|-------|------------|------------|-----------|----------|-------------|---------|
|----|-------|------------|------------|-----------|----------|-------------|---------|

| | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 下半期 | 74.25 | 75.83 | 73.89 | 76.39 | 76.11 | 77.22 | 76.39 |
| 上半期 | 69.27 | 69.57 | 71.74 | 69.29 | 71.74 | 70.38 | 69.29 |

特許庁では2013年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

3. 商標・デザイン審査インフラの改善

イ.商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ハン・サンギョ
 デザイン審査政策課 行政事務官 コ・ジェホン

1)推進背景及び概要

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

2012年度商標分野では「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」の合意事項を反映するため音・匂い商標が導入され、商品に対する品質情報が提供できる証明標章制度が導入(商標法改正法律第11113号、2011.12.2.公布、2012.3.15.施行)された。そこで、音・匂い商標の識別力や類似判断基準、証明標章の出願人適格や証明標章の使用に対する具体的な審査要領などを設けて商標審査基準に反映した。また、使用意志のない指定商品や指定サービス業を無分別に出願することを防止するため、審査過程で出願人の商標使用事実または使用意志が確認できる手続きを設けた。また、結合標章の識別力判断、顕著な地理的名称と結合した商標、外国語標章などに対する判断基準を具

体化するなど制度改善課題の公募や審査争点・ノウハウコンテストなどを通じて発掘された改善事項を商標審査基準に反映した。

デザイン分野では1981.9.1.制定後15回にわたる改正によって複雑かつ散漫である構成体系を整備し、法令の解釈基準が不備もしくは曖昧な事項を新設・補完することで、新規審査官レベルでも法令を容易く理解して適用できるようにした。それを持って審査結果のばらつきを解消するためにデザイン審査基準を全面的に改編した。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に早めに適応できるように様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能であったため、出願人には商標選択範囲の縮小による不満の要因となり、審査官には過剰な検索性による審査負担の加重要因となっていた。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日からニース分類(NICE Classification)10版に改編した。産業発展の実状に合わせて類似範囲(類似群)を細分化及び調整することで商品取引現状との乖離を解消するとともに、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

2)推進内容及び成果

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

商標審査基準では第一、韓米FTA合意事項の履行に向けた商標法及び下位法令の改正に伴って新たに導入された音商標、匂い商標に対する審査処理基準を設けた。音商標・匂い商標は音・匂いだけで構成しなければならず、原則的に使用による識別力が認められた場合のみ登録を可能にした。また、音商標相互間、匂い商標相互間でのみ類似判断を行い、使用による識別力が認められても機能的な場合(例：オートバイエンジンの音)には登録が受けられないように決めた。

第二、新たに導入された証明標章において出願人適格は他人に該当証明標章を使わせようとする者で、法人のみならず個人も登録が受けられるようにした。また、証明しようとする商品またはサービス業の品質に関する事項など証明標章の使用に関する書類の必須記載事項を具体的に提示し、標章の構成の中に「品質保証」、「approve d」、「certification」、「guaranteed」などのように品質を表す文字があっても法第7条第1項第11号を適用して拒絶しないという規定など標章の審査に関する具体的な規準を設けた。

第三、商標を使用していない、もしくは使用する意志がない場合は拒絶または無効の事由になることを明示した。また、大規模な資本及び施設などが必要なサービス業を個人が指定した場合や類似する関係のない多数のサービス業を指定した場合などのように出願人の商標使用意志が希薄であると判断される場合は審査過程で使用事実や使用意志を確認するようにした。

第四、審査の一貫性を維持するために結合標章の識別力判断に関する最近の判例と解釈参考資料を追加し、顕著な地理的名称と業種名称が結合した標章に対する審査基準と証明標章の商品・サービス業審査要領に関する事項を商標審査基準に反映した。

デザイン審査基準における全面改編の基本方向は、①構成体系を法条文形式から脱して関連項目を有機的にまとめて施行文形式に変え、②用語の概念など基本的な事項

を充実に記述し、③適用事例及び判例など多様な参考資料を例示し、④内容が簡単に把握できるように図及び図表などをうまく活用することである。

改編されたデザイン審査基準の構成形式は、①全体の構成体系を30条文から6部32章に統合・補完・新設し、②個別項目を審査業務プロセスに合わせて関連法令、適用要件、適用方法、適用事例などの順に記述し、③項目別関連法令に条約及び下位法令の規定を追加で提示する形式となっている。

改編されたデザイン審査基準の構成内容は、第1部総則、第2部デザイン出願、第3部出願の補正及び分割、第4部デザイン登録の要件、第5部デザインの類似判断及び第6部その他審査事項の記述となっている。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1)転入審査官に対する教育の強化

2012年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

<表Ⅱ-1-21>商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

| 区分 | 局内部 | 研修院 | 特許審判院 |
|--------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 対象別教育 | 転入審査官及び新規採用審査官の職務教育(OJT)* | 新規・中堅審査官課程 (2つの課程) | - |
| 分野別教育 | 商標フォーラム (2回) | 法令及び事例研究課程 (12の課程) | - |
| 職務深化 専門教育 | 研究会の運営(4つ) | - | 訴訟実務及び法令教育 (2つの課程) |

*教育実績：転入審査官の職務教育(2回、19人)

(2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では商標と著作権との関係、使用による識別力に対する各国の法理、外国の有名な商標保護制度などを、デザイン分野では知財権の観点から見たアップル社のデザイン経営戦略、伝統文様や重装備関連デザインに対する理解など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務に適用することで審査品質の向上にも貢献できるようにした。

＜表Ⅱ－1－22＞2012年商標分野制度研究会の運営状況

| 日付 | 発表テーマ | 発表者 |
|-------|-----------------------------------|---|
| 1.31. | WIPOマドリッド | リュ・ジンオ事務官 |
| 2.29. | 普段使用する方法で表示する商標、 商標法上の相互制度の改善策 | パク・ソンス弁護士 (キム&チャン法律事務所) ソン・ホジン事務官 |
| 3.13. | 商標審査基準 | チョ・ウォンソク事務官 |
| 4.30. | 使用による識別力判断時点及び 立証方法の改善策に対する説明 | イ・ドクジェ弁理士 (特許法人ファウ) |
| 5.24. | 有名商標の保護規定の整備 | キム・ビョンイル教授 (漢陽大) |
| 6.27. | 登録後異議申立制度の導入可否の検討 | イ・ジェソン弁理士 (ジェソン国際特許) |
| 7.17. | 地理的表示団体標章及び地理的表示の証明標章 関連の制度改善策 | キム・ヨンファン弁理士 (新太陽) |
| 8.16. | 商標と著作権の関係 | イ・ヒョンウォン事務官 |

| | | |
|--------|-------------------------------|-------------------------|
| 9.19. | 中国の有名商標保護制度 | ユ・ビョンドク書記官 |
| 10.24. | 使用による識別力に対する各国法理の検討 | シム・ミラン博士 (韓国知識財産研究院) |
| 11.30. | 商標権侵害訴訟における登録無効事由に 対する審理判断 | チェ・ソンウ弁理士 (特許法人ウイン) |
| 12.28. | 商標法上法廷損害賠償制度上の問題点に 関する考察 | キム・ソクジュン弁理士 (株WIPS) |

＜表Ⅱ－1－23＞2012年デザイン分野制度研究会の運営状況

| 日付 | 発表テーマ | 発表者 |
|-------|----------------------------------|--|
| 2. 2. | デザイン保護法改正案及び無審査調整案 の主な内容 | ユン・ヒョンジン事務官 キム・ヒョンボム主務官 |
| 3.19. | 最近の公共デザインの現状及び展望 | イ・スンユン事務官 |
| 4.19. | デザイン類似容易創作をどう判断するか？ | ジン・ソンテ事務官 |
| 5.18. | Creative Thinking Creative Color | チェ・インギョ教授 (仁済大学) |
| 6.22. | キャラクター産業の現状及び侵害の実態など | イ・ミンジェ事務局長 (韓国文化コンテンツライセ ンシング協会) |
| 7.13. | 建築デザインの構成 | キム・ドクス教授 (ハンバツ大学) |
| 7.26. | デザイン保護対象の拡大による登録要件及び 権利範囲 | パク・ヒョングン弁理士 |
| 7.26. | デザイン物品分類関連告示の改正に向けた 審査官懇談会 | キム・ジフン事務官 |
| 8.28. | 伝統文様の知的財産権の争点 | イ・チョルナム教授 (忠南大学) |

| | | |
|--------|-----------------------------|---------------------------------|
| 9.27. | 知財権観点から見たアップル社の デザイン経営戦略 | キム・ジフン事務官 |
| 10.16. | 重装備デザインに対する理解 | キム・ジョンハン先任研究員 (Doosanインフラコア) |
| 11.14. | デザイナーが見たデザイン保護制度 | ウ・ミョン チーム長 (韓国デザイン振興院) |

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

2012年には特許ネットⅢの開通によって事務処理システム環境が大幅改善された。審査点検表上で検索結果を通じて先登録や先出願商標の確認が簡単にできるよう改善し、効率的な指定商品の照会や管理を可能にした。また、各種の審査情報を速やかに共有できるよう審査画面上の「審査共有ルーム」を活性化し、法令・制度、政策、審査品質、審査 이슈、商品・サービス業などに関連する資料を迅速かつ弁理に共有できるようにすることで審査品質が高められる環境を構築した。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人に対して適時に審査結果が提供できるよう審査処理期間をより徹底的に管理し、審査画面で審査状況が一目で確認できるようシステムを改善した。また、周期的に優秀通知書を発掘して全審査官が共有できるようにすることで出願人により詳細かつ正確な審査結果が提供できる環境を構築した。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

検索結果に対する戻機能を追加して検索の正確性や迅速性を高め、審査点検表上で1回クリックするだけで他の先出願・先登録商標が簡単に確認できるよう機能を高め

た。また、登録原簿上でも指定商品を類似群別に確認できるようにして正確かつ迅速な審査を可能にした。

(4)デザイン分類体系の整備

デザイン出願人の便宜を図ると同時にデザイン分類審査の品質を高めるため、物品の区分表(デザイン物品分類区分に関する告示)を改正した。主な改正内容は①分類変更によって28個の分類記号を削除し、②326個の物品名称(修正174個、削除137個、新設45個)を整備した。

(5)商品・サービス業分類体系の改編

(イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改編報告を行い、商標法施行規則類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業告示目録の改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

(ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編によって商品・サービス業の類似範囲(類似群)が324個から504個に大幅細分化され、類似範囲も180個増えた結果、従来に比べて55.6%増加した。具体的には商品の場合、類似範囲が277個から301個に[24個増加]増加し、サービス業は47個から203個に[156個増加]増え、従来に比べて大幅細分化されたことで実際の取引現状を最大限反映する改編作業を完了した。

同時に、類似商品・サービス業審査基準の総則を前面改正し、商品・サービス業審査を強化した。また、同審査基準の指定商品名称表記方式をハングルと英文名称を併記し、商品・サービス業に対する国際分類(ニース分類)名称に対する理解を高める作業も並行して行った。

3)評価及び発展方向

2012年度には商標保護範囲が音・匂い商標など特殊な分野にまで拡大するとともに、証明標章制度が導入されるなど商標分野に多くの変化が生じた。そこでこのような変化に能動的に対応するために商標審査基準など関連規定を整備したが、制度施行初期であるだけに不備な点が出てくる可能性も否定できない。また、特殊な商標に対する出願が徐々に増えつつあり、今後もより多様な商標権保護に対するニーズが発生するものと予想されるため、出願人に迅速かつ正確に権利が与えられるように具体的な審査基準を設けて審査に適用することが重要である。したがって、2013年度には既に確立されている審査基準や審査事務取扱規程などが新しい制度の導入趣旨に合致するのか、そして出願人の権利確保に正しく適用されるのかを綿密に検討して不備な点を補完することで、正確な審査基準を確立することが重要であると判断される。

また、2012年度に開通した特許ネットⅢがある程度安定化段階に入っているものの、審査の正確性や迅速性が事務処理システムに大きく影響されるという点を考慮して、持続的にシステム改善が必要な事項を発掘するとともに、機能を高度化させ、審査官が安定的に審査に専念できる環境を整っていくことが求められる。

同時に、取引現状の多様化によって知的財産権間の境界が曖昧になるなど、時代の流れや環境の変化によって審査官の多様かつ幅広い知識が求められるだけに、このようなニーズに応えられる適切な教育プログラムを開発・運営して審査品質を高めることで出願人に安定的な権利が付与できるよう、業務を推進していくことが必要である。

デザイン分野では2014.7.1から国際デザイン出願制度及びロカルノ分類制度の導入

に向けて現在改正作業に取り掛かっているデザイン保護法及びその下位法令の変更事項をデザイン審査業務に適用するため、2013年にデザイン審査基準を改正する予定である。

ロ. 商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンホ
デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003.1.10)を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた人手による翻訳を意味する)して指定商品を分類した後、指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部である先行デザイン検索などを外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先

行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することにある。

ヘ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2012年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年、「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的実施した。その結果、事業の満足度を示す品質評価点数が2008年83.4点から2012年93.68点に上昇するなど持続的に調査品質が高まりつつある。

<表Ⅱ-1-24> 商標調査分析事業の品質点数

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 品質点数(点) | 83.4 | 84.71 | 86.38 | 92.13 | 93.68 |

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数差引制度を導入した。

2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず図形商標も商標調査分析事業の対象に入れた。文字商標の約5倍に達する図形を検索するのに多くの時間がかかるため、図形商標検索をアウトソーシング事業に追加することで審査官の業務負担を減らすとともに全体的な審査品質の向上を図った。

2010年9月には審査官－サーチャーのマッチング制度を導入し、審査官－サーチャー間の双方向コミュニケーションを通じた調査協力方法を取り入れ、事業品質が大幅向上した。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす方法を模索した結果、調査分析事業の内容を一般調査と専門調査の2トラックに分け、一般調査は従来の調査分析内容に法理判断を追加し、一方専門調査は商標審査官経歴者や弁理士などを活

用して審査全般にわたって審査官業務を補助させる改善策を設けた。これは2012年10月からパイロット・テストを実施しつつシステムを構築するなど専門調査分析事業の導入に向けて基盤を整える成果を挙げた。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させ、複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らし、国際商標1次審査処理期間を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

英文指定商品翻訳事業の誤訳率を見ると、競争体制の導入初年度である2009年度には前年より減少した0.03%を記録し、2010年には多少増加したが、2011年度には0.02%、2012年には0.01%に減少した。

英文指定商品の分類事業における誤分類率も2009年度に3.20%を記録したが、2010年度は0.38%、2011年度は0.35%、2012年0.02%と誤分類の事例が大幅改善されている。

<表Ⅱ-1-25>マドリッド国際商標登録出願の品質点数

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 誤訳率(%) | 0.09 | 0.03 | 0.07 | 0.02 | 0.01 |
| 誤分類率(%) | - | 3.20 | 0.38 | 0.35 | 0.02 |

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は2009年新たに始めた商品分類事業と図形商標分類事業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。毎年商品分類と図形分類

の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類を減らすための対策会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関サーチャー間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官とサーチャー間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商品分類事業の誤分類率は1.0%を記録したが、2010年には0.22%に減少し、2011年度には0.40%に小幅上昇したが、2012年度には0.07%へと大幅減少した。図形商標分類事業の誤分類率も2009年度は6.09%を記録したが、2010年には2.77%に減少し、2011年度には2.96%に小幅上昇したが、2012年度には1.42%へと大幅減少した。

<表Ⅱ-1-26> 商標(図形商標)分類事業の品質点数

| 区分 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 商品誤分類率(%) | 1.00 | 0.22 | 0.40 | 0.07 |
| 図形商標誤分類率(%) | 6.09 | 2.77 | 2.96 | 1.42 |

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する運営要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

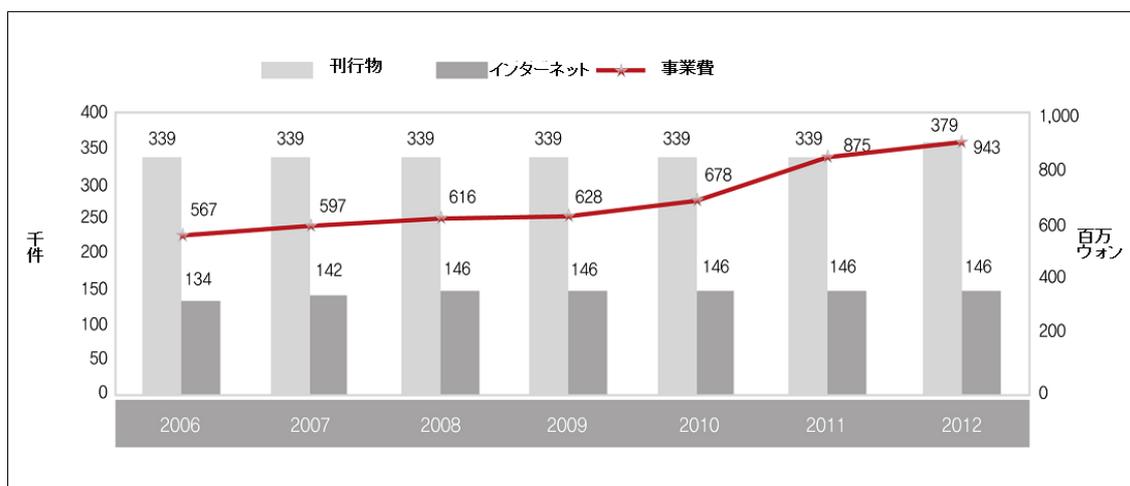
この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関との委託契約を通じて年間事業量を配分する方式で進められている。

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャーター間の討論会の開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーターの業務能力を高めた。また、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書品質に対する満足度が2010年86.75点から2011年度には93.60点に上昇し、2012年には95.90点を記録するなど審査品質の向上に貢献している。

ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となっているデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されるデザインなど大きく3つで構成される。2012年度はこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供受けることになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されるデザインを審査参考証拠資料として収集する予定である。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜図Ⅱ－1－2＞公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、新ヘーグ協定加盟に備えるためであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3)評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

商標審査の品質を高めると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業で審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年と2010年は99.5%、2011年と2012年は99.7%へと持続的かつ安定的な傾向を示し、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－27＞商標調査分析報告書の活用率

| 区分 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 活用率(%) | 96.8 | 98.4 | 98.7 | 98.8 | 99.69 | 99.9 | 99.5 | 99.5 | 99.7 | 99.7 |

特許庁は審査人材の増員には限界があるため、現在全体出願件数対比30%水準であるアウトソーシング物量を2015年には50%まで拡大する計画である。特に、専門調査分析の拡大を通じて審査処理期間の短縮に大きく役立てるよう運営する計画である。同時に、調査品質を高めるためのサーチャージャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を減らすことでマドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を高めることを目的としている。このような目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるために様々な努力を傾け、誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速に処理し、審査業務を円滑に支援することである。そのため、分類人材の能力を強化するための理論及び実

務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を指定・育成して国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安管理にも万全を期している。一方、2013年度には審査処理期間の短縮とデザイン審査官の業務負担の軽減、事業効率性の向上などのために調査分析事業を全面改編し、専門調査と一般調査の2トラックで運営する予定である。アウトソーシングの規模も2012年10,228件から17,712件まで拡大する計画である。また、最近全体出願件数対比25%水準であるアウトソーシング物量を2015年まで50%まで拡大する計画である。同時に、調査分析品質を高めるためにサーチャー能力強化プログラムの改善と独自品質評価など引き続き品質管理努力を傾けていく予定である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2012年度の事業

はデザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後、毎月納品したが、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2012年末デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-28>2012年デザイン審査資料の保有状況

(2012.12月末)

| 区分 | | 数量 | 蓄積期間 | 収集周期 |
|-----|--------------|------------|--------|------|
| 国内 | デザイン公報 | 1,137,167件 | 1960 ～ | |
| | 実用新案公報 | 465,306件 | 1999 ～ | 月2回 |
| 海外 | 日本公報 | 1,277,837件 | 1999 ～ | 週1回 |
| | WIPO公報 | 132,166件 | 1998 ～ | 週1回 |
| | OHIM公報 | 567,171件 | 2003 ～ | 週4回 |
| | 米国公報 | 209,784件 | 2002 ～ | 週1回 |
| | ドイツ公報 | 163,715件 | 2006 ～ | 週1回 |
| | 過去の外国公報 | 676,892件 | ～ 1999 | |
| その他 | カタログ、インターネット | 4,153,641件 | 1980 ～ | 常時 |
| | 画像デザイン | 162,190件 | 2003 ～ | 常時 |
| | 字体 | 30,841件 | 2004 ～ | 常時 |
| 計 | | 8,976,710 | | |

* 審査資料DB総計＝アウトソーシング事業を通じた公知デザイン構築件数(7,072千件)＋国内公報＋1998年以前日本公報件数

へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。関連政策としては、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくなかったためである。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の声を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟への必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野における多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、TM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議を誘致(2013.12)するなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2013年度TM5年次会合の開催を成功させることで韓国が特許と商標の両分野を併せる、名実ともに知的財産分野のG5になったことを対内外に知らしめることになると見られる。また、米国・日本・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ホボム

1)デザイン法条約(Design Law Treaty、DLT)

イ)推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ)推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公告延期、交信住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公告延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しくは改正中である。特に、国家に係留中であるデザイン保護法の全部改正案には出願日に

影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける出願人の便宜を図るために国内法の改正が求められている。

ハ)今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は条約履行による影響分析及び途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であった。しかし、2012年9月WIPO総会は上記の問題を解決するために努力するようSCTに勧告し、SCTはDLT導入による影響分析に対する研究を補完して再び調査・分析するとともに、途上国支援に向けた内容を条約案に反映する方法を模索している。それによってDLT採択に向けた外交会合の開催可能性も高まりつつある。

特に、次期会合からは途上国への支援問題が主な議題になるものと見られるため、韓国も同案件に対する議論に積極的に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、競争力を備えた韓国企業のデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が増大しつつある。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方法に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定は WIPO に一つの出願書を提出すれば、複数の指定国に出願する効果が出るデザイン国際登録に関する条約であり、1960年改正協定と1999年改正協定で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易くするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブで改正された協定に加盟することを確定した。

特許庁は2009年ヘーグ協定の導入に向けてデザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーを開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年にはWIPOとの会議を開催して条約加盟と関連して両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。同時に、2011年9月ヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案を国会に提出した。しかし、国会に上程された法改正案は18代国会会期の満了で廃棄された。

2012年にはヘーグ協定を反映したデザイン保護法の改正に向けて政府内の手続きを再び推進し、2013年1月に同改正案を国会に提出した。

ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案で設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて整備する必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには先に制度を理解しておく必要がある。特許庁は今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない米国、日本、中国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などに共同対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会合及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく方針である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 シン・ジュンホ

特許審判は産業財産権(特許・実用新案・デザイン・商標)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が行っている。

このような特許審判は審査官の処分に不服して請求する審判で、請求人だけが存在する「決定系審判」と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で請求人と被請求人が存在して当事者対立の構図を取る「当事者系審判」に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

最近知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、韓国の場合2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加傾向にある。2012年の審判請求件数は2011年14,430件から2%程度増加した14,747件である。

<表Ⅱ-1-29>最近5年間の審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

| 年度 | | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|---------------------|------|---------|---------|----------|----------|--------|--------|
| 審判請求 件数 (増加率) | 特許 | 11,703 | 13,144 | 11,389 | 9,829 | 10,137 | 10,441 |
| | 実用新案 | (11.6%) | (12.3%) | (△13.4%) | (△13.7%) | (3.1%) | (3.0%) |
| | 商標 | 5,897 | 5,720 | 4,194 | 4,043 | 4,293 | 4,306 |
| | デザイン | (17.9%) | (△3.0%) | (△26.7%) | (△3.6%) | (6.2%) | (0.3%) |

| | | | | | | | |
|--|----|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| | 合計 | 17,600 (13.6%) | 18,864 (7.2%) | 15,583 (△17.4%) | 13,872 (△11.0%) | 14,430 (4.0%) | 14,747 (2.2%) |
|--|----|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011年4月)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011年6月)、SK-LG間の2次電池特許紛争(2011.12)、サムスン-LG間OLED特許紛争(2012.9)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU FTA発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの増加傾向にある。

<表Ⅱ-1-30> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

| 年度 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 侵害 1審 | 70 | 74 | 129 | 184 | 418 |
| 侵害 2審 | 25 | 28 | 41 | 54 | 47 |
| 最高裁判所 | 6 | 8 | 14 | 14 | 15 |

* 出処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr> ⇒ 情報広場 ⇒ 司法年鑑(統計)
⇒ 当該年度民事PDFファイル)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間目標を2010年24.5ヶ月から2011年19.5ヶ月に短縮することで審判の競争力確保を図っている。また、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため、持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近には一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中であ

の特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、審判処理期間を2016年6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2012年度には審判の早急な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を9.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成及び審判官欠員の最小化などを通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を前年比0.5ヶ月短縮し、特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり、口述審理もまた民事裁判所水準に拡大施行(2007年161件→2012年953件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数または適正な水準に調整する必要があると言える。

<表Ⅱ-1-31> 審判官の定員と審判処理期間

| 区分 | | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------------|---------|------|------|------|------|------|------|
| 審判官 (名) | 特許・実用新案 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 商標・デザイン | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | 合計 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |

| | | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 審判処理期間(ヶ月) | 5.9 | 5.7 | 8.0 | 9.9 | 9.5 | 9.0 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

*2011年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本20月/6月、米国17月/6月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許裁判所の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2011年17.3%から2012年16.5%に0.8%減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2012年22.8%で2011年の22.6%と類似する水準を維持した。特許裁判所における審決取消率が2007年以後持続的に減少していることは審判品質の向上に向けた特許裁判所の地道な努力の結果とも言える

2. 審判品質の向上

| | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 特許審判院 | 審判政策課 | 行政事務官 | チョ・ゾンホ |
| | | 行政事務官 | チョン・ソクジョ |
| | | 工業事務官 | ペ・ジンヒョ |

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵と浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、適正な審

判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2008年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から品質に変え、審判品質の向上に向けて品質と連携した評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官専門性の強化などに大きな努力を傾けた。審判品質を持続的に高められるよう審判院の中長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

ロ. 推進内容及び成果

1)審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ)審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン・機械・化学・電気など5つの分野で構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が評価委員として参加し、四半期毎に1回開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が確定された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を宣告した事件を即時に評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定した。また、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活用した。

ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として判例評釈を公募した。従来は公募対象が特許庁全職員であったが、2012年からは外部までその対象を拡大した。2008年から2012年まで特許庁の審査・審査官、ロースクール在学学生などが提出した判例評釈の累計件数は計162件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から37件を最優判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識として共有している。

＜表Ⅱ－1－32＞2012年判例評釈公募の結果

| 等級 | 発表テーマ | 所属 | 作成者 |
|-----|---|-----------------------|----------|
| 最優秀 | 特許侵害訴訟における特許発明の進歩性判断 | コンピュータ 審査課 | カン・フムジョン |
| 優秀 | 特許侵害訴訟中の進歩性判断における権利濫用抗弁の認定とその制限：適用要件に対する批判的な検討を中心に | 延世大ロース クールの在学 生 | チョン・ホンギョ |
| 優秀 | 商標法第7条第1項第12号の適用要件-指定商品の関連性を中心に- | 審判3部 | イ・ビョンヨン |
| 奨励 | 侵害訴訟中の権利無効抗弁に対する進歩性判断の可否 | 審判5部 | チョン・ソンウン |
| 奨励 | 特許侵害訴訟における進歩性の判断と権利濫用の抗弁 | 生命工学審査 課 | チェ・スンサム |
| 奨励 | 「携帯パッケージ」の形態に変化があるデザインの無効及び侵害禁止・損害賠償請求事件、デザイン権侵害禁止及び損害賠償請求事件に対する両判決分析 | デザイン2 審査チーム | イ・チョルスン |

ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人、検察庁3人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウを審査官・審判官に充実に伝えるため、裁判所勤務結果発表会を毎年開催している。多くの関心と参加の中で裁判所勤務経験者が発表すると、評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議されるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－33＞2012年裁判所勤務者発表会の結果

| 等級 | 発表テーマ | 勤務裁判所 | 発表者 |
|-----|------------------------------|-------|----------|
| 最優秀 | 刑事的観点から見た特許法違反罪に関する考察 | 検察庁 | ズア・スングァン |
| 優秀 | 米国と韓国の進歩性判断に関する比較法的な考察及び事例研究 | 特許裁判所 | パク・シヨン |
| 優秀 | 特許侵害訴訟における特許発明の進歩性判断 | 特許裁判所 | カン・フムジョン |

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判官等急制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を新規審判官、前任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。前任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は前任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から前任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

ロ)審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2012年からは1年未満の新規審判官を対象に審決文読会を実施している。毎月2人の新規審判官を中心に読会が開催され、該当新規審判官は審決文全般に対する十分な事前検討及び発表する。また、特許審判院長を始め各分野の審判長も積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言をしている。

ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、これまで特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して多様な判例集を発刊してきた。

2012年5月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2008年から2011年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3)審判官の養成及び教育課程の充実化

イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審査官の判断基準を習得させ、予備審査官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審査官課程に2週間の特許審査院OJT課程を設けた。指導審査官との1:1マッチングで教育対象の審判事件を選定した後、審査合議体の合議に向けた合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審査官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ)審査部における自主学習組織の運営及び審査院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審査部が自律的に運営する審査部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審査部自習学習資料」に登載し、審査業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審査部選定などの基礎資料としても活用することでそれらを活性化させた。本学習は2012年1年間600回施行された。

一方、審査官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審査官の実務能力を高めた。また、特許審査院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年以降は審査品質の管理及び向上活動を強化する一方、審査の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審査院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審査の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2012年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2009年より多少低下した。また、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2009年に比べて改善された。これは2009年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

| 年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|------|------|------|------|
| 審決取消率(%) | 23.6 | 21.3 | 22.6 | 22.8 |
| 提訴率(%) | 15.2 | 15.7 | 17.3 | 16.5 |

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に推進する予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例を中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。また、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員から弁理士、ロースクール学生など外部に拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞勲等を特許庁長賞から長官賞に格上げする計画で、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に役立てる予定である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・テソップ

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)合議体の審判部の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えて口述審理を拡大実施している。特に2012年からは口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1)口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判手続きに当事者の主張をより正確に伝える口述審理が導入されてから、口述審理が開かれた件数は2009年165件、2010年647件、2011年757件であったが、2012年953件と4年間大幅に拡大された。

2)口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判

関係者及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

3)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。同時に、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを構築している。

<図Ⅱ-1-3> 当事者系口述審理が行われている審判廷



ハ. 評価及び発展方向

2012年は口述審理が本格的に施行されて3年目になる年で、裁判所からは特許審判

院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2012年69.8%へと徐々に増加し、特許審決に対する特許裁判所の取消率も2008年23.4%から2012年22.8%に低下するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に出前口述審理教育を拡大する予定である。また、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて提供するなど顧客の利便性を高める一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を義務付けることで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大化していく予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化に向けた制度改善に取り組んでいく予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

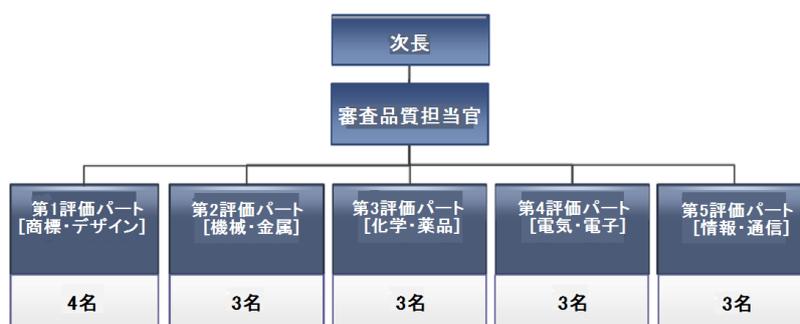
審査品質担当官 技術書記官 キム・グンモ

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務に対する品質を高めるため、審査官の審査結果に対する審査評価制度を運営している。

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく実行されているのかを評価を通じて独自モニタリングすることで、審査ミスを防止するとともに審査業務に対する補完事項を探し出して改善することで正しい審査業務を定着させ、高品質の審査サービスを顧客に提供するためのものである。

特許庁は1984年から始まった審査評価制度をさらに発展させるため、以前の「審査評価要領」の代わりに2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価は主に審査品質担当官室の評価官によって行われ、評価官は特許・実用新案・PCT分野の評価官と商標・デザイン分野の評価官で構成されている。

<図Ⅱ-1-4> 審査品質担当官室の組織図



知的財産権分野において国際協力と競争関係を維持している主要国特許庁も審査業務品質の向上に向けた審査評価制度を運営している。

<表Ⅱ-1-35>主要国における審査評価制度の運用状況

| 国家 | 主要運用状況 |
|------------------------|--|
| 米国 特許商標庁 (USPTO) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・ 審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・ 評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映 |
| ヨーロッパ 特許庁 (EPO) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・ 登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・ 評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用 |
| 日本 特許庁 (JPO) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質監理室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・ 品質監理室は審査品質管理及び統計を担当し、品質管理委員会の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は審査基準や審査指針の改正など審査プロセスの改善に活用 |
| 中国 特許庁 (SIPO) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査品質管理政策業務を担当する品質統制処と評価業務を遂行する品質評価組で構成 ・ 審査評価監理班の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は組織成果評価と教育及び制度改善などに活用 |

知的財産権分野における先進特許庁(特許分野IP5、商標分野TM5)で国際的な協力関係を維持するためには、世界最高水準の審査品質を確保することが重要である。そこで、特許庁は持続的に審査評価制度の運営及び改善、審査能力開発支援の強化などの取り組みを続けていく方針である。

2. 審査評価制度の運営

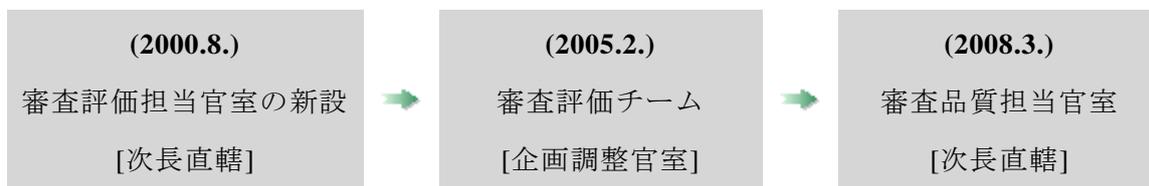
審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、補完事項を発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供するためのものである。

審査評価の客観性や公正性を高めるため、2000年8月に独立部署として次長直轄の審査評価担当官室を新設し、常時審査評価を遂行している。2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するため、経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織沿革



ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。2009年度には公正な審査評価のために審査評価書類フォルダーから審査官関連情報を削除したブラインド審査評価システムを導入した。

審査評価の結果は審査部署の組織成果評価に反映され、審査官の出来高給と昇進評価に直・間接的に影響を与えている。

イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別に3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単特審査官が半期別に20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断と審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2012年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は570人の審査官を対象に1,577件を、商標・デザインの場合は93人の審査官を対象に1,526件を、PCT報告書は939件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合597人の審査官を対象に1,737件を、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に2,171件を、PCT報告書は953件を評価した。

2012年度審査エラー率と関連して、特許・実用新案分野は2012年全体審査終結件の約2%に該当する評価件(3,314件)を抽出・評価して34件(1.0%)が審査エラー件として評価され、商標・デザイン分野は3,697件を抽出・評価して17件(0.5%)が審査エラー件として評価された。

また、最近5年間特許審査エラー率状況を見ると、2008年1.4%であった審査エラー率が持続的に改善されて1%内に維持されていることから、特許庁の審査品質が安定化していることが分かる。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終結した件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別1件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2012年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は570人の審査官を対象に541件、商標・デザインの場合は93人の審査官を対象に265件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合597人の審査官を対象に591件を評価し、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に316件を評価した。

2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質と関連する主要要素を抽出した後、その各要素の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、2000年度に初めて導入された。そして審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために2003年度(1次改善)、2007年年度(2次改善)、2011年年度(3次改善)にわたって一部指標と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率、請求項削減率、拒絶理由受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与えた。また、残りの要素はその重要性によって各々異なる加重値を与えた。

一方、総合審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を踏まえて最近2年間達成率の平均値で設定し、2011年度審査品質指数は目標値より1.1%超過達成したが、2012年には目標に比べて2.6%足りない97.4点を記録した。

＜表Ⅱ－1－36＞2012年度総合審査品質指数

| 構成要素 | 加重値(%) | 2012年目標(%) | 2012年の結果(点) |
|-------------------|--------|------------|-------------|
| 審査評価表の平均得点 | 55 | 99.59 | 99.55 |
| 審査品質満足度アンケート調査の結果 | 15 | 71.25 | 73.11 |
| 拒絶決定不服審判の取消差戻し率 | 10 | 27.58 | 32.45 |
| 登録決定件に対する請求項削減率 | 10 | 14.30 | 14.76 |
| 拒絶理由の受容度 | 10 | 22.16 | 18.75 |
| 総合審査品質指数 | - | 100 | 97.4 |

3)審査評価基準の改正

知財権顧客の不便を解消するとともに品質サービス改善するということから、些細な記載不備に対しては職権補正制度を活用して不必要な審査処理遅延が発生しないよう評価基準を改正した。また、商標分野では評価重点を審査点検表中心から通知書中心に転換した。

また、上記のような顧客中心の審査処理事項を顧客志向の観点と拒絶理由の一貫性という観定の加点類型に反映し、ポジティブな側面の評価を強化することで審査品質の向上を図った。

審査評価の正確性及び客観性を高めるため、2012年には特実分野にのみ適用していた「評価観点別等級基準」を商標、デザイン及びPCT分野まで拡大・適用できるように各審査分野に適した評価観点及び等級基準を新たに設計した。

＜表Ⅱ－1－37＞商標、デザイン及びPCT分野に適用される評価観点別基準の内容

| 区分 | 審査分野 | 評価観点(案) |
|------|------|---|
| 現行基準 | 特・実 | ①手続きの効率性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、 ④拒絶理由の一貫性、⑤顧客志向 |
| 新規基準 | 商標 | ①手続きの効率性、②識別力判断の正確性、③検索の充実性、 ④指定商品判断の正確性、⑤顧客志向 |
| | デザイン | ①手続きの効率性、②工業上の利用可能性判断の正確性、③検索の充実性、④拒絶理由の一貫性、⑤顧客志向 |
| | PCT | ①手続きの正確性、②明細書解釈の正確性、③報告書記載事項の充実性、④特許性判断の正確性、⑤顧客志向 |

「評価観点別等級基準」は審査の全過程において行われた審査内容を5つの評価観点(審査手続き、明細書解釈、検索、拒絶理由の一貫性、通知書/決定書の論理性/具体性)と6つの評価等級(卓越、優秀、普通、瑕疵、欠缺Ⅱ、欠缺Ⅰ)に細分化して構成した評価マトリックスであり、2010年から特・実分野に初めて適用して審査品質の定量的な水準の把握及び分析に活用している。

4)審査着手評価制度の施行及び審査品質警報システムの構築・運営

リアルタイムで審査品質動向を把握するとともに審査終結前に欠缺を修正して品質を高めるため、毎月着手した審査件に対する着手評価を2012年から本格的に実施した。半期別に施行する定期評価は審査が終結した件に対して施行するが、一方の着手評価は初めて審査に着手した件に対して施行するものである。毎月着手件の1～2%に対してサンプリング評価を行い、評価基準は審査評価指針に基づいて推進した。

毎月審査着手件に対する評価を通じて欠陥率の動向を把握して欠陥率が一定の水準以上に増加する場合、その程度によって管理警報または危険警報を発令し、欠陥増加の原因分析と対策を樹立することで審査品質の早期安定化を図っている。

<図Ⅱ-1-6> 審査品質警報システムの概念図



ハ. 評価及び発展方向

2012年度商標・デザイン分野の審査エラー率は0.5%で、2011年度の0.8%に比べて0.3%P減少し、特許・実用新案分野は2012年度1.0%で2011年度の0.9%に比べて0.1%P増加した。これは2012年特許・実用新案分野で審査物量の過剰策定及び特許ネットⅢ支援システムの不安定によるものと分析され、処理期間短縮のための審査物量の過剰策定は審査品質を阻害しない範囲で推進する必要があると判断される。

また、このような審査環境の変化による品質水準の変動を事前に診断して対応するために2012年から着手評価制度を導入し、毎月審査着手品質をリアルタイムでモニタリングして該当結果を審査局にフィードバックすることで最終審査品質を高めるよう評価方法を大幅強化した。

定期評価を通じた審査品質総合管理、着手評価を通じたリアルタイムの品質診断及び対応以外にも、審査課長による審査終結前評価制度を2013年新たに導入して品質管理主体としての審査課長の役割を強化することで審査全周期にわたる品質管理を推進する計画である。

一方、韓-米間の審査品質向上に向けた努力を促し、審査品質に対する相互信頼度

を高めるため、審査品質指標の国際的な標準化に向けた韓-米間共同研究を推進する予定である。また、PCT審査品質管理においても外部顧客の満足度調査を周期的に実施して審査品質改善計画に反映することで、PCT報告書に対する審査品質と顧客満足度の向上を図る計画である。

3. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急増していることから、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開発支援などを通じた持続的な品質向上に向けた努力が求められている。

審査業務は特許庁において最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁

権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位であり、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するために2011年に初めて施行された。パート別審査能力に対する長所・短所を比較・分析してパート別の状況に適した審査能力強化方法を提示することで、自律参加であるにもかかわらず参加率が持続的に増加しつつある。

＜表Ⅱ－1－38＞2012年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

| 審査局 | 上半期 | | | 下半期 | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 審査パート数 | 申請パート数 | 申請率(%) | 審査パート数 | 申請パート数 | 申請率(%) |
| 商標デザイン | 24 | 15 | 63 | 23 | 19 | 83 |
| 機械金属建設 | 34 | 9 | 27 | 35 | 27 | 77 |
| 化学生命工学 | 36 | 36 | 100 | 36 | 31 | 86 |
| 電気電子 | 24 | 22 | 92 | 24 | 24 | 100 |
| 情報通信 | 28 | 23 | 82 | 28 | 25 | 89 |

2) 審査品質チェックポイント集の発刊

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず特許関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

そこで特許庁は審査効率性及び審査品質を高めるために2011年に1次的に『特許・実用新案及びPCT報告書審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。2012年

には商標・デザイン分野を対象に2009年から2012年までの4年間の審査欠缺事例のうち頻繁に発生する審査欠缺を類型別に分析して審査欠缺を防ぐための『商標・デザイン審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。

ハ. 評価及び発展方向

半期別に累積測定された審査パート別の品質水準に対するオーダーメイド型分析結果を提供し、評価者(評価官)と被評価者(審査官)間の意見交換の場を設けた審査パート別オーダーメイド型説明会は基礎単位審査能力を効果的に強化するとともに審査品質の向上に貢献したものと評価されている。

2013年には2012年に追加で設計した商標、デザイン及びPCT分野の『評価観点別の等級基準』を評価過程に適用する計画である。主要観点別に個別評価件を適正等級に分け、定量的に出した結果を個人、パート、審査課、審査局、庁単位に分類して各測定単位の審査能力水準及びオーダーメイド型能力強化方法を支援することで、具体的かつ細分化された能力強化が可能になると予想される。

また、審査パート別オーダーメイド型説明会で出された審査部署の様々な意見と建議事項を整理・分析するとともに、関連部署との協議を通じた妥当性検討を通じて評価方式などを含めた品質管理体系全体を改善していく計画である。

商標・デザイン審査に対するチェックポイント集は審査部署に配布され、審査過程で頻繁に発生する審査欠缺を防止し、審査官の学習または教育資料として活用している。

今後米国、日本など外国の主要特許庁とも審査品質標準化及び欠缺事例を共有することで審査品質管理においても国際的な協力を推進していく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル
 登録課 行政事務官 クォン・イングック
 国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2012年受付書類の99.98%を期限(6日)内に方式審査を完了した。そのために方式審査業務プロセスを持続的に改善し(2012年12件の改善事項を発掘)、新規転入者に対する1:1密着指導、登録業務便覧の発刊など持続的に努力した。

<表Ⅱ-1-39>方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

| 区分 | 受付 | 期限内方式審査 | 遵守率 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 合計 | 1,477,636 | 1,477,407 | 99.98% |
| 出願 | 1,075,282 | 1,075,205 | 99.99% |
| 国際出願 | 26,553 | 26,553 | 100.00% |
| 登録 | 375,841 | 375,649 | 99.95% |

また、方式審査の正確性及び一貫性を高めるために出願分野では方式審査指針書の点検事項を権利別・書式別チェックリストで構築し、毎月業務プロセス改善協議会を通じてシステム改善事項を持続的に発掘・改善した。2012年産業財産権法令の改正事項などを反映した『出願方式審査指針書』の追録を発刊するなど方式審査担当者の実務能力を強化するとともに専門性を高めるために取り組んだ。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書

式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願瑕疵通知事例調査分析を通じて瑕疵を減らすための改善事項を発掘した。

登録分野ではオンラインで申請書を作成する際に主な差戻し事項を申請段階別に事前案内することで作成ミスを最小限に抑え、登録申請補正制度を導入して登録再申請による処理期間遅延問題を解消する一方、申請人からの主な苦情内容を反映して審査基準を合理的に整備した。そして、方式審査システムを効率的に改善することで方式審査の処理期間を短縮すると同時に正確度を高めた。また、方式審査研究会を活性化し、研究会で結論を出した模範事例を職員間で共有することで方式担当者の能力と専門性を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 イ・ヒョンドン

特許庁は1987年国際知識財産研修院の開院以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化して審査・審判の能力を高めている。そして、審査官経歴に合わせた水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営している。

まず、特許庁は基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程など教育課程を教育対象の水準別・段階別に運営し、特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2012年度だけで計34課程の1,582人に対して教育を実施した。

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連の法律教育を通じて法律に対する専門性を高めるための様々な教育課程は、審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに、現業適用度を高めて審査・審判品質向上に寄与している。

また、特許庁国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2012年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など

計172人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどアジア・太平洋地域23カ国などの知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有するとともに、知財権の法・制度や教育に対して互いに理解して協力できるように関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・ミンジュン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標として、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許と商標・デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の

教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施する一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるために努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育を拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設するとともに、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-40>教育訓練状況(2012年教育実績)

(単位：日、人)

| 課程名 | 教育日数 | 修了者数 |
|-------------|------|------|
| 新規審査官(40期) | 20 | 61 |
| 中堅審査官(23期) | 7 | 60 |
| 審判訴訟制度(5期) | 5 | 37 |
| 審判官(31期) | 7 | 30 |
| 商標法理論(13期) | 4 | 59 |
| 特許法理論(16期) | 3 | 80 |
| 民事訴訟法理論(8期) | 3 | 40 |

| | | |
|------------------------|----|-----|
| デザイン保護法(7期) | 3 | 48 |
| 商標法高級(12期) | 3 | 50 |
| 特許法高級(15期) | 3 | 77 |
| 民事訴訟法高級(7期) | 3 | 21 |
| 民法の理解(8期) | 3 | 22 |
| 審査、審判関連法律の争点事例 | 4 | 151 |
| 特許民法 | 2 | 42 |
| 基礎理論パイロット講座 | 5 | 86 |
| 明細書及び請求範囲の解釈(3期) | 2 | 75 |
| 先行技術調査(3期) | 3 | 34 |
| 審査事例研究基礎(2期) | 3 | 13 |
| 審査実務基礎 | 10 | 33 |
| 審査指導 | 2 | 40 |
| 審判決例研究(12期) | 3 | 68 |
| 知財権実務者(3期) | 3 | 28 |
| 特許審査事例研究高級(2期) | 2 | 21 |
| PCT審査基礎(8期) | 2 | 98 |
| PCT審査高級(9期) | 2 | 23 |
| 企画力の向上 | 3 | 7 |
| デジタルカメラとフォトショップの活用(3期) | 2 | 29 |
| 文書作成能力の向上(1期) | 3 | 41 |
| 文書作成能力の向上(2期) | 3 | 8 |
| 新知的財産権(3期) | 2 | 38 |
| 外国の知財権制度(2期) | 2 | 40 |
| 知財権専門教授養成(2期) | 2 | 54 |
| 知財権専門教授養成(3期) | 2 | 23 |
| パワーポイント(4期) | 3 | 45 |

| | | |
|---|-----|-------|
| 計 | 129 | 1,582 |
|---|-----|-------|

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 チョン・ムチョル

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際

的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培訓中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ.推進内容及び成果

2012年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でブラジル、エジプト、インドネシアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計11回、172人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,295人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

世界各国(計12カ国)の特許審査官19人が参加したWIPO特許法・特許審査官教育課程を始めに、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力の途上国知的財産制度課程、韓-ASEAN FTA経済協力の一環として設けられた韓-ASEAN知財権教育課程が運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程の他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2012年10月23日から25日まで中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域23カ国の知的財産権政策担当者及び関係者23人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「特許庁の人的資源開発の挑戦及び対応」をテーマにしたセミナーを開催した。IP機関の社会的役割や人的資源の開発と関連する戦略を共有する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力も拡大している。9月3日から5日までの3日間、韓・中・日の研修機関長が集まって第3回研修機関長会合を開催した。この会合を通じて3国共同セミナーの開催、e-ラーニングコンテンツの共有及び共同開発に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していく基盤を構築した。また、3国間協力とは別途に、中国・日本の研修機関の業務特性を考慮しながら各国の関心事に焦点を当てることで日本、中国との二国間協力もまた強化している。中国の場合、2007年から中国知識産権培訓中心(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーを開催しているが、2012年9月5日中国北京で「韓国の知財権制度」をテーマにした第5回セミナーの開催に成功した。11月27日には国際知識財産研修院で両研修機関間の業務協力のための会議を開き、学生創意発明教育に対する協力、韓・中研修院共同ウェブサイトの構築、両国の相互進出企業を対象にした教育プログラムの運営、講師の相互派遣などに関して議論し、e-ラーニングコンテンツ及びテキスト保有リストの交換、テキスト受け渡しなど韓・中・日の3国合意に関する後続措置を履行した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2012年にベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。5月22日から4日間、ベトナム特許庁の特許審査官10人を対象に韓国の特許制度及び審査システムに対する課程を運営し、11月12日から5日間はベトナム

特許庁の商標審査官15人、12月18日から4日間はベトナム特許庁のデザイン審査官9人を対象に韓国の商標・デザインなど知財権法と制度に対する教育課程を運営した。また、湾岸協力会議特許庁(GCCPO)との知財権分野業務協力及び外交増進の一環として特許審査官教育の運営に合意(2012年3月)し、8月27日から4日間GCCPOの特許審査官6人が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど7つのテーマで研修を行った。

<図Ⅱ-1-7>2012年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2012年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための講

師派遣型課程、PCT能力強化及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、2012年主管機関の事情で繰り延べとなった世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

＜表Ⅱ－1－41＞2012年国際セミナー及び外国人対象の教育実績

| 教育課程 | 訓練内容 | 細部日程 | 教育人数 |
|-----------------|---------------------|------|------|
| WIPO 協力課程 | WIPO特許法・特許審査課程 | 3月 | 19 |
| | WIPO商標法・商標審査課程 | 4月 | 20 |
| | WIPO Summer School | 6月 | 28 |
| | WIPOア・太地域セミナー | 10月 | 23 |
| KOICA 協力課程 | KOICA-ASEAN知的財産制度課程 | 3月 | 20 |
| | KOICA知的財産制度課程 | 9月 | 17 |
| 途上国 オーダーメイド型 | ベトナム特許審査官課程 | 5月 | 10 |
| | GCCPO特許審査官課程 | 8月 | 5 |
| | ベトナム商標審査官課程 | 11月 | 15 |
| | ベトナムデザイン審査官課程 | 12月 | 9 |
| その他 | IP5審査官共同研修課程 | 6月 | 6 |
| 教育人数の合計 | | | 172 |

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 概観

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 ファン・ウンテック

知識基盤経済の下で知的財産の創出・拡散・活用が経済成長の鍵として浮上し始め、国家間貿易においても知的財産と関連する物品の交易が増加したことで、WIPO、WTOなど多国間交渉や二国間貿易交渉においても国際知財権規範に対する議論が活発に行われている。各国は国際舞台で自国に有利な国際知財権規範を設けるための取り組みとともに、既に形成されている国際知財権規範に従って自国の国内法令改正に向けた取り組みも並行している。そこで、韓国特許庁も国際知財権規範を反映し、市場及び顧客のニーズ変化に対応するため、知財権制度の改善を進めている。

まず、特許分野の場合、特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範を反映することで特許制度の国際調和を推進し、国内外の環境変化に対応するための特許法及び実用新案法の改正を推進した。消滅された特許出願の回復機会を拡大し、特許手数料の返還対象を拡大する一方、共同出願の対象を明確にするなど現行制度における運営上の一部不備な点を改善・補完する改正案を2012年6月国会に提出した。

デザイン分野の場合、デザイン産業の環境変化に対応して保護対象をフレキシブルに拡大し、デザイン国際出願制度の導入に向けたヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟、創作者の権利保護強化などを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)を設けて2012年8月立法予告した。

審判分野の場合、顧客オーダーメイド型3トラック審判手続きの運営及び改善を通じて速やかな紛争解決を可能にし、韓-日、韓-中における審判分野交流協力基盤を強化して審判分野における国際調和及び審判品質をグローバル水準に発展させるために努力を傾けている。

第2節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 シン・ジンソップ

イ. 推進背景及び概要

発明者と企業、研究所など特許庁の主要顧客が不都合を感じる主な要因となっている複雑かつ厳しい特許審査・審判手続きを単純化し、発明の補正・補完をよりスムーズに行えるようにすることで、特許出願人が特許を受けられる機会を最大限保障するため、顧客オーダーメイド型特許制度の構築に向けた特許法・実用新案法の改正作業に取り組んでいる。

2012年には責任が負えない事由によって出願人が手続き期間を守れず出願が消滅した場合、救済できる対象を拡大する一方、出願日日程要件の緩和に対する国際的な流れ¹に歩調を合わせて出願人が早い出願日を確保することができるよう、出願日認定要件を簡素化することを骨子とする特許法・実用新案法の改正案にその内容を反映する作業を進めた。

一方、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」(以下本節では「韓-米FTA」とする)の合意事項を反映するため、設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入などを反映した特許法・実用新案法を施行した。また、上記の設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入と関連する出願人による遅延期間及び過料の加重・減輕基準を具体的に定義する特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

¹ 出願日認定要件の簡素化などを骨子として、各国特許制度の統一化・単純化を目標としている特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月妥結され、2005年4月発効した。イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計32カ国(2013年2月基準)が加盟するなど世界的に拡散する傾向にある。

その他にも個人情報情報の保護及び管理強化のために電子文書によって特許に関する手続きを踏もうとする者は公認認証書を活用した電子文書利用申告及び核酸のシーケンスなどを含む特許出願と関連する制度改善などのために下位法令を改正した。

ロ. 推進内容及び成果

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は改正の必要性及び緊急性などによって3段階に分けて推進している。第1段階は消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法第67条の3新設)、刊行物に準ずる電気通信回線範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第44条)及び手数料返還対象の拡大(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法の一部改正法律案に対して法制処の審査を経て国会に提出(2012.6.28)した後、国会での一部修正の後2013年3月22日特許法(第11654号)・実用新案法(第11653号)一部改正法律案が公布された。

<表Ⅱ-2-1> 第1段階特許法の主要改正内容

| 区分 | 改正内容 |
|-----------------|--|
| 特許出願の回復機会の拡大 | 出願人が責任を負うことのできない事由で審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)を守れなかった場合、その事由消滅日より2ヶ月以内に申請すれば出願を回復させる |
| 手数料返還対象の拡大 | 特許出願後1ヶ月以内に出願を取り下げる、もしくは諦めた場合、出願量、審査請求料以外に優先権主張申請料も返還する |
| 電気通信回線範囲制限規定の削除 | 大統領が定める電気通信回線を通じて公知された発明は特許を受けられなかったものをその他の電気通信回線を通じて公知された発明も特許を受けられないように規定 |
| 補正手続きの改善 | 最終的に補正された発明が何かを明確にするため、補正手続きで最後の補正前に行った補正は取下げとして看做す |
| 共同出願対象の明確化 | 共同発明者の外に持分譲渡などによって特許受けられる権利を共有するようになった承継人も共同で出願するよう明確に規定 |

第2段階は出願日認定要件の緩和と関連する国際的な流れ及び出願人の要求事項を反映するとともに、国内外の環境変化に応じた法改正に対するニーズを一括的に反映した。そして、難しい漢字の法律用語を易しいハングル表現に変え、複雑で長い文章を簡潔・明確に書き直すことで分かり易い法令作りに取り組んだ。特に、出願日認定要件の緩和と関連する改正事項は制度改善事項の内容が膨大であると同時に、改正案に対して庁内外から多様な意見が出たため、追加的な検討を通じて出願日認定要件の簡素化、明細書補正に関する原文主義の導入、民法改正事項の反映及び許可などによる特許権存続期間延長制度の整備などを骨子とする特許法・実用新案法の一部改正法律案を用意した。第2段階関連法案は2013年に立法予告、法制処審査、国会提出などを目指している。

第3段階は特許法条約など国際規範に反映されている事項である優先権主張の回復、出願補完、以前出願の引用などを反映するための制度改善であり、この事項は国内外の状況を注視しながら今後の改正を推進する予定である。

一方、韓-米FTAの合意事項を反映するため、2011年12月2日公布された改正特許法(法律第11117号)・実用新案法(法律第11114号)では特許権存続期間の合理的な保障のために出願人の責任でない事由で基準日²より遅れて特許登録された場合はその遅延期間分だけ存続期間を延長する登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入(特許法第92条の2～5新設)、特許侵害訴訟で営業秘密を知るようになった当事者などに裁判所が秘密を維持するよう命令する秘密維持命令制度の導入(特許法第224条の3～5、第229条の3新設)、出願人が特許出願の前に論文発表などを通じて自分の発明を公開したとしても公開日より6ヶ月以内に出願すれば拒絶理由から除外する公知例外期間を12ヶ月に延長し(特許法第30条第1項改正)、特許権者の合理的な権利保護のために単純に特許発明の不実施だけを理由として特許権を取り消していた現行制度を廃止する(特許法第116条削除)改正を行った。韓-米FTAの合意事項を反映するための特許法・実用新案法は韓-米FTA発効日(2012年3月15日)より施行された。

特許法・実用新案法の下位法令(施行令・施行規則)の改正は以下のとおりである。2

² 出願日後4年または審査請求日後3年のうち遅い日

012年1月6日改正・施行された特許法・実用新案法施行令では住民登録番号のような固有識別処理の根拠を設けるための規定を新設し、2012年6月28日改正(2012年7月1日施行)された特許法施行規則では特許協力条約規則の改正に伴って関連規定を整備した。そして、個人情報の保護及び管理強化のために電子文書によって特許に関する手続きを踏もうとする者は公認認証書を活用して電子文書利用申告をしなければならず、その公認認証書を活用して電子署名の後、電子文書を提出するよう改正した。一方、2013年1月3日改正(2013年3月1日施行)された特許法・実用新案法の施行規則ではオンライン包括委任登録申請の偽造・変造問題を解決するための制度改善及び核酸シーケンスなどを含む特許出願の場合は明細書にシーケンス目録を書かせる特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

韓-米FTA履行のため、2012年3月15日施行された改正特許法・実用新案法の下位法令では登録遅延による特許権の存続期間延長期間から除外される意見提出通知によって意見書提出期間のような出願人による遅延期間を定義し、違反回数、違反程度などによる過料の加重・減輕基準を具体的に規定した。

<表Ⅱ-2-2>特許法下位法令の主な改正内容(2012年改正)

| 区分 | 改正内容 | 公布日(施行日) |
|----------------------|---|----------------------------|
| 出願人による遅延期間 | 登録遅延による存続期間延長期間から除外される意見書提出期間、再審査請求期間、請求で延長された期間など出願人による遅延期間の定義 | 2011.12.2. (2012.3.15.) |
| 過料の加重・減輕基準 | 違反回数、違反程度などによって過料を加重したり、減輕する基準を具体的に規定 | 2011.12.2. (2012.1.1.) |
| 固有識別情報の処理根拠作り | 住民登録番号のような固有識別情報が処理できる手続きを明確にし、個人情報保護を強化 | 2012.1.6. (2012.1.6.) |
| 公認認証書を活用した電子文書利用届出制度 | 個人情報保護強化などのために公認認証書を活用した電子文書利用届出及び電子署名制度の導入 | 2012.6.28. (2013.1.1.) |

| | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|
| オンライン包括 委任登録申請手 続きの改善 | オンライン包括委任登録申請の偽造・変造問題を 解決するために包括委任状電子署名制度の導入 | 2013.1.3. (2013.3.1) |
|-----------------------------|---|-----------------------------|

ハ. 評価及び発展方向

2013年には出願日認定要件の簡素化などを主な内容とする特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法改正のため、法制処審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を2013年下半期国会に提出する予定である。

一方、特許法・実用新案法改正案の中で外国語出願可能言語及び国語翻訳文の提出手続きなど特許法・実用新案法改正案で下位法令に委任した事項に対する具体的な改正案を設けて、特許法・実用新案法改正案の公布及び施行に合わせて改正する予定である。

2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界で認められる高品質の審査をするためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡充とともに具体的かつ明確な審査基準の整備が不可欠である。また、特許先進5カ国特許庁(IP5：韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間でも審査結果の相互活用を促進するため、共通特許審査基準の構築を協力課題の一つとして推進している。

このような状況に他の国より先立って対応し、韓国の審査環境に適したグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年特許要件部分の審査基準を改正したことに引き続き、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加

など特許審査手続き全般に関する審査基準の改正作業を行った。

一方、2011年7月には改正特許法・実用新案法を反映して明細書背景技術記載に関する審査基準を新設し、その他優先審査及び審査手続き関連の審査基準を補完した。

2011年12月2日には韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、この改正法の内容などを反映するための審査基準の改正が2012年3月に行われた。

ロ. 推進内容及び成果

2012年3月の審査基準改正は韓-米FTA履行に向けた特許法の改正を反映する一方、微生物の寄託、請求項の記載、分割出願可能期間などに関して国際的な動向を反映し、出願人の手続き上の保障を強化する方向で行われた。

主な改正内容を見ると、まず韓-米FTAによって登録遅延による特許権存続期間の延長登録制度が新たに導入されたため、存続期間延長対象期間の算定方法、「出願人によって遅延された期間」の類型別判断方法、「出願人によって遅延された期間」の例外、存続期間延長登録出願の審査手続きなどに関する審査基準を新設した。

また、微生物寄託に関して条約及び国際的な審査基準の動向を反映し、微生物寄託が完了したと見る時期を従前の寄託機関の受託証発行日から寄託機関の受付日に改正し、自己項番号を引用する請求項に対する拒絶理由として42条4項1号も適用されることを明示した。

分割出願可能期間に関しては、拒絶不服審判請求後も拒絶謄本送達日から30日内(延長された場合は延長された期間)には分割出願を可能にし、特許法第52条第1項第2号の解釈に関して出願人が手続き上の不利益を被らないよう取り組んだ。

優先審査に関しては、優先審査出願間の審査順位は処理期限が先に到来する出願から着手することを原則とするが、審査の効率的な進行のために審査着手順位を調整す

ることができるという規定を新たに設け、地域特区の優先審査申請においては特化事業参加者も優先審査申請人になれるとし、地域特化事業に関する優先審査申請を活性化した。

2012年3月の審査基準改正によって、韓-米FTA締結によって新たに導入される制度が支障なく運用できるよう準備が整い、微生物寄託などに関して制度の国際的な流れに乗り出すことができ、分割出願可能期間及び優先審査申請に関して出願人の手続き上の機会をより充実に保障できるものと期待される。

一方、特許審査の国際協力時代を迎えて2011年までは特許、実用新案審査指針書のうち3、4、5、6部に対してのみ英語版を提供したが、2012年に残りの1、2、7部に対する英文化を完了して2013年3月に審査指針書全体部に対する英語版を発刊した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善・施行されたことによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からも好評を得ている。また、知的財産権のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げ、国際協力時代に問題なく備えることができた。

今後も国際規範を反映した特許法・実用新案法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産を守ることができるよう特許制度を改善していく予定である。また、このような制度改善を支えるため、顧客志向の世界的水準の特許・実用新案審査基準を維持・補完する努力も引き続き傾けていく予定である。

第3節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

イ. 推進経過

商標制度の利用が活発になり、個人の財産価値としての役割増大というポジティブな側面と同時に、制度を悪用するネガティブな側面も浮き彫りになった。特に、零細業者が先に使っていた商号を商標として登録した後、零細業者に警告状を送りつけて示談金を脅し取る行為が頻繁に発生し、ストック商標に対する不使用取消審判が請求されると知人と謀議して正当な不使用取消審判請求人の商標権獲得を妨害するなど不公正な行為が登場した。そこで、特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標不使用取消審判制度を改善し、商標ブローカーから零細業者を保護できるように商号の先使用权認定要件を緩和する商標法改正案を設けた。

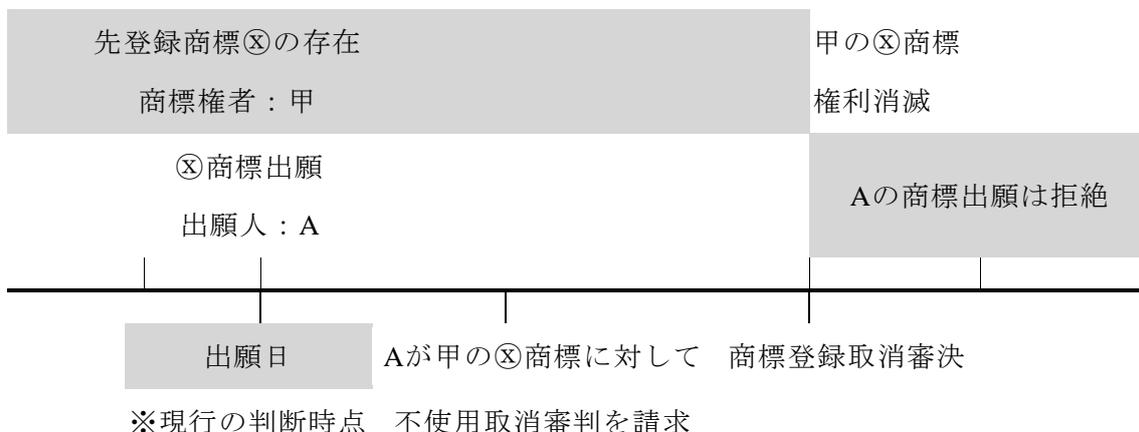
また、同改正案は意見提出期間を遵守できなかった出願人の権利を救済するため、手続きの継続が申請できるようにすることで出願人の便宜を図り、専門機関の業務停止命令の際にも事前にヒアリングを実施させるなど、現行制度の運営上現れた一部不備な点を改善する方案を含めて2012年11月16日国会の知識経済委員会を通過した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 商標不使用取消審判制度の改善

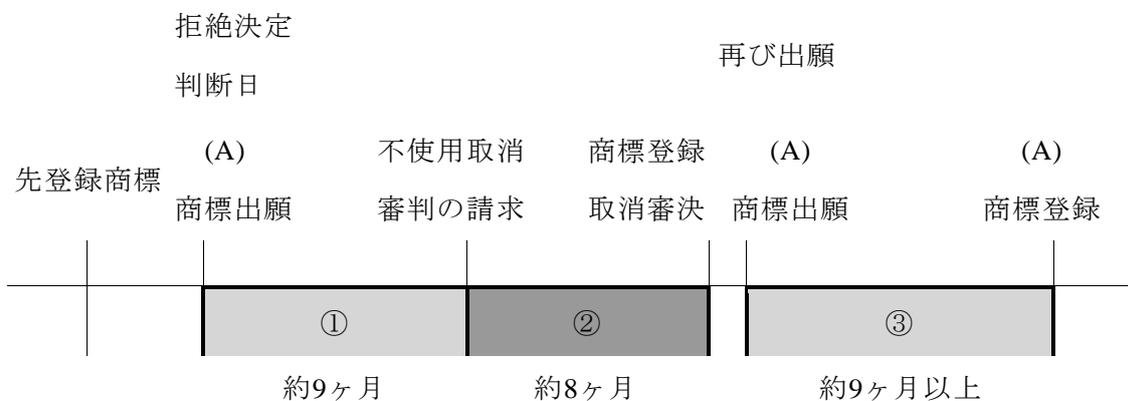
既存の商標法によればAが出願した⊗商標と甲の先登録商標⊗の同一・類似に関する判断時点が「出願時」となっているため、甲の先登録商標⊗が不使用を理由に消滅されても依然としてAの商標登録出願は拒絶された。

<図Ⅱ-2-1> 不使用取消審判請求に関する審査・審判の流れ図



したがって、出願人は商標登録取消審決の後に再び出願して審査を受けなければ商標権を取得することができず、出願人に不必要な手続きを強要し、商標権取得に約26ヶ月以上の長時間を要した。

<図Ⅱ-2-2> 不使用取消審判請求人の商標登録にかかる期間



そこで出願商標と先登録商標の同一・類似判断時点を「出願時」から「登録可否決定時」に変更し、取り消された商標と同一・類似した商標を再び出願することなく商標登録を受けられるようにしたため、出願人が不必要な迂回手続きを踏むことなく出願費用が削減できるとともに、約9ヶ月以上の審査処理期間を短縮することができた。

また、既存の商標法では商標不使用取消審判の請求人に6ヶ月間の出願優先権を与えていたが、同審判請求人が多数である場合は誰が優先権を持つのか不明確であった

ため、商標権者は商標不使用取消審判が請求されると第3者と謀議して同じ審判を請求させてから、本人は商標権を放棄して翌日に第3者に出願させることで商標登録を受けるように仕向けるなど制度を悪用する行為が発生した。

そこで商標不使用取消審判請求人の優先出願期間(6ヶ月)を廃止し、取消審判請求前に商標登録出願を先に行うよう誘導することで、取消審判請求人間の出願競合を防止する一方、第3者と謀議して不使用商標の登録取消を免れ、企みなく純粹に不使用取消審判を請求した者の権利を害する事例を防止することで公正な商標使用秩序を確立した。

2)期間未遵守に対する権利救済手段の導入

既存商標法によれば商標登録拒絶の事由がある場合、2ヶ月の期間内に意見を提出しないと、商標登録拒絶決定を受けることになっている。しかし、広告回数やアンケート調査などを通じて使用による識別力を取得したことを立証した場合、2ヶ月間の期間は短すぎるという苦情が多数発生した。そこで、シンガポール条約(STLT)で規定されている権利救済手段を導入し、定められた期間内に出願人が意見書を提出できなかった場合でもその期間満了日から2ヶ月以内に手続き継続申請書と意見書を提出すれば該当手続きを再び進められるようにしたことで、出願人の便宜を図った。

3)商標権の効力制限事由に対する立証責任の明確化

これまでは商標権の効力が及ばない例外事由として自分の名前、名称などを通常使用する方法で表示する商標を規定しながら、但書に再び例外を設けて「不正競争目的の使用はそうでない」と規定することで、例外の例外が認められる複雑な形態となっていたため、誰に立証責任があるのかが不明確であった。そこで、商標権の効力制限事由の例外を独立した第3項として新設して商標権の効力が及ぶ範囲を明確にすることで、法第51条第1項各号及び第2項各号の体系を統一した。

4)商号の先使用権認定要件の緩和

商標と商号は何れも商人の営業表示として機能するため、両者の区別が難しく、商標権と商号権の各権利の境界が曖昧で、商標権者と商号権者の間で頻繁に紛争が発生している。特に、零細業者は商標登録をせず商号を使用するケースが多いが、一方商標ブローカーなどは零細業者が先使用していた商号を商標として登録を受けた後、彼らに民・刑事上の責任を問うと警告して示談金などを脅し取る、いわゆる商標狩り行為(商標権乱用)が増加した。

しかし、既存の商標法上認められていた先使用权を主張するためには不正競争目的のない先使用のみならず、その商号の使用結果「需要者間で特定人の出处を表示することと認識されていること」まで要求されているため、地域範囲で営業している零細業者は保護を受けられない恐れがあった。

そこで、改正案は他人の商標登録出願前から自分の商号を商標として使用している者は不正競争の目的がない限りその商標を引き続き使えるようにし、善意の先使用商号権者を保護することで、商標制度を悪用する者から社会的な弱者である零細業者が不当な商標権紛争に巻き込まれないようにした。

5) 専門調査機関に対する業務停止命令時のヒアリング手続きの導入など

既存の商標法は専門調査機関の指定取消の場合のみヒアリングを実施させたため、業務停止処分の際はヒアリングが行われなかった。しかし、専門機関の指定を取り消すこと以外に業務を停止することも国民を当事者とする重要な行政処分であるだけに、事前にヒアリングを実施することで不合理的な行政処分が発生する余地を最小限に抑える必要がある。そこで専門機関の指定を取り消そうとする時のみヒアリングを実施していたものを業務停止を命じる時もヒアリングを実施させることで、専門機関の業務停止命令に対する争いの可能性を未然に無くすことができた。

ハ. 評価及び発展方向

今回の改正案は不正競争を防止して営業者の信用を守るとともに、需要者を保護するためのものであり、商標法制を不公正な方法で悪用して不正競争を凶る行為を根本的にシャットアウトすることで公正な商標使用秩序を確立するための改正であったと評価できる。

特許庁はこれに満足せず、商標法の目的の実現及び国民が各々自分の正当な権利を享受することができる公正な社会を目指して、持続的に制度を是正・補完していく計画である。

2. デザイン保護法全部改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 アン・ソンヨップ

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は1961年「意匠法(現在のデザイン保護法)」の制定以来、デザイン無審査制度の導入、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入など一部分に対する制度改善はあったものの、デザイン創作水準を高め、デザイン創作者の権利を保護するなどデザイン登録出願人のための制度改善までは至らなかった。

そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など様々な分野の意見や批判を聞き入れ、デザインの創作性要件を強化するとともに、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止し、関連デザイン制度を導入するなどの内容を中心とするデザイン保護法全部改正(案)を取りまとめて、2013年1月国会に提出した。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」の加盟に向けた法律を改正案に反映させることで、一回の手続きで複数の国家に出願する効果が得られると同時に、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願における出願人の便宜を図った。

ロ. 推進内容及び成果

1) デザイン創作性要件の強化

現行規定によれば、公知デザインの結合または国内で広く知られている周知の形状などから容易に創作できるデザインに対してのみその登録を拒絶していた。しかし、改正案ではデザイン登録出願前に国内のみならず国外でも広く知られている形状・模様・色彩またはこれらの結合によって簡単に創作できるデザインも創作性がないものと看做してデザイン登録が不可能となっている。

また、公知デザインの結合のみならず、単独の公知または周知デザインから容易に創作したデザインに対してもデザイン登録が拒絶できるように規定することで、最高裁判所の判例(2008フ2800)との一貫性を維持することができた。

同時に、周知の形状を国外まで拡大し、外国の有名デザインを模倣したデザインはその登録を排除することで、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的な雰囲気作りに成功すると予想される。

2) 関連デザイン制度の導入

現在類似デザイン制度は、自分の先登録または先出願デザイン(基本デザイン)だけに類似するデザインに対しては自分の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義違反でデザイン登録拒絶決定をせず、登録させる制度である。

しかし、類似デザイン権でデザイン登録を受ける場合、基本デザインと同じく審査を経て設定登録料を納付するにもかかわらず独自の権利範囲がないため、デザイン権を行使することができず、またその権利範囲が基本デザイン権に合体されることで類似デザイン権として登録する意味がなかったのである。

そこで、改正案では類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似した関連デザインに独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することで、デザイン権の保護が一層強化される見込みである。

3) 複数デザイン登録出願制度の改善

現在複数デザイン登録出願はデザイン無審査物品に限り20個以内のデザインを1デザインとして登録出願できるが、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定をする場合は複数デザイン登録出願されたデザイン全体に対して請求したり、審査しなければならない不便さが存在した。

そこで、改正案では審査・無審査(改正案は「無審査」を「一部審査」に変更)物品を問わず同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品に対しては100個まで出願を可能にし、複数デザイン登録出願されたデザインの一部に対しても秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定ができるように改善することで出願人の利便性を高めることができると見られる。

4) ヘーグ協定による国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録を受けようとする複数の国家を指定し、直接または締約当事者官庁を通じて世界知的所有権機関(WIPO)にそれを提出すると、指定した全ての国家に出願した効力が発生する国際デザイン出願制度を導入し、韓国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国として国際デザイン登録出願をする場合には原

則として国内で出願されたものと同じ効果が発生するものとし、審査と関連する全ての規定を適用する。但し、協定と相異なる一部の部分に対しては別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録手続きを明確にした。

5) その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも現在国会に提出されたデザイン保護法全部改正(案)は拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権存続期間の延長、新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料返還対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き補完制度の導入、デザイン無審査用語の変更、民法改正事項の反映及び分かり易い法令作り整備基準に従って法令を整備した。

<表Ⅱ-2-3> デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

| 区分 | 現行 | 改正(案) |
|----------|-------------------------------------|---|
| 複数デザイン | ○無審査品目 ○最大20個まで認める ○全体登録/全体拒絶 | ○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶 |
| 拡大された先出願 | ○本人出願も適用 | ○本人出願は除外 |
| 存続期間 | ○設定登録日より15年 | ○設定登録日より出願日後20年 |
| 職権補正 | ○無い | ○明らかな誤記である場合、審査官が職権で補正可能 |
| 新規性喪失例外 | ○出願時主張 & 出願日後30日以内に証明書類を提出 | ○審査官が拒絶理由を通知したり、第三者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張 |
| 類似デザイン | ○独自の権利範囲が認められない<判例> | ○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認める |

| | | |
|---------|--------------------------|-------------------------|
| 再審査請求事由 | ○図面の補正に対してのみ 再審査請求が可能 | ○補正事項全部に対して再審査請求が 可能 |
| デザイン無審査 | ○デザイン無審査登録出願 | ○デザイン一部審査登録出願 |

ハ. 評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月ヘーグ協定による国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月第18代国会任期満了によって自動廃棄された。

そこで特許庁は2012年6月これまで国会に提出された法律案とデザイン無審査用語の変更、分かり易い法令作りなど追加的な改正要因を反映するとともに、これまで単発性の部分改正によって発生した全体条文202個対比枝条文113個という問題を解決し、法律の条文体系を整備してデザイン保護法全部改正(案)を設け、2012年9月立法予告と公聴会などを経て2013年1月国会に提出した。

しかし、2010年国会に提出した法案の中でデザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大はデザインの成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護などで国民のデザイン自由実施の利益を侵害する恐れがあるという理由で大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが立法予告及び公聴会を通じて反対意見を示したため、今回全部改正案に反映することができなかった。

今回デザイン保護法全部改正(案)を通じてデザイン創作性要件が強化されたため、より良質のデザイン権が登録されて産業発展にも貢献できると判断される。また、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通じてデザイン権がより強力な保護を受けられると予想される一方、デザイン国際出願制度の導入によって韓国企業の優秀なデザインが海外でより迅速かつ簡単にデザイン権を獲得することができるようになったため、デザイン競争力もさらに高まるものと期待される。

第4節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・シンフッポ

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書及び審決文の電子送達制度導入を通じた審判制度・システムの改善、計46回の審判便覧改正会議を通じた審判便覧(第10版)の改正と分野別最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など様々な努力を通じて2003年14ヶ月であった審判処理期間が2010年9.9ヶ月、2011年9.5ヶ月、2012年9.0ヶ月に持続的に短縮された。

一方、2012年1月最高裁判所全員合議体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定の前に進歩性判断を通じて侵害かどうか判断することができる」と判決(2012. 1. 19宣告最高裁判所2010ダ95390判決)し、訴訟と同時に進行中である無効審判または権利範囲確認審判の処理が遅れる場合は、審判結果を待たずに判決できる余地が大きくなっている。また、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2010年8.3ヶ月、2011年7.7ヶ月、2012年6.8ヶ月と一般民事裁判所の法定処理期間である5ヶ月よりは依然として長い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合は3～4ヶ月以内に処理される点を考えると、画一的な審判処理期間の管理だけでは様々な審判当事者たちのニーズに応えるには限界が存在するため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型審判処理制度」を設けて施行している。

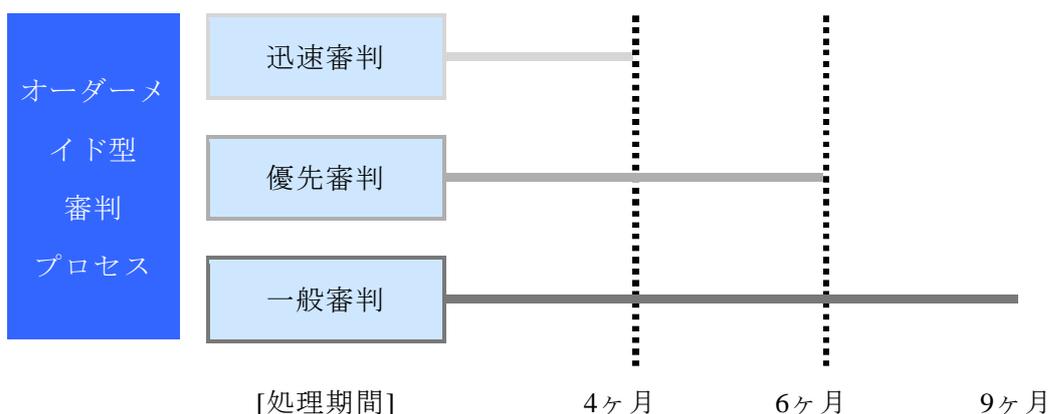
ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、速やかな処理を要する審判事件に

対する審判プロセスを3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

<図Ⅱ-2-3> オーダーメイド型審判プロセスの概要



一方、迅速審判の対象は最近持続的に拡大しつつある。2010年には無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判対象として追加し、2012年には侵害訴訟提起の後に請求された無効審判、貿易委員会の不公正貿易行為調査の開始決定がある事件、審判請求前に侵害禁止仮処分申請が裁判所に係留中である事件を追加的に迅速審判の対象に含めることで、特許紛争と関連する事件に対して速やかな処理を図っている。

＜表Ⅱ-2-4＞2012年優先、迅速及び一般審判の対象件数

| 2012年請求 | 商標・デザイン | 特許・実用新案 | 全体 |
|---------|---------|---------|--------|
| 優先審判 | 424 | 655 | 1,079 |
| 迅速審判 | 14 | 106 | 120 |
| 一般審判 | 3,868 | 9,680 | 13,548 |
| 計 | 4,306 | 10,441 | 14,747 |

ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで、特許紛争に巻き込まれた当事者に結果を速やかに提供するという点で高く評価できる。

しかし、依然として審判官の業務負担が大きい中で、顧客のニーズに全て応じることが難しいため、審判請求が増える場合は審判処理期間が長引く可能性があり、侵害訴訟裁判所で特許有効性を直接判断する可能性もあるという点を考えると、今後もう少し補完すべき側面もある。

例えば、検察または警察に係留中である事件や無権利者による出願の場合、関連審判事件は多くないが、審判処理遅延による当事者の不満は相対的に大きいと言えるので、このような事件を迅速審判などに追加で含めることができると判断される。また、裁判所及び他の行政機関が審判結果を充分活用できるような制度とともに関係機関と有機的な協力システムも並行して構築する必要がある。

2. 外国審判分野との交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チョン・ソクジョ

イ. 韓・日審判分野の交流協力

1) 推進背景及び概要

2010年12月1日韓・日特許庁長官会合で韓・日両国間で審判専門家会合を開催することで合意したことを受け、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。

この会合を通じて韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換と相互理解を深め、両国の審判制度の違いと長・短所を把握して審判制度をさらに発展させるため努力している。2012年韓・日審判専門家会合では特許紛争と関連し、迅速・正確な審判結果の提供と審判品質の維持のための韓・日両国審判制度に対して議論を展開した。

2) 推進内容及び成果

イ)第3回韓・日審判専門家会合の概要

(1)日時：2012.11.14(水)10：30～17：40

(2)場所：韓国特許庁(大田)

(3)出席者

|  KIPO(5人) | |  JPO (5人) | |
|--|-----------|---|----------|
| コ・ジュンホ | 首席審判長 | Kazuhiko, Yoshimura | 首席審判長 |
| ミン・ビョンユック | 審判官 | Eiji, Kobayashi | 審判官補佐 |
| オ・ジェユン | 審判政策課長 | Susumu, Banyu | 国際化係長 |
| シン・ジュンホ | 審判政策課 書記官 | Kazuomi, Iwatani | Jetro副所長 |
| チョン・ソクジョ | 審判政策課 事務官 | ムン・ヒョンイル | Jetro職員 |

ロ)主な議論内容

(1)特許権の安定的な存続方法

2008年まで特許事件において韓国と同じ水準の無効率を示していた日本の特許無効率が2009年以降大きく減少した理由は、2009年1月の知的財産高等裁判所所長の飯村判事による審決取消訴訟において進歩性否定を厳しく制限する判決と、審判部門長による審決文に対する細心の検討、審判調査員を通じた法律諮問などを通じて審判品質を高めようとする努力の影響であると見ている。韓国は高い特許無効率に対する世論を認識し、有効推定を通じて進歩性判断の際に事後的考察を排除して判断するなど無効判断基準の適正化方案、特許権者の防御権保障に向けた訂正制度の改善など、特許権の安定的な存続に向けて多角的な研究を展開している。

(2)両国の審判品質維持のための制度及びシステムの比較

(イ)韓国特許審判院

四半期毎に審判品質評価委員会を運営し、四半期別特許裁判所の審決取消件に対する取消原因を分析・評価・検証し、優秀審決文を選定する。また、判例分析会議、審判便覧の改訂などを通じて審判基準及び実務指針を整備するとともに、審決文読会、審判官経歴別職務教育の実施などを通じて審判人材の専門性を強化している。また、当事者系審判に対する満足度を高めるために証人尋問、現場検証の活性化で口述審理の充実化を図っている。そして「口述審理争点尋問書」を積極的に活用し、陳述の簡素化、攻防の集中化を通じた審理充実性の向上を図っている。

(ロ)日本審判部

審判個別事件に対してチェック・レビューシステムを導入し、3人合議体の他に部門長が、判断が困難である場合は首席審判官も判断に参加して審理のプロセス及び内容を点検する。また、年2回企業の知財権担当者、弁理士及び弁護士が参加する技術分野別の審決研究会を開催して審決・判決のレビューを行う。無効審判の場合、全ての事件を対象に口述審理を実施し、「審理事項通知書」を通じて事前に争点事項を明確に整理して審理充実性の向上を図っている。また、審判品質を高めるために法律的助言をする審判調査員が3人審判部に配置されて審判事件を担当し、技術内容の把握及び引用例との比較などを行う。調査された内容を合議体に報告して事件の方向を提

示することで審理の促進に寄与している審判調査員は特許分野に42人、商標分野に8人が採用されている。

3) 評価及び発展方向

韓・日両国は今回の審判専門家会合を通じて特許制度の根幹である「特許権の保護強化と安定化」のための相互制度研究と情報共有の必要性を認識し、審判官の相互交流を通じて両国における共通問題を改善するために相互協力することで合意した。

特許無効率の減少方法として検討されている登録特許に対する事後的考察の排除と訂正審判要件の変更のため、日本の無効審判/訂正審判の運用実態を把握するとともに、審決取消訴訟における裁判所の審理範囲などに対する日本の判例・実務を把握し、長・短所を分析・研究して韓国の法・制度改善に参考にする計画である。審判処理期間の短縮に向けて日本で活用している審判調査員に対する運用実態を把握し、審判人材補強策に参考資料として活用する計画である。

日本は無効審判の請求人適格を二元化し、公衆審査制度を維持している韓国の無効審判制度に対して関心を示しつつ、検討中である異議申出制度を導入するために韓国制度を参考にしている。また、形式的に行われてきた日本の口述審理を充実化するため、韓国審判院の先進化した審判廷、口述審理進行方式に対して高い関心を示し、それに対する協力を求めた。

今後韓・日審判分野の持続的な交流を通じて、審判品質の向上、無効審判・訂正制度の改善など主な関心事に対する議題を発掘し、韓・日のみならず、韓・中・日3国の協力の下で北東アジア知財権発展を図っていく予定である。

ロ. 韓・中審判分野の交流協力

1) 推進背景及び概要

グローバル知財権紛争の増加及び紛争内容の複雑化によって、北東アジア地域の知財権機関間の協力が極めて必要であるという認識の下で、2012年7月韓国特許審判院長が中国特許庁専利覆審委員会(特許審判院)を訪問し、2012年10月には中国特許庁専利覆審委員会の代表団が韓国を訪問して韓・中特許審判院長会談を通じて具体的な相互協力に向けて2013年3月中国北京でMOUを締結することで合意した。

2)推進内容及び成果

イ)韓・中特許審判院長会談

(1)日時：2012.10.22(月)11：40～12：50

(2)場所：韓国特許庁(大田)

(3)出席者

| 韓国特許審判院 | | 中国専利覆審委員会 | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| イ・ジェフン | 院長 | 王霄蕙(Ms) | 副主任 |
| シン・ジンギョン | 審判6部 審判長 | 王桂蓮(Ms) | 光電審判1部 副処長 |
| キム・テマン | 審判1部 審判長 | 張美菊(Ms) | デザイン審判部 審査員 |
| オ・ジェユン | 審判政策課長 | 齊宏涛(Mr) | 行政訴訟処 審査員 |
| シン・ジュンホ | 審判政策課 書記官 | 李玲玲(Ms) | 通信審判2部 審査員 |
| チョン・ソクジョ | 審判政策課 事務官 | 戴磊(Mr) | 審査基準処 副処長 |

ロ)主な議論内容

(1)特許審判院長会談及び審判官の定期的な交流

韓・中の両審判院は審判滞積件数の解消、審決取消訴訟に対する対応、審理基準に対する調和など協力の要素が多いという共通認識の下で、相互協力に向けて韓・中特許審判院長会談、審判情報の相互交換及び審判官交流を定例化することで合意した。

(2)両国の審判品質向上と迅速化方案などに対する討議

審判品質を高めるための審判官補修教育、判例研究のための知財権制度研究会の活

性化、審判部と審査局間の審査基準一致に向けた合同会の運営、韓国における再審査の手続きと法律的な効果、侵害訴訟中に被告が無効審判を請求する場合の裁判所の審理方法、審判滞積の解消に向けた人材増員及び審判効率化方案などに対する踏み込んだ議論を通じて、両国が抱えている共通課題を解決するため持続的に協力していく計画である。

(3)評価及び発展方向

両特許審判院代表団の相互訪問は一回で終わることなく、持続的な交流として定着しつつある。また、両側が知財権紛争の迅速かつ効率的な解決と両国の審判制度発展に向けて持続的に相互協力することで合意したことによって、韓・日審判協力を引き続き、韓・中審判協力枠組みの構築は韓・中・日の3国協力へと拡大し、国際舞台における知財権制度の議論や知財権紛争においても北東アジア知財権3国の影響力を発揮することができると期待される。

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 概観

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 パク・ヨンジュ

1. 概要

知的財産の重要性は益々大きくなりつつある。富の創出と経済成長の鍵が天然資源、労働、資本など物的資源から科学技術、ブランド、デザインなど知的財産へとその重心がシフトしているためである。2012年8月サムスンとアップルの特許紛争の判決からも分かるように、特許権、商標権など知的財産権は市場独占の手段としてのみならず、後発走者の市場参入そのものを封鎖する手段として用いられている。知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の熾烈な争いが繰広げられている理由でもある。

知的財産システムに関する議論は二国間、多国間、国際機関など様々な外交チャンネルを通じて展開されており、特に多国間で展開されている議論の様子を見ると先進国と途上国間で立場の違いが浮き彫りになっている。先進国はWIPOとWTOを主舞台として知財権制度の強化に取り組んでいるが、一方途上国は開発アジェンダ(Development Agenda)の履行を強化しつつ既存知財権制度の弱화를図っていることが分かる。米国など先進国グループは「開発アジェンダ」を掲げたWIPOの行き過ぎた開発中心化と途上国の知財権規範関連議論における主導権確保は容認できないという立場をとっている。特に、米国はWIPOと開発支援事業に対する監視機能を強化するために力を入れている。一方、途上国陣営は2010年10月遺伝資源へのアクセスと利益共有に対する名古屋議定書が妥結されてから攻勢を強め、遺伝資源、伝統知識に対する事前アクセス承認及び利益共有制度(ABSシステム)及び特許出願人の出処公開義務化(Mandatory Disclosure Requirements)などのように既存特許制度の弱화를招く可能性のある新しいWIPO国際規範の創設を主張し、WTO TRIPsの改正まで主張している。また、2012年開催されたWIPOの特許法常設委員会、標準委員会などのセッションが中止とな

る事態が発生したのも、このような両陣営の対立が続いた結果である。今後もグローバル知財権システムを自国に有利な方向に持っていかうとする南北間の尖鋭な意見対立は続くものと見られる。

海外で自国の知財権が安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強まりつつある。貿易交渉で知財権分野を核心議題として持ち出すのが代表的な事例である。先進国は途上国の保護水準を高めて自国に友好的な貿易環境を作ることに注力している。これを反映して、殆どのFTAで知財権分野は一つの独立したチャプターとして構成するのが一般化している。現在進行中の韓国と中国のFTA交渉でも知財権分野を入れるべきかをめぐって両国間で駆け引きがあったのも、貿易環境による知財権保護に対する両国の観点に違いがあったためである。結果的に2012年10月開かれた第4回交渉で両国は知財権分野に対する独立チャプター構成に合意し、韓国側はこれを有意義な進展と受け止めている。

しかし、知財権制度を見る新興国の立場に微妙な変化が生じているものと解釈できる事例も確認されている。インドは「知財権国家革新委員会」を設置し、2012年「国家知的財産戦略計画の樹立に向けた草案」を公式発表した。報告書は急激なグローバル化及び技術進歩によってインド社会が徐々に知識集約的な社会にシフトするにつれ、これを支える法制と政策開発が急がれることを強調した。報告書はまた国際基準に沿った知財権法制の構築を終えた後、次の課題として知財権の創出と活用を強化する必要があると言及することで、インドの知財権制度発展のロードマップを提示した。ブラジルもまた知財権制度の改善に向けて可視的な動きを見せている。2012年10月ジュネーブで開かれた韓-ブラジル特許庁長官会合で、ブラジル特許庁長官は組織の非効率性による審査滞積問題とブラジル内の知財権認識向上の必要性などを言及し、その解決策として特許庁組織の整備、ITシステムの導入、技術移転事務所を通じた知的財産の戦略的使用の促進、PCT・マドリッド・ヘーグなど知財権国際システムの改善への参加などを推進していると紹介した。既に世界最大の出願大国として浮上した中国に引き続きインドとブラジルが積極的な知財権政策を展開していくものと予想されるため、これに対する綿密な観察が求められている。

グローバル知財権制度が発展するにつれ、知財権に関する国家間競争のみならず、国家間協力の必要性もともに増加した。2008年発足した特許分野先進5カ国特許庁協議体(IP5)と2012年発足した商標分野先進5カ国特許庁協議体(TM5)はこのような協力必要性が具体化した結果である。

IP5は国際的な審査協力(Work Sharing)を通じた審査効率性の増加、そして各国の異なる審査制度及び手続きの調和(harmonization)を目的として発足した。2012年6月フランスのコルシカで第5回IP5特許庁長官会合が開催され、加盟国(韓国、米国、日本、中国、EPO)が全員一回ずつ会議を開催することとなった。実質的な協力成果も具体化し、グローバル・ドシエ(Dossier)の構築に向けたタスクフォースの構成、特許制度調和専門家パネルの構成などに合意した。2012年中国の加盟で発足したTM5もまた新たな協力議題が発掘され、TM5ホームページが構築されるなど具体的な協力事項が出ている。

以上のように2012年は知財権分野の国家間競争と協力が交差した一年であり、このような傾向は今後も続くと思われる。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本、ヨーロッパなど主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産競争力を強化している。特に、2012年は主要国が知財権法制の改正を通じて自国の知財権システムを改善しようとする努力が目立った一年であった。

イ. 米国

米国は2011年断行した特許法改革を履行する手続きを2012年持続的に推進した。カッポスUSPTO前長官は2011年改正されたAIA法は1836年の特許法改正以来最も重要な特許法改革と評価し、2012年年19回にわたる大規模ロードショーを含め、200回余りの説明会の実施、15の施行規則の発効をリードした。特に、米国特許庁創設以来初め

でデトロイトに衛星事務所を開所した。AIA法は2013年第1四半期中に先出願主義など一部核心条項が発効され、大半の条項がその効力を発生する。

海外に対する知財権執行の強化を狙っている米国の取り組みは2012年も続いた。米国はメキシコシティと上海に知的財産担当駐在官(IP Attach)を追加派遣し、自国企業に対する現地知財権の保護と駐在国知財権情報の収集を強化した。2012年度に2ヶ所追加されたため、米国知財権担当官の海外派遣は計7カ国9ヶ所に達している。

米国政府は知財権の重要性に対する国内外の認識を高めるための活動も続けている。特に、2012年4月米国商務部と特許庁が発表した「知的財産権と米国経済」という報告書を通じて、雇用創出と経済成長において知的財産権が占める重要性を強調した。同報告書は知的財産集約産業が米国経済の各部門で与えている影響を分析したものであるが、これによれば2010年基準で知的財産集約産業が米国全体で約4千万個以上の雇用を創出して全体雇用の27.7%を占めている。これをGDP基準で分析すると、知的財産集約産業が全体の38.4%に該当する約5兆6百万ドルの生産に寄与している計算である。

知的財産に対する認識向上に向けた米国の努力は国内で終わることではなかった。米国は特許庁傘下の国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて、知財権関連政府機関、中小企業の知財権担当者など自国民4,000人余りに対する教育訓練を実施した。また、140プログラムの130カ国の9,000人余りに達する外国人訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムの拡散を目指す米国の努力が目立っている。

知的財産を大切にす米国の政策基調はオバマ政権2期目でも続く見通しである。知財権執行関連人材と予算を増やすなど知財権の国内保護や、外国との貿易交渉でTRIPSプラス水準の知財権制度強化を要求する貿易政策基調もそのまま続くと見られる。但し、パテント・トロール(patent troll)による特許権の乱用問題が米国社会で持続的に提起されているが、それに対してオバマ大統領も解決への意志を示していることは注目すべき点である。特許紛争が特許非実施企業のビジネスモデルに転落していると

いう批判に対して、米国社会が知財権制度の改善で如何に反映していくのか注意深く見守っていく必要がある。

ロ. 日本

知財権制度の改善を通じて自国の国家競争力を強化しようとするのは日本も例外ではない。

まず、日本は強い権利を創出するために特許権再審査(review)制度の新設を検討している。2013年に日本の審査待機期間が約11ヶ月に大幅短縮されるということで、特許が無効になることを未然に防ぎつつ、強い権利を作るための制度的装置として、特許権付与を前後にして第三者に対して異議申出の機会を与える方法を多角的に検討している。また、ヘーグ協定加盟に向けて協定内容と不一致する日本法の整備を推進しており、早ければ2013年上半期中に関連改正法案を国会に提出する予定である。同時に、音、匂いなど新しい商標保護方案に対して、2013年上半期中に検討結果を確定する計画である。

日本企業の国際競争力強化を支援するための取り組みも続いている。日本は特に日本企業の海外知財権活動を促進するため、特許審査ハイウェイ(PPH)対象国を拡大することに力を入れている。2012年末現在23カ国と実施中であるPPH対象国家をアセアン地域国家を中心に拡大する計画である。また、多国間PPH議論で日本はリーダーシップを発揮している。PPH関連規定が国家別に異なる形で運営されているため、出願人の負担が大きいという認識の下でPPH制度運用の国際的な共通ガイドラインを作成するために取り組んでいる。

また、日本はアセアン国家を始め新興国との知財権分野における協力強化にも多くの努力を傾けている。2012年10月ジュネーブで日本特許庁長官とアセアン国家特許庁長官らが一堂に会し、知的財産分野の協力方案に対する議論を展開した。その席ではマドリッド協定とヘーグ協定加盟への支援などに関する協力推進と、2013年4月日本で第3回日本-ASEAN特許庁長官会合を開催することに対する確認が行われた。また、

日本はインド、ブラジル、エジプトなど最近経済成長が目立っている新興国特許庁との積極的な協力関係も結んでいる。インドに対しては特許審査に関する教育訓練を提供し、インドが受け付けたPCT出願に対して国際調査を実施する機関として日本特許庁を指定することを検討することで合意した。ブラジル特許庁とは日本専門家を派遣して新規審査官に対する教育を実施することで合意した。このように日本が新興国との知財権協力を強化しているのは、新興国の経済的な重要性が日増しに大きくなりつつある現状を考慮して、日本企業の海外活動を支援する基盤を構築するためのものと解釈される。

ハ. ヨーロッパ連合

2012年ヨーロッパで最も話題となった知財権分野の 이슈は、EU統合特許法案関連事項であった。EUは加盟国別に離散した特許制度を統合し、知財権出願費用を削減するとともに、訴訟手続きを単純化するための、長い旅程の最も大きな山を越えた。2012年12月に最終採択された単一EU特許(Unitary EU Patent)及び統合特許発足法案は英語、ドイツ語、フランス語を公式言語として指定し、統合特許裁判所の中央裁判所をパリに設立するが、但し化学・医薬特許専門裁判所はロンドンに、機械工学特許専門裁判所はミュンヘンに設立することを骨子として合意された。言語問題で最後まで出席しなかったスペインとイタリアを除いてEU加盟国のうち25カ国が参加した同法案は2014年1月発効が予想されている。

偽造品取引防止協定(ACTA)のEU発効は結局失敗に終わった。EU執行委員会はACTAに対するEU批准を推進してきたが、著作権執行関連条項が人間の基本権を侵害し、インターネットの自由を毀損する恐れがあるという市民社会の反論に直面した。2012年7月、ヨーロッパ議会がACTAを最終否決させたため、ACTAのEU内発効は失敗に終わり、その未来もまた不透明なままである。

ヨーロッパ商標庁(OHIM)は2012年その業務範囲を新たに拡大した。EUは知財権の侵害防止及び知財権執行の専門性向上のため、偽造商品及び盗用に関する監視機構の機能を既存のEU執行委員会から移管してヨーロッパ商標庁(OHIM)に委託する規制案

を採択した。権利の登録機関業務に止まっていたヨーロッパ商標庁が知財権の執行、国際協力分野などで新たにその役割を拡大していくものと見られる。

二. 中国

既に世界最大の出願国として浮上した中国は2012年にも自国の知的財産制度を改善するための努力を惜しまなかった。2012年4月中国国務院は知財権審査評価システムの改善などを骨子とする「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画」を発表した。同計画を通じて中国当局はグリーン産業など新興産業関連の知財権保護政策を確定し、知財権侵害に対する処罰及び取締りを強化することを明らかにした。また、中国の地理的表示、遺伝資源、伝統知識などの知的財産資源を整理して、関連知財権保護システムを法制化することを宣言した。

知財権執行に対しては依然として先進国から疑いの目で見られている中国は、知財権執行強化に対する強い意志を示した。2012年10月開かれた中国共産党18回大会で中国国務院は知財権侵害取締りの強化を強調した。国務院は特に医療分野における偽造医薬品、偽造漢方材料、偽造医療機器などに対する集中取締りを実施し、中国国民の命と健康に対する安全を確保しなければならないと強調した。このような傾向は2012年11月最高人民検察院によって発表された知的財産侵害犯罪の専担人材育成推進計画に続いた。

中国の知財権関連法制の改正に向けた取り組みも活発に展開された。2012年8月に発表された専利法改正案は司法機関と行政機関の知的財産執行体系をさらに強化し、司法機関と行政機関が二重保護体系を構築することを主な内容としている。法改正を通じて知財権執行を強化しようとする試みと見られる。また、職務発明に関する告示(案)制定を通じて職務発明に対する補償を強化し、商標法改正(案)には色彩及び音商標を導入し、著名商標認定要件を緩和して侵害者に対する処罰を強化する規定などを含まれている。2013年には中国専利法、商標法、職務発明条例などが最終的に確定されると見られ、これに対して多くの関心が求められている。

ホ. 対応策

このように主要国は自国の知財権競争力を強化するために多様な政策手段を活用している。

まず、主要国が知財権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知財権関連法制の改正状況に対する動向を把握する必要がある。変更される制度を熟知していない場合に発生し得る不利益を予防し、知財権保護関連制度と規定を充分活用するためには現地情報に対する正確なアプローチが求められると言える。

次に、激しさを増している知財権紛争の様子を見極める必要がある。現在韓国と関連する知財権紛争の大半は米国で発生している。米国企業の知財権競争力を強化するために知財権保護を強化しようとする動きと、知財権乱用を防いでパテント・トロールを規制しようとする相反する動きを見守ることも重要である。同時に、中国での知財権紛争の発生可能性にも備えておかなければならない。アップルが中国で商標紛争によって中国企業に6千万ドルを支払うことで合意した事例からも分かるように、中国で知財権は新しい収益をもたらす手段として認識されている。一部の韓国企業も中国現地企業との知財権紛争に巻き込まれていることを考えると、韓国企業の精巧な対中進出戦略が求められていると言える。

政府レベルではASEAN、インド、ブラジルなど新興市場国との知財権協力を一層強化していく必要がある。ASEAN市場は輸出額基準で中国に続いて第2位として浮上した。インドとブラジルが成し遂げている経済成長も著しい。韓国企業が知財権侵害を心配することなく現地で自由に活動できるよう、新興国の知財権当局との協力強化が一層求められている。

同時に、国際的な知財権規範関連の議論においても韓国が持続的に主導権を強化しなければならない。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の現状に合わせて改善することで、海外特許活動がより便利かつ迅速に行われるように支援する必要がある。また、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)

のような国際的知財権制度統一化に向けた議論にも積極的に参加して、国際的知財権規範が韓国企業にとって有利に作られるよう力を入れるべきである。

第2節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 ミン・ジョンイム

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって、全世界における知的財産出願が着実に増加している。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁長官が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長レベル実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長官会合を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長官会合が開催され、この会合でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5長官会合で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2011年6月東京で開催された長官会合では既存の業務協力議論に加え、特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性に対する共通認識を確認した。一方、米国とヨーロッパが新しい内部特許分類を独自開発したことで、同会合でIP5間で運営中の特許分類実務グループのマンデートに対する改正の必要性が議論された。その後、2012年6月コルシカでは5カ国のユーザーグループと5カ国の特許庁長官が共に参加し

た会議が初めて開催されたが、これは特許制度ユーザーの意見が反映できる制度的装置を設けた点で高く評価されている。また、同会議では2008年設けられたIP5基盤課題の再調整に関する必要性が議論され、日程水準の合意に至った。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長官会合が済州で開催され、5カ国特許庁長官及び実務関係者が出席した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

IP5は特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Work-sharing)を公式推進することで合意し、細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力の推進に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題を2つずつ担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気高揚、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

<表Ⅱ-3-1> IP5の10大基盤プロジェクト

| 主導国 | 10大基盤プロジェクト(Foundation Project) |
|------------|---------------------------------|
| ヨーロッパ(EPO) | 共通分類、共通検索DB |
| 日本(JPO) | 共通出願書式、検索(審査)結果共有システム |
| 韓国(KIPO) | 審査官訓練戦略、機械翻訳 |
| 中国(SIPO) | 審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標 |
| 米国(USPTO) | 検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ |

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたものを複数の国が協力して特

許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより迅速かつ簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の国家に同時出願できるなど海外での特許獲得における顧客利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、従来先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議が早いスピードでIP5実務会議に代わり、IP5体制が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国が強みを持っている技術分野を国際共通特許分類に反映するため努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

2011年には6月に長官会合を通じて共通分類プロジェクトの加速化及び審査結果配布の適時性の重要性に対してコンセンサスを得て、業務協力の基盤としてPCT制度の発展のためには支援が必要であることに同意した。特に、同会合ではIP5協力体制の下で特許庁和(Patent Harmonization)問題を取り扱うことで合意し、以後12月に開かれた特許審査政策実務グループ会議では特許調和プロジェクトの具体的な方法及び日程に対して合意した。IP5が全世界特許出願において占める割合を考えると、これは全世界特許システム及び実務調和において極めて大きな進展であると評価できる。

また、2011年12月に開催された特許審査政策実務グループ会議ではIP5統計グループの新設が確定され、2012年7月韓国で初めてIP5統計実務グループ会議が開催されたが、このような統計実務グループの運営はIP5間業務協力をさらに促進できるものと期待される。

2012年6月フランスのコルシカで開催された長官会合では、グローバルドシエ(Global Dossier)構築に向けたTF構成に合意し、2008年樹立された基盤課題の一部が終了するなどの環境変化を反映するとともに業務協力をさらに強化するため、IP5基盤課題の見直しに合意した。このような基盤課題の見直しは2012年12月東京で開催された特許審査政策実務グループ会議で具体的な議論を始めたが、各庁の利害関係が対立したため、合意には至らなかった。一方、2012年12月初めて開催された特許調和専門家パネル会議では今後IP5で取り扱うべき特許調和に対する課題を選定するための議論が行われたが、具体的な合意には至らず引き続き議論していくことにした。

3. 今後の推進計画

2013年6月にはIP5長官・副長官会合がサフランシスコで開かれる予定であり、分類実務会議(2013年3月、米国ワシントン及び2013年10月韓国)、情報化実務会議(2013年1月、オランダヘーグ及び2013年9月、日本東京)、特許審査政策実務会議及び特許調和専門家パネル会議(2013年下半期、韓国)及び統計実務グループ会議(2013年7月、中国北京)など分野別実務会議が開催される予定である。

2013年には特許調和のテーマ選定、特許審査政策実務グループを中心とした基盤課題の見直し及びPCT制度を基盤とするIP5間業務協力の強化などが 이슈になると予想される。特に、従来は多国間で議論されたPCT及びPPHなどの業務協力課題がIP5で扱われることで、今後IP5が業務協力分野においてグローバルリーダーとしての役割を果たすことができると期待される。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二

国間会談を通じても二国間の審査協力をより拡大し、IP5協力がさらにスピードアップできるよう努める計画である。

第3節 商標5庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キョン・ミンス

1. 推進背景及び概要

損害賠償額10億ドル以上の評決で注目を浴びたサムスンとアップルの知財権紛争からも分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が浮き彫りになっている。2011年度の商標・デザイン出願の規模は全世界的に大きく増加(商標9.6%、デザイン12.5%)し、伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、中国、インドの商標・デザインの出願もまた急増しつつある。

各国における商標、デザイン出願の増加傾向とともに注目すべきもう一つの点は、一つの商標が複数の国家に出願される多国出願が増えていることである。複数の国家で商品とサービスを販売している企業にとって、一つの商標を複数の国で登録を受けて使用する商標管理が必須となっている。このような状況の中で、韓国企業の主要出願国における商標・デザイン権利確保を支援するため、商標・デザイン分野における国際的な協力強化に対する必要性が提起された。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の内容及び主要成果

商標・デザイン分野における国際協力強化に対する強い要求に応じて、韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標3庁(TM3)体制への加盟に対する議論を始めた。2009年12月に商標3庁会議に公式参加する意思を表明し、TM3は2010年商標3庁会議で韓国のオブザーバー参加を決定した。さらに一歩進んで2011年5月に開かれたTM3中間会議では韓国特許庁が商標3庁会議に正式会員として参加することが決定され、2011年12月には第1回商標4庁会議を通じて商標4庁体制が本格的にスタートした。この会議では新しい会議運営規則の制定、4庁間の協力事業検討及びユーザー

グループとの共同会議など有意味な成果を挙げ、これを通じて韓国は商標・デザイン分野でグローバル協力体制を強固にするきっかけを設けた。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員参加が決定され、4庁間協力体は商標5庁間の協力体系であるTM5に拡大した。

韓国特許庁は2011年正式会員として加盟した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加することで、TM5協力の進展に貢献した。このような結果として、2012年10月開催された初のTM5年次会議では韓国特許庁が2013年TM5議長国として選任され、2013年中間会議と年次会議を主催することが決まった。

3. 評価及び発展方向

2013年TM5議長国として選ばれ、TM5年次会議開催国としての役割を果たすことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における利便性向上という政策目標に基づいてTM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割遂行や年次会議の開催を通じて韓国企業が国際的な商標・デザイン出願の際に感じる隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進められているTM5協力事業が計画とおり進められて実を結び、新規協力事業が発掘・推進されるよう加盟国間で緊密な協力関係を維持していく計画である。特に、各国の指定商品・サービス業目録が異なって発生する商品・サービス業名称の不明確さによる拒絶決定を減らせる共通認定事業目録事業、複数国の商標が一括検索できるTMview、商品名称の国家別認定状況が一括検索できるTMclassなどの事業は既にある程度結果を出している。韓国特許庁は各国の相異なる商標制度、審査基準及び慣行に対する比較分析を通じて各国の制度理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討の基盤になれる共同審査事業の提案を準備している。

第4節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 シン・フンシック

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことで、韓国の企業、研究員などが海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。それによって、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正当な保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁は米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願及び登録手続きを迅速・正確に進め、知財権紛争から正当な保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

特に、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための解決策として注目を集めた。そこで、先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と会合を開き、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められている。長官会合とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2012年の1年間特許庁はヨーロッパ、日本、中国、フランス、スペイン、オーストラリアなどと長官会合を開催し、共同先行技術調査、審査官交流など特許審査交流プログラムの施行合意、特許情報交換などに合意した。

2012年度から中国、メキシコと特許審査ハイウェイ(PPH)を施行することにしたため、韓国とPPHを施行する国は2012年末基準で計11カ国に増えた。また、シンガポール、ハンガリー、オーストリアなどとは2013年からPPHを施行することを骨子とするMOUを2012年10月に締結した。同時に、2012年には中国、日本と国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)を施行することにしたため、韓国とPCT-PPHを施行する国家は米国を含めて3カ国に増加した。

このようにPPH及びPCT-PPH施行国家が増加したため、韓国企業が海外で特許登録がより迅速かつ簡単に受けられる道ができた。海外で特許登録が受けられる新しい「高速道路」が開通しているわけである。特許庁の観点からすると、PPHとPCT-PPHは外国で登録受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単・正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高めるとともに審査期間を短縮する効果が挙げられる。2012年の1年間PPH利用件数は計1,441件に達し、PPHが初めて導入された2007年の105件に比べて約14倍が増加した。これはPPH対象国家の拡大とともに、PPHが海外で速やかに特許登録が受けられる効果的な手段であるという認識が企業の間で広がりつつあるためであると分析される。このような観点から、PPHとPCT-PPHは現在まで導入された、もしくは導入を議論している国際審査協力プログラムの中で最も成功した制度として認められている。

PPHとPCT-PPHの他にも様々な審査協力プログラムが議論されている。韓国は2012年米国特許庁及びヨーロッパ特許庁と通信制御・半導体など8つの技術分野において第2回PCT協業審査(collaborative search and examination)をパイロット実施した。また、第1回韓・米戦略的迅速審査(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)のパイロット実施に対する評価結果に基づいて、両国の審査負担軽減が図れる、改善された第2回韓・米SHAREパイロット実施を推進することで合意した。また、米国特

許庁がヨーロッパ特許庁、日本特許庁などを相手に施行しているPPH2.0パイロットプログラムに韓国特許庁も参加することで合意し、2013年からはより緩和された手続きを活用して韓国企業が米国で優先審査を受けることができる見通しである。

外国特許庁と審査官交流を通じて相手国の特許制度及び審査実務を理解するための共同先行技術調査も拡大された。2012年には中国、日本、オーストラリアなど3カ国特許庁と共同先行技術調査事業が施行され、審査協力に向けた二国間協力基盤がさらに拡大された。また、2012年12月開かれた韓・EPO長官会談と韓・オーストリア長官会談を通じてヨーロッパ特許庁及びオーストリア特許庁と共同先行技術調査を施行することで合意したことで、共同先行技術調査の施行対象国が計9カ国に増加した。

同時に、特許庁は2012年ヨーロッパ商標庁に審査協力人材2人を派遣して、商標及びデザイン分野の審査協力も強化した。

ハ．評価及び発展方向

PPH及びPCT-PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得する道が持続的に拡大されている。また、様々な審査協力プログラムに参加することで、韓国企業が高品質の特許審査サービスを迅速に受けられる基盤も整えられつつある。このような審査協力は今後も拡大されるものと見られる。

2. 知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 主務官 アム・ジェシック

イ．推進背景及び概要

知的財産が主な成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権の獲得を希望する国家も多角化している。そこで、特許庁は韓国企業の進出及び交流が拡大して

いる次世代有望経済圏の国家を中心に知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ．推進内容及び成果

2012年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、中東、南米、アフリカ地域に知財権分野協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を達成している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは、2012年6月ソウルで開催された長官会合を通じて情報化協力、ベトナム審査官向け教育課程の提供、講師派遣及びベトナムでの知財権保護強化のための協力などに合意し、二国間知財権協力を強化するための土台を確保した。

また、アジアビジネスハブとしての跳躍を夢見ているシンガポールとは、特許審査ハイウェイ(PPH)を施行する了解覚書と知財権分野の包括的協力のための了解覚書を2012年10月ジュネーブで締結した。シンガポールに進出する韓国企業のための両当局間の知財権協力インフラが大幅改善され、ASEAN国家との知財権交流活性化に向けた土台作りに成功したと言える。

これまで交流が不十分であった中東・南米地域の国家とは知的財産権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、中東地域の拠点国家であるUAEとは第3回韓-UAE経済共同委員会及び二回の実務会議を通じて特許審査協力など様々な分野の知財権交流活性化方案に対して踏み込んだ議論を展開した。また、中東地域の特許協力機構である湾岸協力会議特許庁(GCCPO)の審査能力を強化するためにGCCPOの特許審査官研修課程を提供するなど協力範囲を拡大した。南米地域の場合、メキシコと特許審査ハイウェイ(PPH)を施行するMOUを締結し、南米地域と特許審査協力をさらに拡大するきっかけを作った。同時に、2012年9月ジュネーブでブラジルと特許庁長官会談を開催し、二国間知財権協力の発展に向けた基盤を構築した。

アフリカ地域の場合、18カ国の英語使用加盟国を保有するアフリカ広域知的所有権機関(ARIPO)の特許行政情報化システム改善事業をODAを活用して支援することで合意し、そのための具体的な協力方案を議論してアフリカ国家との知財権協力水準を高めるきっかけを設けた。

ハ. 評価及び発展方向

2012年はベトナム及びシンガポールと知財権分野において戦略的パートナー関係を持続する基盤を構築し、他のASEAN国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したと言える。輸出額基準で中国に続いて二番目の大きな市場であるASEAN地域で、韓国企業が知財権をより簡単・迅速に獲得し、獲得した知財権は安定的に保護を受ける協力基盤が構築されたのである。

また、2012年は中東、南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を強化した1年であったと言える。今年構築された友好的な協力関係を基に該当地域内の他の国との協力範囲を拡大できるものと期待される。

新興国及び途上国との知財権協力は該当国の知財権制度発展に寄与することで、責任感のある先進国家としての韓国のイメージを高めると同時に、知財権保護の重要性も同時に認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護基盤作りに大きく役立っているとと言える。

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 ソン・ギジュン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1)第50回WIPO総会

2012年10月1日から10月9日までスイスのジュネーブで開催された第50回WIPO総会でキム・ホウォン庁長は基調演説を通じて、グローバルIPサービスの強化及び知財権活用能力格差の解消を骨子とするメッセージを伝えた。具体的には、PCT出願分布の変化を反映した人材再編政策と全体業務プロセスを自動化するためのe-PCTシステムの構築を称えるとともに、韓国現地顧客に対する顧客サービスを強化するためのWIP O間国事務所設置の必要性を強調した。また、デザイン分野でも国内処理手続きの調和に向けた国際規範を構築するため、加盟国全体の協力を求める一方、知財権システムを活用して経済発展を促進するための能力開発における加盟国間の協力と助け合いの重要性を強調した。一方、国連システムの専門機関としてWIPOは加盟国に対する技術的な支援、特に国連制裁対象国に対する技術的支援と関連し、事業施行の透明性と責任が担保されるべきであると指摘した。

今回の総会では視聴覚実演に関する北京条約(2012.6.24採択)の成功を他のIP規範領でも再現しようとする加盟国のコンセンサスを得て、分野別に外交会議開催に至るまでのロードマップが設けられ、途上国は規範施行による技術的な支援の幅を拡大するために争点化しつつある。最近では先進国もWIPO地域事務所の新設など国益に係わる事項に対して積極的に立場を表明した。

2)特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月にそれぞれ開催された第16回PCT国際機関会議と第2回PCT実務会議では、国際調査機関と指定官庁が同じである場合、国内出願に対して反復調査を実施しない方案など、国際審査有用性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムのパイロット実施などロードマップの主要内容に対する議論が行われた。一方、韓国

代表団は第2回PCT実務グループ会議で「3-Track PCTシステム(出願人が速い手続き、一般手続き、遅い手続きの中から選択)」というPCT改革方法を提案し、同提案をロードマップに盛り込んでともに議論することを主張した。

2010年2月開催された第17回PCT国際機関会議では「3-Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的な国際調査制度の導入時期などに対する議論が展開された。「3-Track PCTシステム」は今後PCT実務会議及びPCT総会で追加議論を進めることにし、PCT協業審査は細部施行方案を設けて参加国に通知することにした。また、各国における補充的な国際調査制度の導入時期を把握し、ユーザーに広報することを決めた。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会議では中国特許文献をPCT最小文献として追加するよう上位意思決定機構に上程することで合意し、韓国－EPO－米国間協業審査のパイロット実施に対して経過報告が行われた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方案に対して議論され、補充的な国際調査制度の活性化が必要であることが指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会議ではPCTシステム機能改善勧告案の実行結果、第三者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCTシステム開発に係わる問題と中国特許文献のPCT最小文献への追加、不可抗力な事由による期間未遵守に対する救済方案などPCT規定改正関連事項を主要議題として議論した。韓国代表団はPCTシステムの機能改善と関連し、国際調査や審査の品質を高めるために特許庁間の相互協力やwork-sharingの重要性を強調した。米国、カナダ、EPOも同じく品質及びwork-sharingの重要性を強調したが、一方南アフリカ共和国とインドは途上国の能力を強化するとともに技術的及び財政的に支援する方向になるべきであると強調した。

3)特許法常設委員会(SCP)

WIPOは1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許法の世界的な統一化に向けた議論を展開してきた。2000年特許出願人の便宜を図ると同時にコストを削減するために特許プロセスを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対

する議論を展開してはいるものの、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意までには達していない状態である。

2005年6月に開催された第11回WIPO SCPで特許実体法条約(SPLT)の対象範囲設定と関連して合意に達せず議論が中断された。2008年6月、3年ぶりに再開された第12回会議では特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など18テーマを選定して今後の議論を展開することにしたが、「規範統一化」は議論の対象から事実上外された。

2009年3月に開催された第13回WIPO SCPはリストに載っている18テーマの中で特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人-顧客特権(attorney-client privilege)、特許情報の伝播という4つの優先課題が選定・議論された。また、外部専門家による研究進行、各国の現状を反映した専門的な報告書の作成、技術移転及び異議申出制度に関する追加予備研究の進行に合意した。

2010年1月開催された第14回及び10月に開催された第15回SCP会議では、多数の議題に対して途上国と先進国の間で熱い議論が展開された。途上国グループは「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題とし提案し、特許除外対象と特許権の制限に対して特許権の制限範囲の拡大を主張した。一方、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏って流れていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題(特許品質)を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申出申請制度に関しては研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回SCP会議は既存の4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客-代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討結果の発表及び新たに提案された議題(特許の品質、特許と保健)に対する検討を中心に行われたが、各議題に対する立場の違いによって先進国と途上国間の政治的対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバル問

題に障害になるものと想定する立場を堅持し、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を強調する方向に出るよう様々な試みを行った。一方、先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を自制する代わりに、特許の品質などの問題を提起しながら、間接的にSCPの活動にバランスを取るために力を入れた。

2011年12月に開催された第17回SCP会議では「特許品質」に対して第16回SCP会議でカナダとイギリスが提案した提案書に対する各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論されるなど、足踏み状態であった特許法調和議論が「特許品質」テーマの下で徐々に進展を見始めた。一方、途上国が提案した「特許権の除外及び例外」と関連し、アンケートに対する各加盟国の答弁内容を取りまとめて作成された報告書を補完して議論を進めることで合意した。

今回の会議で本格的に議論され始めた「特許と公衆保健」と関連してSCP開発アジェンダ関連活動の問題が議論された。先進国はWIPO内の他委員会の活動と重複を避ける方向でSCP議論が進められるべきであると主張したが、一方、途上国はSCPのマנדートに合致する事業に対する議論は可能であると主張するなど、依然として先進国と途上国間の対立が続いた。次期SCP研究テーマとして国際特許システム、特許除外対象及び例外、特許品質(異議申出制度を含む)、顧客と特許助言者間のコミュニケーションに対する秘密保持、特許と保健、技術移転に関する議論を続ける予定である。

2012年5月に開催された第18回SCP会議では既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の除外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密保持、特許と保健、技術移転)に加えて開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの貢献」の議題が追加的に議論された。しかし、各議題に対する先進国と途上国間の尖鋭な立場の違いで主要争点の大半において最終合意に達することができず、次期会議で続けて議論することとなった。

「特許権の除外及び制限」と関連し、途上国はブラジルが提案した2段階着手に向けたケース・スタディを主張したが、「特許権の除外及び制限」は特許性基準(patent ability criteria)及び排他的特許権とともに考えるべきであるという先進国の主張によ

って2段階着手は振り出しに戻り、「特許の品質」と関連してカナダとイギリスが提案したアンケート(SCP/18/9)を回す試みは途上国の反発で白紙になった。「特許と保健」と関連し、途上国は持続的な研究を主張したが、一方先進国は三者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題を提起し、以前から進めている議論の結果が出た後に同議題研究を進めるべきであると主張した。また、「顧客と特許助言者間コミュニケーションの秘密保持」と関連し、先進国はこれに対する国際的な最小限の基準(minimum standard)または非強制的な原則(non-binding principle)を設けるべきであると主張したが、一方途上国は秘密保持のための基準は各国の国内法に従って設けるべきであるという立場を堅持した。

2013年2月に開催された第19回SCP会議では、既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と保健、顧客-特許助言者間の秘密保持、技術移転)に加えて開発アジェンダグループ(DAG)が提案した「開発調整メカニズム(Development Coordination Mechanism)」議題が追加で議論されたが、先進国と途上国間の鋭い立場の違いで各地域グループ代表で構成された非公式会議を経てついに最終合意に成功した。

「特許権の例外及び制限」と関連し、ブラジルが提案した2段階着手に向けた事例研究を進める代わりに、折衷案としてテーマ10個のテーマ中で5つのテーマ(私的・非商業的使用；実験・科学研究；医薬品調剤；先使用；輸送手段での使用)に対してのみ次期会議で半日セミナーを開催することで合意した。また、「特許の品質」と関連し、カナダとイギリスが提案したアンケート(SCP/18/9)回覧部分は削除し、各加盟国の協業プログラムの現状と外部情報を活用した審査事例などを整理して次期会議で議論することで合意した。「特許と保健」と関連し、途上国は持続的な研究を主張したが、一方先進国は三者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題で以前から進めている議論の結果が出た後に同議題研究を進めるべきであると主張し、鋭い意見の対立を見せた。そこで最終的には事務局の仲裁案に従って次期会議で公衆保健と関連する特許の柔軟性に対する各国の活用事例に関して情報を共有する会議を開催することで合意した。

4)商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。第1回会議は1998年7月13日から17日までスイスのジュネーブで開催され、2009年度に第22回会議まで行われたが、2002年以後8回のSCTを通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2010年11月に開催された第24回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的な国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対して加盟国別に立場を表明して今後の作業計画を議論した後、これを議長要約文として採択した。

2011年3月開催された第25回SCT会議ではデザイン法条約の採択判断においては加盟国間で異見が生じたが、デザイン法と慣行に対する実質的な議論を続けることで合意した。商標とインターネットに関するテーマではトップレベルドメインの拡張による商標権侵害問題の重要性が提起されたことから、事務局がICANNの動向に対する文書を作成して次期会議で議論することにした。国家名称の商標登録排除に関する議論を続けるかどうかに関しては異見が生じたが、事務局が関連各国の状況を取りまとめた文書に各国の意見を追加・補完した後、次期会議で引き続き議論することを決めた。

2011年10月開催された第26回SCT会議ではデザイン法条約議論が開発アジェンダ勧告案(Development Agenda Recommendation)を充分反映していないという発展途上国からの指摘から、ワーキンググループを構成してデザイン法条約による費用便益の分析、条約採択が途上国に及ぼす影響などを追加研究を推進することにした。法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別検討では加盟国間で大きな異見が見られない条文が一部ピックアップされた。インターネット仲介者の

法的責任に関するinformation meeting開催の必要性に対しても合意に達したが、WIPO建物の火災によって会議が中断され、議論し切れなかった議題は次期会議で再び議論することにした。

2012年9月に開催された第27回SCT会議ではデザイン法関連の外交会議の開催など主要問題に対する専門的な議論が行われた。まず、途上国の要請で実施された「デザイン法条約に対する影響分析」に対する研究結果、デザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催可否及び同条約文案及び規則(Draft articles & regulations)案に対する条文別議論を展開した。また、「商標分野インターネット仲介者の責任」、「ドメインネーム拡張による商標保護」、「商標登録及び使用から国家名称の保護」に関する商標関連問題を議論し、デザイン関連問題(外交会議の開催、WIPO研究結果*)に対する進展は見られなかったものの、議論の最終結論は第一に「デザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催可否」に対する合意には失敗した。第二に、デザイン関連国際条約の締結そのものに反対する国家はなかった。第三に、デザイン法条約履行と関連して途上国に対する技術支援(Technical Assistance)に対して反対する国はなかった。第四に、「デザイン法条約に対する影響分析」に対する途上国の追加研究提案に対しても合意に達することはできなかった。

2012年12月に開催された第28回会議ではデザイン法条約文案に対する交渉はもちろん、デザイン法条約の締結に向けた外交会議の開催を反対する途上国の要求とおおり「技術支援」に対する議論が行われたが、既存の立場の違いを克服できず次期会議で本格的に議論することになると予想される。「デザイン法条約に対する影響分析」からとても肯定的な結果が出たにもかかわらず、途上国は加盟国のアンケートに対する答弁が不十分であると評価するとともに追加研究を強く要求したため、先進国の反発にもかかわらず非公式会議を通じて追加研究の実施が決まった。今後途上国のアンケート調査に対する回答結果が否定的に出る可能性が高いため、同追加研究の結果を注意深く見る必要がある。韓国側は外交会議の開催に積極的に賛成するという意思表示はもちろん、今回の会議で最も大きなイシューであった「技術支援」に対してその重要性は認めるものの支援の範囲と方式は既に妥結された条約(PCT、STLT)に準じて条約文案ではなく外交会議の決議案で規定するのが望ましいと提案したため、今後追加

研究の結果及び先進国の立場などを考慮して韓国側の立場を整理し、次期会議に備える必要がある。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を構成した。

2009年会議では2008－2009会計期間のIGC権限範囲(マנדート)を2010－2011会計期間まで延長するかどうかと権限範囲に含まれる内容をめぐってアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが露呈された。両陣営は折り合いをつけて合意案を完成するため、数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長に合意し、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的に途上国陣営は(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程の設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)の3つが権限範囲に必ず含まれるべきであると主張したが、一方先進国陣営は文案交渉、日程設定には合意できるが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場を表明した。数回にわたる文案調整後、争点の中心となった文案の法的拘束力に対しては両側の立場に折り合いをつけた案が出され、合意に至った。交渉過程で韓国代表団はキムチと中国で生産されるアフリカ特産物などの例を挙げ、このような製品を伝統知識として保護することは概念上不明瞭な部分があることを指摘し、議論の生産的な進展のためにはまず先に概念の整理と法的・技術的問題点の解決を急ぐべきであると主張した。

2010年7月に開催された第1回会期間実務グループ会議では伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護方案を単独議題として議論し、核心用語に対する定義(definition)と用語解釈(glossary)が文書に含まれるべきであることを確認し、次期政府間委員会で文書上の核心用語に対する用語集の整理が行われるよう要求した。

2010年12月に開催された遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会では専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了し、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した。2011年2月に2週間開催された会期間作業班会議(IWG、Intersessional Working Group)を通じて遺伝資源及び伝統知識に対する各国専門家が参加し、各テーマに対する踏み込んだ議論を展開した。伝統知識に関しては文案別交渉よりは各条文に対する加盟国からの意見を収集して文案を整理した。一方、遺伝資源に関しては遺伝資源の目的と原則(Objectives and Principles)に対する文案を作成する上で各国の立場をとりまとめ、2011年5月に開かれた「第18回IGC」で報告した。18回会議ではIWG議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を続けた。2011年7月に開催された第19回会議ではIGC mandateの延長が最も大きな話題であったが、結局2013年までmandateを延長することで合意した。これは2011年9月WIPO総会で最終承認された。2012年2月には新しいマンドートによって8日間遺伝資源に関する議論だけが展開され、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs((Like-minded countries)提案を基に遺伝資源関連の単一文案を作成することに成功した。また、米国が提案した共同勧告文(Jointe Recommendation)に対して、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者(Co-sponsor)として名を上げて他の先進国と協力体制を構築した。

2012年4月に開催された第22回WIPO IGC会議では2011年9月第49回WIPO総会で決まったマンドートに基づいて「伝統知識(Traditional Knowledge、TK)」関連イシューだけが集中的に議論され、目的と原理(Objectives & Principles)及び伝統知識の定義及び恩恵を受ける者などを含め12条文で構成された文案を作成し、これを今年10月開催予定であるWIPO総会で報告する予定である。今回の会議では文案交渉より既存の文案整理に多くの時間を費やした。会期中は伝統知識の定義、恩恵を受ける者、形式要件など主要問題が議論されたが、全般的な会議進行が文案交渉(Text-based Negotiation)よりはFacilitatorを活用し2012年WIPO総会に報告するための文案整理(Streamlined Text)に焦点が当てられた。韓国側代表がWIPO IGC諮問委員会委員として出席したが、加盟国のVoluntary Fundを活用して次期会議に参加する土着地域共同体(Indigenous Local Communities、ILC)を選定する諮問委員会(Advisory Board)の委員9人のうち1人に選ばれ、ILC選定のための諮問委員会に出席した。

2013年2月に開催される予定の第23回WIPO IGC会議で韓国側は遺伝資源出処公開の義務化、制裁措置、DB構築など主要テーマに対する韓国の立場を本会議及び専門家グループ会議を通じて積極的に披瀝する予定であり、韓国が属するアジアグループでも韓国側の立場を反映する予定である。米国、日本、カナダ、韓国は第20回会議で発議した「共同勧告案*」と「出処公開研究*」及び日本が追加で提案した「DB構築」関連の共同勧告案が遺伝資源単一文案とともに交渉文案として採択できるよう力を入れる予定である。

特許庁は今後会議が途上国に有利な方向に進められる可能性が高いため、今後も共同提案国家との持続的かつ緊密な協力を通じて同事案に対して共同で対応しなければならない。韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同レベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれの商業化を目指す国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しない確固たる対応論理を持続的に構築していく予定である。

6)国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、2009年1月1日から国際特許分類第9版が使われている。現在ストラスブール協定の加盟国は61カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くして拡張レベルに統合することで一つの分類体系のみ使用することを決めた。また、IPC発行周期を年1回電子版形態の発行を原則とするが、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は委員会でも年2回に発行数を増やせるとした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同様IPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会議プロジェクト)より優先的に改正することを決めた。EPOとロシアはナノ技術を全て含める新しいタイプの補助分類としてJセクションを新設することを主張した

が、国際事務局(IB)はナノ技術に関する文献をB82クラスに集めるとともに既存のB82 Bは包括的な技術分野を扱い、B82Yのような技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国から同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会議では25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9つの技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPC分類誤謬修正及び68の定義プロジェクトの検討などが議論された。8つのセクション(A~H)に新しいセクションJ(ナノ技術)を新設するという米国の提案は分類関連ITシステムの変更、分類フレームの大きな変化などを理由に採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB82 Yを新設するとともにその下にメイングループ(1/00~99/00)を作り、強制的にB82Yを使って副分類を付与することを決めた。

2010年2月開催された第42回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くして現行の拡張レベルに統合することで一つの分類体系のみ存続させ、2011年から施行することが決定された。IPC発行周期は年1回電子版形態で発行し、IPC改正関連文書は2011年から修正版を適用して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議のプロジェクトと同様、IPC改正の時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先して改正することを決めた。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会議では第23回会議に続いて議論中である25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)の改正案採択可否及び誤謬修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連の電気分野)改正案に対する議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回IP専門家会議では韓国側が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表を始め、56の改正プロジェクトが最終承認され、2012年1月に改正されるIPCに反映された。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会議に引き続き積極的に参加し、世界的な競争力を持つ韓国技術分野のIPCへの反映または細分化に向

けて新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

7)マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会議ではマドリッド出願言語の追加と関連してアラビア語など4つの言語の他にも、年間1,000件以上で全体国際出願件のうち占有率3%(dual threshold)に該当する言語はマドリッド出願言語として追加できるという原則の設定に対して加盟国の殆どが賛成した。特許庁は今後韓国語も出願言語に含まれるようマドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完など続けて努力を傾けていく方針である。スイスが提案した分割国際出願(登録)の許容と関連し、「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国家からはこれに対する議論が不必要であるという意見が提示され、大半の加盟国が案件の公知遅延によって十分な検討ができなかったという問題を提起したため、国際事務局が研究報告書を作成した後、次期会議で議論することとなった。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方案などを議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム(Electronic forum)に開陳し、これに基づいて基礎要件廃止の波及効果及びメリット・デメリットを検討した後、次期会議で議論を続けることにした。次回会議では「国際登録の分割」許容に関する議論が予定されたことから、韓国特許庁は国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面から分割制度許容に対する徹底的な検討を行い、議論に備えた。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステム簡素化に向けた共通規則の改正方案などを議論した。加盟国間の「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対して追加研究を進め、これを基に次期会議で再び議論することにした。国際登録の分割制度導入に対しても加盟国間の立場が対立し、次期会議でスイスなどが具体的な対案を提示し、それに対して再び議論することで合意した。

8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダ(Development Agenda)が発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月の総会でWIPO公式活動領域として途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連の6つのクラスター(A～F)³、45の勧告(recommendation)を採択した。その具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP)は2011年まで22のプロジェクトを採択・推進している。

2010年4月に開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。その他にも第4回会議の時に議論されたものの商標分野の合意失敗によって再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規提出された「IPと社会経済的な発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に関して、加盟国は数回にわたる公式及び非公式議論を通じて合意案を作成・承認した。また、WIPO活動全範囲における開発アジェンダの

³ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

主流化を目的として、ブラジル、エジプト、インド、メキシコなど18カ国の途上国で構成された開発アジェンダグループが発足し、会議全体にわたってグループの立場を強くアピールした。

2010年11月に開催された第6回CDIP会議ではWIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の状況を点検し、履行方案などに関して議論した。第4回会議の時から先進国と途上国の間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題—ソリューション導出」事業に対し、事務局が会議進行中に加盟国の意見を反映した修正案を作成するなど多角的な努力によって劇的に妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も大きな異見もなく事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成して妥結された。第5回会議及び第48回WIPO総会で採択された「調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式指針」に対する後続細部議論として、総会に開発アジェンダの履行状況を報告する「WIPO関連組織の範囲及び報告方式」に対して地域別グループ会議及び非公式協議を行ったが、先進国と途上国間の意見の食い違いによって合意には至らなかった。

2011年5月第7回CDIP会議が開催されたが、新規プロジェクトの推進に積極的である途上国グループとそれに消極的な先進国グループが激しく対立した末、会議が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会議では5月会議で会議中止のきっかけとなった「途上国と最貧国間IPと開発協力増進プロジェクト」及び同プロジェクトによる「アニュアルコンファレンス及び地域間会議(inter-regional meeting)への先進国参加の可否及び資格問題」に対する議論が続開され、同問題は2012年1月まで会期間会議を通じて合意される内容によって実行することを前提に採択された。引き続き開催された第8回CDIPでは「IPと非公式経済」、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策の提示」、及び「特許とパブリック・ドメイン」など3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回CDIPでは「開発アジェンダ履行の義務を持つ関係機関の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダの採択」など以前会議の時から続けられた争点の妥結に失敗し、「開発アジェンダ関係機関」と関連して先進国と途上国間での意見の対立が続き、これに対して途上国は先進国が開発アジェンダの中心化及

び総会の指針に逆行していると強く不満をアピールした。また、「WIPOの技術支援活動に対する外部検討報告書(以下「検討報告書」とする)」の勧告の中でWIPOが履行しなければならない勧告が新規争点として浮上し、先進国はWIPO事務局が検討報告書上の勧告を分類したもののなかでカテゴリBに集中すべきであるという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意出来ないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。韓国側はGeneral Statementを通じて完了した6つの開発アジェンダプロジェクトを成功したものと評価する一方、評価報告書上の勧告が有用で考慮する価値があるという意見を提示し、同時に信託基金紹介Side Eventを通じてCDIP事業の重複防止及び効率的な事業遂行に役立てるものと期待しているという立場を表明した。

2012年11月に開催された第11回CDIP会議で、先進国は開発関連プロジェクトのようなアプローチは許容できるが、「開発アジェンダ」を名目にしたWIPOの行き過ぎた開発中心化や途上国の知財権規範関連議論における主導権確保への動きは容認しないという立場を示した。一方、途上国はこのような先進国の動きに対し「IPの開発指向的(development oriented)な活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定が食い違っていると強い不満を表した。今回の会議まで韓国側は先進国と途上国間で対立が熾烈な争点に対して実益が少ないという判断の下でどちらの意見も支持しなかったが、今後もこのような立場を守るべきかどうか検討すべきであろう。前回の総会に続いて米国がWIPO技術支援における国連制裁委員会の遵守を強調したため、米国は今年浮上したWIPOの北朝鮮に対する支援問題以後WIPOと開発支援事業に対する監視を強化しているものと見られる。また、次期会議で外部評価報告書が提出されると見られるので、同プロジェクトの成功可能性及び妥当性などに対して細密に検討した後、プロジェクトを支援するかどうかを決めるとともに支援策を講じて、2013年WIPOと韓国特許庁が共同で開催する国際ブランドコンファレンスを通じて「1村1ブランド事業」の成果を国際的に広報するきっかけを作るとともに、同プロジェクトの成功に向けてWIPO担当者と緊密に協力して徹底的に準備しなければならない。

ロ.APEC知財権専門家会議(IPEG)

2005年APEC内の知財権分野で最も重要な議論事項は韓・米・日3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択判断であった。同構想と3つのガイドラインはAPEC域内の知財権侵害物品の取引防止に向けた執行体制を整えるためのもので、2005年6月貿易長官会合(MRT)で最終承認・採択された。

同構想は知財権保護に関して範囲が広範囲に及び、高いレベルの執行体制の樹立を盛り込んでいるため、加盟国からの支持獲得に難航するものと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおける韓国知財権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加して同構想に韓国の立場も適切に反映されるように取り組んだ。

2007年には同構想に基づいて開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知財権保護活動及び関連法、制度のような現状を加盟国に紹介した。また、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」という用語の使用をめぐって先進国と途上国間で鋭い対立が発生したが、韓国は仲裁の役割を果たした。

これまでAPECで知財権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したのであれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内各国に知財権専門家を養成するためのオンライン・コンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、それによって同事業を2009年展開した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、各加盟国は満足感を示し、それに応じて2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」を提案して事業承認を獲得した。これとは別に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国が支援できる事業を推進するため、21のAPCE加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウル「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。また、途上国地域商品のブランド化のための直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」がAPECから後続事業として承認を得たため、ブランド事業の連続性を確保した

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された第35回会議で韓国は2011年4月採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国の竹繊維製品(「ANJIAN」)とチリのフルーツカクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果、ブランディングのガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内の地域零細業者の低評価されていた商品に対するブランディング戦略を提供し、実際にメリットの多い事業として加盟国内から好評を得た。一方、2010年9月承認された「IP-XPediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」事業の段階別推進計画に基づいて、加盟国知財権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011)及びe-ラーニング・コンテンツを開発・普及(2012)し、事業を成功させた。タイでも同プログラムを自国語で翻訳・活用した事例からも分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中心的な役割を果たしたと評価できる。最近APEC知財権会議の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標及び執行とともに地理的表示制、インターネット関連知財権、著作権・水際措置・放送など議論の範囲が拡大しつつある。基本的にAPEC域内の知財権発展に向けた協力関係を追及するが、敏感な問題に対しては国益によって立場が対立する様子を見せている。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知財権関連国際条約加盟の拡散」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったことがその実例と言える。今後、非拘束的な協議体であるAPEC会議の特性を踏まえて、会議を加盟国間で知財権政策情報を交換する窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な分野を発掘して事業を提案することで持続的な協力を強化していく必要があると見られる。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は

以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきであるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などによって今も交渉が続いている。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

2007年からスピードが出始めたDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範の議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せたが、途上国の農産物輸入急増の際に緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消できず合意には失敗した。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間には特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉を行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会議では2010年DDA交渉妥結を目標に第1四半期中にDDA交渉状況を点検することで合意したが、交渉に目立った進展はなかった。2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定める一方、TRIPSで議論されているGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年開始することで合意し、その準備作業に入った。

2012年6月に開催されたWTO TRIPS理事会では主要イシューに対する先進国と途上国の意見が依然として激しく対立したため、議論が進まず、従来途上国と相互協力的な関係を構築していたEUがもはや途上国の意見に積極的に同調しなくなったことで、先進国、EU、途上国間の意見対立がより浮き彫りとなった(途上国はCBD名古屋議定書の内容(遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系)をTRIPSに反映すべきであると強く主張したが、EUはこれに反対)。また、米国はACTA以後、知財権執行イシューに対する議論を続けていくため、新しく「偽造品に対する供給網遮断を通じ

た知財権保護」に対する提案書を提出したが、途上国は同議題の採択に強く反発し、提案書の内容に対しても批判的な立場をとった。インドネシア、南アフリカ共和国を含めた途上国はACTAが先進国業界の利益だけを反映した協定であり、現時点では締約国だけを拘束する協定ではあるが、今後は執行分野でTRIPSを代替する新しい基準となって先進・途上国間RTA(Regional Trade Agreement、地域貿易協定)交渉の際に先進国が途上国に同基準を強要する状況を招く恐れがあると懸念した。知財権執行に対する議題が持続的に議論されると見られるため、韓国側は米国、日本など同事案に対して同意見である国家間における持続的な協議が求められる。

2012年11月に開催されたWTO TRIPS理事会では主要加盟国が6月理事会での消極的な姿勢から脱して積極的に意思をアピールするなど活発な議論が展開された。主要イシューに対して依然として先進国と途上国の間で意見が分かれたため、議論に進展はなかったものの、実質的かつ具体的な意見が多く提示された。米国とブラジルが提案した「知的財産と革新」関連議題は出席国から期待以上の反響を呼び、国別制度及び活動状況の紹介などを通じて相互理解の幅を広げることができた。また、大半の発表国は知財権制度の活用を通じてより良い経済状況を作って、様々な国内問題が解決できるという点に共通認識を示すなど肯定的な成果を出した。韓国側の発言後、米国代表団は韓国側に深く謝意を表した。

2013年3月に開催されるWTO TRIPS理事会では生命工学関連の議題(TRIPS協定第27条3項(生命体特許対象除外可否)、遺伝資源・伝統知識の保護など)及び最貧国のTRIPS協定適用履行期間の延長問題などが議論される予定である。韓国、米国、台湾、チリは「知財権と革新：中小企業」議題を共同提案し、これまであまり進んでいなかった議題である非違反状況の提訴、先進国の技術移転義務履行の必要性などに対して韓国側の意見を開陳する予定である。

2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利

用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報同意(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の配分条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。2010年7月第9回ABS作業グループ続開会議ではカリ草案を基に主要論点に対する意見が収集され、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て、ついに2010年10月30日第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。現在、各国は国内履行に向けた法制度の整備作業を進めているが、韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成し、履行準備に万全を期している。履行において最も重要な問題は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)など多数の主要機関を指定することである。特に、遺伝資源アクセスを要求する際、PIC(事前通知同意書)を発行することになる責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間で緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書政府間委員会ではグローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立など主要議題に対して、本会議と同時に行われた各主要議題別の分科会議(Contact Group Meeting)を活用して会議時間を効果的に活用した結果、各議題別議論で進展がみられ、同事案に対する議論は今後開催される専門家グループ会議で本格的に進める予定である。同会議に対する準備及び各議題別韓国立場の整理が必要であり、今後GMBSMの必要性和様式(Modality)をめぐって先進国と途上国間で激しい意見の対立が予想されるので、それに対する対応策の構

築及び徹底した準備が必要であるという結論に達した。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会では名古屋議定書の二回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程が議論され、これまで議論されたABS情報共有メカニズム、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間利益共有体系、財政体系、資源動員関連議題に対する議論が続いた。また、グローバル多国間利益共有体系の設立及び運営方式に対しては、具体的な方案は同システムの必要性に対する国家間の合意が出来てから議論できると見られるため、今回の会議で韓国側の基本的な立場は資源利用国の立場を反映して先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという韓国側の意見を示した。また、ABS情報共有体系(learning-House Mechanism)の中でABS Clearing-Houseの役割は国内遺伝資源状況など情報システムを構築して国家間ネットワークを総括するCBD上のシステムで、オンラインポータル機能を有するものであり、情報登録及び検索の許容に対する議論が続いた。

「名古屋議定書」が発効すれば、10万種余りと推定される国内固有生物資源の主権が強まり、海外資源利用時の透明なアクセス及び利益共有手続きの適用が可能になるものと見られる。しかし、各国の生物主権強化によって海外生物資源の確保に対する金銭的・非金銭的な利益共有が義務付けられ、追加的な負担が発生する懸念がある。特許庁は環境部、産業通商資源部、未来創造科学部など関係機関と機密な協議の下でこの議定書の履行過程で韓国の遺伝資源関連研究と産業活動が活発に行われるようにしつつ、韓国の遺伝資源に対する適切な保護が行われる方案として国内制度が樹立できるよう取り組んでいる。

3)国際商取引法委員会(UNCITRAL)の知財権担保立法指針作成への取り組み

企業は速いスピードで変わっていく経営環境に能動的に対応するため、資金の流動性が足りない不動産の他に資産価値の高い動産、債権、無体財産権の保有比重を増やしている。また、資本主義の発達とともに大規模な金融資本が国境を越えて移動していることから、国内金融営業環境を規定するための司法制度の整備、特に国際的な担保法制度の統一に対する必要性が以前から提起されてきた。

このようなニーズに対応して、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会、United Nations Commission on International Trade Law)は2001年第34回会期で担保取引(secured transaction)または担保権(security right)に関する立法指針を設けることを決めた。この作業に向けて第6実務作業グループ(Working Group)を構成し、2007年12月、「担保取引に関する立法指針(UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transactions)」を採択した。

しかし、殆どの加盟国が知的財産と担保間の関係を取り扱う法体系を持っていないが、一方同指針にも代表的な無体財産権である知的財産権に関する具体的かつ特別な規則が含まれていなかった。そこで、UNCITRALは知的財産担保に関する細部指針を制定して付属書(Annex)として添付することを決め、そのために実務作業グループ会議で各国の知財権専門家及び金融専門家とともに2008年5月第13回セッション(ニューヨーク)から今後2年間関連する議論を進めることで合意した。

2008年に開催された2回のセッションを通じて実務作業グループは同指針が各国の担保制度と知財権個別法令を最大限尊重するという基本原則を確立し、担保権設定の前提条件である知財権価値評価方法に対する事例(best Practice) (best Practice)収集など立法に必要な付随事項に対しても議論した。また、将来知財権に対する担保の設定、一般担保登録簿と個別(知財権登録原簿)登録簿との関係、登録の効力発生時点などに対する具体的な議論も展開された。

2009年には4月と11月に各々第15回及び第16回実務作業版会議が開催され、「知的財産担保に関する細部指針」の争点に対して各国の制度上の違いを反映しつつ、先進的な知的財産担保制度に向けた指針を構築するため智慧を絞る努力が傾けられ、多数の争点に対して立法指針の内容が確定された。

2010年2月に開催された第17回実務作業グループ会議では最後まで熾烈な論争が繰り広げられた準拠法問題が合意に至り、「知的財産担保に関する細部指針」の最終文案が完成した。この文案は2010年6月UNCITRAL理事会に上程・採択され、公式勧告案

としての地位を獲得した。

韓国は大半の大陸法系列国家と同様に個別知的財産権法に知的財産に関する担保条項を設けており、その運用スタイルも類似している。しかし、知財権担保取引の規模が主要先進国に比べると微々たる水準に止まっているため、知財権担保取引制度の活性化が求められている。そこで、制度改善のためには「知的財産担保に関する細部指針」が有用な参考資料になると見込みである。特許庁は今後知的財産担保取引に関する国際的な議論にも積極的に参加し、知的財産担保取引を活性化する方案構築に向けた取り組みに力を合わせる計画である。

二. 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)

2004年以後米国の「違法コピー組織事犯取締戦略(STOP: Strategy Targetting Organizing Piracy)」、EUの特別取締作戦「FAKE(「偽物」という取締名)」、「LION(ドイツワールドカップマスコットを取締名として使用)」の実施など先進国を中心に知財権取締侵害に対して国際的な取締を始めた。このような国家レベルでの知財権侵害取締りを実施する一方、国際的な規範としては「TRIPS(Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は各国に対する知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分な面がある。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、そこで2005年7月日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これを始めに2006年以後日本と米国が共同で構想した「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-counterfeiting Trade Agreement)」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中であった韓・米FTAと同条約が抵触する懸念があったので条約加盟を留保していたが、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結されたことで同条約に公式参加することとなった。その後、韓国は2007年12月スイスジュネーブで開催された第1回ACTA交渉に参加してからこれまで開催された8回の会議に全て参加した。

2008年末米国大統領選の後、ACTA交渉はしばらく休止期となったが、2009年に入

って3月と6月の非公式交渉、7月第5回交渉、11月第6回交渉が開催され、議論がスピードアップした。このような動きは2010年に入っても続き、1月、4月、6月、8月交渉に続いて10月東京で開催された交渉会議でACTAが妥結された。

2011年10月東京でACTA公式署名式が開催されたが、韓国及び米国、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、モロッコなど8カ国が署名に参加した。ACTAは6番目の国家の加盟書(批准書)が寄託され、30日が経過した後発効する。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第三者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第三者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を全ての知財権侵害物品の輸入と輸出に対して導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑事的没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは韓・米FTA、韓-EU FTAの妥結以後、知財権を効果的に保護するため力を入れている韓国政府の政策と軌を一にするもので、現在知財権執行に対して国際的にあまり高く評価されていない韓国の状況を考えると、今後韓国の知財権執行に関するイメージアップに貢献できるであろう。また、韓国の知財権執行に関する法制度及び産業界の知財権創出及び保護活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。

従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部など関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して後続措置を持続的に進めている。

4. 知財権分野の貿易交渉における対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 ハン・ジウン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA : Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易特恵を相互に付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなっている。WTO体制の発足(1995年)を前後にして、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなったことで、他の分野にまで協力領域を拡大しようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に拡大しつつある。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途の章に含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野における貿易環境の変化によって、特許庁はFTA交渉を通じて知的財産権分野の貿易摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護を受けられる環境を作るために努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2004.4.1.発効)を始め、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA⁴(2006.9.1.発効)、ASEAN⁵(2007.6.1発効)、米国(2007.6.30.署名、2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.暫定発効)、ペルー(2011.8.1.発効)とのFTAに署名したり、FTAを発効した。インドとの包括的経済連携協定(CEPA⁶)は2010年1月1日付けで発効された。また、トルコ及びコロンビアとは2012年FTA交渉妥結を宣言した。(各協定の主要内容は以下の表を参照)

＜表Ⅱ－3－2＞FTA協定の主要内容

| 区分 | 主要内容 |
|-------------------------------|--|
| ○韓・チリFTA (2004.4.1.発効) | ○チリが韓国の高麗人参、キムチ、宝城緑茶を地理的表示で保護することで合意 ○韓国はPisco(ワイン、蒸留酒)、Pajareto(ワイン、蒸留酒)、Vino Asoleado(ワイン)の3つの地理的表示に対して独占権を付与 |
| ○韓・シンガポールFTA (2006.3.2.発効) | ○韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願に対するISA/IPEA指定 ○韓国特許出願と同一なシンガポール出願の速い審査処理 |
| ○韓・EFTA FTA (2006.9.1.発効) | ○2008年までローマ協約など3つの国際条約に加盟及び遵守 ○GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護 |
| ○ 韓 ・ ASEAN FTA | ○知財権の保護強化 ○知財権分野の情報交換及び協力強化 |

⁴ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

⁵ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーベトナムと構成

⁶ Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

| | |
|--|--|
| (2007.6.1.発効) | |
| ○韓・米FTA (2007.6.30.署名、2012.3.15.発効) | ○登録遅延による特許権存続期間の延長制度の導入 ○公知例外適用期間の12ヶ月延長 ○音・匂い商標の認定及び証明標章制度の導入 ○商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入 ○知財権侵害関連の民事訴訟で裁判所の権限強化 |
| ○韓・インドCEPA (2010.1.1.発効) | ○PCT ISA/IPEA指定、特許手続きの簡素化などの分野で協力 ○両国特許庁間で別途協力MOU締結の推進 |
| ○韓・EU FTA (2011.7.1.暫定発効) | ○GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は引き続き保障) ○医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持 |
| ○韓・ペルーFTA (2011.8.1.発効) | ○GIは付属書交換方式で保護 ○遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容などで妥結 |
| ○韓・トルコFTA (2012.8.1正式署名) | ○GIは付属書交換方式で保護及び今後追加可能 ○有名商標保護に関するパリ協約及びTRIPS義務の遵守 |
| ○韓・コロンビアFTA (2012.8.1正式署名) | ○商標権、著作権侵害が疑われる物品に対する通関保留など ○音・匂い商標など非視覚的な商標の保護 |

現在、韓国は11カ国と交渉が進行中(日本、カナダ、メキシコ、GCC⁷、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、ベトナム、中国、韓・中・日、RCEP⁸)である。

⁷ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議):ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

⁸ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership;東アジア地域包括的経済連携):ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア・太平洋16カ国が参加する経済交流協定

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、特定交渉分野で続いている見解の違いなどで交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたってFTA交渉が行われた。知財権分野は第13回交渉で妥結された後、議論が暫定的に中断された状態のままであったが、2012年10月会期間交渉を通じて再交渉を推進している。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA⁹)形式で交渉が進められたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたってFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたってFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場であり、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年5月まで4回にわたってFTA交渉が行わ

⁹ Strategic Economic Complementation Agreement : 全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

れ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

インドネシアとは2012年7月から12月まで2回にわたってCEPA交渉が行われたが、知財権分野に対しては別途の会議が開催されなかった。しかし、次期交渉からは具体的な協定文の内容に対して議論する予定である。

中国とは2012年5月から10月まで4回にわたってFTA交渉が行われた。以前から交渉範囲に知財権を入れることに対して否定的な立場を示してきた中国側を説得した結果、両国は知財権分野の独立チャプター構成に合意した。次期交渉から作業グループ構成を通じて具体的に両国の法・制度の改善事項及び協力関係に対して議論する予定である。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月交渉開始を宣言し、2013年から知財権に対して本格的に交渉を始める計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していく見通しである。2013年上半期中に開催予定である中国との第5回FTA交渉から知財権分野に対する本格的な議論が始まると予想される。韓・中FTAは両国の経済規模、貿易量、地理的隣接性などを考慮する時、どの国とのFTAより大きな影響を与えるものと予想されるため、交渉開始前から研究事業を実施し、関係機関の意見を集めるなど政府レベルで交渉準備に万全を期し、戦略的な交渉対応を通じて韓国企業に有利になるような交渉妥結を目指している。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTAとRCEP交渉開始を通じて近いうちに名実ともに北東アジア経済時代を迎えると見られる。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知財権保護において既に相当なレベルに達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大にする戦略の樹立及び持続的な努力が求められる。

第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングの拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 イ・ジンファ

1. 推進背景及び概要

2012年国内スマートフォンユーザーが3千万人を超えるほどスマートフォンの人気
が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは
人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを
豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけ
ではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人
の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。このよう
な貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国
戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、そ
の後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2012年基準1人当たり国民所得2万3千ドル、GDP
世界12位の経済大国となった。

韓国がこのように目覚ましい成長を成し遂げた主な要因としては韓国国民の勤勉性と
優秀なマンパワー、政府の政策支援などを挙げられるが、1945年植民地支配から解放
されてから50年余りの間、現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達
する先進国からの援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

知識基盤社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を
後進国も享受できることを証明し、先・後進国間の知財権格差を縮める努力が必要で
ある。

韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓国

特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の普及と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言えば、先進国では活用度が低くないが、途上国では効用が大きい技術である。

アフリカでは数百万人が水不足で苦しむ、子供5人うち1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲める水は数km離れているところにあるため、水を運ぶことは大変なことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染した上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E.F.シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかかわらず商標及びブランド力の不足で適正な評価を受けられない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官がフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍も増える成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

2. 推進内容及び成果

2012年には適正技術の開発・普及事業を拡散するための協力機関としてGood Naver sのみならず韓国ハビタットが追加・拡大された。

Good Naversはグアテマラ低所得層の調理環境を改善することを提案した。調理過程で発生する煙は女性と児童たちの健康に深刻な脅威となっており、それを改善することができる調理用ストーブの開発を要請した。現地に適合する技術を開発するという適正技術の趣旨とおり、グアテマラ現地を訪問して現地で簡単に手に入る材料とメイン料理の調理過程に適した調理用ストーブを調査・開発計画を設計した。

熱効率を高めつつ薪の使用量を減らし、煙筒を設置することで家の中の煙発生量を減らした。また、低所得層が買える水準まで価格を下げ、2012年12月に試作品を製作した。現地テストを経てから外部機関との協力を通じて拡大・普及する予定である。

韓国ハビタットはネパールで普及中である竹の木住宅と関連して、同住宅の断熱性能が低いため、夏と冬の温度差が40℃に達している問題点を改善する技術開発を要請した。そこで、竹の木住宅の壁の厚さを補強するとともに、屋根から流入する外部空気を遮断できるように屋根の構造を改善することで断熱性能を高める方法を開発した。

開発された技術を活用してサンプル住宅を現地に建て、サンプル住宅の断熱性能をモニタリングした後、ネパールハビタット側が住宅を普及する際に活用する予定である。



<調理用ストーブ>



<竹の木住宅サンプルハウス>



2012年ブランド獲得支援事業としてはカンボジア農産品のブランド獲得を支援した。需要調査の結果、カンボジア商務部がカンボジア農産品の品質及び付加価値を高めるためのブランド支援事業を申請したため、Red riceとLongan(トロピカルフルーツ)に対するブランド確保及び商標権出願を支援した。

また、地域商品のブランド化及び知財権活用事例を共有する「1村1ブランド」セミナーを開催し、知財権を活用した付加価値の向上及び製品販売拡大戦略などに対するコンサルティングを展開した。



3. 評価及び発展方向

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味を持つ試みと言える。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べ、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、同事業を民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にしたこのような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると見られる。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 概観

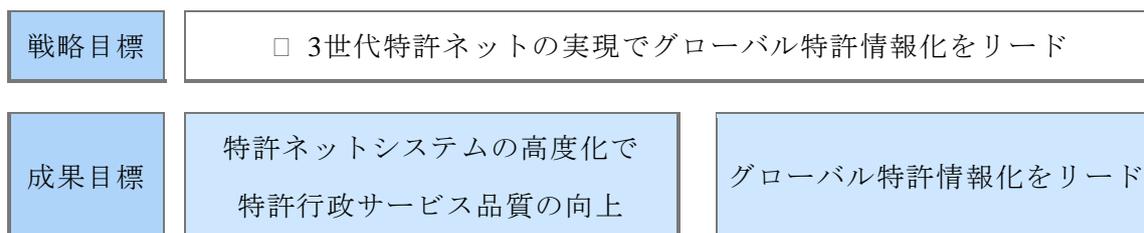
情報企画局 情報企画課 技術書記官 イ・ドンヨン

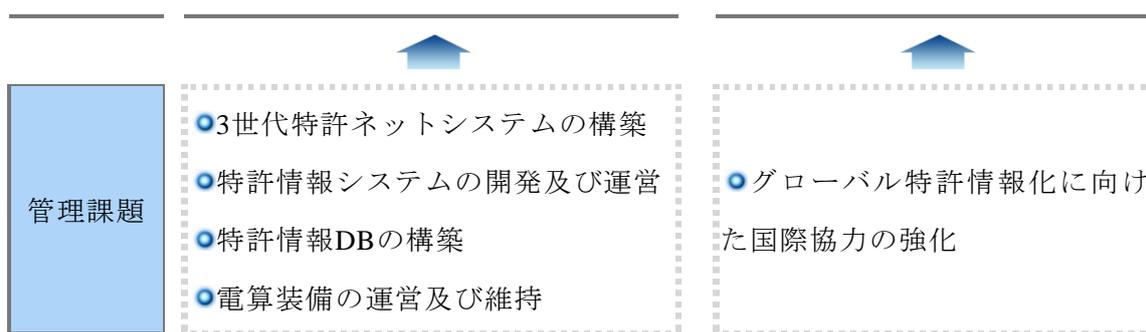
1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつ高級なニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPOなどとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を1段階完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)構築の推進、モンゴル・アゼルバイジャン・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力を通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-4-1>戦略目標の体系図





第2節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットの開発

情報企画局 情報開発課 放送通信事務官 ソン・ドングック

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進

国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

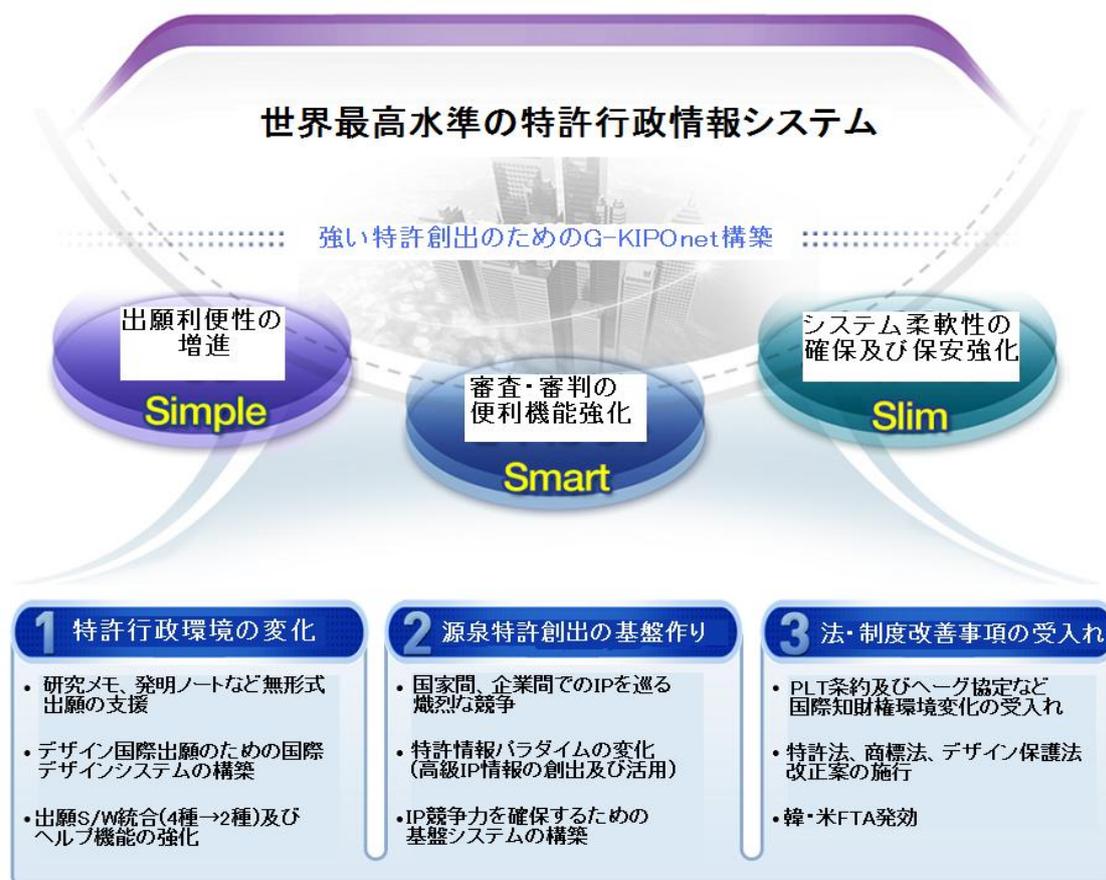
イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を段階的に進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進中である。

ハ. 主な推進内容及び成果

<図Ⅱ-4-2>3世代特許ネットの開発目標



2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。また、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索し、国内出願書類をPCT国際出願書類に自動変換可能な出願システムを構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率をアップさせるために24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明

細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システムの共通機能モジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのため、従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

二. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、II システムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。ヘーグ協定、特許法条約、シンガポール条約、ロカルノ協定、ウィーン協定など国際条約加盟による法改正をシステムに反映して3ヵ年計画で推進された3世代特許ネットは2013年6月に構築を完了して最終的に開通する予定である。

2. 検索システムの高度化

情報企画局 情報企画課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確に探せるように構築された情報検索システムで、特許庁内部の審査官及び審判官が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように提供する検索システム(KIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及びKIPRISシステムに対する高度化事業を持続的に推進し、英→韓、日→韓の機械翻訳サービスの品質向上に向けて翻訳辞典及び翻訳メモリ構築事業を持続的に進めている。最近は中→韓の機械翻訳サービスを構築している。中国特許文献、標準文書などの検索DB構築範囲の拡大を通じて高品質審査の基盤を整えている。

＜表Ⅱ-4-1＞2008年～2012年検索システム高度化推進の経過

| 年度 | 内容 |
|------|---|
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築 |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開DBの分離などDBセキュリティ強化及び国民に対するセキュリティ強化 |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 |

| | |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATIONなど有料DBの構築範囲の拡大 |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB一部を構築 |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築 |

ろ. 推進内容及び成果

1) KOMPASS及びKIPRIS検索性能・利便性の改善

KOMPASSの場合は移植及びメンテナンス性を高めるために商標検索システムの標準フレームワークを適用し、生命工学検索時の利便性を高めるために生命工学書誌・序列複合検索及び結果内の再検索機能などを実現した。

KIPRISの場合はホームページのウェブアクセシビリティ及び脆弱性を改善し、便利なナビゲーション構造などを適用することでユーザーの利便性を改善した。また、最近では初級者用のKIPRISホームページ及びKIPRISモバイルウェブを構築しているが、これを通じてより簡単に知的財産情報にアクセスできると期待される。

2) KOMPASS及びKIPRISの開発・運営環境の連携

シソーラスDBを活用した類義語・同義語拡張検索機能、IPCとECLA、F-Term、FIなどのマッピング機能、最新検索及び翻訳辞典の提供などKOMPASS及びKIPRISに適用可能な機能の開発・運営環境を連携・適用した。

3) 資源利用の最適化

検索DBのKOMPASS及びKIPRIS共同活用体系の構築を通じてデータの重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じて資源利用の最適化を実現した。

4)セキュリティ・リスク対応システムの構築

KIPRISの個人情報を守るために住民登録番号が要らずに会員登録ができるようにI-PINを導入し、ログイン・セキュリティを強化するためにHTTPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。また、サービスに対するセキュリティ脆弱性を全体的に再点検することで安定性をさらに高めた。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2009年23,786千回から2012年33,085千回(KIPRIS^{Plus}を除く)へと39%が増加し、訪問回数は2009年13,863千回から2012年17,972千回へと30%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。最近3年間を見ると、KIPRIS提供情報件数は2010年30,585千件から2012年50,225千件へと64%増加した。審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるために持続的に機能高度化を推進している。

今後セマンティック検索、イメージ検索など最新検索技術を適用した検索システムを構築することでユーザーの検索意図を反映させ、検索正確度の向上及び非特許文献、標準文書などの検索DB構築及びこの検索サービスへの支援を通じて高品質の審査に貢献し、海外先行技術情報に対する言葉の壁を低めるために既に構築されている英→韓、日→韓の機械翻訳サービスの高度化及び中→韓の機械翻訳サービスを支援する予定である。

第3節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ヒボン

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における20の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運營業務はDBセキュリティの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティ事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における20の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

また、2011～2012年には特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

また、2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIPO-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた方式を、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を高めるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、ユーザー支援、現場支援、顧客満足度など国際水準のサービス品質及びユーザー支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2012年には3世代開通による性能改善及び事前障害予防に向けた性能TFTの運営、老朽化した電算資源の取替え及びサービス統合管制体制を構築した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年が続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。また、SLAのインセンティブとペナルティー規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供するために特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的にさらに高めていく計画である。同時に、中小企業の直接運営参加がさらに拡大する状況に備えて運営マニュアルなどをより細密でより合理的な引継・引受手続きを踏んでいく方針である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 主務官 イ・ジェブ

イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権

の出願が急増している。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点となった。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築し、本格的に特許庁職員の知識を管理することができる基盤を構築した。

その後、知識管理システムが単純に知識を蓄積する保管所の役割を果たすのではなく、情報全体を一つのシステムで収集・活用するポータル(Portal)として機能するように、審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が共に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関もリアルタイムで情報を提供している。

＜表Ⅱ-4-2＞知識管理システム(KOASIS)の主なサービス

| | |
|----------|--|
| 知識 共有 | 自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有 |
| | 業務に必要な情報をオープンして質疑応答できるQ&Aの運営 |
| 知識 検索 | 知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化したIP法令総合情報システム |
| | 統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間 |

コミュニ
ティ

オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板

研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

ロ. 推進内容及び成果

2012年にはIP法令総合情報システムの構築によって、知的財産権関連法令、マニュアル及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようになった。そして、韓国特許庁が使用している業務用語を定義したり、審査業務ノウハウなどの知識を伝授するためのIP政策百科事典、共通の関心事を持っている職員たちが情報を共有してコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加で設けた。また、知識管理システムの検索インターフェースを高度化することで検索の正確度を高め、様々な検索オプション機能を提供することで1回の検索で知識のみならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に検索できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

これまでは高品質の知識を共有・活用するコンテンツの開発に重点をおき、知識情報とシステム規模の量的な発展にばかり力を入れてきた。2013年には実際ユーザーが知識管理システムをより便利に利用できるよう、知識登録及び照会機能を最適化させ、知識運営に関する全情報を盛り込んだ知識管理マニュアルを製作・配布する予定である。また、少人数グループ間で知識共有が活発に展開されるようにコミュニティ活性化も積極的に支援する予定である。

< Ⅱ - 4 - 3 > KOASIS のホームページ画面

The screenshot displays the KOASIS homepage with the following elements:

- Header:** KOASIS logo, a search bar with '통합검색' (Unified Search) and a '검색' (Search) button, and a date display for '03.21 (목)' (Wednesday, March 21).
- Navigation Menu:** Links for '지식마당' (Knowledge Plaza), '지식Q&A', '업무마당' (Business Plaza), '열린마당' (Open Plaza), '알림마당' (Notice Plaza), '커뮤니티' (Community), and '마이페이지' (My Page).
- Main Content Area:**
 - 최근소식 (Recent News):** A list of news items with dates, including '해세계경제신문 발행물 본부장 특강(창조경제시대의 정...)' and '【심사관 선거교육】 '바이오의약품(I)' 신청 안내(4.11...)'.
 - 지식샘 (Knowledge Spring):** A section for knowledge sharing with sub-categories like '최근지식', '인기지식', '우수지식', and '지식Q&A'.
 - 우리는 한가족 (We are one family):** A section for community news and announcements.
- Left Sidebar:**
 - Schedule:** A calendar view for '창강일정' (Changgyang Schedule) with items like '주요국장 티어링' and '국별 주요 권한 보고'.
 - My Menu:** A collection of quick links for '특허넷', '특실검색', '심판결문검색', '특허통계', '온나라', 'Help Desk', and various administrative services.
- Right Sidebar:**
 - 마이페이지 (My Page):** A user profile area with a placeholder for a profile picture and a name '해해님 환영합니다'.
 - 온나라 (Onnara):** A section for document management with counts for '문서관리카드', '지시사항', '메모보고', and '공유공감'.
 - IP 법령 종합정보시스템 (IP Law Comprehensive Information System):** Links to 'M Y 서 재' (M Y Se Jae), '업무해뉴얼' (Business Manual), and 'IP 정책백과 사전' (IP Policy Encyclopedia).
 - Link:** A list of external links including '지서인 TOP 10', '생문조사', '계사물 통합조회', and '특허기술상 추천'.

第4節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権情報データの拡充及び管理

情報企画局 情報管理課 電算書記官 キム・ゴンヒ

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるよう、1999年から国内外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外33の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2012年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは22,078万件に達しているが、これは前年に比べて1,865万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOデータの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要事項として登場した。そこで韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してデータエラーの発生を防止し、既に蓄積されているデータのエラーを自動的に探知及び整備できる体系も構築した。2012年にはデータの流れを統制し、システム間の連携を通じてエラー発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データ流れ管理情報システム」を構築した。

2) 検索DBの構築状況

＜表Ⅱ－4－3＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

| 入手機関 | 資料の種類 | 構築年度 | 資料形態 | 件数 |
|---------------|-----------------------|-------------|-------|--------|
| 国内 | 書誌 | 1948 ～ 1901 | Text | 260 |
| | 公開公報 | 1983 ～ 1998 | Image | 786 |
| | | 1983 ～ 1905 | SGML | 1,220 |
| | | 1905 ～ | XML | 1,089 |
| | 公告公報 | 1947 ～ 1998 | Image | 286 |
| | | 1979 ～ 1905 | SGML | 835 |
| | | 1905 ～ | XML | 820 |
| 英文抄録(KPA) | 1979 ～ | SGML | 1,870 | |
| 日本 | 書誌 | 1975 ～ 1998 | Text | 6,968 |
| | 公開請求項/明細書 | 1986 ～ 1992 | SGML | 823 |
| | 登録請求項/明細書 | 1986 ～ 1993 | SGML | 929 |
| | 特実公開登録(実用)公報 | 1971 ～ 1996 | Image | 8,045 |
| | | 1993 ～ 2004 | SGML | 4,372 |
| | | 1904 ～ | XML | 3,541 |
| | 特実公告 | 1950 ～ 1979 | Image | 1,765 |
| | | 1994 ～ 2004 | SGML | 1,522 |
| | | 2004 ～ | XML | 1,552 |
| | 特許抄録イメージ | 1975 ～ 1996 | Image | 5,159 |
| 日本特許英文抄録(PAJ) | 1976 ～ | SGML | 9,309 | |
| ヨーロッパ | DOCDB 2.0 | 1974 ～ | Text | 85,467 |
| | ヨーロッパ公開 (Espace-A) | 1978 ～ 1999 | Image | 914 |
| | | 1975 ～ 2004 | SGML | 1,477 |
| | | 2004 ～ | XML | 1,030 |

| | | | | |
|---------|------------------------------|-------------|-----------------|--------|
| | ヨーロッパ公告 (Espace-B) | 1980 ～ 1999 | Image | 356 |
| | | 1980 ～ 1904 | SGML | 742 |
| | | 2004 | XML | 419 |
| | 国際公開パンフレット (Espace-world) | 1978 ～ 2002 | Text/Image/SGML | 1,266 |
| WIPO | 国際公開パンフレット | 2002 ～ | XML | 2,041 |
| 米国 | 特許公告 | 1975 ～ | Image | 4,971 |
| | | 1976 ～ | SGML/XML | 4,540 |
| | 特許公開 | 2001 ～ | Image | 3,252 |
| | | 2001 ～ | SGML/XML | 3,259 |
| 台湾 | 特許公開書誌/抄録 | 2000 ～ | Text | 402 |
| イギリス | 特許公開 | 1991 ～ | SGML/XML | 237 |
| 中国 | 特許公開/公告(英文抄録) | 1985 ～ | Text/Image/XML | 12,139 |
| カナダ | 特許公開/公告 | 1999 ～ | SGML/XML | 700 |
| オーストラリア | 特許公開/公告 | 1998 ～ | SGML | 779 |
| ドイツ | 特実公報 | 1991 ～ | Image | 1,434 |
| フランス | 特許公報 | 1992 ～ | Image | 273 |
| 計 | | 176,849 | | |

＜表Ⅱ-4-4＞デザイン検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

| 区分 | 資料の種類 | 構築年度 | 資料の形態 | 件数 |
|----|------------|-----------|------------|-------|
| 国内 | 先出願 | 1960～ | Text/Image | 4,217 |
| | 先出願全文イメージ | 1960～1998 | Image | 181 |
| | 国内公報 | 1966～ | Text/Image | 5,611 |
| | 国内公報全文イメージ | 1966～1998 | Image | 244 |

| | | | | |
|--|-------------|-----------|------------|--------|
| | 拒絶包袋全文イメージ | 1992～1998 | Image | 36 |
| | 登録書類綴全文イメージ | 1966～1999 | Image | 235 |
| | 登録原簿全文イメージ | 1948～1991 | Image | 132 |
| | カタログ | 1980～ | Text/Image | 10,225 |
| | 画像デザイン | 2003～ | Text/Image | 336 |
| | フォント | 2004～ | Text/Image | 94 |
| | 実用新案デザイン | 1970～ | Text/Image | 2,903 |
| | 日本 | 1965～ | Text/SGML | 1,294 |
| | | 1965～ | Image | 5,242 |
| | ドイツ | 1988～ | Text/Image | 1,193 |
| | WIPO | 1999～ | Text/Image | 466 |
| | OHIM | 2003～ | Text/Image | 2,830 |
| | 過去海外資料 | 1975～ | Text/Image | 1,867 |
| | 米国 | 1997～ | Text/Image | 424 |
| | 計 | 37,530 | | |

<表Ⅱ-4-5> 商標検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

| 区分 | 資料の種類 | 構築年度 | 資料の形態 | 件数 |
|----|-------------|-----------|-------|-------|
| 国内 | 書誌 | 1950～ | Text | 2,756 |
| | 見本イメージ | 1950～ | Image | 2,590 |
| | 拒絶包袋全文イメージ | 1989～1998 | Image | 151 |
| | 登録書類綴全文イメージ | 1974～1999 | Image | 527 |
| | 登録原簿全文イメージ | 1952～1991 | Image | 379 |
| 合計 | | 6,403 | | |

3) 評価及び発展方向

世界最高水準の特許情報サービス体系の実現に向けて海外特許データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に従って体系的に推進するため、2012年度に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を樹立した。

現在国内・外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してデータエラーを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

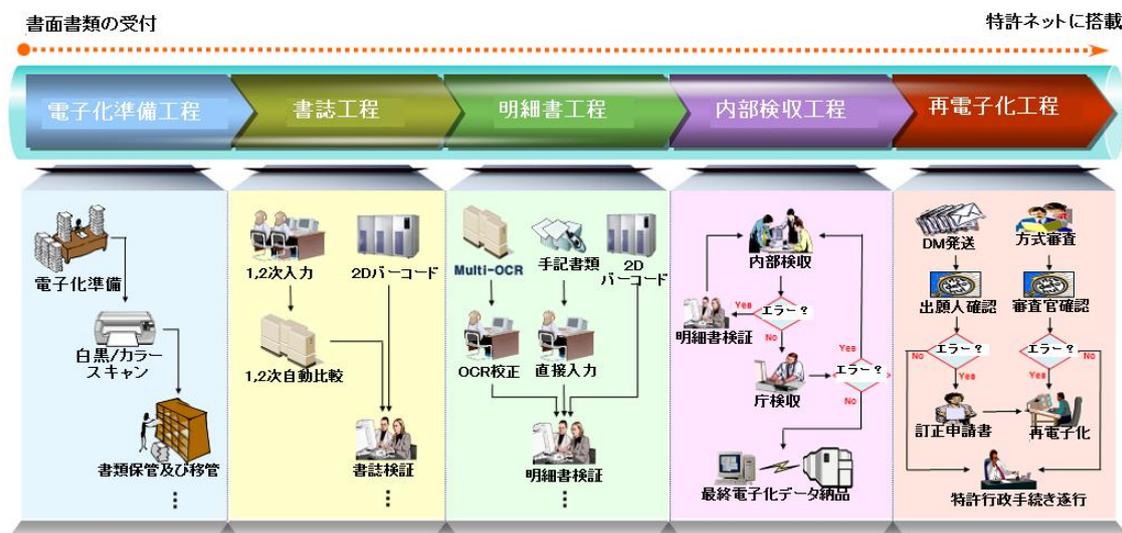
今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ．特許文書電子化センターの運営

1)推進背景及び概要

特許庁は紙の要らないペーパーレス(paperless)特許行政を目指しており、書面で受付られた全ての書面書類を電子化している。そこで特許庁は特許法に基づいて特許文書電子化機関である特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立し、韓国特許情報院に委託して電子化業務を推進している。電子化センターでは特許庁に提出される産業財産権書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)の全てを特許ネットで活用できるよう電子化している。また、低所得者層に対する無料特許情報検索及び電子出願教育の実施を通じて特許情報の活用及び電子出願の利用拡散に寄与している。

<図Ⅱ-4-4> 戦略目標体系図、電子化処理工程の流れ図

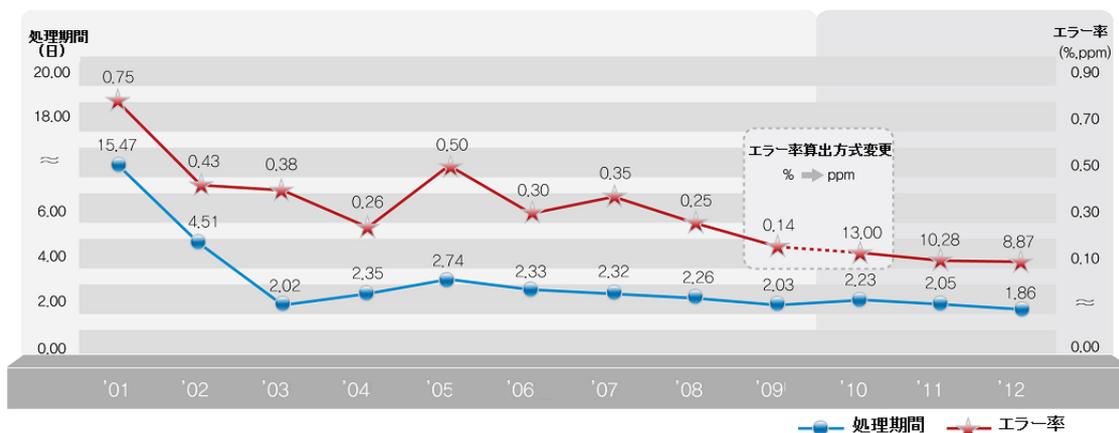


2) 推進内容及び成果

10年間余り特許文書電子化事業を推進し、紙文書保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの削減を通じて約4,434億ウォンの経済効果を達成し、行政処理過程で紙を無くすことで約176.7tの炭素排出量削減効果をもたらした。電子化対象書類は1,098種で、2012年には特許庁に提出された書面書類計7万件余りを特許ネットで活用できるよう電子化することで迅速かつ正確な審査・審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理しているが、2012年に8.87ppm¹⁰を達成した。

<図Ⅱ-4-5> 戦略目標体系図、年度別電子化処理期間及びエラー率の状況

¹⁰ PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化100万ラインのうち、エラーライン数



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業インキュベーターセンターなど特許情報に詳しくない人々を対象に出前出願支援教育を実施している。特に、2012年には332回の教育(6,996人が受講)を通じて教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

<図Ⅱ-4-6> 戦略目標体系図、年度別特許情報検索及び電子出願出前教育の回数及び教育人数



3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットが開通して以来特許電子出願率は持続的に増加して2012年96.0%に達したが、電子出願率の増加が限界点に達しているため、書面出願による電子化作業は続く見込みである。これまでの電

子化事業のノウハウを基に今後も電子化処理所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データ確保に向けて引き続き努力を傾けていく計画である。

また、知財権の大衆化のために特許情報に詳しくない人々を積極的に発掘し、出前教育を通じて特許情報検索教育及び電子出願教育を拡大していく予定である。

ハ.データ管理専門担当組織の運営

1)推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために同専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2)推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化し、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラー・漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式の導出、データ整備のマスタープラン樹立など、データ品質管理の基盤を構築し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関としては初めてデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、データ品質管理の義務化水準を強化するために「特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は以下のとおりである。

- 1.データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
- 2.データ管理手続きの樹立(第3章)
- 3.データベース及びデータアーキテクチャー管理の体系化(第4章)
- 4.データ品質管理協議会規定の構築(第5章)

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化を図るため、EPOなど先進特許庁と国内役所及び民間銀行の情報化インフラをベンチマークし、2012年特許ネットⅢの開通に伴ってこれに最適化したデータ構造運営のためにデータ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を前年に比べて高めることができた。

2012年には「特許データ品質管理先進化事業」を通じて3極特許庁水準の最先端デ

ータ管理体系構築戦略計画を樹立し、データ流れ管理情報システムを構築することで、データエラーの発生原因を追跡・分析する機能によってより迅速・正確なエラーの整備が可能になった。

このような努力で2006年397件であった特許データ検証式が2012年基準5,200件余りまで特許ネットのエラーデータ監視範囲を拡大し、データ品質の正確度は毎年増加して2012年現在データ品質正確度は99.56%に達している。

＜表Ⅱ-4-6＞年度別データ品質の正確度

| 年度 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| データ品質 正確度(%) | 96.32 | 96.97 | 97.80 | 99.27 | 99.35 | 99.41 | 99.56 |

＜表Ⅱ-4-7＞2012年度データ管理業務処理の状況

(単位:千件)

| 区分 | データ品質管理 | | | 特許情報DB 構築 | | システム運営管理 | | | 特許情報 共同活用 |
|----|---------|----------|-----------------|--------------|-------|----------|-----------|------------|--------------|
| | 検証式 | BR 分析 | 検証式による データ整備 | 国内 | 国外 | 公報 発刊 | 優先権 交換 | 顧客要 請処理 | |
| 実績 | 3,513件 | 19件 | 4,180件 | 2,270 | 8,351 | 415 | 38 | 18 | 50,569 |

3)評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。そして、優秀なデータ担当官

及び品質改善活動優秀者に対する様々な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体系を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内知的財産を保護すると同時に特許多出願国家としての地位を高めるため、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA¹¹)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外で韓国の特許技術を保護する上で先行特許技術調査及び技術動向把握のための資料として海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

2005年10月WIPO総会で韓国特許文献がPCT最小文献に含まれたことを受け、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小文献として提供している。

韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の主要内容を海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。

¹¹ KPA(Korean Patent Abstracts)

< 図 II - 4 - 7 > 韓国特許英文抄録の構成項目

1 書誌事項

- 特許番号・日付(11,21,22,24,43,45): 公開・登録・出願番号及び日付
- IPC(51): 国際標準(WIPO ST.8) 遵守
- 出願人及び発明者(71,72,73): 特許庁出願人コード基準の英文化
- 優先権番号(30): 国際標準(INPADOC)遵守
- 先行技術調査文献(56): 特許文献及び非特許文献英文の提供

2 要約書

- 発明の名称: 発明の特徴を付加
- 目的: 発明が成そうとする技術的課題
- 構成: 発明を成している構成要素の説明

3 代表図面

- 発明の内容を最も正確に記述した図面
- 代表図面の国文表記を英文で提供

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)が共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から国内出願技術の海外保護を強化するために韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2010年にはKPAデータ標準を既存のSGMLからグローバルデータ標準であるXMLに変

更し、2011年から登録特許の場合は先行技術調査文献情報を追加して提供している。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計447億ウォンを投入し、2012年に発刊した129,598件を含めて計1,841,323件の英文抄録を発刊した。

＜表Ⅱ－4－8＞韓国特許英文抄録DBの構築状況

(2012年12月末基準単位:件)

| 区分 | 1979～ 1999年 | 2000～ 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 合計 |
|------|----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 登録特許 | 82,086 | 177,457 | 36,679 | 14,543 | 12,503 | 16,470 | 109,340 | 449,078 |
| 公開特許 | - | 902,678 | 111,411 | 119,812 | 126,324 | 111,762 | 20,258 | 1,392,245 |
| 小計 | 82,086 | 1,080,135 | 148,090 | 134,355 | 138,827 | 128,232 | 129,598 | 1,841,323 |

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作して46の海外特許庁と国際調査機関、国立中央図書館など国内34の機関に無料で普及している。また、速やかに普及するために2012年からオンライン(FTP)普及先を中国(1カ国)からヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど9カ国に拡大した。

＜表Ⅱ－4－9＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関状況

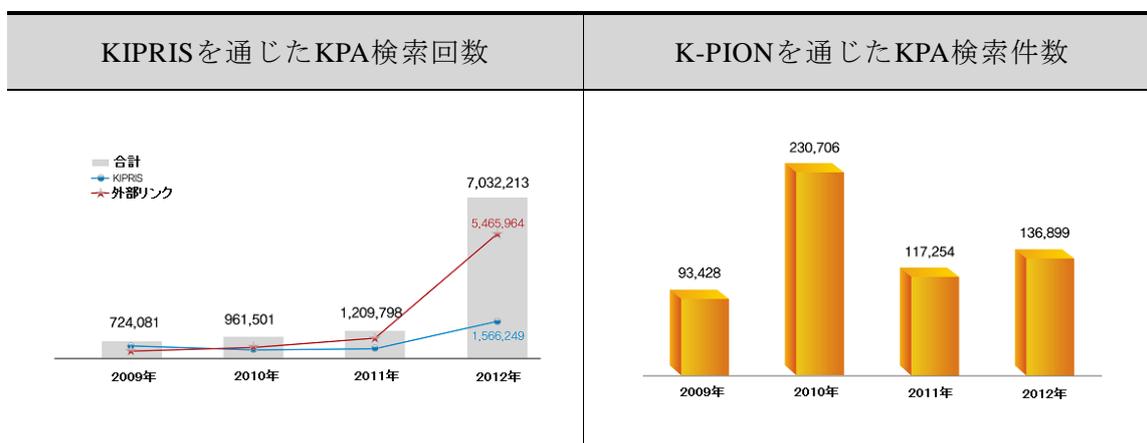
(2012年12月末基準)

| 区分 | 内容 | |
|--------------|-------------------------------------|---|
| 海外 (46ヶ所) | 特許庁 (39ヶ所) | 日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、米国、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、ケニア、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギス、オーストリア、ギリシャ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア |
| | 関連機関 (7ヶ所) | EPO(FTP)、ARIPO、APCTT、WIPO、INPIT、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院 |
| 国内(34ヶ所) | 国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産センターなど 34ヶ所 | |

また、外国審査官と外国人が発刊された韓国特許英文抄録を無料で利用できるようにKIPRIS(特許情報検索サービス)とK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。海外で韓国特許英文抄録の需要が増えているため、KIPRISを通じた韓国特許英文抄録の検索回数は2012年の1年間700万回を超えて前年比約6倍程度増加した。

<図Ⅱ-4-8>最近4年間韓国特許英文抄録の検索状況

(2012年12月末基準)



*外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が注目され、グローバル特許紛争が激化している中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなどの非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊することで自国の特許を海外に普及するため取り組んでいる。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国の特許公報に対する英文抄録を適時に発刊し、迅速に普及することで海外における韓国特許技術の保護に寄与してきた。2013年から韓国特許英文抄録の翻訳品質向上のためにネイティブスピーカーの検収比率を5%から50%に拡大し、特許技術内容を簡単に

把握できるように韓国特許英文抄録の図面内に存在するハングルを英文化する予定である。

今後も外国の審査官が特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用して韓国特許技術を先行技術として引用できるように韓国特許英文抄録の効用価値を高め、検索の利便性を高めるためのコンテンツを拡大するなど持続的に努力していく計画である。

<表Ⅱ-4-10>各国の韓国特許英文抄録の活用状況

(2012年12月末基準)

| 区分 | | 対象国家 |
|--------------|--------|--|
| 自国検索システム搭載 | 審査官用 | (7カ国)米国、日本、ヨーロッパ、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ (2機関) WIPO、ユーラシアン特許機関 |
| | 一般用 | (3カ国) 日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Espacenet) (1機関) WIPO(Patentscope) |
| 海外検索システム*の活用 | | 中国、米国、スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ベラルーシ、ハンガリー、ロシア、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、EPO、EAPO など |
| 特許庁検索システム活用 | KIPRIS | 米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など 74カ国 |
| | K-PION | 米国、ヨーロッパ、日本、中国など 41カ国 |

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 行政事務官 オ・ゾンチョル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで発明者の産業財産権を保護し、

技術の進歩を促進するために1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧することができる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され33の機関(国内10、海外23)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ. 推進内容及び成果

＜表Ⅱ－4－11＞2012年公報発刊件数

(2012年12月末基準、単位:件)

| 公開特許 | 公開実用 | 登録特許 | 登録実用 | デザイン | 商標公告 | 公示送達 | 計 |
|---------|-------|---------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 139,466 | 9,008 | 113,190 | 6,334 | 44,606 | 94,079 | 8,527 | 415,210 |

＜表Ⅱ－4－12＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(2012年12月末基準、単位:人/件)

| 区分 | 2002～ 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 計 |
|------|----------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 加入者数 | 6,295 | 2,268 | 1,804 | 501 | 231 | 141 | 185 | 11,425 |
| 発送件数 | 1,635,401 | 876,027 | 862,113 | 1,007,156 | 900,248 | 802,714 | 744,324 | 6,827,983 |

2012年には韓・米FTA締結によって音・匂い商標も出願が可能になったため、商標公報にも収録して発刊し始めた。

ハ. 評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送信する「関心分野メールサービス」を実施している。また、出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを展開している。国民が公報サービスを利用する上でより判りやすく活用できるようにするため公報書式を改正するなどユーザーの利便性を高めるため努力した。2012年にはユーザーの個人情報保護に関する関心が高まり、公報に掲載する個人住所の公開範囲に関するアンケート調査を実施した。今後はその結果に基づいて情報主体が希望する場合は住所の一部のみを公報に掲載するよう改善していく予定である。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの利便性増進及び権益保護、さらには国家競争力を高めるために国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するよう引き続き努力を傾ける計画である。

第5節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報管理課 電算事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2009年には新規開発システムの事前検証強化のために特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させ、通信設備の性能を改善した。また、2011年にはセキュリティ強化、業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築し、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系を強化した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田政府統合センターに構築されているが、災害・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動で転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

ロ. 推進内容及び成果

特許ネットシステムインフラを高度化するため、2009年には検索システムを統合し、知的財産統計ポータルシステム及び未来型検索システムを構築するとともに、品質改善環境を構築して情報保護体系の強化に必要なハードウェア及び商用ソフトウェアを導入した。

以後、2010年にはユーザーが肌で感じる速度を速めるために通信装備の性能を改善するとともに、3Dデザイン出願提供のために商用ソフトウェアを導入し、老朽化したサーバー10台を大容量高性能サーバー3台に交替した。

また、2011年には事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間の最適化を通じて特許ネットシステムの稼動時間を延長することで審査業務の生産性を最大に上げた

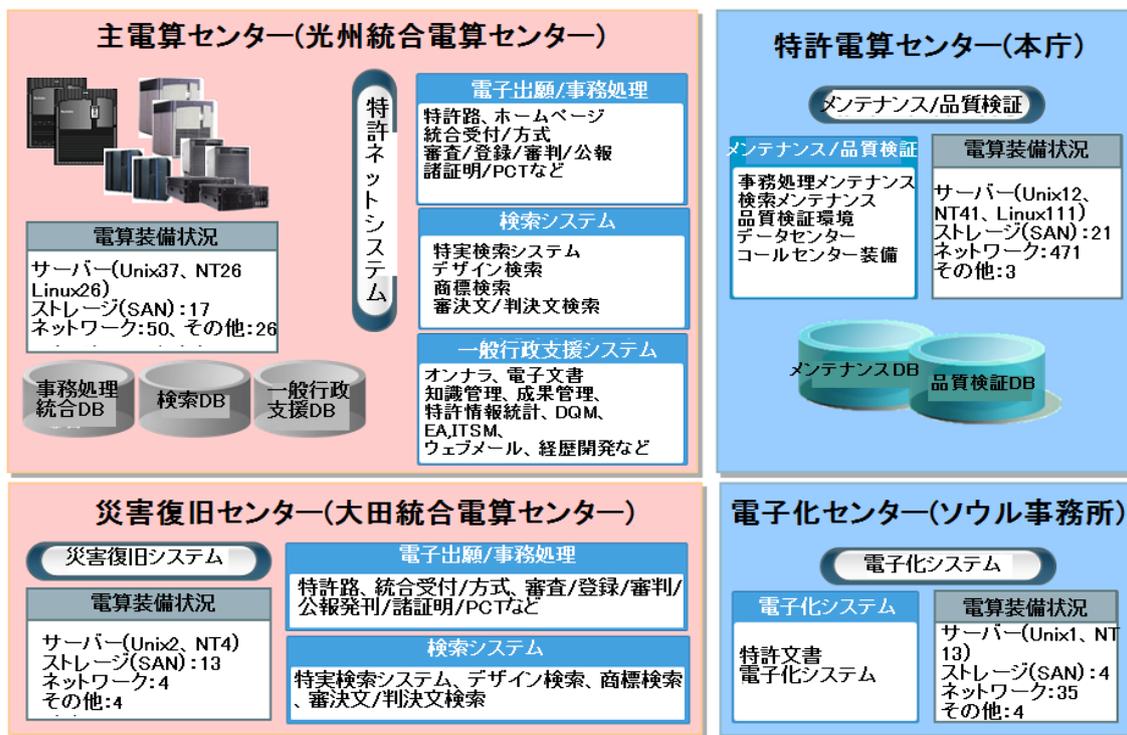
<表Ⅱ-4-13> 特許ネットシステムの稼動時間

| 区分 | 平日 | 土曜日 | 日曜日 | ウィークデー の休日 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 従来 ¹⁾ の運営時間 | 08:00～23:00 | 08:00～23:00 | 運営しない | 運営しない |
| 現在(2011.2以後) | 07:00～24:00 | 07:00～18:00 | 14:00～20:00 | 07:00～24:00 |

* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

それだけでなく2012年には3世代特許ネットにおけるユーザーレベルのインフラとしてSBC(サーバー基盤コンピューティング)を開通し、特許ネットシステムのセキュリティを強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるため、DB Query及びシステム運営環境を改善し、異常兆候を感知するためのサービス管制体系を強化し、周期的な障害予防活動と障害発生時に対応するための二重化及び災難復旧訓練なども実施した。

<図Ⅱ-4-9> 特許情報システムのインフラ構成図



<表Ⅱ-4-14> 電算装備の運用状況

(2012年12月末基準)

| 区分 | 主要施設及び装備 |
|--|---|
| *サーバー273台、ディスク 55台、ネットワーク装備 560台、バックアップ装備 8台、ユーザーパソコン 4,435台など | |
| 特許電算センター (特許庁、8階) | <ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:12台、NT:41台、Linux:111台) ストレージ 21台(Disk17、SAN 4) ネットワーク装備 471台、バックアップ装備 2台、その他 1台 |
| 統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階) | <ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム 12台、侵入探知システム 1台、統合危険管理システム 2台 電子出願認証システム 1台 その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)26台 |
| 光州政府統合電算センター | <ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:37台、NT:26台、Linux:26台) ストレージ 17台(Disk10、SAN7) ネットワーク装備 50台 その他 26台(バックアップ装備 4、JukeBox2、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ) |

| | |
|--------------------------------|---|
| | ティ装備 5) |
| 災害復旧センター (大田政府統合 電算センター) | <ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(Unix:2台、NT:4台) ◦ストレージ 13台(Disk7、SAN6) ◦ネットワーク装備 4台、その他 4台(侵入遮断システム 1台、侵入探知システム 1台、電子出願認証システム 1台、その他セキュリティ装備 1台) |
| 特許文書電子化センター (ソウル事務所) | <ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(Unix:1台、NT:13台) ◦ストレージ 4台(Disk2、SAN 2) ◦ネットワーク装備 34台、その他 4(バックアップ装備 2台、統合危険管理システム 1台、その他セキュリティ装備 1台) |
| 特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター | <ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 4,435台(ノートパソコン 186台を含む) ◦プリンター385台、スキャナー122台、バーコードリーダー/プリンター87台 |

ハ. 今後の発展方向

3世代特許ネットの開発が2013年に完了する見込みであるため、ユーザーが体感する性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などの活動を展開する計画である。

まず、ユーザーが肌で感じる性能を最適化するため、実際のユーザとの個別インタビュー及び懇談会を通じて、多く使用するが性能は低いものに関する不満事項を積極的に発掘する予定であり、発掘された事案に対して改善策を講じて改善する予定である。これを通じて検索・翻訳など主な付加サービス領域に対する資源の交替及び再配置を通じて性能を改善する。

サービスの連続性・安定性の側面では障害の予防・早期探知・探知時の迅速な措置のためのサービス管制体系を24*365体系に強化する予定である。

電算インフラの拡充・改善のためにはオープン特許路など特許ネットインフラの増設、老朽化した電算資源の交替などを実施する計画であり、電算資源の再配置を通じた利用効率性の向上、インターネット電話の追加導入などを通じた予算削減及びサービス品質の高度化に力を入れる予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョ・アラ

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅱ-4-15＞年度別ユーザー支援の状況

| | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 障害受付及び処理 | 33,200件 | 35,003件 | 32,253件 | 32,654件 | 47,396件 |
| 訪問サービス | 3,714件 | 3,753件 | 2,899件 | 2,914件 | 2,516件 |
| 在宅勤務支援 | 1,546件 | 1,353件 | 1,463件 | 1,648件 | 957件 |
| 集中支援サービス | 167人/ 572回訪問 | 253人/ 795回訪問 | 250人/ 743回訪問 | 389人/ 1,117回訪問 | 480人/ 1,255回訪問 |

ロ. 推進内容及び成果

電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

特に、2008年からは頻繁に助けを求める要請者に集中支援サービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Before Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場で不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。同時に、事務用電算装備・SW購入の際には実際のユーザーである庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザー意見を反映している。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムの開通して初めの頃には、新規システム開通によるユーザーの不便を最小化するためにユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営した。また、障害発生の際に類似障害の発生を防止できるように積極的な措置を取り、ユーザーの急変するニーズを適時反映するなど、新規システムの安定的な定着のために努力を傾けた。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心を傾けてきた。2010年、2011年には各々24インチモニター486台と254台を購入し、2012年もまた同レベルのモニター1,000台を購入する予定であったが、同物品の断種によって上位機種である27インチワイドモニター1,131台を代わりに購入して審査官を中心に優先支援した。同時に、1,043台の老朽化したパソコンなどを交替・設置することで業務効率性を高めた。

ハ. 今後の発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けている。しかし、ユーザーの水準と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて難しいことである。特に、個人の性格や業務特性に相異があるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは至難の技である。

それにもかかわらずユーザー要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユー

ザーに対する集中支援サービス及び出前サービスなどの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2013年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客ニーズの常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、耐用年限が過ぎた事務用電算装備を最新装備に切り替えて業務効率性を高める計画である。同時に、集中支援サービスの対象拡大、アフターサービスの強化、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。このようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョ・アラ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2009年特許庁侵害事故専任対応チームの発足をきっかけに、情報保護を強化するための多様な管理体系の一環として促進されたセキュリティ管制領域を傘下機関まで拡大した。これは2005年に構築された365日24時間セキュリティ管制センターの業務領域をさらに拡大することで国家の知的財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築するきっかけとなり、その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞した。また、2008年から2011年まで4年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。それに止まらず、2012年には国家情報院主管の「情報セキュリティ管理実態評価」で最優秀機関として選定されたため、2007年から6年連続で最優秀機関として選定された。また、2012年に初めて実施された行政安全府主管の「電子政府国民サービス情報保護水準診断」でも100点満点で最優秀機関として選定される成果を達成した。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、政策、組織、技術など情報セキュリティ各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行している。

ロ．推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。さらに2012年にはSBC(Server Based Computing、サーバー基盤コンピューティング)を導入して業務統合網を業務網・インターネット網に分離することで業務網のセキュリティを一層強化した。それによって特許文書は全てサーバーに保存され、特許情報の外部流出が根本的にシャットアウトされた。

第二、365日24時間サイバー攻撃による侵害事故を予防するために2005年からセキュリティ管制センターを運営し、2009年特許庁侵害事故専門対応チームの発足でサイバー攻撃による侵害事故に備えた体系的な対応システムを確立した。2011年にはセキュリティ管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大し、2012年には国家サイバー安全センターとセキュリティ管制情報共有システムを連動させて侵害行為の正確な探知、速やかな対応のための二重管制体系を構築した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、庁職員を対象にハッキングメール通報訓練、セキュリティ担当者の侵害事故に対する対応手続き点検訓練など、サイバー危機に対応するための独自の統合訓練を毎年行っている。また、最近多様化しているサイバー攻撃による侵害類型に効果的に対応するため、従来運営してきた侵害事故対応手続きをさらに細分化・多角化することで万一発生し得る侵害事故に対する対応体系をさらに強化した。

最後に、2011年9月に施行された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民番号が保存されているデータベーステーブル全体を対象に暗号化を拡大・適用し、個人情報処理システムに対するアクセス統制を強化する技術的な措置を取ることで個人情報保護体系をさらに改善した。また、個人情報を収集する全ての利用書式及び関連ホームページ画面に対する事前点検を通じて収集目的が不明確であったり、不必要な個人情報項目に対する削除及び変更作業を進め、そのために「特許法施行規則」など関連法令の改正作業も行った。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は最高の情報セキュリティ水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、国政院などが実施する外部評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、サイバー攻撃に効率的に対応できる様々な対応体系を持続的に樹立することで、顧客の大切な特許情報が安全に保管できるよう最善を尽くす予定である。

第6節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2011年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を10,447件出願し、2010年に引き続き世界5位の多出願国家となった。多出願企業ランキングでもLG電子8位、サムスン電子15位、多出願大学ランキングでもKAIST5位、ソウル大6位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小限資料」として指定され、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することが可能になった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用及び行政効率の向上を図っている。

特に、韓国特許庁は2012年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁が推進している特許情報の国民に対する無料拡散政策に参加することを決め、このような国際動向に歩調を合わせて韓国特許文献に簡単にアクセスして利用できるように国家間特許情報交換・活用システムを持続的に拡大していく計画である。

一方、知的財産情報化分野のグローバル動向を見ると、持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は既存の3極(米、日、ヨーロッパ)体制から転換された5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)の下で庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバ

ーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も東南アジア国家連合(ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通じて知財権協力を強化すると同時にITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

韓国特許庁はこのように急変しつつあるグローバル知財権環境の中で知財権情報化分野を持続的にリードしていくため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。1999年世界初のインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間電子出願サービスを始めた。また、2012年にはクラウド技術を基に3世代特許ネットシステムを運営するなど特許行政情報化分野で世界最高の技術を備えている。同時に、最先端の情報通信(IT)技術を基にモンゴル、アゼルバイジャンなど主要発展途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築を支援するなど、特許行政システムの途上国進出分野でも先進国として浮上している。

ロ. 推進内容及び成果

1)主要国特許庁との情報化協力の強化

イ)IP5特許庁の情報化協力

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として浮上したことで、これを解決するためのIP5間協力がさらに求められている。このような状況の中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州で「IP5特許庁長官会合」を開催し、その後実務会議を通じて審査協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意した。10大基盤課題の中で6つが情報化関連課題であり、特許庁間審査協力において情報化関連支援が極めて重要な役割を果たしていることを示している。

韓国特許庁は機械翻訳課題の主導庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業の完了に成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳品質改善事

業を行った。

2012年下半期にはヨーロッパ及び米国審査官が参加してアジア3カ国特許庁の機械翻訳品質評価を実施したが、その結果2008年機械翻訳基盤課題推進の際に目標として掲げた「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3カ国特許庁が全て達成したことを確認した。

また、韓国特許庁は2012年12月に審査官が一つに画面でIP5特許庁の審査進行情報が一目で分かる審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を開発することに成功し、2013年上半期にIP5特許庁間テストを経て下半期に国際審査官にオープンする予定である。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果共有システムなどについても積極的に意見を提示することで国際情報化議論において韓国特許庁の地歩を固めている。

しかし、最近IP5発足5年目に入り、最初の設定目標を達成・終了した課題及び技術または政策問題でこれ以上進められない課題が現れ、これは協力課題全般に対する見直し議論に続いた。

この過程でIP5は単純に既存課題を見直すよりは根本的な変化が求められるという点でコンセンサスを得て、これをきっかけに特許グローバル化及び大衆化時代に相応しい新しい課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier;GD)」の構築を議論し始めた。

GDは世界特許庁審査官、出願人、代理人に各国特許庁が進める特許審査情報を言語の壁を感じることなく一目で分かり、希望する国に簡単に申出できるシステムである。

しかし、これは議論の始まり段階である。2013年1月オランダヘーグでIP5特許庁と

ユーザーが参加するタスク・フォース会議が開かれる予定であり、これをきっかけに来年中盤までユーザーからの要求事項と必要な機能について議論する予定である。

GDの将来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁間でグローバル特許審査情報システムをめぐる熾烈な主導権争いが繰広げられていることに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁を始め、世界特許庁の協力方向を決める基本枠組みを決める可能性が高いためである。構築と関連して、議論をリードする側の特許庁が世界特許政策及び技術標準議論でも自国の利益と立場を簡単に反映できる見通しである。

韓国特許庁も2012年6月に開かれたIP5特許庁長官会合の時に「グローバル特許審査情報システムの効率的な構築方案」を提案し、内・外部の専門家と需要者が参加する専門担当チームを運営するなどGD主導権を握るための取り組みを持続的に展開している。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2012年5月韓国で開催された第15回韓・日情報化専門家会議で、IP5間で推進中である審査情報照会システム(OPD)の円滑な遂行のためにOPD政策方向を議論するなど共同協力を続けることで合意した。

特に、韓国特許庁はOPDがIP5間でうまく連携・オープンできるように細部テスト日程の決定が必要であることを言及し、日本の支持を得た。また、韓・日特許庁はデザイン審査の効率性を高めるため、両庁が保有している公知デザインURL目録を交換し、審査用途でのみ使用することで合意した。

2013年上半期には既存のCD、DVDのような媒体的な手段ではなく電子的方式でデータを交換して日本データのアクセシビリティを改善する計画である。

韓国特許庁は今後も日本との緊密な情報化協力を通じて既存のIP5情報化課題はも

もちろん、新しく浮上したGD議論過程で積極的に意見を提示する予定である。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することで、IT分野における最強国としての役割を引き続き果たしていく計画である。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

韓-中特許庁は2002年11月両庁における情報化の現状及び今後計画の共有を通じて両庁の情報化協力を強化するとともに能力を高めるため、毎年1回情報化専門家会議を開催することで合意した。2012年6月韓国で開催された韓・中情報化専門家会議では中国側が今後XML(eXtensible Markup Language)形式のデータを提供し、今後FTPを通じてデータを交換することで合意した。また、出願人の便宜を図ると同時にセキュリティを強化するという側面から優先権書類の電子的交換システム(DAS)の改善を支持する両庁の立場を確認する一方、今後システム変更計画などの情報を共有して協力することで合意した。

ニ)韓-中-日特許庁の情報化協力

韓・中・日3国特許庁は2012年10月中国で開催された第10回韓・中・日情報化専門家グループ会議で各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展のために持続的に協力することで合意した。3国特許庁は効率的に統計データを交換するために統計データ目録を整備し、3国ホームページの活用度を高めつつ体系的に管理するための方案について議論した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味を持つと言える。

ホ)韓-ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結してから毎年MOUを充実に履行するために年間協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

最近、両庁は情報化問題が韓・EPO間の協力強化・共同発展のための核心課題であることを認識し始めたことから、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は情報化プロジェクトの一環として優秀なIT専門家を派遣し、機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマークのチャレンジを設けることで合意した。そこで、韓国特許庁はIT専門家2人を2012年11月へーグにあるEPOに派遣した。一方、EPO側は2013年にIT専門家を韓国特許庁に派遣する予定である。

2012年12月には両庁間でデータ交換分野MOU(了解覚書)を締結し、国内特許情報サービス産業市場を活性化するとともに、EPO側の豊富なデータを民間でも利用できる基盤を整えた。また、韓国特許庁に先出願してEPOに後出願する場合、EPC(ヨーロッパ特許条約)によって出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除されるよう韓国特許庁はEPO側と緊密に協力している。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化専門家会議を定例的に開催し、韓国特許庁出願人の便宜を図るとともに韓国特許庁の情報化能力を高める新しい議題と共同協力事業を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOとの持続的なIT技術共有及び新技術の導入を通じて韓国特許庁の技術力を強化していく予定である。

へ)韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUのフォローアップとして2008年10月開催された情報化実務会議で両庁審査官の業務効率性を高め、両庁審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業シ

システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に行い、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を高めることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると期待している。また、出願人は韓国特許庁の高い品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

一方、韓国特許庁はグローバル特許審査情報システム(GD)概念を初めて提案した米国と共同パイロットプロジェクトの推進を提案するなどGDの推進成功に向けて両庁が緊密に協力することで合意した。

2)国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT-ROADを2005年初めて発売した。以後現在までブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど多くの国に普及し、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが発売されたことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、受理官庁から送られてくるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部でもその優秀性が認められている。

3)国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、モバイル通信分野の技術が1990年代末から国際的に認められるとともに世界市場で優位を占めるにつれて韓国特許情報に対する需要も急増し、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関で参照が義務付けられているPCT最小限文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセスと理解を高めるため、2005年11月韓国特許公報の韓-英機

械翻訳サービス(K-PION : Korean Patent Information Online Network)を開始し、以後サービス情報範囲と品質の改善に向けた努力を持続的に傾けている。

このような努力の一環で2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA : Korean Patent Abstract)検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにし、韓国特許情報の活用手段を多様化した。2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性を高めるためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2012年には翻訳品質を改善するために1万件の翻訳メモリと20万件の単語辞書を構築した。

2012年12月基準で、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含めて全世界41の外国特許庁がK-PIONサービスを利用しており、これを通じて韓国特許情報に対する海外拡散にも寄与している。

これとは別に、韓国特許庁は2009年12月国内企業の海外進出をバックアップするため、国民向け検索サービスであるKIPRISに海外登録商標検索機能を追加し、国内外ユーザーにサービスを提供している。2012年12月には、既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りに加えて、ヨーロッパ商標DB約95万件を追加搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性を高めるため、国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備 (Virtual Private Network)をアップグレードしてセキュリティ機能を強化した。

韓-米間TDAを通じた審査情報及び優先権書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓-米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)パイロットプロジェクトを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access SerVice)を構築し、3極特許庁の他、中国、イギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。現在IP5は情報化基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書類交換システムを改善するために引き続き努力を傾ける計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権の保護に向けた努力を続けている。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文庫に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。

また、審査効率性を高めるための取り組みも持続的に推進している。そのため、審査情報統合照会システム(OPD)の開発を今年末に完了し、来年下半期にサービスを開始する予定である。サービスの後は既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに従来はアクセス不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目で分かるようになる。このような様々な努力は国際特許権紛争の原因を最小化し、審査処理期間の短縮にも大きく貢献できると期待されている。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進していく計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組む計画である。同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 書記官 イ・スングァン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標として設定・推進している。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁への普及を目指す計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC;Development Committee)への加盟を契機に持続的にODAを拡大することで、国際社会で経済規模に似合った役割を果たしている。2012年ODA予算は1.9兆ウォンで、国民総所得対比0.15%水準であり、2015年まで0.25%である約2.7兆ウォン規模に増額する方針である。特に、短期間で先進国入りした発展経験を基にした経済発展共有事業(KSP;Knowledge Sharing Program)など韓国型ODAモデルを構築している。特許分野においてもODAを活用して韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、発展途上国との戦略的なパートナー関係を構築することで国際社会で国益優先の協力関係形成に向けた基盤を構築するとともに、民

間企業の海外市場進出を支援することにその意義がある。

また、世界知的所有権機関(WIPO)では毎年「知財権情報化標準会議」を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を議論している。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマークの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーとして選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁の特許情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金でタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。その結果、APEC域内加盟国から高い評価を得るとともに特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネットの海外進出は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に推進された。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタによって同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したため協議が再開され、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知財権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のための国際競争で比較優位を確保した。

また、2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)を基に、韓国特許庁は2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意した。2007年9月両国特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年インドネシア政府は事業妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である経済開発協力基金(EDCF : Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年事業妥当性調査として始まったモンゴル特許情報化事業は2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)事業として確定され、メイン事業者であるLG-CNSがシステム開発に参加し、2011年12月モンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通した。モンゴル特許情報化事業を推進するため、特許庁は2011年6月韓-モン技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の韓国招請研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営・維持が鍵となるため、韓-モン情報化実務会議を通じて

モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営・定着を誘導する計画である。

2009年知財権教育分野への協力を始めたアゼルバイジャン特許情報化事業は2010年事前妥当性調査を経て、2011年2月420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月メイン事業者として選定されたシリウスソフトが2013年下半期開通を目標にシステム開発を推進している。特許庁は事業モニタリング、評価、技術諮問及び能力強化プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援することになる。

特許ネットシステムはアジア(モンゴル・アゼルバイジャン)に引き続き、アフリカ進出を予定している。特許庁は2010年11月樹立した「特許ネットアフリカ進出の基本推進戦略」でアフリカの英語圏18カ国の政府間知財権協力機関であるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)を特許ネットの進出拠点として活用することを決め、2010年12月ARIPOと知財権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部所在地であるジンバブエのハラレで開かれた韓-ARIPO-WIPO情報化実務会議で特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月WIPO総会(ジュネーブ)でMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年上半期に着手される予定であり、アフリカ国家の特許行政情報化インフラの構築に大きく貢献すると期待されている。

韓国特許庁は特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験を基に、情報化標準会議(SDWG)などWIPO標準の制定・改正議論に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じて情報化の国際標準と関連する共同対応方を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラム議論を経てその草案が作られる。したがって、標準の実際の内容に関する制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連する手続き的な検討及び最終承認はS

DWG本会議で行われていると言える。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長の役を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML (eXtensible Markup Language)文書など関連標準の国際的議論の必要性と重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定と途上国への支援方式に対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2012年4月にCWS会議が再開され、既存のSDWGと類似する形で運営されている。今後も各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると予想される。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずCWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正に関する提案が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議題を提案した国家が該当分科委の委員長役を務めることになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会議で承認を受ける。分科委は委任を受けた範囲の標準議論作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をWikiフォーラムを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをWikiフォーラムに上程

して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会議に上程して同意を得れば、標準として公表される。

CWS会義の際に分科委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答え、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、Wikiフォーラムを通じて提示された主要問題について交わされた討論の結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第2回CWS会議ではST.10/C(書誌データ構成要素の表記)の過去出願番号体系に係わるアンケート作成に関する議論を展開した。既存のXML標準案(特許-ST.36、商標-ST.66、デザイン-ST.86)を代替するXML統合標準案(XML41P)に対しては新しい統合標準ST.96の本文及び付録I～IVの制定を承認し、分科委会議で付録V、VIの検証及び改正案構築に対する議論が展開された。また、ST.14(引用文献カテゴリ標準)の改正に向けた新規分科委の構成に合意した。しかし、CWSの組織任務に関する議論は先進国と途上国間の異見で合意は決裂した。

一方、韓国特許庁はCWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定案作りをリードし、2010年10月第1回CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケートを配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をWikiフォーラムを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映などのプロセスを充実に行った。現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意見収集が迅速に行われている。2012年第2回CWS会議ではST.67(商標イメージの電子的処理関連標準)の改正が承認され、2013年第3回CWS会議では商標分科委の新しい課題発掘及び優先順位決定のためのアンケート調査結果を発表する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化水準はAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得ている。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としてのプレゼンスを高めるため、ODA財源を多様化しつつ専門性を基に韓国特許庁のイニシアティブを強化していく方針である。

特に、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁は情報化システム開発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発など情報化ノウハウをもとに先進特許庁国際機関情報化システムに特化した情報化協力事業モデルを持続的に発掘していく予定である。また、情報化標準議論においてリーダーの役割を果たすと同時に、3極特許庁との協力を強化することで知財権分野におけるリーダー的存在の特許庁を目指す計画である。

3. 高品質のグローバル知財権コンテンツの開発及び活用事業

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 ソ・ソンヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進 5 カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として知財権格差問題を解消することが結局韓国のプレゼンスを高め、海外知財権保護環境にも寄与するという事実を認識した。そこで国内外の知財権専門人材のグローバル競争力を強化するための知財権コンテンツの開発及び普及を目指して 2006 年から国際

機関との協力を通じて知的財産権英文教育コンテンツを作って普及した。まず、初級者向けに「世界知的財産機関国際教育院(WIPO World Academy;WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、世界知的所有権機関中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けの IP パノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどと APEC 基金を活用して専門家用 IP Xpedite を開発した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は 2006 年から 2010 年まで WIPO 中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などビジネス的観点での活用戦略に関する知財権英文コンテンツである「IP パノラマ(Panorama)」を開発した。韓国特許庁は途上国を支援するため、タイ、ケニア、ブルガリア、インド、イラン、モンゴル、ポルトガル、ポーランド、スロバキア、エストニア、ハンガリー、セルビア、クロアチア、アルバニアなど 20 カ国余りと IP パノラマ自国語版開発に関する協定を締結し、2009 年 6 月には WIPO と IP パノラマを国連公用語で開発することで合意した。それによって、2009 年アラビア語、2010 年スペイン語、フランス語版 IP パノラマの開発が完了し、2013 年にはロシア版が発売される予定である。

また、2012 年に IP パノラマとしては初めて海外民間企業(インドの Reliance Industries 社、8 千ドル)とライセンス契約を締結する快挙を成し遂げた。

韓国特許庁はまた APEC 特別基金を確保して 2006 年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的な内容に関する知財権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009 年には APEC 基金 14 万 1 千ドル(USD)を誘致してアジア・太平洋地域 21 カ国の加盟国を対象とするオン・オフライン知財権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010 年には APEC 基金 14 万 7 千ドル(USD)を誘致して「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業高級課程」の推進に成功した。それによって 2011 年 10 月には APEC 加盟国を対象に教育参加者別の教育課程を提供して韓国特許情報システムの

優秀性を広報し、APEC 加盟国を対象に最大規模のオン・オフラインがブレンデッドされた教育課程を提供した。

また、2012年に「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に主要国の特許進歩性判断関連の判例を中心にオンラインコンテンツを開発・普及した。

ハ. 評価及び発展方向

IP パノラマは世界 20 カ国余りの言語で開発・普及・伝播され、民間企業に有償でライセンス契約をするなど、実質的な初のグローバル知財権コンテンツとして好評を得た。しかし、既存ウェブまたは CD 形態のコンテンツ普及には物理的・財政的な限界が存在するため、最近のモバイル情報通信環境に合わせた教育コンテンツの普及が切に求められている。したがって、アプリケーション形態の教育コンテンツ、e-book 形態のデジタル教材などの新規コンテンツ開発を通じてモバイル形態の知財権教育市場において先導的な役割を果たしていく計画である。

4. 国内・外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会(PATINEX 2012)

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の鍵として浮上したことで、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のための政府レベルの国際イベントが必要になった。そこで特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報業者にマーケティングの場が提供できる特許情報博覧会を企画し、第 1 回イベントを 2005 年 11 月 COEX で開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は 2005 年から 2012 年まで毎年特許情報博覧会イベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主なイシューに対する国内外の著名人の基調演説及び講演、特許庁・特許情報業者・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報業者のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する踏み込んだコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。2011 年特許情報博覧会は参加費が有料になったにもかかわらず、前年比参加者数の増加及び満足度の向上という良い結果を出したが、中国 PIAC との日程重複及びホテルの高い賃貸料によるブース料金の引き上げなどで国内零細業者の参加が低迷したことが残念であった。

PATINEX2012 では特に国内外企業の関心を反映しつつ時宜を得たテーマを選定してイベントの方向性を確立した。2011 年 7 月韓-EU FTA 発効以後経済交流の拡大によるヨーロッパ特許情報市場の重要性に対する企業の高い関心を反映した。また、イベント期間を従来の 1 日から 2 日に延長するとともに、ブース料の引き下げ及び大きさ別料金の差等化を通じて特許情報企業の参加率を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2012 を通じて PATINEX は世界最高水準の特許情報博覧会として位置づけられるようになった。ヨーロッパ特許庁(EPO)の R. Lutz 次長、ヨーロッパ特許情報グループ(PDG)の M. Hanelt 会長などの著名人を基調演説者及びスピーカーとして招聘し、ヨーロッパ市場における特許情報の活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。また、韓国とヨーロッパ(EU)の関連政策と企業の業界動向を同時に把握できる体系的なプログラムを提供した。今後国内外参加者及び展示業界の利便性を高めるため、海外参加者の準備期間を考慮した広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示スペースの拡大を念頭に置いたイベント会場の確保などを推進する予定である。

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月大韓商工会議所など17の民間団体とともに「知的財産強国推進協議会」を構成し、知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。引き続き2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。

国家競争力強化委員会の報告を契機に、国務総理室に知的財産政策協議会と知的財産戦略企画団が設置され、知的財産政策が特許庁など一部省庁だけの政策ではなく、政府レベルの政策として発展することとなった。以後特許庁は知的財産政策協議会及び知的財産戦略企画団と緊密な協力の下で、知的財産基本法の制定、国家知的財産委員会の設置、第1回国家知的財産基本計画の樹立など、国家知的財産政策の基になるインフラの構築に努めた。また、今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下で政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ギリョン

イ. 推進背景及び概要

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

ロ. 推進内容及び成果

2012年は国家知識財産委員会第3回会議(知的財産強国元年宣布式の開催)を始め、特許司法制度の改善など韓国特許庁の政策懸案が議論・推進できるように紛争解決制度先進化特別委員会を知財委に設置・運営している。また、産・学・研の協力研究協約改善に向けた特別専門委員会を設置し、産・学・研協力研究ガイドラインを制定・配布した。同時に国家知識財産委員会を通じて国家レベルで推進すべき案件を発掘して提出した。そして、2013年国家知的財産推進計画を樹立し、国家知識財産委員会民間委員の特許庁と特許審判院への訪問及び第2回知識財産ネットワークコンファレンス参加などを通じて国家知識財産委員会事務局と業務協力を展開し、発明振興法の改正案を設けて2012年10月国家に提出した。

ハ. 評価及び発展方向

まず、第1次国家知的財産基本計画のビジョンと目標を達成するためのアクションプランである2014年国家知的財産施行計画を国家知識財産委員会など関係機関と協力して構築する予定である。また、知財権訴訟の専門性と実効性を高めるための特別専門委員会の活動を強化し、企業と国民の便益が保障できるよう努める計画である。そして、韓国特許庁の主要政策課題が国家知識財産委員会など政府レベルの観点で議論・政策化されるよう、現場の声を積極的に聞き入れて問題を提起することに積極的に取り組む計画である。

これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

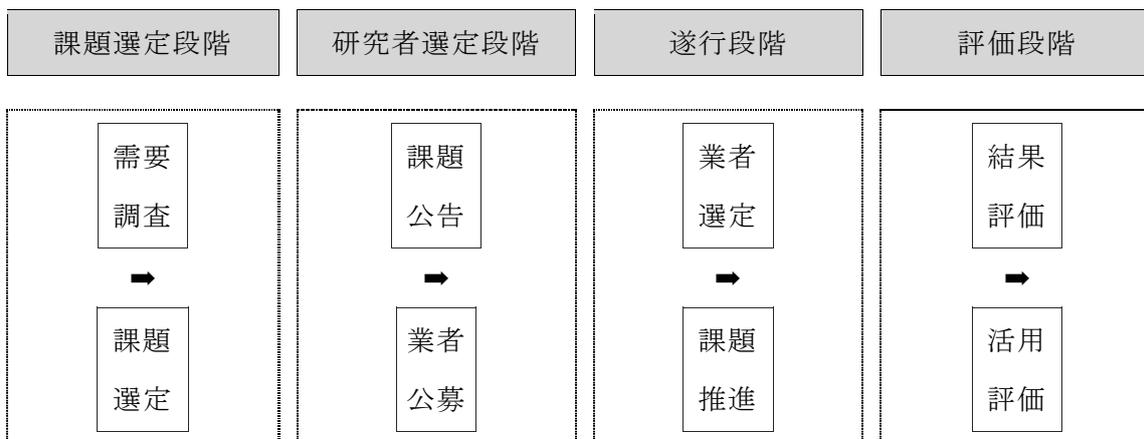
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方案を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

<表Ⅱ-5-1> 政策研究の推進プロセス及び運営



* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第728号)運営

2012年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託管理システム(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

<表Ⅱ-5-2> 2012年知的財産政策研究テーマ

| 区分 | 課題名 |
|----|---|
| 1 | 審査品質評価制度の国際的な調和及び標準モデル導出に関する研究 |
| 2 | 商標法上の登録主義の短所を補完するための使用主義要素の導入方案 |
| 3 | 商標法令体系の全面改編及び改正方案に関する研究 |
| 4 | デザインの保護対象拡大による登録要件及び権利範囲に関する研究 |
| 5 | 建築設計創作物の知的財産権的な保護のための方案 |
| 6 | 生物資源特許情報の分析及び活用方案の研究 |
| 7 | 産業財産権に対する審査・審判及び刑事訴訟過程における営業秘密などの保護強化に関する研究 |
| 8 | 特許庁公務員の業務専門性を強化するための組織及び人的資源管理の改善方案 |
| 9 | R&D課題発掘段階における特許分析情報活用の拡大方案 |
| 10 | 職務発明補償企業確認制の導入方案及び発明振興法改正方案の研究 |
| 11 | 国内外における知的財産サービス産業の現状及び育成方案に関する研究 |
| 12 | FTA交渉対象国家の不正競争防止法及び営業秘密保護関連法制度の研究 |

| | |
|----|--|
| 13 | TM4など先進国と比較研究を通じた国際的基準に適する国内商品分類制度の構築及び整備方案の研究 |
| 14 | TM5(韓国、米国、日本、OHIM、中国)商標法及びデザイン保護法の比較・考察 |
| 15 | FTA締結対象国家の商標関連主要法令及び制度の比較研究 |
| 16 | 特許生物資源の安定的な保存及び効率的な活用のためのインフラ構築に関する研究 |
| 17 | 特許明細書などの作成・補正及び分割出願制度の改善方案研究 |
| 18 | プログラム発明の保護強化による経済的な効果及び法制研究 |
| 19 | 特許侵害訴訟の判決と権利範囲確認審判審決の連携性向上方案の研究 |
| 20 | 中小企業の知的財産経営認証制度の方法論研究 |
| 21 | 実務型知的財産人材像の定立及び現場型知的財産教育プログラム(クリニック)実施方案に対する研究 |
| 22 | 知的財産統計サービスの高度化に向けた中長期発展方案の研究 |
| 23 | 中国内の知財権関連実務及び侵害事例分析を通じた韓-中FTA知財権分野における対応策研究 |
| 24 | 特許庁刊行物表紙デザインの開発及び活用方案に関する研究 |
| 25 | 創意発明人材育成事業の推進状況及び中長期発展方案の研究 |
| 26 | 国民向け知的財産コンテンツサービスの高度化発展戦略の樹立及び開発標準定立の研究 |
| 27 | 米国改正特許法(AIA2012)の改正内容分析及び韓国に与える影響に関する研究 |

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2011年知財権研究事業を通じて行われた26の課題の政策活用率は84.6%(2012年課題の活用率は評価予定)で、2009年(71.4%)、2010年(77.8%)に引き続き克擁立が着実に右肩上がりの傾向にある。特に、2011年26件の中で法令の制定・改正に14件(53.8%)、政策反映及び制度改善に4件(15.4%)、政策参照に4件(15.4%)が活用され、知的財産関連法令の制定・改正及び政策樹立において政策研究委託事業の役割が大きい

ことが分かる。今後は特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後も政策研究の結果が知財権政策に反映・活用できるようにし、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

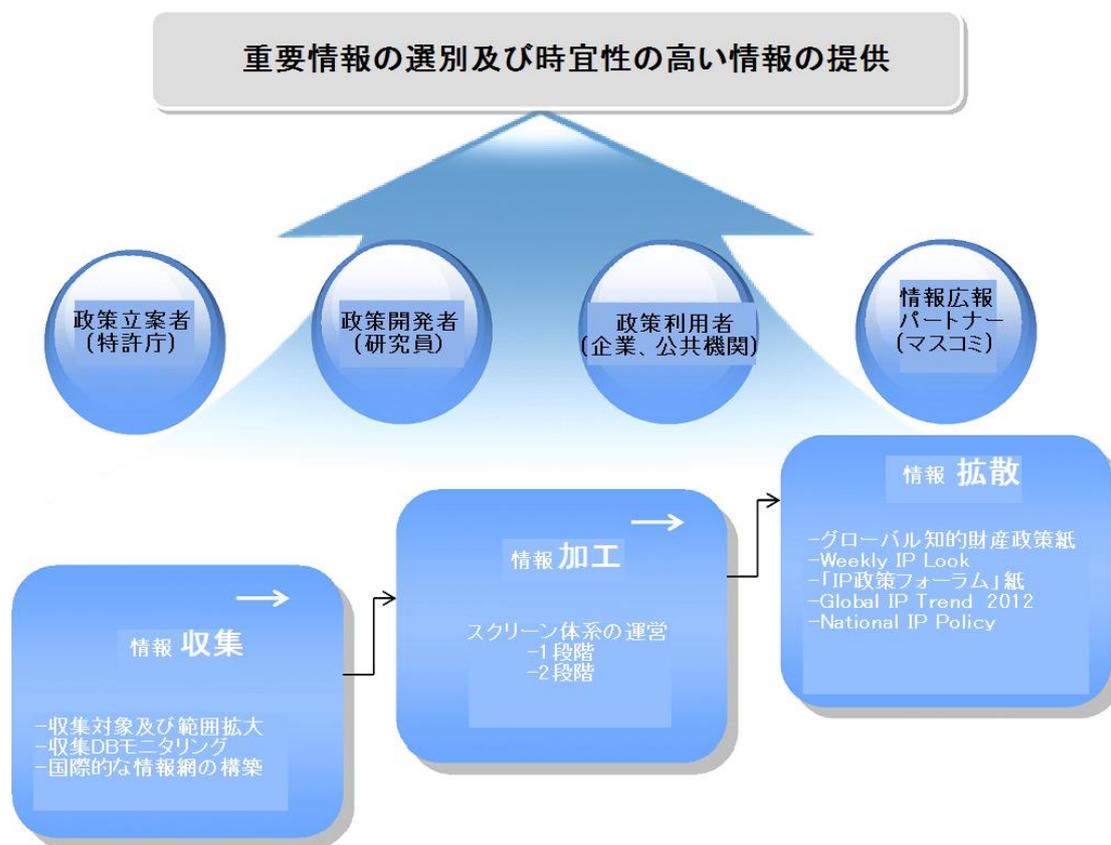
1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握し、

国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

また、一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に将来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を提供している。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門家が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題に対して集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」(年4回)を通じて提供している。

<表Ⅱ-5-3> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産基本法の制定を記念し、国内外に知的財産アジェンダを拡散する機会を設

けるため、WIPO事務総長、日本知的財産戦略本部の事務次長などが出席した「2012年国際知的財産政策シンポジウム」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表Ⅱ-5-4>2012年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

| 行事名 |
|--|
| 「世界知的財産権の日」政府政策フォーラム |
| 「種子と農民、そして知的財産権」フォーラム |
| 「デジタル時代の知的財産権」フォーラム |
| 「S/W産業発展によるIP権利強化の方案」フォーラム |
| 「韓米FTA関連の知的財産権法の改正動向」フォーラム |
| 「持続可能な成長に向けた知的財産の挑戦」2012国際知的財産政策シンポジウム |

3)知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

<表Ⅱ-5-5>大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

| 区分 | | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|--------|------|-------|--------|--------|
| 申請チーム数 | 大学生 | 54チーム | 78チーム | 78チーム |
| | 大学院生 | 37チーム | 62チーム | 56チーム |
| 合計 | | 91チーム | 140チーム | 134チーム |
| 受付チーム | 大学生 | 11チーム | 24チーム | 10チーム |

| | | | | |
|----|---------|-------|-------|-------|
| 数 | 大学院生 | 13チーム | 15チーム | 14チーム |
| | 指定テーマ部門 | - | - | 1チーム |
| 合計 | | 24チーム | 39チーム | 25チーム |

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連の法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌であり、現在韓国研究財団に登載候補誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約6,247冊、研究報告書1,661冊、フォーラムセミナー資料379冊、定期刊行物3,145冊など計11,432冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そしてパソコンでのみ閲覧が可能であった学術DBサービスをスマートフォン、タブレットパソコンなどモバイル機器まで運営を拡大するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-5-1> 知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



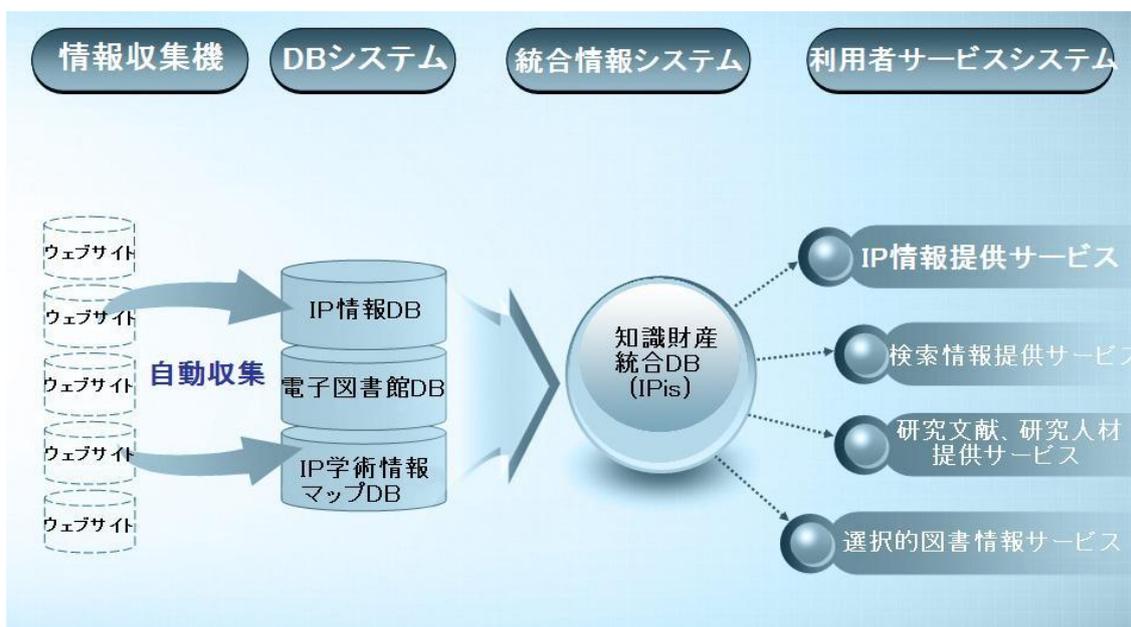
<知的財産専門図書館の書架>

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2012年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は9,424人に達しているが、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週送信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的な知的財産研究DBと国内外の知的財産研究ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の34,751件の学術情報を検索・閲覧することができる。

<図Ⅱ-5-2>知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が制定されたことから、知的財産基本法の精神と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究と、これを通じた知的財産及び新知的財産の未来予測研究など、他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－５－６＞2012年知的財産基礎研究の主要内容

| 基礎研究テーマ | 課題の概要 |
|-----------------------------|---|
| 知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究 | 知的財産制度を権利保護と活用の観点から制度の実効性を阻害する要因を把握し、それを基に知的財産制度の改善方案を樹立 |
| 新知的財産権の動向分析及び法的保護方案の基礎研究 | 新知的財産の国際的な議論動向を調査・分析し、韓国の対応方案を樹立 |
| 海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析 | 同一・類似テーマを中心に海外主要国の特許、商標、デザイン制度の立法沿革、判例、政策などを連携分析し、国家間法制度に対する総合的な把握と評価のための研究 |
| 知的財産競争力及び特性指標の開発 | 国家別IP競争力指標と特許ポートフォリオに対する特性指標を開発し、IP関連政策立案者が将来政策を決定する時に活用可能な基礎資料を提供 |
| 研究開発で創出された知的財産成果の質的評価方法論の開発 | 国家R&D事業で実用的かつ波及力の強い特許が作られるように質的評価中心のR&D成果管理体系の構築に向けた定性的評価モデルの開発 |

| | |
|-------------------|--|
| 知的財産価値評価方法論の開発 | 伝統知識の活用性を測定するために伝統知識の特性を反映した評価基準を定義し、評価モデルを開発 |
| 知的財産と経済発展の研究 | 国内企業の無形資産及び知的財産の価値を推定し、産業別分析を通じて産業別、技術別知的財産価値の差別的な特性を導出及び演算一般均衡モデル(CGE)を通じて波及効果を導出 |
| 国家知的財産戦略の樹立に関する研究 | 発明振興法の改編、知的財産教育、FTA、IPサービス業の経済的な効果など各テーマ別に調査・分析し、知的財産戦略を樹立に向けた基盤作り |

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案に対する情報提供活動を単純な分析水準で政策の中心内容を整理し、事案に対して深く分析した後、対応策が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との高度な融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために努めている。

第 3 編

優秀知的財産の創出・活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 チョン・ウジン

国家研究開発事業は国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性が高まり、優秀特許が作られるなど様々な波及効果がある可能性があるため、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

2. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 チョン・ウジン

イ. 推進背景

特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,802課題、2009年4,012課題、2010年3,335課題、2011年4,424課題、2012年3,649課題の国家研究開発事業に対して特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

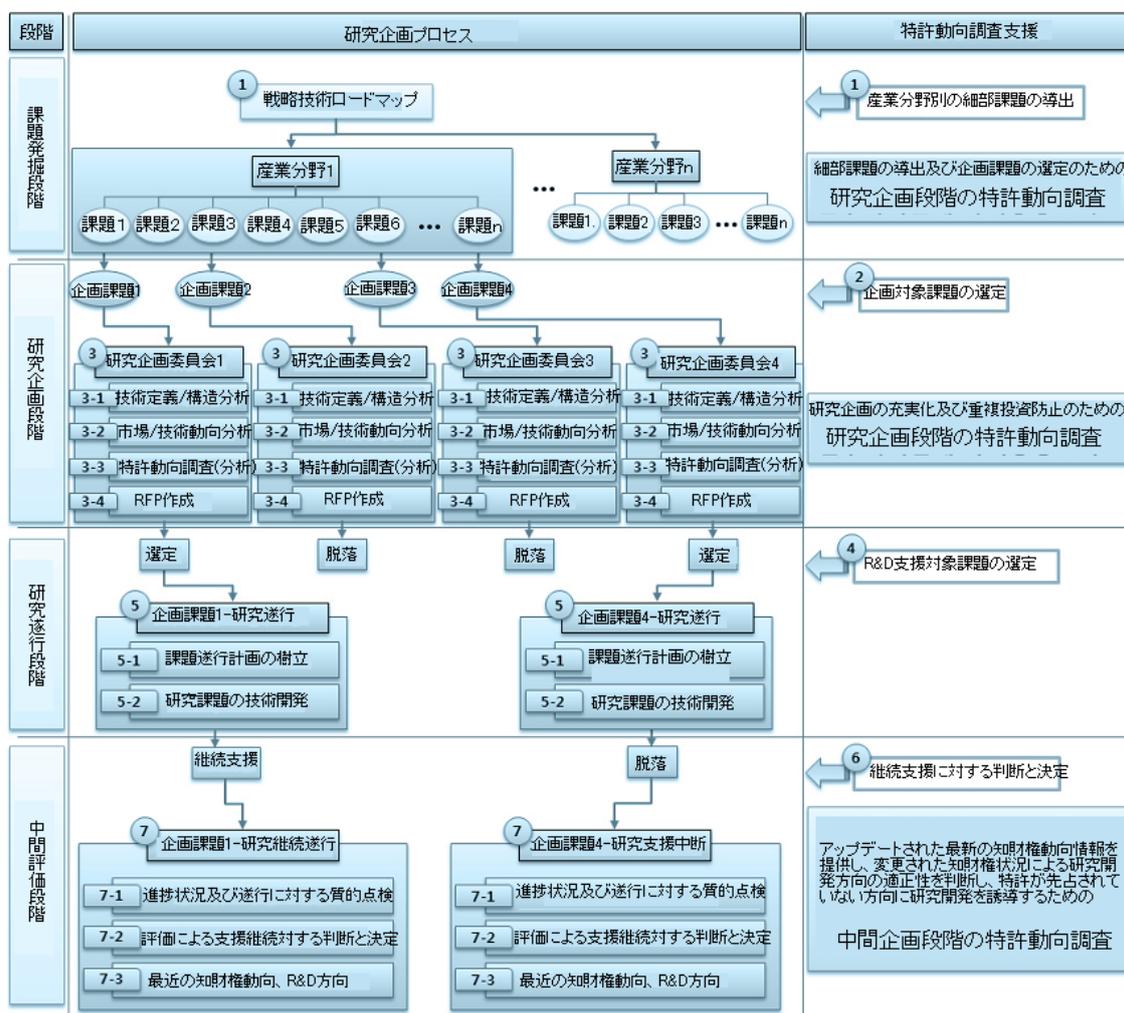
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階、研究遂行段階で開発中の技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そのため、各機関の研究開発事業企画のための予算、期間には特許動向調査が反映されるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針など関連規定に特許動向調査に対する具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を選定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4機関で211課題、2007年には6機関で290課題、2008年には7機関で407課題、2009年には7機関で413課題、2010年には9機関で558課題、2011年には11機関694課題、2012年には13機関で735課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得た分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイトであるe-特許国(www.patentmap.or.kr)を通じて公開し、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

＜表Ⅲ－1－1＞2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

| 区分 | 政府機関 | 研究開発の事業名 | 課題数 |
|------------------|---------|--------------------|-----|
| 研究企画時の 特許動向調査 | 教育科学技術部 | 未来有望融合技術パイオニア事業 | 24 |
| | 教育科学技術部 | 中堅研究者支援事業 | 1 |
| | 国土海洋部 | 建設交通研究企画事業 | 16 |
| | 国土海洋部 | 交通体系効率化事業 | 7 |
| | 国土海洋部 | 再生エネルギー活用技術開発事業 | 2 |
| | 国土海洋部 | 地域技術革新事業 | 1 |
| | 国土海洋部 | 研究装備開発及びインフラ構築事業 | 2 |
| | 国土海洋部 | 先端港湾建設技術開発事業 | 2 |
| | 国土海洋部 | 海洋安全及び海洋交通施設技術開発事業 | 3 |
| | 国土海洋部 | 海洋研究企画事業 | 4 |
| | 気象庁 | 気象気候地震開発事業 | 6 |
| | 企画財政部 | 国家研究開発事業の予備妥当性調査 | 8 |
| | 農林水産食品部 | Golden seedプロジェクト | 1 |
| | 農林水産食品部 | 農林素材技術開発事業 | 1 |
| | 農林水産食品部 | 農林水産食品研究開発ロードマップ | 6 |
| | 農村振興庁 | 研究政策局固有事業 | 5 |
| | 農村振興庁 | 国立食糧院機関固有事業 | 18 |
| | 農村振興庁 | 国立農業科学院機関固有事業 | 20 |
| | 農村振興庁 | 国立園芸特作科学院機関固有事業 | 21 |
| | 農村振興庁 | 国立畜産科学院機関固有事業 | 1 |
| | 農村振興庁 | 農業共同研究事業 | 5 |
| | 文化体育観光部 | 先端融複合コンテンツ技術開発事業 | 20 |
| | 文化体育観光部 | コンテンツ産業技術支援事業 | 15 |
| | 放送通信委員会 | 放送通信オリジナル技術開発事業 | 42 |
| | 防衛事業庁 | 国防科学研究所(鎮海)機関固有事業 | 1 |
| | 防衛事業庁 | 軍民技術協力パイロット事業 | 4 |

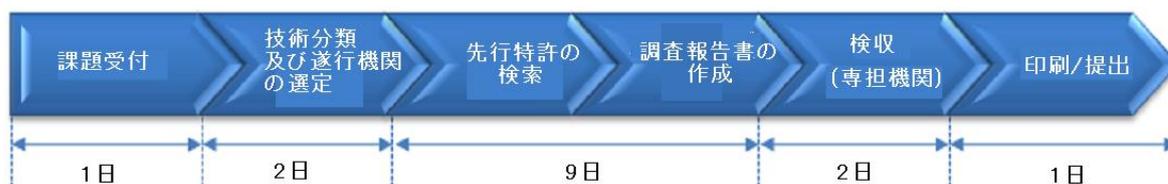
| | | |
|-------|----------------------------|----|
| 防衛事業庁 | 複合材料低騒音音響センサー技術開発 | 1 |
| 防衛事業庁 | 自艦音響信号のリアルタイム制御システムの開発 | 1 |
| 防衛事業庁 | 戦術情報通信体系開発事業 | 9 |
| 保健福祉部 | 保健医療研究開発事業 | 11 |
| 保健福祉部 | 政府機関の医療機器研究企画事業 | 9 |
| 保健福祉部 | 研究中心病院育成方案R&D戦略企画研究 | 24 |
| 山林庁 | 山林科学技術開発事業 | 14 |
| 山林庁 | 林業技術研究開発事業 | 30 |
| 山林庁 | 山林生物種研究事業 | 4 |
| 知識経済部 | エネルギー技術開発事業 | 70 |
| 知識経済部 | 新再生エネルギー融合源泉技術開発事業 | 6 |
| 知識経済部 | エネルギー未来技術プロジェクト | 3 |
| 知識経済部 | 軍民兼用技術開発事業 | 2 |
| 知識経済部 | 感性タッチプラットフォームの開発及び新産業化支援事業 | 8 |
| 知識経済部 | 素材部品技術開発事業 | 40 |
| 知識経済部 | 自動車ユニ素材化ロードマップ | 1 |
| 知識経済部 | 新産業融合源泉技術開発事業 | 42 |
| 知識経済部 | 注力産業融合源泉技術開発事業 | 50 |
| 知識経済部 | 情報通信産業融合源泉技術開発事業 | 66 |
| 知識経済部 | 建設技術研究院機関固有事業 | 11 |
| 知識経済部 | キムチ研究所機関固有事業 | 1 |
| 知識経済部 | 韓国機械研究院機関固有事業 | 48 |
| 知識経済部 | 産業技術研究会研究事業 | 1 |
| 知識経済部 | 産業技術研究会共同支援団事業 | 8 |
| 知識経済部 | 電子部品研究院研究開発事業 | 5 |
| 知識経済部 | 韓国電子通信研究院研究開発支援事業 | 1 |

| | | | | |
|------------------|---------|---------------------|----|-----|
| 中間企画時の 特許動向調査 | 環境部 | 土壌地下水汚染防止技術開発事業 | 1 | |
| | 環境部 | 野生生物資源活用支援技術開発事業 | 1 | |
| | 教育科学技術部 | 公共福祉安全研究事業(中間) | 9 | |
| | 教育科学技術部 | 未来有望融合技術パイオニア事業(中間) | 5 | |
| | 教育科学技術部 | 新技術融合型成長動力事業(中間) | 15 | |
| | 知識経済部 | 電力産業源泉技術開発事業(中間) | 1 | |
| | 知識経済部 | エネルギー融合源泉技術開発事業(中間) | 1 | |
| | 13機関 | | | 735 |

2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

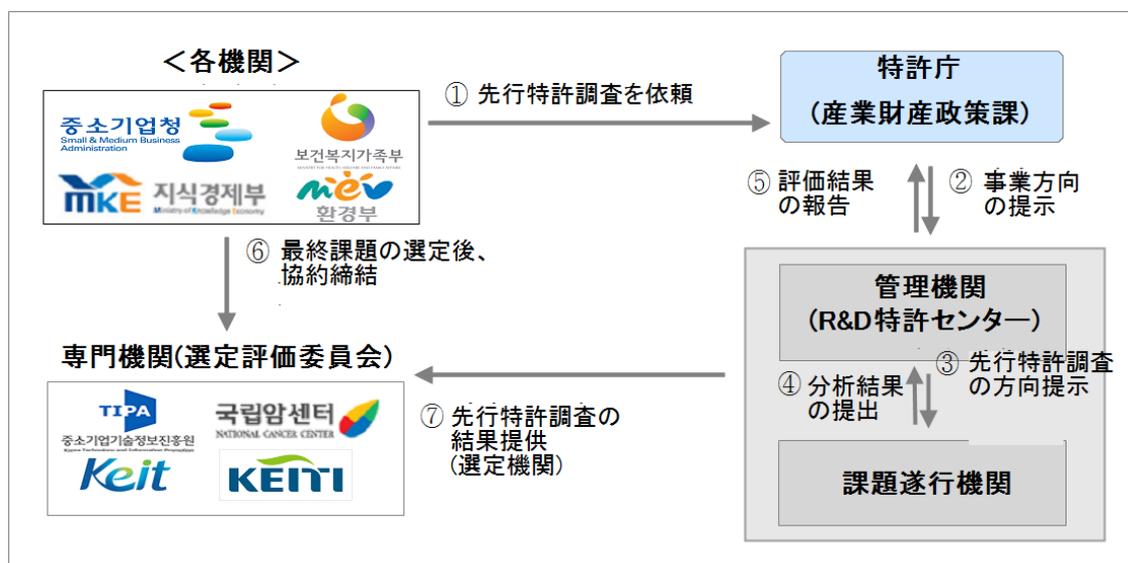
先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は<図Ⅲ-1-2>のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅲ-1-2>先行特許調査のプロセス



2006年には7機関1,888課題、2007年には13機関3,143課題、2008年には14機関4,395課題、2009年には10機関3,599課題、2010年には11機関2,777課題、2011年には11機関3,730課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援し、2012年には11機関2,914課題に対して先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ-1-3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



課題選定評価委員を対象に実施した先行特許調査の有用性に関するアンケート調査では、回答者の89.9%が「重複投資の防止及びより優秀な研究課題の選定に役に立った」と答えた。

<表Ⅲ-1-2> 2012年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

| 区分 | 政府機関 | 研究開発事業名 | 課題数 |
|--------------|------------------|---------------|-----|
| 課題選定時の先行特許調査 | 教育科学技術部 | 公共福祉安全研究事業 | 1 |
| | 国土海洋部 | 未来海洋技術開発事業 | 25 |
| | 農林水産食品部 | 生命産業技術開発事業 | 186 |
| | | 先端生産技術開発事業 | 52 |
| | | 輸出戦略技術開発事業 | 4 |
| | | 高付加価値食品技術開発事業 | 349 |
| | | 農林水産食品研究開発事業 | 130 |
| | 水産実用化技術開発事業 | 98 | |
| | 家畜疾病対応技術開発事業 | 12 | |
| | 農村振興庁 | 国策技術開発事業 | 251 |
| 文化体育観光部 | スポーツ科学技術開発基盤作り事業 | 18 | |

| | | |
|-------|------------------------|-----|
| 保健福祉部 | グローバル化粧品新素材新技術研究開発事業 | 18 |
| | 韓医薬先導技術開発事業 | 18 |
| 山林庁 | 山林科学技術開発事業 | 59 |
| 消防防災庁 | 人的災害安全技術開発事業 | 1 |
| | 白頭山火山対応技術開発事業 | 3 |
| | 自然災害低減技術開発事業 | 7 |
| | 災害安全技術開発基盤構築事業 | 19 |
| | 特殊災害現場緊急対応技術開発事業 | 12 |
| | 地震及び津波被害低減技術開発事業 | 4 |
| | 次世代核心消防安全技術開発事業 | 16 |
| 中小企業庁 | 購買条件付き新製品技術開発事業 | 170 |
| | 官民共同投資技術開発事業 | 133 |
| | 産学研共同技術開発全国事業 | 58 |
| | 中小企業融複合技術開発事業(農工商融合課題) | 28 |
| | 中小企業融複合技術開発事業(企業提案課題) | 149 |
| | 海外需要先連携技術開発事業 | 15 |
| | 製造現場グリーン技術開発事業 | 228 |
| | 中小企業技術革新開発事業(未来先導課題) | 503 |
| 知識経済部 | グローバル専門技術開発事業 | 74 |
| | 軍民兼用技術開発事業 | 28 |
| | 中期融複合技術開発事業 | 1 |
| | 広域経済圏機関拠点支援事業 | 34 |
| | エネルギー技術開発事業 | 19 |
| | ユニ素材化試作品技術開発及び事業化基盤構築 | 3 |
| 環境部 | 気候変動対応の統合政策基盤技術開発事業 | 10 |

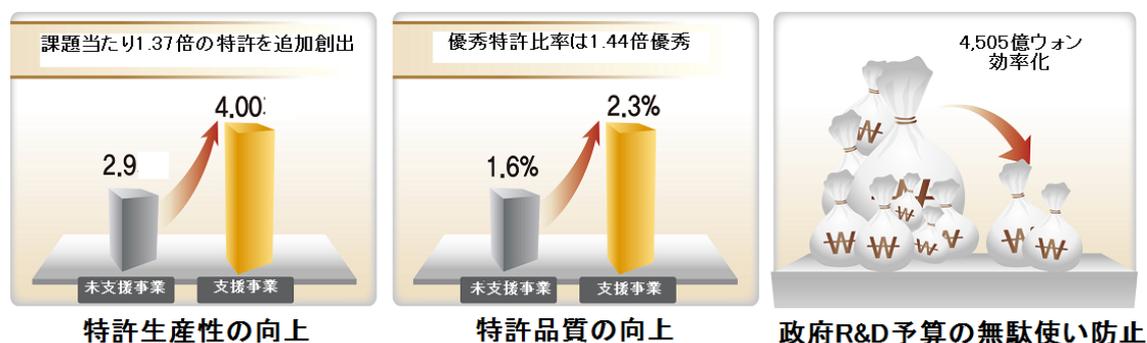
| | | |
|------|---------------------|-------|
| | 未来有望グリーン環境技術産業化促進事業 | 8 |
| | 生活共感環境保健技術開発事業 | 31 |
| | 次世代エコイノベーション技術開発事業 | 62 |
| | 土壌地下水汚染防止技術開発事業 | 55 |
| | 環境融合新技術開発事業 | 22 |
| 11機関 | | 2,914 |

ハ. 評価及び発展方向

国家研究開発事業の中で11R&D機関の236企画対象課題を対象に特許動向調査の結果を提供してアンケート調査を行った結果、77の課題(約32.6%)が特許動向調査を活用して研究企画の方向または研究内容を転換・修正したことがわかった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2011年に4,505億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、課題当たり1.37倍の特許が追加的に創出され、創出された特許の質が1.44倍優れていることから、特許技術動向調査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許の創出に貢献していると分析した。

<図Ⅲ-1-4> 国家R&D特許技術動向調査事業の成果分析



(ソウル大経済研究所、2012.8)

2010年まで費用の全額を特許庁が予算を負担する方式で行われたが、財源不足で需要比64.7%のみ支援が行われる問題を解決するため、2011年から特許動向調査の対象を各R&D機関の需要全体に拡大し、調査費用は特許庁と該当機関が分担(50:50)する方式に変更した。

これを通じて2013年特許動向調査に766課題、先行特許調査に4,816課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じて、より競争力のある研究企画報告書の創出を図る。また、知財権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究企画段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され収益が得られるよう、国家研究開発事業の周期全体への特許情報の活用を支援する予定である。

今後も特許庁は国家研究開発の主管機関、専門担当機関と共同で同事業を持続的に推進し、韓国国家研究開発事業の効率性を高めると同時に、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上に向けて最善を尽くしていく計画である。

3. 政府R&D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 イ・ゾンホ

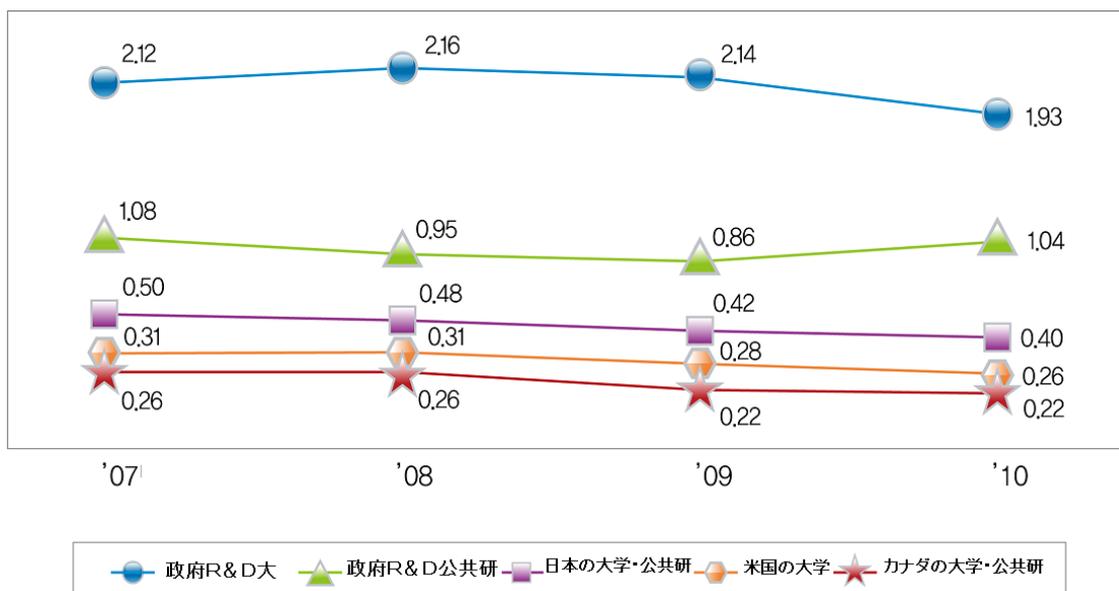
イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は、2008年11.1兆ウォンから2012年16.0兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるため、毎年投資が拡大されつつある。

* 政府R&D予算拡大(兆ウォン) : (2008)11.1→(2009)12.3→(2010)13.7→(2011)14.9→(2012)16.0(2012年、国科委)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

<図Ⅲ-1-5> 政府R&D及び海外研究機関の特許生産性の比較



出処：AUTM Licensing Activity Survey(米国、カナダ)FY2007～2010、日本大学知的財産年報FY2007～2010、国家研究開発事業調査・分析報告書(KISTEP、2012)

しかし、専門家による2011年政府R&D登録特許の定性分析の結果、技術の源泉性が高い特許比率が低く、他産業への波及効果及び適用可能な分野が少ないものと判断される。

<表Ⅲ-1-3> 政府R&D国内登録特許の定性分析(2011年)

(単位：点、%)

| 区分 | 技術の源泉性 | 権利保護の強度 | 情報記載の充実度 | 適用分野の多様性 | 平均 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 点数 | 3.20/5.00 | 3.38/5.00 | 3.23/5.00 | 2.60/5.00 | 3.10/5.00 |
| 優秀特許 | 4.68 | 12.59 | 9.59 | 2.33 | 7.30 |

| | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| 比率 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|

また、1件当たり技術移転料は米国大学・公共研の1/10、カナダの2/3水準で、韓国大学・公共研の技術活用実績は海外公共研究機関に比べて極めて低い水準である。

<表Ⅲ-1-4> 国家間1件当たり技術移転料の比較(2008～2010年)

(単位：百万ウォン)

| 韓国 | | | 米国 | | | カナダ |
|------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| 大学 | 公共研 | 小計 | 大学 | 公共研 | 小計 | 大学・公共研 |
| 26.5 | 56.5 | 44.8 | 349.1 | 924.8 | 417.2 | 63.6 |

出処:AUTM Licensing Activity Survey(米国、カナダ)FY2008～2010

したがって、特許庁は政府R&D事業の効率性を最大に高めるとともに強い特許創出基盤を整えるため、大学・公共研が遂行する政府R&D課題に対して知的財産研究開発戦略を支援する「大学・公共研IP-R&D戦略支援事業」及び「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」など政府R&D特許戦略支援事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 大学・公共(研)IP-R&D戦略支援事業

2012年に始まった「大学・公共(研)IP-R&D戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に5ヶ月間特許観点の研究開発戦略を樹立することで優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2012年計47の政府R&D課題を支援した。

<図Ⅲ-1-6> IP R&D特許戦略支援の推進プロセス



2012年事業を行った結果、各大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題に対して特許コンサルティング支援を通じて1課題当たり新規IP獲得戦略11.87件、問題特許対応戦略12.17件、R&D方向提示7.1件などの成果を挙げた。

<表Ⅲ-1-5> 2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業課題の状況

| 部処名 | 機関名 | 遂行課題数 |
|-------|--------------|-------|
| 知識経済部 | カトリック大学 | 2 |
| | 全南大学 | 1 |
| | 電子部品研究院 | 1 |
| | 韓国機械研究院 | 1 |
| | 韓国食品研究院 | 2 |
| | 韓国エネルギー技術研究院 | 9 |
| | 韓国原子力研究院 | 1 |

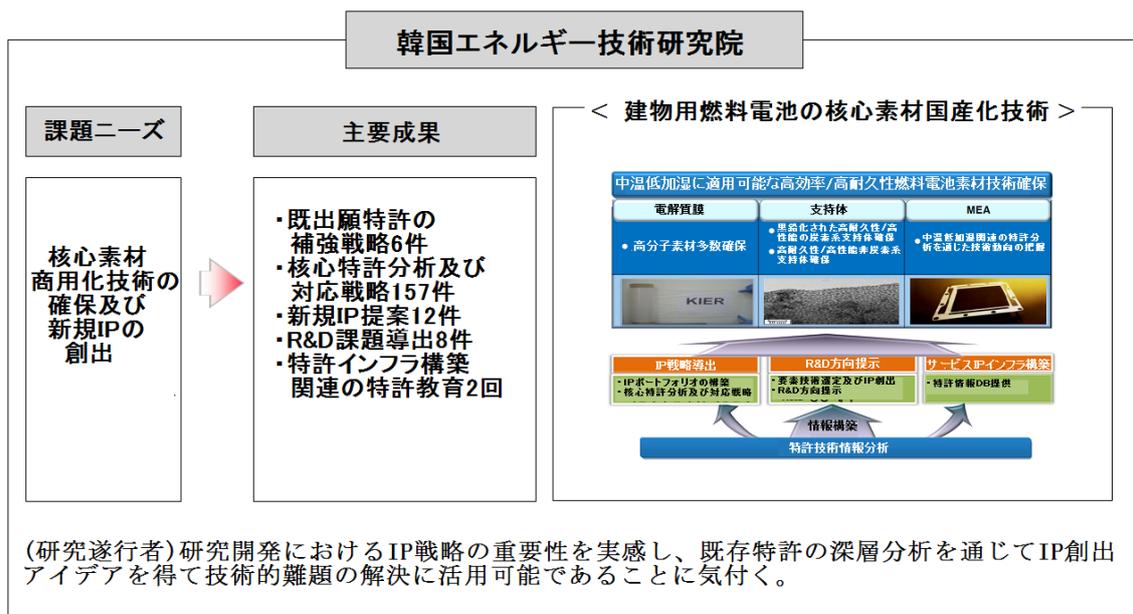
| | | |
|---------|-------------|----|
| | 韓国電子通信研究院 | 1 |
| | (財)済州テクノパーク | 2 |
| 教科部 | 西江大学 | 1 |
| | 崇実大学 | 1 |
| | 韓国基礎科学支援研究院 | 1 |
| | 韓国標準科学研究院 | 1 |
| | 韓国化学研究院 | 2 |
| | 仁荷大学 | 1 |
| | 韓国科学技術研究院 | 4 |
| 環境部 | 高麗大学 | 1 |
| | 延世大学 | 1 |
| | 韓国科学技術研究院 | 2 |
| 保健福祉部 | サムスンソウル病院 | 1 |
| | 韓国保健産業振興院 | 2 |
| 放送通信委員会 | 韓国電子通信研究院 | 2 |
| 国務総理室 | 環境政策評価研究院 | 1 |
| 国土部 | 韓国建設技術研究院 | 3 |
| 防衛事業庁 | 国防科学研究所 | 1 |
| 山林庁 | 国立山林科学院 | 2 |
| 小計 | 9部処、24機関 | 47 |

＜表Ⅲ－1－6＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業の推進実績

| 区分(課題数) | | IP獲得戦略 | 問題特許対応戦略 | R&D方向の提示 |
|--------------------|---------|--------|----------|----------|
| IP-R&D戦略支援 (47) | 上半期(24) | 317 | 342 | 209 |
| | 上半期(23) | 241 | 230 | 125 |

| | | | |
|----------|-------|-------|-----|
| 合計 | 558 | 572 | 334 |
| 1課題当たり平均 | 11.87 | 12.17 | 7.1 |

<表Ⅲ-1-7>2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援の優秀事例



2)政府R&D特許戦略専門家派遣事業

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は政府R&D事業団及び研究団などに特許戦略専門家を派遣してオーダーメイド型ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、政府R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知的財産戦略委員会を中心に支援事業団別の特許戦略コンサルティングを支援した。

<表Ⅲ-1-8>政府R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

| 区分 | 戦略 | 所要期間 | 支援内容 |
|----------|-----------|------|---|
| 知的財産戦略委員 | 戦略推進体系の構築 | 1ヶ月 | 事業団または研究団の基本的な状況分析を通じてR&D現状診断、産学協力団、弁理士及び技術専門家などで |

| | | | |
|------|-------------|-----|--|
| 会の構成 | | | 知的財産戦略委員会を構成して事業推進戦略を提示 |
| 基本戦略 | 市場・環境・特許分析 | 3ヶ月 | 知的財産戦略委員会を通じて基本戦略を樹立し、市場、環境及び特許分析を通じて現特許権利の体系及び技術水準の把握を通じて事業推進方向を設定 |
| 核心戦略 | IP-R&D戦略の樹立 | 4ヶ月 | 主要技術分野(Tech-tree)別の有効特許及び論文分析を通じて特許・技術動向を把握し、源泉特許、障壁特許及び活用特許の発掘及び対応戦略の樹立を通じた特許ポートフォリオ戦略を構築 |
| | | 3ヶ月 | 主要競合社の技術流れ図及び未来有望技術の導出方法論を活用した新規R&D方向の提示、中長期的技術ロードマップの樹立など技術獲得戦略を構築 |

2012年には計12の国家R&D事業団に11ヶ月間特許戦略専門家を派遣し、戦略的な知財権創出戦略を樹立・支援することで強い特許創出を支援し、知的財産教育などを通じて研究者の知的財産能力の強化を図った。その結果、1課題当たり新規IP獲得戦略8.5件、問題特許への対応戦略11.8件、R&D方向提示5件などの知財権中心のR&D革新戦略を導出・提示した。

<表Ⅲ-1-9>2012年政府R&D特許戦略専門家派遣事業

| NO. | 課題名 | 成果(件) | | |
|-----|---|--------|----------|---------|
| | | IP獲得戦略 | 問題特許対応戦略 | R&D方向提示 |
| 1 | レーザー基盤の触感具現技術研究団 | 5 | 0 | 4 |
| 2 | サイバー主治医研究センター | 1 | 20 | 2 |
| 3 | 生体由来ペプチド/蛋白質ナノプラットフォーム基盤のマルチプレックス融合素材研究開発 | 7 | 3 | 6 |

| | | | | |
|----------|-------------------------------------|-----|------|----|
| 4 | 生体応用ナノ結晶融合研究団 | 3 | 2 | 3 |
| 5 | 重金属の有害性評価及び低減化技術開発研究団 | 5 | 66 | 11 |
| 6 | 農生命バイオ食医薬素材開発事業団 | 13 | 1 | 8 |
| 7 | オーダーメイド型気泡浮上工程と無動力脱水工程を利用した藻類除去技術開発 | 7 | 7 | 3 |
| 8 | 人間成体幹細胞由来の人間化マウスを利用した人間免疫細胞治療剤の開発 | 9 | 7 | 8 |
| 9 | 次世代モバイル通信用Nano Radioの実現 | 12 | 12 | 0 |
| 10 | 融合工程研究本部 | 7 | 6 | 2 |
| 11 | APR+技術開発 | 29 | 17 | 7 |
| 12 | 3次元技法を利用した廃棄物埋立地のリアルタイム管理システムの開発 | 4 | 0 | 6 |
| 合計 | | 102 | 141 | 60 |
| 1課題当たり平均 | | 8.5 | 11.8 | 5 |

<表Ⅲ-1-10> 2012年政府R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例

東国大学

課題ニーズ

4つの
細部課題別
問題特許の
発掘及び
対応戦略の
樹立

主要成果

- ・新規の特許出願戦略5件
- ・核心特許の分析及び
問題特許対応戦略66件
- ・R&D課題導出11件
- ・特許インフラ構築関連の
特許教育2回

<重金属有害性評価及び低減化技術開発事業団>

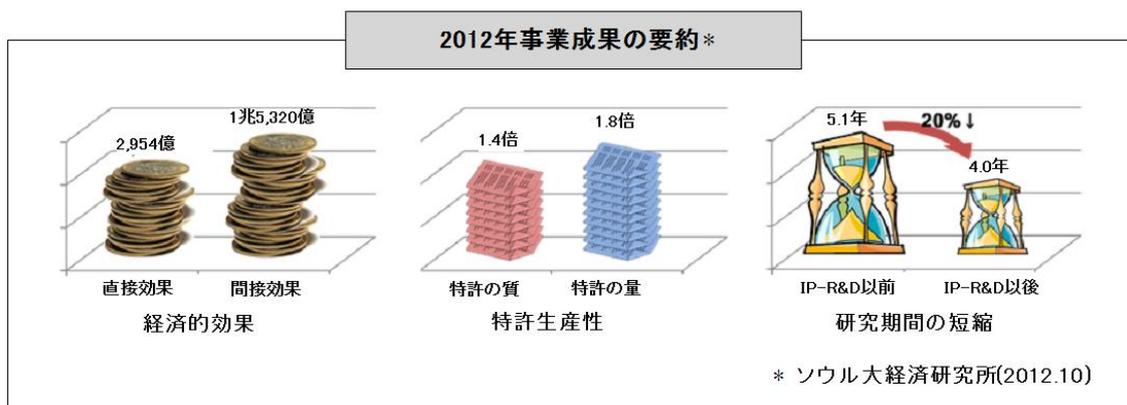
本事業を利用して
各々細部技術分野で多様な
応用分野を創出できる核心
(源泉)特許の確保！

このような特許ポートフォリオ
構築時に有害資金額に対応
できる総合・コミュニティの
提示が可能！

(研究遂行者)事業団内の特許出願が1件もなかったが、特許戦略専門家派遣を通じて新規特許出願、問題特許対応戦略の導出などの成果を挙げ、とても満足している。そして、このようなIP-R&D戦略を反映し、2012年環境部の課題評価で2位を達成する。

ハ. 評価及び発展方向

2012年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者が高い満足度を示した。2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援と特許戦略専門家派遣事業の成果を経済的に分析した結果、障壁特許への対応を通じた重複研究の回避、研究開発の効率化、技術料収入の増大など直接的な経済効果が2,954億ウォンであり、特許の質的水準が1.4倍、量的水準が1.8倍程度改善されるなどR&Dを通じた特許成果もまた大きく改善される効果があったことが分かった。



2013年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業は需要者の多様なニーズを満足させるとともに事業遂行を効率化するため、中型・大型R&D特許戦略支援、短期・小型R&D特許戦略支援、知財権融複合支援の3つの類型で支援体系を細分化する計画である。また、IP-R&D戦略支援対象課題の中で市場性、事業性、技術完成度の高い課題を選定して技術移転及び事業化と連携させ、政府R&Dを通じて創出された特許の技術移転及び事業化を活性化できるように努める計画である。

政府R&D特許戦略専門家派遣事業は事業成果の最大化及び効率性向上のために2013年からは他事業と統合して推進する計画である。

<表Ⅲ-1-11> 2013年政府R&D特許戦略支援体系の改編案

| 支援対象 | 2012年支援体系 | 2013年支援体系改編案 | 支援期間 |
|-------------|--------------|---------------|-------------------|
| 大学・ 公共機関 | 特許戦略専門家支援 | 特許経営専門家派遣事業 | 他事業に統合 |
| | IP-R&D連携戦略支援 | 中大型R&D特許戦略支援 | 5ヶ月→6ヶ月 |
| | - | 短期・小型R&D特許戦略支 | 4ヶ月(2013年パイロット事業) |
| | - | 知財権融複合課題支援 | 6ヶ月(2013年パイロット事業) |

4. 政府R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 イ・ゾンホ

イ. 推進背景及び概要

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036ウォンから2012年16兆ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた増加した。そこで、韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

2005年から毎年政府R&D特許成果調査・分析を遂行して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を骨子とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。また、政府R&D成果を特許出願する時に研究開発課題の固有番号などを記載できるように特許法及び実用新案法施行規則を改正(2006.12)し、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007.2、以下「共同管理規定」)を通じて政府R&D事業の研究成果を特許出願する時に課題出処記載を義務付けるなど関連法令を持続的に整備した。2011年からは出願成果、2012年からは登録成果

に対して課題出処が記載された特許は別途の申告がなくても研究成果として認められるように手続きを簡素化した。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用活性化方案」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物専門担当機関としてR&D特許センターを指定することで審議・議決した。また、同会議で「政府R&D特許成果調査・分析結果」を国家科学技術委員会に単特報告し、その後続措置として国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それを基に政府R&D特許成果を効率的に管理するための方案を設けて毎年国家科学技術委員会に報告している。

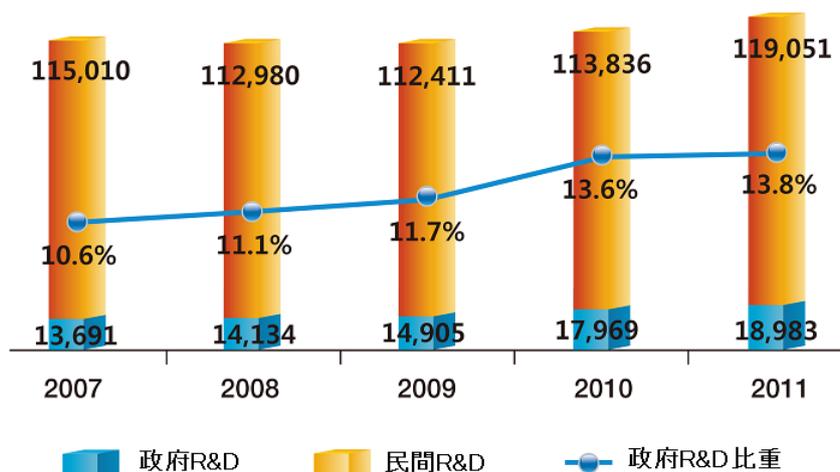
ロ. 推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析結果をR&D機関などに提供し、政府R&D政策の樹立及び事業評価に活用できるよう支援するため、2011年度政府R&D特許成果を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など多様な角度で分析した。また、2007～2011年に国内及び外国に登録された政府R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システムを利用して質的水準を分析した。

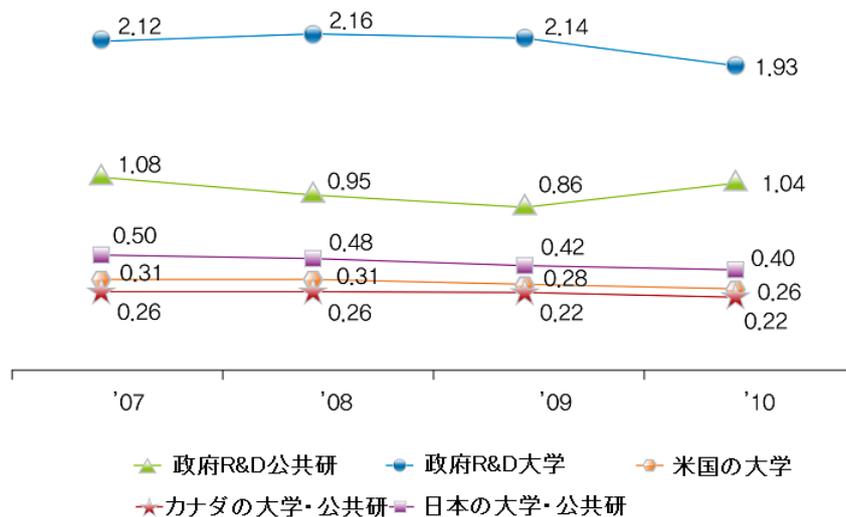
政府R&D特許成果の主要分析結

●(量的成果)政府R&Dによって創出された国内出願は2007年13,691件から2011年18,983件に年平均8.5%増加、特許生産性は海外研究機関より高い水準

<内国人の特許出願状況及び政府R&D比重>



<政府R&D及び海外研究機関の特許生産性比較>



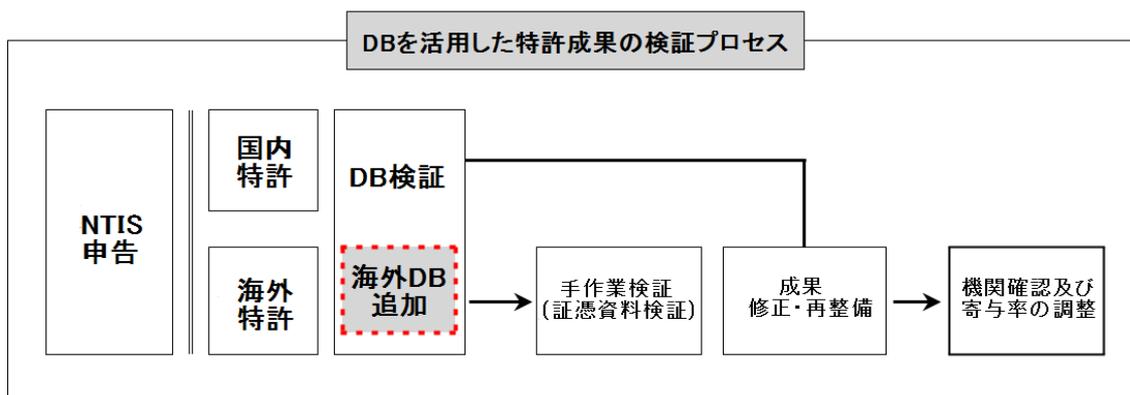
●(質的成果)2011年政府R&D登録特許成果の中で技術の源泉性が高い特許比率が低く、他産業への適用可能な分野が低いものと分析

| 区分 | 技術の 源泉性 | 権利保護の 強度 | 情報記載の 充実度 | 適用分野の 多様性 | 平均 |
|--------------------|------------|-------------|--------------|--------------|-----|
| 専門家評価 優秀特許比率(%) | 4.68 | 12.59 | 9.59 | 2.33 | 7.3 |

2012年には特許DBを活用した検証範囲を海外特許成果まで拡大した。海外特許DBの入手が可能で、海外特許の相当部分を占める*PCT及び主要8カ国**登録特許に対してDB検証を推進した。

*2006～2010年の間PCT出願及び主要8カ国登録特許は全体海外特許の44.3%を占める。

**米国、日本、ヨーロッパ連合、中国、イギリス、カナダ、台湾、PCT



一方、従来は特許が登録されてもNTIS(国家科学技術情報サービス)に申告されていなければ、登録特許成果として認められなかったが、2012年には特許登録の時にR&D課題出処が記載されていれば政府R&Dを通じて創出された登録特許として認められるように特許成果の認定手続きを簡素化した。

*出願時に課題出処を記載した登録特許の追加成果認定によって2011年政府R&D登録成果は前年比72.2%増加

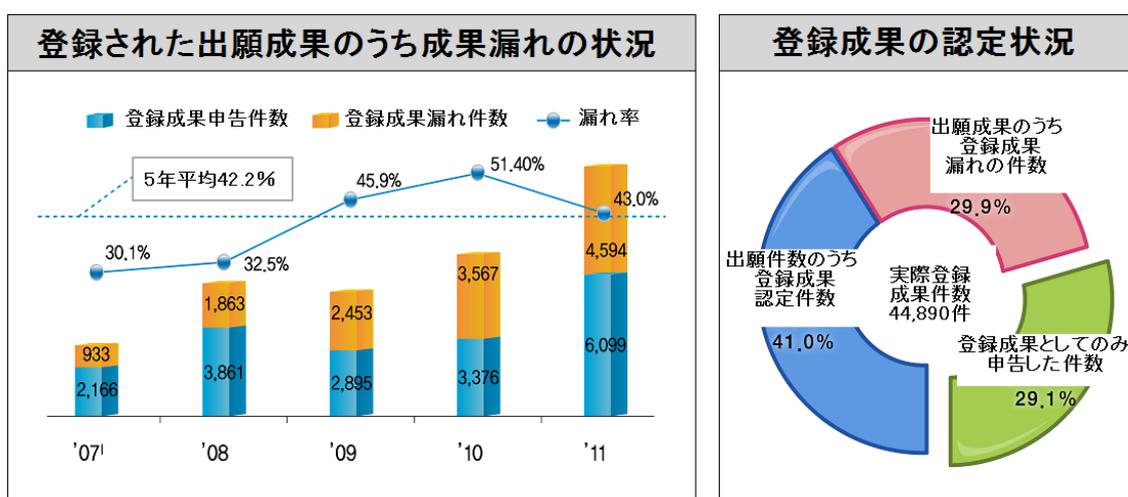
<表Ⅲ-1-12> 政府R&D登録特許件数(2007～2011年)

| 区分 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 政府R&D特許登録件数 (件) | 8,052 | 6,197 | 4,599 | 4,641 | 7,991 |

| | | | | | |
|--------|---|-------|-------|-----|------|
| 増加率(%) | - | △23.0 | △25.8 | 0.9 | 72.2 |
|--------|---|-------|-------|-----|------|

政府R&D国内出願成果として認められたにもかかわらず、登録の際にそれを申告せず、登録成果が漏れた特許13,410件に対しても追跡調査を実施し、その結果を関係機関に提供した。

<表Ⅲ-1-13> 登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況



* 出願成果(2006～2011年)の42.2%(13,410件)が最近5年(2007～2011年)間登録成果から漏れる。

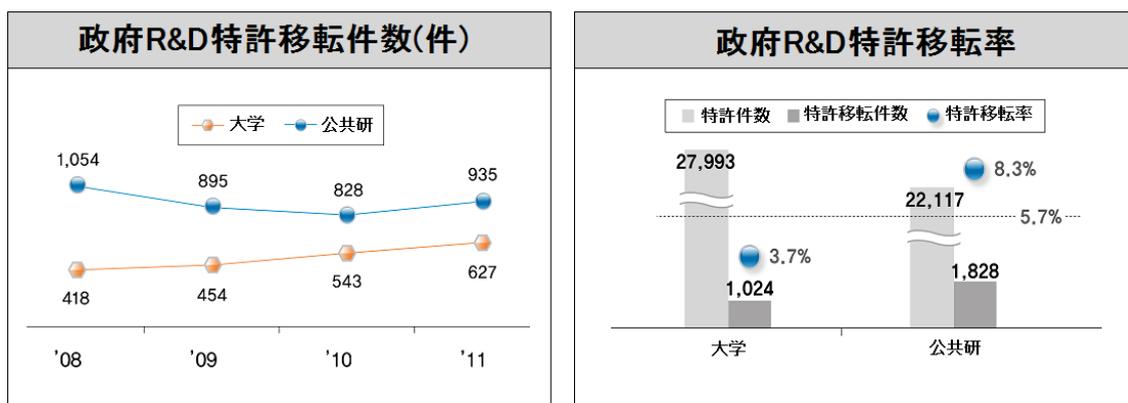
大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許をどのように活用しているのかに関して特許成果と活用実態を調査・分析したが、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることが分かる。2008～2011年の間技術移転契約のうち特許が含まれた契約件数は年平均11.0%、技術料は年平均13.9%増加し、政府R&Dを通じて創出された特許の移転率は5.7%であることが分かった。

* 特許移転率：2008年(国家R&D特許成果活用実態調査基点)以後出願された特許の中で移転された特許の比率

<表Ⅲ-1-14> 政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料

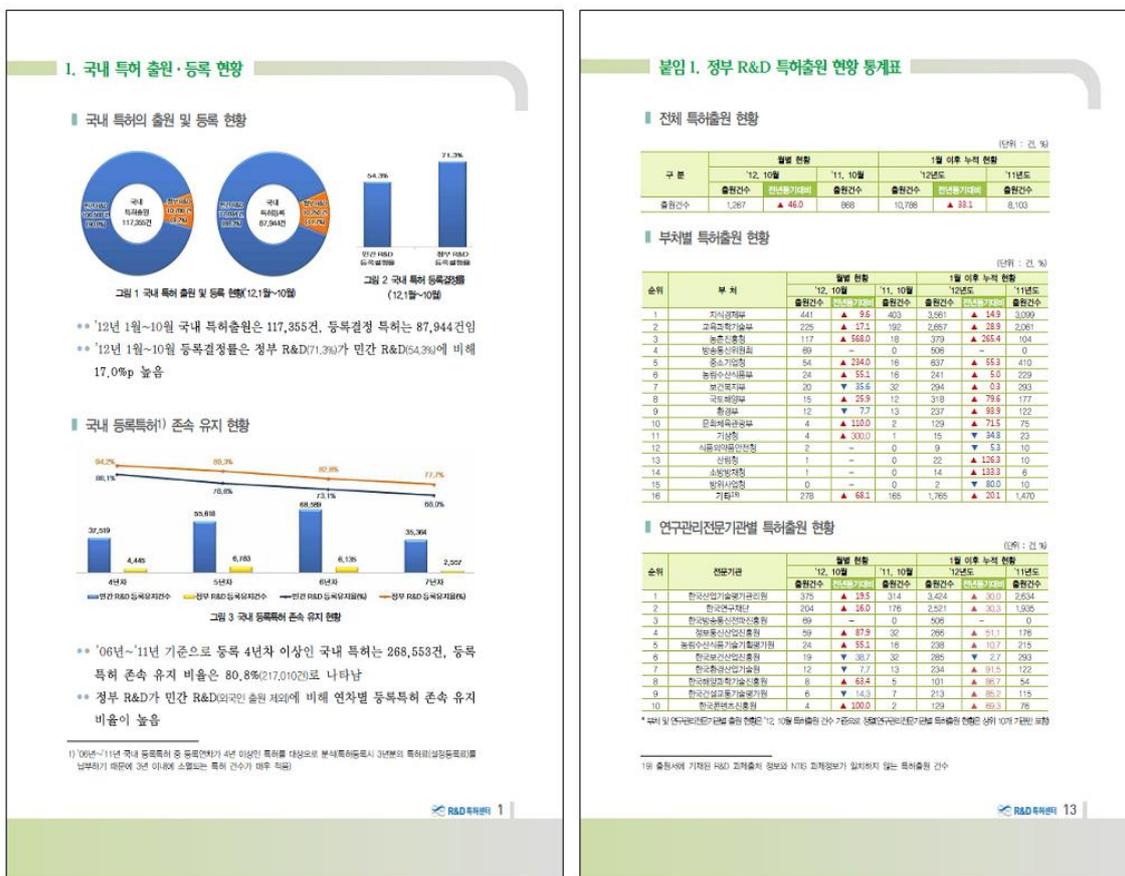
| 区分 | | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 合計 | 年平均増加率(%) |
|----------------------|-----|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| 契約件数 (件) | 大学 | 346 | 359 | 398 | 511 | 1,614 | 13.9 |
| | 公共研 | 560 | 571 | 601 | 727 | 2,459 | 9.1 |
| | 小計 | 906 | 930 | 999 | 1,238 | 4,073 | 11.0 |
| 技術移転料 (百万ウォ ン) | 大学 | 6,090 | 9,852 | 13,671 | 18,957 | 48,571 | 46.0 |
| | 公共研 | 26,012 | 35,768 | 36,235 | 28,521 | 126,536 | 3.1 |
| | 小計 | 32,102 | 45,620 | 49,907 | 47,477 | 175,107 | 13.9 |

<図Ⅲ-1-7> 政府R&D特許移転件数及び特許移転率



このように質的・量的に分析した政府R&D特許成果を各機関が活用できるように毎月特許成果の統計月報を発送したが、分析方法を多様化するとともにグラフ及びデザインを追加することで視覚化を通じた情報活用度の向上を図った。

<表Ⅲ-1-15> 政府R&D特許成果の統計月報



ハ. 評価及び発展方向

政府R&Dを通じて特許を出願する時にR&D課題出処記載義務に対する広報を持続的に展開した結果、課題出処記載件数が持続的に増加し、2011年には特許出願の時に9,156件の課題出処が記載された。

* 課題出処記載件数：(2007)3,157件→(2009)6,243件→(2011)9,156件

現在政府R&D特許成果は出願成果と登録成果を別途調査するように手続きが二元化されているため、出願成果と登録成果が連携されず、課題情報が一致しないなどの問題がある。しかし、2013年以後は出願された特許に対してのみ特許成果として認められた後、特許の登録可否は追跡調査を通じて把握する出願成果中心の特許成果管理体系を構築し、政府R&D特許成果調査体系を効率化する計画である。

2012年には国内特許成果のみならず海外特許成果に対する常時収集体系の基盤も構築したが、国内特許成果のファミリー特許*に対して追跡調査を実施し、2007～2011年基準46カ国31,804件の海外特許成果DBを新たに構築した。

*米国、PCT(特許強直条約による国際出願)、日本、中国、ヨーロッパに出願・登録された特許

2013年からは国内特許成果及びR&D課題出処が記載された特許に対するファミリー特許追跡調査を通じて海外特許成果を常時(月1回)収集させ、国内外の特許成果を包括する常時モニタリングシステムを構築する計画である。

政府R&D特許成果分析を高度化するとともに活用性も高めるために取り組んだ。2011年登録成果7,991件に対して専門家を活用した定性分析*及び特許書誌情報を利用した定量分析**など特許成果の質的水準分析を行い、分析結果を各機関及び研究管理専門機関などに提供して特許成果分析情報を拡散した。

*技術の源泉性、権利保護の強度、情報記載の充実性、適用分野の多様性など

**代表構成要素数、実施例数、独立項数、ファミリー特許数、被引用数など

2013年には技術的な波及力(被引用数)、権利保護範囲、経済的な波及力(ファミリー特許数)など国内及び海外の特許成果に対して質的水準評価指標*を強化し、政府R&D特許成果の質的水準分析を強化していく計画である。

第2節 標準特許の創出支援

1. 概観

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 パク・ソンウ

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことを受け、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2012年にはR&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を試験的に推進した。

2012年事業の主な成果としては産・学・研の標準技術関連17件のR&D課題及び7件の国際標準開発の課題を支援し、国内外特許131件が出願され、そのうち74件の特許が反映された39件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許64件及び主要応用特許分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2012年累計17,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散セミナーを開催して標準特許の創出基盤を強化した。

2011年に続いて2012年に推進された事業はR&Dと標準化活動を展開している産・学・研を対象に標準特許創出方法論を伝播して標準特許の創出能力を高めることで、実施標準特許が創出される成果を達成したが、R&Dと標準化活動よりは製品具現に集中する中小・中堅企業を支援するには限界があった。

そこで、2013年からは標準及び標準特許に対する認識と能力、そして情報アクセシビリティが全て低い中小・中堅企業を対象にオーダーメイド型支援を展開し、韓国標準特許の裾野を広げていく予定である。

2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 パク・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。¹²

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許¹³という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国であるにもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で毎年技術貿易収支、特に技術貿易収支の大半を占める特許権などの使用料による赤字幅は毎年増加しており、2012年特許権などの使用料による赤字額は49億5千万ドルに達している。注目すべき点は特許権使用料の80%以上はIT分野で発生しており、その殆どが標準特許訴訟を通じて発生して

¹² 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

¹³ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の中の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

いる点である。

しかし、ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は、2012年12月の調査結果、全体の4.4%に過ぎないくらい微々たる水準である。また、標準特許は長期間を要する標準化期間とR&D、特許、標準など個別能力の戦略的な協力によって創出されるため、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅲ-1-16> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2012年12月)

| 順位 | 国家 | 個数 | 比率 | 順位 | 国家 | 個数 | 比率 |
|----|--------|-------|-------|----|--------|-----|------|
| 1 | 米国 | 2,774 | 32.5% | 6 | 大韓民国 | 377 | 4.4% |
| 2 | 日本 | 1,789 | 21.0% | 7 | スウェーデン | 272 | 3.2% |
| 3 | フィンランド | 1,010 | 11.8% | 8 | オランダ | 224 | 2.6% |
| 4 | フランス | 816 | 9.5% | 9 | イギリス | 187 | 2.2% |
| 5 | ドイツ | 462 | 5.4% | 10 | 中国 | 145 | 1.7% |

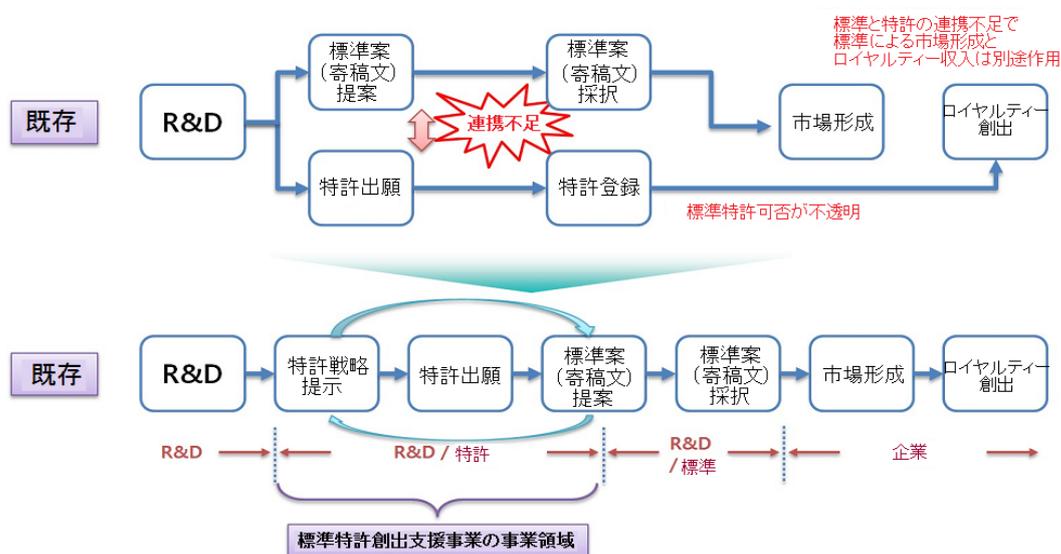
(出所：韓国特許情報院標準特許センター)

このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を構じて、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許の分析及び戦略樹立支援事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階の標準特許の創出を支援する事業である。

<図Ⅲ-1-8> 標準特許創出支援事業の概念図



従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許になれるように支援する事業である。

まず、2012年には2011年に続いて国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携し、分析をさらに明確にする一方、特許と標準の連携戦略を支援するものの、細部戦略をより多様化することで事業成果の向上を図った。その結果、政府及び民間R&D17課題を支援し、計78件の戦略を導出し、105件が国内外特許出願され、そのうち54件の特許が反映された28件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1¹⁴など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅲ-1-17> 2012年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

| 連携課題 | 参加機関 | 標準化機関 | ①戦略 | ②特許 | ③標準 |
|------|------|-------|-----|-----|-----|
| | | | | | |

¹⁴ JTC1(Joint Technical Committee 1):ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

| | | | 戦略 提示 | 国内特 許出願 | 国外特 許出願 | 標準案 (寄稿文) 提案 |
|---------------------------------------|----------------|----------------------------|----------|------------|------------|--------------------|
| 無眼鏡多視点3D支 援UHD-TV放送技術 開発など17の課題 | ETRIな ど11機関 | ISO/IEC JT C1など 11機関 | 78件 | 78件 | 27件 | 28件 |

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の開発課題と連携し、従来技術中心の標準案作成から特許中心の戦略的な標準案を開発することで標準特許の創出が可能になるように支援した。その結果、2012年にはマルチモード端末のためのソフトウェアモデムなど計7つの課題を支援し、標準、特許分析などを通じて15件の戦略を導出するとともに、26件の国内外特許出願、標準に適合するよう13件の既存特許に対する補正が行われた。そして、上記特許のうち20件の特許が反映された11件の標準案(寄稿文)がETSI¹⁵など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅲ-1-18> 2012年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

| 連携課題 | 参加 機関 | 標準 化機 関 | ①戦略 戦略提 示 | ②特許 | | | ③標準 標準案(寄 稿文)提案 |
|--|----------------------|-----------------------|-----------------|------------|------------|-----------------------------|-----------------------|
| | | | | 国内特 許出願 | 国外特 許出願 | 特許 補正 | |
| マルチモード端末 のためのソフトウ ェアモデムの国際 標準開発など計7つ の課題 | 漢陽 大な ど2機 関 | ETSI など 7機 関 | 15件 | 23件 | 3件 | 13件 (関 連標 準2 つ) | 11件 |

また、国内産・学・研の保有特許及び標準特許創出支援事業特許成果の活用性を高めるため、保有特許(事業特許の成果)と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘したり、一部補正を通じて標準特許になるように支援した。これに通

¹⁵ ETSI(European Telecommunications Standards Institute) : ヨーロッパ電気通信標準協会

じて計218件の対象特許のうち比較分析が可能な172件の特許を選定して計4件の標準特許を発掘し、29件に対しては標準特許になれるように戦略を提供した。

＜表Ⅲ－1－19＞2012年標準特許の後続管理事業の推進成果

| 産学研申請特許及び 事業特許出願成果 | 支援対象 | 標準・特許の比較分析 | |
|-----------------------|-----------------------|------------|---------------------|
| | | 標準特許の発掘 | 標準特許化戦略の提供 |
| 218件 (産78、学89、研51) | 172件 (産67、学54、研51) | 4件 (産4) | 29件 (産13、学10、研6) |

一方、国家標準制定時に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で、主要イシューとなっている技術の国家標準制定の際に国内産業界の特許ロイヤルティー支払いを最小化できる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定時の特許戦略課題2件(M2M技術、NFC技術)に対して標準関連特許64件及び主要応用特許分析結果を支援して国家標準制定に活用できるようにした。

＜表Ⅲ－1－20＞2012年国家標準特許戦略支援の推進成果

| 課題 | 標準関連特許分析 | 主な応用特許分析 | |
|---------|----------|---------------------|-----------------|
| | | 1次(諮問委員の選定) | 2次(産学研の要請) |
| M2 M | 48件 | 433件(M2Mプラットフォームなど) | 83件(サービス応用) |
| NF C | 16件 | 552件(NFCサービス) | 155件(NFC金融サービス) |

ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年間の事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2012年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を

展開する研究室、研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、韓国の標準特許保有状況を見ると、国家または民間R&D課題を進行しつつ標準化活動を並行する中小・中堅企業はその数が極一部に過ぎず、大半の中小・中堅企業はR&Dと標準化活動よりは製品具現に集中するため、既存の支援方式では中小・中堅企業を支援するには限界があった。

そこで、2013年からは標準及び標準特許に対する認識が足りず、情報アクセシビリティが低いだけでなく、長期間の標準化期間にR&D、特許、標準能力を集中させる人的、物的能力が両方不足している中小・中堅企業を対象にしたオーダーメイド型支援を重点的に推進する予定である。

同時に、R&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援と2012年試験的に推進した国家標準特許戦略支援事業をさらに拡大・発展していく予定である。

3. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準特許DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される前にオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は、標準や技術動向、または特定技術分野に対する特許動向と断片的な情報だけが提供された。さらに、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、情報に対するアクセスは大変不便であった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE¹⁶など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA¹⁷など)に登載された標準特許情報を収集・分析し、産・学・研が便利に活用できるよう標準要旨リストDBを構築する事業である。また、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することでアクセシビリティを高め、標準特許の創出能力が不足している国内産・学・研が標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係を理解させ、標準特許の重要性を認識させるために推進された。実際、産・学・研においてR&Dと標準またはR&Dと特許を連携した標準活動や特許活動はある程度行われているが、大半の産・学・研でR&D－特許－標準を連携した標準特許創出に向けた活動はほとんど行われていないため、標準特許創出能力は極めて不足している状況である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究者と特許または標準担当者を対象にした標準特許教育を通じて標準特許専門人材を養成し、産・学・研の標準特許の創出能力を強化するための事業である。

ロ. 推進内容及び成果

2012年にはETSIで宣言されたLTE-AdvancedとUMTS関連の標準特許及びITU、ISO/IEC、IEEE、MPEG-LAなどに宣言された標準特許5,000件に対する標準特許要旨DBを構築し、それを既に構築されている情報とともに標準特許ポータルサイトを通じて国内の産・学・研に提供している。

¹⁶ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

¹⁷ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスを権利者の代わりに処理する団体

＜表Ⅲ－1－21＞2009～2012年の標準特許要旨DBの構築内容

(単位：件)

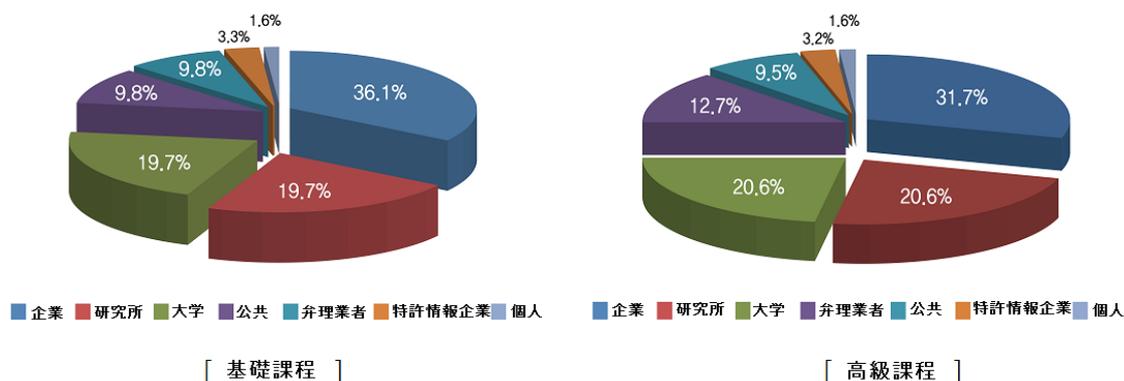
| 年度 | 標準化機関 MPEG LA | IEEE | JTC1 | ISO/ IEC | ITU | ETSI | 合計 |
|-------|---------------------|------|------|-------------|-----|-------|-------|
| 2009年 | 2,011 | 627 | 307 | - | - | - | 2,945 |
| 2010年 | 1,350 | - | - | 549 | 801 | 1,300 | 4,000 |
| 2011年 | 500 | 260 | 509 | 388 | 343 | 3,000 | 5,000 |
| 2012年 | 212 | 158 | 300 | 340 | 200 | 3,790 | 5,000 |

＜表Ⅲ－1－22＞2012年標準特許ポータルサイトのサービス内容

| 主要項目 | 情報構築の状況 | |
|----------|---|------------------|
| 標準特許DB | ・ 主要標準化機関(ISO,IEC,ITU,IEEE,ETSI)と特許プールライセンシング代行機関(MPEG LA)の標準特許 | 36,000件余り |
| 標準特許の現状 | ・ 各種標準特許関連の統計状況 | 7種 |
| 標準特許関連情報 | ・ 国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・ 標準化機関の概要及びリンクの提供 | 1,268件 150個余り |
| 教育情報 | ・ 標準特許動画教育コンテンツ ・ 国際標準特許の専門教育課程 | 22個 3件 |
| 関連機関事業情報 | ・ 政府機関、公共機関、出捐研など関係機関の事業情報 | 501件 |
| 参考資料 | ・ 標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供 | 146件 |

産・学・研における標準特許の重要性に対する認識向上、創出戦略の拡散及び標準特許人材の養成のために標準特許専門弁理士養成教育と産・学・研標準特許創出方法論の拡散セミナーなどの教育を実施した。また、教育効果を最大に引上げるため、韓国情報通信技術協会と韓国標準協会と共同で運営し、計178機関295人が教育を履修した。

<図Ⅲ-1-9>2012年産・学・研の標準特許教育の履修状況



ハ. 評価及び発展方向

2012年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは15,783人であり、主要利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であった。主な活用実態は標準特許出願業務と標準特許企画関連及び国内外特許動向の把握であることが分かった。標準特許ポータルサイトで提供されているサービスの中で標準特許教育情報に対する利用が多かったが、相対的に教育コンテンツが足りず、産・学・研の標準特許統計に対するより詳しい情報提供へのニーズがあることが分かった。

2013年には標準化機関別の標準特許DB構築計画に基づき、上半期にはETSI、ISO/IEC、IEEE、ANSIなど標準化機関の標準特許とMPEG-LA、VIAなど国際特許プールの標準特許5,000件を新たに構築する計画である。また、標準特許基礎及び高級教育のオンラインコンテンツを追加し、標準特許関連の国内外の情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトを通じて提供することで、産・学・研の多様なニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように支援する予定である。そして、四半期毎に主要技術分野に対する標準特許状況を分析して標準特許動向分析報告書を作成し、これを標準特許ポータルサイトを通じて配布する予定である。

そして、国内外の標準化動向情報を活用するため、技術標準院、放送通信委員会など関係機関との協力関係を拡大し、産・学・研を対象に標準特許創出を支援するための標準特許DBを拡充する計画である。

<図Ⅲ－1－10> 標準化機関別の標準特許DBの構築計画



2012年専門人材養成のための標準特許教育は標準特許専門弁理士の養成教育とともに、産・学・研における標準特許重要性の認識と創出能力の向上のための標準特許創出方法論拡散セミナーで運営された。教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、標準特許の重要性に対する認識が高まったことが分かった。また、ほとんどの教育参加者が属している産・学・研では費用と人材不足を理由に標準化活動など実質的な標準特許の創出活動に制約が多いため、標準特許を創出するための専門人材が必要であると答えたことがわかった。

2013年には標準特許人材養成計画に基づき、中小・中堅企業の標準特許能力を強化するため、中小・中堅企業が多く参加する協会・フォーラムと協力して中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許教育プログラムを開発・運営する予定である。また、既存の標準特許専門弁理士の養成教育と産・学・研標準特許創出方法論拡散セミナーはその内容をさらに強化して運営する予定である。

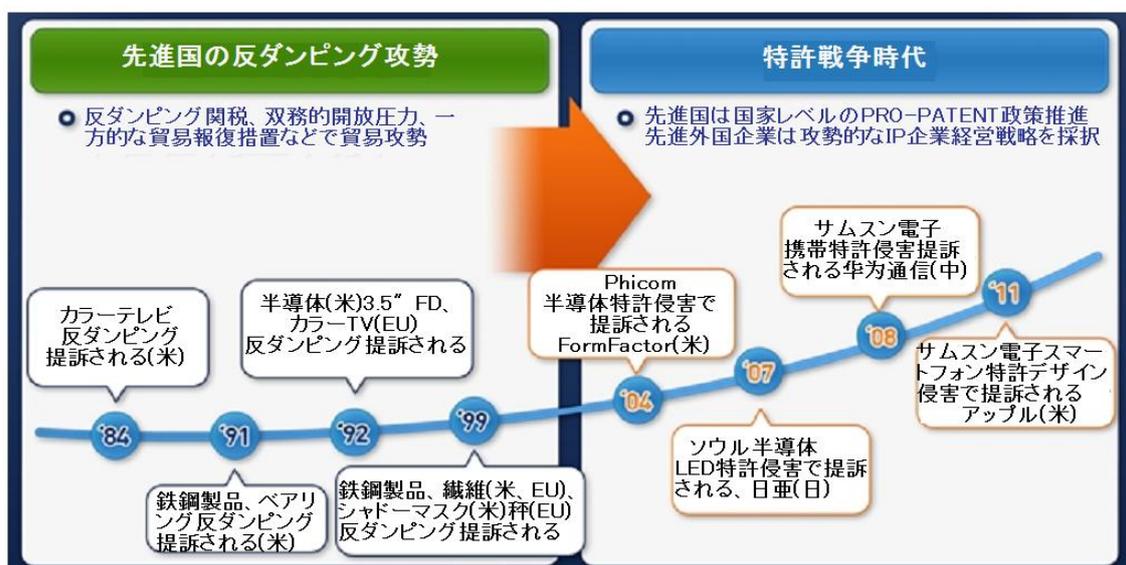
第3節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図III-1-11> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先占した企業は競合社を攻撃して収益を出すなど攻撃的な知的財産戦略を推進している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

このような特許紛争は大企業に限った話しではない。2010年海外企業の特許攻勢関連の統計を見ると、国内の中小・中堅企業が巻き込まれた特許紛争(87件)が大企業(45件)の2倍になっている。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを見せてくれる統計と言える。

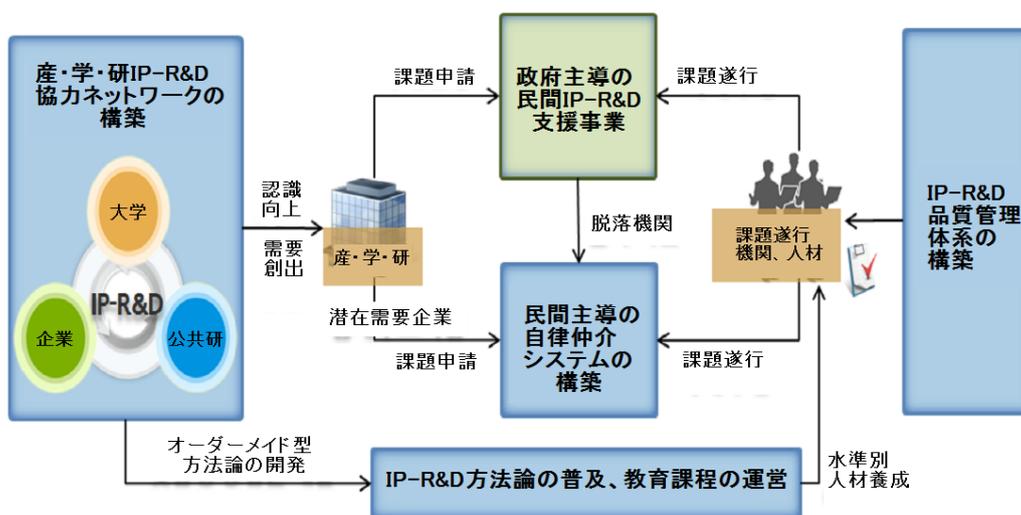
そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で5年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計450社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から全般的に特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。毎年事業競争率が増加し、今年は3：1の競争率を記録するなど産業界からの反応も上々である。

また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝播するためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会などを開催している。特に、今年は専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。

このように構成されたインフラを基に2013年には支援企業規模の大幅な拡大、需要企業と特許専門機関をつなげる自律仲介システムの構築、IP-R&D専門人材養成教育プログラムの構築など、民間主導の自律的なIP-R&D生態系作りを積極的に推進する計画である。

<図Ⅲ-1-12> 民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル



2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けていると言える。

<図Ⅲ-1-13> 主要国の知的財産戦略推進の動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残

ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

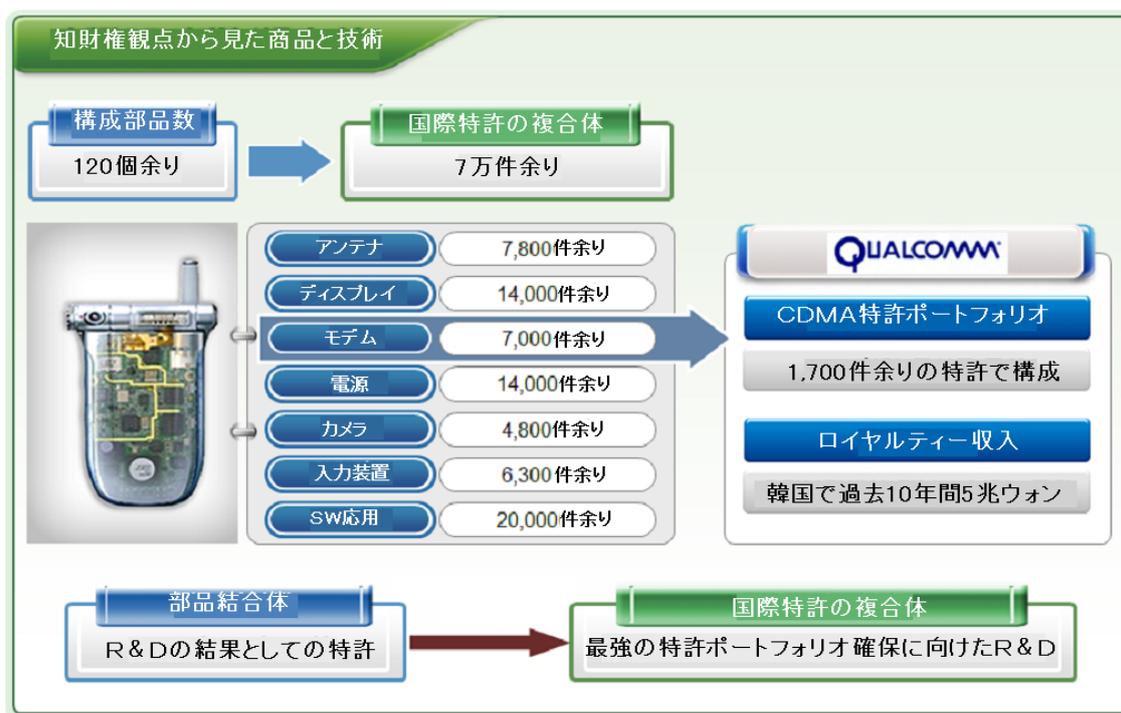
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と見る見方に「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅲ-1-14>製品と技術に対するパラダイムの転換



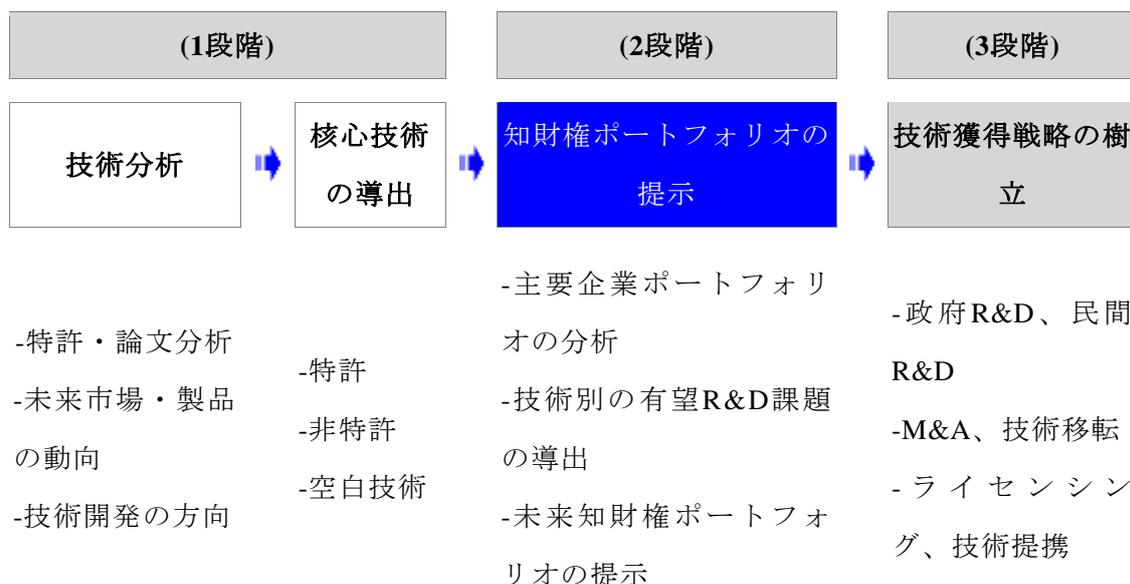
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、自治体R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅲ-1-15> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



2012年には政府の「中堅企業育成支援政策」に歩調を合わせて、事業の主な支援対象を中堅企業に設定し、32件の核心技術課題に対する支援を行った。また、知経部・環境部などR&D支援機関との連携を通じて機関間の協力モデルを構築するとともに、これを通じて事業成果を高めた。

その結果系750余りの核心特許を発掘し、1,500件余りの知財権獲得戦略及び300件余りのR&D戦略などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、特許紛争の予防を通じた費用節減(9.2億ウォン)、R&D期間の短縮(6.9ヶ月)、予算削減(3.2億ウォン)などの効果が予測できた。

ハ. 評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

<表Ⅲ-1-23> 支援企業優秀事例

- (K 社) 特許創出(24 件)及び有望 R&D 課題(35 件)の導出を通じて海外の先進競合社に準ずる強力な特許ポートフォリオを樹立し、これを通じて海外市場参入障壁の解消で約 300 億ウォン規模の売上発生が予想
- (H 社) 2015 年 41 億ドル市場を形成するものと見込まれる TSV 技術市場への参入に向けた有望技術を発掘及び技術先占のための 2012~2016 年の 5 年間 R&D Road Map と 5 つの RFP を導出、24 の優秀発明創出で TSV 分野の特許ポートフォリオ基盤を構築

2013年には中堅企業の要請によって、短期支援課題及びデザイナー特許の知財権融・複合支援課題などでプログラムを拡大する計画である。また、持続的な有望R&D課題の発掘を通じて創造経済の要となる韓国中堅企業の将来の収入源創出にも実質的に寄与する予定である。

3. 先端部品・素材産業のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ. 推進背景

部品・素材産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと言われる。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

＜図Ⅲ－1－16＞国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 2001 | 米国 (16.2) | ドイツ (10.7) | 日本 (9.4) | イギリス (5.1) | フランス (5.0) | 中国 (4.0) | イタリア (4.0) | 香港 (3.6) | シンガポール (3.6) | 韓国 (3.4) |
| 2007 | ドイツ (12.3) | 米国 (11.9) | 中国 (10.6) | 日本 (8.2) | フランス (4.7) | 香港 (4.5) | イタリア (4.4) | 韓国 (4.2) | シンガポール (4.0) | イギリス (3.5) |
| 2009 | ドイツ (11.2) | 中国 (11.0) | 米国 (10.6) | 日本 (7.7) | 香港 (4.8) | 韓国 (4.6) | フランス (4.1) | シンガポール (3.8) | イタリア (3.8) | ベルギー (3.2) |

*括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

*資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

*「5年内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

*「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み」(大韓商工会議所、2013.2)

2012年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は222億ドルで、前年228億ドルに比べて6億ドルが減少した。しかし、2012年全産業対比部品・素材分野の対日貿易赤字比重は87.1%を占め、前年比約7%P増加し、赤字比重が大幅に拡大した。このような対日貿易赤字は部品・素材分野における国産化が低迷しているためであると推測される。

<表Ⅲ-1-24>対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

| 区分 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全体産業 | △244 | △254 | △299 | △328 | △276 | △362 | △286 | △255 |
| 部品素材産業 | △161 | △156 | △187 | △209 | △201 | △243 | △228 | △222 |
| 部品素材比重(%) | 66.0 | 61.4 | 62.5 | 63.7 | 72.7 | 67.1 | 79.7 | 87.1 |

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性

を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるようにR&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

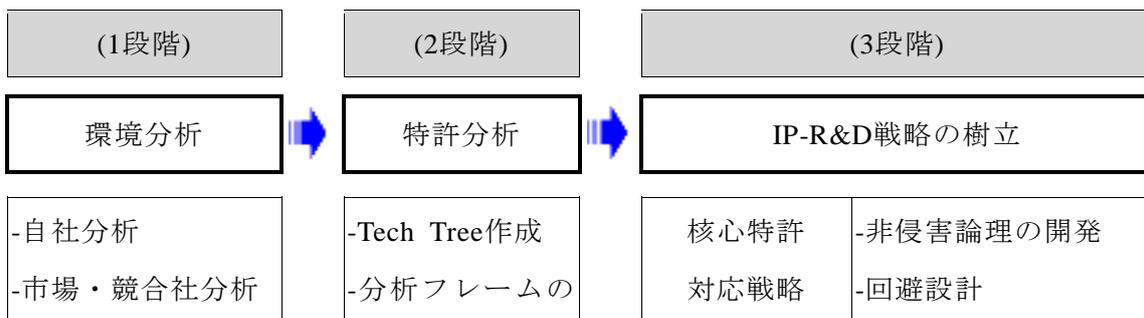
IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立の3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び状況把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次に、特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許分析DBなど特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-17>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス



| | | | |
|-------------------------|---|-----------|----------------------------|
| -特許紛争状況分析 -政策・規制動向分析 | 確定 -特許(論文)検索 -定量・定性分析 -主要特許の導出 -核心特許の選定 | | -ライセンシング戦略 |
| | | IP創出戦略 | -新規発明創出戦略 -既出願特許補強戦略 |
| | | R&D方向の提示 | -有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定 |
| | | 特許インフラの構築 | -IP-R&D方法論教育 -特許分析DBの構築 |

特許庁は2012年本事業を通じて計86社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結果、計760件余りのIP獲得戦略の提示、1,100件余りの核心特許対応戦略の提示及び430件余りのR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅲ-1-25> 2012年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

| 区分 | IP獲得戦略 (購入、補強、新規) | 核心特許の 無力化戦略 | R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題) | ライセンシング戦略 | 特許インフラ構築 戦略 | 合計 |
|------|----------------------|----------------|------------------------------|-----------|----------------|-------|
| 74社* | 759 | 1,067 | 427 | 15 | 135 | 2,403 |
| 平均 | 10.3 | 14.4 | 5.8 | 0.2 | 1.8 | 32.5 |

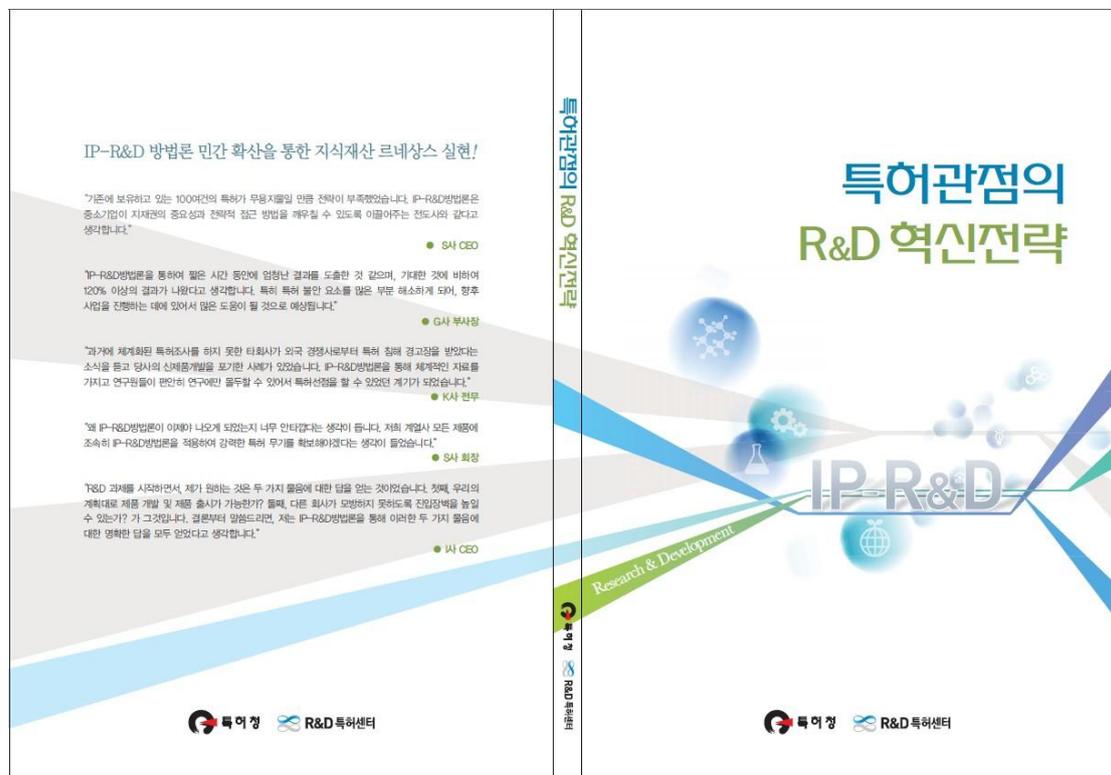
* IP融・複合課題(12件)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,162億ウォンの経済的成果及び50.6億ウォンの対日輸入代替効果、268人の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力及び対日貿易インバランス問題の改善に寄与するという結果が出た。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許観点のR&D革新戦

略」活用書を発刊して産・学・研に普及するなど、韓国産業界にR&D方向性を提示するナビゲーションの役割を果たしている。

<図Ⅲ-1-18> IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2012年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

<表Ⅲ-1-26> 支援企業の優秀事例

| |
|---|
| <p>○ (K社) OLED用素材と関連して計25件のIPを創出することで強力な特許保有企業である日本企業に対応できる特許ポートフォリオを構築した。また、実施例物質分析DBを基に紛争リスクの低い新規物質 R&D 方向を提示したことで、市場先占に有利な位置を占め、約10億ウォンの技術料節減効果と2016年250億ウォン規模の売上が予想される。</p> |
|---|

o (H 社) Mie scattering フィルムと関連して 12 件の核心特許を創り出し、対応戦略を樹立することで特許紛争の可能性がないことを保証する手段として活用した。また、計 8 件の核心能力特許ポートフォリオを構築して Mie Scattering フィルムの新規市場で先占するための方向を設定したことで、2013 年新規売上高 80 億ウォンを予想している。

2013年にはより多くの部品・素材企業を支援するために中小企業負担比率を上方修正し、支援規模を拡大する計画である。また、新規企業の参加を拡大するため、参加企業に支援課題別の点数を付与し、一定の点数に到達した場合は事業参加を制限する卒業制度を運営する予定である。

特許庁は部品・素材産業における対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるようにIP-R&D戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許を武器とするIP強小企業を育成することを目指している。

また、部品・素材分野R&Dに従事する中小企業の創意的な挑戦が補償される環境づくりで経済民主化を達成するとともに、R&D能力のある中小企業が大企業と肩を並べて競争できる原則が通ずる市場経済秩序を確立し、創造経済のエンジンを強化する計画である。

第2章 知的財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 チョン・ギヒョン

世界経済が速いスピードで知識基盤経済にシフトしつつあり、企業経営において知的財産の比重が拡大し、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増加している。同時に、最近サムスンとアップル、KolonとDuPontのように企業間で国際特許紛争が増加しているため、知的財産に対する認識も高まりつつある。

＜表Ⅲ-2-1＞年度別国内企業の海外特許紛争の状況

| 区分 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|------|------|------|------|
| 大企業 | 84 | 75 | 213 | 178 |
| 中堅・中小企業 | 67 | 105 | 63 | 46 |
| その他 | 3 | 6 | 2 | 0 |
| 計 | 154 | 186 | 278 | 224 |

(抜粋：2012年度知的財産活動実態調査、特許庁)

このように特許紛争が激化している中で、大企業は独自に知的財産経営戦略を構築・対応しているが、韓国の中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的財産経営をうまく展開していない状況である。

＜表Ⅲ-2-2＞大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

| 区分 | 担当組織保有率 | 専任人材保有率 | 平均専任人材数 |
|------|---------|---------|---------|
| 大企業 | 74.9% | 21.9% | 1.48人 |
| 中小企業 | 43.3% | 8.3% | 0.15人 |

(抜粋：2012年度年度知的財産活動実態調査、特許庁)

地域中小企業の知的財産の創出・活用を通じて技術及びIP競争力を高めるとともに地域経済及び国家経済の発展を牽引するため、2006年から特許庁と自治体が協力して全国31の広域・基礎知識財産センターを通じて知的財産経営コンサルティング、特許、ブランド及びデザイン総合支援を行っている。

＜表Ⅱ-2-3＞全国地域知識財産センターの状況

| 圏域名 | 知識財産センター名 | 圏域名 | 知識財産センター名 | 圏域名 | 知識財産センター名 |
|--------|----------------------|--------|----------------|--------|------------------|
| 首都圏(7) | ソウル、京畿北部、仁川、水原、富平、富川 | 湖南圏(5) | 全南、光州、全北、順天、群山 | 東南圏(5) | 釜山、蔚山、慶南、釜山南部、晋州 |
| | | | | 江原圏(4) | 江原、春川、太白、江陵 |
| 忠清圏(5) | 忠南、大田、忠北、瑞山、忠州 | 大慶圏(4) | 大邱、慶北、亀尾、安東 | 済州圏(1) | 済州 |

(太字は広域知識財産センター)

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させ、事業に対する効果・成果の責任を担保し、地域別の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出する上で役立つ支援を展開している。

主な中小企業支援事業を見ると以下のとおりである。

- (IPスター企業育成事業)成長潜在力のある地域の有望中小企業を選定し、特許・ブランド・デザイン総合支援を通じてIP競争力を備える強小企業の育成を目的としている。
- (IP経営コンサルティング)地域知識財産センターの専門コンサルタントが企業のIP経営状況や問題点を把握した後、解決策を提示して中小企業のIP経営を誘導・促進する。
- (特許総合支援)地域中小企業及び個人発明家を対象に特許競争力を高めるため、先行技術調査、国内外の権利化支援、オーダーメイド型特許マップ(PM)など特

許創出、活用保護などを総合支援する。

- (ブランド・デザインの価値向上)地域中小企業を対象にブランド・デザインの開発を支援して国内外の商標権及びデザイン権で権利化を促進し、企業のブランド・デザイン競争力を強化する。
- (非英語圏ブランド開発支援)非英語圏国家に進出したり、進出予定である中小企業に対して現地オーダーメイド型ブランド開発及び権利化を支援し、国内中小企業の海外進出及び知的財産権優位のグローバル強小企業の育成を目的とする。

<表Ⅲ-2-4> 中小企業の知的財産経営支援強化に向けた主要支援事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|---|
| IPスター企業育成 | 成長潜在力のある地域の有望中小企業をIPスター企業として選定し、選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業の能力に適した特許・ブランド・デザイン関連のIP総合支援を3年間実施 |
| IP経営コンサルティング | 地域知識財産センターの専門コンサルタントが企業を直接訪問して知的財産を活用した企業の経営コンサルティングを提供 |
| 特許総合支援 | 先行技術調査支援、国内出願費用支援、海外出願費用支援、特許技術シミュレーション(3D)製作支援、オーダーメイド型特許マップ(PM)支援 |
| ブランド・デザインの価値向上 | ブランドの新規開発及び権利化、ブランドのリニューアル開発及び権利化、ブランド&包装デザイン(海外出願)開発及び権利化の支援 特許技術製品デザインの開発及び権利化、特許出願デザインマップ支援、デザイン・特許融合支援 |
| 非英語圏ブランド開発支援 | ブランド経営戦略の樹立(現地市場及び企業の分析)、ブランドネーミング開発(既存商標の分析)、ブランドデザイン開発(基本及び応用デザイン開発)、現地の出願費用支援など |

同時に、地域における知的財産権認識の向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知財権教育を実施している。また、社会予備進出者に予め知的

財産の重要性を教育するとともに認識を高めるため、軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を行っている。

第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 特許総合支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・ミンヨン

イ. 推進背景及び概要

非首都圏に全体製造業の49.7%が位置しているにもかかわらず、最近10年間(2000～2010年)首都圏の特許出願比重は72.5%で首都圏に大変偏っている。このような首都圏と非首都圏間の知的財産格差を解消するため、特許庁は2006年から知的財産創出支援事業を始めた。

特に、地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体の協力の下で地域中小企業及び個人発明家を対象に特許総合支援事業を実施し、特許戦略コンサルティング、特許情報の調査及び分析、権利化の支援を提供している。

1)事業概要

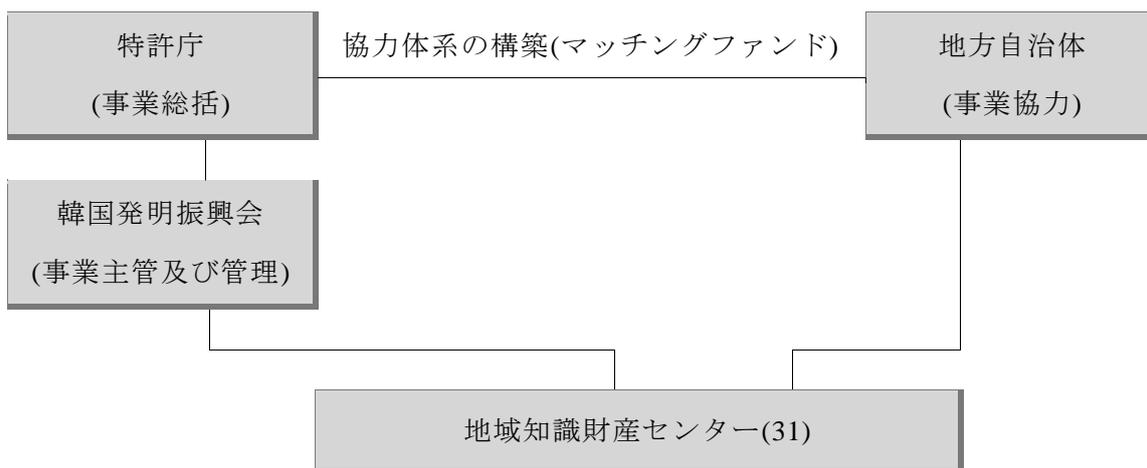
特許総合支援事業は地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などに総合的かつ体系的な特許活動を支援している。

本事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許権利の確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した戦略産業の開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営した後、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年には16の広域地方自治体及び34の基礎自治体、2012年には16の広域自治体及び34の基礎自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

<図Ⅲ-2-1>特許総合支援事業の推進体系



ロ.推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援などの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

＜表Ⅲ－2－5＞特許総合支援事業の推進における主要実績

| 区分 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 特許コンサルティング | 3,713件 | 6,195件 | 8,604件 | 9,966件 | 9,641件 | 13,076件 |
| オーダーメイド型特許マップ | 90件 | 169件 | 219件 | 176件 | 159件 | 154件 |
| 国内外出願費用 | 750件 | 1,250件 | 2,046件 | 2,838件 | 3,289件 | 4,035件 |

1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。特許総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。

まず、特許総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の低い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術及び市場の動向を調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することを目的としている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用などを支援している。

2012年には計13,076件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ154件、国内外出願費用4,035件などを支援した。

＜表Ⅲ－2－6＞地域知識財産センターの設置状況

| 広域市道 | センター名 | 指定機関 | 登録日付 |
|------|-------|---------------|------------|
| ソウル | ソウル | (財)ソウル産業通商振興院 | 2009. 2.18 |
| 仁川 | 仁川 | 仁川商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| 京畿 | 水原 | 水原商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 富平 | 富平図書館 | 2003. 1.13 |

| | | | |
|----|------|-------------|------------|
| | 京畿 | (財)京畿テクノパーク | 2003.10.16 |
| | 富川 | 富川産業振興財団 | 2005. 7. 5 |
| | 京畿北部 | 京畿北部商工会議所 | 2010. 2. 2 |
| 江原 | 江原 | 江原道産業経済振興院 | 2001. 7. 1 |
| | 春川 | 韓国発明振興会江原支部 | 2001. 7. 1 |
| | 江陵 | 江陵商工会議所 | 2003.10.16 |
| | 太白 | 太白商工会議所 | 2005.11.18 |
| 忠北 | 忠北 | 清州商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 忠州 | 忠州商工会議所 | 2005. 7. 5 |
| 忠南 | 忠南 | 忠南北部商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 瑞山 | 忠南西部商工会議所 | 2005.11.18 |
| 大田 | 大田 | (財)大田テクノパーク | 2008. 4. 1 |
| 慶北 | 慶北 | 浦項商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 亀尾 | 亀尾商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 安東 | 安東商工会議所 | 2005.11.18 |
| 慶南 | 慶南 | 昌原商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 晋州 | 晋州商工会議所 | 2001.12.24 |
| 大邱 | 大邱 | 大邱商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| 釜山 | 釜山南部 | 韓国発明振興会釜山支部 | 2001. 7. 1 |
| | 釜山 | (財)釜山テクノパーク | 2003. 3.17 |
| 蔚山 | 蔚山 | 蔚山商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| 全北 | 全北 | 全州商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 群山 | 韓国発明振興会群山支部 | 2011. 3. 2 |
| 全南 | 順天 | 順天商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| | 全南 | 木浦商工会議所 | 2005. 7. 5 |
| 光州 | 光州 | 韓国発明振興会光州支部 | 2001. 7. 1 |

| | | | |
|--------|----|---------|------------|
| 済州 | 済州 | 済州商工会議所 | 2001. 7. 1 |
| 31センター | | | |

2) 中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで特許総合支援事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業にとって実効的な研究開発の方向を提示するとともに特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2011年には159件、2012年には154件のオーダーメイド型特許マップ作成の支援を通じて、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など中小企業の知的財産戦略の樹立を支援した。

3) IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成政策は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して権利化、オーダーメイド型特許マップ、シミュレーション製作、ブランド・デザインの開発などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許コンサルタントを活用した現場オーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援している。

2010年には108社、2011年には203社、2012年157社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中的に支援した。2012年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに前年比売上高が12.9%、雇用規模は6.9%がそれぞれ増加したことが分かった。

<表Ⅲ-2-7>IPスター企業に対する支援の成果(2012年)

(単位：%)

| 区分 | 2011年スター企業 (203社) | 2012年スター企業 (157社) |
|-------------|------------------------|----------------------|
| IP出願増加率 | △1.91 (全中小企業△17.56) | 12.6 |
| 売上高増加率 | 25.5 | 12.9 |
| 雇用規模増加率 | 12.7 | 6.9 |
| 専担人材保有企業増加率 | 4.4 | 1.4 |
| 職務発明補償実施増加率 | 18.0 | 38.8 |

ハ. 評価及び発展方向

特許総合支援事業は事前コンサルティングに基づいて企業が必要とする特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘・支援するIPスター企業はこれまで選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業能力に適した特許、ブランド、デザイン関連のIP総合支援を3年間顧客のニーズに合わせて支援した。今後IPスター企業の選定において地域戦略産業と連携された企業はトップ・ダウン方式で、戦略産業以外の企業は従来のボトム・アップ方式を並行し、IPスター企業選定の効率性を高める計画である。また、企業支援の際に企業別の専担コンサルタントを指定し、該当コンサルタントは企業別のIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略など企業別

オーダーメイド型知的財産経営戦略コンサルティングを提供する予定である。

2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 チョン・ギヒョン

イ. 推進背景及び概要

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権の創出・活用・保護を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

最近知的財産の価値が企業の市場価値全体において占める比重が速いスピードで増加し、企業競争力に貢献する程度が大きくなるにつれ、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産中心に変わりつつある。したがって、知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性が増大している。

知的財産経営とはR&D活動を通じて獲得した成果に対して排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に経営資源化することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内または海外における製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁に対してその解決策の問合せを持続的に寄せてきた。特許庁が中小企業を対象にコンサルティングを支援する前は、主に担当審査部署が個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

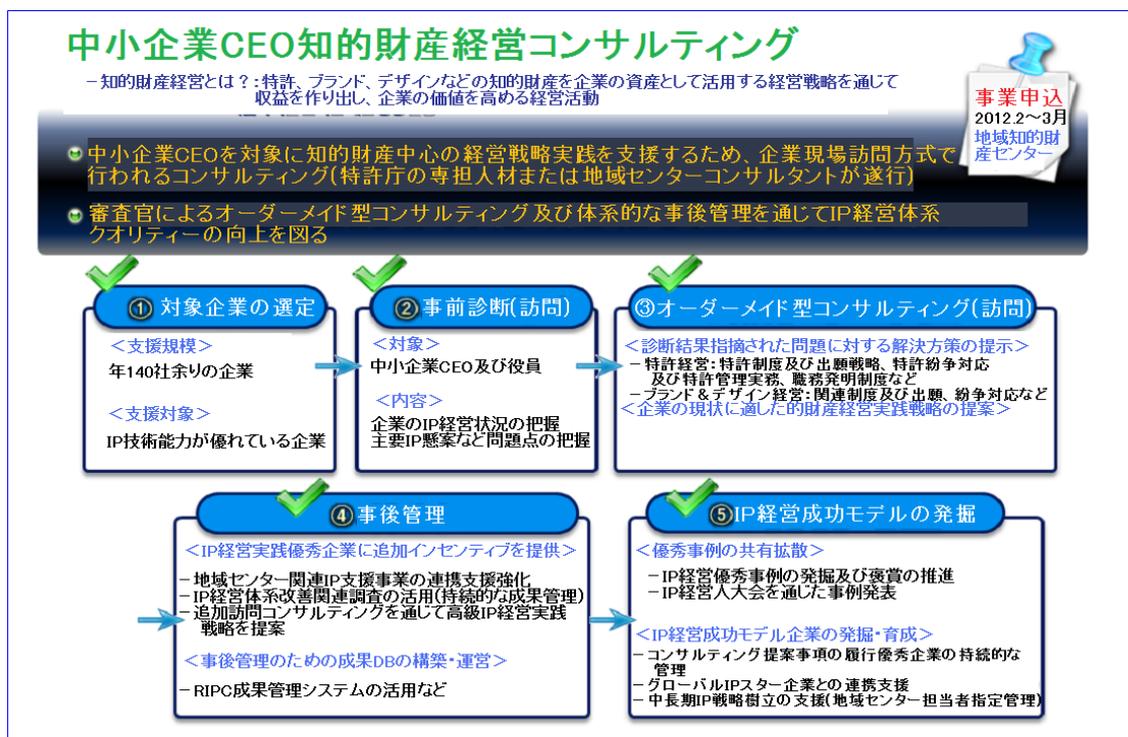
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、好評を得た。また、特許の他に商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。¹⁸ 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずると言える。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専門人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専担組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野を基にオーダーメイド型コンサルティングを提供し、企業にコンサルティング報告書を提示するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専門人材だけでなく全経連と協力して退職したCEOを活用した共同コンサルティングも施行している。

¹⁸ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

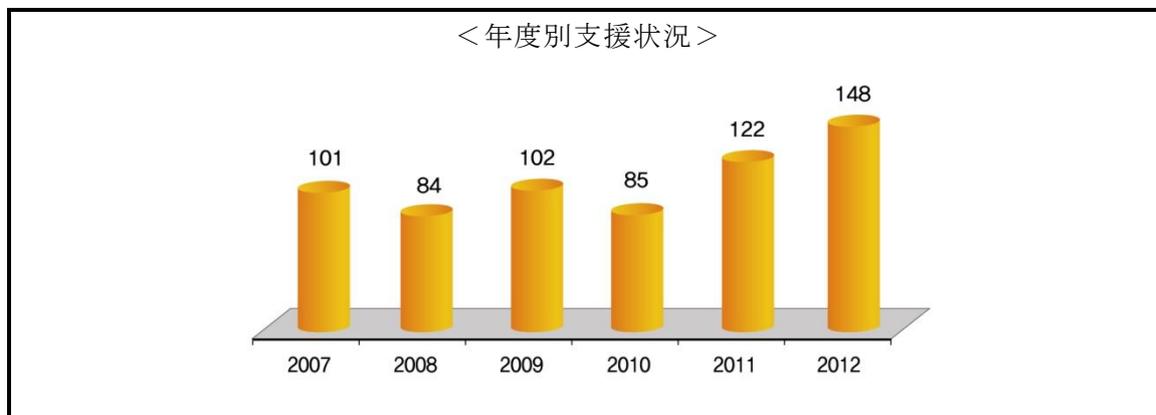
<図Ⅲ-2-2> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



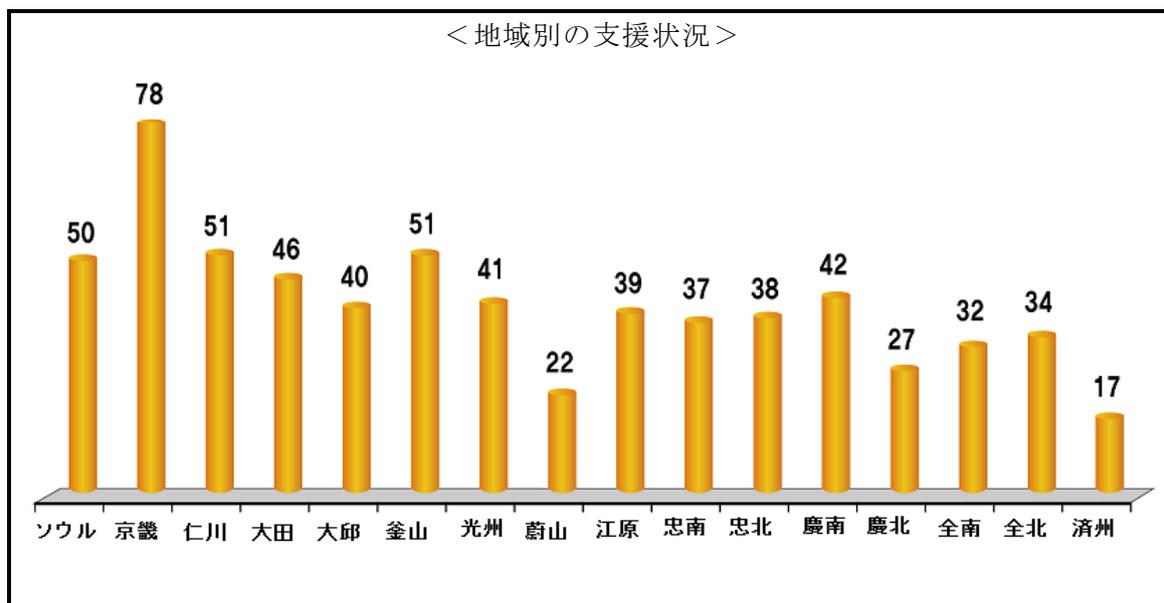
ロ. 推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2012年まで計640社余りの企業に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。

<図Ⅲ-2-3> 中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況



<図Ⅲ-2-4> 地域別の支援状況(2007～2012年)



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう、特許マップ及びIP経営戦略の提示を通じて知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れている。また、2012年には中小企業のIP経営を改善するために740件余りの具体的な実践方案を提示した。

<表Ⅲ-2-8> 2012年コンサルティングの主な内容及び分布

(単位：件、%)

| コンサルティングの主な内容 | 件数 | 構成比 |
|------------------------|----|------|
| ・ 地域センターの支援事業に対する案内 | 96 | 12.9 |
| ・ IP基礎相談 | 64 | 8.6 |
| ・ IP専門教育 | 50 | 6.7 |
| ・ IP情報調査(先行技術調査など) | 53 | 7.1 |
| ・ 保有IP管理(保有知財権の検討及び改善) | 69 | 9.3 |
| ・ IP経営戦略の樹立 | 47 | 6.3 |
| ・ 自社技術開発戦略 | 46 | 6.2 |
| ・ 競合社分析 | 72 | 9.7 |
| ・ ブランド競争力の強化 | 57 | 7.7 |

| | | |
|-------------------------|-----|------|
| ・ デザイン競争力の強化 | 57 | 7.7 |
| ・ 職務発明制度の案内及び導入 | 12 | 1.6 |
| ・ IP戦略及びポートフォリオ | 64 | 8.6 |
| ・ 営業秘密 | 4 | 0.5 |
| ・ 訴訟及び紛争対応 | 16 | 2.1 |
| ・ 他機関の支援事業に対する紹介及び連携、活用 | 28 | 3.8 |
| ・ その他(ブランド開発戦略など) | 9 | 1.2 |
| 合計 | 744 | 100% |

また、2012年度には各企業にこのような企業別実践方案を盛り込んだ知的財産経営のためのガイドを設けるため、コンサルティング結果を報告書の形態で作成した「知的財産経営コンサルティング報告書」を作成し、企業に知的財産経営を促した。

<図Ⅲ-2-5> IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例示)

| 環境分析 | | | |
|----------------|---|----------------|--|
| 外部環境分析 | | 内部環境分析 | |
| 技術 市場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 半導体、FPD,LEDなど国内半導体産業が市場をリードしており、持続的に拡大 ・ 0000の年平均海外市場成長率が9%に拡大 ・ 0000の年平均国内市場成長率が11.7%に拡大 | 一般 経営 状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年創業した企業で、1人代表体制 ・ 00大学創業インキュベーターセンター入居 ・ 特許6件、実用7件、商標5件、デザイン6件 ・ 2012年3月ベンチャー企業として指定される |
| 競合 社・ 製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マシンビジョン検査システムは産業全般に適用分野が拡大されつつあり、オーダーメイド型に製作して提供される ・ S/Wのみならず、カメラ、レン | IP 経営 状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年創業した企業で、IP経営事例に対する独自の分析でベンチマーク進行中 <p>※IP経営事例研究会の活動中</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | ズ及び照明、その他装備を一気に開発・製造・納品する形態 | | |
| IP | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年代初めから出願件数が増加 ・ C C(US)、DA P CORP(JP)、00電子(KR)などが積極的に出願 ・ LED照明制御技術、検査のためのプログラムなどに対するIPとして確保が必要 | <p>保有 IP 状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ LED光源分野の特許2件 ・ 0000分野の特許4件、実用7件など ・ 0000の特許1件など ・ 特許6件、実用7件、商標5件、デザイン6件 |
|  | | | |
| コンサルティング診断 | | | |
| SWOT分析 | | 解決課題 | |
| <p>▶ SO戦略(攻撃的な戦略)とWT戦略(防御的な戦略)を並行で推進</p> | | <p>▶ 選択と集中を通じた事業資金確保</p> <p>▶ IP組織設計</p> | |
|  | | | |
| コンサルティング設計 | | | |
| IP経営環境部門 | | 事業(技術及び製品)部門 | |
| <ul style="list-style-type: none"> - 現場の高級技術に対する技術諮問コンサルティングの提供を通じた一定収益の創出 - 0000に対する具体的な事業計画を講じて中小企業振興公団、技術保証基金などを通じて施設及び運転資金を確保 - IP組織設計よりは雇用支援センターなどを活用して博士級専門人材を確保し、持続的に技術開発を進め、IP事業化関連の地域関係機関のプログラムが活用できる行政業務人材を確保 | | <ul style="list-style-type: none"> - 0000に対する技術開発及びマーケティング戦略の構築 ※000地域のLED関連製造社に小型0000検査装置を広報し、海外優秀企業の製品との差別化戦略を構築 - マシンビジョン関連の技術分類別先行文献分析を通じた知財権の確保 ※0000関連の優秀なS/Wを活用できる機械装置に対する持続的な権利確保 - 0000、LED00システムに対する00技術移転センターとの協業を通じて技術移転を | |

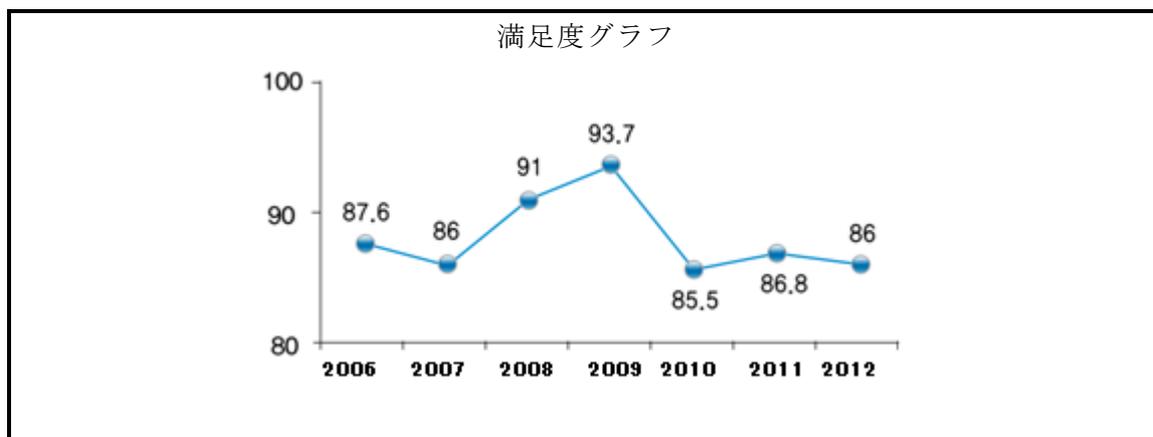
| | |
|--|----|
| | 推進 |
|--|----|

コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当者が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ．評価及び発展方向

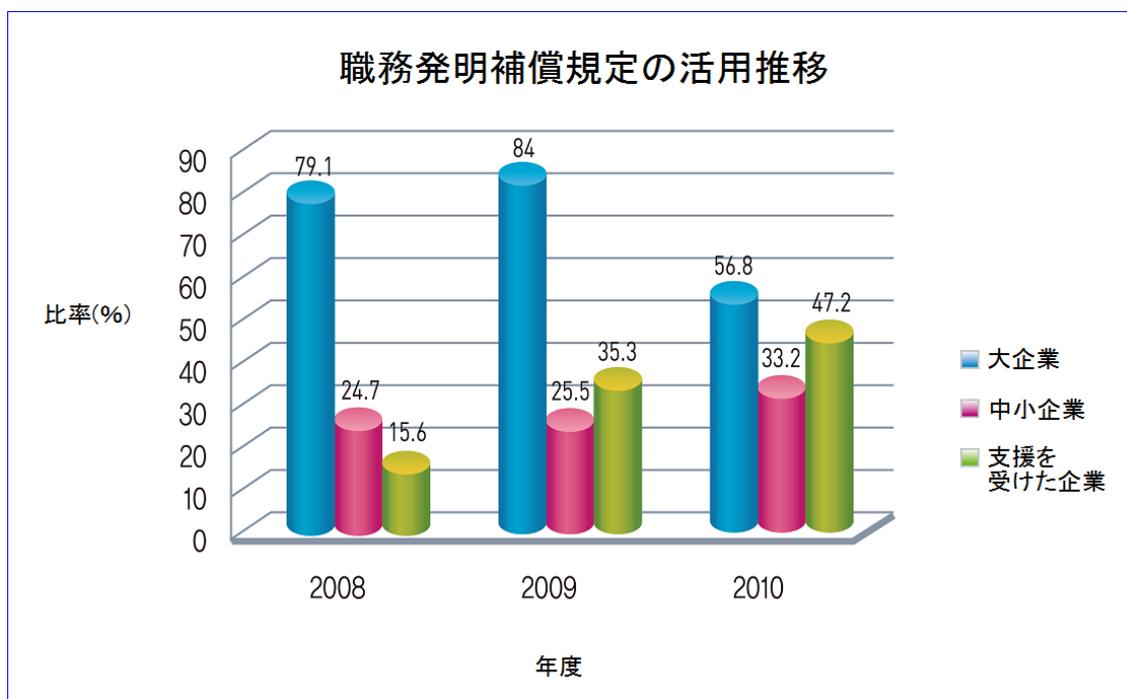
中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤作り支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティングの後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を行った結果、コンサルティングに対して高く評価していることが分かった。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると言える。但し、2010年からは完成度の高い知財経営コンサルティングを実行するため、満足度調査項目をさらに具体化・体系化して再設定を行った。また、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まっているため、前年比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は引き続き増加傾向にある。

＜図Ⅲ－2－6＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



中小企業知的財産経営コンサルティングを提供した企業を対象にした満足度調査の結果、絶対多数の中小企業経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用する計画があると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業の2010年末知的財産経営体系の中で企業の職務発明補償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明補償規定の活用状況を企業類型別に見ると大企業は27.2%Pの減少、一般中小企業は7.7%Pの小幅増加を記録したが、コンサルティング支援を受けた企業は11.9%Pの増加を記録した。また、企業の平均売上高及び雇用人材を見ても、2010年コンサルティングを受けた企業を対象にコンサルティング前後の平均売上高は34%、平均雇用人材は11.7%の増加を記録し、コンサルティングが企業の認識転換と経営体系の改善に貢献したことが分かる。

＜図Ⅲ－２－７＞企業類型別の職務発明補償規定の活用推移



その他にもパッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、優れた企業能力を備えた中小企業に対してIP経営基盤の強小企業として成長できるIPスター企業育成事業、国内中小企業の実情に適した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営全部門にわたって総合的な支援を受ける。これを通じて短期的には支援を受ける企業における知財権の懸案を解決することができるだけでなく、中長期ときにはIP経営戦略が立てられることから、企業の基礎体質の改善はもちろん、競争力の強化にも大きく役立つものと期待している。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許コンテスト展覧会での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングと連携支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

また、中小企業の知的財産に対する認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から事業化及び還流までワンストップ・トータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

<表Ⅲ-2-9> 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

| o 特許経営コンサルティング | |
|------------------|---|
| 特許経営一般 | <ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介 |
| 特許制度及び 出願戦略 | <ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析 |
| 特許情報の活用 | <ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供 |
| 特許紛争の対応 | <ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明 |
| 特許事業化及び 取引・評価 | <ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力) |
| 職務発明制度 | <ul style="list-style-type: none"> －改正された職務発明制度の紹介 －企業の職務発明褒賞規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導 |
| o ブランド経営コンサルティング | |
| ブランド経営 一般 | <ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む) |
| 商標制度及び 出願戦略 | <ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析 |

| | |
|------------------|---|
| 商標情報の活用 | <ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供 |
| 商標紛争の対応 | <ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介 |
| o デザイン経営コンサルティング | |
| デザイン経営 一般 | <ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む) |
| デザイン制度 及び出願戦略 | <ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析 |
| デザイン情報の 活用 | <ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供 |
| デザイン紛争の 対応 | <ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介 |

<図Ⅲ-2-8> 知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業CEOのインタビュー内容





의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케 이블 광고를 시작으로 지하철 광고, 나아가서는 메이저급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 전력을 기울여 시장에서 선두자리를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고의 기술을 사부하는 자국의 기술력에 안주하지 않고 다량 한 분야에 집중이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적 으로 전력을 기울일 것입니다.”

지난달 비치밀디블행사에 공식 후원사로 나선 것도 그러한 홍보 전략의 하나. 하반기에는 잡지 지면 광고를 비롯해, 케 이블 TV 5개 채널, 지하철, 태이머 키워드 광고 등 공격적 인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 접목, 전세계 제약업계에서 자리매김할 터

장식용 시장이 평행을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것은 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내 밑에 100% 만족 하는, 1등 제품이어야 한다'는 것이다.

"내가 만든 제품이 자신감이 있어야 국가는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습 니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이르면, 중소기업이지만 적을 비롯하여 씨엘관 23명 권의원은 우리 제품이 업계 1등 제 품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대 카가 주어져 있지 않아도 모두가 땀을 흘려 미래의 꿈을 위해 매진할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금 은 중소기업으로서 임할지만 회사 성장과 함께 삼삼 등 태

기업 못지않은 배우를 해줄 것을 약속하고 있습니다." 한편 인터뷰 말미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨 으로 활동한 장석준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 실질적인 중소 기업 육성 필요성에 대한 바라는 마음을 전했다.

"원래 시반중인 제품의 브랜드명이 에너블스입니다. 하지 만 처음에는 아이센스라는 브랜드로 등록을 했었지요. 그 인데 요개발 만에 '뭔가'가 나왔습니다. 포스퍼, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 남긴 손실은 물론 사업 일장에 도 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 증거지원처 중 컨설팅사업 에 참가하게 되었는때 급원력 지원과 더불어 관심 어린 도 움을 받으면서 제 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있 습니다. 모두가 중소기업 육성을 강조하지만 말로만 중 기 육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 진정 으로 중소기업에 도움이 되는 중 기 육성이 이루어졌으면 하는 바람입니다."

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내에서 비 즈니스와 함께 전배가 깊은 특심의 CEO, 장석준 사장. 그 는 이제껏 '돈을 찾아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, '단지 하고 싶은 일을 찾아서 최선을 다했다'라 고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 '가식성 필름 원천기술을 접목, 전 세계의 제약업계에 이를 하나를 남기겠다'는 꿈을 향해 전진하고 있다. 특심의 CEO, 장석준 사장이 그가 꿈꾼 '참 무오선'의 세계에서 마음껏 나래를 펼치기를... 기대한다.

문의 02-696-7007

3. 브랜드·디자인 가치의 향상

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 칸·미스ック

1. 推進背景及び概要

最近消費者ニーズの多様化によって価格、機能など伝統的な価値より差別化されたコンセプトとイメージ、デザインなどが消費者にとって製品選択における重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金の不足、権利化に対する認識不足などで独自のブランド、デザインなどを開発・使用するのが困難な状況である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%、2007Design Census、KIDP)

ブランド・デザイン価値向上事業はこのような要求を積極的に解決するために地域

中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年から始まった。

ロ. 推進内容及び成果

1)事業概要

ブランド・デザイン価値向上事業は地域中小企業にブランド・デザイン関連の専門コンサルティングを実施すると同時に、ブランドとデザインの開発を通じて知的財産権の創出、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域別の特性に適した事業を支援することで地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2012年度にはブランドで16の地方自治体、デザインで15の地方自治体とマッチングファンドを構成して事業を展開した。

<表Ⅲ-2-10>2012年ブランド・デザイン価値向上事業の内容

| 主要支援事業 | 内容 | 支援金額(1件当たり) | |
|--------|----------------|-------------------------------|--------------|
| ブランド | 国内出願費用支援 | 地域中小企業の国内権利化費用を支援 | 国内：25万ウォン以内 |
| | 国外出願費用支援 | 地域中小企業の国外権利化費用を支援 | 海外：250万ウォン以内 |
| | ブランド新規開発支援 | 優秀中小企業製品のブランド新規開発及び権利化を支援 | 2,500万ウォン以内 |
| | ブランドリニューアル開発支援 | 優秀中小企業製品のブランドリニューアル開発及び権利化を支援 | 2,000万ウォン以内 |
| | ブランド・デザイン融合支援 | 地域中小企業のブランド開発と包装デザインの連携支援 | 3,000万ウォン以内 |

| | | | |
|------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| | 非英語圏ブランド開発 | 非英語圏国家に進出する中小企業の現地語ブランド開発及び権利化を支援 | 4,000万ウォン以内 |
| | 社会的企業のブランド開発 | 社会的企業のブランド開発及び権利化を支援 | 2,500万ウォン以内 |
| デザイン | 国内出願費用支援 | 地域中小企業の国内権利化費用を支援 | 国内：35万ウォン以内 |
| | 国外出願費用支援 | 地域中小企業の国外権利化費用を支援 | 海外：280万ウォン以内 |
| | 製品デザイン開発 | 特許技術に対する製品デザインの開発及び権利化を支援 | 2,500万ウォン以内 |
| | 包装デザイン開発 | 出願商標に対する包装デザインの開発及び権利化のを援 | 1,500万ウォン以内 |
| | デザインマップ | 特許技術に対するデザインマップ開発を支援 | 1,500万ウォン以内 |
| | デザイン・特許融合支援 | 技術と連携したデザイン開発及び特許・デザインの権利化を支援 | 5,000万ウォン以内 |
| | 社会的企業のデザイン開発 | 社会的企業のデザイン開発及び権利化を支援 | 2,500万ウォン以内 |

<表Ⅲ-2-11> 2012年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域

(単位：億ウォン)

| 自治体 | 地域センター (事業運営機関) | 住所 | マッチング 金額 | | 備考 |
|-----|-----------------------------|-----------------------|-------------|------|---------------|
| | | | ブランド | デザイン | |
| ソウル | ソウル知識財産センター (ソウル産業通商振興院) | ソウル市麻浦区上岩洞DMC産学協力センター | 1.5 | - | ブランド |
| 京畿 | 京畿知識財産センター (京畿 テクノパーク) | 京畿安山市常緑区四三洞1271-11 | 1 | 1 | ブランド/ デザイン |
| | 京畿北部知識財産センター (京畿北部商工会議所) | 京畿議政府市新谷洞 801-1 | 1 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 仁川 | 仁川知識財産センター | 仁川市南洞区論峴洞447 | 2.5 | 2.5 | ブランド/ デザイン |

2011年度知的財産白書

| | | | | | |
|----|-----------------------------|----------------------|------|------|---------------|
| | (仁川商工会議所) | | | | |
| 江原 | 江原知識財産センター (江原道産業経済振興院) | 江原道原州市牛山洞405-29 | 2.5 | 2 | ブランド/ デザイン |
| 忠南 | 忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所) | 忠南天安市西北区仏堂洞492-3 | 1.5 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 大田 | 大田知識財産センター (大田テクノパーク) | 大田市儒城区長洞23-14 | 2.5 | 4 | ブランド/ デザイン |
| 忠北 | 忠北知識財産センター (清州商工会議所) | 清州市上党区北門路2街116-84 | 2.5 | 1.5 | ブランド/ デザイン |
| 釜山 | 釜山知識財産センター (釜山テクノパーク) | 釜山市沙上区巖弓洞山84-2 | 2.8 | 2 | ブランド/ デザイン |
| 蔚山 | 蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所) | 蔚山市南区トッジル路97番地 | 1.3 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 大邱 | 大邱知識財産センター (大邱商工会議所) | 大邱市東欧新川3洞107 | 2 | 1.5 | ブランド/ デザイン |
| 慶北 | 慶北知識財産センター (浦項商工会議所) | 慶北浦項市南区上島洞 10-2 | 1 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 慶南 | 慶南知識財産センター (昌原商工会議所) | 慶南昌原市義昌区中央路98 | 1 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 全南 | 全南知識財産センター (木浦商工会議所) | 全南木浦市中東2街1番地 | 3 | 1.25 | ブランド/ デザイン |
| 光州 | 光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支部) | 光州市光山区道泉洞621-15 | 1 | 1.5 | ブランド/ デザイン |
| 全北 | 全北知識財産センター (全州商工会議所) | 全北全州市完山区電動2街 | 1.5 | 1 | ブランド/ デザイン |
| 済州 | 済州知識財産センター (済州商工会議所) | 済州道済州市道南洞市民福祉 タウン | 1.25 | 1 | ブランド/ デザイン |

ブランド・デザイン価値向上事業は大きく①ブランド・デザイン経営分析及びコン

サルティングサービスの提供、②地域中小企業のブランド・デザイン開発支援に分けられる。既存のブランド・デザインスター企業育成事業は2011年から廃止され、IPスター企業育成事業に統合された。

IPスター企業育成事業は地域の中小企業がIP強小企業として生まれ変わるように特許、ブランド、デザインを統合的に選定・支援する方式に変更された。

ハ．推進内容

地域ブランド・デザイン価値向上事業は大きくブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。

地域ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域に良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。2012年末現在全国17の広域自治体にブランドコンサルタント、デザインコンサルタントが各々17人ずつ採用されて勤務している。

＜表Ⅲ－２－１２＞2012年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

| 地域 | ソウル | 京畿 | 京畿北部 | 仁川 | 江原 | 忠南 | 大田 | 忠北 | 釜山 | 蔚山 | 大邱 | 慶北 | 慶南 | 全南 | 光州 | 全北 | 済州 | 計 |
|------|-----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ブランド | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 17 |
| デザイン | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 17 |

ブランド・デザインコンサルティングはブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域の中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願費用の支援などを含めている。

2012年に17の広域センターでブランド経営コンサルティング3,100件、出願費用支援2,168件が支援された。デザインの場合、ソウルを除く16のセンターでデザイン経営コンサルティング2,513件、出願費用支援1,178件が支援された。

＜表Ⅲ－２－１３＞2012年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況

| 区分 | 主要支援事業 | ソウル | 京畿 | 京畿北部 | 仁川 | 江原 | 忠南 | 大田 | 忠北 | 釜山 | 蔚山 | 大邱 | 慶北 | 慶南 | 全南 | 光州 | 全北 | 済州 | 計 |
|------|------------|-----|----|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|-------|----|
| ブランド | 出願費用支援 | 192 | 82 | 154 | 269 | 68 | 134 | 139 | 188 | 155 | 119 | 102 | 6065 | 139 | 90 | 101 | 111 | 2,168 | |
| | ブランド新規 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 4 | 3 | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | 3 | 2 | 4 | 2 | 46 |
| | ブランドリニューアル | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 6 | 5 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | - | 2 | 3 | 43 |
| | 非英語圏ブランド | 2 | - | - | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | - | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 20 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | ブランド・デザイン融合 | - | - | - | 1 | - | - | 2 | 3 | 2 | - | - | - | - | 8 | - | - | - | 16 |
| | 社会的企業ブランド | 1 | - | - | 1 | 3 | - | - | 1 | 3 | 2 | 2 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 18 |
| デザイン | 出願費用支援 | - | 52 | 152 | 134 | 52 | 41 | 123 | 99 | 82 | 61 | 89 | 48 | 47 | 56 | 69 | 28 | 45 | 1,178 |
| | 製品デザイン開発 | - | 2 | 2 | 7 | 5 | 1 | 8 | 4 | 6 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 5 | 4 | 2 | 59 |
| | 包装デザイン開発 | - | 2 | 2 | 2 | 6 | 19 | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 3 | 4 | 10 | 2 | 3 | 69 |
| | デザインマップ | - | 2 | - | 1 | 1 | - | 4 | 1 | 1 | 1 | 2 | - | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 19 |
| | デザイン・特許融合 | - | - | - | 2 | 1 | - | 2 | 1 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | 8 |
| | 社会的企業デザイン | - | - | - | 2 | 1 | - | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 |
| | 合計 | 199 | 144 | 314 | 427 | 147 | 203 | 294 | 305 | 261 | 193 | 210 | 118 | 122 | 220 | 180 | 144 | 169 | 3,650 |

2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、今年は計89件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を保有する企業には製品デザインを、出願された商標を保有する企業には包装デザインの開発・権利化を支援する事業であり、今年は計128件を支援した。2012年には既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。

デザインマップは特許技術を保有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、2012年計19件を支援した。

2012年には既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。

ブランド分野では支援成果を最大化するとともに企業の活用率を高めるため、ブランド開発と包装デザインの開発を連携するブランドー包装デザイン開発事業を始めて展開し、計16社を支援した。

デザイン開発分野では既存の外観中心のデザイン開発から脱し、技術と連携されたデザイン開発を支援するため2012年パイロット事業としてデザイン・特許融合支援事業を展開した。9.4：1の高い競争率を記録し、計8件を支援した。

また、知的財産支援から疎外されやすい社会的企業のブランド・デザイン開発に向けた支援事業も2011年パイロット事業を基点に2012年には全国に拡大・実施した。今年度はブランド開発18件、デザイン開発6件を進行した。

<表Ⅲ-2-14>2012年地域ブランド事業支援企業の状況

| センター | 企業名 |
|------|--|
| ソウル | INBair、DECORAMA、Calcutta Communication、Naroo CEM、SUDOプレミ アムエンジニアリング、Pharmsville |
| 京畿 | KRエコスター、COMWINS、Mamirobot、ディライト |
| 京畿北部 | バンド産業、GFS、グッドセンス、Suspharm |
| 仁川 | KOFUS、ファンセンバイオ、Hains、Jinhan工業、ヒョシンテック、コルレ スン、金剛オートテック、ハンウルソリ、Dogtra、ビューティプロモーショ ンス |
| 江原 | Caretek、チャム農園、Green&sun、Nanointech、テヨンメディカル、Hatti、 アイエムヘルスケア、ボックドンアリ営農組合、Spatech、Nonamegi、イジ ヤン、シンファマウル営農組合法人、ソニックワールド |
| 忠南 | S&Bフード、ネポマッゴリ、ctnetworks、未来エネルギー技術、チョグァン |

| | |
|----|--|
| | Hitech、農業会社法人ユチャン、PROCARE、Worldway |
| 大田 | ジュシン、DAEDUCK Lab.co、BBC、THE NINE COLOR Inc.、レディジョ、OVIUS、CHC Lab、Micobiomed、System DnD、DAOOM COSTECH、Conejewely、WON TECHNOLOGY、ハンミスイス光学 |
| 忠南 | SPOLYTECH、KOSIBIO、韓国機械、TNP、ドンファ、FMエクテック、COSIBIO、麦芽糖、パワーラップ、フランシスコの家 |
| 釜山 | キジャンサラムドゥル、創作生活、ヨンガン精密、CSM TECH、LIOELE、TECHUNION、GREEN SOLUTION、SJ商社、親環境資源開発推進委員会、ビス、エコマイン |
| 蔚山 | 韓国モールド、ソンウォン機工、NEOEN、POSCHEM、未来を切り開く人々、蔚山クジラ、デド機械 |
| 大邱 | 慶北光油、POONGKUK麺、ドンウCM、セヤン、クァンミョン通商、イガ、ヨンブン物産、ユニワールド、Dodream、ソンジン通商、FREE&MEZIS |
| 慶北 | Macsumsuk GM、ナチュラルC&F、カンウォン産業、ドンゴン化学、ビョンジュ農資材 |
| 慶南 | セゾン化学、ファインケミカル、THE BINU、DAEWANG |
| 全南 | (株)エステイ、Human IT Solution、DONGUINARA、TOPSUN、Healthpace、デスップマルグン営農組合法人、茶山文化振興院コンセミ、GAVO Pharmaceuticals、ミガ食品営農組合法人、エコ産業、デュアルライフ、ヒョンジン企業、自然と未来、兄弟水産営魚組合法人、Zivonコスメティック、グロリア水産、海南自然農業営農組合 |
| 光州 | Hummer、OPTO POWER、オウルリム、RUMEコリア |
| 全北 | マイハーブ、HM環境、プロモテック、アリエコ、ISP、バイハーブ、GLONM、ACT |
| 済州 | 済州天地淵肉加工組合、農業会社法人JADAM、青龍水産、営魚組合法人JEIN、農業会社ポップインドダム、イルベウムタ、テリム商社 |

<表Ⅲ-2-15>2012年地域デザイン事業支援企業の状況

| センター | 企業名 |
|------|-----|
|------|-----|

| | |
|------|---|
| 京畿 | テピョンLeisure Motor、BAUTECH、CEBIAN、OPENSTACK、KOVISスポーツ、イルジンハイテック |
| 京畿北部 | DGI、DAOTECH、コナ、ジャヨン |
| 仁川 | GRENTECH、INKELPA、C&L、RTECH、ELIVISION、ジンハン工業、MISOBIN、YOUSUNG械電、HAINS、コンセアルシェアリングセンター、イェリムイルタ、S&B、HDC |
| 江原 | DAEKYOUNG産業、HYUN MEDICS、LSLシステムズ、ソフンメカテック、ソニックワールド、メガメティカル、東海食品、Hatti、ファクションバイオテック、屏内里婦女会、シンファマウル営農組合法人、IMヘルスケア |
| 忠南 | HANBAEK SYSTEM、Yitzhak、モデゥンスキン、クンゴル営農組合法人、反すテック、SMARTEZ、サムウテック、WITAヨン、ボンドック陶磁器、韓国ドラジ、キムジョンギョ自然健康営農組合法人、ウリ生命科学、TNB、CHUNGJIKY、テコリア製菓、未来CNC、ドンウFNC、ビョクソンジェ伝統市、ジュウオン有機農営農組合法人、アロマニューテック |
| 大田 | OMICISIS、ジウ、韓国書誌研究所、アドニア、KNTECH、MPWIZ、JKスポーツ、サムホ精密機械、UNOCOS、HAETIP FOOD、OVIUS、BIONUTRIGEN、GREEN TECH、幸せな職場事業団 |
| 忠南 | マトゥMCS、FOOD ENERGY、ジョウンパンプ、POLYTECH、KKAMAJONG、SMエアテクノロジー、ドンソコンクリート、ソドン |
| 釜山 | サムチャンSC、ILHUNG、SUNコーポレーション、ソンボ電気工業、NEX-D、ハンジ、現代ENTEC、ゴルフスカイ、スンイン食品、ヘオルムバイオ、RMNエコ、釜山産業障害人協会(SJ商社)、ソンジェハイテック |
| 蔚山 | ネット、ドンシン産業、ドンソハイテック、ジョウンチング、ナムジョン |
| 大邱 | MYUNG-IL FOAMTEC、韓国LAB、セヤン、セシン精密、ティモ、デドン工業、ドミニク、現代機電 |
| 慶北 | MEGAGENインプラント、WISCOHITEC、GT TELECOM、ビョンジュ農資材、カンウォン産業 |
| 慶南 | ANT、COZYTEC、タコ、ボムハン産業、GLBIO、COM |
| 全南 | SEON ENTEC、エスティ、ハンソンSTEEL、テピョン塩、153食品、BM生 |

| | |
|----|--|
| | 命工学研究所、DASO食品 |
| 光州 | Hummer、ネクストウォン、東洋ハイテック産業、セマンテック、OPTO POWER、ALGOR KOREA、UNIQUEMEDICARE、Vision Mecca Tech、ニューピア、ソソピパム、SOS、RUMEコリア、GNTTEC、テックスワーク、トマト |
| 全北 | VINATEC、クムソン産業、NANOFOCUSRAY、DICSVISION、DAEDOOFOOD、SEGI総合環境 |
| 済州 | DAEIL CM、ジェラジンコリア、テリム商社、タムナモ、済州耽羅SEAFOOD営魚組合法人 |

その他にも地域中小企業のブランド・デザイン経営に対する認識を高めるため、関係機関との協力を通じたマーケティング支援、地域単位の公募展、知財権アカデミー、地域デザインコンファレンスなどのイベントを展開している。

ハ. 評価及び発展方向

ブランド・デザイン価値向上事業はブランド・デザイン開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い知財権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。

今後は出願費用支援など単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドを高めるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知財権創出のための融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド・デザイン価値向上事業の支援効果が高まると期待している。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 カン・ミスック

イ. 推進背景及び概要

最近新興市場として浮上している中東、南米など非英語圏に進出しようとする中小企業のニーズが高まっている。非英語圏国家に進出する際、進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトやイメージの構築が容易で、販路開拓などシナジー効果が期待できる。

しかし、中小企業が進出国家の社会的・文化的な特性と現地語の特性(発音、意味など)を考慮して直接ブランドを開発するのは容易ではない。このような問題を解決するため、2008年から進出国家に適したオーダーメイド型ブランドを開発して提供している。また、徹底した現地調査と企業状況分析などを基にブランド開発を行っているため、事業に対する参加度や満足度は高い方である。

2008年パイロット事業を始めに、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。

ロ. 推進内容及び成果

2012年度には申請企業97社のうち20社を選定して支援した。支援国家別の分布を見ると、中国12件、アラブ4件、日本1件、ロシア1件、イタリア1件、ドイツ1件であった。同事業は現地での事業がスムーズに行われるように現地における権利化までもに支援しているため、支援企業20社は現地出願完了または現地出願を進行中である。

また、事業を推進する前に中小企業事業説明会を通じて事業に加しようとする事業

参加者(遂行社)の理解を深める一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

同事業はターゲットにしている市場で効果的に対応するため特定言語圏国家に限定したブランドコンサルティング、ブランド戦略の樹立(現地市場及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略の樹立及びネーミング開発など)及びデザイン開発(デザイン開発戦略の樹立及び基本デザイン開発など)を支援している。

また、現地国家での出願及び事後ブランド教育なども推進して実質的なオーダーメイド型ブランド開発が行われるよう取り組んでいる。

同時に、事業遂行社と支援中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう、直接的なコミュニケーションが行われる体系を構築させている。

<表Ⅲ-2-16>非英語圏ブランドの開発状況

| NO | 企業名 | 進出品目 | 進出国 | 開発前 | 開発後 |
|----|-------------------|------------|-----|--|---|
| 1 | DOGTRA | 動物訓練機 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]音読みと訓読みを同時に満足 [デザイン]既存ブランドのアイデンティティに合わせたブランド | |
| 2 | Beauty Promotions | ネイルアート美容製品 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]ネイル形態の6段階と2段階のエッセンスを表現 [デザイン]6+2の専門性+女性的なモチーフ(花)を表現 | |

| | | | | | |
|---|----------------|------------------|-----|--|---|
| 3 | DAEWANG | かつお節 関連製品 | ドイツ |  |  |
| | | | | [ネーミング]アジアの味を感じさせるオリエンタルシーズニング [デザイン]魚の形状をカジュアルでモダンな感じでシンボル化 | |
| 4 | ワールドウェイ | 健康食品 | アラブ |  |  |
| | | | | [ネーミング]人々に健康で豊かな生活を提供 [デザイン]「コクーン」を通じた美しさ、若さを表現 | |
| 5 | Won Technology | レーザー脱毛 治療器 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]黒い髪の毛が再び堂々と生えてくる [デザイン]髪の毛の形をポイントとして適用することで変化を与える | |
| 6 | HANMI SWISS 光学 | 眼鏡レンズ | アラブ |  |  |
| | | | | [ネーミング]明るい世界からの招待 [デザイン]トレンドに合わせてワードマークで簡潔な図形配置 | |
| 7 | POWER WRAP | 植物包装用 PVC ラップ | アラブ |  |  |

| | | | | | |
|----|--------------------------|------------------|------|--|---|
| | | | | [ネーミング]鮮度を守るラップ [デザイン]「新鮮」というラップの属性を盛り込んだデザイン | |
| 8 | テリム商社 | ひじき、カジメチップ、干しわかめ | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]クリーン済州で伝わる味 [デザイン]英文 BI のコンセプトと意味を中文で表現 | |
| 9 | Pharmsville | 健康機能食品 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]健康、幸せ、健康の力などポジティブな意味 [デザイン]既存のシンボルの洗練化及びりんごの木の強い連想力 | |
| 10 | SUDO PREMIUM ENGINEERING | 凍結防止バルブ | イタリア |  |  |
| | | | | [ネーミング]凍結防止機能を直接に表現 [デザイン]水道管に装着される製品の特徴を表現 | |
| 11 | DAEDO 機械 | プラント塗装設備 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]技術が大きく成長するという二重の意味 [デザイン]差別化された A 級技術が世界に進出 | |
| 12 | ソニックワールド | 音波動揺法運動機器 | 中国 |  |  |

| | | | | | |
|----|------------|------------------|-----|--|---|
| | | | | <p>[ネーミング]製品を通じてより煌く自分自身を作る</p> <p>[デザイン]シンプルなワードマークが施された波長形態を表現</p> | |
| 13 | グロリア水産 | 干しアワビ、干しナマコ | 中国 | - |  |
| | | | | <p>[ネーミング]総合食品ブランドイメージを表現</p> <p>[デザイン]韓国の「韓」の字をモチーフにエンブレム機能をつける</p> | |
| 14 | 海南自然農業営農組合 | 豆類加工食品 | 中国 | - |  |
| | | | | <p>[ネーミング]「発酵させた豆」の意味、韓国的なイメージを伝える</p> <p>[デザイン]豆発酵製品に新しい風を吹き込む、ウェルビーイングをリード</p> | |
| 15 | ACT | 脱臭剤 | 日本 | - |  |
| | | | | <p>[ネーミング]空気を綺麗にするミツバチ</p> <p>[デザイン]最高の脱臭剤を意味するミツバチのキャラクター</p> | |
| 16 | RUME コリア | ファッション靴、レインコートなど | ロシア |  |  |
| | | | | <p>[ネーミング]製品の独特なイメージを伝える</p> <p>[デザイン]独特な図形によって個性のある異国的イメージ</p> | |

| | | | | | |
|----|----------------|------------------|-----|--|---|
| 17 | BIS | 口腔用品、 医療用品 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]家族の歯の健康を守る製品 [デザイン]爽快な口腔清潔のイメージを強調 | |
| 18 | エコマイン | シャンプー、 トニックなど | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]いつも輝く髪の毛 [デザイン]豊かな髪の毛を仕上げ、環境にやさしい | |
| 19 | ソンジン通商 | 生地染色、 加工 | アラブ | - |  |
| | | | | [ネーミング]世界を包むという意味 [デザイン]シンプルで洗練した感じの繊維ブランドイメージを強化 | |
| 20 | Free and Mezis | 女性衣類 | 中国 |  |  |
| | | | | [ネーミング]幸せな女性の洋服を意味 [デザイン]信頼感とともにゴージャスなキャリアウーマンを表現 | |

ハ. 評価及び発展方向

現地に適したブランド開発を通じて独自のコンセプトとイメージを構築することで、大企業と差別化された戦略で現地市場に進出するきっかけを作り、それを基に販路開拓及び売上上昇につながるように実質的な支援を行うことが同事業の大きな意義と言える。

また、単なるブランド開発に止まらず、現地における権利化まで支援することで、新規ブランドを企業の資産として成長させるなど、企業のブランド価値を高めることにも寄与している。

今後は支援企業が開発されたブランドを持続的に活用できるように関連教育を含め、事後管理を強化する予定である。

そして、主な成果を中心とする広報を強化することで認知度を高め、地域企業の事業への参加拡大を誘導する計画である。また、より充実した事業に発展させるため関係機関との協力などを通じて事業化連携方案も模索する予定である。

中小企業の新興市場進出による需要増加によって、同事業に対するニーズも増える予想されるので、持続的に予算を拡大するように努める予定である。進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施した後、調査結果を分析してフィードバックを行うことで、ブランド競争力を確保するために持続的に努力を傾ける計画である。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・イルサム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2012年12月末現在、全国に31の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権サポーターズの運営、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させた。そこで、地域知識財産センター運営事業の目標は地域の発明ムードを作り、知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることである。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティ

ングサービスと総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域知的財産権サポーターズ、地域住民の知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2012年には特許情報提供10,304件、特許事業化相談2,891件、ブランド相談3,203件、デザイン相談2,529件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを23回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に201回の出前知財権教育を実施し、91.1点という高い満足度点数を獲得した。

軍の知財権認識を高めるため2006年陸軍からスタートした軍兵士の知財権教育は2011年には陸軍、空軍、海軍の三軍に拡大して教育を行い、2012年には47の部隊を対象に計174回の教育を実施し、1,111件のアイデアを発掘した。

このように地域知識財産センターは知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで地域知財権の創出・活用を促進し、地域の経済活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進することで、地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

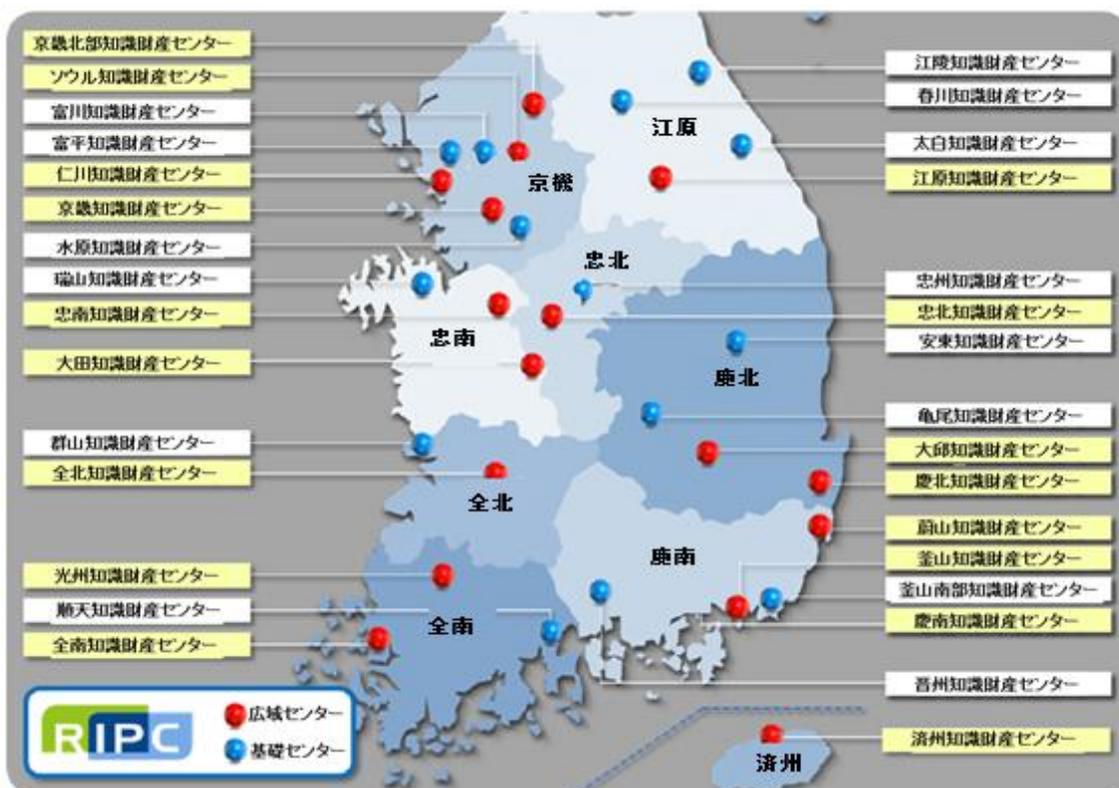
ハ．評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤中小企業の支援拠点として育成する計画であり、そのために自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、企業オーダーメイド型知的財産戦略の樹立を支援するとともに地域知識財産センター専門担当人材の知的財産専門能力を高めるために年間専門教育プログラムを編成し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。

特に、2013年センター成果評価では自治体の参加を保障し、責任経営指標を新設・補完するなどセンターの責任経営確保及び効率的な管理監督機能を持続的に強化する予定である。

<図Ⅲ-2-9> 地域知識財産センターの状況



<表Ⅲ-2-17> 地域知識財産センターの設置運営状況

| No | センター名 | 運営機関 | 連絡先 | 登録(設置)日 | 住所 |
|----|--------------|-------------|--------------|---------|--------------|
| 1 | 釜山南部知識財産センター | 韓国発明振興会釜山支部 | 051)645-9684 | 2000.2 | 釜山市南区門岾3洞243 |

2011年度知的財産白書

| | | | | | |
|----|------------|---------------|--------------|---------|-----------------------------------|
| 2 | 大邱知識財産センター | 大邱商工会議所 | 053)242-8081 | 2000.2 | 大邱市東区新川3洞107 |
| 3 | 仁川知識財産センター | 仁川商工会議所 | 032)810-2838 | 2000.2 | 仁川市南東区論峴洞447 |
| 4 | 光州知識財産センター | 韓国発明振興会光州支部 | 062)954-3841 | 2000.2 | 光州光山区道泉洞621-15 |
| 5 | 蔚山知識財産センター | 蔚山商工会議所 | 052)228-3083 | 2000.2 | 蔚山市南区新亭3洞589-1 |
| 6 | 水原知識財産センター | 水原商工会議所 | 031)244-3453 | 2000.2 | 京畿道水原市長安区亭子2洞80-17 |
| 7 | 春川知識財産センター | 韓国発明振興会江原支部 | 033)258-6580 | 2000.2 | 江原道春川市後坪洞198-25 |
| 8 | 忠北知識財産センター | 清州商工会議所 | 043)254-4281 | 2000.2 | 忠北清州市上党区北門路2街116-84 |
| 9 | 忠南知識財産センター | 忠南北部商工会議所 | 041)556-7131 | 2000.2 | 忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地 |
| 10 | 亀尾知識財産センター | 亀尾商工会議所 | 054)454-6601 | 2000.2 | 慶北亀尾市松亭洞454 |
| 11 | 慶北知識財産センター | 浦港商工会議所 | 054)274-2233 | 2000.2 | 慶北浦港市南区上道洞10-2 |
| 12 | 全北知識財産センター | 全州商工会議所 | 063)288-3013 | 2000.2 | 全北全州市完山区前洞 2 街140-11 |
| 13 | 順天知識財産センター | 順天・光陽商工会議所 | 061)741-5511 | 2000.2 | 全南順川市長泉洞58-2 |
| 14 | 濟州知識財産センター | 濟州商工会議所 | 064)757-2164 | 2000.2 | 濟州市道南洞市民福祉タウン4B 1L |
| 15 | 慶南知識財産センター | 昌原商工会議所 | 055)283-0608 | 2001.7 | 慶南昌原市新月洞97-6 |
| 16 | 江原知識財産センター | 江原道中小企業支援センター | 033)749-3310 | 2001.7 | 江原道原州市牛山洞405-29 |
| 17 | 晋州知識財産センター | 晋州商工会議所 | 055)753-0411 | 2001.12 | 慶南晋州市上大洞341-3 |
| 18 | 富平知識財産センター | 仁川広域市富平図書館 | 032)512-8023 | 2003.1 | 仁川市富平区十井洞186-454 |
| 19 | 釜山知識財産センター | 釜山テクノパーク | 051)974-9066 | 2003.3 | 釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号 |
| 20 | 京畿知識財産センター | 京畿テクノパーク | 031)500-3030 | 2003.10 | 京畿道安山市常緑区四1洞1271-11 |
| 21 | 大田知識財産センター | 大田テクノパーク | 042)867-4002 | 2003.10 | 大田市儒城区長洞23-14 |
| 22 | 江陵知識財産センター | 江陵商工会議所 | 033)643-4411 | 2003.10 | 江原道江陵市校2洞349-2 |
| 23 | 忠州知識財産センター | 忠州商工会議所 | 043)843-7002 | 2005.7 | 忠北忠州市文化洞562番地 |
| 24 | 富川知識財産センター | 富川産業振興財団 | 032)621-2082 | 2005.7 | 京畿道富川市遠美区若大洞198 |
| 25 | 全南知識財産センター | 木浦商工会議所 | 061)242-8581 | 2005.7 | 全南務安郡三郷邑五龍3 |
| 26 | 安東知識財産センター | 安東商工会議所 | 054)859-3090 | 2005.11 | 慶北安東市雲興洞300-6 |
| 27 | 瑞山知識財産センター | 忠南西部商工会議所 | 041)663-3063 | 2005.11 | 忠南瑞山市邑内洞114-1 |
| 28 | 太白知識財産センター | 太白商工会議所 | 033)552-5555 | 2005.11 | 江原道太白市黄池洞264-6 |

| | | | | | |
|----|--------------|-------------|---------------|--------|-------------------------------------|
| 29 | ソウル知識財産センター | ソウル産業通商振興院 | 02)380-3640 | 2009.3 | ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F |
| 30 | 京畿北部知識財産センター | 京畿北部商工会議所 | 031) 853-7431 | 2010.2 | 京畿道議政府新谷洞801-1 |
| 31 | 群山知識財産センター | 韓国発明振興会群山支部 | 063)471-1284 | 2011.3 | 全北群山市箕筈島洞515-1 |

2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 パク・ヤンギル

イ. 地域的財産フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び地域内知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的展開している。特に、2012年には忠北、全南、大邱など系8つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策決定者及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法など議論する場を設けた。

2) 推進内容及び成果

地域知的財産巡回フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市で初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も複数の自治体で知的財産条例が制定され、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知的財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹

立が義務付けられたことを受け、2012年フォーラムは自治体長、国会議員、市議会議員、大学総長、地域経済CEOなど地域のリーダーが知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。その場で特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携させた知的財産戦略方向をともに議論して悩む機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。江原道と蔚山市では知的財産専担機関と専担チームを作ると約束してそれを推進している。また、京畿道は削減された知的財産予算を復活させた。

＜表Ⅲ－2－18＞2012年地域知的財産フォーラムの開催日程

| 知育 | 開催時期 | 主要出席者 | フォーラムのテーマ | 備考 |
|----|-----------|--------------------------|----------------------------|------------------------|
| 江原 | 8. 30(木) | 江原道知事、原州市長、イ・ガンフ議員など | 国家 IP 戦略の推進による中央政府及び自治体の役割 | 江原 IP フェスティバルイベントと同時開催 |
| 忠北 | 9. 5(水) | 忠北副知事、清州商工会議所所長など | IP 強小企業の育成に向けた政策方案 | 地域知識財産センター長懇談会 |
| 蔚山 | 9. 20(木) | 蔚山市長、市議会議員、イ・チェイック議員など | 特許技術取引の促進及び活性化 | IP スター企業懇談会 |
| 全北 | 10. 18(木) | 全北道知事、チョン・ジョンフェ議員、全州市長など | 戦略産業と IP 融合を通じた地域発展戦略 | 戦略産業(炭素素材)群企業製品の展示会 |
| 京畿 | 10. 26(金) | 京畿副知事、京畿 TP 院長など | 基礎自治体単位の知的財産支援ネットワークの構築 | 京畿発明コンテストと連携 |
| 大邱 | 10. 30(火) | 大邱市長、慶一大総長、大邱商工会議所会長など | IP 活性化を通じた産業発展方案 | 大学教授など学会関係者の懇談会 |
| 全南 | 11. 22(木) | 全南副知事、チュ・ヨンスン議員、木浦大総長など | 知的財産基盤地元産業育成戦略 | 地元産業関係者懇談会 |
| 釜山 | 11. 23(金) | 釜山市副市長、市議会副議長、釜慶大総長など | 地域 IP 振興のための政府と自治体協力方案 | 知的財産才能シェアリング成果報告会 |

＜図Ⅲ－2－10＞マスコミ報道を通じた知的財産に対する認識向上



3) 評価及び発展方向

特許庁の小さな変化と努力に地方自治体が反応した結果、2012年は地域知的財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産政策を連携し始めた意義深い一年であったと言える。2013年からは2012年のフォーラム成果を他広域市道のみならず、基礎自治体まで拡散させる同時に、フォーラム形式をトークコンサートなどで多様化し、参加者の範囲を拡大する予定である。このような活動を通じて中央政府と地方自治体が知的財産のビジョンと戦略を立て直して実行を体系化すると同時に、国民個人が知的財産を充分理解して活用できるようにすることで、創造経済に貢献できると期待している。

ロ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産の裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2012年の1年間自治体公務員を対象に計47回(2,477人)の「公務員教育」を実施し、一般人・大学生を対象に創業及び認識教育を主とする「一般教育」を計369回(1,419人

が参加)を実施し、初・中・高の学生を対象に知的財産に対する関心と興味を呼び起こす「集中教育」を計359回(平均3.2時間)実施した。また、計201社の中小企業を直接訪問して企業現場に必要なオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を実施したが、特に2006年～2010年まで陸軍だけを対象に実施していた「軍兵士教育」を2011年から全軍に拡大・実施している。このように地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野拡大を図ってきた。

＜表Ⅲ－2－19＞出前知財権教育の状況

| 区分 | 計 | 2011 | 2012 | 2013(計画) |
|------|--------|-------|-------|----------|
| 教育回数 | 634 | 176 | 201 | 257 |
| 受講者数 | 13,107 | 3,780 | 4,157 | 5,170 |

＜表Ⅲ－2－20＞軍兵士向け知財権教育の状況

| 区分 | | 計 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 部隊数 | 136 | 1 | 4 | 8 | 13 | 23 | 37 | 50 |
| | 教育人数 | 27,491 | 600 | 3,930 | 1,676 | 5,546 | 4,496 | 4,297 | 6,946 |
| 陸軍部隊数 | | 101 | 1 | 4 | 8 | 13 | 23 | 23 | 29 |
| 空軍部隊数 | | 17 | - | - | - | - | - | 10 | 7 |
| 海軍部隊数 | | 18 | - | - | - | - | - | 4 | 14 |

3)評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるため、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

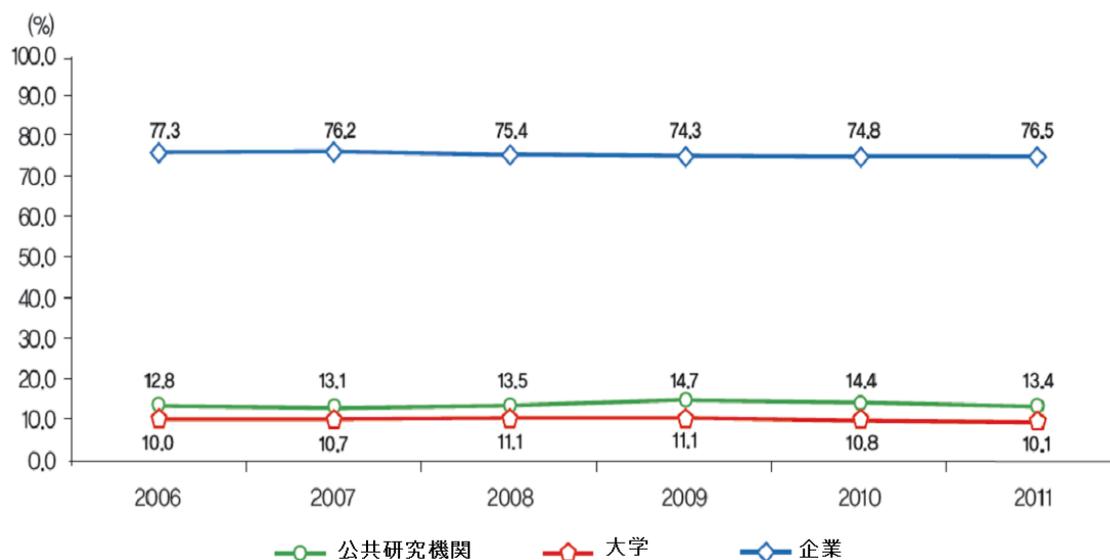
1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

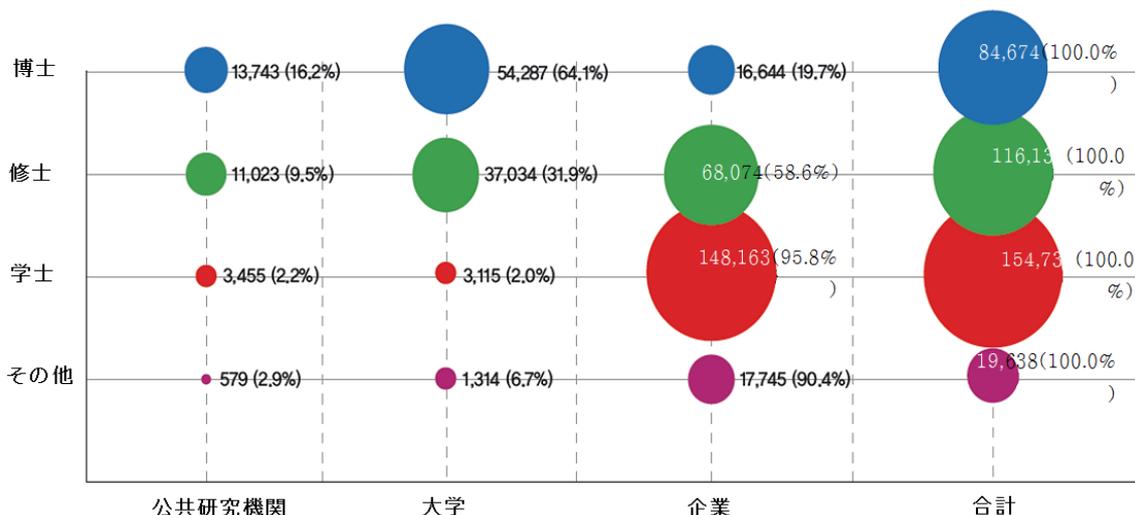
知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2011年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(49.8兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の23.5%を占め、博士級研究人材の80.3%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

<図Ⅲ-3-1> 韓国主体別研究開発費の比重(2011)



<図Ⅲ-3-2> 韓国主体別・学位別の研究員分布(2011)



* 出処：2011年度研究開発活動調査報告書(国科委・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が求められる。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵(権利消滅)されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同で対応して、ノウハウの共有と成果の拡散のために大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

2. 特許管理専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.32%で米国の4.06%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

＜表Ⅲ－3－1＞主要指標の国家間比較

| | 韓国 | | | 米国 | | | カナダ | EU | 日本 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|--------|------------------------|---------------------|
| | 大学 | 研究所 | 計 | 大学 | 研究所 | 計 | 大学・研究所 | 大学・研究所 | 大学 |
| 技術移転・事業化専担及び支援人材(人)* | 4.55 | 7.86 | 5.54 | - | - | 11.76 | 8.90 | 7.80 ³⁾ | 19.2 |
| 技術移転・事業化専担人材(人)* | 3.09 | 6.15 | 4.00 | 6.05 | 5.17 | 5.93 | 5.50 | - | 6.1 |
| 技術開発件数(年間)(A) | 11,733 | 8,262 | 19,995 | 18,303 ²⁾ | 1,839 ²⁾ | 20,142 ²⁾ | 1,727 | 21,310 ³⁾ | 8,867 |
| 技術移転件数(年間)(B) | 1,925 | 3,268 | 5,193 | 4,640 ²⁾ | 580 ²⁾ | 5,220 ²⁾ | 537 | 4,872 ³⁾ | 1,673 |
| 年間技術料収入(百万ドル)(C) | 51.9 ¹⁾ | 101.3 ¹⁾ | 153.2 ¹⁾ | 1,764 ²⁾ | 576 ²⁾ | 2,340 ²⁾ | 58.7 | 93.7 ^{1),3)} | 19.8 ¹⁾ |
| 年間研究費支出(百万ドル)(D) | 5,645 ¹⁾ | 5,993 ¹⁾ | 11,638 ¹⁾ | 52,232 ²⁾ | 5,366 ²⁾ | 57,598 ²⁾ | 6,091 | 6,635 ^{1),3)} | 1,867 ¹⁾ |
| 年間技術移転率(%) ^(B/A) | 16.4 | 39.6 | 26.0 | 25.4 | 31.5 | 25.9 | 31.1 | 22.9 | 18.9 |
| 研究生産性(%) ^(C/D) | 0.92 | 1.69 | 1.32 | 3.38 | 10.73 | 4.06 | 0.96 | 1.41 | 1.06 |

* 出処：2012年技術移転・事業化調査分析資料集(公共研究機関)

国内の大学・公共(研)における技術移転・事業化専担及び支援人材は5.54人で米国の11.76人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産管理インフラの脆弱と推測できる。

そこで、大学及び公共(研)に知的財産分野に専門性を備えた特許管理専門家を派遣して知的財産管理インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験が豊富な特許専門家を大学・公共(研)に派遣し、関連規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共(研)の状況に適した特許管理体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

<表Ⅲ-3-2>特許管理専門家派遣機関の状況(2012年基準)

| 派遣時期 | 派遣機関(計20) |
|-------|--|
| 2009年 | 檀国大、韓国技術教育大 |
| 2010年 | 蔚山科学技術大、群山大、忠州大、高麗大、韓国食品研究院 |
| 2011年 | 東亜大、公州大、木浦大、東国大、国立癌センター、生命工学研究院、カトリック大 |
| 2012年 | 培材大、釜慶大、ソウル市立大、産業技術大、海洋科学技術院、安東大 |

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、大学・公共(研)の技術移転及び事業化に多くの成果を出している。

ハ. 評価及び発展方向

2012年特許管理専門家の派遣を通じて相談及び諮問2,058件、セミナー及び説明会215件を実施し、技術移転301件、技術移転収入料12,166百万ウォンの成果を達成した。2006年から実施中である特許管理専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず、知的財産管理能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になるとともに、大学・公共(研)の知的財産能力が高くなるにつれ、特許管理専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大・高度化している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、特許管理専門家の役割変化に応えるようにその名称を「特許経営専門家」に変更し、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

3. 有望技術の発掘及び特許事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景

2012年国内に存続している738,531件の特許権のうち大学・公共(研)は約9%である67,172件を保有している。この活用率は27.1%(2012、知的財産活動実態調査報告書)程度で、70%以上が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共(研)の科学者は研究実績40.0%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、

2012)で米国59.6%(US annual licensing activity survey、2010)、EU 37.8%(ASTP Survey、2010)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共(研)研究者の発明に対して特許出願前に審議・評価を実施し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(技術専門家、市場専門家、IP専門家)が参加する審議・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘と不良発明の選別を支援した。また、「有望技術発掘及び特許事業化支援」を通じて大学・公共(研)が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は18の大学・公共(研)を支援し、計2,027件の発明届出件に対して等級審議と海外出願審議を実施した。その中で278件(13.7%)の発明に対して未承継決定を下し、647件(31.9%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中で50件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

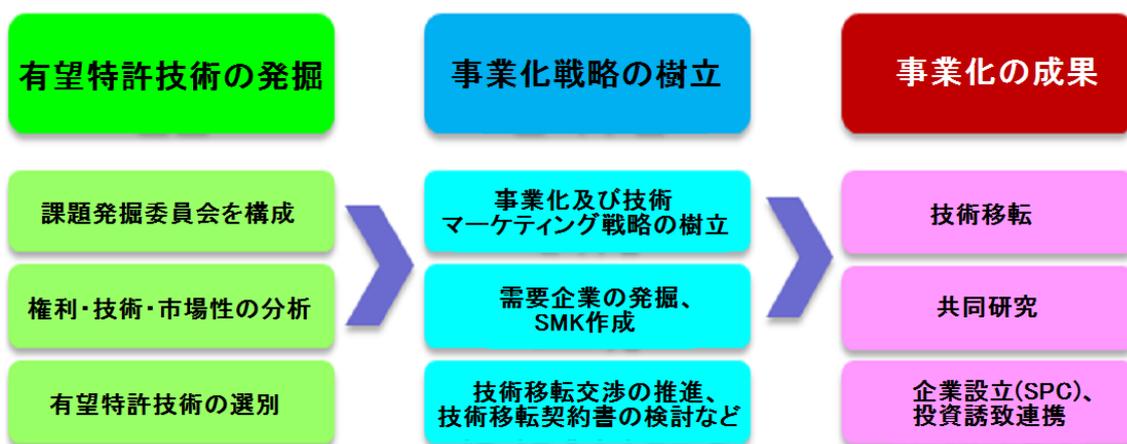
<表Ⅲ-3-3>発明インタビューの支援内容

| 区分 | 発明等級審議 | | | | | | 未承継 及び保留 |
|------|--------|------|-------|-------|-------|------|-------------|
| | 全体 | S級 | A級 | B級 | C級 | D級 | |
| 18機関 | 2,027件 | 92件 | 555件 | 921件 | 331件 | 128件 | 278件 |
| | 100% | 4.5% | 27.4% | 45.4% | 16.3% | 6.3% | 13.7% |

* (2012年発明インタビュー制支援機関) 東亜大、朝鮮大、建国大、檀国大、崇実大、電子部品研究院、全北大、韓国生命工学研究院、中央大、浦項工大、カトリック大、叡州大、慶尚大、釜山大、公州大、蔚山科学技術大、ソウル市立大、全南大

「有望技術の発掘及び特許事業化支援事業」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている26の大学・公共(研)が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から、技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術183課題を発掘した。その中で115件の課題を戦略支援課代として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許の産業界への移転を支援した。

<図Ⅲ-3-3> 有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス



* SMK(Sales Material Kit) : 事業化による主要SWOT分析、技術移転条件などを作成

* SPC(Special Purpose Company) : 特殊目的会社、大学・公共(研)の技術出資と企業の現金出資を通じて特定技術の事業化を目的として設立

<表Ⅲ-3-4> 有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容

| 区分 | 段階 | 戦略 | 支援内容 | 支援規模 |
|--------|-----------|-----------------|---|------|
| 発明等級評価 | 発明インタビュー制 | 発明評価を通じて優秀発明の選別 | 届が出された発明に対して権利・技術・市場性専門家の評価及び発明者コンサルティングを通じて優秀特許を確保 | 18機関 |

| | | | | |
|-------------------------|---------------|--------------------|--|-------|
| 未活用 特許 技術の 事業化 | 海外権利の 確保支援 | PCT 出願 | 海外競争力が有望な技術に対して PCT 出願費用の一部を支援 | 50 課題 |
| | 有望技術の 発掘 | 有望技術の発掘 | 未来有望技術分野(IT、BT、NTなど)別機関 保有特許を対象に有望技術を選別・導出 | 26 機関 |
| | 特許事業化 支援 | 技術移転及び特 許事業化の支援 | 発掘された有望技術(前年度支援課題を含 む)の中から事業化できる特許技術に対して 事業化推進戦略の樹立及び戦略遂行 *事業化支援課題の中で必要な場合、IP戦 略または技術価値評価を追加的に支援 | 56 課題 |

＜表Ⅲ－3－5＞2010～2012年技術事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

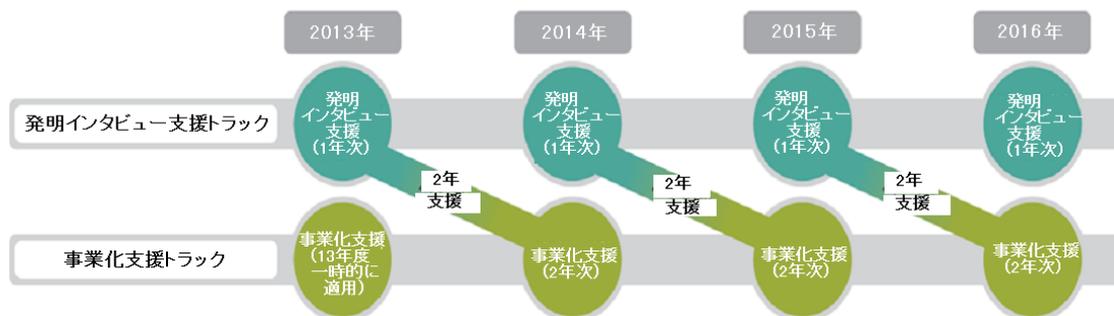
| 区分 | 戦略 課題数 | 技術事業化の成果 | | | | | | | | 生産性 (%) |
|-------|-----------|----------|------|-------|-------|------------|----|-----|----|------------|
| | | 企業 設立 | 技術移転 | | | 共同 研究開発 | | 計 | | |
| | | | 件数 | 前払い | 経常 | 小計 | 件数 | | 金額 | |
| 2010年 | 79 | 3 | 20 | 1,213 | 2,244 | 3,457 | 6 | - | 29 | 172.9 |
| 2011年 | 89 | 1 | 31 | 2,164 | 1,693 | 3,857 | 1 | 100 | 33 | 133.9 |
| 2012年 | 115 | - | 28 | 3,024 | 1,000 | 4,024 | 3 | 248 | 31 | 137.1 |

ハ．評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の全周期統合支援を試験的に推進した。

今後は大学・公共(研)の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1次年度には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2次年度には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大化する計画である。

<図Ⅲ-3-4>今後の事業運営計画



また、他関係機関との協力を推進し、韓国ロボット産業振興院の試作品製作の支援、KOTRAの海外市場マーケティング支援などと後続連携支援が行われるようにすると同時に、投資資本の誘致など需要企業が公共技術を導入する際に追加的に必要とする要因を発掘して支援する計画である。

4. 知的財産生態系の事業化・活性化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソント

イ. 推進背景

大学・公共(研)は主に基礎・応用研究を中心に活動しているため、大学・公共(研)の研究成果が市場に拡散するためには後続段階である開発研究、事業化などの過程が必要であり、そのためには企業と知的財産サービス業、投資機関などとの連携が必要である。

<図Ⅲ-3-5> 大学・公共(研)特許技術の事業化過程



すなわち、大学・公共(研)の技術革新成果が産業界に移転・事業化されて経済的な成果につながるためには、知的財産創出-活用の好循環的な生態系作りが重要であり、知的財産生態系は大きく技術供給者(大学・公共研究機関)、技術需要者(企業)、知的財産サービス業者(特許事務所、技術取引機関など)、投資資本などで構成されると言える。

特許庁は学界(大学・公共研究機関)と産業界(企業、知的財産サービス業者)、金融界(投資機関)が協力ネットワークを有機的に構築し、技術供給と技術需要、投資資本などが効率的に連携できるよう知的財産生態系の基盤作りを支援している。

ロ. 推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応して大学・公共(研)がR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共(研)の特許管理責任者で構成された「R&D IP協議会¹⁹⁾」を教科部と共同で構成・運営している。

¹⁹⁾ 2009年11月設立、2012年12月基準で大学61、公共(研)29、特別会員機関(インテレクトゥアル・ディスカバリー)1で計91の機関が会員として参加している。

<図Ⅲ-3-6> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知的財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に対する対政府政策建議、大学・公共(研)の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年に特許庁は教科部と共同で産業界における活用利便性を考慮して、複数の大学・公共(研)などが個別的に保有している類似分野の特許技術を特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関の保有技術共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共(研)のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2011年には3つの課題(15の機関)を選定・支援し、2つの課題に対して技術移転・MOUなどの成果を挙げた。2012年には31の大学・公共(研)に10件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計6つの課題で12件(前払い料金37.7億ウォン規模)の技術移転契約の成果を挙げた。

<表Ⅲ-3-6> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

| 段階 | 戦略 | 所要 | 支援内容 | 備考 |
|----|----|----|------|----|
|----|----|----|------|----|

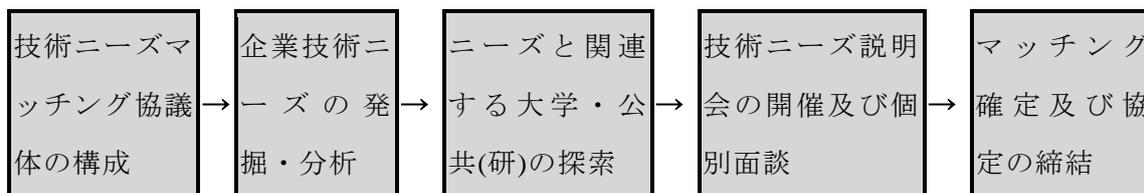
| | | 期間 | | |
|--------------|---------------------|-----|--------------------------------|-----------|
| コンソシアム構成 | 機関間の コラボレーション | 2週 | 面積特許指標の作成 | 課題 1段階 |
| 核心技術の導出 | 技術の実体把握 | 4週 | 機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング | |
| 製品・BM分析 | 企業の事業戦略、 技術ニーズ把握 | 6週 | 核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握 | |
| 共同ポートフォリオの構築 | 技術間 パッケージング | 4週 | 移転対象企業別共同ポートフォリオの提示 | 課題 2段階 |
| マーケティング | 技術移転交渉 | 24週 | 共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強 | |

同時に、大学・公共(研)の特許技術移転を受けたが、投資資金の確保に失敗し、事業化に難航している企業を支援するため、マザーファンド特許勘定運用会社で構成された「知的財産投資管理協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年投資説明会参加企業11社のうち3社が33億ウォン規模の投資資金を誘致し、2012年には13社のうち2社が14億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共(研)の特許技術を移転・事業化するために技術ニーズマッチング協議会²⁰を構成(2012年9月)した。技術ニーズマッチング協議会を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共(研)の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進した。その結果、12社の技術ニーズ18件に対して20の大学・公共(研)の特許技術23件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

²⁰ [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院[投資機関]インテレクトチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

＜図Ⅲ－3－7＞技術ニーズ説明会の推進過程



ハ．評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共(研)が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共(研)、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共(研)の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共(研)の特許技術を基に事業化する企業が安定的に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

一方、2012年には大学・公共(研)の知的財産ノウハウ共有と成果拡散に向けた「IP成果拡散フォーラム2012」を投資説明会、技術移転説明会などと統合して開催した。同イベントは大学・公共(研)から知的財産の移転を受けた企業の成長に向けた産業界オーダーメイド型の技術発掘、投資資本が誘致できる機会、国内知的財産事業化主体の開放型革新のためのコミュニケーションの場を設けたことで高く評価された。

このような持続的な活動を通じて知的財産生態系活性化に向けて産・学・金の協力モデルを拡散させる予定である。

5. 創意資本の造成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ジヒョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的価値の増大によって世界的に知的財産を基盤とする多様な事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスを通じて受益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近ではアイデアを購入した後、追加開発などを通じてより価値のある大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不十分な状態である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されず、海外に流出してしまいう可能性も指摘されている。

したがってアイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009年7月)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共(研)のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマークした。これを基にして投資企業、

運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況であるため、初期段階では政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが推進された。

具体的には特許庁が出資したマザーファンド資金と企業及び金融機関など民間出資を通じて、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。また、2011年1月に追加で150億ウォンの資本が造成され、計445億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデアや特許の購入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社に投資され、国内で作られる創意的なアイデアと特許の活用促進や海外への技術流出の防止に貢献している。

<表Ⅲ-3-7>マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の投資状況

(単位：億ウォン)

| 事業 | ファンド運用会社 | マザーファンド 組合出資額 | 結成額 の合計 | 創意資本投資 |
|---------|---------------------------|------------------|------------|--------|
| 2009年1次 | スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス | 250 | 1,100 | 50 |
| 2009年2次 | 産銀キャピタル | 90 | 245 | 245 |
| 2011年3次 | 産銀キャピタル | 100 | 300 | 150 |
| 計 | | 440 | 1,645 | 445 |

ハ. 評価及び発展方向

創意資本の造成によって国内資本を基に大学・公共(研)などの研究成果が価値のあ

る特許として創出・活用され、効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに創意資本の成功的な運営を通じて韓国でも知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系の構築を積極的に支援する計画である。

第2節 優秀な知的財産権の活用に向けたインフラの拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソ・ジョンスック

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破するなど国内及び国際出願の実績が各々4位と5位を記録し、知的財産創出においてはIP5の存在感に似合う成長を成し遂げてきた。また、標準特許の保有順位も世界6位で知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知的財産基本法を制定し、国家知識財産委員会を大統領直属に設置し、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済社会へ突入している。

問題はこのような成果が一部の大企業に偏っていることである。最近特許権や知的財産権だけで収益を上げる特許管理専門会社、いわゆるパテント・トロール(Patent Troll)の数が2009年200社余りから2012年には660社余りに達するくらいまで急増し、サムスン、LGなど大企業を相手に提起された特許訴訟が領域をさらに拡大し、最近は中小・中堅企業を問わず訴訟を起こしているため、それに対する国家レベルでの先制的な対応策が急がれる。

このような状況の中で新しい政府は第1の国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を保護し、活用を通じて付加価値を創出する知的財産の好循環システム構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種の政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきた側面があった。これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を創出するのか？」という側面で政府支援

政策の変化が必要な時点である。雇用創出及び創造経済の実現のためには創出された知的財産を企業成長のエンジンとして使わなければならない。

2012年「知的財産活動実態調査」によれば、中小企業の事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金の不足であることが分かった。2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。既存の保証、投資用評価支援とともに、2013年担保のための評価費用支援が本格的に施行される予定である。今後は企業が自ら事業化能力を高めることができる戦略樹立支援、創出された優秀知的財産が死蔵されず事業化につながるように技術取引市場の活性化、国有特許活用方案の構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を通じて創造経済の中心的な役割を果たす知的財産中心の中小企業を育成する時期である。

2. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソ・ジョンスック

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で、競争力を確保するために外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術は外部にライセンスして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)が拡大しつつある。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じて事業化に成功させるため、技術需要者と供給者間の情報交換を支援している。

2011年からは常時競売システムを構築・支援し、オンライン上で特許技術の需要－供給者間の取引を可能にした。現在、2.8万件余りの移転希望技術DBを含め、計19万件余りの技術情報DBを構築している。

インターネット特許技術広場に情報が登録されると、該当技術の需要者に自動的に情報が提供されるPush-Mailシステムを構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

<図III-3-8>インターネット特許技術広場のホームページ



オンラインの他にオフライン上でも特許技術取引相談及び仲介を支援するため、ソウル江南区駅三洞にある韓国知識財産センター(KIPS)2階に特許取引情報センターを運営している。特許取引情報センターでは特許技術取引の専門相談官が常住しており、特許技術取引に関する一連の手続きを支援している。

また、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合情報、技術取引の斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産専門図書館の知的財産最新情報を一ヶ所で手に入れることができる。

そして、技術購買者に供給技術に対する客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を

提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

これまでオン・オフライン特許技術取引広場を通じて移転された技術は10年間計2,732件に達している。

＜表Ⅲ－3－8＞権利別の技術移転の実績

(単位：件)

| 取引実績 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 特許 | 54 | 48 | 72 | 86 | 127 | 259 | 281 | 388 | 441 | 561 | 785 | 3,102 |
| 実用新案 | 9 | 28 | 26 | 24 | 39 | 39 | 55 | 34 | 36 | 32 | 44 | 366 |
| デザイン | | 9 | - | - | 2 | 1 | 7 | 2 | 14 | 27 | 21 | 83 |
| 商標 | 1 | 6 | - | - | - | - | - | | 8 | 13 | 13 | 41 |
| ノウハウ | | | | | | | | | | 3 | - | 3 |
| 計 | 64 | 91 | 98 | 110 | 168 | 299 | 343 | 424 | 499 | 636 | 863 | 3,595 |

＜表Ⅲ－3－9＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

| 取引実績 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 権利譲渡 | 2 | 18 | 19 | 3 | 32 | 26 | 43 | 62 | 89 | 82 | 101 | 477 |
| 実施許諾 | 62 | 73 | 79 | 107 | 136 | 273 | 300 | 362 | 410 | 554 | 773 | 3,129 |
| 計 | 64 | 91 | 98 | 110 | 168 | 299 | 343 | 424 | 499 | 636 | 874 | 3,606 |

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発から事業化、流通過程、販売過程など事業化に関する全過程に対する推進内容を発表し、現場で金賞(知識経済部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など計7件の優秀事例に対して授賞及び賞金を授与している。

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却する、または新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内特許技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す需要技術調査を実施し、特許技術移転相談会を行っている。

また、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めるため、技術需要者の中で中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化までの全過程に対して関連専門家に相談できるよう需要企業オーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が供給技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入を判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価できる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ．評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営を通じた特許技術取引支援の実績は持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に、特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、それを支援する参考資料を提供するための基盤は極めて不足しているのが現状である。今後特許技術取引を促進するため、特許技術取引市場を運営するとともに、技術取引基盤を構築して特許技術取引を支援し、認識を高めるために努力する予定である。

特許技術取引市場の運営は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を2大軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。そして、他の技術取引機関及び事業との連携もさらに強化することで良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。また、需要者が求める技術を具体化できる需要者インタビュー及びコンサルティングを持続的に強化し、供給者中心の技術取引のみならず、需要者中心の特許技術取引の効用性をさらに強化する計画である。

さらに、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにすると同時に、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年に技術取引用の付加サービスを追加的に開発・完了してシステムに搭載し、取引される特許の価値に対する信頼度を高めるように特許技術取引DBを構築していく計画である。今後は米国に対してもオンライン上で自動的に特許を評価し、類似特許などが分析できる評価/分析システムを構築する予定である。

3. 中小企業のIP活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は優れた知的財産を保有しているものの専門人材や資金の不足などで事業化に難航している中小企業を対象に、知的財産専門家及び経営戦略専門家、デザイン専門家などを活用してIP観点から活用戦略を樹立するとともに、知的財産が事業化につながり、活用できるように支援している。細部的にはIP事業化戦略、IP製品化戦略、IP金融資産化戦略などで事業効果を最大化するため、企業のニーズに応じたオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

中小企業IP活用戦略支援は最大7,000万ウォン以内(企業負担金10~20%)で支援し、最大5ヶ月以内のIP製品化戦略及びIP事業化戦略の樹立のための専門コンサルティングを提供している。支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れである。

最近3年間の中小企業IP活用戦略の支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-10> 中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

| 区分 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算 | 1,735 | 1,735 | 1,626 | 2,016 |
| 支援件数 | 23 | 24 | 24 | 33 |

細部的に見ると、IP事業化戦略は企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これは中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業である。

IP製品化戦略コンサルティングは優秀IPを保有した中小企業を対象に、保有IPの活用を通じて企業の収益を最大にするため、デザイン経営及びマーケティング戦略の樹立を支援するプログラムである。保有している優秀なIPの製品化及び事業化を計画中である中小企業を対象に、細部的には国内外のIP動向及び先行技術調査を通じて製品設計の方向を提示し、IP補強及び強化を通じて強力なIPポートフォリオを構築する。また、デザインスケッチ、2D、3D、レンダリング及びデザイン・モックアップを製作し、マーケティング戦略報告書の作成を支援する。

IP金融資産化戦略は企業が保有している知的財産に対する経済的な価値を高めるよう、企業が保有している知的財産権に対する資産実査、IP競争力の分析、IP資産価値の分析などを通じてIP資産価値を高めるための案の提示及び今後価値のあるIPを創出・管理するための戦略を提示する事業であり、最終的にはIPが金融担保として認められるように支援している。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表Ⅲ－3－11＞ 中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

| 区分 | 2010 | 2011 | 2012 | 平均 |
|-----|-------|-------|------|-------|
| 活用率 | 78.57 | 81.67 | 82.0 | 80.75 |

* 調査対象：2010年度、2011年度は前年度に支援を受けた企業、2012年度は直近3年間(2009～2011年)支援を受けた企業

ハ. 評価及び発展方向

中小企業のIP活用戦略支援事業は、多数の特許群を保有しているもののIP経営能力及び戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業が、コンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術で収益を最大化できるように事業方向を設定し、持続可能なIP経営体系を構築する上で有用な事業として評価されている。コンサルティング支援を受けた企業を対象に満足度調査を行った結果、とても高い満足度(2012年、92.10%)を記録した。

2012年からは支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、本格的に課題を推進する前に各プロジェクトの企画を担当し、推進状況の監督や方向提示の役割を担当するPD(Project Director)及び該当プロジェクトのメイン遂行機関であるPM(Project Manager)の監督を強化するためにIP経営委員会を運営するなど、顧客を配慮した事業運営を展開している。

今後は市場需要及び顧客ニーズの分析などを考慮してIP活用分野を発掘し、単なる戦略樹立ではなく、IPが収益創出及び企業成長の手段として活用されるように金融及び事業間連携を強化する計画である。

4. 特許技術評価の支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2012年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が56.5%であることから確認することができる。

産業財産権の活用率を高めるためには、その経済的価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の優れている技術アイテムを発掘して特許化するという効率的な特許戦略の実行がより求められていると言える。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であると言える。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、優秀な特許を保有しているにもかかわらず高価な評価費用の負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接する機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されている。技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として個人、中小企業基本法第2条に基づく中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用支援の対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題技術である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施する企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、加点を付与して優遇支援している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－12＞最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

| 区分 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算 | 3,334 | 1,975 | 1,263 | 1,320 | 1,670 |
| 支援件数 | 108 | 82 | 53 | 59 | 68 |

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できるため、関連評価報告書は特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、技術の寄贈・処分・償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権の侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を保証及び投資連携特許技術評価を通じて解決できるよう、技術保証基金及び投資家と連携して企業が事業化資金を確保できるように支援している。保証連携評価は特許技術評価を通じて最大10億ウォン限度で技術保証基金が保証して銀行が貸出する事業であり、投資連携評価はベンチャーキャピタルが投資を検討しているベンチャー・中小企業が保有する特許技術に対する評価を支援することで投資を決定する上で特許技術が正しい評価を受けるように支援する事業である。特許庁は特許技術を通じた技術金融が活性化できるよう取り組んでいる。その結果、1,326社の企業を対象に最近5年間計232,752百万ウォンを連携し、予算投入対比約40倍の連携効果を出した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-13> 最近5年間金融連携評価の連携支援実績

(単位：件、百万ウォン)

| 区分 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 予算 | 2,126 | 625 | 679 | 899 | 1,580 | 5,909 |
| 支援件数 | 487 | 136 | 165 | 219 | 319 | 1,326 |
| 連携金額 | 77,046 | 29,573 | 37,774 | 37,900 | 50,459 | 232,752 |

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した発明の評価機関は計10の機関であり、評価機関として指定した後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年から3年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進した。

＜表Ⅲ－3－14＞ 発明評価機関の指定状況

| 指定機関 |
|---|
| 韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団 |

ハ. 評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化に向けた資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるよう経営資金を調達する制度として評価されている。

今後は企業に実質的な資金調達的手段として活用される金融連携評価を、保証及び投資のみならず担保貸出など様々な連携手段を設けて拡大・施行する予定である。そのために金融機関及びベンチャーキャピタルなど企業への資金調達が可能な機関との持続的な情報交流及び協力モデルの発掘、信頼度の高い評価技法の開発及び事後管理体系を改善していく計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」

を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専任組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2012年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計3,050件が登録され、前年比約17.4%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が2,491件(81.7%)最も多く、実用新案権が240件(7.8%)、デザイン権が237件(7.8%)、海外登録国有特許が82件(2.7%)を占めている

2012年に新規登録された国有特許は509件で、2011年361件に比べて約41%増加し、特許権は前年比37%増加した。

＜表Ⅲ－3－15＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

| 区分 | 新規登録 | | | | | 消滅及び移転 | 累計 | | | | |
|------|------|----|------|------|-----|-------------------|-------|-----|------|------|-------|
| | 特許 | 実用 | デザイン | 海外特許 | 計 | | 特許 | 実用 | デザイン | 海外特許 | 計 |
| 2005 | 141 | 24 | 4 | 3 | 172 | 64(特 40、実 24) | 1、052 | 274 | 103 | 28 | 1、457 |
| 2006 | 154 | 35 | 7 | 9 | 205 | 42(特 28、実 14) | 1、178 | 295 | 110 | 37 | 1、620 |
| 2007 | 196 | 9 | 6 | 1 | 212 | 43(特 23、実 12、デ 8) | 1、351 | 292 | 108 | 38 | 1、789 |
| 2008 | 222 | 14 | 15 | 2 | 253 | 87(特 69、実 15、デ 3) | 1、504 | 291 | 120 | 40 | 1、955 |
| 2009 | 149 | 11 | 34 | 9 | 203 | 34(特 25、実 8、デ 1) | 1、628 | 294 | 153 | 49 | 2、214 |
| 2010 | 188 | 13 | 16 | 11 | 228 | 72(特 32、実 40) | 1、784 | 267 | 169 | 60 | 2、280 |
| 2011 | 316 | 10 | 28 | 7 | 361 | 42(特 19、実 22、デ 1) | 2、081 | 255 | 196 | 67 | 2、599 |
| 2012 | 432 | 21 | 41 | 15 | 509 | 58(特 22、実 36) | 2、491 | 240 | 237 | 82 | 3、050 |

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2010年379件、2011年477件で毎年持続的に増加している。2012年度には計678件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計13.8億ウォンの実施料収入を記録した。

また、2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2012年基準で193件の契約が締結され、前年処分件数対比87%の増加率を記録した。

＜表Ⅲ－3－16＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

| 年度 | 区分 | 実施許諾(件) | | | 実施料収入 |
|------|----|---------|-----|-----|-----------|
| | | 登録 | 出願中 | 計 | |
| 2005 | | 98 | 63 | 161 | 486,212 |
| 2006 | | 149 | 59 | 208 | 671,185 |
| 2007 | | 192 | 63 | 255 | 513,913 |
| 2008 | | 161 | 110 | 271 | 720,109 |
| 2009 | | 204 | 120 | 324 | 627,494 |
| 2010 | | 239 | 140 | 379 | 742,895 |
| 2011 | | 243 | 234 | 477 | 1,281,561 |
| 2012 | | 388 | 290 | 678 | 1,383,090 |

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金額の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2012年は処分補償金として300件に対して3億5千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として215件に対して1億2百万ウォン余りを支給するなど、これまで計4,898件に対して43億2千万ウォン余りを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅲ-3-17> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

| 区分 | 登録補償金 | | 処分補償金 | | 機関褒賞金 | |
|------|---------------------|--------|-------|---------|-------|-----|
| | 支給件数 | 支給額 | 支給件数 | 支給額 | 支給件数 | 支給額 |
| 2005 | 148(特 125、実 21、デ 2) | 58,725 | 111 | 129,489 | - | - |

| | | | | | | |
|------|----------------------|---------|-----|---------|----|--------|
| 2006 | 193(特 168、実 16、デ 9) | 74,760 | 232 | 335,879 | 10 | 22,000 |
| 2007 | 103(特 94、実 7、デ 2) | 44,235 | 212 | 212,498 | 14 | 31,000 |
| 2008 | 264(特 230、実 17、デ 17) | 113,237 | 213 | 240,672 | 14 | 22,000 |
| 2009 | 131(特 118、実 11、デ 2) | 58,427 | 187 | 293,573 | 20 | 24,000 |
| 2010 | 166(特 145、実 7、デ 14) | 68,730 | 268 | 315,257 | 16 | 20,000 |
| 2011 | 267(特 226、実 20、デ 21) | 119,559 | 236 | 292,389 | 21 | 21,000 |
| 2012 | 215(特 200、実 1、デ 14) | 102,388 | 300 | 346,558 | 32 | 53,000 |

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2012年まで計2,714件の国有特許権に対する選別評価を実施してインターネット技術広場及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2011年には国有特許権の活用率を高めるため、国有特許権に対する処分・管理業務の一部を農業分野専門技術取引機関である「農業技術実用化財団」に委託する契約を締結した。それによる委託業務の処理プロセス及び細部事項を規定した「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」を制定・告示した。

2012年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府機関及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために民間を対象に農業技術実用化財団とともに技術移転投資説明会も9回開催した。

今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて山林分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・レヨン

イ. 推進背景及び概要

最近国内外における企業間の特許紛争が増加している。紛争が増えるということは特許など知的財産権が企業の生き残りのための攻撃と防御の手段である同時に付加価値創出の源であることを裏付ける証拠である。そこで、世界の一流企業は優秀な知的財産を開発・蓄積することに力を集中しており、米国・日本などで政府レベルでの知的財産戦略が推進されている。

知識基盤の創造経済における企業及び国家競争力の必須要素は核心・源泉技術の確保である。熾烈な競争から生き残るために企業は権利化が容易な質の良い発明を創り出さなければならず、創出した技術を市場ニーズに応じて事業化する必要がある。

今日産業の専門化や技術の急速な進化によって産業構造が複雑・多様になったことで、核心技術の大半は専門人材と研究費を備えた企業、研究所及び大学で開発されている。国内特許出願の中で法人の出願が毎年約80%に占めているが、これは産業財産権への転換可能性がある優秀な発明の大半が職務発明であることを示している。

＜表Ⅲ－3－18＞最近韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

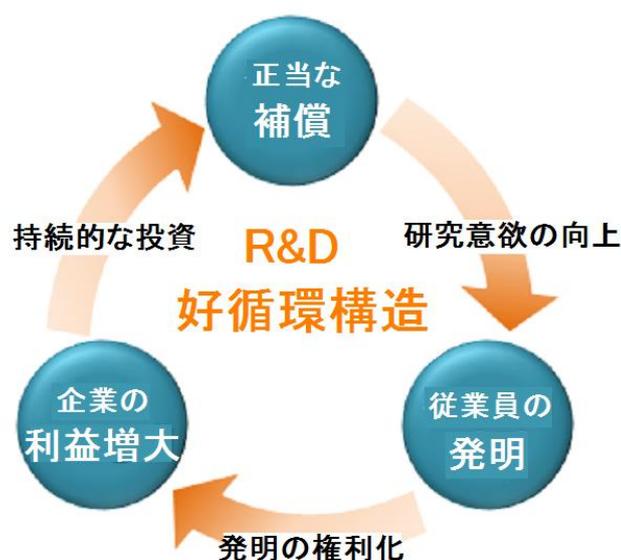
| 区分 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 個人出願(A) | 27,062 | 32,189 | 33,443 | 35,588 | 33,267 | 35,424 |
| 法人出願(B) | 139,127 | 140,280 | 137,189 | 127,935 | 136,834 | 143,500 |
| 計(C) | 166,189 | 172,469 | 170,632 | 163,523 | 170,101 | 178,924 |

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 法人出願比重(B/C) | 83.7% | 81.3% | 80.4% | 78.2% | 80.4% | 80.20% |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|

* 出処：2011年度知的財産統計年報

職務発明制度は創造力で発明を完成した従業員と発明を創出する基盤である研究開発(R&D)費用と施設などを提供した使用者の利益を合理的に調整するため、企業が職務発明に対する権利を所有する代わりに従業員には正当な補償を提供する制度である。職務発明制度を通じて企業は職務発明を権利化・事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員は職務発明に対する補償を受け取ることで研究意欲が高まるとともに創造的な発明に邁進できるため、従業員と使用者がともにウィンーウィン(Win-Win)できる制度である。

<図Ⅲ-3-9>職務発明補償制度のメカニズム



そこで特許庁は職務発明に対する正当な補償を通じて技術開発の意欲を高め、安定的なR&D投資を誘導することで、企業と国家の技術競争力を強化するため、職務発明補償制度に対する多様な教育と広報活動を展開している。また、国内企業などの自発的な職務発明補償制度の導入を促すため、職務発明補償を充実に実施する優秀企業に対する支援施策を樹立して施行している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度に対する使用者と従業員の理解を深め、各企業が処した現状に適した職務発明補償規定作りを支援するため、職務発明補償制度に対する説明会と多様な広報活動を展開した。

職務発明補償制度専門家が企業を訪問してその企業に適した職務発明補償制度の導入を支援する「出前職務発明説明会」と「職務発明トータルコンサルティング」を実施²¹し、IP管理能力が足りない中小・ベンチャー企業が自社に適した職務発明補償制度規定を設けて施行できるように支援した。また、地域知識センターと連携して釜山・光州・麗水及びソウルなど4つの広域圏に対して巡回セミナーを開催し、職務発明補償制度の現状と最近の 이슈及び優秀事例を提示した。

<図Ⅲ-3-10> 職務発明巡回セミナー



²¹ 説明会など開催件数：(2009)60回→(2010)61回→(2011)67回→(2012)68回(2012年からコンサルティングサービスを提供)

下半期には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、(株)NEOWIZGAMESなど10社を優秀企業として選定・授賞し、「職務発明国際シンポジウム」を開催して職務発明補償制度に対する国内外の優秀情報共有及び制度改善の方向を模索する機会を設けた。

<図Ⅲ-3-11>職務発明国際シンポジウム及び優秀企業授賞



<表Ⅲ-3-19>職務発明制度運営優秀企業

| 番号 | 企業区分 | 企業名 | 業種 | 褒賞(賞金) |
|----|------|---------------------------|------------|---------------|
| 1 | 最優秀賞 | (株)NEOWIZGAMES | ゲームソフトウェア | 特許庁長賞 |
| 2 | 優秀賞 | 株式会社FEELUX | 照明装置 | 特許庁長賞 |
| 3 | 優秀賞 | プラス技術株式会社 | ソフトウェア開発 | |
| 4 | 優秀賞 | (株)COREOPTIX | LCDプリズムシート | |
| 5 | 奨励賞 | (株)DOOSAN ECOBIZNET | 微生物製剤 | 韓国発明 振興会長賞 |
| 6 | 奨励賞 | 株式会社SEJONG PHARMAT ECH | 製薬機械・装備 | |
| 7 | 奨励賞 | (株)COAVIS | 燃料ポンプモジュール | |

| | | | |
|----|-----|------------------|----------|
| 8 | 奨励賞 | (株)ABM GREENTECH | 太陽光照明 |
| 9 | 奨励賞 | (株)MAMIROBOT | ロボット掃除機 |
| 10 | 奨励賞 | (株)REALHUB | ソフトウェア開発 |

職務発明補償制度に対する認識を高めるとともに効果的な活用戦略を提示するため、ドイツなど外国制度と国内外の職務発明模範事例を厳選して「職務発明ドキュメンタリー」を制作・放映した。また、職務発明補償制度を導入しようとする企業が直ぐ活用できるよう職務発明制度の概要、関連法令、主要争点及び優秀事例を網羅して「職務発明制度便覧」、「2012年職務発明制度運営優秀事例集」、「争点別職務発明韓・日判例150選」及び「職務発明補償規定標準モデル」を発刊し、特許庁及び職務発明のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を通じて必要な時に企業に活用できるようにした。

<図Ⅲ-3-12> 職務発明ホームページ及び広報映像



さらに、企業などが職務発明補償制度を自発的に導入し、職務発明に対する正当な補償と企業の技術革新を実現するよう政策的に支援するため、職務発明補償を模範的に実施している中小・中堅企業に「特許技術戦略的事業化支援事業」及び「特許情報総合コンサルティング事業」で加点を付与した。

ハ. 評価及び発展方向

2012年度職務発明補償規定を保有・活用している民間企業の職務発明補償の導入率

は43.8%で、2011年に比べて多少増加した。

＜表Ⅲ－3－20＞民間企業の職務発明補償制度導入比率

| 年度 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 38.3% | 36.3% | 39.6% | 46.4% | 42.6% | 43.8% |
| 大企業 | 75.0% | 79.1% | 84.0% | 74.2% | 63.3% | 72.9% |
| 中小企業 | 29.7% | 24.7% | 25.5% | 38.2% | 34.3% | 26.0% |

* 出処：2012年度知的財産活動実態調査(2013.2、韓国知識財産研究院)

大企業の職務発明補償制度の導入率は72.9%で2011年に比べて大きく上昇した。最近特許紛争が話題になり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになるにつれ、IP専門担当組織や人材を備えている大企業の場合は迅速に職務発明補償規定を設けて運営しているものと判断される。

一方、中小企業の職務発明補償制度の導入率は26.0%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度の導入を促進するためにはより積極的な政策が必要であると見られる。

そこで、特許庁は「出前職務発明説明会」と「職務発明トータルコンサルティング」を通じて企業が必要とするオーダーメイド型情報支援を持続的に推進し、「職務発明補償規定標準モデル」や「職務発明補償制度運営優秀事例」を通じて国内企業が職務発明補償制度を簡単に導入できるように広報を展開する計画である。

さらに、中小企業などが職務発明補償制度を迅速に導入できるようにするために職務発明補償規定を設け、職務発明に対する補償を模範的に実施する中小・中堅企業を「職務発明補償優秀企業」として認証し、優秀企業として認証を受けた企業に特許優先審査、登録料の減免及びIP-R&D戦略支援など政府支援事業に参加する際に加点を付与するなど職務発明補償優秀企業に対するインセンティブを拡大する計画である。

第4編

新知的財産社会への転換

第1章 需要者中心の顧客サービス改善

第1節 概観

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 イ・ヨンギョ

イ. 推進背景及び概要

企業型責任運営機関である韓国特許庁は顧客のニーズを反映した特許行政サービス体系の構築、顧客の苦情及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、顧客の負担緩和及び納付利便性向上のための手数料体系の改善に向けて努力を傾けてきた。

ロ. 推進内容及び成果

登録と関連する弁理士業界3大隘路事項及び建議事項(国籍証明書の本国証明の廃止、理事などと会社間の取引の際に提出すべき書類から「理事会承認書」の廃止、外国書類の誤訳による表示更正の許与)を反映して改善を行い、顧客の名義盗用を防止するために特許庁内部の認証書を廃止して一般用/特許業務用の公認認定書を導入した。また、出願人(法人)の情報変更の便宜を図るため、企業支援プラス(G4B)と連携して自動的に住所変更ができるように改善した。そして、品質の高い特許相談サービスを提供するため、相談人員を8人増員するとともに、相談人員の専門性を高めるため、多様な方法を導入した。迅速かつ正確な出願書式作成のため、事前点検のチェックリストを特許ネットに載せてミスチェック機能を強化した。さらに、手数料の負担緩和のため、軍兵士の特許手数料の免状、33種類のオンライン手数料の値下げ、中堅企業に対する特許手数料の30%減免などを実施した。また、納付に対する便宜を図るため、自動納付申請ができる金融機関に農協を追加し、ATMから納付できる特許手数料の拡大とともにクレジットカードのポイントを利用した手数料の納付制度も新たに導入した。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権出願大国の名に相応しい、レベルの高い顧客ニーズに対応するため、特許行政全般にわたるサービスの先進化が求められている。単純な質疑・応答の処理業務から脱して特許顧客とのコミュニケーションを強化し、テーマ別・レベル別に365日制度改善システム実施するとともに、不満足や苦情に対するオーダーメイド型総合コンサルティングを提供する予定である。そして、特許顧客に対する相談サービスのアクセシビリティと利便性を高めるため、「モバイル相談サービス体系」と「顧客相談履歴伝送体制」を構築する予定である。また、財政の健全性を維持しながら企業の納付負担を徐々に解消して行き、知的財産政策の効果が牽引できる、手数料体系の再編が求められている時期である点を考慮して、個人や中小企業等の権利維持に係わる負担の緩和を慎重に検討して、ATMやマイレッジの活用度を高めるなど、手数料の納付方法の多様化と利便性向上に向けて引き続き努力する予定である。

第2節 顧客中心のサービス体系の構築

1. 顧客指向的手数料体系の改編

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

イ. 推進概要

韓国特許庁は顧客の手数料負担緩和、技術革新及び知的財産創出を奨励するため、オンライン申請と関連する33種類の手数料の値下げと中堅企業に対する30%の手数料減免制度を導入するとともに、手数料納付方法の多様化を通じて、クレジットカードによるポイント納付制度の導入、自動納付申請の金融機関及びATMから納付できる手数料の拡大などを通じて、総合的に顧客の便宜を図った。

ロ. 推進内容及び成果

1)33種類のオンライン申請手数料の値下げ(2012年7月1日)

優先権主張申請料、出願人変更申告料などを含む33種類のオンライン申請と関連する手数料を10%以上を値下げ、顧客の行政サービスに対する手数料の負担を減らし、物価安定に寄与した。

2)中堅企業*に対する手数料減免制度の導入(2013年1月1日)

中堅企業の技術革新及び知的財産創出を奨励し、中小企業から中堅企業への転換の際に受けられなくなる優遇などの理由により中堅企業への転換を拒み、中堅企業への成長に伴う負担を最小化するため、特許、実用新案、デザイン出願料、審査請求料及び最初3年間分の登録料30%の減免し、特許出願による費用負担を緩和した

* 産業発展法第10条の2第1項による中小企業及び相互出資制限企業の所属会社でない企業[(2010年)1,291社→(2011年)1,422社]

3)手数料納付方法の多様化

クレジットカードの使用増加によってクレジットカードのポイント積立額が毎年増加しているが、そのうちの一部は使用されず消滅している。そこで、クレジットカードのポイントで手数料の納付ができるよう、KB国民カード、サムスンカード、外換カードとの協議の下で、「クレジットカードポイント納付制度」を導入(2012年8月2日)し、納付者の経済的負担を軽くする納付便宜も図った。

これまでは顧客が企業銀行に開設した銀行口座を通じてのみ、全ての手数料が自動納付できたが、顧客の納付便宜を図るため、農協銀行に開設した銀行口座からも自動納付できるよう、対象となる金融機関を拡大した。

また、銀行の訪問が容易でなく、インターネットによるアクセスが難しい顧客の利便を図るため、ATM(Automatic Teller machine)の入金専用口座を通じて納付する手数料の範囲を年次登録料から設定登録料にまで拡大した。今後も韓国特許庁はATMで納付できる手数料をさらに拡大して行く計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は費用負担の緩和と知的財産創出を奨励するため、手数料の値下げと減免制度の拡大を行い、手数料納付の多様化を通じて顧客の納付便宜を図るなど、実質的な支援を行っている。今後も特許庁は責任運営機関として財政の健全性を害しない範囲内で、顧客の権利維持負担を減らす手数料体系の合理化方策を講じていく計画である。

2. 出願、登録分野における特許行政制度の改善

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル

顧客協力局 登録課 行政事務官 ゴン・インクック
国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

イ. 出願分野の制度改善

1)出願関連書類などの差戻し手続きの改善

これまでは出願関連の書類などが特許法などで定める差戻し事由に該当する場合は、出願関連書類などの「差戻し理由案内通知書」に対し、自然災害の場合を除いて事実上釈明する機会がなく、出願人は出願関連の書類などを再び作成・提出しなければならなかった。しかし、2012年からは差戻し事由に該当しても、釈明の機会を通じて記載ミスなどが明確であると認められた場合は、出願関連の書類などを職権受理するよう差戻し手続きを改善した。

2)証明書類提出期限の案内サービス施行

特許要件の中で新規性と関連した「公知例外適用の主張」、「出願時の特例主張」などに対する証明書類は、特許出願と同時に提出するか、特許出願日以後は提出期限が定められているため、出願人が期限を超過して提出する場合は特許要件を喪失する恐れがあった。そこで、そのような事態を未然に防ぐため、出願時に証明書類などを提出してない出願件に対しては、証明書類の提出期限案内文を別途に発送し、出願人に不利益が及ばないよう行政サービスを強化した。

3)出願人の便宜を図るために出願システムを改善

書式作成機などで出願人が希望する書式をより簡単に探すことができるよう、権利別・出願段階別に類型化された「書式検索マップ(Map)」を構築し、出願書などの作成時に発生し得るエラーを解決できるよう支援する「エラー解決のヘルパー」を、従来の羅列型案内方式から実際画面で構成して案内する方式に改編した。また、出願書などを簡単かつ迅速に作成できるよう、「出願書式の標準事例集」を発刊するなど、出

願人が出願システムを利用する上で不便がないように努めた。

ロ. 登録分野の改善

1)登録申請補正制度の導入

登録申請の書類に軽微な欠陥があった場合、補正の機会が与えられず、直ちに差戻されることは登録申請における主な不満要因であった。登録申請人の不便解消及び差戻し率の減少のため、登録申請の書類に軽微な欠陥があった場合は、その補正を許し、その効果が最初の申請時へと遡及する登録申請補正制度を導入した。

2)登録名義人の表示統合管理申請時の記載事項単純化

登録名義人の更正、訂正申請書が登録名義人の表示統合管理申請書に統合され、名称、住所など「登録原因」に対する具体的な記載が事実上不必要となったが、書式作成機において登録原因を記載するようにしたこと、登録原因の記載ミスによる申請書の差戻し事例が発生した。そこで、書式作成機から登録原因欄を削除し、登録原因を記載しないよう申請書の記載事項を単純化した。

3)特許明細書及びデザイン図面情報の提供などを通じた登録原簿の公示機能強化

知的財産権の取引を支援するため、登録原簿で権利の事実関係や法的状態を公示しているが、取引者が登録原簿だけでは技術内容やデザインの図面などの情報を正確に把握できない不便さが存在した。そこで、取引者がオンライン登録原簿の照会だけで権利関係はもちろん、技術内容、デザインの図面など知的財産権の取引に必要な情報をより簡単に確保できるよう、登録原簿の情報提供内容を拡大した。

4)知的財産権維持・管理における便宜を図るための年次登録統合サイトの構築運営

年次登録案内情報へのアクセスが容易ではなく、自分の権利に対する年次情報を認知できず、権利が消滅してしまうケースがしばしば発生した。特に、個人、中小企業権利者の場合、権利を維持するためには4年目から年金を納付しなければならないという認識が足りず、特許庁に提出した住所などの個人情報に最新情報にアップデートしなかったために権利が消滅したり、年金案内書が返送される事例が頻繁に発生した。

そこで、権利者が便利に年金と関連する総合情報の提供を受け、自分の権利を簡単に照会して年金を納付する「年次登録統合サイト」を構築し、権利者の知的財産権に対する維持・管理上の便宜を図った。

5)申請書類重複提出の負担緩和に向けた添付書類の援用基準の拡大

申請書が差し戻される場合、その申請書に添付された書類を他の申請書に援用することは認められていなかったが、申請書類の減縮及び重複提出の負担を緩和するため、申請書が差し戻されたとしても、添付書類に欠陥がない場合は他の申請書で援用できるよう審査基準を改正した。

ハ．国際出願分野の制度改善

1)国際出願料受納通貨の変更

「特許協力条約規則(Regulations under the PCT)」第15条に基づいて国際出願料はスイスフランとし、同規則第16条と第57条及び国際特許協力同盟総会指針に基づいて、世界知的所有権機関(WIPO)が為替の変動を考慮して新たに調整したウォン建て金額の国際調査料と国際予備審査取り扱い費用を反映した。

2)PCT出願書書式の改正

PCT出願書改正案を反映するための別紙第41号(PCT REQUEST)及び第41号の2(PCT出願書)書式を改正するため、特許法施行規則を改正した。

3)PCT通知書の改善

出願人と国際事務局に発送されるPCT受理官庁の通知書に国際出願と方式担当者の名前を明記するよう改善し、方式担当者のプライドを高めると同時に、出願人の利便性と満足度を高めるため、PCT通知書を改善した。また、業務段階を最小化するための「国内書面提出期間満了予告案内文など」の通知書作成システムを改善した。

4)マドリット国際出願の瑕疵通知事例調査分析

WIPOから通知されるマドリット国際出願瑕疵通知事例調査の分析を通じて、瑕疵を減らすための制度・システム改善事項を発掘した。

3. 顧客と共にする請願・制度の改善

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ミギョン

イ. 顧客満足サービス向上推進計画の策定

韓国特許庁は世界最高の顧客サービス提供を通じて顧客感動経営を体系的に推進するため、2012年も顧客満足サービス向上推進計画を立てて施行した。2012年度顧客満足サービス向上のため、各部署別の基本計画を基に、計画別分類と重複業務の調整を通じて、1)サービスの迅速性及びアクセシビリティの強化、2)顧客接点部署の苦情対応性の向上、3)審査・審判業務の公正性強化、4)制度改善課題発掘ルートの多様化など、4大分野51の細部課題を樹立して推進した。これを通じて顧客のための積極的なサービスの提供と全職員の顧客サービス・レベルを高めるなどの成果を達成した。

ロ. 顧客と共にする請願制度の改善

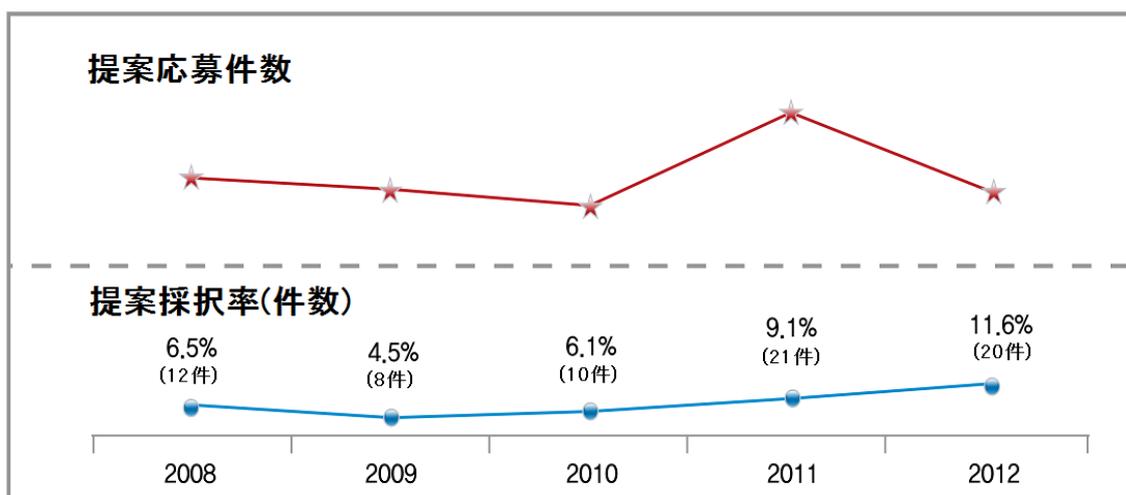
1) 推進背景と概要

韓国特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、「発明の日」イベントと連携して2012年5月に特許顧客を対象に制度改善に対する提案公募を実施した。

2) 推進内容及び成果

2012年5月には提案公募を通じて計173件の提案が受け付けられ、そのうち20件の制度改善課題が採択された。提案公募は2008年以降毎年実施している。2012年は史上最高の採択率を記録したが、相対的に提案件数は多少減少した。

<図IV-1-1> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



採択された提案の65%が特許庁ホームページ及び電子出願システムの改善と関連するものであった。担当者の検討によって採択された提案は直ちに施行されるのではなく、請願制度改善協議会を通じて内外の専門家らの審議を経た後に施行されている。請願制度改善協議会は特許庁制度改善など多様な発掘元から提起された顧客サービス制度改善課題を民間委員及び公務員らに検討させることで、提案された課題に対する実効性をより高める機能を果たしている。

3)評価及び発展方向

出願、登録、手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民のアクセシビリティの向上と利用便宜を図ることに寄与した。今後も特許庁は顧客の提案をより多く受け入れるため、特許顧客相談センターを通じて有線上でも顧客の提案を聴取できるチャンネルをより活性化する計画である。また、顧客の提案を単純に採択、不採択するのではなく、一回提案された顧客の声が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団はこれまで内部職員を中心に運営されてきた特許行政体験団の限界を克服し、「知的財産の大衆化」に向けた需要者中心の特許行政サービスを実現するため、専門性と参加度の高い外部顧客をモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを通じて顧客の意見を反映する疎通の窓口としての役割を果たす。

第1期特許行政モニター団は大韓弁理士会、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産サービス協会、韓国知識財産協会、大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政優秀公募提案者など計36人で構成した。

2012年11月26日の発足式を開始に1年間活動することになり、「常時モニタリング」と「集中モニタリング」方式で運営される。特許庁内部の申請過程を通じて選定されたモニタリング課題(特許路使用時の問題点及び改善事項など)に対し、57件の提案を受け、所管部署の検討を経て11件を採択し、2013年に改善できるよう処置した。

二. 顧客サービス常時モニタリング結果のフィードバック

1)顧客満足度調査

＜表IV-1-1＞5年間の特許満足度推移

(単位：点)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 満足度 | 73.46 | 73.81 | 73.81 | 72.70 | 74.40 |

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、顧客の意見を取りまとめで制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5つの分野(11の細部分野)を対象に、出願人、代理人、請願人など約2,400人を対象に、特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に委託して施行しており、顧客満足度の結果は各局(課)の成果指標(KPI)として設定され、報酬、昇進など成果評価に反映させることで、顧客満足度の改善が成果評価システムに連動するように制度化した。特許顧客満足度は毎年上昇し続けてきたが、2011年度に若干下落した。しかし、2012年に強力な満足度改善対策を樹立して推進したため、2012年度は74.40点という最高点数を記録した。

2)電話親切度調査

＜表IV-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 満足度 | 89.50 | 89.32 | 89.48 | 92.85 | 90.99 |

韓国特許庁は四半期毎に職員の電話対応時の態度をモニタリングし、局別・課別の点数を発表し、それを成果評価に反映するなど、電話対応時の態度を向上させるために努力している。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上のために、韓国特許庁のみ実施していた調査を傘下機関にまで拡大するとともに、四半期毎に4回実施していた調査を半期別に2回実施した。最初の受信状態、対応態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2012年の総合点

数は90.99点を記録し、2011年の総合点数(92.85点)に比べて1.86点落ちたが、全般的に「大変良好」の水準を維持している。初めて実施した傘下機関の総合点数は83.45点で、特許庁の電話親切度調査の初期結果と類似している。2013年からは傘下機関長評価の際に電話親切度調査結果の反映及び傘下機関職員の個人評価に一部反映することを要請した。

3) 請願行政サービスに対する評価

毎年総理室と権益委員会は政府機関全体を対象に、請願行政サービスに対する各部署の請願行政満足度評価を実施している。総理室では行政サービスを利用したことのある請願人を対象に、請願行政サービスの提供過程における総合的な満足度について、提示された標本中の一部を対象に、アンケート調査方法で実施している。また、権益委員会では「国民シムンゴ(苦情申立窓口)」サイトを通じて処理された請願に対する請願人の満足度評価によって評価を行う。満足度の測定は全体中央行政機関に対する満足度を測定することで、競争的かつ国民指向的な行政サービスを実現し、請願行政サービスの質的向上を図るものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、請願モニタリングなどの顧客満足のために、多様な庁内部の点検体系を運営している。

2012年特許庁は顧客満足サービス推進計画を策定・運営した結果、総理室の請願満足度評価において普通グループとなり、権益委員会の「国民シムンゴ(苦情申立窓口)」の請願満足度においては、優秀グループとなった。今後も特許庁は顧客満足の特許行政サービス実現に向け、多様な請願管理方策を施行する予定である。

第3節 顧客感動電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年から世界で初めてインターネット基盤電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からのサービス時間に対する拡大要望が増えつつある。

そこで特許庁は請願人の要望に応じて24時間、365日、いつ、どこでも電子請願サービスが利用できるよう、特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日Non-stop電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービス体系に切り替える作業に着手すると同時に、関連法制度も改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供できるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度はマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系(Real-Time Processing)に切り替えられるように特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を行った。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申請や電子文書利用申告など事前登録の手続きを簡素化し、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

<表IV-1-3>2003年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|----------------------|---|
| 請願 サービス 改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信など、使用者の利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善 |
| 特許ネット 基盤構 造の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計 ・ 24時間データベース起動の無中断・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用 |

2004年には一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるようにするなど、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。よって、書類提出期限の末日が土曜日の場合、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

<表IV-1-4>2004年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------|---|
| 法制度の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 ・ 週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長 |

| | |
|---------------|--|
| 特許ネットの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 ・オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現 |
| 電子出願ソフトウェアの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の誤謬検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現 |

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行され、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図るためにサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日にも電子出願など電子請願サービスを利用することができるようにした。24時間提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など大部分の電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出しようとする書類の誤謬を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表Ⅳ-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大

| 対象サービス | 推進内容 |
|---------|--|
| オンライン出願 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯サービス→24時間サービス(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間提供 |

| | |
|----------------|---|
| オンライン 通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯サービス→24時間サービス |
| 諸証明 申請/発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間帯サービス→24時間サービス ※申込サービスは24時間サービスするものの、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援 |
| 審査進行 情報など検索 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス |

＜表Ⅳ-1-6＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

| 区分 | 夜間サービス(1段階) | 休日サービス(2段階) | 24時間サービス(3段階) |
|------------|---|---|---|
| 時期 | 2005.2～2005.6 | 2005.7～2005.10 | 2005.11～ |
| サービス 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:08～24時 ・ 土曜日:08～24時 ・ 公休日:なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:06～24時 ・ 土曜日:06～24時 ・ 公休日:09～21時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:00～24時 ・ 土曜日:00～24時 ・ 公休日:09～21時 |

2006年度は24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理された業務が当日リアルタイムNon-stopで処理されることになり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスが高まった。

一方、請願書式の簡素化作業を進めた結果、334種の請願書類を149種に減らし、手数料の過剰支払による請願人の不便解消のため、手数料の納付事項をオンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きの簡素化で請願処理時間を大幅に縮小した。

＜表Ⅳ-1-7＞2006年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------------------|--|
| 請願書式 統廃合 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似の請願書式統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個) |
| 手数料納付事項 オンライン訂正 | <ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能 |
| 国有特許 活用度向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能 |
| 寄託微生物 管理システム | <ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連係 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化 |

これまで持続的に行ってきた電子請願サービス拡大により、いつ・どこでもNon-stopで請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便を解消することはできなかった。そこで、オーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問しなくても請願人が処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願をするためには特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば簡単に電子出願できるようにした。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段も多様化にし、特許顧客の手数料納付における便宜を大幅に強化した。

＜表Ⅳ-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ 利用者便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・ Window Vistaなど多様なPC環境による支援 |
| <p>電子出願SW機能改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書記載不備による意見提出の通知率縮小(43.62%→4.36%、90%縮小) ・ 請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・ 記載不備による審査処理遅延の予防 |
| <p>オーダーメイド型電子請願サービス提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・ 請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防 |
| <p>Web基盤電子出願サービス拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標をはじめ全権利に拡大 ・ 個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加) |
| <p>手数料納付手段の多様化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・ 手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・ 納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上 |

2008年度はこれまで需要者中心の電子請願サービスの拡大により、主な請願書式を作成・提出することができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたため、サービスの利用に限界があった。そこで、Web出願サービスの支援対象書式を登録書式、審判書式など請願書式全体に拡大し、各種便宜機能を拡充して2008年11月からサービスを提供している。同時に、出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を通じて、特許顧客のホームページ利用の利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に係わる基本情報中心の特許情報Webサービスの提供により、サービスの利用及び特許情報活用に限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大し、特許情報管理及び活用活性化を図った。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べて76.7%増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

＜表Ⅳ-1-9＞2008年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|----------------------------|---|
| Web出願サービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Web出願サービス対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加) |
| 特許情報ウェブサービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報 ・ 特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービス インフラ拡大 |
| 請願サービス改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・ 書類ファイルの履歴照会を通した諸証明書発行システム改善 ・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編 |
| ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ Web標準・ Web接近性強化 ・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用 |

2009年度はこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた特許路を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。顧客は特許路Webサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識のシェアリング、ブログサービスを構築して使用者が参加し活動できるように拡大するなど、使用者が疎通できる活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービス強化のため、未公開情報、通知書情報、締切り期限日に関する情報などのWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供のため、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大された Webサービスを通じてより多くの特許情報を、顧客が使う内部システムに連係させ活動及び加工することができるようになった。

電子文書作成機の分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、顧客が特許文書をより便利に作成することができるようにした。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料管理では、顧客の手数料納付の便宜向上のため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスとは、顧客が別途の納付行為をしなくても顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表Ⅳ-1-10>2009年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|----------------------------|--|
| オーダーメイド型 特許管理ポータル 構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理実現 ・知識シェアリング、ブログなど使用者参加型の空間構築 |
| 特許情報 Webサービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 <ul style="list-style-type: none"> －未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大 |
| 商用ワード基盤の 電子文書作成機開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・出願書及び補正書作成の便宜向上 ・共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化 |
| 特許手数料自動納付 システム構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上 |

2010年度には、これまでソウルを中心に実施した電子請願サービス懇談会を全国に拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)し、電子出願関連システムと制度に反映して改善した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施と、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供により高い関心を集めた。

<表Ⅳ-1-11>2010年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|-----------|---|
| 電子出願SW | <ul style="list-style-type: none"> ・共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行 ・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善 |
| 諸証明書サービス分 | <ul style="list-style-type: none"> ・諸証明書発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する謄・抄本交付申請の発行機能追加 ・諸証明書発行サービスにおいて1件単位で発行した最初出願の確認書を何 |

| | |
|-----------|--|
| 野 | 件かに併合して申請することができるように改善 |
| 手数料分野 | <ul style="list-style-type: none"> 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大 |
| 特許路ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加 |

2011年度は、電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取し、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学と協議して特許に関心のある大学生を対象に、電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

<表Ⅳ-1-12>2011年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------------|---|
| 電子出願SW | <ul style="list-style-type: none"> グローバル特許文書作成機の性能改善及び誤謬検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上 |
| 諸証明書サービス分野 | <ul style="list-style-type: none"> 登録原簿の写本申請を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善を遂行 |
| 手数料分野 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築 |
| 特許路ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 出願件に対し審査進行状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行 |

2012年度は、顧客親和的な特許ネット構築のため、特許ネット顧客諮問団を発足して運営し、持続的な意見要望を取りまとめて特許路 UI(User Interface)を改善するこ

とにより、諸証明の発行速度の改善などを成功的に反映させることができた。また、3Dデザイン出願制度の便宜性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルを拡大するなど要望事項を反映した。

＜表Ⅳ－1－13＞2012年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------|---|
| 特許路 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明の発行速度改善 ・出願件に対し審査進行状況を一目で確認できるよう審査処理進行事項確認機能改善遂行 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画像で提供する電子出願登録案内動画像サービス構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携した登録原簿照会サービス構築 |
| 電子出願分野 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務の効率を高めるため、模範明細書作成方法の内容を補完 |

ハ．評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービスの高度化により、特許顧客の電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後は顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化のために特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

まず、既存の複雑で不便であった電子出願SW機能をPDF基盤に統合し、便利で安定的に出願書など作成できるようにし、クロ-ム、サファリーなど多様なブラウザに

において正常に作動できるよう、特許路の互換性改善作業を行う予定である。

また、登録証の再発行の際にインターネットで便利に発行を受けられるよう、インターネット証明書発行システムを構築し、顧客の便宜性向上に努める予定である。

2. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は、国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することにより、産業発展に貢献できる制度である。そこで、米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて、国内外の特許情報を一般国民らに無料でサービスを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

1)特許情報の普及推進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を実施してきた。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRISの検索窓の生成される「出前特許検索サービス」を実施しており、2012年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計395機関が活用している。2010年からは企業、研究機関、情報事業者などが、特許庁が保有する特許情報データベースを自分の情報サービスに連携し、共通活用できる「開放型知財権情報共有システム(KIPRIS^{Plus})」を試験的にサービスし、民間の特許情報市場の活性化に寄与している。2012年には、初心者を含む多様な階層が特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページを全面改編し、スマートフォンな

どを通じていつでも特許情報を検索できるようKIPRISモバイルウェブを構築した。

2) 検索及び照会情報の拡大

KIPRISで提供する情報は初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には、特許庁ホームページを通じてのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスの提供を開始し、2012年度からは公報上の技術移転希望情報に関する検索と詳細情報も見られるようにサービスを行い、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用して KIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。このほかに、KIPRISから情報を検索する際に Googleポータル情報なども同時に検索できるよう改善するなど持続的に情報提供の拡大を行っている。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発も持続的に推進した。2006年には、会員加入及びログインなしで自由に検索することができるようにし、2007年には、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮して2005年の3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年には、KIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には、利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索して、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には、これまでの項目別検索機能を改善して、「スマート検索」を提供しており、利用者が多様な統計情報を一目で見ることができる「TODAY KIPRIS」を提供している。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によりKIPRISの利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を超え、2012年には5,171万回(KIPRISPlus検索含む)に達した。特許情報の普及により、国と産業界が進むべき産業発展の方向指針を提示し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権に関する情報を迅速かつ正確、より簡単で便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には、国民に対する特許情報検索サービスであるKIPRISを、初心者など多様な階層がより便利に利用できるよう大幅な改善を行い、その結果により2012インターネットエコアワードサービス革新大賞を授賞した。これからも特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を行い、知的財産権情報を円滑に活用できるよう最善を尽くす予定である。

<表IV-1-14> KIPRISの現状

(2012年12月現在)

| 区分 | | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|------|------|-------|------|------|-------|
| KIPRIS 使用者 登録状況 | 大企業 | 10,919 | 9,736 | 10,135 | 10,139 | 7,612 | 2,480 | 926 | 221 | 253 | 235 | 360 | 318 | 580 |
| | 中小企業 | 23,900 | 23,626 | 18,512 | 17,129 | 14,126 | 8,832 | 3,594 | 905 | 886 | 1,059 | 830 | 872 | 1,629 |
| (人、新規 加入者) | 弁理士 | 760 | 372 | 400 | 315 | 308 | 68 | 16 | 10 | 17 | 56 | 58 | 21 | 112 |
| | 研究所 | 3,812 | 3,449 | 2,593 | 2,387 | 2,424 | 2,473 | 1,119 | 430 | 410 | 506 | 388 | 412 | 778 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|--------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 個人 | 70,034 | 64,352 | 61,332 | 64,388 | 55,785 | 21,095 | 7,863 | 3,052 | 2,018 | 2,268 | 2,243 | 2,190 | 3,533 |
| | その他 | 10,449 | 16,544 | 13,444 | 13,883 | 31,447 | 89,220 | 36,953 | 6,295 | 7,260 | 6,998 | 1,889 | 5,690 | 4,763 |
| | 合計 | 19,874 | 118,079 | 106,416 | 108,241 | 111,702 | 124,168 | 50,471 | 10,913 | 10,844 | 11,122 | 5,768 | 9,503 | 11,395 |
| KIPRIS | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 検索回数 | (増加 | 879 | 2,033 | 5,514 | 6,858 | 9,242 | 13,049 | 16,107 | 18,699 | 23,785 | 27,675 | 27,361 | 33,085 | |
| (千回) | 率) | - | 131.4% | (171.2%) | (24.4%) | (34.8%) | (41.2%) | (23.4%) | (16.1%) | (27.2%) | (16.4%) | (-1.1%) | (20.9%) | |
| KIPRIS ^{Plus} | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 検索回数 | (増加 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7,729 | 13,216 | 18,624 | |
| (千回) | 率) | | | | | | | | | | - | (71.0%) | (40.9%) | |
| ホームページ | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問 | (増加 | 1,601 | 3,279 | 3,765 | 4,104 | 4,220 | 4,429 | 7,808 | 11,214 | 15,914 | 13,863 | 15,594 | 16,914 | 17,972 |
| 回数(千回) | 率) | - | 104.8% | (14.8%) | (9.0%) | (2.8%) | (4.9%) | (76.3%) | (43.6%) | (41.9%) | (-13%) | (12.5%) | (8.5%) | (6.3%) |

3. 知的財産権判例情報統合検索サイトの運営

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 キム・テギョ

イ. 推進背景及び概要

韓国国内の先端産業発展を受け、主力輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増しているが、特許専門担当部署がない多数企業らは、紛争に対する情報不足により国際特許紛争に対し適切な対応ができない状況ある。

そこで特許庁では、韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生頻度が高い技術分野の判例を1ヶ所で簡単に探すことができるように、知的財産権紛争判例情報の統合検索システムを構築して検索サービスを提供し、韓国企業らの知的財産権に係わる紛争業務を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の判例情報DB構築事業は、2009年から2012年までの国内判例5,462件と特許主要国IP5の紛争判例8,138件で累計13,600件の国内外の知的財産権紛争判例DBを構築した。特に2011年には、海外判例DB構築の権利範囲を商標、デザインにまで拡大し、海外特許の侵害訴訟判例情報も構築範囲に含めた。また、2012年には、海外判例の地域範囲を米国以外に中国、ヨーロッパなどに拡大し、米国ITC、製薬分野、非典型商標などのテーマ別分析情報を提供すると共に、特許判例DB構築技術分野は、韓国の判例は、WIPO分類の21技術分野から32の全分野に拡大し、海外の判例は、6大技術分野から紛争発生が頻繁な21技術分野に拡大した。

また、構築された知財権紛争判例情報のDBを基盤に、韓国企業の海外判例に対する理解と検索を支援するために、事件の題名、当事者などの書誌情報と法律争点、判断要旨などを韓国語で作成して判例原文と共にONE-STOP知的財産権判例情報の総合検索サービスを提供している。付加的に上下級審判決文、引用判例、関連の知的財産権、関連の法令情報などを視角化した判例マップをサービスしている。

その他にも法律争点別、産業技術別、国際分類別(IPC、ニース、ロカルノ)検索など多様な検索機能を提供し、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語検索機能、国際特許紛争用語辞典、法律用語辞典などと連係したポップアップ辞典機能など付加サービス機能を支援する。また、国内外紛争ニュースを提供して終結した紛争だけでなく、現在進行中の紛争に対する情報も提供している。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権判例情報の統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報へのアクセスを向上させ、国際知的財産権の紛争予防及び紛争における訴訟戦略の策定など対応能力の強化に役に立つものと予想される。また、言語的制約及び費用面での負担が大きい海外判例を韓国語で提供することにより、韓国企業の費用節減にも一助となると予想される。

今後、特許庁は相対的に保有規模が低い中国、ヨーロッパ連合(EU)の知的財産権の判例を積極的に補強する計画である。

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

知的財産が新しい成長のパラダイムとして登場し、知的財産の人材像が多様化、融合化、専門化へと変化することにより、特許庁では、これまで不備であった事項などを補完し、競争国の政策動向を反映して戦略的に体系化した「第2次国家知的財産人材養成総合計画(2012年～2017年)」を策定し推進している。このような産業界人材需要のパラダイム変化に応じて、需要者中心の知的財産人材養成事業においては、知的財産強国の実現を先導する核心人材育成というビジョンの下で、市場で要求する知財専門人材及び知的財産創出・活用人材の養成に力を傾けている。

まず、知的財産を創出できる人材養成のため、大学(院)における知的財産講座の開設を支援して、特許など知的財産に強い研究人材を養成しており、2011年からは、理工系を中心に医薬学系列、デザイン系列及び経営大学にまで講座開設を誘導して多様な人材を養成している。また、知的財産に関する講義の標準教材と各専攻分野において活用できる副教材も開発して普及し、大学教授を相手に知的財産講座を開設して、多数の学生を教えるようにする知的財産教授教育も大人気である。

また、OPEN-INNOVATION形態で、企業-大学間の新産学協力プログラムを運営し、参加企業と支援学生に対し実質的な支援を行っている。企業は、多様なアイデアを活用して問題を解決すると同時に、優秀な知的財産人材を確保することでき、参加する学生は、自分のアイデアを全国の学生と競い合い、企業を通じて商品化してローヤリティを受けるなど、多くのメリットが与えられる。

最も緊急な部分は、企業などの知的財産実務人材養成により、多様な知財権紛争と

訴訟などに対処し、未然に予防できる人材を養成することである。そのため、知的財産専門学位課程を支援し、業務に多忙な企業在職者のために多様な実務事例を中心とした学習を通じて企業が望む実務に強い知的財産人材を養成している。

最後に、弁理士制度の運営を通じて、国際的な知財権紛争において韓国企業が勝利できるよう弁理士の能力強化を支援しており、知的財産司法制度の改善及び弁理士法改正により国民の需要を満たすことができるよう弁理サービスの品質を高めている。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

基盤特許、お金になる特許の創出は、研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の確立により成否が左右される。ますます増加している韓国国内の企業に対する海外の先進企業と特許パテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立により最小化できる。従って、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と特許専門担当人材の養成が必要な状況である。

これに伴い2006年から本格的に工学及び自然科学系列の大学(院)生のために特許教育を実施し、2010年には、将来有望な知的財産権創出分野の医薬、経営、デザイン系列まで知的財産教育を拡大して実施し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育の基盤構築のために、知的財産教育の先導大学の選定を行うなど事業基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のため、理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学まで、知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に対する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般に対する講義とともに、特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2012年の大学における知的財産正規課程は、60大学で266講座を開設し11,796人が受講した。2011年度を受講生は9,762人に比べて2,034人が増加した。

＜表IV-2-1＞大学の知的財産教育支援状況

| 区分 | 大学及び大学院 | | | |
|------------|---------|-------|-------|--------|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| 大学数(校) | 51 | 56 | 60 | 60 |
| 講座数(講座) | 131 | 165 | 207 | 266 |
| 講座履修学生数(人) | 6,955 | 8,316 | 9,762 | 11,796 |

2010年度に示範的に推進した医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育は、2012年度には、医薬系列は3大学の6講座が運営され、デザイン系列は13大学の20講座が運営され、知的財産権の教育に対する関心が高いことが分かった。

2012年度からは大学における知的財産能力を強化し、大学が自ら体系的な知的財産人材養成教育の実施ができるよう、江原大学、仁荷大学、全南大学など3大学を知的財産先導大学に指定して運営した結果、3大学において74の知的財産講座が開設され3,451人が受講した。

＜表IV-2-2＞知的財産先導大学の運営結果

| 区分 | 科目開設数 | 受講者数 | 備考 |
|------|-------|--------|--------------|
| 江原大学 | 26講座 | 1,084人 | |
| 仁荷大学 | 31講座 | 1,417人 | 知的財産専門担当教授採用 |

| | | | |
|------|------|--------|---|
| 全南大学 | 26講座 | 950人 | 〃 |
| 計 | 83講座 | 3,451人 | |

3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年から本格的に実施され量的に持続的な成長を見せている。大学(院)講座は、2006年の48講座から2012年266講座に5.5倍増加した。

今後は教養課程の授業又は理論中心の基本的な内容から一歩進んだ、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と関係した実務中心の実習型教育を強化し、多様な教育課程に対する学生たちの要望と実務的人材を必要とする企業の要望に合わせる必要がある。また、大学の自律的な知的財産教育を誘導するため、知的財産専門担当の教授採用を支援し、工学認証プログラムに特許科目を取り入れるように推奨する計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1)推進背景及び概要

近年、国内外で知的財産紛争が激化することにより、紛争を効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&Dや、技術投資戦略の確立ができる知的財産専門人材の必要性が強調されている。知的財産専門人材は工学的な知識だけではなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する理解が必要である。従って、このような人材を養成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施すべきであるが、これまでの工学、法学、経営大は、このような融合教育の実施が難しかった。

そこで特許庁は、知的財産人材専門養成のために設けられた大学院の修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年はKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に新入生を募集して本格的な知的財産専門人材の養成を

行った。

2)推進内容及び成果

2012年にはKAISTで58人、弘益大学で45名の新生を選抜し修士学位の知的財産専門学位課程教育を運行して、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も並行して行った。

<表IV-2-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

| 大学 | 学位名称 | 授業形態別 | 授業年数 | 単位 | 登録人数 |
|-------|--------------------------------|----------------------|-------------|------|----------------------|
| KAIST | 工学修士 経営学修士 (知財権法専門) | 週末 | 2年 (6学期) | 33単位 | 2011年45人 2012年58人 |
| 弘益大学 | 知的財産学修士(MIP) (Master of IP) | 週内 (平日夜間 週末昼間) | 2年 (4学期) | 24単位 | 2011年44人 2012年45人 |

3)評価及び発展方向

知的財産専門学位過程は、国内初の知的財産分野における専門家養成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の確立、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活動など、企業と国の知的財産競争力強化の核心的な役割を果たすものと期待される。これから大学別に特性化された課程を強化し、社会で必要とされる教育を実施するなど、一層活発な活動を行っていく予定である。

ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

1)推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は教授にとってより必要なものである。特に、理工系の教授は知的財産に対する理解を基に教育を実施すべき知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学で開設された知的財産講座は大部分特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家によって授業が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産教育を実施できる教授がいないか、不足しているためである。また、教授が研究開発に取り組む場合は、知的財産を基盤とする研究戦略を策定して進行することにより、収益となる強い特許権を創出できるなど、成果を極大化にできるため、研究を行う教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

したがって、教授の知的財産能力を高めるため、教育対象を理工系教授中心にした知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築して施行した。

2)推進内容及び成果

大学教授は教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際に授業に適用できるよう事例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授の便宜を図り、大学へ直接出向き教育するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、深度ある学習のための国外深化プログラムを運営した。

また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産 이슈を広く伝えるため、韓国通信学会、韓国貿易学会、大学化学会、韓国物理学会、大韓土木学会、韓国工業化学会、大韓産行工学会、韓国材料学会、韓国工学教育学会、韓国発明教育学会、韓国知識財産教育研究学会など計11の専門学会と協力して、学会の定期的学術大会において知的財産のセッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行

い、知的財産の講義を実施した。

2008年に初めて開始したこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が年々増加し、2012年は、2011年の289人参加に比べて多少増加した374人が教育課程に参加し終了した。また、成果について調査した結果、教育履修後の現業(講義、研究過程)において活用した現業適用度は93.77点であり、教授教育履修後の能力向上度は35.23%であった。

<表IV-2-4> 大学知的財産教授教育の状況

| 区分 | 主な内容 | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011 | | 2012 | |
|-------------------------|---------------------------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | 大学 | 人数 |
| 出前教育 (週1回2時間、 8回) | 特許制度 明細所作成など | 2 | 17 | 4 | 36 | 6 | 47 | 4 | 51 | 4 | 79 |
| 短期集中教育 (課程別2泊3 日) | 知的財産権入 門、特許明細書 作成など | 28 | 112 | 55 | 174 | 78 | 238 | 66 | 228 | 71 | 285 |
| 国外深化教育 | 先進国特許制度 など | 2 | 4 | 8 | 10 | 6 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| 合計 | | 32 | 133 | 56 | 220 | 81 | 294 | 79 | 289 | 73 | 374 |

<表IV-2-5> 大学の知的財産教授教育プログラム

| 出前教育 | 短期集中教育 | 海外深化教育 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・圏域別に大学を訪問し教育することにより需要者の便宜を図る ・知財権に対する興味を誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力の向上及び特許活用能力強化 ・課程名 －上半期(知的財産権基本課程、デザイン・商標・著作権課程) | <ul style="list-style-type: none"> ・海外IP 専門教育課程参加 ・優秀受講教授及び知財権の講義教授として選抜 ・教授教育参加動機誘発 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>・大学名(4大学): 壇国大 学、東亜大学、仁荷 大学、国民大学</p> | <p>－ 下半期(特許出願戦略課程、特許技術価値評価及びライセンス過程) － 夏季(特許情報調査/分析過程、強い特許のための請求範囲作成過程) － 冬季(知的財産事例課程、知的財産教育マスター課程、特別講義) ・2012年 4月、8月、10月、12月、4回</p> | |
|---|--|--|

<表IV-2-6> 学会学術大会知的財産セッションの開設状況

| 区分 | イベント名 | 日時 | 場所 | 参加人数(人) | テーマ |
|---------|--------|------------|-----------------------------|---------|-----------------------------|
| 韓国通信学会 | 夏季学術大会 | 2012.6.21 | 済州ラマダプラザ 済州 ホテルラマダボルルーム2 | 61 | 標準特許獲得戦略及び紛争事例 など |
| 韓国貿易学会 | 夏季学術大会 | 2012.8.23 | 大明デルピノゴルフアン ドリゾート | 20 | 知的財産権関連紛争現状と紛争 解決機関関連 |
| 大韓化学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.19 | 釜山 BEXCO 206号 | 42 | 化学研究者のための知的財産支 援制度紹介 |
| 韓国物理学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.24 | ボグアンフィニックスパ ークホテル3階トパズ | 41 | 物理学知的財産セッション |
| 大韓土木学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.25 | 全南大学7工学館117号 | 32 | 建設産業の未来競争力強化のた めの知的財産の活用 |
| 韓国工業化学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.1 | 大田コンベンションセン ター101号 | 60 | 知的財産シンポジウム |
| 大韓産業工学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.2 | 漢陽大学エリカ(ERICA) キャンパス | 40 | 知的財産特別セッション発表 |
| 韓国材料学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.9 | 江原道江陵鏡浦臺リカイ センドパインリゾート | 47 | 新素材研究における知的財産 |
| 韓国工学教育学 | 秋季学術大会 | 2012.11.23 | 京畿道一山キンテックス | 35 | 工学教育課知的財産 |

| 会 | | | 第1展示場 212B | | |
|---------------|----------------|-------------|--------------------|-----|----------------|
| 韓国発明教育学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.24 | 京仁教育大学京畿キャンパス人文社会館 | 124 | 韓国発明教育学会学術発表大会 |
| ※韓国知識財産教育研究学会 | 創立総会及び特別シンポジウム | 2012.11.8,9 | 壇国大学西館106号 | 71 | 創立総会及び特別シンポジウム |
| 計 | | | | 573 | |

3) 評価及び発展方向

大学教授向けの知的財産教育プログラムへの参加教授は持続的に増加しており、学生向けの知的財産授業に対する必要性を認識した教授は、高い関心と熱意を持って教育に参加して知的財産講座を開設するなど、教育課程運営の成果が現れている。しかし、量的な規模においてはまだ不十分な点が多く、韓国の理工系教授21,011人の1.78%に過ぎない374人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は低いほうである。

より多くの教授を教育に参加させるためには知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラムの運営だけでは限界があるため、大学が自主的に教育を行うことが望ましいと言える。

現在のプログラムをレベル別、専攻別にプログラムを体系化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにすると共に、学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワークの構築を推進して、知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動の活性化などを期するならばより効果的であると言える。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン
行政事務官 アン・ビョンオク

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心向上及び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成すると共に、大学の斬新なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金の負担、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提示し、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限定されたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Innovation)の事例と言える。

イ) コンペティション部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードのコンペティション部門は、特許戦略の策定部門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術テーマに対し、国内外の特許を分析して研究開発の戦略及び特許獲得の方向を策定することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または、発明要約書に対し、関連した先行技術を調査した後、特許の可能性を判断したり出願書を補正または作成することである。

ロ) 参加資格

韓国国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略策定部門は3人以内のチームまたは、個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門は個人参加であ

る。

ハ)審査手続き.

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、推薦書(参加確認書)確認など基礎審査を行い、書面審査は、企業が、提出された答案を審査基準に基づいて受賞者数の3倍数程度を選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、自分が作成した論文の発表を通じて最終順位を定める。最終審査では、企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞を選定することになる。

ニ)審査基準

審査基準はコンペティション部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価をする。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の策定部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の策定を評価項目とし評価指標を定めた。

<表IV-2-7>コンペティション部門別の書面審査基準

| 部門 | 評価項目 | 評価指標 | 詳細内容 |
|----------------------|-----------|--------------------|------------------------------|
| 先行 技術 調査 部門 | 先行 技術 | 先行技術の調査達成度 | 効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など |
| | 検索 | 検索先行技術の適正性 | 検索先行技術の問題出題意図との符合性 |
| | 請求 範囲の | 請求範囲作成・補正の適 正性 | 最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など |
| | 作成・補 正 | 特許要件関連意見の妥当 性 | 新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否 |
| 特許 戦略 | 先行 特許 | 技術開発及び産業動向な ど分析 | 技術・市場・産業動向分析の適正性など |

| | | | |
|------|----------|---------------------|--|
| 策定部門 | 調査及び分析など | 先行特許調査(定量・定性・分析)等 | 主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など核心特許導出など |
| | | 核心特許の導出、選別、分析など | 主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など |
| | 特許戦略策定など | 将来の技術開発方向・戦略など提示 | 将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など |
| | | 技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など | 基盤特許確保のための特許戦略提示など回避技術設計方策など内部開発、外部導入戦略など判断 |

＜表IV-2-8＞コンペティション部門別の最終審査基準

| 部門 | 評価項目 | 評価指標 | 詳細内容 |
|----------|--------------|-------------------|---|
| 先行技術調査部門 | 学生答案 | 先行技術検索など | 先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など |
| | | 請求範囲作成・補正など | 請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など |
| | 企業成果 | 問題解決寄与度 | 問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度など |
| | | 発展可能性など | 今後の研究課題採択可能性、実務適用計画など |
| 特許戦略策定部門 | 先行特許調査及び分析など | 技術開発及び産業動向など分析 | 技術・市場・産業動向分析の適正性など |
| | | 先行特許調査(定量・定性・分析)等 | 主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など 核心・基盤特許導出など |

| | | |
|---------------------------|---------------------|---|
| | 基盤特許の導出、選別、分析など | 重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など |
| 特許戦略策定など | 将来の技術開発方向・戦略など提示 | 将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など |
| | 技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など | 基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など |
| 特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的連係性など | | |

ホ)2012年の授賞内訳

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の策定部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に学生6チームと指導教授6人を選定し、後援機関の優秀賞は25チーム、奨励賞は34チームを選定し、計65チームを選定した。先行技術の調査部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関の優秀賞28人、奨励賞55人で計87人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞と最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には、大学総長、企業CEOなど社会著名人200人余りを含んだ計450人余りが参加した。

<表IV-2-9>2012年の授賞内訳

| 区分 | 特許戦略樹立 | | 先行技術調査 |
|------------|------------------|----------------|----------------|
| | 学生 | 指導教授 | |
| 知識経済部長官賞 | 1チーム (1千万ウォン) | 1人 (5百万ウォン) | 1人 (3百万ウォン) |
| 韓国工学翰林院会長賞 | 1チーム (1千万ウォン) | 1人 (5百万ウォン) | - |
| 特許庁長賞 | 4チーム | 4人 | 3人 |

| | | | | |
|---------------------------|-----|-----------------------|-------------------|---------------------|
| | | (問題当たり8百万 ウォン) | (問題当たり5百 万ウォン) | (問題当たり 2百万ウォン) |
| 後援機関長 賞 | 優秀賞 | 問題当たり1チーム (6百万ウォン) | - | 問題当たり1人 (1百万ウォン) |
| | 奨励賞 | 問題当たり2チーム (2百万ウォン) | - | 問題当たり2人 (50万ウォン) |
| 最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞) | | 1大学(1千万ウォン) | | |
| 最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞) | | 1大学(1千万ウォン) | | |

へ)2012年の主要日程

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは2012年3月12日に大会公告を開始し、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

<表IV-2-10>2012年の細部推進日程

| 区分 | 詳細内容 | 2012年の日程 |
|--------------|-----------------|----------------|
| 公告・受付 | 大会公告 | 2012.3.12 |
| | 参加申込書の受付 | 2012.3.12-4.13 |
| 先行技術 調査部門 | 問題公告 | 2012.3.12 |
| | 答案提出 | 2012.5.24 |
| | 基礎・書面・発表・最終審査など | 2012.5.25-7.18 |
| 特許戦略 策定部門 | 論文提出 | 2012.8.31 |
| | 基礎・書面・発表・最終審査など | 2012.9.3-10.24 |
| 授賞式 | | 2012.12.10 |

2)推進内容及び成果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に47社が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は2010年度はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43社、2011年度は韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど48社、2012年度はKT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど一部の企業が参加と放棄をしたため、計47の機関に拡大された。受賞者に対する2012年度の就職優遇企業はLG電子など24社であった。

<表Ⅳ-2-11>2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(47社)

| |
|---|
| サムスン電子株式会社、JUSUNGエンジニアリング(株)、Hanhwa Chemical、現代KIA自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、現代製鉄株式会社、(株)ハイニックス半導体、LGシルトロン、SKイノベーション株式会社、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスピ(旧SLS造船)、DAESUN造船、(株)タップエンジニアリング、サムスン精密化学株式会社、ソウル半導体株式会社、(株)パンテック、株式会社緑十字、(株)イントゥロメディック、サムスンコニン精密素材、LIGエイディピ(株)、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国機械研究院、KIST、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院、サムスントータル(株)、ピーエスケイ(株)、日進製鋼(株)、(株)KT、(株)テス |
|---|

* 受賞者の就職優待企業(24社):JUSUNGエンジニアリング、HANWHAケミカル、現代KIA自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、現代製鉄株式会社、LGシルトロン、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスピ(旧SLS造船)、(株)タップエンジニアリング、ソウル半導体株式会社、(株)イントロメディック、LIG`エイディピ(株)、大林産業(株)、ピーエスケイ(株)、日進製鋼(株)、(株)KT、(株)テス

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により2011年度は99の大学から3,201チームが参加し、2012年度には101の大学から3,423チームが参加した。この中で82大学の1,696チームが論文を提出し、この中から39大学の152チームが受賞者として選定された。

＜表Ⅳ－2－12＞部門別の参加及び受賞状況

| 区 分 | 特許戦略策定 | | 先行技術調査 | | 合計 | |
|------|--------|------------|--------|-------|-----|--------------|
| | 大学 | チーム | 大学 | チーム | 大学 | チーム |
| 参加申請 | 77 | 792(1,527) | 90 | 2,631 | 101 | 3,423(4,158) |
| 論文提出 | 69 | 311 | 62 | 1,385 | 82 | 1,696 |
| 発表審査 | 33 | 106 | 39 | 184 | 45 | 290 |
| 受賞者 | 28 | 65(166) | 30 | 87 | 39 | 152(253) |

ハ)大学別の受賞者状況

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は39大学(152チーム、253人)である。大学別の受賞者を見ると、仁荷大学が30チーム、檀国大学及び亜州大学が各々8チーム、ソウル大学7チーム順で授賞し、最多受賞大学賞及び最多応募大学賞は仁荷大学が占めた。

＜表Ⅳ－2－13＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位

| 順位 | 最多受賞大学 | | | | 順位 | 最多応募大学 | | | |
|----|--------|------|------|------|----|--------|-----|----|-----|
| | 大学名 | 先行 | 戦略 | 小計 | | 大学名 | 先行 | 戦略 | 小計 |
| 1 | 仁荷大学 | 15.5 | 19.5 | 35 | 1 | 仁荷大学 | 470 | 54 | 524 |
| 2 | 檀国大学 | 1 | 15 | 16 | 2 | 延世大学 | 121 | 3 | 124 |
| 3 | 亜州大学 | 2 | 10.5 | 12.5 | 3 | 全南大学 | 94 | 18 | 112 |
| 4 | 慶熙大学 | 1.5 | 10.5 | 12 | 4 | ソウル大学 | 78 | 15 | 93 |
| | 東国大学 | 0 | 12 | 12 | 5 | 昌原大学 | 45 | 21 | 66 |

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
*(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数×0.5)
*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)
*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3)評価及び発展方向

2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは大会について肯定的な評価をした。ある企業は「全般的に過去と比べて技術分析及び先行調査の方法、結論導出の方法などが非常に発展したと見られ、参加者の熱意が高かった」とし、また「技術及び特許に対し正確に理解していて、発表力も優秀であり、報告書も論理的で説得力がある」と述べた。参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ったとし、特許戦略を策定しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び将来に対し、明るく楽観的な評価をした。

ロ. D2Bデザイン・フェア

1)推進背景及び概要

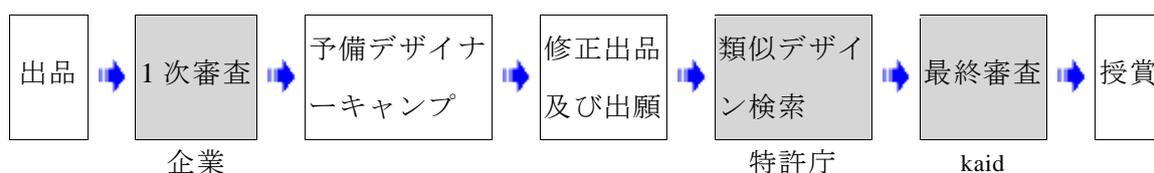
デザイン権公募展はデザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたもので、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。

韓国貿易協会と共同で開催し、輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、「D2Bデザイン・フェア」の参加者向けにIP教育を拡大し、参加企業の現場における教育とインターンシップを拡大するなど、より多くの支援を強化した。

数多くある他のデザイン公募展は各企業の広報と安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ることを目的としているため、出品者は、すべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を、創作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に、企業がデザイナーから創意的なデザインを得る、オープンイノベーション(open innovation)であるということが、最も大きな特徴である。

この公募展は企業が新しいデザインが必要な物品を提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは、予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正して最終出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

＜図IV-2-1＞デザイン権公募展の審査手続き



2) 推進内容及び成果

2012年「D2Bデザインフェア」では22企業が公募物品を提示し、78大学2,318点が出品され、111件がデザイン登録出願を行い、特許7件、実用新案2件を出願した。また、7件に対してライセンスが締結された。

大賞(知識経済部長官賞)は(株)否南磁器にシングル族のための磁器食器セットに花の形を形象化した仁済大学のキム・ソファ氏が受賞、金賞(特許庁長賞)は、移植ゴテがなくても移植できるようデザインした国民大学のキム・テウン氏の組が受賞、金賞(韓国貿易協会長賞)は、既存の黒いビニルを使用して環境汚染の主犯であったものをリサイクルが可能な被覆剤デザインを提案したホ・ンジョン氏が受賞した。受賞作は、2012年11月29日から3日までCOEXから開催した知的財産統合展示会に展示され好評を得た。

<表IV-2-14> 2012年D2Bデザイン・フェアの受賞者状況

| 区分 | 出題企業 | 受賞者 | | | |
|----|-----------------|---------------|---------------|------------------------------------|----------------------------|
| | | 学校 | 名前 | 作品名 | |
| 大賞 | 知経部長官賞 | 否南磁器 | 仁済大学 | キム・ソファ | シングル族のための磁器食器 プレゼンセット |
| 金賞 | 特許庁長賞 | デザインモ ール | 国民大学 | キム・テウン、 ジョン・ジミ ン、キム・チェ リン | Screw pot |
| | 韓国貿易協会長 賞 | チョンハ産業 | 公州大学 | ホ・ンジョン | 地を守る(農業時に環境汚染 のない被覆剤) |
| | 毎日経済会長賞 | LG電子 | 国民大学 | ノ・ジンヒョ ク、ノ・マリア | WHISEN OPUS1 |
| 銀賞 | 韓国デザイン振 興院長賞 | グリーンチャイ ルド | ソウル科学 技術大学 | ジョ・アラ、 イ・キョンミン | Dino Tube / Dino Rocker |
| | | - | 大邱カトリ | バン・ソヨン | Magic Frame |

| | | | | |
|--------------|--------------|----------|--------------------------|---------------------------------|
| | | ック大学 | | |
| | - | 啓明大学 | ベ・ジョンファン、キム・ドンヨン、パク・ソンミン | flow water sliper |
| 韓国発明振興院長賞 | Taejoo照明研究所 | 祥明大学 | ユ・ユンジョ、ド・ヤンス | 地上の星のように、Like on Earth |
| | iriver | 釜慶大学 | ヨン・グァンソク、イ・ソルビ | ストラップ型USBフリップ |
| | MSEVENSYSTEM | 一般 | イ・キョンス | スマートフォン |
| 韓国産業デザイン協会長賞 | AEKYUNG | 尚志大学 | キム・ウジュン、キム・ドンフン | Ball_treatment |
| | - | 東西大学 | ユ・キョンジュン | Tetrapot |
| | SINJUMORU | Hanbat大学 | キム・ヨンテック、キム・ジェミン | Blossom/アイパットケースのデザイン |
| | Taejoo照明研究所 | 清州大学 | ホン・ジェア | Vintage Modern Pendant Light Se |

<図IV-2-2>2012年の大賞及び金賞受賞作



3) 評価及び発展方向

出品作が2,318件で前年に比べて65.57%が増加し、参加大学も前年に比べて16.42%が増加するなど量的な成長を遂げた。ライセンスも7件が締結され、事業化の検討企業も4件に増加するなど、大きな成果を取めた。しかし、出品作が首都圏に集中するなど多様な広報が必要であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業が積極的に参加させるために広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して、事業化が用意で効果の高いローテク分野へと拡大すべきであり、収入と連携させるために期間を調整し、大学に実質的な知的財産権の出願教育の機会を提供するなど、出品作の多様化を追求する予定である。前年度の指導教授に対してはT3教授教育など関係教育を強化する計画である。この他に1次合格者に対する教育と出題企業のメンタリングを通じて知的財産権管理及び活用能力を強化し、今後、受賞作品に対するライセンス管理を徹底的にして名品公募展で跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

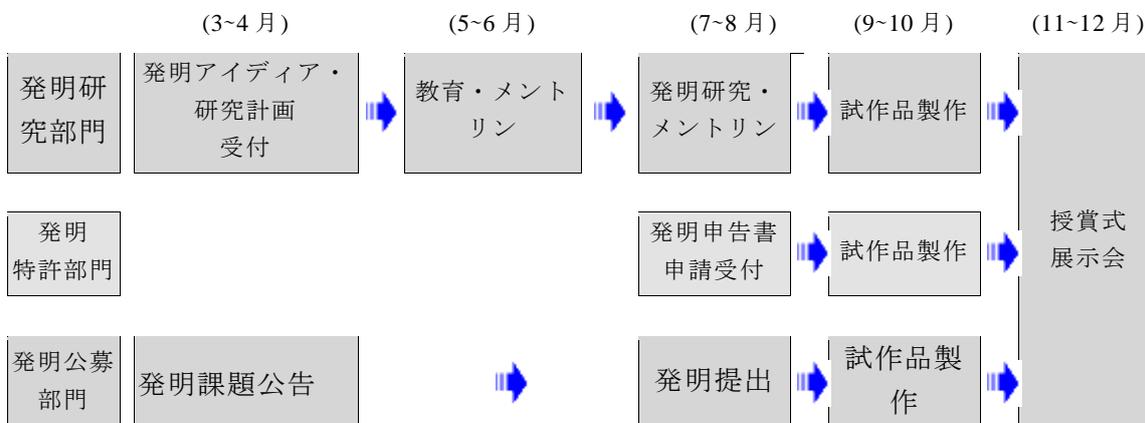
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識を整え、創造力と知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を土台に、技術課題に対し創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と関係した研究計画の策定及び

発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができる。

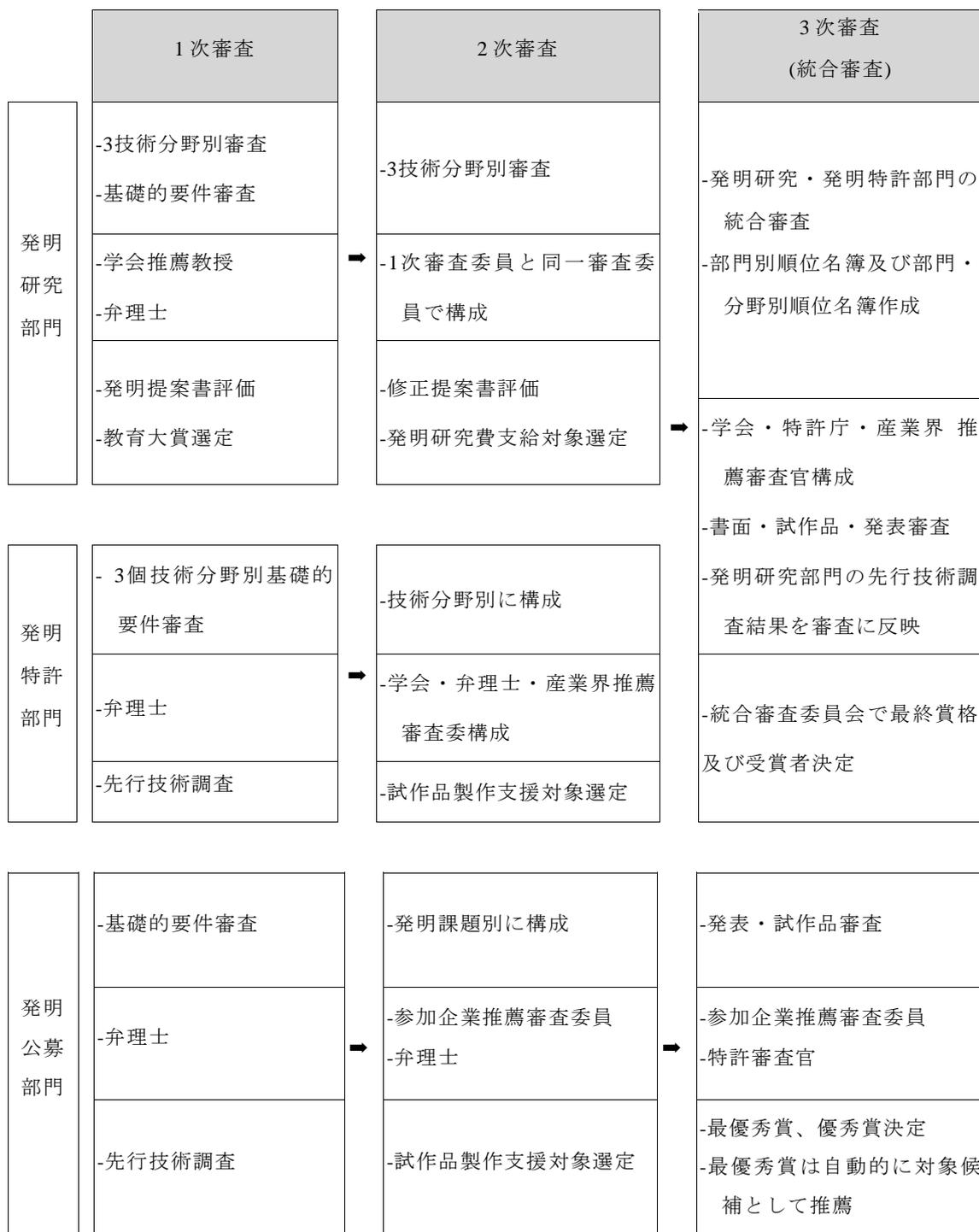
このような認識の下に知的財産に強い創意的な発明人材を養成して大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のために「2011大学創意発明大会」を開催した。2002年から続いた学部の生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営されている。

2012年の大会では、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を経て発明として完成させ、発明内容を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明研究部門」と、卒業作品または、論文などの研究成果を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明特許部門」の既存2部門の他にも、企業で必要とする発明と技術課題に対し、大学生らが特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明公募部門」が新設され、3部門で進行した。そして大会波及力の拡大と成功的な開催のために、韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同で主催し、大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関として参加し、HUROM LS(株)、中央防水企業(株)、ハン・キョンヒ生活科学(株)、LG産電(株)が発明公募部門において問題出題企業として参加した。

<図IV-2-3>大会の主要進行日程及びプロセス



<図IV-2-4>大会の審査プロセス及び基準



<表IV-2-15>2012年大学創意発明大会の授賞内訳

| 区分 | | 発明研究部門 | 発明特許部門 | 発明公募部門 |
|------|----------|---------------|--------|--------|
| 優秀発明 | 大賞(国務総理) | 1チーム(700万ウォン) | | |

| | | | |
|------|-------------------------------|---|-----------------------------------|
| | 特別賞(WIPO総長) | 1チーム(600万ウォン) | |
| | 最優秀賞 (教育科学部長官、 知識経済部長官) | 5チーム(各500万ウォン) (教育科学部長官2、 知識経済部長官3) | 1チーム (各500万ウォン) (知識経済部長官) |
| | 優秀賞(特許庁長) | 4チーム (各300万ウォン) | 4チーム (各300万ウォン) (Hurom社 社長) |
| | 奨励賞(学会長13、 ベンチャー企業協会会長1) | 8チーム (各100万ウォン) | 6チーム (各100万ウォン) |
| | 小計 | 34チーム(計9,300万ウォン) | |
| 指導教授 | 指導教授賞(科学技術団体総 連合会会長) | 8人(各200万ウォン) | |
| 団体 | 最優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長) | 1個(300万ウォン) | |
| | 優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長) | 2個(各200万ウォン) | |
| | 発明サークル奨励賞 (韓国発明振興会長) | 7個(各100万ウォン) | |
| | 小計 | 10個(計1,400万ウォン) | |
| 計 | | 52件(計12,300万ウォン) | |

大会の受賞者には、大賞は国際発明展の出品支援を、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。そして大会を通じて発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合には、職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は、発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

2) 推進内容及び成果

2012年大会では計115大学から3,030件が出品され、申請件数を基準に前年の実績と比較すると28.4%増加した。優秀発明38件を選定して授賞したが、大賞は「気泡が発生しない画面保護フィルム構造体」を出品した仁荷大学のイ・ヒョヨン、イ・ジェホ、ソン・ホヨンチームが受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を成均館大学校発明サークル「奇想天外」が3年連続受賞する榮譽に授かった。

＜表IV-2-16＞大学創意発明大会の出品状況

| 区分 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 967 | 1,990 | 2,360 | 3,030 |
| 参加大学 | 85 | 120 | 122 | 115 |

＜表IV-2-17＞2012年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

| 受賞名 | 授賞主体 | 大学名 | 氏名(学年) | 専攻 | 部門 | 分野 |
|-------------|--------------|---------------|--|-----------------------|----|----------|
| 大賞 | 国務総理 | 仁荷大学 | イ・ホヨン(4) イ・ジェホ(4) ソン・ホヨン(4) | 法学 | 特許 | 化学 生命 |
| WIPO 特別賞 | WIPO 事務総長 | 延世大学 | キム・ジョンミン(4) カン・ホンソン(2) ベク・キョンヨン(2) | 機械工学 | 研究 | 機械 金属 |
| 最優秀賞 | 教育科学 部長官 | 慶北大学 | キム・ジュンヒョク(3) イ・ヒョンア(3) イ・ジン(2) | 環境工学 環境工学 経済通商学 | 研究 | 機械 勤続 |
| | | 成均館大学 | ファン・スファン(3) キ・ミンジュ(1) チョウ・チャンイク(1) | 新素材工学 電気電子 工学系列 | | |
| | 知識経済 部長官 | ソウル科学 技術大学 | イム・テギユ(4) パク・イルホ(3) | コンピュー タ工学 | 研究 | 電気 電子 |

| | | | | | | |
|--|--------------|---|----------|--------------------------|----|-----------------|
| | | | パク・ジス(3) | | | |
| | 慶尚大学 仁済大学 | イ・ジョンミン(4) イ・ヘイン(4) | | 生命科学工 学 日本語日文 学 | 特許 | 機械 金属 |
| | 全南大学 | ジョン・テヒョン(3) ジョン・ウヨン(2) シン・ヘリョン(2) | | 電子通信工 学 電子通信 | 公募 | LS 産電 |
| | 圓光大学 | キム・ヒョンモ(1) | | 電気電子工 学 | 公募 | ハン・ キョン ヒ |

＜表IV-2-18＞2012年大学創意発明大会の団体受賞者状況

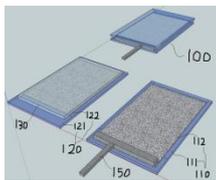
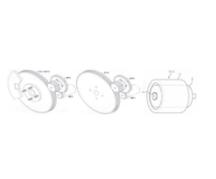
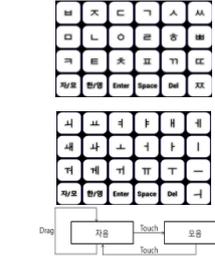
| 受賞名 | 学校名 | サークル名 |
|----------------|-----------|-----------|
| 最優秀発明 サークル賞 | 成均館大学 | 奇想天外 |
| 優秀発明 サークル賞 | 崇実大学 | 風車 |
| | ソウル科学技術大学 | 発明開発研究会 |
| 発明サークル 奨励賞 | 金烏工科大学 | 亀甲船神話 |
| | 延世大学 | 延世アイデア研究会 |
| | 建国大学 | IMOK |
| | 淑明女子大学 | とんでもない人々 |
| | 亜州大学 | ユレカ |
| | 永同大学 | APOS |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 梨花女子大学 | やわらかい脳 |
|--|--------|--------|

<表IV-2-19>2012年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況

| 受賞名 | 氏名 | 学校 | 学科 |
|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 大賞指導教授 | キム・ハクイル | 仁荷大学 | 情報通信工学科 |
| WIPO賞指導教授 | ベク・ユンス | 延世大学 | 機械工学科 |
| 最優秀賞指導教授 | キム・ヨンホ | 慶北大学 | 化学科 |
| | グォン・チョルジン | 成均館大学 | システム経営工学部 |
| | イ・スンヨブ | 全南大学 | 電気電子通信コンピュータ工学部 |
| | ファン・ヒョンス | 圓光大学 | 電気及び制御工学部 |
| | パク・ジョンヒョク | ソウル科学技術大学 | コンピュータ工学科 |
| | パク・ヨンチョル | 慶尚大学 | 生命科学工学科 |

<図IV-2-5>2012大学創意発明大会の受賞作

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| [大賞] 気泡が発生しない 画面保護フィルム 構造体 | [WIPO賞] タコ足型救命環 | [最優秀賞] 庭などの機能を持つ 読書テーブル | [最優秀賞] 分散型金魚餌自動 供給装置 |
|  |  |  |  |

| | | | |
|---|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <p>[最優勝賞]</p> <p>髪の毛掃除機及び 脱付着型風向回転 ヘアドライ機</p> | <p>[最優勝賞]</p> <p>ブレーキ発電機</p> | <p>[最優勝賞]</p> <p>トグルキーボード</p> | <p>[最優勝賞]</p> <p>二輪車据え置き台</p> |
|---|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|

3) 評価及び発展方向

2012年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

4. 企業の知的財産専門人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が要求されている。このような業務はますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に対する専門知識を持ち、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大部分の韓国国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2012年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は2.8%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も12.1%程度で低い水準であることが分かった。²²特に、資金と人材が不足する中小企業の場合、知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

したがって、特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に養成し知的財産能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の養成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供するために、基礎・中級・高級課程などレベル別・段階別に細分した26の課程で構成され、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

基礎課程は、入門段階の知的財産基礎教育が必要な中小企業の人材を対象に構成され、中級課程は、明細書作成・請求範囲の解釈など実務知識を中心に構成され、高級課程は、特許訴訟・ライセンス契約など専門家レベルの業務知識を中心に構成された。

<表IV-2-20> 2012年の中小企業知的財産職務教育課程状況

(単位：件、%)

| 区分 | 教育内容 | 課程数 | 中小企業 |
|----|------|-----|------|
|----|------|-----|------|

²² 2012年度知的財産活動実態調査、2012年12月、特許庁貿易委員会

| | | | 修了生数 |
|------|--------------------------------|----|------|
| 基礎課程 | 知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など | 11 | 94 |
| 中級課程 | 特許評価とライセンス契約、営業秘密管理及び不正競争防止法など | 9 | 49 |
| 高級課程 | 特許侵害鑑定書作成、主要国の知的財産権比較実務など | 6 | 58 |
| 計 | | 26 | 201 |

また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対し、教育費を80%支援した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の過程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義に対する満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として位置づけている。

2)海外知的財産戦略の人材養成課程運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される、中小企業人材の海外出願及び訴訟能力を強化するために、韓国国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育課程を開設すると共に、海外研修課程も併行した「海外知的財産の戦略人材養成課程」を開設し運営した。

Finnegan & Henderson ローファーム本社(米国)及び支社(中国、日本など)の所属弁護士などを韓国に招請し、韓国企業らが特許最多出願及び紛争が頻繁な米国、中国、日本など主要国の知的財産制度及び訴訟戦略の策定に関する教育を行った。2012年には韓国国内で、米国特許法及び訴訟手続きの教育4回、中国及び日本特許訴訟・侵害事例の教育各1回など計6回、短期海外研修(米国) 1回など計7回の教育を実施し、中小

企業人材の海外知的財産の実務能力を高めることに努めた。米国特許制度以外に、中国と日本の特許訴訟及び侵害事例に対する教育課程を開設し、需要者に多様な教育機会を提供した。

短期海外研修は、Finnegan & Hendersonローファーム(米国、ワシントンDC)が運営する「U.S. Patent Litigation Training Program for Asian Corporations(アジア企業のための米国特許訴訟の訓練プログラム)」に参加させ、韓国国内で習得した米国の特許訴訟科目に対するレビュー機会の提供及びMock Trial(模擬裁判)の参加など、実際に米国裁判所などで行われる実務の体験ができる機会を提供した。主要教育内容は、米国法律制度の紹介、事前の訴訟戦略、警告状発送、証拠提示、和解交渉、連邦巡回裁判所に上訴、訴訟チーム戦略会議などで構成され、バージニア東部地域の地方法院の見学など多様な体験プログラムを運営した。そして中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業の人材に限り研修費の80%を国庫で支援した。

<表IV-2-21>2012年の海外知的財産戦略人材養成課程状況

(単位：日、人)

| 課程名 | 教育期間 | 中小企業 修了生数 |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 米国法律制度及び特許法基礎課程 | 2012.6.27～6.29(3) | 13 |
| 米国特許紛争/訴訟及び防御戦略課程 | 2012.7.19～7.20(2) | 24 |
| 米国特許紛争交渉及び訴訟外解決方策 | 2012.8.24(1) | 19 |
| 米国特許訴訟手続き | 2012.9.20～9.21(2) | 14 |
| 中国特許訴訟概要及び侵害事例 | 2012.10.9～10.10(2) | 7 |
| 短期海外研修 | 2012.10.27～11.4(9) | 9 |
| 日本特許動向及び特許訴訟 | 2012.11.12～11.13(2) | 10 |
| 計 | | 96 |

同課程は、海外ローファーム専門家を招請し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟

制度など実務中心の深層教育を実施し、受講生らの海外知的財産制度の理解に役立たせ、Mock Trial(模擬裁判)等多様な体験プログラムの参加を通じて海外の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院及びベンチャー協会の既存教育課程に知的財産科目を追加で開設し、特許庁は教育コンテンツ提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2012年に、中小企業研修院(中央研修院、安山市)、ベンチャー協会で運営中である、事例から学ぶ現場革新、知的財産権の特別講義など5課程に知的財産科目を設け、中小企業の人材231人を教育した。

<表IV-2-22> 2012年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

(単位：人)

| 連携機関 | 教育課程名 | 教育日時 | IP教育課程名 | 受講生 |
|---------|------------------------|------------|-------------------|-----|
| 中小企業研修院 | 製品開発Project Management | 2012.3.8 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 26 |
| | | 2012.5.24 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 19 |
| | | 2012.8.30 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 29 |
| | | 2012.10.25 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 13 |
| | 製品開発/改善のための価値工学 (VE) | 2012.10.18 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 21 |
| | 事例から学ぶ現場革新 | 2012.10.25 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 23 |

| | | | | |
|-----------------|---------------|------------|---------------------------------------|-----|
| | 知的財産権 特別講義 | 2012.5.18 | 強い特許創出戦略 使用者と従業員がwin-winする職 務発明 | 52 |
| ベン チャー 協会 | 知的財産権 特別講義 | 2012.11.27 | 今は、知的財産経営時代 特許紛争! 中小企業も例外ではない | 48 |
| 計 | 2機関連携、5課程(8回) | | | 231 |

教育課程は、深化した教育内容よりは、知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが分かった。

4)地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者会合を対象に、各々の会合で主催するセミナーワークショップなどに講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための知的財産特別講演を支援した。

<表IV-2-23>2012年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演状況

(単位：人)

| 区分 | イベント概要 | | | |
|----------------|-----------------|------------------------------|--------------------|----|
| | 参加対象 | 日時 | 講演内容 | 人数 |
| 忠南知識財産センター(天安) | 忠南地域 中小企業CEO | 2012.5.14(月) 15:00～18:00 | 知的財産経営 優秀事例 | 50 |
| 慶南知識財産センター(昌原) | 慶南地域 中小企業CEO | 2012.6.27(水) 1 0:30～13:00 | 特許紛争事例 及び企業対応戦略 | 51 |

| | | | | |
|----------------|---------------|------------------------------|--------------------|-----|
| 全南知識財産センター(木浦) | 全南IP経営者クラブ会員社 | 2012.9.13(木) 15:00～18:00 | FTA時代の中小企業知的財産管理戦略 | 23 |
| 大邱知識財産センター(大邱) | 大邱地域IP関係者 | 2012.10.30(火) 12:00～17:00 | FTA時代の中小企業知的財産管理戦略 | 125 |
| 計 | | | | 249 |

5)企業間における知的財産ノウハウ共有などのためKINPA運営支援

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有と知的財産教育等を通じた企業の知的財産人材の能力強化などを目的に、韓国知的財産協会(KINPA)²³が設立され活動している。

2012年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7の分科委員会²⁴を計41回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者らで構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。これと共に、全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、IP5庁長・Industry会合に韓国代表団体として参加し、日本JIPAを訪問して協力策を模索した。また、新規会員会社の加入を決め、分科委員会の活性化方策などのようなKINPAの内実を固める多様な活動を遂行した。そして、最近の知的財産 이슈をテーマにした、韓国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成された「KINPA Annualコンファレンス」を開催しており、2012年には329人余りの企業関係者などが参加して、ヨーロッパ単一特許制度、米国訴訟と比較したヨーロッパ訴訟の相違点及び対応策、ヨーロッパ訴訟戦略、マドリット制度を中心にしたヨーロッパ商標の登録制度など、知的財産環境変化に伴う知的財産戦略及び実務者の専門性向上のための主題を取り上げ、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大のため、企業の知的財産担当

²³ 韓国知識財産協会(KINPA, Korea INtellectual Property Association) : 2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、ポスコなど韓国内主要企業67社が集まり、知的財産に関するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存のための協力などを目的に設立された。

²⁴ 教育人材養成分科と知的財産経営分科をIP経営分科に統合

者にBest特許エンジニア賞などを授与した。

<図IV-2-6> KINPA Annualコンファレンス開催模様



2012年にも、企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、韓国内企業の特許紛争及び獲得戦略などを紹介した。

<表IV-2-24> 2012年のCIPO朝食会セミナー開催状況

(単位：人)

| 日時 | 発表主題 | 発表者 | 参加者 |
|-----------|-------------------|----------------------|-----|
| 2012.2.15 | 中小企業部品素材事業の特許経営 | エルエムエス、 ナ・ウジュ代表理事 | 60 |
| 2012.4.18 | LG化学の特許経営 | LG化学、 イ・ハンソン特許部門長 | 64 |
| 2012.6.20 | サムスン電子の特許出願戦略 | サムスン電子、 イ・ホンモ常務 | 81 |
| 2012.8.28 | SKハイニックスのレンバス訴訟事例 | SKハイニックス、 | 50 |

| | | | |
|------------|------------------------------|---------------------|-----|
| | | キム・ウンテ 常務 | |
| 2012.10.17 | デジタル、ネットワーク技術変化に伴う企業の著作権環境変化 | 弘益大学、 オ・スンジョン 教授 | 52 |
| 2012.12.12 | デザインの新しい理解 | 弘益大学、 ナ・ゴン 教授 | 51 |
| 計 | | | 358 |

また、知的財産基盤が脆弱な中小企業の能力強化のために、KINPA内の知的財産先導企業が、メントリン申請をした非会員の中小企業11社を対象に、知的財産ノウハウメントリンを実施し、中小企業から良い評価を受けた。

同協会の運営を通じて、これまで「秘密と競争」の代表とされる知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育課程を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を養成する土台を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的には、中小企業の知的財産経営基盤構築のために、CEOなど経営陣の知的財

産経営マインドの向上が優先されなければならない、特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画であり、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも関係を図り、延いてはより多くの中小企業教育機関と締結して、知的財産教育を拡大する計画である。

同時に、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

5. 弁理士登録業務の委託

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

弁理士登録業務は、大韓弁理士会が法廷団体として1992年から委託・遂行していたが、弁理士会が1999年に任意団体に変更した以降は、特許庁が登録業務を直接遂行してきた。そのため、特許庁は、既存の政策業務だけではなく執行業務まで追加で遂行しなければならない負担があり、行政力を全て政策業務に集中することができない苦労があった。

一方、処理機関が二元化となり、同一な情報が特許庁の登録情報と弁理士会の会員情報に二重管理され、弁理士が特許庁に登録事項変更届けをした場合、特許庁で管理する登録情報のみ変更され、変更されたその事実は弁理士会に別途通報しないと弁理士会で管理する会員情報は更新されないという問題があった。このような構造により情報漏れが発生し、弁理士の登録情報と会員情報が一致しないケースが頻繁に発生し、弁理士など需要者がこれまで不便を訴えてきた。

2011年度から弁理士情報公開制度が施行されたことにより、弁理士に対する正確な

情報を提供しなければならない必要性が高まった。また、大韓弁理士会が2006年に再び法廷団体になったことにより、弁理士登録業務と弁理士会会員管理業務を弁理士会で統合処理できるようにし、顧客の便宜性及び業務の効率性を高めるべきだという意見要望が継続的に提起された。

ロ. 推進内容及び成果

韓国の弁護士、公認会計士、関税士、公認労務士に係わる情報は二重に管理されていたが、業務の効率性低下を防ぐために関連法を改正して、登録業務を行政機関でない各協会が遂行するようにした。税務士、鑑定評価士の場合は、行政機関である国税庁、国土海洋部が各々の登録業務の遂行をしてはいるが、登録申請時に税務士会、韓国鑑定評価協会を経由するようにして、行政機関の負担を減らし運営している。

<表Ⅳ-2-25> 他資格士登録業務の遂行機関状況

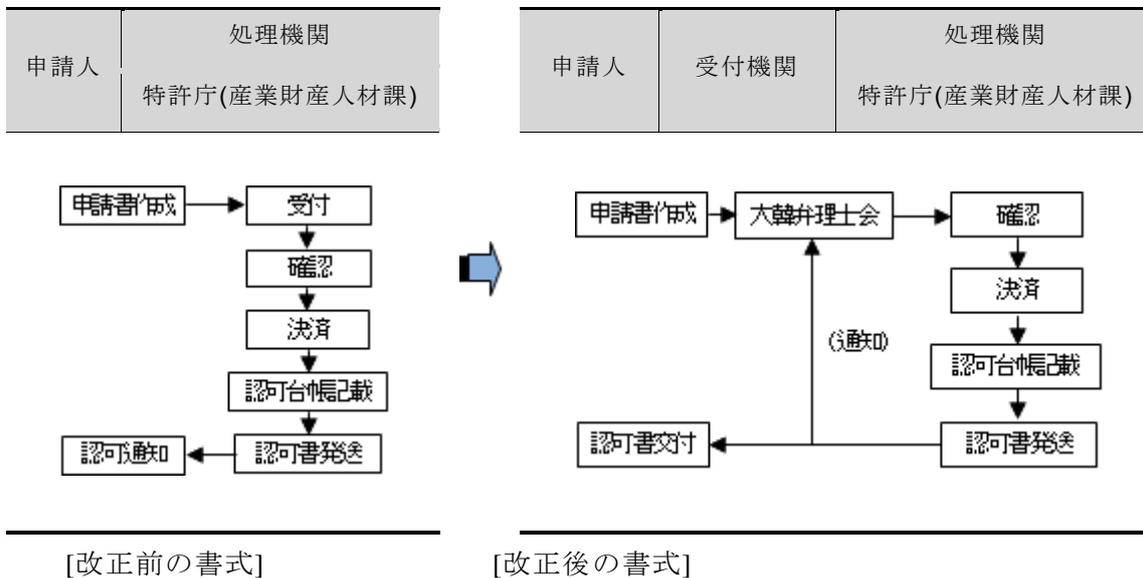
| 資格士 | 弁護士 | 公認会計士 | 税務士 | 関税士 | 公認労務士 | 鑑定評価士 |
|------|-------|--------|-----|------|--------|-------|
| 遂行機関 | 弁護士協会 | 公認会計士会 | 国税庁 | 関税士会 | 公認労務士会 | 国土海洋部 |

特許庁は、国内の他資格士のように登録業務を大韓弁理士会に委託するために関連法の改正を推進した。

まず、登録業務委託のための法的根拠として、行政権限の委任及び委託に関する規定(行政安全部所官)の改正を推進した。「特許庁長が大韓弁理士会に委託できる事務」に、登録業務を追加する内容の規定改正を2010年4月に依頼し、2011年1月24日に公布・施行した。

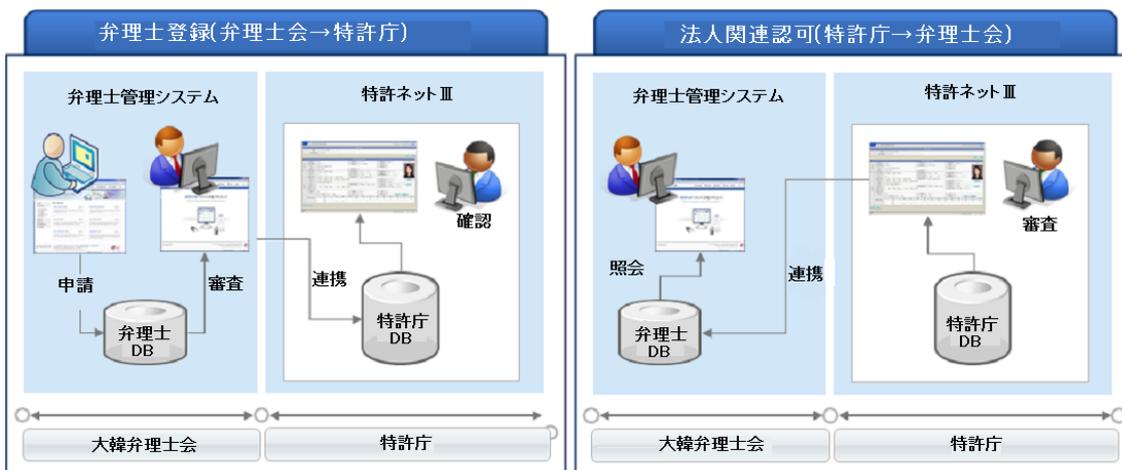
また、行政権限の委任及び委託に関する規定の改正完了と共に、弁理士法施行規則上の弁理士登録申請機関を「特許庁長」から「大韓弁理士会」に変更し、弁理士登録申請書、弁理士登録証、法人設立認可申請書など全14の別紙書式を変更する内容の改正計画を策定し、2012年6月1日に公布・施行した。

<図IV-2-7>別紙書式の変更



行政権限の委任及び委託に関する規定第15条に基づいて、大韓弁理士会は2012年5月に、弁理士登録事務処理規定を制定し、弁理士登録業務を効率的に処理するため、弁理士管理システムを開発した。また、弁理士登録関連の申請が弁理士管理システムで処理され、特許路を経由して特許ネットに伝送できるようにシステムを連携させてデータを一致させた。

<図IV-2-8>業務処理機関間のシステム連携



このような制度的基盤の下で、2012年6月1日に大韓弁理士会と弁理士登録業務の委託・受託契約を締結し、大韓弁理士会で一括的に弁理士登録業務を処理している。

ハ. 評価及び発展方向

弁理士登録業務を大韓弁理士会に委託して施行することにより、弁理士資格証明書の発行と法人設立及び定款変更の認可を除く、弁理士登録、登録拒否、登録取消、登録料納付告知、各種申告の受理、登録及び登録取消の公告、法人設立の認可申請及び定款変更の認可申請受付けなど、登録業務全般にわたり大韓弁理士会で直接処理することになった。これにより弁理士資格者は、大韓弁理士会を通じて弁理士登録と弁理士会の会員加入を一度に済ませることができたことにより便宜性が高まり、弁理士会は、登録業務を処理することにより法的団体としての位置が高まり、公共性も強化される見通しである。

今後、特許庁は、弁理士会の弁理士登録業務の遂行に対する定期的な点検を実施して不備な点などを改善し、弁理士など顧客の便宜を図るとともに、特許庁の業務効率性を高めるために多様な努力を傾ける予定である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 概観

国際知識財産研究院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ジョンキ

特許庁は、知的財産権が日増しに重要視されることにより、21世紀の知識基盤社会を先導し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成のため、発明教育の基盤構築、制度化、優秀発明の学生及び教員の発掘及び発明、知的財産の親和的な社会雰囲気造成などに努力を傾けている。

まず、特許庁は発明教育の基盤構築及び底辺拡大のため、1995年から市道教育庁と共同で発明教室を設置しはじめ、2012年現在まで全国で193の発明教室を開設した。特に、2012年には発明教室の履修実績を学校的生活記録簿に記載できる法的根拠を作り、より多くの学生が発明に関心を持たせた。

また、毎年増加する発明教育の需要に比べて発明教師の数が絶対的に不足な現実を勘案し、2012年に全国の4教育大学と師範大学を発明教師教育センターに指定し、予備教師と現職教師を対象に体系的かつ専門的な発明教育の実施を通じて、より専門化した発明教師の育成のための体系を構築した。

2010年からは、創意的発明人材の早期発掘と育成のため、KAIST・POSTCHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業を開始し、2012年には発明(英才)教育の基礎と学問的研究を支援し、体系的な発明人材の育成のために、「発明英才教育研究院」を設立した。

また、高校の段階において体系的な発明、特許分野の専門教育を行い、産業界の知的財産基盤実務人材養成のために、2008年から発明、特許の特性化高校を選定して支援を行ってきている。特に2012年には高等学校の専門教科課程に発明・知的財産関連の

独立教科目を新設するなど、教育科学部と特許庁がMOUを締結して特性化高校の発
明教育を拡大する契機となった。

発明活動の優秀学生及び教員発掘の拡大のため、大韓民国学生発明展示会、大韓民
国学生創意力チャンピオン大会、YIP(青少年発明家プログラム)などの大会を運営す
るとともに、発明奨学生、発明教育大賞選抜などを実施している。特に2012年には、
発明フェスティバル(大韓民国学生発明展示会と大韓民国学生創意力チャンピオン本
戦大会を同時開催)を通じて多様な催し及び体験を提供し、発明教育の拡大に対する
シナジー効果を生み出した。

実務型の知的財産人材養成を目的に、アニメーションなどのコンテンツを中心とし
たオンライン教育と集合教育を並行している。e-ランニング教育の効率的な管理と支
援のため、職務教育に必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダー
メイドコンテンツを提供して、計512機関を対象に団体教育(B2B)を実施した。IP-Chal
lenge課程を新規に開設して13大学1,580人が参加し、発明アイデア申告書の公募展に
も28大学200件が出品した。オンライン教育システムを備えた企業に対しては、コン
텐츠をレンタルしてe-ランニング活性化基盤を強化し、対象別e-ランニング教育運
営の内実化と多様化に期した。

2. 発明教育基盤の構築及び制度化

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 ジョウ・ナムギョン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ
出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成する発明教育基盤を構築するた
めに、発明教育の正規教科反映の推進、発明教育センター運営などを推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において初・中・高等学校の正規の教育科目として反映し、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

<2009改正教育課程「発明単元」反映状況>

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

2)発明教師の専門性向上及び教育機会拡大

特許庁は発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上などを図るために多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には、発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを向上した。

イ)発明教師の職務研修支援

21世紀型の知識基盤人材養成に向けて、詰め込み式教育の枠組みから抜け出し、創造力及び問題解決力を育てるオルタナティブ教育の発明教育が注目されている。これに伴い、現場の発明教師向け研修機会の拡大及び専門性向上のため、多様な教育サービスの要求も大きくなっている。

2005年まで発明教師職務研修は、主に休み期間を活用した集合教育により進行された。国際知識財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じて年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

そして、2006年から韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に、発明教育の職務研修科目を設けて運営するため、発明教育の職務研修費用支援を推進しており、2011年には10の研修機関に発明教育の職務研修費用を支援した。

＜表Ⅳ－2－26＞発明教育職務研修費用の支援機関数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 機関数 | 5 | 9 | 12 | 10 | - |

また、2009年には社会的条件及び教育環境の変化に応じ、現場教師の要求レベルを反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規でオンライン発明教育システムを構築して運営した。発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大を目指し、2006年7月から教育科学技術部の認可を受け運営しているサイバー発明教育研修院(www.ipteacher.net)は、2012年に8の正規課程を運営し、6,052人に新しい発明教育機会を提供した。

＜表Ⅳ－2－27＞サイバー発明教育研修院の教育状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教育人数(人) | 3,175 | 3,835 | 4,063 | 4,791 | 6,052 |

ロ)発明教育の研究学校指定及び支援

特許庁では、発明教育に対する多様な模範の適用と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方

法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意欲を高めている。

＜表Ⅳ－2－28＞発明教育研究学校の運営状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 研究学校数 | 21 | 22 | 24 | 23 | 22 |

3)発明教育センターの運営

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応するとともに発明教員の専門化向上に対するニーズが高まっていることを受け、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するため、2005年12月に竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材として育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2012年には発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に10科目を運営し計9,996人に対する教育研修を実施した。

イ)教員発明教育課程の運営

発明指導教員の教授・学習能力の開発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

ロ)学生発明教育課程の運営

2012年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に創意的問題解決課程と知的財産権創出課程の2課程を運営した。特に、創意的問題解決課程

に対する教育需要が多く、前年対比7回増設した20回を運営(448人教育)し、知財権創出課程は5回(105人)を運営した。また、教育課程運営の専門性確保のため、専門講師を教育内容別にチーム単位で構成し、需要者の要望に合わせ講義を提供するなど教育効果を高めるために努力した。

ハ)オーダーメイド型の教育課程運営

オーダーメイド型の教育課程は1987年「学生発明巡回教育事業(現発明巡回課程)」をスタートに、全国民を対象に発明教育を実施することで発明人口のすそ野を広げることに寄与した。2012年には、全国の小・中・高校と幼稚園にまで対象を拡大した。

<表IV-2-29>2012年発明教育センターの教育運営状況

(単位：回、人)

| 課程名 | | 教育対象 | 回数 | 人数 |
|----------|---------|------------------------------------|----|-------|
| 教員 発明 | 教育管理者 | 奨学官、奨学士、校長、教頭 | 6 | 228 |
| | 発明教師深化 | 小・中・高及び発明サークル指導教師、 発明教育に関心のある教師 | 2 | 74 |
| | 発明英才教師 | 小・中・高発明英才教育指導教師 | 1 | 18 |
| | 技術・家庭教師 | 中・高 技術・家庭教師 | 1 | 41 |
| | 発明指導事例 | 発明教室、発明サークル、発明英才クラス指導教 師 | 4 | 105 |
| | 発明教師入門 | 発明教育に関心のある教師 | 4 | 73 |
| | 6課程 | | 18 | 539 |
| 学生 発明 | 創意的問題解決 | 学校発明クラス及び発明教室で推薦した小・中・ 高校生 | 20 | 448 |
| | 知財権創出 | 学校発明クラス及び発明教師室で推薦した高校生 | 5 | 105 |
| | 2課程 | | 25 | 553 |
| オー | 発明体験 | 発明に関心ある学生 | 90 | 2,494 |

| | | | | |
|----|------|-----------|-----|-------|
| ダメ | 発明巡回 | 発明に関心ある学生 | 200 | 6,410 |
| イド | 2課程 | | 290 | 8,904 |
| 型 | | | | |
| 合計 | 10課程 | | 333 | 9,996 |

4)発明教師教育センターの選定

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が、と
 才居長の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学において発明教育に
 係わる職務研修を受けて発明教師となった。このため、増加する発明教育の需要に比
 べて発明教師の数が絶対的に不足し、発明教育の拡大の問題点となっていた。

予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師を養成するため、
 全国4の教育大学と師範大学に発明教師教育センターを指定した。発明教師教育セン
 ターとして指定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南教育大学(中部圏)、光州
 教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教
 材を活用した発明講座開設と発明教育文化の拡大のための内部プログラムを運営する
 ことになる。

イ)予備教師対象の発明講座開設

3つの教育大学の実科教育と予備教師を対象に、発明教育の理論及び実習について
 各々2単位以上の正規講座を開設して運営する。

ロ)現職教師対象の職務研修課程運営

各4大圏域別地域の現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発
 明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営する。

ハ)発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育才能寄附などを運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程(2011年8月確定)により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点であると言える。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育の専門性を整えた教員を養成する体系的な教員育成システムを順調に運営するため努力して行く予定である。

3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ジョンキ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国193の発明教室を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で自主的に推進されていた発明英才教育が、本格的に推進できるように政府関係部署との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築

し、これの一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「発明・特許特性化高校のプログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階において体系的な発明及び特許分野専門教育を通じ創意的で問題解決力が優れた学生たちを養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教室の運営支援

発明教室は1995年ソウル・インホン中学(現、奉天中学)において模範的に設置された以後、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置し、2006年に24の教室を設置した後に、182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には市・道・教育庁主官で11の発明教室を追加で設置し、2012年末基準で、全国において計193の発明教室が設置されている。

<表IV-2-30> 年度別発明教室の設置状況

| 年度 | 1995～2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|-----|-----------|------|------|------|------|-----|
| 設置数 | 187 | 2 | - | 1 | 3 | 193 |

特許庁は2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の充実した運営のために、発明教室の運営費支援を持続的に推進している。

このような発明教室設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教室の設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対す

る認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近は、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度に運営し、教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく、父兄など一般人向けの教育を拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表IV-2-31＞発明教室の利用者状況

| 区分 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学生 | 412,402 | 217,656 | 201,283 | 182,126 | 128,596 |
| 父兄 | 27,995 | 28,415 | 29,459 | 42,001 | 12,334 |
| 教師 | 16,529 | 23,753 | 26,071 | 21,629 | 6,715 |
| 利用者合計 | 456,926 | 269,824 | 256,813 | 245,756 | 147,645 |

* 2007年は年間人数調査及び2008年以降は実人数の調査

* 2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

* 調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教室により多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるように、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2)発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才養成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許

庁など6部署が参加した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置などで、発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的装置を構築した。

イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して、市、道教育庁に配布するなど発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市、道において発明英才クラスを運営している。2012年には、237の発明英才クラスで4,568人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表IV-2-32＞発明英才教育の状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発明英才クラス数 | 51 | 96 | 192 | 242 | 237 |
| 発明英才学生数 | 1,752 | 1,978 | 3,765 | 4,650 | 4,568 |

発明英才学生の教育プログラムとして2008年に小・中学の初級レベルプログラムとして各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2012年には、発明英才の内容標準教育プログラムに関する後続的な開発研究を通じて、発明教育プログラムを5大領域(発明の理解と属性、創意的問題解決、発明と融合、知的財産権、発明とリーダーシップ)、23の内容標準、73の下位要素に分類及び再設計し、領域別に教師用のガイドラインを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問

適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化されるすう勢を反映して、観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善し配布した。

＜表Ⅳ－2－33＞発明英才教育プログラム開発状況

| 年度 | 内容 | 対象 | 遂行機関 |
|------|-------------------------|--------------------------------|---------|
| 2008 | 発明とSTEM | 小(初級) 1種類、中(初級) 1種類 | 忠南大学 |
| 2009 | 多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム | 小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類 | 忠南大学 |
| 2010 | 発明・設計プロセス基盤 | 小、中、高校各1種類 | 光州教育大学 |
| | チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目 | 中級3種類(発明、人文社会、数理学、問題解決) | 崇実大学 |
| 2011 | 発明教育標準教材 | 小、中、高校各1種類 | 国庫/忠南大学 |
| | 発明英才教育内容標準指導ガイド | 初、中、高級各1種類 | 光州教育大学 |
| 2012 | 発明英才内容標準教育プログラム後続開発 | 初、中、高5大領域1種類 | 光州教育大学 |

ロ)知的財産基盤の次世代英才起業家育成

特許庁は、創意性が優れた小数精鋭の中・高校生発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

これに向けて、科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団はKAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファK

AIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議において人材像から選抜・育成体系までの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に韓国国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に、両大学に次世代英才起業家教育院を指定し設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年末に第1期の教育生181人を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年末に、第2期教育生152人、2011年末に、第3期教育生165人を選抜した。2012年は、2～3期教育生317人を対象に教育を実施しており、2012年末には、第4期教育生164人を選抜した。

両教育院は小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表Ⅳ-2-34>次世代英才起業家教育院の教育内容

| | KAIST 教育院 | POSTECH 教育院 |
|----------|----------------------------------|-------------------------------|
| 教育 目標 | ・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家養成 | ・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家養成 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>方式</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグル Docsなどを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オンオフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ 2回) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メントラがコ人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休み中2週間ずつ年2回) |
| <p>※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築 - 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築 | | |
| <p>教育内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術 ・ 企業発達史など人文学 ・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育 ・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など | <ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future : 未来技術先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future : アイテム具現のため技術検索、開発 ・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化 ・ Deliver the Future : アイテム選定して実際の設計、事業化プロジェクト |

<図IV-2-9> KAIST.POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力などを分析して次世代英才起業家教育生、父兄らを対象に進路などに対する個別相談サービスを提供している。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大改編した。発明教育研究院は、次世代英才起業教育生の支援以外にも、発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たすことになる。そして、次世代英才起業家教育院→発明英才クラス→発明教室と連係した発明教育システム構築などを推進する計画である。

3)知的財産創出能力を整えた産業技術実務人材の育成

特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するために、2007年に4専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進中の事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン発明高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され第1回目の支援が完了した。

また、2012年には第2回目の支援(2013～2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けていた学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規に選定された。

特に、2012年には教育科学部と特許庁間でMOUを締結することにより、発明、特許特性化高校の役割強化、高校の専門教科課程に発明、知的財産関連の独立教科目の新設、知的財産の教育強化のための専門教員拡充などの協力方策を構築し、これを通じて特性化高校の発明教育の基盤を整えるきっかけとなった。

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し、意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、関連部署との業務協力も強化していく予定である。

4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁では創造力が優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表Ⅳ-2-35> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動

| 発明・創意性大会 | 優秀発明活動学生及び教員選抜・支援 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・青少年発明家プログラム(YIP) | <ul style="list-style-type: none"> ・発明奨学生 ・大韓民国発明教育大賞 |

* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

発明フェスティバルはこれまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創造力チャンピオン本戦大会」を同時開催及び次世代英才起業家フォーラムなど多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生み出すようにした。

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化することによって、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・養成することを目的に、去る1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業らが提示した課題を、中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞することにより、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明フェスティバル

2012年にはこれまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会を同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会など多様な催しを提供することにより、観光客が37,369人増加し大きな成果を収めた。

イ)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会で、2012年で25回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者らには、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2012年に開催された第25回大韓民国学生発明展示会は8,485件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された159件の出品作は、2012年7月26日から7月30日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、大関嶺ユースホステル及び江陵青少年海洋修練院において銀賞、同賞を受賞した学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上を受賞した学生及び指導教師などには海外研修を支援して、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表IV-2-36>大韓民国学生発明展示会の出品件数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受付作品(件) | 5,572 | 6,344 | 7,060 | 9,768 | 8,485 |

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創意力チャンピオン大会は2009年16市・道別に予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し、今年は前年対比約2.7%増の1,273チームが参加を申し込んだ。

全体の参加チームの中で書面審査を通じて1,259チームを選抜し、6月に開催された全国16市・道予選大会を通じて98チームを選抜し、7月26日から28日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9チームのうちの3チームに対し、海外研修機会を提供した。

＜表Ⅳ－2－37＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 参加チーム数 (チーム) | 259 | 1,022 | 1,036 | 1,240 | 1,273 |

3)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年にはDUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)など2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、今年は8企業が参加し50チームを選抜することとなり、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加した。2009年度は134チームが参加申し込みをし、2011年度は586チーム、2012年度は822チームが発明アイデアを提出した。YIP参加チームに選定された学生らのアイデアは、教育を通じてアイデアの改善課程を経て、全員特許出願を完了した。

＜図Ⅳ－2－38＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

| 年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 後援企業数 | 2社 | 6社 | 8社 | 8社 |
| 申請チーム数 | 134 | 386 | 586 | 822 |
| 参加チーム数 | 10チーム | 30チーム | 40チーム | 50チーム |

* 2012年YIP後援企業: DUOBACK KOREA、ルノサムスン自動車、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、WINIAMANDO、KT、ハンキョンヒ生活科学

4) 発明奨学生 の 選 抜

特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するために、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生の選抜は2008年までは書類評価で選抜しており、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価とキャンプ遂行観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して、発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。

2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

<表Ⅳ-2-39> 発明奨学生の年度別選抜人数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----|------|------|------|------|------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数(人) | 315 | 100 | 100 | 101 | 101 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|

5)大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は教育現場で発明教育に献身する優秀発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2012年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

大賞を受賞したベ・ジュンヨン教師など一般発明教師6人とキム・ミョン Chol 教師には、国家知識財産委員長賞及び特許庁長賞と共に賞金が授与された。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と、各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大により大会の参加動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の申請作品数が毎年増加傾向を見せ、大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても忠実度を向

上させるなど、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

5. e-ランニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 カン・ボソク

イ. 推進背景及び概要

韓国の知的財産政策方向を設定する知的財産基本法が制定され、第1回目の知的財産基本計画(2012～2016年)が策定されることにより、政府と公共機関を中心に知的基盤社会の基盤を整えるために具体的な実行計画を推進している。これと歩調を合わせて知的財産に関する教育も一部担当しており、特に、最近のサムスンとアップルとの特許訴訟を契機に、社会全般的に知的財産に対する関心が高まる契機となった。韓国政府は2015年まで初・中等教育にデジタル教科書を導入するなど、急変する知的財産社会への対応を図っている。

特許庁は知的財産分野の核心人材を養成するために、中小企業など実務中心知的財産教育の拡大、小・中・高校など創意的な知的財産未来の主役育成、需要者オーダーメイド型コンテンツ開発を通じた知的財産情報の供給など、安価な費用で高い効率を上げるe-ランニングを活発に推進している。

急増する教育需要に対し効率的に対応しながら、多様な階層に対する知的財産学習の機会を与えるためには、スマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスだけではなく、インターネット基盤のオンラインコンテンツとリアルタイム放送を結合したe-ランニングの常時学習の構築がなにより必要である。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は知的財産教育が必要な8分野に対し、優先的に無料教育を支

援している。創意力中心の青少年、実務人材中心の企業と大学生、発明教育を指導すべき教員、発明の拡大を推進すべき特許関連機関、審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員及び中央、地方自治団体公務員などを対象に、生涯周期別に生涯教育を実施している。

フラッシュアニメーション及び動画像で作った計192のコンテンツを中心に、300人まで同時アクセスが可能なインターネット基盤のリアルタイム放送を結合したオンライン教育の実施とともに、事例中心の実習が必要な明細書作成などについて集合教育を並行している。

また、国家知的財産教育ポータルサイトを全面的に改編し、これまでの対象別e-ランニング教育による単純な入門の役割から、知的財産の情報、ストーリー、学習などを連携したポータルの役割が果たせるように強化した。特に、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築して、知的財産関連 이슈や時宜に合うタイトルについて情報と感性が融合した新パラダイムのe-ランニングコンテンツ計10コンテンツのサービスを行い、知的財産ストーリーフェスティバルを開催した。

さらに、知的財産に強い中小企業を拡大するため、「中小企業IPリーダ5千人」を2015年まで養成して「中小企業特許能力深化教育」を行い、業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

大学教育の場合は、これまでの講座を支援するだけでなく、企業で必要とする実務人材養成のためのIP-Challenge課程を新規に開設して、13大学の1,580人が受講し、発明アイデア申告書公募展にも28大学の200件が参加した。

また、小学生から高校生まで一貫した創意的活動が必要な青少年に対し、発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を作成させ、発明記者に対し論理的思考を育てる土壌を与えている。このような発明記者団の活動はほとんどオンラインで実施されるので、大規模に多様な教育が行えるメリットを持っている。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程などがあり、「遠隔職務研修」を通じて行われるので必要な単位を気軽に取得できる。最近、発明教育のための必修的な履修課程として認識され、発明教師に人気が高い課程である。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、計512機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業には、コンテンツをレンタルし、知的財産教育を拡大している。2012年には、中小企業研究院など計361千名に対し教育を行い、受講生は累計で219万人に上る。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供して特許に強い中小企業研究員を養成しており、青少年発明記者団の運営を改善して、2012年度は発明記者を4,869人に拡大し、記者団が作成した2,975件の発明記事は、年9回にわたりインターネット青少年発明新聞として発行され、創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築した。

また、大学のIP-Challenge課程は実務型の大学知的財産専門人材養成のため、9の中小企業が公募展を後援し、産学協力の基盤を構築した。

発明教員遠隔職務研修の効率性改善により、6,052人/年の教育を実施して86.2%の高い修了実績を達成し、青少年対象の「ロロと共にする発明探検」というコンテンツを開発して小・中高校の発明教育に活用している。

知的財産ストーリーセンターの構築は国民全体が対象であり、だれでも簡単に知的財産情報にアクセスできるようにし、知的財産大衆化の先導的な役割を果たした。また、これら知的財産e-ラーニングは、より専門的な教育が受けられる媒介体の役割を果たした。

アプリの開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築して、スマートランニングとインターネット基盤のe-ランニングを同時に提供するなど、全国民が時間と場所に縛られず知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ランニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育など関連機関を対象にした知的財産教育を推進するなど、知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

今後はインターネット放送と連携して中小企業の現実を考慮した実務、事例中心に、中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理、創出のノウハウを共有できるよう中小企業に対する教育の機会を拡大していく計画である。

また、2015年の小・中・高校のデジタル教科書の導入に伴い、増講現実体験などのコンテンツの変化が必要であり、需要者中心から知的財産情報を生産、共有できる知的財産ポータルへのアクセスの強化と、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の大幅な規模拡大を行い、青少年の発明活動と作文能力を高めるために記者団の管理能力及び教育課程開発などのシステム構築に集中していきたい。

この他、弁理士義務教育など関連機関の職務教育をさらに専門化し、中央、地方公務員のe-ランニング教育課程を拡大して、公共分野の知的財産に対する認識を続けて高めていく方針である。

<表IV-2-40>知的財産e-ランニング教育対象別の運営状況

| 教育対象 | 教育形態 | | 教育運営状況 | | |
|-------|------|------|-----------|-----------|---------------|
| | | | 教育課程形態 | 運営方式 | 受講人数(2012年基準) |
| 1.企業体 | B2C | 一般人 | 開かれた教育 | 知的財産認識向上 | 18,763人 |
| | | 中小企業 | 中小企業IPリーダ | 基礎、混合課程 | 1,178人 |
| | B2B | 中堅企業 | 特許能力深化教育 | 中級、オーダーメー | 1,225人 |

| | | | | | |
|--------|-------|---------------------|---------|---------------|--------------------|
| | | | | ト型教育 | (40企業) |
| | | 大企業 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 58,266人(51企業) |
| | | 中小企業 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 4,620人 (156企業) |
| | | 公共機関 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 39,427人 (60機関) |
| 2.関連機関 | B2B | 関連機関職員 | 団体教育 | 専攻技術調査期間教育 | 2,483人 (7機関) |
| 3.弁理士 | B2B | 弁理士及び職員 | 団体教育 | (修習)弁理士職務教育連携 | 1,672人 |
| 4.大学生 | B2B | 理工系 | 団体教育 | 単位課程連携 | 29,080人 (161講座) |
| | | デザイン | 団体教育 | | 337人 (6講座) |
| | | 教育大/師範大 | 団体教育 | | 417人 (17講座) |
| | | 法科大/経商大 | 団体教育 | | 1,785人 (20講座) |
| 5.青少年 | B2C | 青少年 | 開かれた教育 | 自主受講 | 17,741人 |
| | B2B | 初等 | 団体教育 | 学生生活指導と連携 | 83,193人 (136学校) |
| | | 中等 | 団体教育 | | 12,472人 (54学校) |
| 地域教育庁 | 団体教育4 | 71,171人 (31教育機関) | | | |
| 6.発明記者 | B2C | 青少年 | 開かれた教育 | 発明体験記事作成 | 4,869人 |
| 7.発明教員 | B2B | 初等 | 教育庁団体教育 | 年5期職務教育 | 3,724人 |

2011年度知的財産白書

| | | | | | |
|-------|----------|-------|------|------------|----------|
| | | 中等 | | | 1,942人 |
| | | その他 | | | 386人 |
| 8.公務員 | B2C | 特許庁 | 個別教育 | 年5期職務教育 | 9,468人 |
| | B2C | 中央/地方 | 個別教育 | 職務教育(中公共通) | 1,795人 |
| 計 | 192コンテンツ | | | | 368,417人 |

第3節 社会的弱者に対する配慮拡大

1. 概観

国際知識財産研修院 創意発明教育課 主務官 シン・ユシク

特許庁は社会的弱者に対する支援を拡大するため、青少年発明教育、無料弁理サービス、社会的企業のブランド・デザイン開発支援、中小企業の知的財産教育などを推進した。

訪問型シェアリング発明教育は発明教育を容易に接することができない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センターなどの35機関を直接訪問し、4,605人の学生らに発明体験を中心とした教育を提供し、昨年は機関別に1回の実施しかできなかったが、今年は5回に増やして体系的な教育を行い、教育効果を高めることができた。

また、「訪問型シェアリング発明教育」を履修した学生の中から、優秀な学生を国際知識財産研修院に招き、7月と12月に2泊3日の日程で「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、学生らが日頃体験できない発明深化教育及びデトク団地内の先端展示会などを見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業など社会的弱者の産業財産権の創出・保護のため、相談、書類作成及び産業財産権関連紛争コンサルティングなどの方法で弱者に対し支援を行った結果、相談実績が前年対比28%増しの11,120件を達成し、公益弁理士の審判・訴訟直接代理の定着により社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

知的財産権に対する基盤が劣悪な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤強化を行い雇用の拡充に寄与するため、2011年下半期から社会的企業のブランド・デザイン開発支援事業をモデル的に推進した。2012年度は、ブランド18企業、デザイン6企業など計24の社会的企業を支援して24件の出願成果を収めた。

知的財産才能シェアリング事業は社会的・経済的弱者に対して専門家が「知的財産才能」を寄付し、受恵者は少額でも少年少女の戸主、低所得層の老人など社会的弱者に現金又は現物を再寄付する事業である。2012年はモデル事業として推進され、江原、慶南、大田、忠南、忠北など5の知的財産センターにおいて51人の才能寄付者を募集し、29地域の中小企業を支援する成果を収めた。

2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

国際知識財産研修院 創意発明教育課 主務官 シン・ユシク

イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は島しょやへき地地域の学校、保育園そして地域の児童センターなどの青少年らに対し発明教育を提供し、教育を通じたシェアリングの教育文化を広く伝えるために2008年から実施した。

同教育は発明教育の機会がない疎外地域や階級の青少年らに対し、日頃経験できない創意発明教育を体験させることにより、発明を通じて青少年らの夢と素質を悟らせ、未来に対する希望を与えることを目的としている。

ロ. 推進内容及び成果

1)疎外地域や階級の発明体験教育「訪問型シェアリング発明教室」運営

島しょやへき地所在の小・中学校、児童福祉センターなど35機関を訪問し、4,605人の学生たちに発明体験教育を実施した。同課程は教育対象の年齢別特性を考慮して毎週3時間ずつ5回にわたり計15時間課程の創意力向上の体験プログラムであり、青少年らの便宜を図って全ての教具財を準備し、教育対象機関を直接訪問して体験活動を

実施した。また、機関の劣悪な教育環境を支援するために、創意力増進のための図書と学習用教具を寄贈し、青少年らが発明教育にもっと関心をもてるようオンライン課程 (IP-School)を開設して支援した。

<図IV-2-10>2012年の訪問型シェアリング発明教室運営体系



2)疎外地域や階級青少年招待「シェアリング発明キャンプ」運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学校の中で相対的に教育環境が劣悪な学生と教育熱意が高い学校の学生たちを発明教育センターへ招待し、2回にわたり計214人の学生に対し深化した発明体験教育を実施した。2泊3日のシェアリング発明キャンプを通じて疎外地域や階級の学生たちが日頃接することができなかった都市文化の体験と先端科学技術のメカであるテドク研究団地の見学など、多様な体験活動も提供した。

<表IV-2-41>2012年シェアリング発明教育運営状況

(単位：回、人)

| 課程名 | | 教育対象 | 回数 | 人数 |
|--------------------------------|---------------|--------------------|-----|-------|
| シェア リング 発 明 教 育 | 訪問型シェアリング発明教室 | 島しょやへき地など疎外地域・階級学生 | 175 | 4,605 |
| | シェアリング発明キャンプ | 島しょやへき地など疎外地域・階級学生 | 2 | 214 |
| | 計 | | 177 | 4,819 |

<表IV-2-42>年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況

(単位：回、人)

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| 教育回数 | 5 | 27 | 55 | 68 | 177 | 332 |
| 教育人数 | 154 | 1380 | 2,131 | 2,508 | 4,819 | 10,992 |

* 上記状況は、訪問型シェアリング発明教室、自治体連携の発明体験教室、シェアリング発明キャンプを含む。

ハ. 評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来、毎年教育対象の人数の増加とともに、受惠機関もこの教育に対する認知度が高まり、毎年申請する機関も増加した。特に、2012年のシェアリング発明教育課程は、教育効果を高めるために、「訪問型シェアリング発明教室」をこれまで1回実施したものを5回に拡大して運営することによって、教育脆弱階層の青少年を対象にした教育の質を高めることに大きく寄与した。

今後は持続的に発明に対する関心と参加を誘導するために、新たに「遠隔シェアリング発明教育」を拡大運営する予定であり、島しょやへき地など疎外地域の学生たちに夢と希望を与えることに努める予定である。

3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 ミン・サンキ

イ. 推進背景及び概要

高価の弁理サービスを受けられない国民基礎生活保障法上の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大企業と紛争中の中企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005

年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

相談センターは現在、弁理士12人及び図面士・行政職員など計16人で構成されており、相談業務、書類作成支援、知的財産権保護説明会、中小企業の産業財産権関連紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を奨励し、知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律構造事業も施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、相談実績は毎年増加傾向である。過去5年間の運営実績を見ると、相談センターは2010年7,121件、2011年8,670件、2012年11,120件の相談業務を遂行した。

このような知的財産権の底辺拡大による相談ニーズの増加に対応するために、自動応答システムを導入して相談サービスの手続きを改善した。

また、疎外地域の無料弁理サービス提供の拡大のために、春川市、鬱陵島を追加し、計15地域の地域知的財産センターとの協力を通じて2012年に582件の地域巡回相談を実施した。

<表IV-2-43> 2012年相談及び書類作成支援実績：支援類型別

(単位：件)

| 知財権関連相談 | | | | 書類作成支援 | 合計 |
|---------|---------|-------|------|--------|--------|
| 電話相談 | オンライン相談 | 来訪者相談 | 巡回相談 | | |
| 5,883 | 1,565 | 2,289 | 582 | 801 | 11,120 |

＜表Ⅳ－2－44＞2012年相談及び書類作成支援実績：支援対象者別

(単位：件)

| 基礎生活受給者 | 次上位階層 | 国家有功者 | 障害者 | 在学学生 | 満19才未満 | 小企業 | その他 | 合計 | 国家有功者 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|-------|--------|
| 557 | 105 | 601 | 1,559 | 1,571 | 70 | 2,957 | 38 | 3,662 | 11,120 |

* その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救済事業は2011年から特許審判院・特許法院事件について代理費の一部を支援していた既存方式の代わりに、特許相談センターの公益弁理士が直接代理を務めることにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

＜表Ⅳ－2－45＞2012年審判・訴訟関連の支援実績：支援類型別

(単位：件)

| 審判代理 | 審決取消訴訟代理 | 大法院上告代理 | 民事侵害訴訟費の支援 | 合計 |
|------|----------|---------|------------|----|
| 18 | 6 | 5 | 21 | 50 |

＜表Ⅳ－2－46＞2012年審判・訴の支援実績：支援対象者別

(単位：件)

| 中小企業 | 個人発明家 | 障害者 | 国家有功者 | 基礎生活受給者(次上位階層) | 合計 |
|------|-------|-----|-------|----------------|----|
| 29 | 12 | 6 | 1 | 2(2) | 50 |

そして、社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施した。パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い相談及び支援の拡大に努めた。

特に、2012年には「特許料などの徴収規則」に基づいて特許料などの免除を受けて

いる対象者の中で、公益弁理士の特許相談センターの支援対象に含まれなかった5.18民主有功者、枯葉剤後遺症患者、特殊任務有功者、軍兵士などを「発明振興法施行令」の改正を通じて支援対象者に追加するなどサービス支援対象を拡大した。また、疎外地域の住民に対する無料弁理サービスのアクセシビリティを向上するために、新規に巡回相談の要請があった春川、鬱陵島などを巡回相談地域に追加した。

ハ．評価及び発展方向

2013年には審判、訴訟の直接代理時に、専門技術分野別の3人共同代理の遂行により、審判、訴訟対応能力を強化し、公益弁理士が、紛争及び審査など難易度の高い相談と書類作成及び審判、訴訟業務に専念できるように相談分業化などの実施により業務プロセスを改善して顧客満足度を高め、品質の高い法律サービス支援を図る予定である。

また、中小企業など社会的脆弱階層の無料弁理サービスに対するアクセシビリティを改善するため、京畿テクノマート、情勢発明協会とMOUを締結し、社会的認知度を高めるために関連機関との業務連携方策などを模索するなど、社会的弱者に対する常時・接近支援体系を構築する予定である。

4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ミスク

イ．推進背景及び概要

社会的弱者の保護など社会的な問題に対する経済的アプローチ及び解決の必要性が台頭することにより、脆弱階層の雇用創出、地域経済活性化などメリットを持つ社会的企業に対する関心が高まっている。

そのため雇用労働部を中心に多様な支援が行われているが、主に人件費中心の支援に留まっており、特に知的財産と関連する政府レベルの支援は、特許庁で進行中の一部支援に限られて推進されている。

特許庁は2011年下半期にモデル事業として実施し、社会的企業を対象とする独自のブランド及びデザインを開発して権利化を支援する政策を地道に推進している。

ロ．推進内容及び成果

2012年には雇用労働部で認証した16の社会的企業と自治体で認証した8の予備社会的企業の計24企業を選定し、ブランド及びデザイン新規（リニューアル）開発支援事業を実施した。ブランド開発支援は、18企業、デザイン開発支援は6企業に対し各々行われた。

この事業により知的財産を創出した社会的企業の2012年度の売上高は前年比23.9%増加するなど経営成果が大きく改善され、同事業の効果が立証された。また、支援を受けた企業はブランドの価値及び企業イメージ向上に伴う成功的な販路開拓により、持続的な売上高増加などが期待されるものと調査された。

例を挙げると、支援を受けた企業の中で江原に所在するシンファ村営農総合法人（ブランドリニューアル開発支援）は、売上高が前年対比227%の増加となり、リニューアルした「ソングクイル將軍」ブランドでオフラインマーケットをオープンした。

出願件数も全体的に増加したが、支援前の商標出願件数は全体で13件に過ぎなかったものの、支援後は50件となり約4倍も増加した。デザイン出願件数も全体で3件に過ぎなかったが、支援後は10件となり約3倍以上増加した成果を収めた。

知的財産権に対する重要性を認識させ、知的財産経営に対するインフラ構築が重要な機会となったものと評価される。

＜表IV-2-47＞社会的企業の支援状況

| NO | 企業名 (所在地) | 支援 区分 | 主要支援内容 [品目] | 開発前 | 開発後 |
|----|-----------------------------|----------|--|--|---|
| 1 | (株)アイエンユケ イ (ソウル) | ブランド | BI [重傷障害者リハビリ 補助器具製造、販売 及びレンタルサービ ス] | - |  |
| 2 | ハンウルソリ (仁川) | ブランド | BI [公演] |  |  |
| 3 | コンセアル シェアリングセ ンター(仁川) | デザイン | 豆腐類包装デザイン 開発 |  |  |
| 4 | エリムイルト (仁川) | デザイン | 紙カップデザイン |  |  |

| | | | | | |
|---|-------------------------|------|---|---|--|
| 5 | (株)ノナメギ (江原) | ブランド | BI [エネルギー節約型住宅建築サービス] | - | |
| | | | | ウェルビーン、ロハスの代表イメージである Slow を Slowell Culture に変えて適用することにより、トレンド主導のため定立したネーミングとブランドデザイン | |
| 6 | シンファ村営農 組合法人 (江原) | ブランド | BI [環境に優しい食材] | 손곡 임장군 | |
| | | | | 「お母さんの真心」を「ふくろ」というモチーフで形象化し、環境に優しい食材を最大化したブランドデザインを定立 | |
| 7 | (株)イジャン (江原) | ブランド | BI [環境村] | | |
| | | | | 村の共同体を成す人が、自然と共に生きる環境村のカラーと形態を形象化したブランドデザインを構築 | |
| 8 | シンファ村営農 組合法人 (江原) | デザイン | 包装デザイン BI(リニューアル) [あたたかい食卓デザイン、醤油と味噌カメの置き場] | | |
| | | | | 器の形を象徴化し「田舎の食卓」という意味を強調したデザインで、包装デザイン開発及び包装デザインを使ったBI リニューアル | |

| | | | | | |
|---|--------------------------------|-------------|---|--|---|
| 9 | <p>幸せな仕事場 事業団 (大田)</p> | <p>デザイン</p> | <p>包装デザイン [ソフトウェア]</p> | - |  |
| <p>デザイン開発後、他企業からデザインベンチマーキングの依頼を受けるほど反応が良かった。(現在市販中)</p> | | | | | |
| 10 | <p>(株)グリーンテック (大田)</p> | <p>デザイン</p> | <p>製品デザイン [電子製品]</p> | - |  |
| <p>支援当時、大田市との納品協議においてデザインの問題により推進が難しくなった状況であった/現在は金型推進中/米国及び日本のバイヤーと相談進行中</p> | | | | | |
| 11 | <p>(財)フランシスコ の家(忠北)</p> | <p>ブランド</p> | <p>BI、スローガン、 包装デザイン、 Comm戦略 [化粧ティッシュ 及び手袋類]</p> |  |  |
| <p>「アルムドリ」ブランド活用中に商標登録ができなくなり、臨時に「ナムヒャンギ」で化粧ティッシュ類のみ適用中</p> | | | | | |
| 12 | <p>エスジェイ商社 (釜山)</p> | <p>デザイン</p> | <p>包装デザイン [動物配合飼料]</p> |  |  |
| <p>既存の一貫性のない包装デザインのIdentityを新たに定立し、ブランドネーミング及び包装デザインを開発して適用</p> | | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 13 | エスジェイ商社 (釜山) | ブランド | BI、スローガン [ソフトウェア] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 14 | グリーン ソリューション (釜山) | ブランド | CI、BI [電子製品] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 15 | 環境に優しい資 源開発推進委員 会(釜山) | デザイン | 製品デザイン [溶接服、溶接手袋] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 16 | (株)蔚山クジラ (蔚山) | 社会的企 業ブラン ド開発及 び権利化 支援 | 企業 BI 新規開発 「モングルル クジ ラパン」 | - |  |
| | | | | 新しいブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 17 | (株)未来を開く 人々 (蔚山) | 社会的企 業ブラン ド開発及 び権利化 支援 | 企業 BI リニューアル開発「サンドルレ クル」 | 「サンドルレク ル」(文字) |  |
| | | | | 既存の文字で構成されたブランドにアイデンティティを付与し、新しいロゴをつけ合わせてリニューアルして開発 | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|------|-------------------------------|--|---|--|
| 18 | (株)ユニワールド (大邱) | ブランド | BI、スローガン [スカーフ、ハンカチ 製造] |  |  | BI デザインリニューアルを通じてブランドのイメージを改善し、シンボルを製品デザインに適用し、ブランドの価値を最大化にした。 |
| 19 | 大邱結婚移住女性センター他文化企画団ドドリム(大邱) | ブランド | CI、BI [人権教育、他文化物品レンタル] |  |  | 他人により先登録され、今後の事業領域拡大などのためにブランドを新たに開発及び権利化すると同時に、ブランドコンセプトを定立して差別化する。 |
| 20 | (株)ザ石鹸 (慶南) | ブランド | BI [天然手作り石鹸] |  |  | 環境に優しい製品のイメージと天然コスメチックブランドでCore Identityを確保し、BIを開発して権利化及び輸出の橋頭保を構築 |
| 21 | コンセミ (全南) | ブランド | 食品群 B、I 新規開発 | - |  | 多様な食品群で構成されるファミリーブランドを新規に開発 |
| 22 | (社)オウルリム (光州) | ブランド | ブランド開発 [飲料] |  |  | 製品の説明的表現である既存使用の単純標章をブランド化にし、ネーミングで表現した。 |

| | | | | | |
|----|---------------------|------|----------------------|--|---|
| 23 | ジェネラルバイ オ(株)(全北) | ブランド | BI [LEDランプ] |  |  |
| | | | | 社会的企業の製品として市販LEDランプの BI 開発及び包装デザインを開発して適用 | |
| 24 | イルベウムト (済州) | ブランド | CI、スローガン [カフェ、花卉] | - |  |
| | | | | 事業分野拡大のため、カフェと花卉部分をつ なぎ合わせた新しいブランドネーミング及び デザインを開発して適用 | |

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対する知的財産権の創出及び保護関連の支援拡大により、社会的企業が質的に成長できる基盤を構築したということに大きな意義がある。

これまで社会的企業の状況などを考慮せず一般的な支援に留まっているとの指摘があったが、これを反映して問題点を補完して支援事業をより拡大していく予定である。

社会的企業の財政状況などを鑑み、企業負担金を引き下げ、業種分野別の差別化支援と社会的企業の需要を反映して事業内容を多角化する予定である。また、社会的企業が、知的財産経営の重要性を自ら認識できるよう、コンサルティング、IP関連教育、出願費用の支援なども行い、知的財産才能シェアリング事業など、庁レベルで実施している支援事業と連携を図りながら事業を推進する計画である。

さらに、社会的企業の知的財産権に対する認識向上に向けて、知的財産教育及び知的財産経営のブームを造成するため、全国規模の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

5. 知的財産才能シェアリング事業の推進

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 主務官 ファン・イエウォン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

特許庁は中小企業の知的財産競争力を高めるために地域知識財産センター、知識財産保護協会などを通じて教育、相談出願、紛争と関連する事業などを行ってきた。しかし、地域の有望中小企業に支援が偏っていたため、零細事業者などは政府の支援を受けることが難しかった。

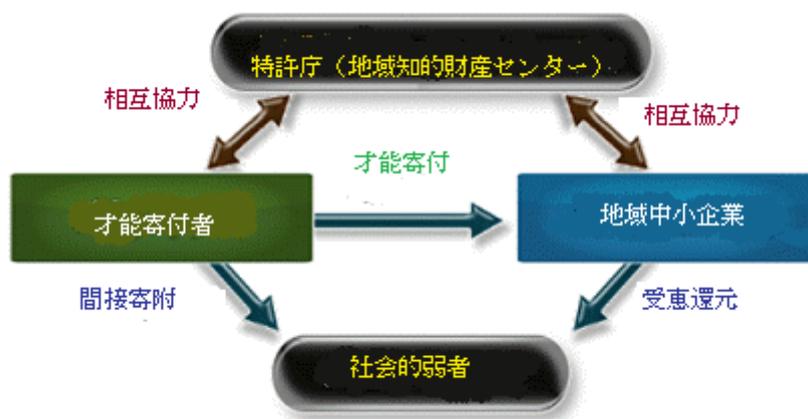
そこで、弁理士、デザイナーなど民間の知的財産専門家の才能寄付により、社会、経済的弱者の知的財産と関連する隘路事項の解決を助ける知的財産才能シェアリング事業を2012年からパイロット事業として推進している。

2) 事業概要

知的財産才能シェアリング事業は社会的、経済的弱者に対して専門家が知的財産才能を寄付し、受患者は少額でも少年少女の戸主、低所得層の老人など社会的弱者に対し、現金又は現物を再寄付する事業である。

知的財産シェアリング事業は2012年にパイロット事業として推進され、5地域の知的財産センター(江原、慶南、大田、忠南、忠北)で先に実施された。

<図IV-2-11> 知的財産シェアリング事業モデル



- * (才能寄付者) 地域中小企業にIPコンサルティング、特許発掘、ブランド・デザイン開発などに関連する知的財産才能を寄付
- * (地域中小企業) 才能寄付を受けたい中小企業は、申請書を地域センターへ提出して現金又は現物を地域福祉団体などへ還元
- * (特許庁・地域センター) 事業が円滑に推進できるよう、事前・事後管理及び改善策などの施策を実現

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

知的財産シェアリング事業を推進するため、地域知的財産センターの中で才能シェアリング事業と類似した事業を推進した経験のあるセンターをまず選定した。

大田、江原、忠北、忠南、慶南センターなど5の地域知的財産センターにおいて51人の才能寄付者を募集し、29地域の中小企業を支援した。才能寄付者は、地域大学のデザイン学科の教授、デザイン専門企業、弁理士、創業専門家など多様な方で構成された。

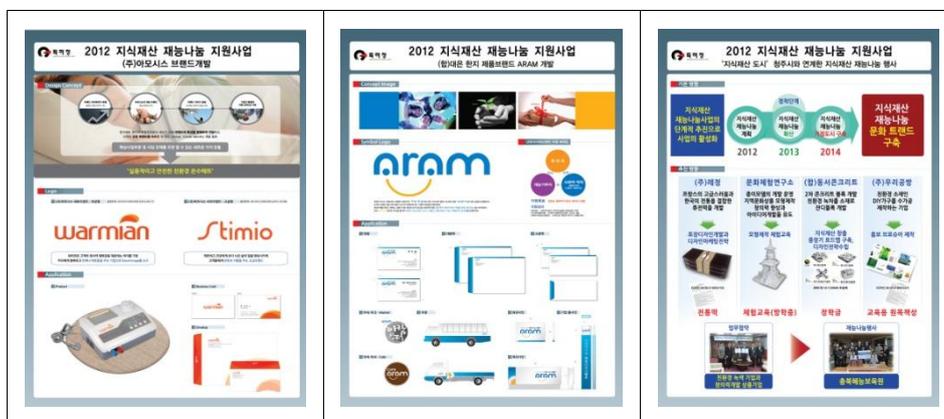
6月28日に大田テクノパートにおいて、「知的財産シェアリング総括オリエンター

ション」を開催し、才能寄付者と才能需要者が集まった中で才能シェアリングの意味を考える機会を設け本格的な活動を開始した。

2)成果

2012年の事業は成功事例の導出に重点を置き、主にブランド、デザイン分野を集中的に支援した。知的財産シェアリング事業の代表的な成功事例は以下のとおりである。

<図IV-2-12>知的財産シェアリング事業の代表事例



事例1は、(株)ウィップスのイ・ファンチーム長が才能寄付者として参加し、温水マットのブランド開発を支援した事例である。(株)アモシスは、ホームショッピングで温水マットをランチングする計画を立てていたが、適切なネーミングが見つからず困っていた企業であった。しかし、この才能シェアリング事業の支援により、暖かい感じの「warmian」というブランドを持つこととなり、近々ホームショッピングでこのブランドをランチングする計画である。

事例2は、江原大学デザインセンターが才能を寄付し、(合)デウンの韓紙(障子紙など)製品ブランド「ARAM」を開発した事例である。(合)デウンは社会的企業でCIがない状態であったが、才能シェアリング支援事業により「ARAMA(意味は美しい人々で、韓国語読みを短くしたもの)」という社会的企業の特性を生かしたCIを持つことになった。

事例3は、忠北清州市と連携して知的財産シェアリング事業を推進した事例である。清州市は、2014年まで知的財産シェアリングの拠点都市を構築する計画を持っている。

優秀才能寄付者と社会還元に積極的に参加した受惠企業に感謝の心を伝えるため、これまでの成功事例を集めて「知的財産才能シェアリング事業の成果報告会」を11月23日に、海雲台セントムホテルにて開催した。この日のイベントで7人の優秀才能寄付者と受惠企業2社に対し、特許庁長から感謝牌を授与した。

<図IV-2-13> 2012年知的財産シェアリング事業の成果報告書



<表IV-2-48> 才能寄付者感謝牌の授与者名簿

| 氏名 | 所属及び職位 | 受惠企業名 | 寄付内容 | 備考 |
|-------------------|--------------------|--------------------------|---------------------|--------|
| イ・フ ァンス | (株)ウィップス/チー ム長 | アモシス | 企業 CI 開発 | 忠南センター |
| シム・ チャン ミン | 慶南産業デザイナー 協会/会長 | グリーンパイオス、 ムルグラス | 企業 CI 開発 | 慶南センター |
| ユン・ ミョン ファン | 建国大学/教授 | (合)ドンソコンクリ ート、(株)レジョン | デザイン開発コンサルティ ング | 忠北センター |
| チャ ン・ヒ ョウミ | 韓国交通大学/教授 | (株)エネスピー | ブランド開発、 包装デザイン開発 | 忠北センター |

| | | | | |
|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|
| ン | | | | |
| コ・ヒ ヨク | ボンパートナス/代 表 | シンヤンエネルギー (株)ヘプシバなど | デザイン開発、 コンサルティング | 大田センター |
| キム・ テスン | デザインリパブリッ ク/代表 | (株)トルスター | カタログデザイン | 大田センター |
| パク・ ギョン シク | 江原大学デザインセ ンター/先任研究員 | (合)デウン | 韓紙製品の統合ブランド(B I) 開発 | 江原センター |

また、知的財産才能シェアリング事業参加者の共感と自負心を鼓吹するために、知的財産才能シェアリングのCIを開発したが、このCIも慶南知的財産センターで勤務するイ・グァンシクコンサルタントが才能を寄付して製作された。

<表IV-2-49> 知的財産才能シェアリングCIのデザイン及び意味

| デザイン | 意味 |
|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> - 才能寄付者が集まって愛のハート型を形成し、受惠企業に才能を寄付することによって、企業の成長を図り、愛の花が満開することを形象化 - 3色のまるい円形を使って精練されたところと、企業が円滑に営まれることの意味を付与 |

ハ. 評価及び発展方向

知的財産才能シェアリング事業を通じて知的財産競争力を確保することができ、恵沢を受けた企業は、その利益の一部を地域社会へ還元することによって、企業競争力の向上とともに、地域の分ち文化拡散を同時に成すことができる土台を構築したといえる。

2013年からは知的財産才能シェアリング事業を全国17の広域市、道へと地域範囲を

拡大して本格的に推進する計画である。また、寄付内容もブランド、デザイン中心から特許分野まで範囲を広げる予定であり、全国経済団連合会、貿易協会、大韓商工会議所など経済団体と大企業、大学、大韓弁護士会、韓国知識財産協会(KINPA)、地域ボランティア団体と連携を図りながら才能シェアリング事業を実施する予定である。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 概観

「発明の日」の記念式は優秀発明家及び発明有功者を褒章することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民的な発明雰囲気作りを拡散させるために開催するイベントである。2012年度には、「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」という主題で、国務総理が臨席した中で63ビルのグランドボールルームにて行われた。

2012年の「発明の日」の記念式では金塔勲章を含む政府褒賞など79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては、褒賞金の支給、トロフィー授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援など副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する2012年の特許技術賞には10の発明が選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計204件が応募し20：1の競争率を見せ、計10の授賞作のうち、個人及び中小企業が5件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標デザイン展、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけではなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2012年には、38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内94社(人)から153件、海外31ヵ国から443件を出品及び展示し、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第47回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 リュウ・チョンス

イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている

このような循環の出発点である知的財産の創出促進は、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重と共に、発明と知的財産の重要性に対する共感を拡大し、国民レベルにおける発明雰囲気を作成する必要がある。

政府は知的財産に対する認識の重要性を向上し、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と法廷記念日に指定した。発明の日記念式典では、発明家らの士気を高めるために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2012年の第47回「発明の日」記念式典では、「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」というタイトルで知的財産強国元年の宣布を記念し、知的財産の育成を通じた国家競争力強化の意志を表明した。記念式典には、国務総理をはじめ発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中、5月18日に63ビルグラウンドボールルームにて開催された。

記念式典では発明及び特許分野に貢献した有功者78人に金塔産業勲章など政府褒賞があった。同時に、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王に選定して月桂冠を授けた。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会及び発明関連の創作ミュージカル講演などを行い、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。特に、国務総理が4年連続で記念式典に臨席し、知的財産の重要性と発

明家が尊重される文化作りに取り組む政府の意志を表明するなど、発明の日のプレゼンスが高まった。

多角的な方法でイベントを認識させ、参加率を高めるためにオンライン、オフライン、マスコミ広報など、事前準備から実行に至るまで体系的な企画広報を行った。放送及び動画像 21 回、総合紙 17 回、経済紙 38 回などオン・オフライン上で 231 回の報道、KBS 「男の資格」というプログラムを活用した国民向けの広報を遂行して「発明の日」の広報効果を最大化した。

<図IV-2-14>式前公演



<図IV-2-16> 「男の資格」 発明大会



<図IV-2-15>2012年今年の発明王月
桂冠授与



<図IV-2-17>主題映像物上映



ハ. 評価及び発展方向

第 47 回の発明の日記念式典は単純に褒賞を行って政策情報を伝えるイベントから脱し、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。発明の日記念式典に展示された優秀発明品は、2012 年の大韓民国発明特許大展に置いて展示し、

今年の発明王は、政府大田庁舎の発明家の殿堂に展示することにより、1回限りで終わってしまう発明の日の意味を再確認させ、地域発明家などの発明意識を奨励する契機となった。また、広報動画は、政策紹介ではなく「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」というタイトル下に、先祖の優秀な発明品の紹介とともに、発明を通じて現在と未来をつなぐ大韓民国の発展可能性を強調することによって、発明家が感動と自負心を持つことができる内容で構成した。

また、様々な付帯イベントを通じて参席者らが楽しめるようにするなど、参席者オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして発明に係わる創作ミュージカル公演を実施し、参加者らの耳目を集中させることにより後に続く記念式典に集中させた。1部の授賞式が終わった後もフュージョン国楽公演を行い、2部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう配慮した。

3. 特許技術賞授賞

電機電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 イ・チャンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明雰囲気作りを拡散させ、産業技術競争力を向上し、延いては国家産業発展の貢献に向けて、韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半年からは半期別の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数も増加し、一般人の関心度が増大している。

<表IV-2-50>授賞種類

| 区分 | 種類 | 授賞数 | 賞金 | 受賞者 |
|---------|-------|-----|-----------|-----|
| 特許・実用新案 | 世宗大王賞 | 1 | 1,000万ウォン | 発明者 |
| | 忠武公賞 | 1 | 500万ウォン | |
| | 池錫永賞 | 2 | 300万ウォン | |
| デザイン | 丁若鏞賞 | 1 | 500万ウォン | 創作者 |

* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

<図IV-2-18>授賞マークの種類

| 世宗大王賞 | 忠武公賞 | 丁若鏞賞 | 池錫永賞 |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |

* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2012年度の特許技術賞は10の発明品を選定し、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。

2012年の上半期の世宗大王賞には、高い競争率を突破した現在自動車株の「自動変速機の6速パワートレイン」が、下半期には、国防科学研究所の「二重銃身が装着された複合発射型個人火器」が選ばれた。

<図IV-2-19>2012年上半期の特許
技術賞授賞式

<図IV-2-20>2012年下半期の特許
技術賞授賞式



特許技術賞は1992年から2012年まで計283の優秀発明・デザイン(特許207、実用新案21、デザイン55)を選定し授賞することにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を果たしている。

<図IV-2-21> 2012年上半期の受賞

発明品紹介



<図IV-2-22> 2012年下半期の発名

品紹介



ハ. 評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たした。2012年度には、特許技術賞に204件が応募し20:1の競争力を見せるなど発明者の関心度が高かった。特に、授賞者選定時に個人または、中小企業を優遇する条項を設けることにより、大企業の発明と競争しても、実質的に均衡が成り立つように運営しており、2012年度も授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が5件を占めた。

一方、年間2度授賞することによって優秀発明の発掘が難しくなる場合に備え、特許技術賞の品格に適合しないと判断した場合には奨励賞を用意するなど、賞の品格が低下しないよう防止している。また、応募期間を上半期は3月、下半期は9月とそれぞれ1ヵ月を維持し、発明家が特許技術賞に応募する時期の予測可能性を高め、多数の発明家が応募できるように制度を運営している。

4. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 リュ・チョンス

イ. 推進背景及び概要

発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は知的財産権に対する国民の認識を向上させるとともに発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大することで、国際的なネットワークを構築することを目的としている。さらに、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化することができる。技術先進国への跳躍のために1年間の発明と特許を決算して授賞することによって新技術を発掘することができると同時に、ますますその価値が重要になりつつある商標とデザインの発展を向上させる効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は1982年から毎年開催し31回目を迎え、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催して7回目、ソウル国際発明展は2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり8回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年度から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であっ

た。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は受賞作94作品を含め計800品目の展示とともに、多様な見どころを提供し一般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、ハイテック展示館、無料弁理諮問館、特許技術事業家支援館、購買相談会場など多様な展示館を運営し、参加者らに製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、正規品・模造品展示館、分かりやすい商標・デザイン権の説明館及び非英語圏ブランド支援事業館などで構成し、多様な年齢層の観客のために様々な工夫をした。付帯イベントとして、フェイスペイント、商標登録証(見本)交付体験場などを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できるよう展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は5年連続30ヵ国以上の参加と3年間で600品目が超える出品作を紹介することにより、世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2012年には38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内94社(人)153品目、海外31ヵ国443品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図IV-2-23> 展示場全景



<図IV-2-24> 撮影ゾーン(休憩空間)



<図IV-2-25>受賞技術展示館VIP巡回全景



<図IV-2-26>ハイテック展示館全景



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に、付帯イベントとして無料弁理士館、特許技術政策説明会場などを運営して、展示会の参加主体である中小企業に対し、実質的に役立つことができるようにした。既存の広報方式に海外広報を加えて施行し、計185回の国内外の報道(海外57件)が行われた。また、パワーツイッターリアンを活用したSNS広報とポータルコミュニティを利用した広報など、オンライン分野の広報を強化してイベントに対する国民的関心を誘導した。

前年度のモデル事業の結果により確認された購買相談に対する参加企業の需要を反映し、国内外のビックバイヤーを誘致して購買相談会場を運営した結果、403件の相談実績を成し遂げ、展示参加者に事業化の機会を提供した。

来場者が直接参加できる特許証交付イベント、ポラロイドイベントなどを実施し、参加者らに展示会の記念品を提供するなど、高い評価が得られた。

既存の流通業者以外に、調達に係わる政府機関担当者の参加を拡大するなど、多様な販路開拓の機会を提供し、分野別の専門家を配置して実質的なコンサルティングができるように支援する計画である。

第5節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

女性発明振興事業の結果、過去5年間の女性特許出願率は毎年増加している。

* 女性の特許出願件数(件):(2007)3,672→(2010)4,012→(2012)4,643

* 男性の特許出願件数(件):(2007)27,388→(2010)28,253→(2012)31,148

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2011年基準の54.9%であり、OECD会員国平均の65.2%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

特許庁は女性発明協会の支援事業により女性発明家を育成するために、長短期課程の知的財産権教育を実施しており、女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、アイデア競合大会、試製品製作支援、女性発明品博覧会など多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより多く出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

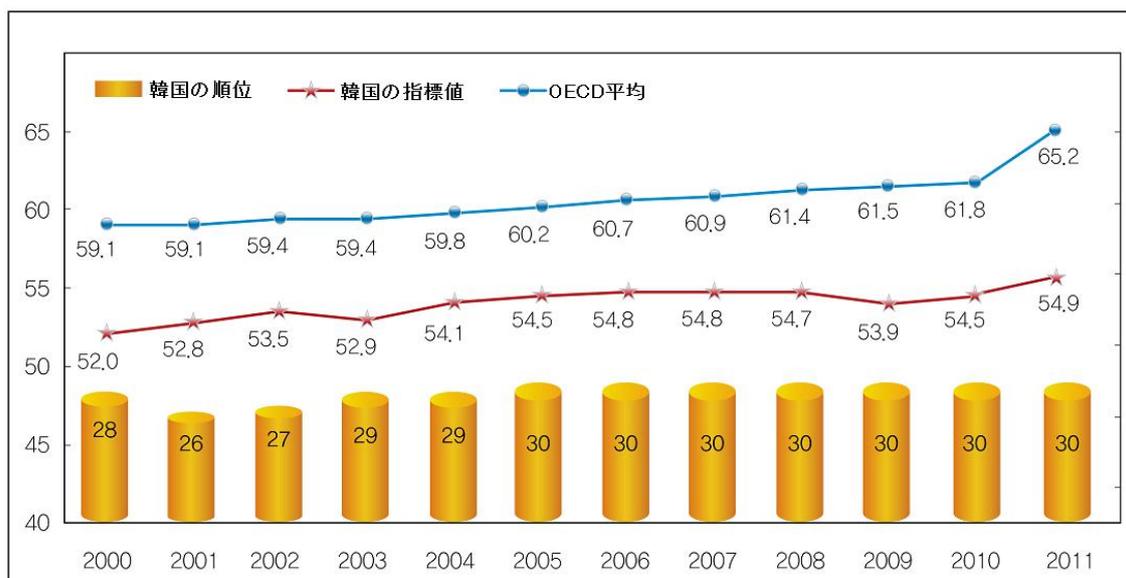
産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2011年基準の54.9%であり、OECD会員国平均の65.2%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

<図IV-2-27>韓国の女性経済活動参加率推移(34ヵ国基準)

(単位：%)



* 資料:企画財政部

これに伴い、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

① 女性対象の知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育の現場専門家、成功した女性発明家などを講師に構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ、底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2012年まで計262回の19,508人が参加した。

② 女性発明競合大会の開催

女性発明競合大会は、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデア開発に対する意識高揚と、発明の活性化を図るために独創的なアイデアを発掘しており、2008年は339件、2012年は379件が出品され、発明に対する女性の関心が集中されている。

③ 女性発明家の弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化にし、特許出願を助ける知的財産権の無料弁理相談、政府の知的財産権支援制度の案内及び知的財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理費割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が施行された。2012年には344件の無料弁理諮問相談を実施し、この中で35件が出願された。

④ 女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介をするために、韓国女性発明協会の主管で発刊している。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベルでの発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などのナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業目標の達成のために女性発明の親和的社会環境作りに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに努力を傾けている。

今後、女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のため、関連機関間の女性人材活用方策に対し模索する計画である。

3. 女性発明の事業家支援

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ．推進背景及び概要

21世紀は土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から情

報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性がより一層高くなっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネス マッチング機会の提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界最初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位を確保することに大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネス マッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第5回目の大会を迎えた。2012.5.3～5.6までの4日間、COEX Hall A(旧太平洋ホール)で開催された第5回大会では、25ヵ国から270品目の発明品が出品され、7万人余りが参加するなど 高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明企業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化の振興に重要性及び関心を高める契機となった。

＜図IV-2-28＞大韓民国世界女性発明大会の開幕式



＜図IV-2-29＞女性発明博覧会



＜図IV-2-30＞女性発明国際フォーラム



②今年的女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

優秀な女性発明家の成功事例を共有するために1995年から開催され、2009年まで女性の繊細な感受性を基に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘してモデル事例として提示した。2010年から「今年的女性発明・起業家賞」に名称を変え、優秀女性発明家に対する発掘だけではなく、授賞と広報活動を強化した。2010年～2012年まで175人の対象者を審査し、女性発明・起業家賞、女性発明家賞、女子大生発明家賞の3部門で17人を授賞し広報した。2012年11月には、ポスコP&Sタワーにおいて開催された授賞式では、約200名が参加し受賞者に対する取材とお祝いが行われた。

③ 試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品製作の支援を行い、権利化と事業化を促進する、女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2012年には1,012件の申請書を受け付け、201人が支援を受けた。知的財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範囲に属するアイデアを、試作品の製作を通じて具体化できるように支援を行い、女性発明家と創業予定者の支援が順調に増加している。

ハ. 評価及び発展方向

女性創意発明教室の教育需要者が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明品博覧会等は女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く出るように、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

第3章 国内・外における知的財産保護の強化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産保護課 技術書記官 ベク・オンキ

イ. 推進背景

無形の財貨である知的財産権は情報通信と科学技術の発達に伴い、短時間で世界あらゆるところまで伝播し、容易に模倣されている。国内模倣市場の規模²⁵は、2010年基準で142億ドル(約17兆ウォン)となり、世界10位である。また、グローバル技術競争が深刻化し、保護貿易の主要手段が反ダンピングの提訴から特許侵害を根拠とした輸入禁止など、強力な水際処置に変化している。最近のサムスンとアップルの特許紛争からも分かるように、韓国企業の世界市場進出を防ぐための熾烈な特許訴訟が頻繁に起こっているのが現実である。そこで特許庁は、模倣品を取り締るために2010年9月に司法警察権を導入した。また、海外における韓国企業の知財権保護と紛争の対応力を向上するため、2009年4月に韓国知識財産保護協会を設立して体系的な保護体系を整備した。

ロ. 推進成果

特許庁は、模倣品を取り締るため、2010年9月に特別司法警察隊(23人、2012.9)の組織を発足し、ソウル(9人)、釜山(5人)、大田(9人)の各々事務所に取締り人材を配置して模倣品犯罪に対する取り締まりを強化している。その結果、2010年9月以降から2012年12月まで486人を立件し、188,817の物品を押収する成果を収めている。また、2011年12月からは特別司法警察ソウル事務所に、オンライン模倣品専門担当チーム(4人)を配置して、オフラインだけではなくオンライン上で行われた模倣品に対する取締りも並行して行っている。さらに、模倣品に対する取締りよりは、予防に対する社会的

²⁵ ブラックマーケット専門サイトである「ハボスコプタッコム」によると、全世界の模倣品市場規模は6,635億ドルである。

認識を高めるために、青少年予防教育の実施、公益キャンペーン、新聞・TVなどの公益広告を並行して実施している。その結果、模倣品に対する消費者の認識度が、2011年の65.6点から2012年は66.5点に高くなった。海外知的財産権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以降から判例情報13,600件、海外知的財産権保護ガイドブック24冊などを提供しており、共通紛争イシューに対しては、2011年の3件、2012年の5件の企業協議体(医療機器、製薬業、自動車空調、知能型監視システム、精密機械)を構成し支援するなど対応できるようにした。また、輸出する中小企業などが、知財権紛争を事前に防止し対応できるようにコンサルティングも提供した。その結果、2009年以降2012年12月まで302件のコンサルティングを提供し、海外知財権訴訟時の膨大な訴訟費用の負担を緩和するため、保険会社に訴訟保険をつくって加入を支援し、97社がこの支援を受けた。韓国特許庁は、海外に進出した企業の知財権保護を強化するとともに、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために、海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年に知識経済部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2012年12月には、中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA)など4カ国8カ所で運営されている。これを通じて知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ. 評価

2009年以降、国内外における知財権保護を強化するための努力が強化されている。特に、2010年9月に発足された特別司法警察隊の模倣品取締り強化や正規品使用に対する消費者の認識向上事業を並行した結果、模倣品根絶に対する認識が高くなった。しかし、模倣品のないグリーンな国家としての品格を高めるためには、消費の主体である消費者・生産者が、模倣品が弊害であるという認識の転換が必要である。また、海外知財権紛争においては、輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルティングなど紛争対応支援を強化することによって、企業が海外で知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業みずから紛争に対し生き残れるような環境をつくるためには、企業内部において紛争に対する対応能力を高め、公正な紛争解決のための国際協力の強化が必要である。

第2節 韓国内の知的財産権保護活動の強化

1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願が世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際的地位の強化により知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

昨年、スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは、全体59カ国のうち31位であった。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、韓国内に模倣品の流通が蔓延し海賊行為が根絶されていないからである。韓国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜により輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたり深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通根絶と知的財産権保護の基盤を強化するために、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月に、特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これにより特許庁は、ニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るために、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。一方、近年急増しているオンラインによる模倣品流通に

対する強力な取り締りのために、デジタルForensic(Digital Forensics)装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2012年の1年間、模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者302人を刑事立件し、模倣品を約13万件押収するなど成果を上げている。特別司法警察隊の導入後の実績は、導入前の実績に比べると月平均刑事立件人数は約9倍、押収物品数量は約19倍程度増加している。また、特別司法警察隊導入後の取締り実績が大きく増加した理由は、商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは、模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

<表IV-3-1> 模倣品取締り状況

(単位：人、件)

| 区分 | | 特別司法警察隊導入前 (2010.1～8) | 特別司法警察隊導入後 | | | |
|----------|-------|--------------------------|-------------|--------|---------|---------|
| | | | (2010.9～12) | 2011 | 2012 | 小計 |
| 刑事 立件 | 人数(人) | 15 | 45 | 139 | 302 | 486 |
| | 押収(件) | 2,860 | 28,629 | 28,589 | 131,599 | 188,817 |

押収物品に対する分析結果、有名ブランド商品を模倣したカバン類、衣類、装飾類、履き物類が大部分を占め、正規品の市場価額で換算すると145億ウォンを越える。

<表IV-3-2> 主要品目別の取締り状況(2012)

(単位：件)

| 品目 | カバン類 | 衣類 | 装飾類 | 履き物類 | メガネ類 | 時計類 | その他 | 合計 |
|----|-------|--------|-------|--------|-------|-----|--------|---------|
| 数量 | 6,560 | 36,045 | 4,072 | 44,622 | 2,994 | 199 | 37,107 | 131,599 |

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保することにより、関連機関との合同取締りに依存せず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オン・オフラインにおいて猛威を振るっている模倣品の根絶のために、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品の流通頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品の製造会社など、国民の生命と健康を威嚇する模倣品製造・流通業者などに対する捜査を強力に実施する計画である。特に、昨年新設されたオンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通に対する追跡捜査により刑事処罰を強化する方針である。

<図IV-3-1>模倣品取締りの写真



2. 模倣品の申告褒章金制度運営

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を行い「スペシャル301条報告書」を公表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで4年連続、監視対象国目録から除外された。このような成

果は、韓国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品流通根絶のためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが必要だが、国民の意識転換と民と官の協力が伴わないと限界にぶつかる。特許庁は、2006年から模倣品の不法に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るために、「模倣品の申告報奨金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも申告ができ、申告の信頼性確保のために実名申告を原則としている。

2012年度は163件の申告内容に対し計1億 5,250万ウォンの申告報奨金を支給した。2012年度に報奨金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通の申告123件(106百万ウォン)、オンライン販売の申告4件(2百万ウォン)、倉庫保管の申告6件(8百万ウォン)、製造工場の申告30件(36.5百万ウォン)であった。

<表IV-3-3> 類型別の報奨金支給状況(2006~2012)

(単位:件、百万ウォン)

| 区分 | 細部累計 | 2006 | | 2007 | | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011 | | 2012 | |
|------|---------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-----|------|-------|------|------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 流通業者 | 卸・小売流通 | 48 | 146.5 | 30 | 68.2 | 34 | 93 | 77 | 101.5 | 117 | 107 | 109 | 103.5 | 123 | 106 |
| | オンライン販売 | 19 | 41.3 | 10 | 20.6 | 19 | 40 | 20 | 17 | 12 | 8 | 5 | 2.5 | 4 | 2 |
| | 倉庫 | 5 | 17 | 11 | 44.0 | 14 | 43.5 | 19 | 27.5 | 15 | 26 | 39 | 39.5 | 6 | 8 |
| | 小計 | 72 | 204.8 | 51 | 132.8 | 67 | 176.5 | 116 | 146 | 144 | 141 | 153 | 145.5 | 133 | 116 |
| 製造 | 製造工場 | 35 | 118.3 | 38 | 117.2 | 17 | 43.2 | 79 | 103.6 | 42 | 59 | 66 | 70.1 | 30 | 36.5 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------|----|-----|----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|--|
| 業者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 107 | 323.1 | 89 | 250 | 84 | 219.7 | 195 | 249.6 | 186 | 200 | 219 | 215.6 | 163 | 152.5 | |

申告報奨金制度の実施初年度の2006年には、計107件の3億 2,310万ウォンの報奨金を支給し、昨年までの過去7年間は、計16億 1,050万ウォンの報奨金を支給した。この報奨金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆6,846億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品申告報奨金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導し、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する民・官協力体制を構築することにより、模倣品の不法及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品の申告報奨金制度の運営に必要な予算に比べ、押収された模倣品の正規品価額がはるかに高いことから分かるように、模倣品の申告報奨金制度は、模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。

3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 ミン・サンキ

イ．推進背景及び概要

2004年の韓国とチリを始めに2011年7月に韓国とEU、2012年3月に韓国と米国が 8番目にFTAが発効された。このように2008年以降ますますグローバル化した経済市場における模倣品の流通は、健全な商取り引きを混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害し、また、韓国の国家競争

力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済に不定的な要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上のための多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るために、2012年5月から消費者団体と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を毎年開催した。大会の推進方式としては、ソウル及び15広域市において5月30日から3日間、リレー形式で消費者団体の会員と市民が参加した。「GOOD BYEニセモノ」をスローガンに掲げ、模倣品の不法に対する街頭キャンペーンとマスコミの広報活動を展開した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も実施した。

<図IV-3-2>消費者団体と共同で広報実施



| | | |
|---|---|---|
| 模倣品展示 | 広告公募展受賞作品の展示 | 消費者アンケート調査 |
|  |  |  |
| 「模倣品は000だ」メッセージ | 「捉えろ! 模倣品!」消費者参加イベント ゲーム | |

<図IV-3-3> 消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス

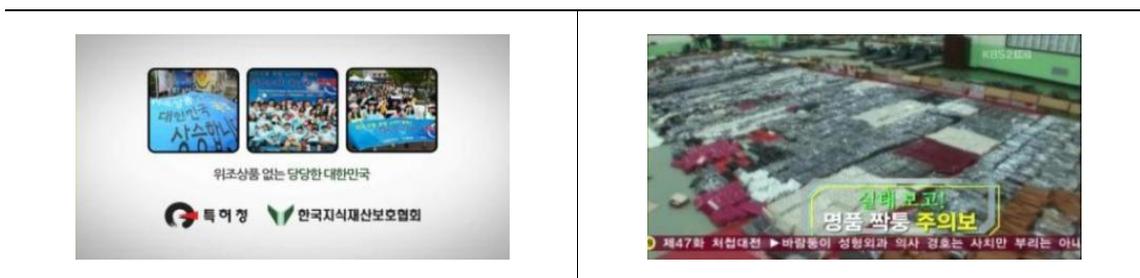
| | | |
|--|--|--|
|  |  |  |
| 模倣品流通根絶の街頭キャンペーン パフォーマンス | | |

2) 多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッターなど多様な媒体を利用して、消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。特に、KBS TV公益広告及びKBS TV放送プログラム(「生の情報通」、「VJ特攻隊」等)を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるためにコンセンサスを得るために努めた。

<図IV-3-4> TV公益広告及び地上波放送の広報映像

| | |
|-------------|-------------------|
| TV公益広告の主な画面 | KBS TV「生の情報通」放送映像 |
|-------------|-------------------|



また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識させ、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告公募展を開催し、TV公益広告など国民に対しマスコミ広報も強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を行うため、大学生・主婦・会社員を対象に知的財産権保護に対する消費者教育も実施した。

<図IV-3-5> 広告公募展大賞作品及び青少年教育コンテンツ

| 印刷広告分野大賞 | WEBTOON分野大賞 |
|----------|-------------|
| | |

特に、2012年は青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させるために、小・中学の学生たちを対象に標準教案を製作して配布し、教室で直接見て感じる事ができるように、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

<表IV-3-4> 青少年体験学習活動の様様

| | |
|------------|--------------|
| 青少年模倣品区別教育 | 青少年模倣品区別体験学習 |
|------------|--------------|



3)知的財産権保護関連機関間の協力強化のための懇談会開催

統計庁の2011年度の資料によると、オンラインショッピングモールを通じた商品取引額が2005年は10兆ウォンから2011年29兆ウォンまで約3倍ぐらい急増している。従って、知的財産権保護に係わる多様な活動として、関連機関のネットワークの基盤造成及び模倣品流通防止のため、特許庁・放送通信審議委員会・商標権者(ルイビトン、ナイキなど)、オープンマーケット(11番街、e-bayコリアなどオンライン・ショッピングモール)担当者などの関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に係わる政策的な対応策及び相互協議事項を議論した。特に、オープンマーケットの市場規模の拡大により、模倣品の取り引きも増加していることが現状であり、これに対する特許庁の知的財産権保護政策及び2011年12月に発足された商標権特別司法警察サイバー捜査隊の模倣品流通根絶のための活動に関する説明と協力強化策を模索した。

また、地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員及び警察庁の司法警察公務員とワークショップを開催し、模倣品取締まり担当公務員の能力強化及び関連機関間の情報交換など業務協力体系を強化した。

<図IV-3-6> 関連機関とのIP保護協力チャネルの活性化

| | |
|-------------|----------------|
| IP保護関連機関懇談会 | 司法警察公務員ワークショップ |
|-------------|----------------|



ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは、模倣品を購入する実質的な消費者団体会員らが先頭になって実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ製作・体験学習の実施、大学生の知的財産権保護に係わる広告公募展などを通して自発的な参加を誘導することにより、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波放送プログラムを製作して送出し、模倣品の流通根絶に対する社会的共感を形成したことにより、国家の品格と国家ブランドの向上に大きく寄与したと判断される。

しかし、模倣品取り引き市場は毎年拡大しており、模倣品だと認知していても購入する消費者の傾向があり、今後、特許庁の商標権特別司法警察の組織を拡大して、オン・オフラインの取締りを強化し、模倣品購買の被害予防と知的財産権保護に対する国民認識向上の事業も持続的に推進する予定である。

特に、青少年・大学生・主婦・会社人など階層別の消費者を対象に、オーダーメイド型の教育と広報を積極的に実施するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を実施する計画である。

第3節 新知的財産権の保護強化

1. 営業秘密保護基盤作り

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 ク・ボンチョル

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するものである。

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表IV-3-5> 企業の産業機密流出状況(2008年～2010年)

| 区分 | 募集团数 (社) | 標本集团数 (社) | 流出比率 (%) | 平均流出回数 (件) | 件あたりの被害 金額(億ウォン) |
|---------------|-------------|--------------|-------------|---------------|---------------------|
| 大企業 | 739 | 54 | 13.0 | 2.1 | 26.9 |
| 中小ベンチャー 企業 | 14,508 | 1,475 | 12.5 | 1.6 | 15.8 |
| 総合 | 15,247 | 1,529 | 12.6 | 1.6 | 16.2 |

* 資料：中小企業庁、2012

<表IV-3-6>企業の営業秘密管理実態

- * 技術流出の発生原因に対する意見として48.3%(複数応答)が役職員のセキュリティ意識不足だと回答(中小企業庁、2010.12)
- * 企業の法務・特許・セキュリティ担当者対象のアンケート調査結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)
- * 中小企業のセキュリティに対する能力のレベルは、大企業の60%程度(中小企業庁、2010.12)

これを受けて特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理インフラの構築を支援することによって、営業秘密保護の基盤造成に努力を傾けている。

イ. 推進内容及び成果

2012年特許庁は企業の営業秘密保護を支援するため、専門性のある専門担当組織である営業秘密保護センターを設置し、ホームページ(<http://www.tradesecret.or.kr>)を開設することで、営業秘密保護のための各種情報を提供した。

<図IV-3-7>営業秘密保護センターの設置



最初の業務として営業秘密保護センターを通じて営業秘密保護の重要性を悟らせるための広報活動を推進した。営業秘密保護制度に対する理解を求めるためにパンフレットを製作し、各種イベントと地域知的センターを通じて企業に配布、営業秘密流出

に関する警戒についてのバナーと動画像を製作して企業と事務所の密集地域を中心に広報を展開した。

<図IV-3-8> 営業秘密保護の重要性に対する広報活動



また、営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、訪問教育、地方の企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。10月には知的財産権保護コンファレンスを開催して営業秘密保護の重要性についての共感を拡散し、韓国内企業が多数進出している海外現地においても説明会を開催するなど、海外進出の韓国企業の営業秘密保護のために多角度から努力を傾けてきた。

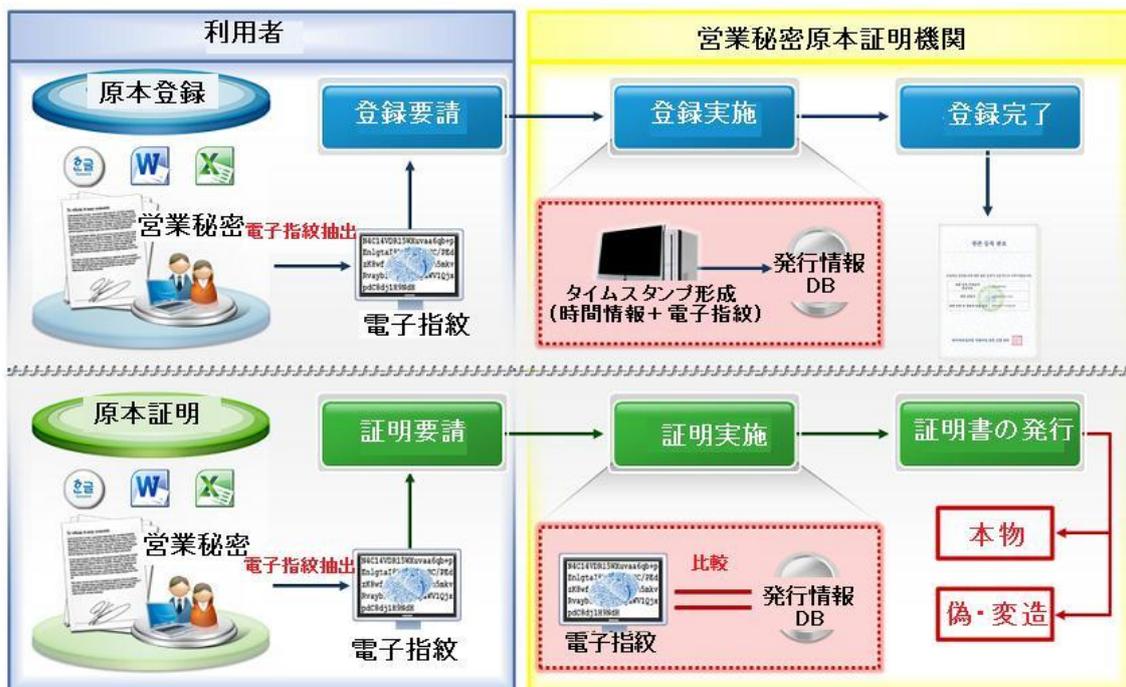
<図IV-3-9> 営業秘密保護コンファレンス及び説明会



営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実の立証負担緩和のために導入された営業秘密原本証明制度が導入してわずか1年9ヵ月で利用実績1万件を突破し、12月末基準で累積登録件数が16,068件を達成した。営業秘密原本証明制度は、営業秘密である電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスリ

ップを生成し、これを国家公認機関に登録することによって、営業秘密侵害の際に営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できる制度である。

<図IV-3-10> 営業秘密の原本証明制度



また、営業秘密管理に困っている企業が、最少費用と人材で営業秘密を管理できるように標準管理システムを開発し、このシステムを営業秘密流出による被害を受けている企業3社にモデルとして普及した。

<図IV-3-11> 営業秘密標準管理システム



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2013年にも営業秘密保護の基盤造成のための活動を強化していく予定である。特に、企業担当者を対象に参加型の教育を実施して、営業秘密保護に必要な実務能力を高められるように支援を行い、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援するためのコンサルティング及び営業秘密の標準管理システムの普及を推進する予定である。

また、現在進行中である不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正により、営業秘密原本証明制度の法的根拠をつくり、営業秘密侵害行為に対する罰則規定の主体を「企業」から「営業秘密保有者」に拡大して、営業秘密保護制度を改善していく予定である。

2. 半導体設計財産の振興

電機電子審査局 標準特許半導体財産チーム 工業事務官 キム・キファン

イ. 推進背景

2011年の世界半導体市場は3,128億ドル規模であり、韓国は全体市場において約13.5%を占有し、米国と日本に続く世界3位の半導体生産国である。しかし、国内半導体産業構造はメモリー分野では世界市場(673億\$)の約51%を占めているものの、メモリー市場の3倍規模のシステム半導体分野(1,975億\$)では約4%のシェアに過ぎないのが現状である。

一方、システム半導体産業は製造工程技術の発達に伴うチップの集積度増加²⁶とともに、多様な分野において技術融合一体化が加速され、SoC(System on Chip、システ

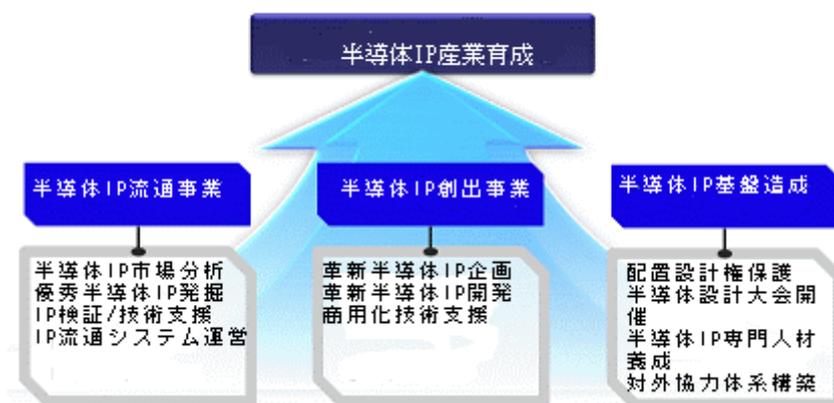
²⁶ ムーアの法則は、インテルの共同創業者であるゴールデンムーアにより主張された理論で、トランジスタの大きさが2年ごとに0.7倍縮小されチップ内の集積されるトランジスタの数が2倍ずつ増加するという理論

ムチップ)製品が市場を主導している。このようなシステムチップは集積度の増加に至らない設計能力²⁷と、スピーディな市場変化に伴って安価な製品を適正な時期に市場に進入するTTM(time to market、money)が重要視されることにより、半導体設計財産(または、半導体IP)²⁸を再使用することが必須の設計技法となった。

しかし、国内の現状に目を向けると、競争力のあるチップリース企業²⁹は少数に過ぎず、国内fabless企業³⁰が自社のシステムチップ設計時に必要な半導体IPの約85%を外国から輸入しているのが実情であり(韓国半導体産業協会、2011)、システム半導体の基盤に該当する半導体設計財産産業が脆弱な状態である。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づき、半導体IP産業を育成するための方策として、半導体設計財産基盤造成、核心半導体設計財産創出及び半導体設計財産流通支援事業などを推進している。

<図IV-3-12>半導体設計財産の振興事業体系図



²⁷ ムーアの法則によりチップの集積度は毎年約58%ずつ増加する反面、設計者の設計能力(生産性)は毎年21%程度しか増加していない。

²⁸ 半導体設計財産：システムチップ設計時に反復的に使用できるように設計してある回路ブロック

²⁹ チップリース企業：半導体IPだけを設計して販売する企業(ARM、Synopsysなど)

³⁰ ファブレス企業：製造工場なしで多様な半導体IPを組み合わせてシステムチップを設計し販売する企業 (クアルカム、ブロードカムなど)

ロ. 推進内容及び成果

1)半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IP発掘及び取引きの支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、2012年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会を選定し、優秀半導体IP企画・発掘と流通総合情報体系強化及び取引き活性化などの多様な支援を遂行している。

2012年には計83件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計253件)、企業のニーズが高い12件の半導体IPに対し、信頼性の検証のためのチップ製作を支援した。

<表IV-3-7>2012年半導体IP検証支援の状況

| 検証半導体IP | 活用製品群 |
|---------------------------|------------------|
| 5.8GHz wake-up RFIC | ハイパス端末機 |
| LVDS Rx/Tx | HD級ディスプレイ |
| AUDIO ADC | 音声認識装置、スマートフォンなど |
| DUAL DC/DC Converter | モバイル機器用 LCD パネル |
| LED Driver w/ Charge Pump | OA機器 |
| Low power LDO Regulator | モバイル電子機器 |
| 2-CH DMA Controller | システム半導体全般 |
| Frequency Synthesizer PLL | システム半導体全般 |
| 10bit Recycling ADC | モバイル電子機器 |
| DDR2 Controller | システム半導体全般 |
| MIPI CSI2 D-PHY | モバイルカメラ |
| Stereoscopic 3D Creator | 両眼カメラ |

このような信頼性の高い半導体IP DBと使用者中心の取引システム構築などの流通

基盤と多様な広報等を通じて、2012年に計144件の半導体IPが仲介される成果を上げた。

2)核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2012年には国産エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を国内のfabless企業がロイヤリティー負担なしで使えるように32件のソースコードを無償で補給するなど、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、計4件のCore-A適用チップが製作され商用化のためのチップテストを進行している。

<表IV-3-8>2012年Core-A適用チップの製作状況

| NO | 製作企業 | Core-A 適用製品 | 執行状況 |
|----|----------|-------------|---------------|
| 1 | A 社 | 産業用汎用コントローラ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 2 | B 社 | 映像信号処理チップ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 3 | C 社 | 遠隔診療用通信チップ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 4 | 電気研究院/D社 | 無線位置認識用チップ | 4月製作完了 |

3)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は半導体設計財産の発掘と保護及び人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計大会の開催及び半導体設計財産の専門人材養成のための教育事業などを

推進している。

2012年には129件の半導体設計財産を権利化にし、半導体配置設計回路の配置設計に関する法律施行令を改正して、配置設計審議調整委員会の除斥、忌避、回避条項を整備した。

<表IV-3-9>年度別半導体配置設計の登録状況

(単位：件)

| 区分 | | ～2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|--------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 内 国 | 大企業 | 357 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 357 |
| | 中小企業 | 75 | 1 | 20 | 14 | 25 | 42 | 25 | 25 | 227 |
| | 研究所 | 324 | 89 | 13 | 16 | 14 | 18 | 15 | 37 | 526 |
| | 大学 | 100 | 17 | 8 | 11 | 13 | 36 | 39 | 62 | 286 |
| | 小計 | 856 | 107 | 41 | 41 | 52 | 96 | 79 | 124 | 1,396 |
| 外国(企業) | | 792 | 32 | 16 | 13 | 5 | 2 | 5 | 5 | 870 |
| 計 | | 1,648 | 139 | 57 | 54 | 57 | 98 | 84 | 129 | 2,266 |

また、国内優秀半導体設計財産を発掘して創作者の士気高揚のために、第13回大韓民国半導体設計大会を開催し、大統領賞に電子部品研究院の光通信用チップなど計13の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

<表IV-3-10>第13回大韓民国半導体設計大会の受賞状況

| 等級 | 所属 | 設計作品名 |
|----|-----------------|---|
| 大賞 | KETI | SF-HDI(Single-Fiber High-Definition Interconnect) チップ |
| 金賞 | 高麗大学 | 適用型校則メモリーインタ-フェース |
| 銀賞 | トルウィン研究所/現代モービス | インドクティブ方式の自動車用変位検出用汎用 One-Chip 半導体開発 |

| | | |
|-----|-------|---|
| 銀賞 | ETRI | Digital RF 技術 |
| 銅賞 | ETRI | 4G 移動通信 LTE フェムトセル基地局モデム設計 |
| 銅賞 | KETI | メディカル機器のための IEEE 802.15.6 標準を 支援するWBAN 無線通信 SoC |
| 銅賞 | KAIST | Flash ADCと Parallel-SAR ADCの直列構造を利用した 高速 6bit ADC |
| 銅賞 | 西江大学 | 二重チャンネルSAR-ADC 及び Flash ADCを基盤にし たハイブリード構造の 12ビット 80MS/s パイプラインA DC |
| 銅賞 | 高麗大学 | A 3.5 GHz Spread-Spectrum Clock Generator with a Me moryless Newton-Raphson Modulation Profile |
| 特別賞 | 延世大学 | 60GHz 超高速無線通信のための光-無線インタ-フェース SoC |
| 特別賞 | 国民大学 | オーディオコーデック用可変環状遅延団基盤の ゼロオフセット周波数合成機 |
| 特別賞 | KAIST | 車両移動通信アナログデジタル変換機 |
| 特別賞 | 浦項工大 | 超音波医療映像機器のための単一チップ 32チャンネル受信団アナログビムポマ |

新知的財産権である半導体設計財産の事業化方法論を定立し伝播するために、民間の教育需用が多い半導体IP文書化、半導体IPライセンス方法論など2つの分野に対する教育プログラムの開発を推進し、半導体IP事業の成功事例の共有及び産学研間の人的交流拡大のためのIPSoC戦略フォーラムを開催した。

ハ. 評価及び発展方向

半導体IPが流通できる国内基盤の構築によって実質的に国産半導体IPが取引きされる成果を収め、大部分外国からの輸入に依存していたエンベッディド・プロセッサIP

を国内技術で開発・商用化³¹させ、国内半導体IPの可能性を立証するなど、国内半導体設計財産の産業育成のために多様な政策が著しく成果を現わしている。

このような成果を基に2013年にはCore-Aシリーズの多様な応用分野³²に対する技術支援を集中し、商用化事例を創出することによって、Core-Aの信頼度を高めるとともに、民間の自生的な活用を誘導する計画である。

また、国家R&D結果物と民間が保有する半導体IPに対する信頼性確保のために検証支援を拡大し、国内中小・中堅企業の半導体IPに対する海外マーケティング支援などを通じて、国内半導体IP流通市場をより一層活性化させる計画である。

さらに、半導体設計大会の拡大、半導体IP流通のための企業中心の教育プログラム開発、配置設計権の制度改善などにより、国内企業が半導体IP産業に参入できる技術的、制度的基盤を構築する予定である。

³¹ 2010年Core-Aが適用されたT社のtiming controllerが製作されて現在L社に納品中

³² 300MHz級エンベディド・プロセッサ使用製品群には産業用機器と家電製品の制御用チップ、スマートフォンのタッチセンサーなどがある。

第4節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 ベク・オンキ

イ. 推進背景及び概要

近年、韓国は急速な環境変化の中で企業経営が困難な状況に陥っている。中国の浮上、為替レートの問題、オイル価格などいろいろな問題に直面し、前代未聞のグローバル金融危機まで克服しなければならない状況に置かれている。韓国が輸出中心の経済体制である点において、最近の対外経済環境の変化は非常に重要であると言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。先進企業は、基盤技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど知的財産権の競争が激しくなっている状況であり、核心・基盤特許の不足により技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加する傾向であるため、輸出基盤型の韓国経済における知的財産権の重要性は日増しに重要となっている。

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国において韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな威嚇となる。大企業の場合は、知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合には、海外における知的財産権の侵害が発生する場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対応の無策により侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与するためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、事後の侵害発生時に積極的に支援する必要がある。

ロ. 推進成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以降から判例情報を13,600件、海外知財権保護ガイドブック24冊などを提供するとともに、共通紛争 이슈に対しては2011年3件、2012年5件の企業協議体(医療機器、製薬業、自動車空調、知能型監視システム、瀬光機会)を構成・支援して対応させた。また、輸出する中小企業などが知財権紛争を事前に予防と対応できるようコンサルティングを提供した。その結果、2009年以降から2012年12月まで302件のコンサルティングを提供した。さらに、海外知財権訴訟時に膨大な訴訟費用の負担を緩和するために、保険会社を通じて訴訟保険をつくり加入を支援している。その結果、2009年以降から2012年12月まで97社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年に知識経済部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2012年12月には中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA)など4カ国8カ所で運営されている。これを通じ知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ. 評価

海外知財権紛争において、輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルティングなどの支援を強化することにより、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に対し自生できる環境を作るためには、企業自ら紛争対応できる能力と公正な紛争解決のための国際協力の強化が必要である。

2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 チャン・ソンクック

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的として海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識経済部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン) など7地域のIP-DESKを設立して運営しており、2012年3月に米国にIP-DESKを追加でオープンしたことで、現在4カ国、8ヶ所のIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または、弁理士など知的財産権専門家の知的財産権あい路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の成果は増加傾向を見せている。特に侵害調査支援を通じて計33億ウォンの模造品を没収した。

その他に一般知的財産権説明会以外にも現地進出の関連機関(商工会議所、中小企業振興公社)と協力し、Canton Fair(中国輸出入商品交易会)の説明会及び現地公務員向けの模造品説明会を開催するとともに、中国地域を対象に知財権戦略会議を実施して、IP-DESKの運営状況の点検及び発展方策を模索した。また、持続的な展示会及び企業を訪問し、現場における知財権あい路相談及び解決を支援した。

中国はいわゆるコネクションが重視される文化であるため、現地の知的財産権関連機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行

権限のある行政機関(工商行政局、税関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えると共に、中国及びベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

そして、中国広州で海外進出の韓国企業を対象に合同説明会を開催し、知財権紛争対応事業及び営業秘密保護に対する関心及び認識向上を誘導した。

< 図IV-3-13 > 中国地域の知財権戦略会議



< 表IV-3-11 > 2012年IP-DESK支援状況

(単位：件)

| 細部事業 | 2012年 | 中国 | | | | | タイ | ベトナム | | 米国 | インドネシア |
|---------|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-------|-----|--------|
| | | 北京 | 上海 | チンタオ | 広州 | 宣揚 | バンコク | ハノイ | ホーチミン | LA | ジャカルタ |
| 知財権相談 | 3,107 | 365 | 298 | 577 | 565 | 334 | 250 | 13 | 70 | 627 | 8 |
| 出願支援 | 395 | 73 | 52 | 88 | 54 | 22 | 36 | 13 | 15 | 39 | 3 |
| 侵害調査 | 22 | 2 | 10 | 2 | 2 | 3 | 2 | - | 1 | - | - |
| 説明会開催 | 38 | 3 | 8 | 5 | 6 | 2 | 2 | - | 2 | 9 | 1 |
| 協力チャンネル | 158 | 17 | 22 | 4 | 22 | 22 | 64 | 4 | 1 | 2 | - |
| 情報提供 | 251 | 59 | 18 | 12 | 18 | 52 | 26 | 3 | 15 | 48 | - |

ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知的財産権法制度の施行は比較的短いために社会全般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが切実に求められる状況である。そこで効果的な侵害対応のためには出願費用の拡大を支援することにより現地知財権の権利化を強化し、韓国への招聘研修及び民間共同代表団の派遣などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相当な実効性があると判断される。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関連機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化するとともに、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産政策局 産業財産保護課 施設事務官 ハン・ドンギョン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界進出拡大により外国企業からの特許攻勢が激化している。サムスンとアップル間のスマートフォン市場での主導権争いは、2011年の特許紛争により発生しており、国内企業らの発光ダイオード(LED)市場進出が活発になることによって、フィリップス、ニッチアなど多国籍企業らは、韓国内企業らを相手取り特許訴訟を随時に提起している。また、米国国際貿易委員会(ITC)が自国企業の要請を受けて輸入物品の知的財産権侵害の有無を調査した事例は2007年以後年平均22.6%増加傾向にある。

しかし、韓国企業らの知的財産権の紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2011年知識財産活動実態調査によると、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約19.2%に過ぎず、知的財産権関連の年間投資費用は平均約1.5億ウォンに過ぎないことが分かった。

これを受け特許庁は韓国企業の知的財産権の紛争対応能力への努力を誘導するために、情報及び多様なインセンティブを提供し、産業波及効果が大きい場合には、紛争発生に従う産業被害を最小化するための紛争対応を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように情報インフラを構築し、必要な場合には特定企業を対象に紛争対応に必要な資源を提供している。

1) 国際知的財産権の紛争関連情報提供

知的財産権紛争及び特許管理企業(Non-Practicing Entity:NPEs)活動動向を随時に把握して関連データを体系的に整理し、これを基に国内企業らが紛争対応に活用可能な各種分析報告書を発刊している。

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使しロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受けることになる特許らを買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈になっている特許怪物(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、最近外国の知的財産権の訴訟判決傾向を提供するために、主要国家の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業

の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊している。

<表IV-3-12>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況(計24カ国)

| | |
|------------|---|
| アジア(11カ国) | 中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア |
| ヨーロッパ(5カ国) | ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU |
| アメリカ(4カ国) | 米国、メキシコ、ブラジル、チリ |
| オセアニア(1カ国) | オーストラリア |
| アフリカ(1カ国) | 南アフリカ共和国 |
| 企画物 | 輸出企業チェックポイント |

このような情報を効果的に提供するために2011年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-Navigation, www.ipnavi.or.kr)を運営し、国内外で各種セミナーを開催している。特に情報ポータルは、企業実務者に必要な情報を速かに提供するため詳細検索の機能を提供している。

<図IV-3-14>国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面

The screenshot shows a search interface with the following fields and options:

- 検索어: Search term input field.
- 일자: Date input field with a range selector (~).
- 수출 단계: Trade stage selection with radio buttons for 전체, 수출, 위탁생산, 현지법인 설립, R&D센터 설립.
- 분쟁 단계: Dispute stage selection with radio buttons for 전체, 예방, 발생, 대응, 해결, 라이선스, 국경조치.
- 국가 선택: Country selection dropdown menu.
- 업종·품목: Industry/Item selection input field with a button labeled '업종·품목'.
- HS코드: HS code input field with a button labeled 'HS코드'.
- IPC코드: IPC code input field with a button labeled 'IPC 코드'.
- 법률점: Law firm selection input field with a button labeled '법률 담당'.
- 시간번호: Time number input field.
- 당사자: Party input field.
- 담당관사: Assigned office input field.
- 대리인: Agent input field.
- 참조조망명: Reference name input field.
- 관련특허번호: Related patent number input field.

2) 国際知財権紛争コンサルティング

知的財産権紛争発生の恐れや紛争が発生した中堅・中小企業110社を選定し、コン

サルティング費用の一部(中堅企業50%、中小企業70%)を支援した。支援を受けた企業らはコンサルティングを通じ、自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認でき、他社の権利主張にどのように対応していくかについて戦略を樹立できる。

<表IV-3-13> 知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例

- ・ (紛争事実) 日本K社がセラミック部品を開発するC社に特許侵害を理由に警告状を計5回発送し、C社の輸出取引先である英国G社にC社製品の購入中止を要請した。G社はC社に特許侵害の事実がないことを保証して欲しいと要請
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本K社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築
- ・ (成果) コンサルティング結果をG社に通知して輸出を再開

3) 知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。そこで、特許庁は保険会社(東部火災、LIG、現代海上)に訴訟時に発生する費用を緩和するために、保険商品を販売するよう誘導している。2012年には産業財産権(特許権、商標権、デザイン権)を保有した中堅・中小企業に対して訴訟保険加入費用の一部(70%)を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には知的財産権紛争対応に必要な国際知的財産権の紛争情報ポータルの開発を完了し、紛争対応情報に対するアクセスを画期的に改善した。そして、コンサルティング支援事業はその経済的効果が約467.4億ウォンで、政府予算投入対比13.2倍の効果を上げるものと評価されている。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2012.12.)

今後も韓国企業が外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるよう、知的財産

権の紛争関連情報を量的・質的面を継続して拡充して行き、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時に改正することで常に最新化された内容を提供し、企業が国際知的財産権の紛争情報ポータルが保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、紛争発生可能性の高い中小、中堅企業を選定してコンサルティングなどの集中的な支援を行い、紛争相手、紛争権利など、企業状況によってオーダーメイド型のコンサルティングを実施する計画である。訴訟保険事業は、加入費の支援比率を調整して訴訟保険加入企業を拡大する予定であり、企業間協議体を構築して教育、コンサルティングを通じて知財権紛争に対する共同対応体系を構築する計画である。

この他にも、知財権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上のために、地域別巡回説明会を実施し、業種別団体と協力して広報活動を強化する予定である。

第5編

出願、審査・審判、登録分野の動向

第1章 国内出願分野

第1節 産業財産権全般

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル
国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

1. 産業財産権の出願動向

2012年の産業財産権出願件数は、全体で396,379件³³で、2011年の371,116件(商標登録更新出願件数を除いた新規出願件数³⁴)に比べて6.8%(25,263件)増加した。

各権利別の出願動向を見ると、特許出願は前年比5.2%増加した188,305件、実用新案の登録出願は前年比4.8%増加した12,422件、デザインの登録出願は前年比11.7%増加した63,135件、商標登録出願は前年比7.0%増加した132,517件であった。

<表V-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特許 | 170,632 | 163,523 | 170,101 | 178,924 | 188,305 |
| 増減率 | △1.1 | △4.2 | 4.0 | 5.2 | 5.2 |
| 実用新案 | 17,405 | 17,144 | 13,661 | 11,854 | 12,422 |
| 増減率 | △17.4 | △1.5 | △20.3 | △13.2 | 4.8 |
| デザイン | 56,750 | 57,903 | 57,187 | 56,524 | 63,135 |
| 増減率 | 4.4 | 2.0 | △1.2 | △1.2 | 11.7 |
| 商標 新規 | 99,986 | 103,433 | 108,324 | 123,814 | 132,517 |

³³ 2013年4月現在の出願受理基準(以下同様)

³⁴ 商標法改正(2010年7月28日)により商標更新登録出願が商標更新登録申請に変更

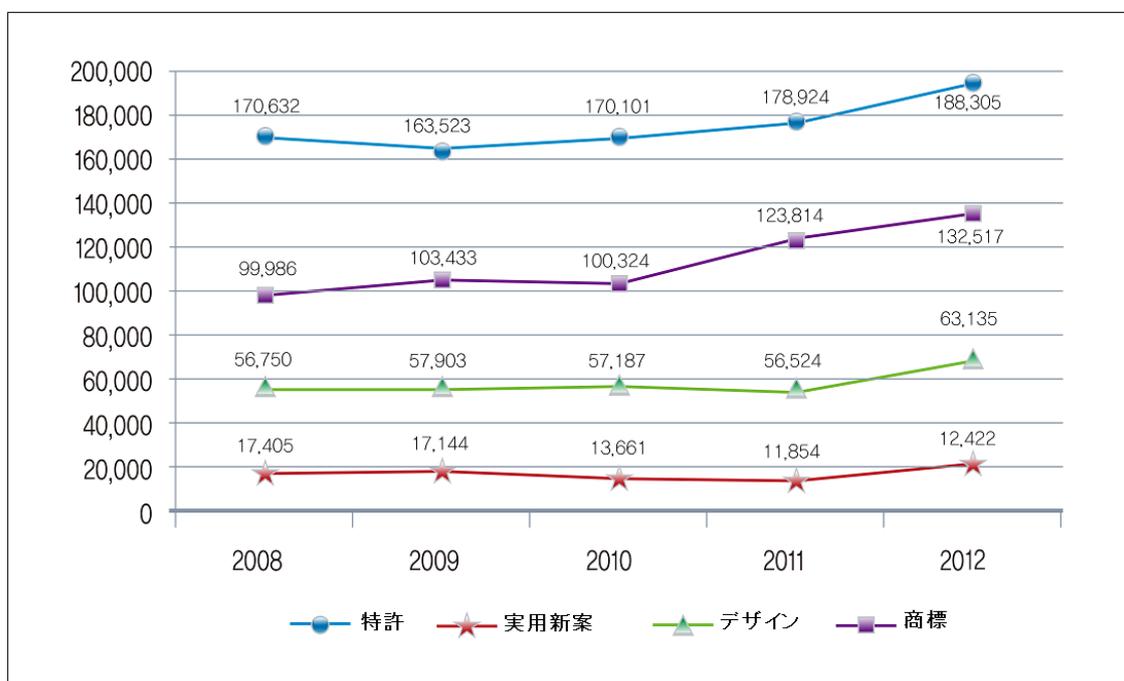
| | | | | | | |
|---|-----|------------|------------|-----------|---------|---------|
| | 更新 | 27,924 | 22,987 | 12,801 | - | - |
| | 小計 | 127,910 | 126,420 | 121,125 | 123,814 | 132,517 |
| | 増減率 | △7.5(△3.3) | 3.4(△1.2) | 4.7(△4.2) | 14.3(-) | 7.0(-) |
| 計 | 新規 | 344,773 | 342,003 | 349,273 | 371,116 | 396,379 |
| | 合計 | 372,697 | 364,990 | 362,074 | 371,116 | 396,379 |
| | 増減率 | △3.1(△2.0) | △0.8(△2.1) | 2.1(△0.8) | 6.3(-) | 6.8(-) |

注)1. ()は商標更新登録の出願件数を含んだ増減率である。

2. 複数デザイン、多流商標出願の場合は含まない。

産業財産権の年度別出願推移は2008年345千件、2009年342千件で減少傾向にあったが、2010年は349千件、2011年は371千件、2012年396千件に増加した。これは新たな技術とブランドを先占するためのR&Dなどの未来志向的な投資が行われた結果と見える。

<図V-1-1>過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

2012年の外国人出願は全体で56,532件であり、産業財産権の全体出願396,379件に対し14.3%を占めている。権利別に見ると、実用新案登録出願は前年比33.7%、商標登録出願は8.3%とそれぞれ増加した。一方、特許出願は前年比1.7%、デザイン登録出願は1.7%とそれぞれ減少となった。

＜表V-1-2＞国内・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 2011年 | | 2012年 | | 前年比 増加率 |
|------|-----|---------|------|---------|------|------------|
| | | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | |
| 特許 | 内国人 | 138,034 | 77.1 | 148,122 | 78.7 | 7.3 |
| | 外国人 | 40,890 | 22.9 | 40,183 | 21.3 | △1.7 |
| | 計 | 178,924 | | 188,305 | | 5.3 |
| 実用新案 | 内国人 | 11,462 | 96.7 | 11,898 | 95.8 | 3.8 |
| | 外国人 | 392 | 3.3 | 524 | 4.2 | 33.7 |
| | 計 | 11,854 | | 12,422 | | 4.8 |
| デザイン | 内国人 | 52,812 | 93.4 | 59,487 | 94.2 | 12.6 |
| | 外国人 | 3,712 | 6.6 | 3,648 | 5.8 | △1.7 |
| | 計 | 56,524 | | 63,135 | | 11.7 |
| 商標 | 内国人 | 112,575 | 90.9 | 120,340 | 90.8 | 6.9 |
| | 外国人 | 11,239 | 9.1 | 12,177 | 9.2 | 8.3 |
| | 計 | 123,814 | | 132,517 | | 7.0 |
| 合計 | 内国人 | 314,883 | 84.8 | 339,847 | 85.7 | 7.9 |
| | 外国人 | 56,233 | 15.2 | 56,532 | 14.3 | 0.7 |
| | 計 | 371,116 | | 396,379 | | 6.8 |

3. 法人及び個人の出願状況

2012年の法人の出願件数は264,713件で前年比8.4%増加し、個人出願は131,666で前年比3.8%増加した。

法人の場合は特許出願、実用新案登録出願、デザイン登録出願、商標登録出願、全て前年比それぞれ5.5%、22.4%、9.9%、13.1%の増加となった。個人の場合は実用新案登録出願が4.8%減少となったが、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年比それぞれ4.3%、13.8%、0.1%の増加となった。

<表V-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

| 区 分 | 法 人 | | | 個 人 | | | 全 体 | | |
|----------|-------------------|-------------------|------|-------------------|-------------------|------|---------|---------|------|
| | 2011年 | 2012年 | 増減率 | 2011年 | 2012年 | 増加率 | 2011年 | 2012年 | 増加率 |
| 特許 | 143,500 (80.2) | 151,349 (80.4) | 5.5 | 35,424 (19.8) | 36,956 (19.6) | 4.3 | 178,924 | 188,305 | 5.2 |
| 実用 新案 | 4,199 (35.4) | 5,138 (41.4) | 22.4 | 7,655 (64.6) | 7,284 (58.6) | △4.8 | 11,854 | 12,422 | 4.8 |
| デザイ ン | 30,575 (54.1) | 33,613 (53.2) | 9.9 | 25,949 (45.9) | 29,522 (46.8) | 13.8 | 56,524 | 63,135 | 11.7 |
| 商標 | 65,978 (53.3) | 74,613 (56.3) | 13.1 | 57,836 (46.7) | 57,904 (43.7) | 0.1 | 123,814 | 132,517 | 7.0 |
| 計 | 244,252 (65.8) | 264,713 (66.8) | 8.4 | 126,864 (34.2) | 131,666 (33.2) | 3.8 | 371,116 | 396,379 | 6.8 |

注) ()案は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

2012年の女性出願は27,291件で前年比4.7%増加した。女性の社会進出の拡大と地位の向上などの環境変化とともに、女性発明のための特許庁の政策的努力が持続的に推進されているため、女性出願は持続的に増加するものと判断される。

学生出願の場合は2009年以後出願件数が減少傾向にあったが、2012年は3,949件で前年比33.0%増加した。

＜表V-1-4＞女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 女性 | 20,145 (2.5) | 20,726 (2.9) | 20,757 (0.1) | 26,072 (25.6) | 27,291 (4.7) |
| 学生 | 6,532 (15.9) | 4,273 (△34.6) | 3,425 (△19.8) | 2,970 (△13.3) | 3,949 (33.0) |

注) 1. ()案は前年比の増減率である。

2. 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

特許行政電算化システム(KIPO-Net)による電子出願の実施及びインターネットを通じた各種請願サービスの拡大により、産業財産権に関する専門知識のない一般国民も複雑な出願手続きをより簡単かつ正確に進められるようになったことから、代理人を通さない直接出願の割合が持続的に上昇したが、2010年度は比較的に個人出願の割合が高い実用新案登録出願が先登録制度及び二重出願制度の廃止などの影響によって減少し、直接出願が前年度に比べて減少した。

しかし、電子出願システム機能の改善、特許顧客相談センターの専門相談者を通じた出願書類作成の遠隔相談支援及び段階別の誤謬連絡サービスの施行など、出願人の便宜向上と誤謬解決支援策を充実に推進した結果、2011年からは直接出願の比率が増加に転じた。

＜表V-1-5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 代理人出願 | 297,698 (79.9) | 290,019 (79.4) | 294,074 (81.2) | 299,980 (80.8) | 319,900 (80.7) |
| 直接出願 | 74,999 (20.1) | 74,971 (20.6) | 68,000 (18.8) | 71,136 (19.2) | 76,479 (19.3) |
| 計 | 372,697 (100) | 364,990 (100) | 362,074 (100) | 371,116 (100) | 396,379 (100) |

注)()案は代理人有無別の構成比である。

6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産権主要4ヶ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願を見ると、2011年に最も多い出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間の全体出願件数が1,767,192件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

中国の場合、開放化及び産業化の影響で急激な出願増加率を記録し、2011年の特許出願件数は前年比34.6%増加し、初めて米国より多い出願件数を記録した。

＜表V-1-6＞主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

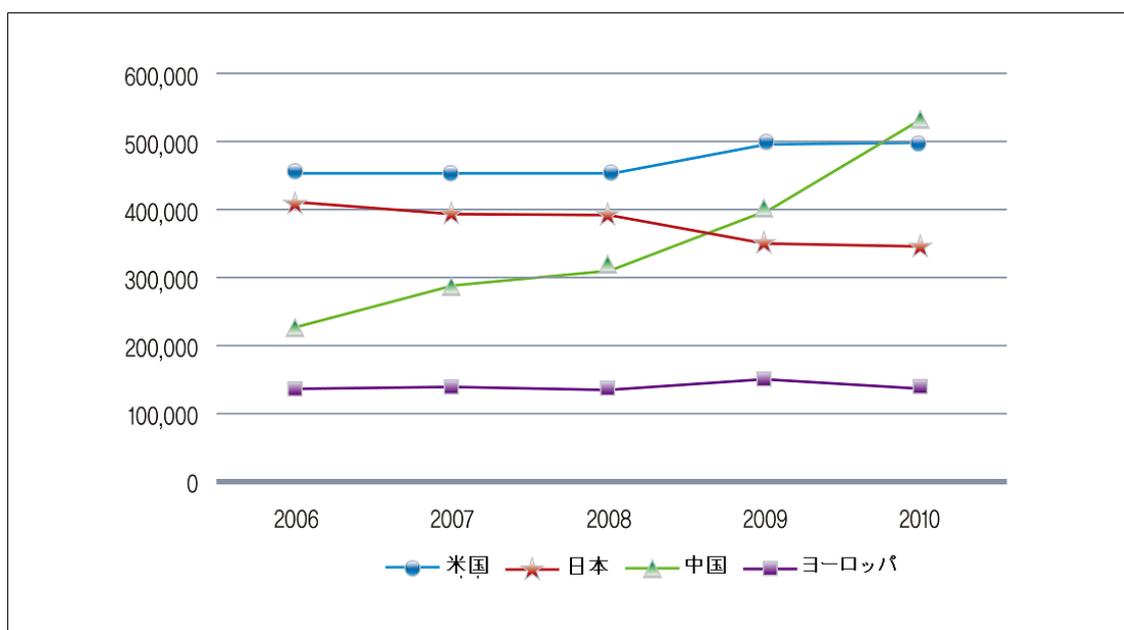
| 区分 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|----|------|------|------|------|------|
|----|------|------|------|------|------|

| | | | | | |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 米国 | 456,154 (7.1) | 456,321 (0.0) | 456,106 (△0.0) | 490,226 (7.5) | 503,582 (2.7) |
| 日本 | 396,291 (△3.0) | 391,002 (△3.1) | 348,596 (△10.8) | 344,598 (△1.1) | 342,610 (△0.6) |
| 中国 | 245,161 (16.5) | 289,838 (18.2) | 314,604 (8.5) | 391,177 (24.3) | 526,412 (34.6) |
| ヨーロッパ | 140,763 (4.1) | 146,150 (3.8) | 134,580 (△7.9) | 150,961 (12.2) | 142,793 (△5.4) |

注)1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年比の増減率

<図V-1-2> 主要国の過去5年間の特許出願推移



7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願動向

<表V-1-7> 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 平均 増加率* |
|----------------|------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 米国 | 韓国人 出願 | 22,976 (6.0) | 23,584 (2.6) | 23,950 (1.6) | 26,040 (8.7) | 27,289 (4.8) | 4.7 |
| | 米国 全体出願 | 456,154 (7.1) | 456,321 (0.0) | 456,106 (△0.0) | 490,226 (7.5) | 503,582 (2.7) | 3.5 |
| 日本 | 韓国人 出願 | 6,347 (△12.1) | 5,599 (△11.8) | 4,782 (△14.6) | 4,872 (1.9) | 5,007 (2.8) | △6.8 |
| | 日本全体 出願 | 396,291 (△3.0) | 391,002 (△3.1) | 348,596 (△10.8) | 344,598 (△1.1) | 342,610 (△0.6) | △3.4 |
| ヨーロッパ (EPO) | 韓国人 出願 | 4,934 (7.4) | 4,347 (△11.9) | 4,193 (△3.5) | 4,715 (12.4) | 4,889 (3.7) | 1.6 |
| | ヨーロッパ (EPO)全体 出願 | 140,763 (4.1) | 146,150 (3.8) | 134,580 (△7.9) | 150,961 (12.2) | 142,793 (△5.4) | 1.4 |
| 中国 | 韓国人 出願 | 8,467 (△7.8) | 8,022 (△5.3) | 5,909 (△26.3) | 7,178 (21.5) | 8,129 (13.2) | △0.9 |
| | 中国全体 出願 | 245,161 (16.5) | 289,838 (18.2) | 314,604 (8.5) | 391,177 (24.3) | 526,412 (34.6) | 20.4 |

注)1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年比の増減率

3. 「*」は2007～2011年の5ヶ年平均

第2節 権利別・産業部門別の出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル

1. 特許・実用新案登録出願の動向

特許出願の産業部門別の構成比を見ると、内国人の場合は一般機械(10.1%)、自動車(5.2%)、化学(8.0%)、コンピュータ情報処理(6.6%)、半導体一般機械(5.3%)など各産業分野において万遍なく出願されている。外国人の場合は化学(19.6%)、半導体(10.1%)、一般機械(7.4%)、医療衛生(6.7%)などの分野において出願率が高かった。

内国人の場合は一般機械分野の出願比率が10.1%で、外国人の同分野出願率である7.4%に比べて相対的に高かった。一方、外国人の場合は化学分野の出願率が19.6%で、内国人の同分野出願比率である8.0%に比べて遥かに高いことが分かった。

また、2012年の実用新案登録出願の産業部門別構成比を見ると、内国人は一般機械(19.5%)、土木建築(10.0%)、家具・事務用品(21.3%)分野において出願が多く、外国人の場合は一般機械(19.7%)、家具・事務用品(13.0%)、電子部品(9.5%)、半導体(8.6%)分野における出願が多かった。

<表V-1-8> 産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

| 区分(特許・実用新案) | 内国人 | | 外国人 | | 計 | |
|-------------|--------|------|-------|-----|--------|------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 |
| 一般機械 | 17,237 | 10.8 | 3,082 | 7.6 | 20,319 | 10.1 |
| 精密機器 | 4,701 | 2.9 | 958 | 2.4 | 5,659 | 2.8 |
| 自動車 | 8,121 | 5.1 | 1,653 | 4.1 | 9,774 | 4.9 |
| 運送装備 | 4,038 | 2.5 | 267 | 0.7 | 4,305 | 2.1 |
| 鉄鋼・金属 | 4,056 | 2.5 | 1,330 | 3.3 | 5,386 | 2.7 |

| | | | | | | |
|-------------|---------|-----|--------|------|---------|-----|
| 土木・建築 | 9,998 | 6.2 | 441 | 1.1 | 10,439 | 5.2 |
| 化学 | 12,003 | 7.5 | 7,868 | 19.3 | 19,871 | 9.9 |
| 材料 | 2,180 | 1.4 | 867 | 2.1 | 3,047 | 1.5 |
| 繊維 | 2,555 | 1.6 | 401 | 1.0 | 2,956 | 1.5 |
| 食料品 | 4,691 | 2.9 | 402 | 1.0 | 5,093 | 2.5 |
| 医療衛生 | 7,401 | 4.6 | 2,716 | 6.7 | 10,117 | 5.0 |
| バイオ | 1,893 | 1.2 | 507 | 1.2 | 2,400 | 1.2 |
| 農林水産 | 3,423 | 2.1 | 222 | 0.5 | 3,645 | 1.8 |
| 家具・事務用品・雑貨 | 9,292 | 5.8 | 778 | 1.9 | 10,070 | 5.0 |
| 電気機器 | 7,760 | 4.8 | 1,450 | 3.6 | 9,210 | 4.6 |
| 電氣的測定・制御 | 4,336 | 2.7 | 894 | 2.2 | 5,230 | 2.6 |
| 電子部品 | 7,561 | 4.7 | 2,601 | 6.4 | 10,162 | 5.1 |
| コンピュータ・情報処理 | 9,929 | 6.2 | 2,419 | 5.9 | 12,348 | 6.2 |
| 半導体 | 7,932 | 5.0 | 4,094 | 10.1 | 12,026 | 6.0 |
| 電子商取引 | 7,303 | 4.6 | 304 | 0.7 | 7,607 | 3.8 |
| 光学及び映像・音響機器 | 8,510 | 5.3 | 2,544 | 6.2 | 11,054 | 5.5 |
| 通信・放送 | 3,304 | 2.1 | 1,408 | 3.5 | 4,712 | 2.3 |
| 無線通信 | 5,316 | 3.3 | 2,197 | 5.4 | 7,513 | 3.7 |
| その他 | 6,480 | 4.2 | 1,304 | 3.1 | 7,784 | 4.0 |
| 計 | 160,020 | 100 | 40,707 | 100 | 200,727 | 100 |

| 区分(特許) | 内国人 | | 外国人 | | 計 | |
|--------|--------|------|-------|-----|--------|-----|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 |
| 一般機械 | 14,911 | 10.1 | 2,979 | 7.4 | 17,890 | 9.5 |
| 精密機器 | 4,414 | 3.0 | 945 | 2.4 | 5,359 | 2.8 |
| 自動車 | 7,673 | 5.2 | 1,636 | 4.1 | 9,309 | 4.9 |

| | | | | | | |
|-------------|---------|-----|--------|------|---------|------|
| 運送装備 | 3,191 | 2.2 | 259 | 0.6 | 3,450 | 1.8 |
| 鉄鋼・金属 | 4,011 | 2.7 | 1,326 | 3.3 | 5,337 | 2.8 |
| 土木・建築 | 8,811 | 5.9 | 428 | 1.1 | 9,239 | 4.9 |
| 化学 | 11,824 | 8.0 | 7,858 | 19.6 | 19,682 | 10.5 |
| 材料 | 2,127 | 1.4 | 863 | 2.1 | 2,990 | 1.6 |
| 繊維 | 2,218 | 1.5 | 385 | 1.0 | 2,603 | 1.4 |
| 食料品 | 4,290 | 2.9 | 395 | 1.0 | 4,685 | 2.5 |
| 医療衛生 | 6,970 | 4.7 | 2,689 | 6.7 | 9,659 | 5.1 |
| バイオ | 1,890 | 1.3 | 507 | 1.3 | 2,397 | 1.3 |
| 農林水産 | 2,900 | 2.0 | 213 | 0.5 | 3,113 | 1.7 |
| 家具・事務用品・雑貨 | 6,753 | 4.6 | 710 | 1.8 | 7,463 | 4.0 |
| 電気機器 | 7,274 | 4.9 | 1,413 | 3.5 | 8,687 | 4.6 |
| 電氣的測定・制御 | 4,176 | 2.8 | 884 | 2.2 | 5,060 | 2.7 |
| 電子部品 | 7,198 | 4.9 | 2,551 | 6.3 | 9,749 | 5.2 |
| コンピュータ・情報処理 | 9,726 | 6.6 | 2,381 | 5.9 | 12,107 | 6.4 |
| 半導体 | 7,876 | 5.3 | 4,049 | 10.1 | 11,925 | 6.3 |
| 電子商取引 | 7,259 | 4.9 | 303 | 0.8 | 7,562 | 4.0 |
| 光学及び映像・音響機器 | 8,229 | 5.6 | 2,522 | 6.3 | 10,751 | 5.7 |
| 通信・放送 | 3,248 | 2.2 | 1,405 | 3.5 | 4,653 | 2.5 |
| 無線通信 | 5,199 | 3.5 | 2,186 | 5.4 | 7,385 | 3.9 |
| その他 | 5,954 | 3.8 | 1,296 | 3.1 | 7,250 | 3.9 |
| 計 | 148,122 | 100 | 40,183 | 100 | 188,305 | 100 |

| 区分(実用新案) | 内国人 | | 外国人 | | 計 | |
|----------|-------|------|-----|------|-------|------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 |
| 一般機械 | 2,326 | 19.5 | 103 | 19.7 | 2,429 | 19.6 |

| | | | | | | |
|-------------|--------|------|-----|------|--------|------|
| 精密機器 | 287 | 2.4 | 13 | 2.5 | 300 | 2.4 |
| 自動車 | 448 | 3.8 | 17 | 3.2 | 465 | 3.7 |
| 運送装備 | 847 | 7.1 | 8 | 1.5 | 855 | 6.9 |
| 鉄鋼・金属 | 45 | 0.4 | 4 | 0.8 | 49 | 0.4 |
| 土木・建築 | 1,187 | 10.0 | 13 | 2.5 | 1,200 | 9.7 |
| 化学 | 179 | 1.5 | 10 | 1.9 | 189 | 1.5 |
| 材料 | 53 | 0.4 | 4 | 0.8 | 57 | 0.5 |
| 繊維 | 337 | 2.8 | 16 | 3.1 | 353 | 2.8 |
| 食料品 | 401 | 3.4 | 7 | 1.3 | 408 | 3.3 |
| 医療衛生 | 431 | 3.6 | 27 | 5.2 | 458 | 3.7 |
| バイオ | 3 | 0.0 | 0 | 0.0 | 3 | 0.0 |
| 農林水産 | 523 | 4.4 | 9 | 1.7 | 532 | 4.3 |
| 家具・事務用品・雑貨 | 2,539 | 21.3 | 68 | 13.0 | 2,607 | 21.0 |
| 電気機器 | 486 | 4.1 | 37 | 7.1 | 523 | 4.2 |
| 電氣的測定・制御 | 160 | 1.3 | 10 | 1.9 | 170 | 1.4 |
| 電子部品 | 363 | 3.1 | 50 | 9.5 | 413 | 3.3 |
| コンピュータ・情報処理 | 203 | 1.7 | 38 | 7.3 | 241 | 1.9 |
| 半導体 | 56 | 0.5 | 45 | 8.6 | 101 | 0.8 |
| 電子商取引 | 44 | 0.4 | 1 | 0.2 | 45 | 0.4 |
| 光学及び映像・音響機器 | 281 | 2.4 | 22 | 4.2 | 303 | 2.4 |
| 通信・放送 | 56 | 0.5 | 3 | 0.6 | 59 | 0.5 |
| 無線通信 | 117 | 1.0 | 11 | 2.1 | 128 | 1.0 |
| その他 | 526 | 4.4 | 8 | 1.3 | 534 | 4.3 |
| 計 | 11,898 | 100 | 524 | 100 | 12,422 | 100 |

2. デザイン登録出願の動向

2012年のデザイン登録出願状況を見ると、内国人は住宅設備用品(14.9%)、衣服及び身の回り品(13.4%)、事務用品及び販売用品(11.6%)の分野で比較的高い出願率を示した。外国人の場合は、電気・電子・通信機械機具(20.3%)、産業用機械機具(11.0%)、運輸及び運搬機械(10.3%)の順に高い出願率を示した。

＜表V-1-9＞産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 自国民 | | 外国人 | | 計 | |
|-----------------------|--------|------|-------|------|--------|------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 件数 | 構成比 | 件数 |
| 加工食品及び嗜好品 | 165 | 0.3 | 5 | 0.1 | 170 | 0.3 |
| 衣服及び身の回り品 | 7,990 | 13.4 | 325 | 8.9 | 8,315 | 13.2 |
| 生活用品 | 5,500 | 9.2 | 361 | 9.9 | 5,861 | 9.3 |
| 住宅設備用品 | 8,846 | 14.9 | 350 | 9.6 | 9,196 | 14.6 |
| 趣味・娯楽用品及び 運動競技用品 | 1,671 | 2.8 | 265 | 7.3 | 1,936 | 3.1 |
| 事務用品及び販売用品 | 6,894 | 11.6 | 255 | 7.0 | 7,149 | 11.3 |
| 運輸及び運搬機械 | 1,622 | 2.7 | 374 | 10.3 | 1,996 | 3.2 |
| 電気・電子機械器具及び通信 機械器具 | 6,708 | 11.3 | 741 | 20.3 | 7,449 | 11.8 |
| 一般機械器具 | 2,139 | 3.6 | 333 | 9.1 | 2,472 | 3.9 |
| 産業用機械器具 | 2,860 | 4.8 | 400 | 11.0 | 3,260 | 5.2 |
| 土木、建築用品 | 6,510 | 10.9 | 29 | 0.8 | 6,539 | 10.4 |
| その他基礎製品 | 5,316 | 8.9 | 107 | 2.9 | 5,423 | 8.6 |
| その他物品 | 322 | 0.5 | 11 | 0.3 | 333 | 0.5 |
| その他 | 2,944 | 5.1 | 92 | 2.5 | 3,036 | 4.6 |
| 計 | 59,487 | 100 | 3,648 | 100 | 63,135 | 100 |

3. 商標登録出願の動向

NICE分類による2012年の産業部門別の商標登録出願状況を見ると、内国人はサービス業が33.8%で最も高い出願率を記録し、菓子・食品・飲料類(11.6%)、化学品・薬剤・化粧品類(11.5%)、機械・電気機械・輸送機械機具(11.5%)の分野において比較的高い出願率を示した。外国人の場合は、機械・電気機械・輸送機械機具(16.5%)、化学品・薬剤・化粧品類(16.3%)、サービス業(9.7%)の分野において比較的高い出願率を示した。

<表V-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 内国人 | | 外国人 | | 計 | |
|-------------------------------|--------|------|-------|------|--------|------|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 |
| 化学品、薬剤、化粧品 | 13,805 | 11.5 | 1,989 | 16.3 | 15,794 | 11.9 |
| 一般金属材、建築材料、 手動利器類、非金属製建築材料 | 2,115 | 1.8 | 162 | 1.3 | 2,277 | 1.7 |
| 機械、電気機械、輸送機械器具 | 13,789 | 11.5 | 2,013 | 16.5 | 15,802 | 11.9 |
| 繊維、繊維製品、衣類 | 8,791 | 7.3 | 928 | 7.6 | 9,719 | 7.3 |
| 家具、敷物類、台所用品 | 4,510 | 3.7 | 254 | 2.1 | 4,764 | 3.6 |
| 貴金属、時計、皮革、カバン類 | 3,857 | 3.2 | 401 | 3.3 | 4,258 | 3.2 |
| 楽器、玩具、運動器具、タバコ | 2,710 | 2.3 | 454 | 3.7 | 3,164 | 2.4 |
| 紙、文房具、印刷物 | 3,563 | 3.0 | 102 | 0.8 | 3,665 | 2.8 |

2011年度知的財産白書

| | | | | | | |
|-------------|---------|------|--------|------|---------|------|
| 菓子、食品、飲み物 | 13,995 | 11.6 | 974 | 8.0 | 14,969 | 11.3 |
| ゴム、プラスチック材料 | 374 | 0.3 | 54 | 0.4 | 428 | 0.3 |
| サービス業 | 40,734 | 33.8 | 1,179 | 9.7 | 41,913 | 31.6 |
| 多類指定 | 804 | 0.7 | 12 | 0.1 | 816 | 0.6 |
| その他 | 11,293 | 9.3 | 3,655 | 30.2 | 14,948 | 11.4 |
| 計 | 120,340 | 100 | 12,177 | 100 | 132,517 | 100 |

第3節 公共機関及び大学の特許出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル

1. 公共機関の特許出願動向

公共機関の特許出願は2012年9,748件で前年比9.3%増加した。1992年から2012年まで公共機関の中で特許多出願1位の機関は、34,343件を出願した韓国電子通信研究院で、公共機関の全体出願件数の35.3%を占め、その次の機関が浦項産業科学研究院、韓国科学技術研究院、韓国機械研究院、韓国電力公社と続いている。

＜表V-1-11＞公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

| 年度 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公共機関の特許出願 | 7,021 | 8,496 | 9,492 | 8,917 | 9,748 |
| 前年比の増減率 | △9.8 | 21.0 | 11.7 | △6.1 | 9.3 |

注) 出願番号基準

＜表V-1-12＞公共機関の特許多出願順位

(単位：件、%)

| 順位 | 機関名 | 1992～2012出願件 | 特許占有率 |
|-----|-----------|--------------|-------|
| 1 | 韓国電子通信研究所 | 34,343 | 35.3 |
| 2 | 浦項産業科学研究院 | 8,552 | 8.8 |
| 3 | 韓国科学技術研究院 | 5,839 | 6.0 |
| 4 | 韓国機械研究院 | 3,811 | 3.9 |
| 5 | 韓国電力公社 | 3,409 | 3.5 |
| その他 | その他 | 41,352 | 42.5 |
| 合計 | - | 97,306 | 100 |

注) 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 大学の特許出願動向

大学の特許出願は2008年30%を超える高い増加率を記録したが、2010年は9.3%、2011は年8.6%の増加に止まった。また、2012年には12,233件で前年比5.6%増加した。1992年から2012年まで、大学における多出願一位の大学は、9,029件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願件数の10.5%を占め、延世大学、高麗大学がそれぞれ2位と3位を占めた。特に、上位5位までの大学が占める割合が28.3%で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の比重が相対的に高いことが分かった。

＜表V-1-13＞大学の特許出願状況

(単位：件、%)

| 年度 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 大学の特許出願 | 8,413 | 9,760 | 10,667 | 11,581 | 12,233 |
| 前年比増加率 | 37.3 | 16.0 | 9.3 | 8.6 | 5.6 |

注) 出願番号基準

＜表V-1-14＞大学の特許多出願順位

(単位：件、%)

| 順位 | 機関名 | 1992年～2012年 出願件数 | 占有率 |
|-----|---------|---------------------|------|
| 1 | 韓国科学技術院 | 9,029 | 10.5 |
| 2 | 延世大学校 | 4,164 | 4.9 |
| 3 | 高麗大学校 | 4,007 | 4.7 |
| 4 | 漢陽大学校 | 3,535 | 4.1 |
| 5 | ソウル大学校 | 3,531 | 4.1 |
| その他 | その他 | 61,492 | 71.7 |
| 合計 | - | 85,758 | 100 |

注)共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

第4節 内・外国人の地域別・業者別出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル

1. 内国人の出願動向

イ. 地域別の出願状況

ソウル、仁川、京畿など首都圏における内国人の出願率は、2011年69.5%、2012年68.9%で小幅減少傾向にあるが、これは中小企業の知的財産権に対する重要性の認識、電子出願の実施及び国土均衡発展政策などにより、首都圏への出願集中現象が多少緩和されているものと判断される。

＜表V-1-15＞内国人の地域別出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 特許 | | 実用新案 | | デザイン | | 商標 | | 合計 | | 占有率 | |
|-----|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|
| | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 |
| ソウル | 43,132 | 44,537 | 3,262 | 3,195 | 18,652 | 20,783 | 55,502 | 60,381 | 120,548 | 128,896 | 38.3 | 37.9 |
| 釜山 | 4,132 | 4,455 | 847 | 664 | 2,088 | 2,313 | 4,464 | 4,301 | 11,531 | 11,733 | 3.7 | 3.5 |
| 大邱 | 3,568 | 3,838 | 508 | 484 | 2,757 | 2,960 | 2,954 | 3,045 | 9,787 | 10,327 | 3.1 | 3.0 |
| 仁川 | 6,139 | 6,146 | 572 | 537 | 3,384 | 3,565 | 3,984 | 3,640 | 14,079 | 13,888 | 4.5 | 4.1 |
| 光州 | 2,093 | 2,386 | 155 | 160 | 795 | 1,364 | 1,651 | 1,778 | 4,694 | 5,688 | 1.5 | 1.7 |
| 大田 | 10,112 | 11,206 | 344 | 290 | 1,157 | 1,163 | 2,726 | 3,164 | 14,339 | 15,823 | 4.6 | 4.7 |
| 蔚山 | 2,722 | 3,215 | 541 | 1,455 | 358 | 485 | 691 | 639 | 4,312 | 5,794 | 1.4 | 1.7 |
| 世宗 | - | 218 | - | 6 | - | 63 | - | 222 | - | 509 | | 0.1 |
| 京畿 | 40,109 | 44,022 | 3,392 | 3,391 | 16,638 | 18,894 | 24,086 | 25,278 | 84,225 | 91,585 | 26.7 | 26.9 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|
| 江原 | 1,638 | 1,881 | 142 | 160 | 581 | 644 | 1,680 | 1,834 | 4,041 | 4,519 | 1.3 | 1.3 |
| 忠北 | 2,574 | 2,917 | 261 | 192 | 1,092 | 1,081 | 1,873 | 2,265 | 5,800 | 6,455 | 1.8 | 1.9 |
| 忠南 | 4,923 | 5,182 | 339 | 287 | 1,343 | 1,507 | 3,227 | 3,980 | 9,832 | 10,956 | 3.1 | 3.2 |
| 全北 | 3,051 | 3,536 | 183 | 169 | 898 | 885 | 1,960 | 1,827 | 6,092 | 6,417 | 1.9 | 1.9 |
| 全南 | 1,942 | 1,823 | 165 | 140 | 685 | 766 | 1,732 | 1,635 | 4,524 | 4,364 | 1.4 | 1.3 |
| 慶北 | 7,008 | 7,315 | 266 | 283 | 886 | 1,221 | 2,516 | 2,825 | 10,676 | 11,644 | 3.4 | 3.4 |
| 慶南 | 4,415 | 4,933 | 439 | 465 | 1,372 | 1,602 | 2,671 | 2,456 | 8,897 | 9,456 | 2.8 | 2.8 |
| 済州 | 461 | 498 | 44 | 16 | 124 | 183 | 835 | 1,033 | 1,464 | 1,730 | 0.4 | 0.5 |
| その他 | 15 | 14 | 2 | 4 | 2 | 8 | 23 | 37 | 42 | 63 | 0.1 | 0.1 |
| 計 | 138,034 | 148,122 | 11,462 | 11,898 | 52,812 | 59,487 | 112,575 | 120,340 | 314,883 | 339,847 | 100 | 100 |

ロ. 韓国内の最多出願企業別の状況

2012年度国内多出願企業のうち上位10大企業の出願件数は計32,534件であり、内国人の全体出願件数の9.6%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が22,669件で15.3%を占めている。

また、多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、現代重工業、現代自動車などの順であった。

<表 V-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況

(単位：件)

| 順位 | 企業名 | 特許 | 実用 | デザイン | 商標 | 合計 |
|----|--------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 1 | サムスン電子 | 6,451 | 1 | 1,449 | 265 | 8,166 |
| 2 | LG電子 | 2,565 | - | 728 | 236 | 3,529 |
| 3 | 現代重工業 | 1,979 | 1,321 | 136 | 14 | 3,450 |

| | | | | | | |
|--------------|------------------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 4 | 現代自動車株式会社 | 2,737 | - | 134 | 98 | 2,969 |
| 5 | チョ特許キング(株) | 2 | - | 572 | 2,098 | 2,672 |
| 6 | (株)AMORE PACIFIC | 232 | 133 | 577 | 1,673 | 2,615 |
| 7 | 韓国電子通信研究所 | 2,573 | - | 15 | 2 | 2,590 |
| 8 | POSCO | 2,013 | - | 1 | 382 | 2,396 |
| 9 | サムスン電気 | 2,065 | 2 | 19 | 7 | 2,093 |
| 10 | LG化学 | 2,052 | 1 | - | 1 | 2,054 |
| 小計 | | 22,669 | 1,458 | 3,631 | 4,776 | 32,534 |
| (内国人出願中の占有率) | | (15.3) | (12.3) | (6.1) | (4.0) | (9.6) |
| 内国人の出願合計 | | 148,122 | 11,898 | 59,487 | 120,340 | 339,847 |

注) 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人の出願状況

イ. 出願人の国籍別出願状況

2012年度多出願国を見ると、2011年に続いて日本と米国がそれぞれ1位と2位を占め、2011年と同様に2012年も日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上である65.4%を占め、依然として強みを見せた。主な上位多出願国の順位はイギリス(6位)とオランダ(7位)の順位が入れ替わったことを除けば昨年と同じ順位を維持している。

権利別では特許及びデザイン部分では日本が、商標部分では米国が優位を示している。

<表V-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

| 順位 | 区分 | 特許 | 実用 | デザイン | 商標 | 計 | 2011 |
|----|----|----|----|------|----|---|------|
|----|----|----|----|------|----|---|------|

| | | | | | | | 件数 | 占有率 | 順位 |
|-------|------|-------|--------|-----|-------|--------|--------|------|----|
| 1 | 日本 | 2011年 | 15,234 | 45 | 1,668 | 2,927 | 19,874 | 35.3 | 1 |
| | | 2012年 | 15,854 | 48 | 1,427 | 3,248 | 20,577 | 36.4 | |
| 2 | 米国 | 2011年 | 12,139 | 29 | 823 | 4,207 | 17,198 | 30.6 | 2 |
| | | 2012年 | 11,150 | 47 | 801 | 4,404 | 16,402 | 29.0 | |
| 3 | ドイツ | 2011年 | 3,598 | 7 | 250 | 242 | 4,097 | 7.3 | 3 |
| | | 2012年 | 3,613 | 19 | 290 | 219 | 4,141 | 7.3 | |
| 4 | フランス | 2011年 | 1,753 | - | 79 | 357 | 2,189 | 3.9 | 4 |
| | | 2012年 | 1,774 | 8 | 90 | 349 | 2,221 | 3.9 | |
| 5 | スイス | 2011年 | 1,073 | 2 | 114 | 241 | 1,430 | 2.5 | 5 |
| | | 2012年 | 1,056 | 5 | 170 | 267 | 1,498 | 2.6 | |
| 6 | イギリス | 2011年 | 737 | 1 | 79 | 410 | 1,227 | 2.2 | 7 |
| | | 2012年 | 638 | 2 | 64 | 438 | 1,142 | 2.0 | |
| 7 | オランダ | 2011年 | 1,045 | - | 100 | 97 | 1,242 | 2.2 | 6 |
| | | 2012年 | 824 | - | 125 | 72 | 1,021 | 1.8 | |
| 小計 | | 2011年 | 35,579 | 84 | 3,113 | 8,481 | 47,257 | 84.0 | |
| | | 2012年 | 34,909 | 129 | 2,967 | 8,997 | 47,002 | 83.1 | |
| その他の国 | | 2011年 | 5,311 | 308 | 599 | 2,758 | 8,976 | 16.0 | |
| | | 2012年 | 5,274 | 395 | 681 | 3,180 | 9,530 | 16.9 | |
| 計 | | 2011年 | 40,890 | 392 | 3,712 | 11,239 | 56,233 | 100 | |
| | | 2012年 | 40,183 | 524 | 3,648 | 12,177 | 56,532 | 100 | |

ロ. 最多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は日本企業が7社で大半を占めており、米国2社、フランス1社が含まれている。

多出願順位を見ると、米国のクアルコムが1位、日本の半導体エネルギー研究所が2位、日本の東京エレクトロンが3位、日本のパナソニックが4位、米国のアップルが8位を占めた。

<表V-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況

(単位：件)

| 順位 | 出願人 | 国名 | 特許 | 実用 | デザイン | 商標 | 合計 |
|----|-------------------------|------|-----------------|------------|--------------|--------------|----------------|
| 1 | クアルコムインコーポレイテッド | 米国 | 1,384 | - | - | 13 | 1,397 |
| 2 | 半導体エネルギー研究所 | 日本 | 688 | - | - | 5 | 693 |
| 3 | 東京エレクトロン | 日本 | 461 | 2 | 21 | 2 | 486 |
| 4 | パナソニック | 日本 | 410 | 1 | 35 | 6 | 452 |
| 5 | 住友化学 | 日本 | 425 | - | 11 | 12 | 448 |
| 6 | Alcatel-lucent | フランス | 442 | - | - | - | 442 |
| 7 | キャノン | 日本 | 421 | - | 16 | 2 | 439 |
| 8 | アップル | 米国 | 373 | - | 34 | 28 | 435 |
| 9 | ソニー | 日本 | 377 | - | 6 | 16 | 399 |
| 10 | 日産 | 日本 | 109 | - | 7 | 269 | 385 |
| | 小計 (外国人出願の中の占有 率) | | 5,090 (12.7) | 3 (0.6) | 130 (3.6) | 353 (2.9) | 5,576 (9.9) |
| | 外国人出願の合計 | | 40,183 | 524 | 3,648 | 12,177 | 56,532 |

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第1節 PCT国際出願

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 イ・ジュホン

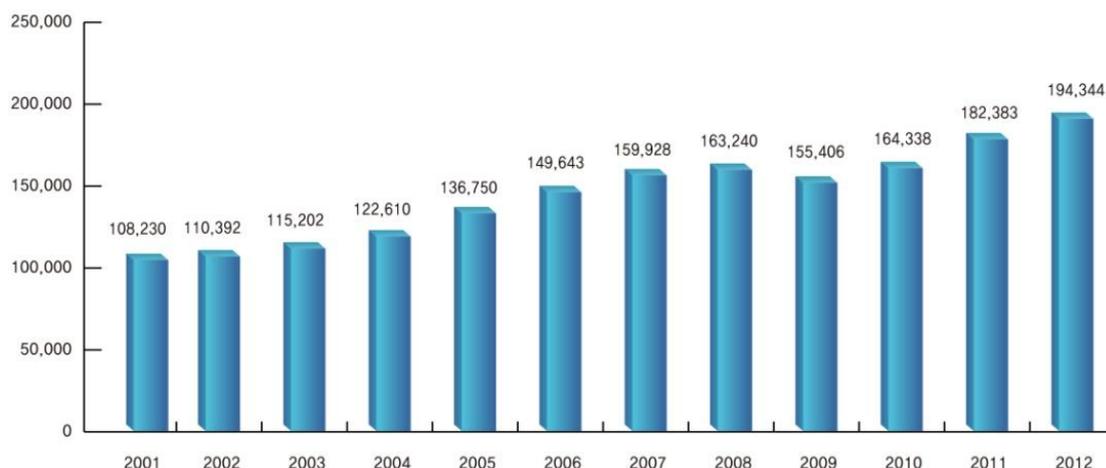
1. 全世界PCT国際出願の動向

WIPOが発表した資料によれば、2012年全世界のPCT国際出願は194,344件であり、2011年(182,383件)に比べて6.6%が増加した。これは最大出願国である米国の出願増加(4.1%)及び中国(13.5%)、韓国(13.4%)、日本(12.3%)などのアジア国とオランダ(13.8%)、スイス(4.4%)、フランス(5.5%)などのヨーロッパ国家のPCT国際出願が急増した結果である。韓国は2011年(10,447件)に比べて13.4%増えた11,846件で、全世界の出願量の6.1%を占めていることが分かり、米国、日本、ドイツ、中国に続いて世界5位を記録した。

世界PCT国際出願において最も大きい比重を占めている国は米国で、2012年全世界PCT国際出願の26.3%(51,092件)を占め、日本22.5%(43,656件)、ドイツ9.7%(18,755件)、中国9.6%(18,614件)がその後に続いた。PCT国際出願の上位10ヵ国の中で、2011年に比べて出願増加率が最も高かった国はオランダで13.8%を記録し、その次は中国13.5%、韓国13.4%、日本12.3%、米国4.1%であった。

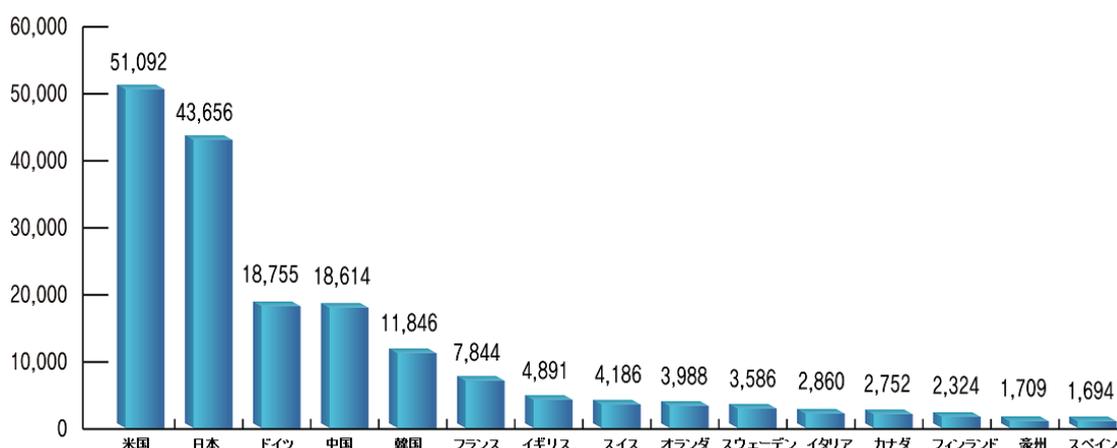
2012年全世界PCT最多出願企業別の順位では、中国のZTEが3,906件で1位、日本のパナソニックが2,951件、シャープが2,001件でそれぞれ2位と3位を占めた。韓国企業はLG電子が前年より3段階落ちた1,094件で11位、サムスン電子が683件で16位、LG化学が352件で41位を記録した。

<図V-2-1> 全世界のPCT国際出願の状況



*資料出所：2013. 4. MONTHLY STATISTICS REPORT

<図V-2-2> 2012年全世界のPCT多出願国の順位



*資料出所：2013. 4. MONTHLY STATISTICS REPORT(韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある)

2. 韓国のPCT国際出願動向及び見通し

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2012年に韓国特許庁が受理した(受理官庁)PCT国際出願は11,869件であり、2011年の10,412件に比べて1,457件が増えた14.0%の増加率を示した。これは前年度の増加率(8.0%)に比べて高い水準であり、年度別に見ると着実に増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を見せているのは、PCT制度が持つ長所に対する理解力と知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外における特許権確保のための韓国企業と研究所、大学などの持続的な努力が融和された結果である。また、特許権の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベルの高い役割遂行、PCT国際出願の説明会の実施、主要出願企業の訪問及び専用ホームページ運営などによる支援努力の効果の現われだと分析される。

また、2009年から韓国語がPCT国際公開語として採択されたことで、これまで言語的な問題でPCT制度を利用できなかった中小企業や個人発明家からもPCT制度を利用して海外に特許を出願する機会が与えられた点も重要な要素として作用したと言える。

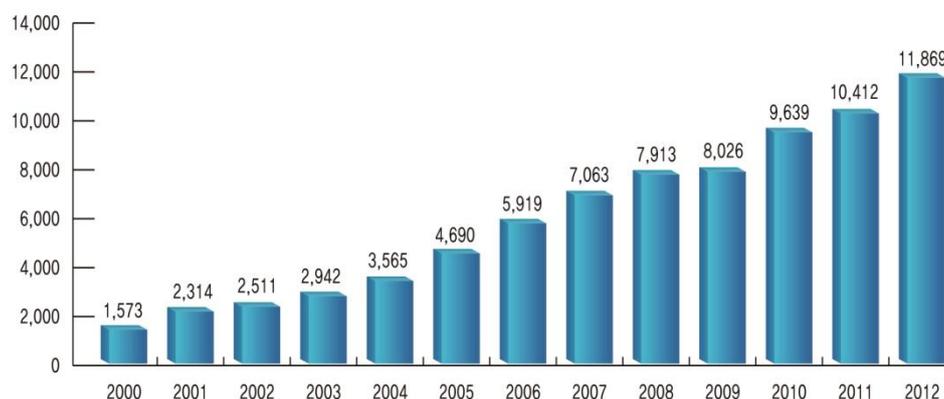
＜表V-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

| 年度 区分 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 出願件数 | 1,573 | 2,314 | 2,511 | 2,942 | 3,565 | 4,690 | 5,919 | 7,063 | 7,913 | 8,026 | 9,639 | 10,412 | 11,869 |
| 増加率 | 84.0 | 47.1 | 8.5 | 17.2 | 21.2 | 31.6 | 26.2 | 19.3 | 12.0 | 1.4 | 20.1 | 8.0 | 14.0 |

*資料出所：特許庁特許情報統計システム

＜図V-2-3＞韓国のPCT国際出願状況



*資料出所：特許庁特許情報統計システム

*国際事務局の受付日基準のWIPO統計と韓国の受付統計は若干の差がある。

ロ. 韓国国内の10大PCT最多出願法人(企業)の状況

2012年の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の状況を見ると、上位10位の最多出願法人の出願件数は3,592件で全体の出願件数の30.3%を占め、2010年の27.0%、2011年の27.7%と徐々に高くなっている。これは大企業がグローバル経済危機の中でも堅調な経済回復の影響によって、海外で積極的な市場確保と特許紛争において優位を占めるために特許出願をしていることの現れである。また、全体出願件数の増加は大企業のみならず研究所、大学、中小企業でもPCT制度の裾野が広がりつつあるものと解釈できる。

上位10位の法人のうち一般企業が9社、大学1校がランキング入りし、LG電子は2012年に1,090件を出願し7年連続1位を占めている。一方、LG電子の出願は減っているが、サムスン電子など残りの企業が出願増加を牽引し、大学も研究成果物を積極的に権利化しているものと把握される。

<表V-2-2> 韓国国内の多出願法人(企業)別PCT国際出願状況

(単位：件)

| 順位 | 出願人 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 (増減率) | |
|----|-------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------------|---------|
| 1 | LG電子 | 432 | 691 | 902 | 1,173 | 1,098 | 1,361 | 1,253 | 1,090 | (△13.0) |
| 2 | サムスン電子 | 463 | 554 | 617 | 659 | 536 | 719 | 752 | 960 | (27.6) |
| 3 | LG化学 | 210 | 321 | 279 | 241 | 197 | 184 | 314 | 400 | (27.3) |
| 4 | LGイノテック | 33 | 37 | 60 | 85 | 78 | 140 | 190 | 340 | (78.9) |
| 5 | Neowizgames | | | | | | 1 | 36 | 240 | (566.6) |
| 6 | パンテック | | 2 | | 2 | 2 | 58 | 90 | 136 | (51.1) |
| 7 | 韓国科学技術院 | 16 | 28 | 38 | 39 | 58 | 86 | 99 | 133 | (34.3) |
| 8 | KT | 31 | 30 | 6 | 29 | 13 | 10 | 44 | 105 | (138.6) |
| 9 | LGハウシス | | | | 1 | 13 | 33 | 76 | 100 | (31.5) |
| 10 | ポスコ | 17 | 46 | 62 | 53 | 29 | 34 | 70 | 88 | (25.7) |

| | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計 | 1,202 | 1,709 | 1,964 | 2,282 | 2,024 | 2,626 | 2,924 | 3,592 | (22.8) |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2012年の個人PCT出願件数は11,869件でそのうち個人のPCT国際出願件数は2,056件を占め、2011年(1,958件)に比べて個人出願は増加したが、PCT国際出願全体で占める割合は1.5%減少した。個人出願の比率が減少した原因は、企業に比べて個人は言語、手続き、費用の面において利用が容易でないことを現わしている。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として施行され始めたことで、すべての国際出願関連の書類をハングルで作成・提出することが可能となり、言語的な問題で困っていた個人や中小企業がより便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁のPCT出願説明会や海外出願費用の支援事業も多角的に行われることによりその規模も拡大され、個人も良いアイデアや技術さえあればいくらかでも外国で特許権を確保できる道が開かれている。

<表V-2-3>個人対法人のPCT 国際出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 個人 | 1,253 | 1,477 | 1,617 | 1,707 | 1,831 | 2,046 | 1,960 | 2,056 |
| (比率) | (26.7) | (25.0) | (22.9) | (21.6) | (22.8) | (21.2) | (18.8) | (17.3) |
| 法人 | 3,437 | 4,442 | 5,446 | 6,206 | 6,195 | 7,593 | 8,452 | 9,813 |
| (比率) | (73.3) | (75.0) | (77.1) | (78.4) | (77.2) | (78.8) | (81.2) | (82.7) |
| 計 | 4,690 | 5,919 | 7,063 | 7,913 | 8,026 | 9,639 | 10,412 | 11,869 |
| (比率) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

二．PCT-EASY(FD出願)及びE-filing(電子出願)によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願の割合は微々たる水準であり、E-filingによるオンライン出願がほとんどを占め、2012年には92.4%を記録した。これは2011年に全世界PCT出願においてE-filingによるオンライン出願が87%程度であることを考えると、韓国のオンライン出願環境が世界最高レベルに達しており、出願人もこのようなメリットを積極的に活用していることが分かる。

また、出願人としてはE-filingによって出願する場合は国際出願手数料の中の300スイスフラン(約354,000ウォン)の減免、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合は100スイスフラン(約118,000ウォン)の減免が適用さらえるため、費用節減の効果も期待できる。

＜表V-2-4＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

| 区分 | 年度 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | On-Line (比率) | | 4,793 (81.0) | 6,094 (86.3) | 6,940 (87.7) | 7,383 (92.0) | 9,015 (93.5) | 9,616 (92.4) |
| FD(PCT-EASY) (比率) | | 687 (11.6) | 713 (10.1) | 775 (9.8) | 489 (6.1) | 440 (4.6) | 611 (5.9) | 757 (6.4) |
| その他(書面など) (比率) | | 439 (7.4) | 256 (3.6) | 198 (2.5) | 154 (1.9) | 184 (1.9) | 185 (1.8) | 176 (1.5) |
| 計 (比率) | | 5,919 (100.0) | 7,063 (100.0) | 7,913 (100.0) | 8,026 (100.0) | 9,639 (100.0) | 10,412 (100.0) | 11,869 (100.0) |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2012年のPCT国際出願の中で韓国語による出願が9,628件であり、全体の81.1%を占め、英語による出願は2,241件で全体の18.9%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に続き2010年には70%を越えている。これは2009年1月1日から韓国語PCT国際公開語が施行されたことで、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成・出願することが可能になったため、優先日から14ヵ月内に英語翻訳文を提出した手続きがなくなったことで、言語的に便利な韓国語による出願を積極的に利用するようになった結果と見られる。

但し、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人が英語で出願したい場合は英語で出願することができるものの、英語で出願した場合は英語による国際公開、韓国語で出願した場合は韓国語による国際公開となることを留意しなければならない。

<表V-2-5> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

| 区分 \ 年度 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 韓国語 (比率) | 2,880 (61.4) | 3,741 (63.2) | 4,592 (65.0) | 4,982 (63.0) | 5,800 (72.3) | 7,336 (76.1) | 8,394 (80.6) | 9,628 (81.1) |
| 英語 (比率) | 1,809 (38.6) | 2,177 (36.8) | 2,471 (35.0) | 2,928 (37.0) | 2,226 (27.7) | 2,303 (23.9) | 2,018 (19.4) | 2,241 (18.9) |
| 日本語 (比率) | 1 (-) | 1 (-) | - (-) | 3 (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 計 (比率) | 4,690 (100.0) | 5,919 (100.0) | 7,063 (100.0) | 7,913 (100.0) | 8,026 (100.0) | 9,639 (100.0) | 10,412 (100.0) | 11,869 (100.0) |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の動向及び見通し

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/または国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は1997年のPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2012年末現在、米国を始めとする13カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国:フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

2012年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で27,109件であり、2011年の25,666件に比べて5.6%増加した。その中で韓国出願人が申請した件数は10,736件で2011年に比べて7.9%増加し、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は16,373件で2011年に比べて4.2%増加した。米国出願人が申請した件数は15,805件であり、韓国特許庁が受付けた全体の国際調査の58.3%、外国国際調査の96.5%を占めた。

韓国は国際調査料を2008年まで225千ウォン、2009年には韓国語調査の場合45万ウォン、英語調査の場合90万ウォンに値上げし、2010年からは英語調査の場合130万ウォンに大幅な値上げした。しかし、値上げにもかかわらず外国出願人(特に米国出願人)が韓国特許庁に引き続き国際調査を申請したことは、値上げ後も先進国の国際調査機関に比べて相対的に安い国際調査料と国際調査の品質の良さによって、満足できる調査結果が得られるためであると分析される。

<表V-2-6>PCT国際調査使用写本の受付状況

(単位:件、%)

| 区分 \ 年度 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 大韓民国 | 3,850 | 5,163 | 6,071 | 7,165 | 7,090 | 8,830 | 9,950 | 10,736 |

| | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (比率) | (99.5) | (87.5) | (68.0) | (38.1) | (33.6) | (38.9) | (38.8) | (39.6) |
| 米国 | - | 690 | 2,735 | 11,371 | 13,356 | 13,319 | 15,167 | 15,805 |
| (比率) | (-) | (11.7) | (30.7) | (60.4) | (63.4) | (58.7) | (59.1) | (58.3) |
| その他の国 | 20 | 45 | 118 | 282 | 622 | 558 | 549 | 568 |
| (比率) | (0.5) | (0.8) | (1.3) | (1.5) | (3.0) | (2.4) | (2.1) | (2.1) |
| 計 | 3,870 | 5,898 | 8,924 | 18,818 | 21,068 | 22,707 | 25,666 | 27,109 |
| (比率) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

2012年に韓国特許庁が受付けた国際予備審査は300件で、2011年の226件に比べて32.7%増加した。このような増加傾向は企業や個人出願人が国際予備審査前に行われる国際調査報告書(見解書)の特許性の可否に対する特許権利化獲得への積極的な対応と安価な国際予備審査手数料によるものと分析される。

<表V-2-7>PCT国際予備審査の請求状況

(単位:件、%)

| 区分 | 年度 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----|-------------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 国際予備審査請求書受付 | | 655 | 599 | 511 | 359 | 341 | 270 | 226 |
| 増加率 | | △29.4 | △8.5 | △14.7 | △29.7 | △5.0 | △20.8 | △16.3 | 32.7 |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁(ISA/KR)以外に、オーストリア特許庁(ISA/AT)、オーストラリア特許庁(ISA/AU)、日本特許庁(ISA/JP)を国際調査機関(ISA)に指定して国際調査を受けることができる。

2012年に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した比率は99.6%、外国特許庁を国際調査機関に指定した比率は0.4%で、2011年に比べて外国特許庁を国際調査機関に指定した比率がさらに低下した。これはオーストリアやオーストラリアの国際調査料が韓国より高いため、オーストリアやオーストラリア特許庁を国際調査機関として指定する件数が持続的に減少しているためと分析される。

＜表V-2-8＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

| 区分 \ 年度 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大韓民国(KR) | 4,209 | 5,368 | 6,571 | 7,590 | 7,442 | 9,422 | 10,334 | 11,828 |
| (比率) | (89.7) | (90.7) | (93.0) | (95.9) | (92.7) | (97.8) | (99.2) | (99.6) |
| その他の国 | 481 | 551 | 497 | 323 | 584 | 217 | 78 | 41 |
| (比率) | (10.3) | (9.3) | (7.0) | (4.1) | (7.3) | (2.2) | (0.8) | (0.4) |
| 計 | 4,690 | 5,919 | 7,063 | 7,913 | 8,026 | 9,639 | 10,412 | 11,869 |
| (比率) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

イ. 2012年度PCT韓国国内段階(指定官庁)移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するため、PCT出願後2012年に韓国国内段階へ移行する件数は31,011件で、前年比6.3%増加した。これは国内特許(実用新案)出願件数である205,042件の15.1%に該当する。

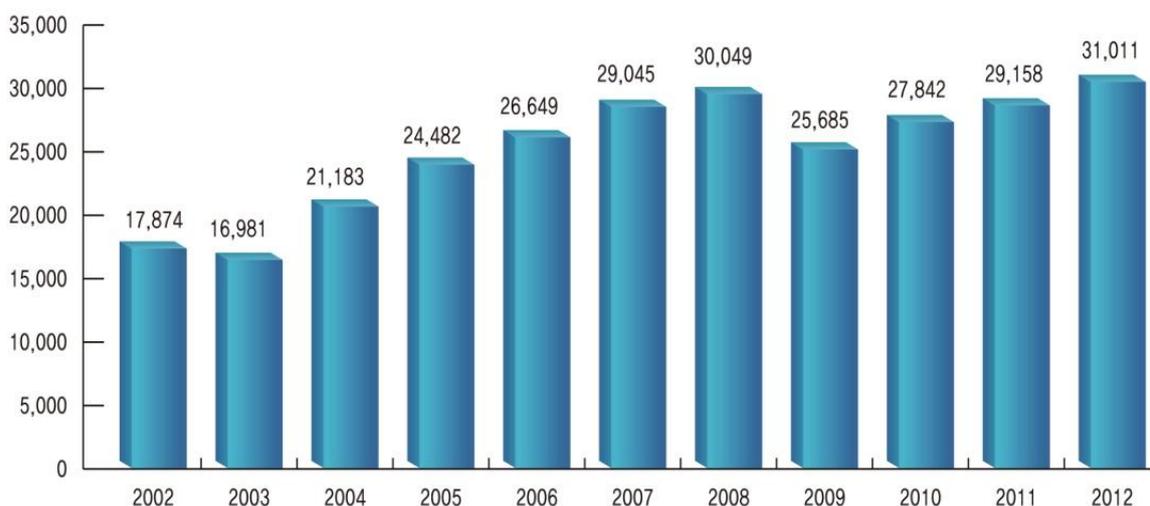
＜表V-2-9＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位：件、%)

| 年度 分析 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出願件数 | 17,874 | 16,981 | 21,183 | 24,482 | 26,649 | 29,045 | 30,049 | 25,685 | 27,842 | 29,158 | 31,011 |
| 増減率(%) | 7.1 | △5.0 | 24.7 | 15.6 | 8.9 | 9.0 | 3.5 | △14.5 | 8.4 | 4.7 | 6.3 |

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

＜図V-2-4＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況



*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

ロ. 韓国の国内段階(指定官庁)への移行動向

2000年以前から増加傾向を維持してきたPCT国際出願の韓国の国内段階への移行件数は、2003年に△5.0%のマイナス成長を記録した。これは2003.03.12から韓国の国内段階への移行期間が優先日から30ヵ月の適用を受けることになり、優先日から20ヵ月以内に国内段階へ移行しなければならない出願件が10ヵ月の期間延長を受けることによって、移行時期を遅らせたものと分析される。このような出願件が2004年以後に国内段階へ移行したため、2004年と2005年は各々24.7%と15.6%増加した。以後2006年と2007年には8.9%と9.0%の増加率を記録し、国内段階への移行傾向が安定したが、2008年には下半期から始まった世界金融危機によって増加率が3.5%と平年水準より減

少し、グローバル景気低迷が本格化した2009年度には△14.5%と急減した。

2010年以後世界経済がグローバル金融危機から脱して安定した回復傾向を示し、韓国国内段階への移行件数も再び増加し始め、2010年は8.4%、2011年は4.7%、2012年は6.3%の増加を記録した。

第2節 マドリット国際商標出願

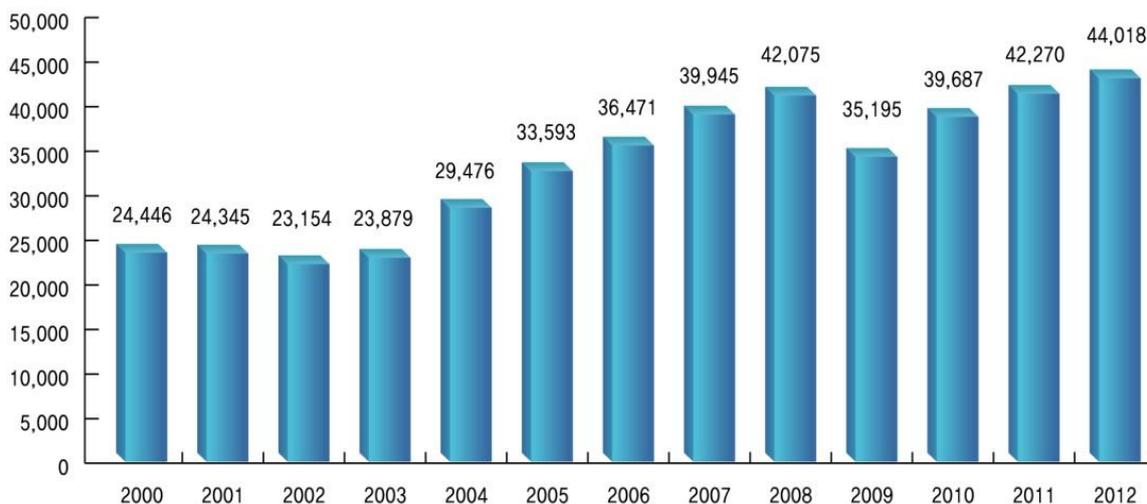
顧客協力局 国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

1. 世界の国際商標出願の動向

イ. 世界の国際商標出願の状況

2012年の世界マドリット国際商標出願件数は44,018件であり、2011年度(42,270件)に比べて1,748件(4.1%)増加した。

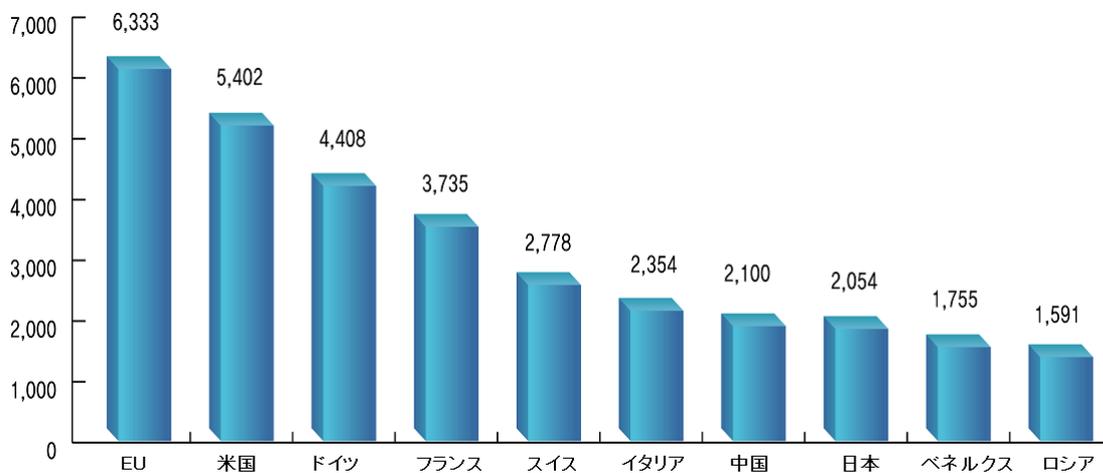
<図V-2-5>年度別の世界国際商標出願状況



※資料:WIPO統計

2012年の世界マドリット国際商標10大出願国は以下のとおりである。韓国は499件で2011年度(489件、16位)に比べて10件(2.0%)増加したが、順位はそのまま16位を占めた。

<図V-2-6> 2012年世界国際商標10大出願国



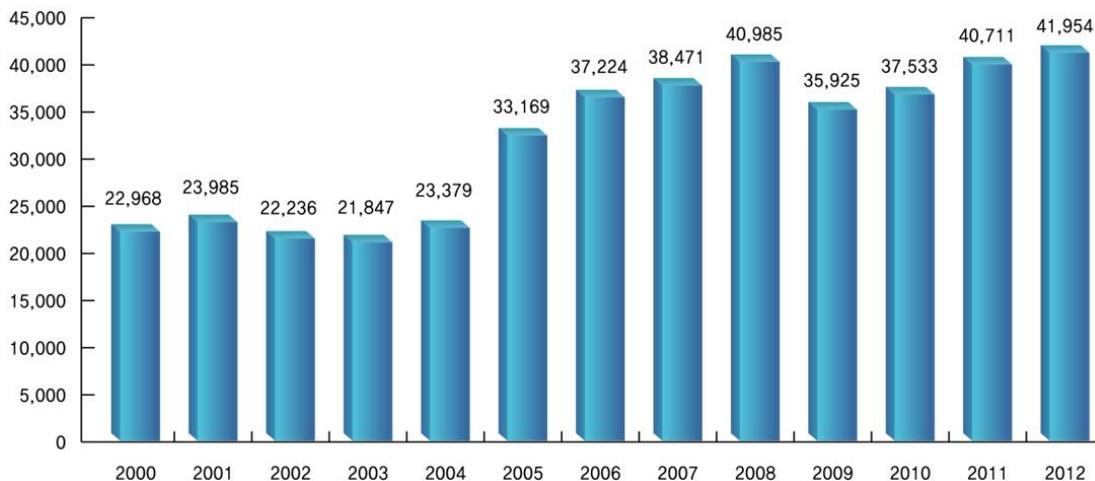
*1)資料:WIPO統計

2)WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付の基準であるため、統計値の差が発生(WIPO統計499件、KIPO統計551件)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2012年のマドプロ国際登録の標章件数は41,954件であり、このうち韓国を本国官庁としたマドリット国際出願は488件が登録された。

<図V-2-7> 年度別の世界国際商標登録状況

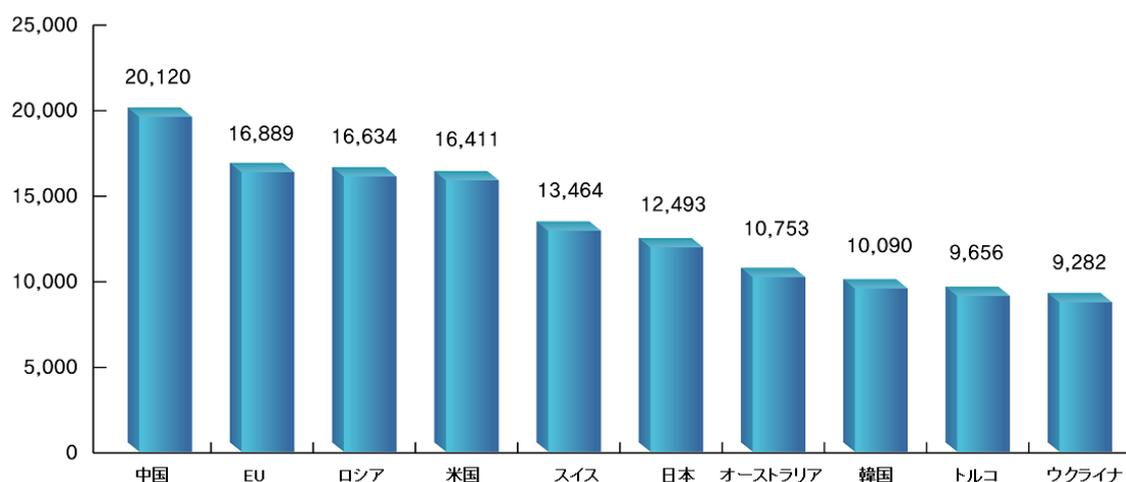


*資料:WIPO統計

ハ. 世界10大指定国の状況

2012年のマドリット国際商標出願を通じた指定国の順位は中国が20,120件で1位を占め、ヨーロッパ連合、ロシア、米国などがその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は10,090件(国際登録8,476件、事後指定1,614件)で世界8位を記録した。

<図V-2-8> 2012年の世界10位指定国状況



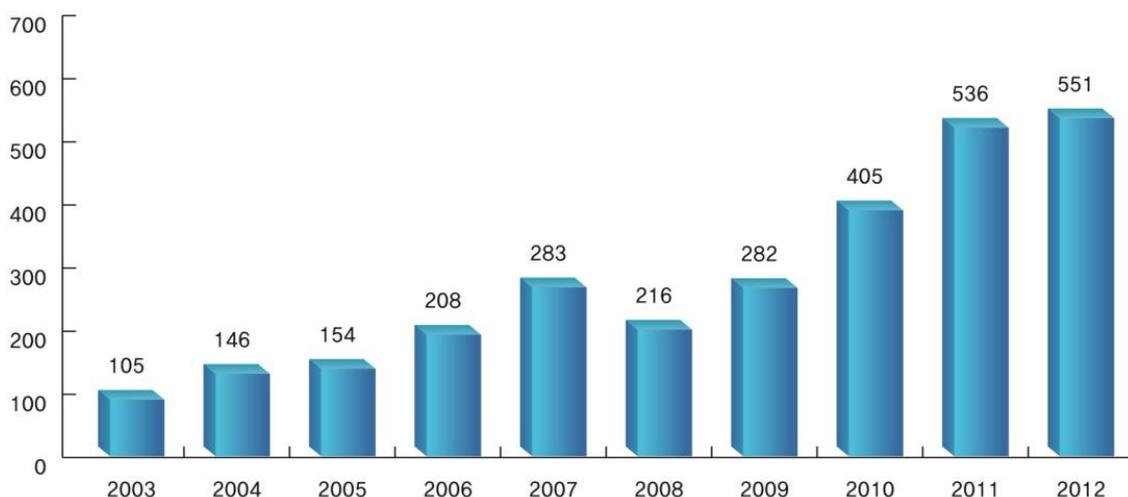
*資料:WIPO統計

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の動向

イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2012年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリット国際商標出願は551件(事後指定46件は除外)であり、2011年度の536件に比べて2.8%増加した。

＜図V-2-9＞年度別の韓国国際商標出願状況



*1)資料:KIPO統計

2) WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため統計数値の差が発生(WIPO統計499件、KIPO統計551件)

ロ. 韓国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリットシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリット国際出願書書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2012年には98.7%まで増加した。

＜表V-2-10＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

| 年度 区分 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 電子出願 (占有率) | 37 (35.2) | 44 (30.1) | 39 (25.3) | 154 (74.0) | 196 (69.3) | 180 (83.3) | 258 (91.5) | 384 (94.8) | 510 (95.1) | 544 (98.7) |
| 書面出願 (占有率) | 68 (64.8) | 102 (69.9) | 115 (74.7) | 54 (26.0) | 87 (30.7) | 36 (16.7) | 24 (8.5) | 21 (5.2) | 26 (4.9) | 7 (1.3) |

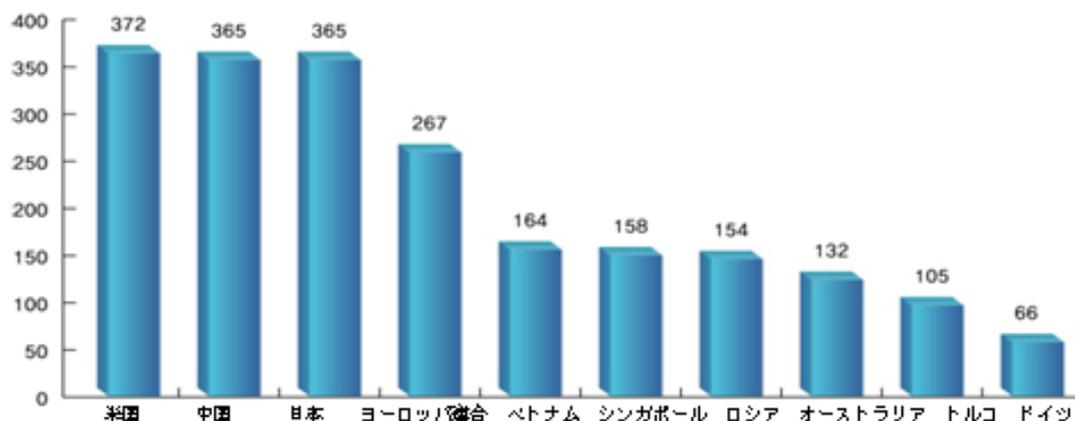
| | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計 | 105 | 146 | 154 | 208 | 283 | 216 | 282 | 405 | 536 | 551 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

*資料:KIPO統計

ハ. 韓国内出願人の国際商標出願10大指定国の状況

2012年のマドリット国際商標出願による国内出願人の外国指定件数は計3,556件で、2011年度の3,792件に比べて236件(△6.2%)減少した中で、米国(372件)、中国(365件)、日本(365件)、ヨーロッパ連合(267件)などを多く指定した。

<図V-2-10>2012年度国内出願人の10大指定国状況



*資料:KIPO統計

二. 韓国10大の国際商標多出願企業状況

2012年度韓国マドリット国際商標多出願企業はソウル半導体、サムスン電子、DSE Cなどの順であった。

<表V-2-11>2012年韓国10大国際商標多出願企業状況

(単位:件、%)

| 順位 | 国内出願企業 | 2012年出願件数 | 占有率 |
|----|--------|-----------|------|
| 1 | ソウル半導体 | 26 | 4.71 |

| | | | |
|---|-------------------|-----|--------|
| 2 | サムスン電子 | 25 | 4.53 |
| 3 | DSEC | 14 | 2.54 |
| 4 | コロンインダストリー | 13 | 2.35 |
| 5 | DAESANG | 12 | 2.17 |
| 6 | KGC Life & 眞 | 9 | 1.63 |
| 6 | 独島アワビサザエ生産者営魚組合法人 | 9 | 1.63 |
| 6 | NUC電子 | 9 | 1.63 |
| 9 | GNCO | 6 | 1.08 |
| 9 | ポスコ | 6 | 1.08 |
| | その他 | 422 | 76.65 |
| | 合計 | 551 | 100.00 |

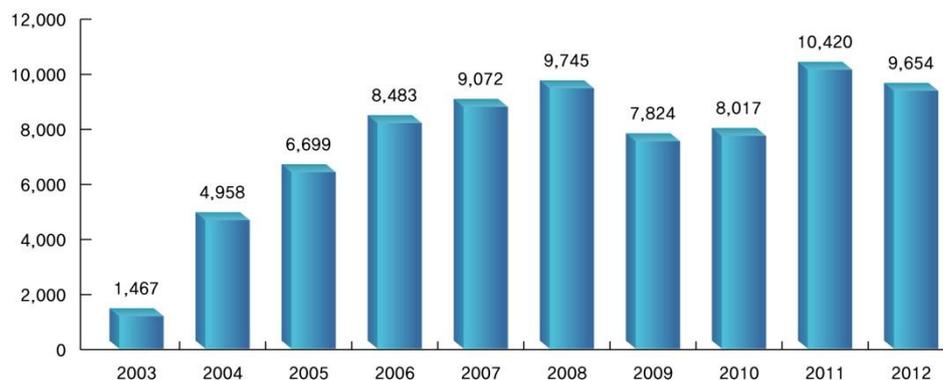
*資料:KIPO統計

3. 韓国内指定国官庁の動向

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

2012年の外国人が韓国を指定したマドリット国際商標登録出願は9,654件で、2011年度の10,420件に比べて7.4%減少した。

<図V-2-11>外国人韓国を指定した国際商標登録出願状況

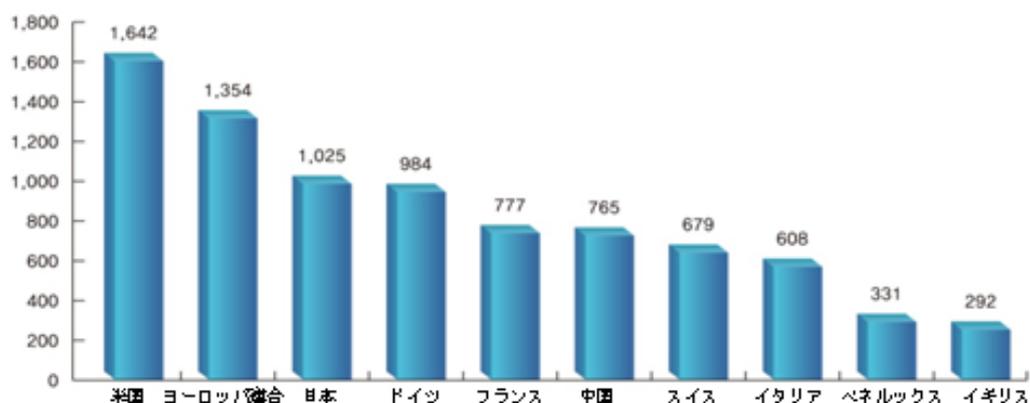


*資料:KIPO統計

ロ. 韓国を指定した10大締約国の状況

2012年のマドリット国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10の締約国は米国、ヨーロッパ連合、日本、ドイツなどの順であった。

<図V-2-12>2012年の韓国を指定した10大締約国状況



*資料:KIPO統計

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業状況

2012年度のマドリット国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、スイスのたばこ会社であるPhilip Morrisが36件、キプロスのOUT FIT 7 LIMITED(スマートフォンアプリ開発)が35件、ドイツのBoehinger Ingelheim(医薬品)が35件を出願し、外国多出願企業の上位を占めた。

<表V-2-12>2012年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況

(単位:件、%)

| 順位 | 外国出願企業 | 国名 | 2012年出願 | 比重 |
|----|--------|----|---------|----|
| | | | | |

| | | | 件数 | |
|----|----------------------------|--------|-------|--------|
| 1 | Philip Morris | スイス | 38 | 0.39 |
| 2 | OUT FIT 7 LIMITED | キプロス | 35 | 0.36 |
| 3 | Boehringer Ingelheim | ドイツ | 34 | 0.35 |
| 4 | Novartis | スイス | 30 | 0.31 |
| 4 | Abercrombie & Fitch Europe | スイス | 30 | 0.31 |
| 6 | Microsoft | 米国 | 30 | 0.31 |
| 7 | KOWA company | 日本 | 18 | 0.18 |
| 8 | Nestle | スイス | 15 | 0.15 |
| 9 | Benefit Cosmetics | 米国 | 15 | 0.15 |
| 10 | NLY Scandinavia AB | スウェーデン | 14 | 0.14 |
| | その他 | | 9,395 | 97.35 |
| | 合計 | | 9,654 | 100.00 |

*資料:KIPO統計

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

顧客協力局 登録課 行政事務官 クオン・イングク

1. 産業財産権登録動向の概要

2006年に新規登録件数の最高点を記録した後、2009年まで持続的な減少傾向にあったが、2010年から漸進的な回復傾向となり、2011年には強力な審査処理期間の短縮政策推進の影響で前年比33.8%、2012年は14%の高い増加率を示している。

2008～2009年には米国の金融危機に伴う景気不況と審査品質中心のパラダイムへの転換によって審査処理量及び登録決定率が減少し、新規登録件数が落ちたが、2010年から審査人材の拡充と審査処理量を拡大するなど、特許庁の積極的な審査処理期間短縮の政策推進により、2011年に引き続き2012年も新規設定登録件数が大幅に増加した。

また、権利者の産業財産権保有・活用意志を示す年次登録件数も着実に増加し、2010年は前年比9.6%、2011年は前年比3.5%増加したが、2012年は0.8%減少し伸び率が停滞している。

2. 2012年度登録の細部状況

イ. 過去5年間の設定登録状況

2012年の新規設定登録は243,869件で前年比14%増加した。各権利別に見ると、<表V-3-1>のように特許、実用新案、デザイン及び商標がすべて前年比19.8%、8.5%、9.4%、9.3%各々増加した。

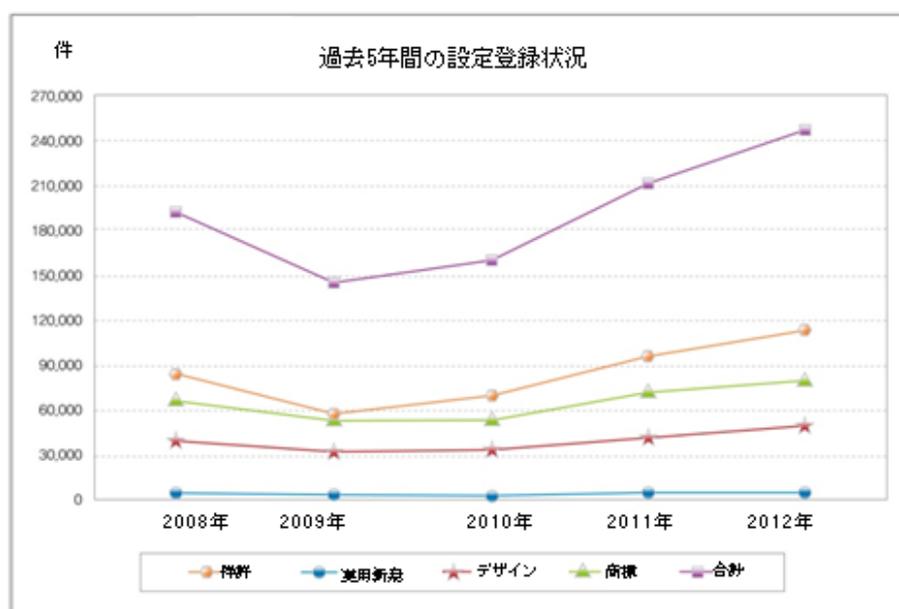
実用新案の場合は2006年10月1日に実用新案登録制度の廃止に伴って正常な審査処理期間を経て登録され、登録件数が急激に減少したが、2008年から正常化していることが分かる。

<表V-3-1>過去5年間の設定登録状況

(単位：件、%)

| 年度別 権利別 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 特許 | 83,523 (△32.5) | 56,732 (△32.1) | 68,843 (21.3) | 94,720 (37.6) | 113,467 (19.8) |
| 実用新案 | 4,975 (78.0) | 3,949 (△20.6) | 4,301 (8.9) | 5,853 (36.1) | 6,353 (8.5) |
| デザイン | 39,858 (△2.2) | 32,091 (△19.5) | 33,697 (5.0) | 42,185 (25.2) | 46,146 (9.4) |
| 商標 | 65,583 (8.7) | 53,155 (△19.0) | 53,136 (0) | 71,255 (34.1) | 77,903 (9.3) |
| 合計 | 193,939 (△14.8) | 145,927 (△24.8) | 159,977 (9.6) | 214,013 (33.8) | 243,869 (14) |

*注:()は前年比の増減率



ロ. 権利別の設定登録状況

1)産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2012年の特許・実用新案の新規設定登録件数は119,820件である。〈表V-3-2〉のように産業部門別の特許・実用新案設定登録状況を見ると、2011年と同様電気通信分野(42%)、機械分野(16.1%)の占有率が58.1%で、他産業分野に比べて高い比重を占めている。その次に化学11.6%、飲料衛生8.4%、土木建設7.0%などの順で比重が高いことが分かる。前年に比べてすべての産業部門の新規設定登録件数が増加し、化学一般(48.9%)、採光金属(44.4%)、飲料衛生(37.0%)部門などの順で増加率が高かった。

〈表V-3-2〉2012年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 機械 | 化学 一般 | 繊維 | 電気 通信 | 土木 建設 | 採光 金属 | 飲料 衛生 | 事務用品 印刷 | 農林 水産 | 雑貨 | 合計 |
|---------|-----|--------|----------|-------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|-------|---------|
| 2012 | 件数 | 19,312 | 13,846 | 2,434 | 50,343 | 8,339 | 4,973 | 10,027 | 629 | 2,067 | 7,850 | 119,820 |
| | 占有率 | 16.1 | 11.6 | 2.0 | 42.0 | 7.0 | 4.2 | 8.4 | 0.5 | 1.7 | 6.6 | 100.0 |
| 2011 | 件数 | 14,710 | 9,300 | 1,889 | 48,430 | 7,130 | 3,445 | 7,317 | 590 | 1,588 | 6,174 | 100,573 |
| | 占有率 | 14.6 | 9.2 | 1.9 | 48.2 | 7.1 | 3.4 | 7.3 | 0.6 | 1.6 | 6.1 | 100.0 |
| 前年度比増減率 | | 31.3 | 48.9 | 28.9 | 4.0 | 17.0 | 44.4 | 37.0 | 6.6 | 30.2 | 27.1 | 19.1 |

2)物品群別のデザイン登録状況

2012年のデザイン新規設定登録件数は計46,146件である。〈表V-3-3〉のように物品群別の登録占有率を見ると、住宅設備用品15.3%、衣服・身の回り品14.3%、土木及び建築用品13.3%、電機電子機械器具及び通信機械器具12.7%である。前年比の増減率を見ると、産業用機械機具39.3%、製造嗜好食品37.1%、運搬機械30.5%、一

般機械機具25.2%、電機電子機械器具及び通信機械器具24.3%、土木及び建築用品12.7%、住宅設備用品10.6%でそれぞれ増加しているが、一方事務用品及び販売用品は6.1%減少し、全体的には9.4%増加した。

＜表V-3-3＞2012年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 製造 | 衣 | 生活 | 住宅 | 趣味娯 | 事務用 | 運輸 | 電機電 | 一般 | 産業 | 土木 | その | 計 |
|------|-----|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 嗜好 | 服・ | 用品 | 設備 | 楽及び | 品及び | 又は | 子機械 | 機械 | 用機 | 及び | 他 | |
| | | 食品 | 身 | 用品 | 用品 | 運動競 | 販売用 | 運搬 | 器具及 | 機 | 械機 | 建築 | | |
| | | 品 | 辺 | 用品 | 用品 | 技用品 | 品 | 機械 | び通信 | 具 | 具 | 用品 | | |
| | | | 品 | 用品 | 用品 | | | | 機械器 | | | | | |
| | | | 品 | 用品 | 用品 | | | | 具 | | | | | |
| 2012 | 件数 | 144 | 6,618 | 3,887 | 7,050 | 959 | 5,390 | 1,674 | 5,874 | 1,481 | 2,368 | 6,132 | 4,569 | 46,146 |
| | 占有率 | 0.3 | 14.3 | 8.4 | 15.3 | 2.1 | 11.7 | 3.6 | 12.7 | 3.2 | 5.1 | 13.3 | 9.9 | 100.0 |
| 2011 | 件数 | 105 | 6,643 | 3,850 | 6,372 | 835 | 5,742 | 1,283 | 4,725 | 1,183 | 1,700 | 5,443 | 4,304 | 42,185 |
| | 占有率 | 0.2 | 15.7 | 9.1 | 15.1 | 2.0 | 13.6 | 3.0 | 11.2 | 2.8 | 4.0 | 12.9 | 10.2 | 100.0 |
| 前年比 | 増減率 | 37.1 | △0.4 | 1.0 | 10.6 | 14.9 | △6.1 | 30.5 | 24.3 | 25.2 | 39.3 | 12.7 | 6.2 | 9.4 |

3)部門別の商標登録状況(NICE分類)

2012年度の商標新規設定登録件数は77,903件であり(＜表V-3-4＞参照)、部門別の登録占有率を見ると、サービス業21.1%、機械・電気機械17.1%、化学品・薬剤15.1%、菓子、食品、飲料11.6%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、大半の部門において増加し、サービス業(41.2%)、ゴム・プラスチック材料(23.8%)、機械・電気機械(22.2%)、紙・文房具(18.5%)、家具・キッチン用品(17.5%)部門の順で増加率が高かった。一方、その他部門は30.6%減少し、全体的には9.3%増加した。

＜表V-3-4＞2012年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 化学 | 一般 | 機械、 | 織 | 家 | 貴金属、 | 楽 | | 菓 | ゴ | | | 計 |
|--------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------|--------|
| | | 品・薬 | 金属 | 機械、 | 織 | 具、 | 貴金属、 | 器、 | 紙、 | 子、 | ム、 | サービ | その他 | |
| | | 剤 | 材、 | 電気機 | 維、 | 具、 | 時計、ガ | 玩 | 文具 | 食 | プラ | ス業 | | |
| | | 建築 | 械 | 械 | 衣類 | 厨房 | バン類 | 具、 | | 品、 | スチ | | | |
| | | 材料 | | | | 用品 | | たば | | 飲料 | ック | | | |
| | | | | | | | | こ | | 材料 | | | | |
| 2012 | 件数 | 11,725 | 2,046 | 13,296 | 5,892 | 2,852 | 3,362 | 2,130 | 2,701 | 9,045 | 416 | 16,447 | 7,991 | 77,903 |
| | 占有率 | 15.1 | 2.6 | 17.1 | 7.6 | 3.7 | 4.3 | 2.7 | 3.5 | 11.6 | 0.5 | 21.1 | 10.3 | 100.0 |
| 2011 | 件数 | 11,547 | 1,803 | 10,877 | 5,670 | 2,427 | 2,975 | 1,819 | 2,280 | 8,354 | 336 | 11,649 | 11,518 | 71,255 |
| | 占有率 | 16.2 | 2.5 | 15.3 | 8.0 | 3.4 | 4.2 | 2.6 | 3.2 | 11.7 | 0.5 | 16.3 | 16.2 | 100.0 |
| 前年比増減率 | | 1.5 | 13.5 | 22.2 | 3.9 | 17.5 | 13.0 | 17.1 | 18.5 | 8.3 | 23.8 | 41.2 | △30.6 | 9.3 |

ハ．個人・法人別の登録状況

2012年の設定登録件数を個人・法人で区分すると(<表V-3-5>参照)、個人25.8%、法人74.2%の割合になる。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15%、法人85%で、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が取りそろった大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているためである。デザインと商標も同じく開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料など各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

但し、実用新案の場合は個人登録(52.5%)が法人登録(47.5%)より多いが、それは特許に比べて相対的にハイレベルでない発明による登録の相対的な容易性に起因するものと見られる。

＜表V-3-5＞2012年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | 個人 | | 法人 | | 計 | |
|---------|--------|------|---------|------|---------|-----|
| | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 |
| 特許 | 17,016 | 15.0 | 96,451 | 85.0 | 113,467 | 100 |
| 実用新案 | 3,335 | 52.5 | 3,018 | 47.5 | 6,353 | 100 |
| 特許・実用小計 | 20,351 | 17.0 | 99,469 | 83.0 | 119,820 | 100 |
| デザイン | 17,882 | 38.8 | 28,264 | 61.2 | 46,146 | 100 |
| 商標 | 24,601 | 31.6 | 53,302 | 68.4 | 77,903 | 100 |
| 計 | 62,834 | 25.8 | 181,035 | 74.2 | 243,869 | 100 |

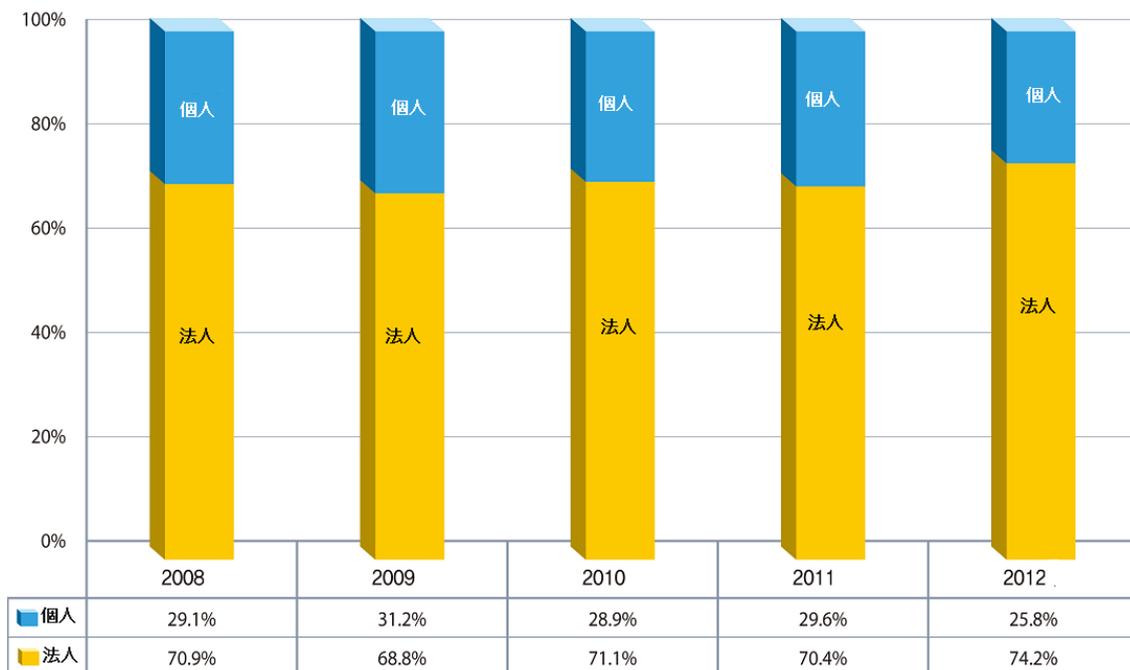
過去5年間の個人・法人別の登録推移を見ると、＜表V-3-6＞のように2007年以降の個人及び法人登録件数は2009年まで減少し続けたが、2010年からは増加に転じ、2011年まで個人・法人ともに増加傾向にあったが、2012年は法人が前年比20.2%増加し、個人は小幅(1.0%)減少した。但し、個人・法人を合わせた合計は依然と増加傾向にある。

＜表V-3-6＞過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 前年比増加率 |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 個人 | 56,476 (29.1) | 45,588 (31.2) | 46,313 (28.9) | 63,440 (29.6) | 62,834 (25.8) | △1.0 |
| 法人 | 137,463 (70.9) | 100,339 (68.8) | 113,664 (71.1) | 150,573 (70.4) | 181,035 (74.2) | 20.2 |

＜最近5年間個人・法人別登録状況＞



二. 代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったかを見ると、＜表V-3-7＞のように代理人87.4%、権利者が直接登録手続きを行った比率が12.6%である。権利別に見ると、特許が97%で他の権利に比べて代理人の選任を通じた登録比率が高く、デザインが74.7%で最も低いことが分かる。

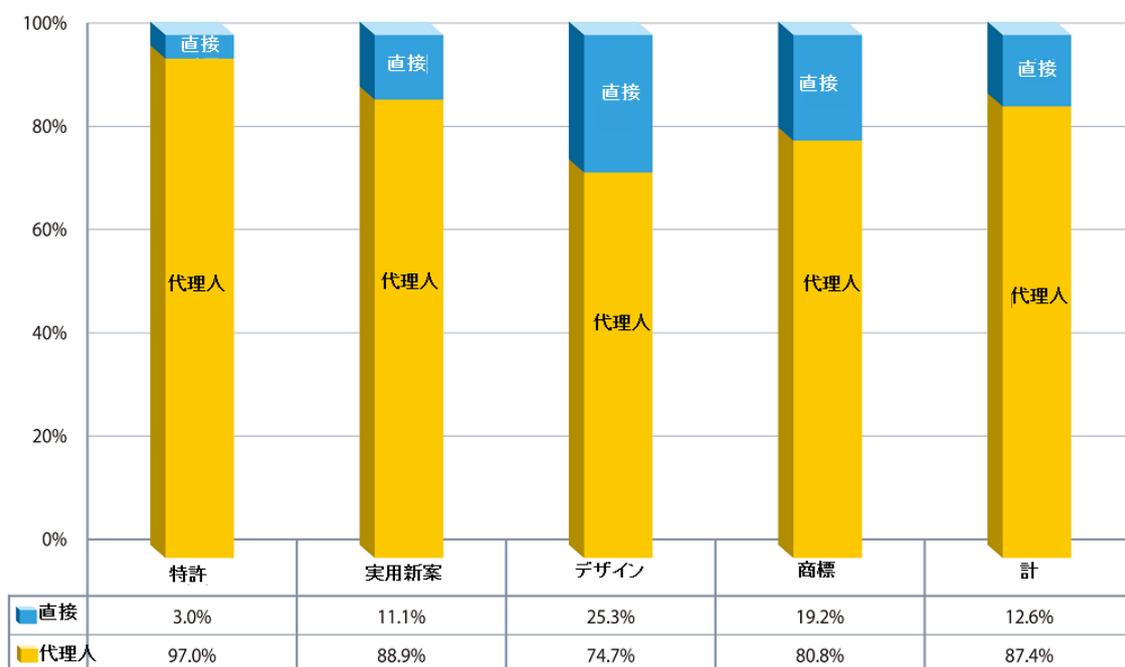
＜表V-3-7＞2012年の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | | 特許 | | 実用新案 | | デザイン | | 商標 | | 計 | |
|------|-----|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
| | | 代理人 登録 | 直接登 録 | 代理人 登録 | 直接 登録 | 代理人 登録 | 代理人 登録 | 直接登 録 | 代理人 登録 | 直接登録 | 代理人 登録 |
| 2012 | 件数 | 110,010 | 3,457 | 5,647 | 706 | 34,483 | 11,663 | 62,976 | 14,927 | 213,116 | 30,753 |
| | 構成比 | 97.0 | 3.0 | 88.9 | 11.1 | 74.7 | 25.3 | 80.8 | 19.2 | 87.4 | 12.6 |
| 2011 | 件数 | 91,808 | 2,909 | 5,176 | 677 | 31,557 | 10,628 | 56,179 | 15,060 | 184,720 | 29,274 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|-------|-------|------|--------|-------|--------|--------|---------|--------|
| | 構成比 | 96.9 | 3.1 | 88.4 | 11.6 | 74.8 | 25.2 | 78.9 | 21.1 | 86.3 | 13.7 |
| 2010 | 件数 | 66,839 | 2,004 | 3,891 | 410 | 24,954 | 8,743 | 41,695 | 11,441 | 137,379 | 22,598 |
| | 構成比 | 97.1 | 2.9 | 90.5 | 9.5 | 74.1 | 25.9 | 78.5 | 21.5 | 85.9 | 14.1 |
| 2009 | 件数 | 54,945 | 1,787 | 3,566 | 383 | 22,961 | 9,130 | 41,141 | 12,014 | 122,613 | 23,314 |
| | 構成比 | 96.9 | 3.1 | 90.3 | 9.7 | 71.5 | 28.5 | 77.4 | 22.6 | 84.0 | 16.0 |

＜2012年の代理人有無別登録状況＞



ホ. 内国人・外国人別の登録動向

2012年の設定登録状況を自国民と外国人別に区分して見ると、＜表V-3-8＞のように内国人が193,918件(79.5%)、外国人が49,951件(20.5%)で、登録件数が前年度より増加した。内国人の登録件数は前年比12.1%、外国人登録件数は前年比21.7%の増加率を示し、全体的に前年度に比べて14%増加した。

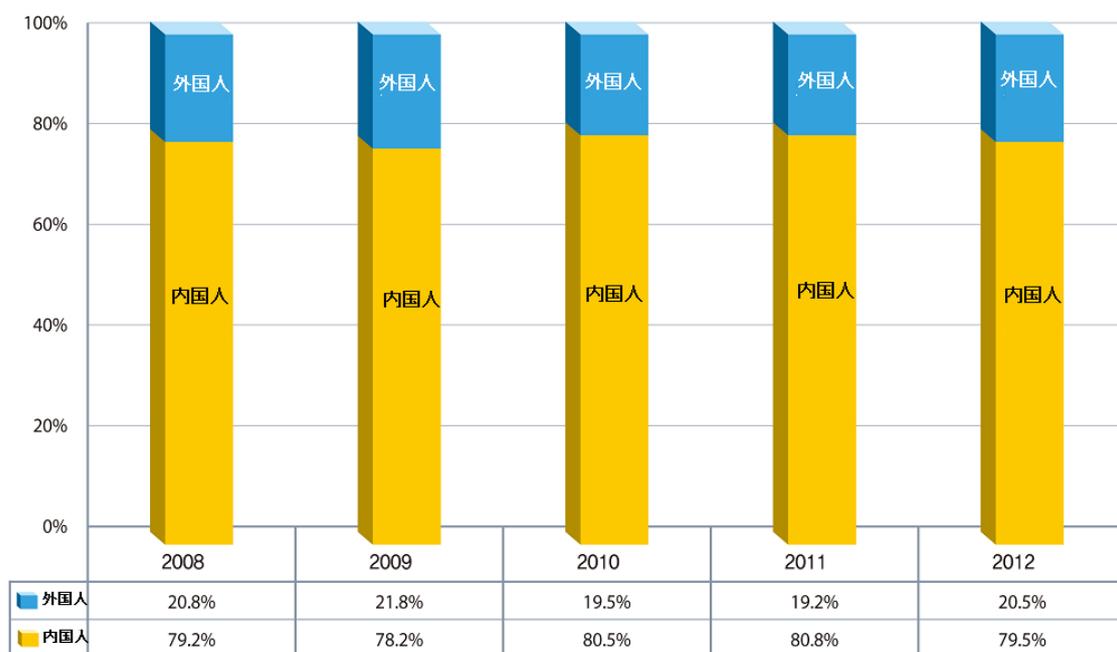
＜表V-3-8＞過去5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 前年比増減率 |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------|
| 内国人 | 153,562 (79.2) | 114,175 (78.2) | 128,838 (80.5) | 172,977 (80.8) | 193,918 (79.5) | 12.1 |
| 外国人 | 40,377 (20.8) | 31,752 (21.8) | 31,139 (19.5) | 41,036 (19.2) | 49,951 (20.5) | 21.7 |
| 合計 | 193,939 (100) | 145,927 (100) | 159,977 (100) | 214,013 (100.0) | 243,869 (100.0) | 14.0 |

*注：()は占有比率

<過去5年間の内国人・外国人登録状況>



へ. 内国人の地域別登録動向状況

2012年の内国人の登録動向を<表V-3-9>のように市・道別の住民登録上の住所を基準として見ると、ソウル38.2%、京畿27.4%でソウル・京畿地域の居住者が65.6%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では大田市4.6%と仁川市が4.6%、慶尚北道と釜山が3.4%などの順であった。道別では京畿・慶北・忠南・慶南の居住

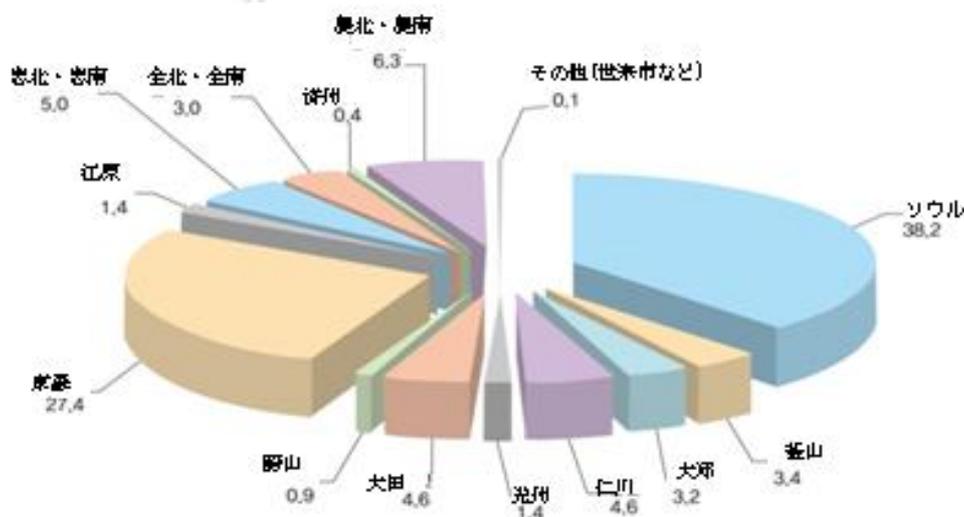
者の順であった。

<表V-3-9>2012年市・道別登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | ソウル | 釜山 | 大邱 | 仁川 | 光州 | 大田 | 蔚山 | 京畿 | 江原 | 忠北 | 忠南 | 全北 | 全南 | 慶北 | 慶南 | 済州 | 世宗 | その他 | 合計 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---------|
| 件数 | 74,097 | 6,558 | 6,167 | 8,918 | 2,719 | 8,934 | 1,724 | 53,122 | 2,726 | 3,757 | 6,090 | 3,304 | 2,572 | 6,602 | 5,535 | 799 | 251 | 43 | 193,918 |
| 構成比 | 38.2 | 3.4 | 3.2 | 4.6 | 1.4 | 4.6 | 0.9 | 27.4 | 1.4 | 1.9 | 3.1 | 1.7 | 1.3 | 3.4 | 2.9 | 0.4 | 0.1 | 0.0 | 100.0 |

<2012年市・道別登録状況(構成比)>



ト. 外国の国別設定登録状況

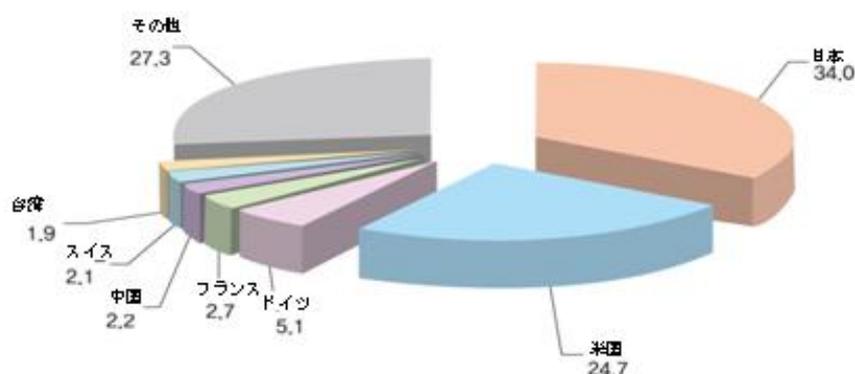
2012年の新規設定登録件数のうち外国人登録を<表V-3-10>のように国別に見ると、全体49,951件の中で日本が16,979件(34%)、米国が12,358件(24.7%)を占め、これら2カ国の登録件数が50%以上を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権よりは特許・実用新案権の登録が多い部分を占めていることが分かる。

＜表V-3-10＞2012年の外国の国別設定登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | 日本 | 米国 | ドイツ | フランス | 中国 | スイス | 台湾 | その他 | 合計 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|--------|
| 特許 | 12,980 | 8,404 | 2,072 | 1,000 | 437 | 757 | 470 | 3,645 | 29,765 |
| 実用新案 | 12 | 18 | 2 | - | 25 | - | 140 | 24 | 221 |
| 特・実小計 | 12,992 | 8,422 | 2,074 | 1,000 | 462 | 757 | 610 | 3,669 | 29,986 |
| デザイン | 1,671 | 745 | 247 | 97 | 72 | 104 | 102 | 523 | 3,561 |
| 商標) | 2,316 | 3,191 | 202 | 255 | 554 | 195 | 249 | 9,442 | 16,404 |
| 合計 | 16,979 | 12,358 | 2,523 | 1,352 | 1,088 | 1,056 | 961 | 13,634 | 49,951 |
| 構成比 | 34 | 24.7 | 5.1 | 2.7 | 2.2 | 2.1 | 1.9 | 27.3 | 100 |

＜2012年国別の設定登録状況(構成比)＞



チ. 多登録法人の状況

2012年内国人多登録法人は＜表V-3-11＞のようにLG電子㈱、サムスン電子㈱、㈱AMORE PACIFICなどの順であった。多登録順位20位内の電子・電気・自動車・通信分野の法人は主に特許・実用新案権に、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の比重が高い。これは法人が注力する特許技術戦略と密接な関連があると見られる。

＜表V-3-11＞2012年の国内多登録法人の状況

(単位：件)

| 順位 | 法人名 | 特許 | 実用新案 | デザイン | 商標 | 計 |
|----|------------------|-------|------|-------|-------|-------|
| 1 | LG電子株式会社 | 2,725 | - | 954 | 670 | 4,349 |
| 2 | サムスン電子株式会社 | 2,272 | 61 | 1,432 | 88 | 3,853 |
| 3 | (株)AMORE PACIFIC | 115 | 134 | 507 | 1,240 | 1,996 |
| 4 | 現代自動車株式会社 | 1,170 | - | 215 | 127 | 1,512 |
| 5 | LGディスプレイ(株) | 1,473 | 2 | 22 | 7 | 1,504 |
| 6 | SKハイニックス株式会社 | 1,177 | - | - | - | 1,177 |
| 7 | 株式会社ポスコ | 977 | - | 2 | 81 | 1,060 |
| 8 | 現代製鉄株式会社 | 962 | 41 | 2 | 45 | 1,050 |
| 9 | LGイノテク株式会社 | 835 | 17 | 178 | - | 1,030 |
| 10 | サムスン電気株式会社 | 947 | - | 5 | 8 | 960 |
| 11 | 株式会社LG化学 | 820 | - | - | 2 | 822 |
| 12 | COWAY株式会社 | 48 | 3 | 94 | 668 | 813 |
| 13 | 株式会社LG生活健康 | 55 | - | 238 | 490 | 783 |
| 14 | サムスン重工業株式会社 | 699 | 18 | 27 | 5 | 749 |
| 15 | CJ第一精糖 | 68 | 7 | 452 | 163 | 690 |
| 16 | KIA自動車株式会社 | 418 | - | 232 | 27 | 677 |
| 17 | ソウル大学校産学協力団 | 554 | - | 20 | 21 | 595 |
| 18 | LGハウシス | 123 | 15 | 366 | 74 | 578 |
| 19 | サムスンSDI株式会社 | 570 | - | 2 | - | 572 |
| 20 | (株)KT | 307 | 3 | 34 | 153 | 497 |

*注)内国人の法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の動向

顧客協力局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

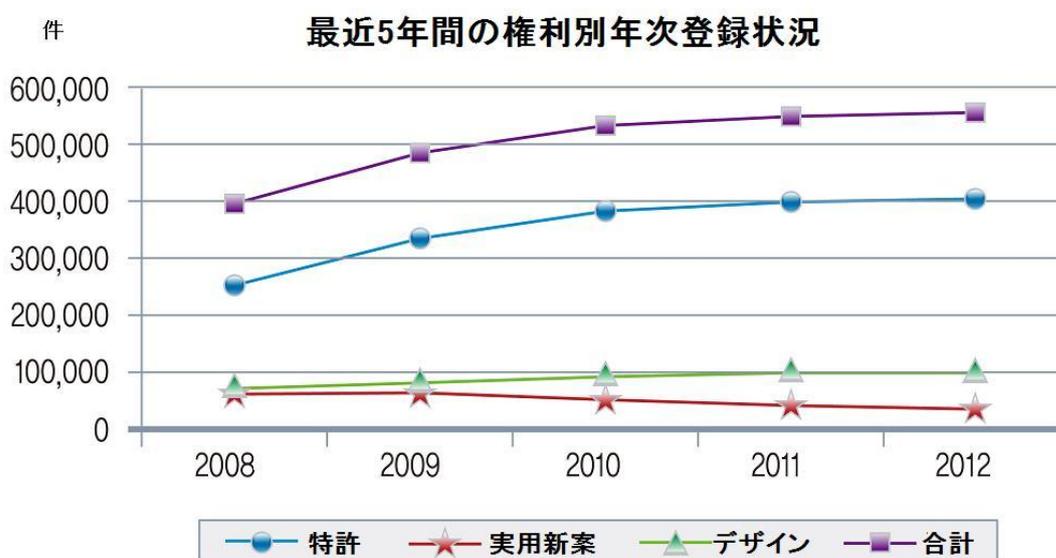
産業財産権は新規設定登録の後も権利の存続期間の間は所定の年次登録料を納付し
てこそ権利を存続させることができる。権利者の産業財産権保有・活用意志を現す指
標の年次登録件数は2012年550,100件で前年比0.8%減少し(<表V-3-12>参照)、権
利別には特許、デザインが各々0.9%、2.1%増加したが、一方の実用新案は21.5%減
少した。

<表V-3-12> 過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

| 年度別 権利別 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 特許 | 254,150(18.1) | 332,110(30.7) | 382,129(15.1) | 400,608(4.8) | 404,077(0.9) |
| 実用新案 | 75,477(△19.2) | 73,355(△2.8) | 57,965(△21.0) | 46,903(△19.1) | 36,830(△21.5) |
| デザイン | 71,795 (11.9) | 83,283(16.0) | 95,815(15.0) | 106,940(11.6) | 109,193(2.1) |
| 合計 | 401,422(7.7) | 488,748(21.8) | 535,909(9.6) | 554,451(3.5) | 550,100(△0.8) |

*注：()は前年比の増減率



第3節 存続権利の動向

顧客協力国局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

韓国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め、2012年末現在全体で3,469,282件が登録され(<表V-3-13>参照)、この中で存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,587,393件、存続権利件数は1,881,889件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は全体2,730,445件のうち1,448,293件、外国人は全体738,837件のうち433,596件を維持している。権利別の存続比重を見ると、特許・実用新案権は内国人に、デザイン権は外国人に権利存続意志が強く現れている。

<表V-3-13>2012年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

| 区 分 | | 内 国 人 | | 外 国 人 | | 合 計 | |
|------|----|-----------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| | | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 件数 | 構成比 |
| 特 許 | 登録 | 816,083 | 100.0 | 365,164 | 100.0 | 1,181,247 | 100.0 |
| | 消滅 | 280,471 | 34.4 | 162,327 | 44.5 | 442,798 | 37.5 |
| | 存続 | 535,612 | 65.6 | 202,837 | 55.5 | 738,449 | 62.5 |
| 実用新案 | 登録 | 422,278 | 100.0 | 14,672 | 100.0 | 436,950 | 100.0 |
| | 消滅 | 358,675 | 84.9 | 13,301 | 90.7 | 371,976 | 85.1 |
| | 存続 | 63,603 | 15.1 | 1,371 | 9.3 | 64,974 | 14.9 |
| デザイン | 登録 | 601,872 | 100.0 | 51,650 | 100.0 | 653,522 | 100.0 |
| | 消滅 | 364,181 | 60.5 | 29,130 | 56.4 | 393,311 | 60.2 |
| | 存続 | 237,691 | 39.5 | 22,520 | 43.6 | 260,211 | 39.8 |
| 商 標 | 登録 | 890,212 | 100.0 | 307,351 | 100.0 | 1,197,563 | 100.0 |
| | 消滅 | 278,825 | 31.3 | 100,483 | 32.7 | 379,308 | 31.7 |
| | 存続 | 611,387 | 68.7 | 206,868 | 67.3 | 818,255 | 68.3 |
| 合 計 | 登録 | 2,730,445 | 100.0 | 738,837 | 100.0 | 3,469,282 | 100.0 |
| | 消滅 | 1,282,152 | 47.0 | 305,241 | 41.3 | 1,587,393 | 45.8 |
| | 存続 | 1,448,293 | 53.0 | 433,596 | 58.7 | 1,881,889 | 54.2 |

第4節 国際商標(マドリット)登録の動向

顧客協力局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

韓国が2003年4月10日にマドリット議定書に加入した後、2004年4月27日初めて国際商標が登録された。2012年末まで2004年634件、2005年3,083件、2006年4,205件、2007年4,413件、2008年6,751件、2009年8,039件、2010年5,334件、2011年8,226件、2012年7,765件、全体で48,450件の国際商標が登録され、2012年の国別国際商標多登録国は、米国、ドイツ、日本、フランス、スイス、中国などの順であった。(＜表V-3-14＞参照)

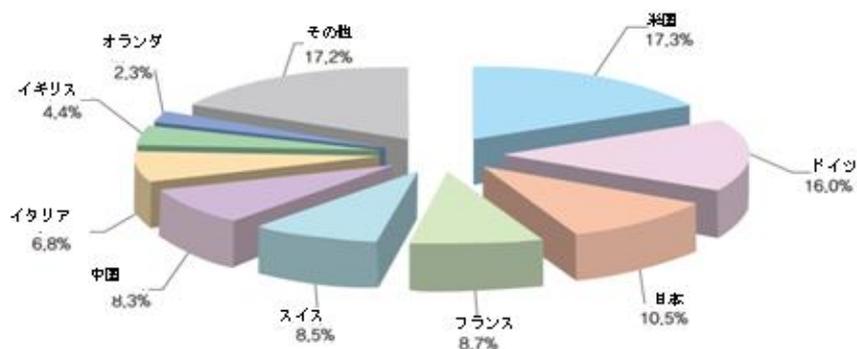
2004年には新規設定登録の業務のみを行ったが、2005年からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの登録業務も併行している。

＜表V-3-14＞2012年の国別国際商標(マドリット)登録状況

(単位：件、%)

| 区分 | 米国 | ドイツ | 日本 | フランス | スイス | 中国 | イタリア | イギリス | オランダ | その他 | 合計 |
|-----|-------|-------|------|------|-----|-----|------|------|------|-------|-------|
| 登録 | 1,346 | 1,242 | 815 | 675 | 659 | 641 | 529 | 342 | 177 | 1,339 | 7,765 |
| 構成比 | 17.3 | 16.0 | 10.5 | 8.7 | 8.5 | 8.3 | 6.8 | 4.4 | 2.3 | 17.2 | 100.0 |

＜2012年の国別国際商標登録状況(構成比)＞



第4章 審査分野

第1節 総括

電機電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

2012年の産業財産権1次審査処理件数は全体で36万2,075件で、2011年の37万1,090件より2.4%減少した。権利別に見ると、特許16万3,246件、実用新案1万3,615件、商標12万2,380件、デザイン6万2,834件の審査処理を行い、デザインを除外すると全ての権利において審査処理件数が減少した。これはPCT国際調査報告書の作成が増加し、審査品質向上のために審査官一人当たりの処理件数を調節したからである。

外国人のPCT国際調査申請件数の増加によってPCT国際調査報告書の作成件数は29,705件で前年度の22,986件より29.2%増加した。

一方、特許庁は特許・実用新案14.8ヶ月、商標9.0ヶ月、デザイン9.08ヶ月の1次審査処理期間を達成した

<表V-4-1>権利別の審査処理状況

(単位：件)

| 区分 | 特許及び実用新案 | | | デザイン | 商標 | 計 |
|-------|----------|--------|---------|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 特許 | 実用新案 | 小計 | | | |
| 2001年 | 55,766 | 54,550 | 110,316 | 32,276 (33,645) | 87,078 (123,067) | 229,670 (267,028) |
| 2002年 | 79,414 | 49,307 | 128,721 | 38,631 (40,618) | 100,020 (136,041) | 267,372 (305,380) |
| 2003年 | 93,433 | 48,578 | 142,011 | 40,094 (42,419) | 118,796 (157,800) | 300,901 (342,230) |

| | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 2004年 | 98,404 | 53,389 | 151,793 | 40,541 (42,080) | 116,210 (156,147) | 308,544 (350,020) |
| 2005年 | 131,115 | 49,317 | 180,432 | 40,820 (41,987) | 124,892 (171,000) | 346,144 (393,419) |
| 2006年 | 195,395 | 45,270 | 240,665 | 46,381 (48,369) | 128,457 (172,045) | 415,503 (461,079) |
| 2007年 | 129,147 | 14,407 | 143,554 | 56,584 (58,587) | 127,709 (171,858) | 327,847 (373,999) |
| 2008年 | 95,504 | 13,824 | 109,328 | 50,117 (51,492) | 117,796 (162,697) | 277,241 (323,517) |
| 2009年 | 94,300 | 11,208 | 105,508 | 41,484 (43,769) | 89,638 (109,245) | 236,630 (258,522) |
| 2010年 | 125,633 | 12,307 | 137,940 | 48,023 (49,778) | 106,945 (133,212) | 292,908 (320,930) |
| 2011年 | 174,283 | 17,953 | 192,236 | 55,081 (60,550) | 123,773 (153,322) | 371,090 (406,108) |
| 2012年 | 163,246 | 13,615 | 176,861 | 62,834 (65,039) | 122,380 (157,481) | 362,075 (399,381) |

*注：1.特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効含まない。

2. 1次審査処理基準である。

3. デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

第2節 特許及び実用新案の審査

電機電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

1. 特許出願審査

2012年の特許出願の1次審査処理件数は16万3,246件で、2011年に比べて6.3%が減少した。そのうち10.5%に該当する17,115件が1次審査と同時に登録決定され、86.9%に該当する14万1,890件に対し意見提出が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は、主要国のうち最も速い14.8ヶ月を維持した。

<表V-4-2>特許1次審査処理状況

(単位：件)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 意見提出通知 | その他通知 | 取下げ・放棄 | 審査処理期間 |
|-------|---------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|--------|
| 2005年 | 131,115 (100.0%) | 21,860 (16.7%) | 106,096 (80.9%) | 410 (0.3%) | 2,749 (2.1%) | 17.6ヶ月 |
| 2006年 | 195,395 (100.0%) | 39,440 (20.2%) | 151,365 (77.5%) | 912 (0.4%) | 3,678 (1.9%) | 9.8ヶ月 |
| 2007年 | 129,147 (100.0%) | 26,801 (20.8%) | 96,997 (75.1%) | 693 (0.5%) | 4,656 (3.6%) | 9.8ヶ月 |
| 2008年 | 95,504 (100.0%) | 12,190 (12.8%) | 79,461 (83.2%) | 505 (0.5%) | 3,348 (3.5%) | 12.1ヶ月 |
| 2009年 | 94,300 (100.0%) | 7,682 (8.1%) | 83,280 (88.3%) | 491 (0.6%) | 2,847 (3.0%) | 15.4ヶ月 |
| 2010年 | 125,633 (100.0%) | 11,276 (9.0%) | 110,822 (88.2%) | 573 (0.4%) | 2,962 (2.4%) | 18.5ヶ月 |
| 2011年 | 174,283 | 17,280 | 153,326 | 676 | 3,001 | 16.8ヶ月 |

| | | | | | | |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|--------|
| | (100%) | (9.9%) | (88.0%) | (0.4%) | (1.7%) | |
| 2012年 | 163,246 (100%) | 17,115 (10.5%) | 141,890 (86.9%) | 477 (0.3%) | 3,764 (2.3%) | 14.8ヶ月 |

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は2005年以降約20%を維持し、2008年12.8%、2009年8.1%、2010年9.0%、2011年9.9%、2012年10.5%と維持されている。これは世界的な審査品質重視の基調に応じて審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへ転換(2008.6)した後、多様な審査品質の向上政策を施行した結果と分析される。

2012年の特許出願の審査終結処理件数は全体で16万3,912件で、2011年に比べて8.4%増加した。このうち66.0%に該当する10万8,236件が登録決定され、31.7%に該当する5万1,912件が拒絶決定された。これは前年比の登録決定比率は9.4%増加し、拒絶決定割合5.5%増加したものである。出願の取下げ・放棄・無効は3,764件で、全体審査終結処理件数の2.3%に該当し、2011年に比べて25.4%増加した。

<表V-4-3>特許審査終結処理状況

(単位：件)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 拒絶決定 | 取下げ・放棄・無効 |
|-------|---------------------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 2005年 | 118,092 (100.0%) | 78,397 (66.4%) | 36,946 (31.3%) | 2,749 (2.3%) |
| 2006年 | 174,631 (100.0%) | 127,298 (72.9%) | 43,655 (25.0%) | 3,678 (2.1%) |
| 2007年 | 152,417 (100.0%) | 112,344 (73.7%) | 35,417 (23.2%) | 4,656 (3.1%) |
| 2008年 | 108,897 (100.0%) | 72,161 (66.3%) | 33,388 (30.6%) | 3,348 (3.1%) |

| | | | | |
|-------|-------------------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 2009年 | 89,266 (100%) | 52,729 (59.1%) | 33,697 (37.7%) | 2,840 (3.2%) |
| 2010年 | 110,356 (100%) | 69,162 (62.7%) | 38,232 (34.6) | 2,962 (2.7%) |
| 2011年 | 151,184 (100%) | 98,979 (65.5%) | 49,204 (32.5%) | 3,001 (2.0%) |
| 2012年 | 163,912 (100%) | 108,236 (66.0%) | 51,912 (31.7%) | 3,764 (2.3%) |

2012年の特許出願の審査終結処理件数が前年に比べて増加したのは、2011年特許出願の1次審査処理件数の増加及び審査の効率性を高めたためである。

2. 実用新案出願審査

実用新案出願の1次審査処理件数は1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2012年には13,549件が審査処理された。

<表V-4-4> 実用新案1次審査処理状況

(単位：件)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 意見提出通知 | その他通知 | 取下・放棄 |
|-------|----------------|--------------|----------------|-------|-------|
| 2005年 | 17 (100.0%) | 2 (11.8%) | 15 (88.2%) | | — |
| 2006年 | 10 (100.0%) | — | 10 (100.0%) | | — |

| | | | | | |
|-------|--------------------|------------------|-------------------|--------------|---------------|
| 2007年 | 7,342 (100.0%) | 1,953 (26.6%) | 5,374 (73.2%) | 15 (0.2%) | — |
| 2008年 | 12,708 (100.0%) | 1,713 (13.5%) | 10,236 (80.5%) | 73 (0.6%) | 686 (5.4%) |
| 2009年 | 10,732 (100%) | 958 (8.9%) | 9,222 (85.9%) | 47 (0.5%) | 505 (4.7%) |
| 2010年 | 12,043 (100%) | 1,286 (10.7%) | 10,189 (84.6%) | 52 (0.4%) | 516 (4.3%) |
| 2011年 | 17,796 (100%) | 2,220 (12.5%) | 14,968 (84.1%) | 72 (0.4%) | 536 (3.0%) |
| 2012年 | 13,549 (100%) | 1,714 (12.7%) | 11,352 (83.8%) | 51 (0.4%) | 432 (3.2%) |

実用新案審査終結処理件数も2005年158件、2006年7件と減少を続けたが、2012年には14,894件を記録した。実用新案登録決定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%、2011年45.1%、2012年47.0%と小幅増加傾向を維持している。

<表V-4-5> 実用新案審査終結処理状況

(単位：件)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 拒絶決定 | 取下げ・放棄 |
|-------|-------------------|------------------|----------------|--------|
| 2005年 | 158 (100.0%) | 84 (53.2%) | 74 (46.8%) | — |
| 2006年 | 7 (100.0%) | 3 (42.9%) | 4 (57.1%) | — |
| 2007年 | 3,633 (100.0%) | 2,714 (74.7%) | 919 (25.3%) | — |

| | | | | |
|-------|--------------------|------------------|------------------|---------------|
| 2008年 | 12,266 (100.0%) | 5,267 (42.9%) | 6,313 (51.5%) | 686 (5.6%) |
| 2009年 | 10,791 (100%) | 4,202 (38.9%) | 6,084 (56.4%) | 505 (4.7%) |
| 2010年 | 11,216 (100%) | 4,862 (43.3%) | 5,838 (52.1%) | 516 (4.6%) |
| 2011年 | 15,559 (100%) | 7,013 (45.1%) | 8,010 (51.5%) | 536 (3.4%) |
| 2012年 | 14,894 (100%) | 7,003 (47.0%) | 7,459 (50.1%) | 432 (2.9%) |

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は2006年10月に先登録制度の廃止により、2012年に1次審査処理66件、審査終結処理3件と大幅減少した。

<表V-4-6> 旧実用新案(先登録制度)審査状況

(単位：件)

| 区分 | 1次審査処理 | | | | | 審査終結処理 | | | |
|-------|--------------|--------------|-----------|----------------|--------|--------------|-----------|---------------------|--------|
| | 設定登録 登録維持 | 意見提出 補正命令 | その他 通知 | 取下 げ・ 放棄 | 計 | 設定登録 登録維持 | 取消し決 定 | 取下げ・ 放棄無 効・却下 | 計 |
| 2005年 | 31,247 | 17,885 | 63 | 105 | 49,300 | 41,428 | 4,485 | 3,833 | 49,746 |
| 2006年 | 28,187 | 16,989 | 82 | 2 | 45,260 | 37,640 | 3,285 | 4,015 | 44,940 |
| 2007年 | 2,250 | 4,785 | 29 | 1 | 7,065 | 6,376 | 2,738 | 646 | 9,760 |
| 2008年 | 233 | 871 | 12 | — | 1,116 | 900 | 742 | — | 1,642 |
| 2009年 | 96 | 375 | 5 | — | 476 | 306 | 308 | — | 614 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|-----|----|---|-----|-----|-----|---|-----|
| 2010年 | 52 | 211 | 1 | — | 264 | 152 | 180 | — | 332 |
| 2011年 | 46 | 111 | — | — | 157 | 113 | 65 | — | 178 |
| 2012年 | — | 21 | 45 | — | 66 | 1 | 2 | — | 3 |

3. PCT国際調査及び予備審査

2012年PCT国際特許出願の国際調査報告書は2011年に比べて29.2%増加した29,705件を作成し、PCT予備審査報告書は2011年に比べて12.9%増加した253件を作成した。

<表V-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

| 区分 | PCT国際調査 | | PCT予備審査 |
|-------|---------|--------|---------|
| | 国際調査報告書 | 副生成宣言書 | 予備審査報告書 |
| 2005年 | 3,649 | 14 | 841 |
| 2006年 | 4,754 | 35 | 639 |
| 2007年 | 8,280 | 51 | 586 |
| 2008年 | 12,936 | 84 | 474 |
| 2009年 | 16,926 | 124 | 362 |
| 2010年 | 20,810 | 165 | 324 |
| 2011年 | 22,986 | 180 | 224 |
| 2012年 | 29,705 | 216 | 253 |

第3節 商標及びデザイン審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

1. 商標登録出願審査

イ. 国内商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理件数は137,674件で、このうち46.3%に該当する63,777件は出願公告決定、53.7%に該当する73,897件は意見提出通知をした。1次審査の処理期間は2012年9.1ヶ月で2011年の10.3ヶ月より1.2ヶ月短縮した。

＜表V-4-8＞商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 計 | 出願公告 | 意見提出 | その他 | 審査処理期間 |
|-------|------------------|------------------|------------------|--------------|--------|
| 2008年 | 162,697 (100) | 79,197 (48.7) | 83,007 (51.0) | 493 (0.3) | 6.5ヶ月 |
| 2009年 | 109,245 (100) | 63,285 (55.0) | 45,960 (45.0) | — | 9.7ヶ月 |
| 2010年 | 133,212 (100) | 75,423 (56.6) | 57,789 (43.4) | — | 10.6ヶ月 |
| 2011年 | 153,322 (100) | 72,732 (47.4) | 80,590 (52.6) | — | 10.3ヶ月 |
| 2012年 | 137,674 (100) | 63,777 (46.3) | 73,897 (53.7) | — | 9.1ヶ月 |

*注：多類商標基準、審査処理期間は、2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は136,371件で、このうち76.0%である103,660件が登録決定、24.0%である32,711件が拒絶となり、前年度に比べて登録決定率が多少高くなった。

＜表V-4-9＞商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 拒絶決定 |
|-------|------------------|-------------------|------------------|
| 2008年 | 169,507 (100) | 133,297 (78.6) | 36,210 (21.4) |
| 2009年 | 115,515 (100) | 92,013 (79.7) | 23,138 (20.3) |
| 2010年 | 125,161 (100) | 99,127 (79.2) | 26,034 (20.8) |
| 2011年 | 127,733 (100) | 94,913 (74.3) | 32,820 (25.7) |
| 2012年 | 136,371 (100) | 103,660 (76.0) | 32,711 (24.0) |

*注：多類商標基準、()は構成比

ロ．国際商標登録出願の審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は19,807件で、このうち27.8%に該当する5,510件は出願公告決定、72.2%に該当する14,297件は意見提出の通知をした。1次審査処理期間は2012年6.0ヶ月で、2011年7.2ヶ月より1.2ヶ月短縮した。

＜表V-4-10＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 計 | 出願公告 | 意見提出 | その他 | 審査処理期間 |
|----|---|------|------|-----|--------|
|----|---|------|------|-----|--------|

| | | | | | |
|-------|-----------------|-----------------|------------------|---|-------|
| 2008年 | 23,578 (100) | 4,479 (19.0) | 19,099 (81.0) | — | 7.6ヶ月 |
| 2009年 | 17,286 (100) | 3,779 (21.9) | 13,507 (78.1) | — | 9.1ヶ月 |
| 2010年 | 15,932 (100) | 3,713 (23.3) | 12,219 (76.7) | — | 9.9ヶ月 |
| 2011年 | 24,564 (100) | 6,891 (28.1) | 17,673 (71.9) | — | 7.2ヶ月 |
| 2012年 | 19,807 (100) | 5,510 (27.8) | 14,297 (72.2) | — | 6.0ヶ月 |

*注：多類商標基準、審査処理期間は、09年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2012年の最終的な審査処理件数は20,274件で、このうち76.9%である15,594件が登録決定され、23.1%である4,680件が拒絶された。

<表V-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 拒絶決定 |
|-------|-----------------|------------------|-----------------|
| 2008年 | 19,009 (100) | 13,376 (70.4) | 5,633 (29.6) |
| 2009年 | 23,220 (100) | 16,149 (69.5) | 7,071 (20.5) |
| 2010年 | 15,293 (100) | 11,712 (76.6) | 3,581 (23.4) |
| 2011年 | 20,954 (100) | 16,028 (76.5) | 4,926 (23.5) |

| | | | |
|-------|-----------------|------------------|-----------------|
| 2012年 | 20,274 (100) | 15,594 (76.9) | 4,680 (23.1) |
|-------|-----------------|------------------|-----------------|

2. デザイン登録出願審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

デザイン登録出願の1次審査処理件数は65,039件で、このうち47.9%に該当する31,168件は登録決定、52.1%に該当する33,871件は意見提出の通知をした。前年度に比べて1次審査処理件数が増加したのは、増加傾向にある審査処理期間短縮のために審査官別の処理目標を上方修正したためである。

1次審査処理期間は2012年8.8ヶ月で、2011年10.1ヶ月より1.2ヶ月短縮し、審査処理目標機関である9.0ヶ月以内を達成した。

<表V-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 計 | 登録決定 | 意見提出 | その他 | 審査処理期間 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-------------|--------|
| 2008年 | 51,492 (100) | 26,844 (52.1) | 24,549 (47.7) | 99 (0.2) | 5.6ヶ月 |
| 2009年 | 43,769 (100) | 23,404 (53.5) | 20,365 (46.5) | — | 9.0ヶ月 |
| 2010年 | 49,778 (100) | 26,985 (54.2) | 22,793 (45.8) | — | 10.0ヶ月 |
| 2011年 | 60,550 (100) | 30,274 (50.0) | 30,276 (50.0) | — | 10.0ヶ月 |
| 2012年 | 65,039 | 31,168 | 33,871 | — | 8.8ヶ月 |

| | | | | | |
|--|-------|--------|--------|--|--|
| | (100) | (47.9) | (52.1) | | |
|--|-------|--------|--------|--|--|

*注：複数デザイン基準、審査処理期間は、1909年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2012年の最終的な審査処理件数は63,037件で、このうち83.4%に該当する52,560件は登録決定、16.6%に該当する10,477件は拒絶決定され、前年度に比べて登録決定率が多少低下した。

<表V-4-13>デザイン登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

| 区 分 | 計 | 登録決定 | 拒絶決定 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|
| 2008年 | 55,514 (100) | 42,466 (82.4) | 9,048 (17.6) |
| 2009年 | 44,178 (100) | 36,179 (81.9) | 7,684 (18.1) |
| 2010年 | 48,237 (100) | 40,387 (83.7) | 7,850 (16.3) |
| 2011年 | 58,222 (100) | 49,330 (84.7) | 8,892 (15.3) |
| 2012年 | 63,037 (100) | 52,560 (83.4) | 10,477 (16.6) |

*注:複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立て件数及び異議申立て率、異議認容率などは以下の表とおりである。商標登録出願を基準に簡単に見ると、2012年の商標登録異議申立て件数は2,281件で出願公告件数の4.0%に該当し、異議決定件数のうち異議申立てに理由があると認容された比率は43.8%であった。

<表V-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率

(単位：件、%、ヶ月)

| 区分 | 2010年 | | | 2011年 | | | 2012年 | | |
|-------------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 商標 | デザイン | 国際商標 | 商標 | デザイン | 国際商標 | 商標 | デザイン | 国際商標 |
| 公告/登録件数(A) | 75,423 | 9,871 | 3,713 | 72,732 | 10,095 | 6,891 | 57,215 | 17,964 | 3,891 |
| 異議申立て件数(B) | 1,676 | 56 | 37 | 2,345 | 93 | 69 | 2,281 | 140 | 61 |
| 異議申立て率(B/A) | 2.2 | 0.6 | 1.0 | 3.2 | 0.9 | 1.0 | 4.0 | 0.8 | 1.6 |
| 異議決定件数(C) | 1,452 | 47 | 38 | 1,183 | 60 | 40 | 2,453 | 105 | 58 |
| 異議認容件数(D) | 671 | 33 | 9 | 533 | 42 | 7 | 1,074 | 75 | 7 |
| 異議認容率(D/C) | 46.2 | 70.2 | 23.7 | 45.1 | 70.0 | 17.5 | 43.8 | 71.4 | 12.1 |

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理動向

特許審判院 審判政策課 電算主事 キム・ウンギョン

1. 権利別の審判請求及び処理件数の動向

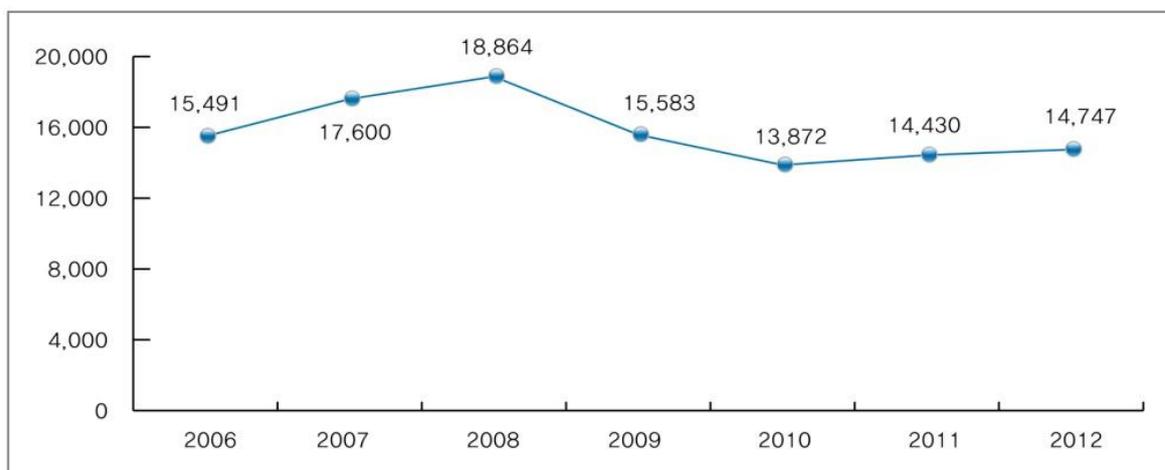
審判請求件数は2012年14,747件で、前年比2.2%増加した。権利別に見ると、特許3.9%、デザイン29.9%増加したが、実用新案15.0%、商標3.1%の減少となった。

<表V-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

| 年度 | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------|------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 請求 (増加率) | 特許 | 9,725 (36.2) | 10,950 (12.6) | 12,238 (11.8) | 10,561 (△13.7) | 9,270 (△12.2) | 9,664 (4.3) | 10,039 (3.9) |
| | 実用 | 765 (△2.7) | 753 (△1.6) | 906 (20.3) | 828 (△8.6) | 559 (△32.5) | 473 (△15.4) | 402 (△15.0) |
| | デザイン | 503 (4.8) | 601 (19.5) | 766 (27.5) | 663 (△13.4) | 689 (3.9) | 438 (△36.4) | 569 (29.9) |
| | 商標 | 4,498 (3.5) | 5,296 (17.7) | 4,954 (△6.5) | 3,531 (△28.7) | 3,354 (△5.0) | 3,855 (14.9) | 3,737 (△3.1) |
| | 計 | 15,491 (21.5) | 17,600 (13.6) | 18,864 (7.2) | 15,583 (△17.4) | 13,872 (△11.0) | 14,430 (4.0) | 14,747 (2.2) |

＜図V-5-1＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は2012年10,362件で前年比2.0%の減少率を記録し、特許は前年に比べて2.0%が増加した。

＜表V-5-2＞権利別の審判処理及び前置登録状況

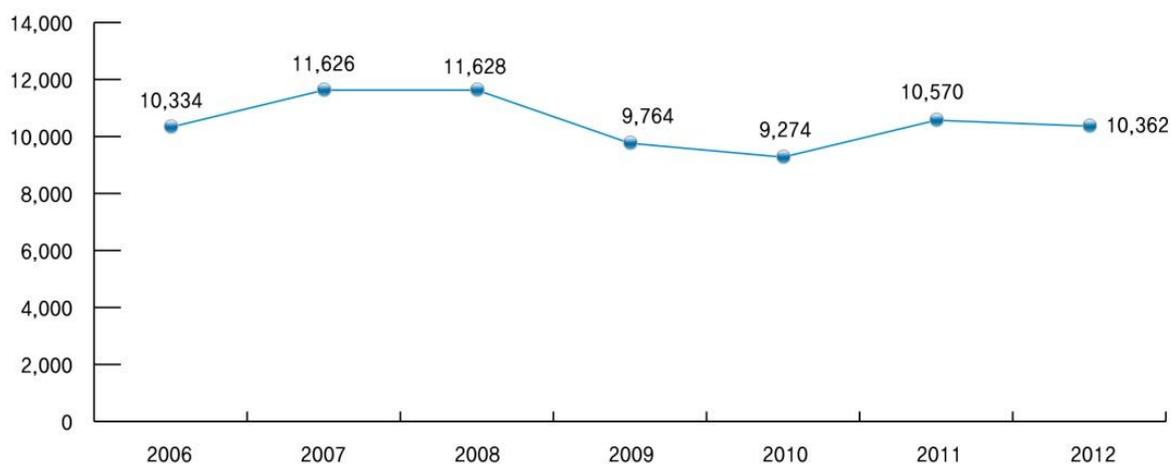
(単位：件、%)

| 年度 | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------|------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 処理 (増加率) | 特許 | 4,876 (37.9) | 5,696 (16.8) | 5,258 (△7.7) | 4,719 (△10.3) | 4,969 (5.3) | 5,471 (10.1) | 5,581 (2.0) |
| | 実用 | 842 (△18.5) | 839 (△0.4) | 732 (12.8) | 545 (△25.5) | 500 (△8.3) | 543 (8.6) | 424 (△21.9) |
| | デザイン | 420 (△10.3) | 484 (15.2) | 542 (12.0) | 605 (11.6) | 622 (2.8) | 619 (△0.5) | 489 (△21.0) |
| | 商標 | 4,196 (10.8) | 4,607 (9.8) | 5,096 (10.6) | 3,895 (△23.6) | 3,183 (△18.3) | 3,937 (23.7) | 3,868 (△1.8) |
| | 計 | 10,334 (17.1) | 11,626 (12.5) | 11,628 (0.0) | 9,764 (△16.0) | 9,274 (△5.0) | 10,570 (14.0) | 10,362 (△2.0) |
| 前置登 | 特許 | 4,651 | 5,291 | 5,163 | 4,849 | 4,370 | 4,022 | 4,341 |

| | | | | | | | | |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 録(増加率) | | (53.2) | (13.8) | (△2.4) | (△6.1) | (△9.9) | (△8.0) | (7.9) |
| 実用 | — | — | 9 | 94 (944.4) | 138 (46.8) | 104 (△24.6) | 66 (△36.5) | 39 (△40.9) |
| デザイン | 37 (△26.0) | 29 (△21.6) | 39 (34.5) | 46 (17.9) | 27 (△41.3) | 7 (△74.1) | — (△100.0) | — |
| 商標 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 4,688 (51.6) | 5,329 (13.7) | 5,296 (△0.6) | 5,033 (△5.0) | 4,501 (△10.6) | 4,095 (△9.0) | 4,380 (7.0) | — |

* 処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図V-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求動向

請求人別の審判請求件数の比率は国内企業が34.0%、外国企業が45.8%、外国人を含む個人が17.0%を占めている。

<表V-5-3>審判請求別の審判請求状

(単位：件、%)

| 年度 | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 内 国 個 人 | 特許 | 1,275 | 1,743 | 1,719 | 1,664 | 1,441 | 1,355 | 1,025 |
| | 実用 | 413 | 388 | 449 | 474 | 302 | 249 | 210 |
| | デザイン | 246 | 334 | 354 | 338 | 329 | 196 | 280 |
| | 商標 | 1,007 | 1,163 | 1,008 | 677 | 798 | 932 | 867 |
| | 計 | 2,941 (19.0) | 3,628 (20.6) | 3,530 (18.7) | 3,153 (20.2) | 2,870 (20.7) | 2,732 (18.9) | 2,382 (16.2) |
| 外 国 個 人 | 特許 | 82 | 91 | 94 | 72 | 74 | 81 | 77 |
| | 実用 | 1 | 2 | — | 2 | 4 | 1 | — |
| | デザイン | 2 | 1 | 2 | 3 | 7 | 4 | 1 |
| | 商標 | 47 | 70 | 56 | 30 | 32 | 46 | 47 |
| | 計 | 132 (0.8) | 164 (0.9) | 152 (0.8) | 107 (0.7) | 117 (0.8) | 132 (0.9) | 125 (0.8) |
| 国 内 企 業 | 特許 | 4,510 | 4,771 | 5,195 | 4,347 | 3,623 | 3,757 | 3,390 |
| | 実用 | 338 | 352 | 443 | 335 | 235 | 217 | 183 |
| | デザイン | 226 | 235 | 363 | 283 | 316 | 178 | 226 |
| | 商標 | 1,643 | 2,022 | 1,816 | 1,424 | 1,386 | 1,558 | 1,218 |
| | 計 | 6,717 (43.4) | 7,380 (41.9) | 7,817 (41.4) | 6,389 (41.0) | 5,560 (40.1) | 5,710 (39.6) | 5,017 (34.0) |
| 外 国 企 業 | 特許 | 3,434 | 3,854 | 4,494 | 3,775 | 3,449 | 3,770 | 5,116 |
| | 実用 | 6 | 7 | 6 | 9 | 12 | 4 | 6 |
| | デザイン | 26 | 26 | 41 | 38 | 33 | 60 | 61 |

| | | | | | | | | |
|----------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 商標 | 1,687 | 1,975 | 2,020 | 1,342 | 1,098 | 1,297 | 1,567 |
| | 計 | 5,153 (33.3) | 5,862 (33.3) | 6,561 (34.8) | 5,164 (33.1) | 4,589 (33.1) | 5,131 (35.6) | 6,750 (45.8) |
| 公共 研究 機関 | 特許 | 132 | 230 | 358 | 324 | 290 | 256 | 134 |
| | 実用 | — | 1 | 4 | 4 | 1 | — | — |
| | デザイン | — | 1 | 6 | — | 4 | — | — |
| | 商標 | 4 | 2 | 3 | 2 | 21 | — | 19 |
| | 計 | 136 (0.9) | 234 (1.3) | 371 (2.0) | 330 (2.1) | 316 (2.3) | 256 (1.8) | 153 (1.0) |
| 大 学 | 特許 | 62 | 200 | 331 | 330 | 364 | 405 | 277 |
| | 実用 | — | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | デザイン | — | — | — | 1 | — | — | 1 |
| | 商標 | 7 | 12 | 4 | 26 | 6 | 14 | 13 |
| | 計 | 69 (0.4) | 213 (1.2) | 336 (1.8) | 359 (2.3) | 372 (2.7) | 420 (2.9) | 292 (2.0) |
| そ の 他 | 特許 | 230 | 61 | 47 | 49 | 29 | 40 | 20 |
| | 実用 | 7 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| | デザイン | 3 | 4 | — | — | — | — | — |
| | 商標 | 103 | 52 | 47 | 30 | 16 | 8 | 6 |
| | 計 | 343 (2.2) | 119 (0.7) | 97 (0.5) | 81 (0.5) | 48 (0.3) | 49 (0.3) | 28 (0.2) |

*その他:国、自治団体など

* () は構成比(%)

3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求動向

2012年の当事者系審判は全体で3,508件が請求され、このうち内国人と内国人間の審判請求は2,499件(71.2%)、内国人と外国人間の審判請求は882件(25.1%)、外国人と外国人間の審判請求は127件(3.6%)であった。

＜表V-5-4＞内国人・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位：件、%)

| 年度 | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内国人と内国人 | 特許 | 790 | 919 | 1026 | 899 | 966 | 954 | 872 |
| | 実用 | 481 | 457 | 445 | 313 | 250 | 213 | 192 |
| | デザイン | 356 | 415 | 495 | 418 | 459 | 272 | 388 |
| | 商標 | 1,045 | 1,073 | 1,055 | 957 | 929 | 1,104 | 1,047 |
| | 計 | 2,672 | 2,864 | 3,021 | 2,587 | 2,604 | 2,543 | 2,499 |
| 内国人と外国人 | 特許 | 90 | 98 | 107 | 95 | 79 | 136 | 122 |
| | 実用 | — | 3 | 8 | 1 | 2 | — | — |
| | デザイン | 7 | 2 | 6 | — | 3 | 2 | 3 |
| | 商標 | 153 | 205 | 219 | 149 | 203 | 136 | 109 |
| | 計 | 250 | 308 | 340 | 245 | 287 | 274 | 234 |
| 外国人と内国人 | 特許 | 18 | 58 | 43 | 29 | 16 | 25 | 14 |
| | 実用 | 6 | 5 | 3 | 1 | — | — | 2 |
| | デザイン | 21 | 10 | 17 | 3 | 10 | 24 | 23 |
| | 商標 | 567 | 548 | 713 | 457 | 477 | 547 | 609 |
| | 計 | 612 | 621 | 776 | 490 | 503 | 596 | 648 |
| 外国人と外国人 | 特許 | 6 | 5 | 7 | 5 | 9 | 14 | 10 |
| | 実用 | — | — | — | — | — | — | — |
| | デザイン | — | — | 1 | — | — | — | — |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|
| 国人 | 商標 | 79 | 92 | 124 | 65 | 69 | 89 | 117 |
| | 計 | 85 | 97 | 132 | 70 | 78 | 103 | 127 |

* 内国人と内国人:請求人内国人・被請求人内国人

* 内国人と外国人:請求人内国人・被請求人外国人

* 外国人と内国人:請求人外国人・被請求人内国人

* 外国人と外国人:請求人外国人・被請求人外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求動向

2012年度の韓国の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計566件で、そのうち商標に対する審判請求が445件で78.6%を占めている。外国企業の審判請求は383件(67.7%)で、韓国の国内企業が審判請求した183件(32.3%)より高く、特許及び実用新案の場合は国内企業が外国企業に比べて4倍程度多く審判請求をしていることが明らかになった。

<表V-5-5> 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

| 区分 | | | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|----------|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 請求人 | 被請求人 | 権利別 | | | | | | | |
| 国内 企業 | 外国 企業 | 特許 | 88 | 73 | 70 | 72 | 58 | 118 | 97 |
| | | 実用 | — | — | 8 | 2 | 1 | — | — |
| | | デザイン | 6 | — | 5 | — | 3 | 2 | 3 |
| | | 商標 | 107 | 147 | 137 | 105 | 130 | 91 | 83 |
| | | 計 | 201 | 220 | 220 | 179 | 192 | 211 | 183 |
| 外国 企業 | 国内 企業 | 特許 | 14 | 55 | 37 | 21 | 12 | 20 | 12 |
| | | 実用 | 5 | 5 | 3 | 1 | — | — | 2 |
| | | デザイン | 11 | 2 | 7 | — | 5 | 14 | 7 |

| | | | | | | | | |
|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 商標 | 281 | 300 | 353 | 226 | 257 | 274 | 362 |
| | 計 | 311 | 362 | 400 | 248 | 274 | 308 | 383 |

5. 中小企業・大企業間の審判請求動向

中小企業と大企業間の審判請求件数は2012年全体で226件であり、前年比10.8%の増加率を見せ、そのうち商標が138件で61.1%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生していることが明らかになった。

＜表V-5-6＞中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

| 年度 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特許 | 44 | 70 | 63 | 49 | 32 | 55 | 62 |
| 実用 | 15 | 18 | 8 | 6 | 4 | 5 | 13 |
| デザイン | 14 | 7 | 18 | 18 | 9 | 3 | 13 |
| 商標 | 129 | 138 | 173 | 108 | 123 | 141 | 138 |
| 計 | 202 | 233 | 262 | 181 | 168 | 204 | 226 |

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業

6. 審判処理期間の動向

審判処理期間は2011年9.5ヶ月から2012年9.0ヶ月へと前年比0.5ヶ月が短縮された。

＜表V-5-7＞年度別の審判処理期間状況

(単位：件、%)

| 年度 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

2011年度知的財産白書

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 特許・実用 | 8.1 | 5.9 | 5.9 | 8.0 | 10.6 | 10.2 | 10.2 |
| 商標・デザイン | 5.6 | 5.9 | 5.6 | 8.0 | 9.1 | 8.2 | 7.4 |
| 計 | 6.9 | 5.9 | 5.7 | 8.0 | 9.9 | 9.5 | 9.0 |

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決動向

特許審判員院 審判政策課 主務官 キム・ウンキョン

1998年に特許法院が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許法院に訴を提起した比率は1999年26.0%から2012年16.5%へと減少傾向にある。一方、2012年審決取消率である22.8%を含む、過去5年間の審決取消率(特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取消した割合)は22.9%であり、2007年以降安定的な減少傾向にある。訴訟提起率が2007年以後持続的に減少しているのは、特許審判院の審決に対する全般的な受入れ率が高くなったためであり、審決取消率が減少したのは特許審判院の審決の正確度が高まったためであると見られる。

＜表V-5-8＞特許法院の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

| 年度 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訴訟提起 可能審決 | 3,823 | 3,204 | 3,069 | 3,293 | 3,605 | 4,580 | 5,754 | 6,399 | 7,467 | 7,599 | 6,452 | 6,195 | 7,267 | 6,930 |
| 訴訟提起 | 995 | 797 | 726 | 840 | 747 | 873 | 1,111 | 1,191 | 1,414 | 1,431 | 979 | 973 | 1,254 | 1,145 |
| 提訴率(%) | 26.0 | 24.9 | 23.7 | 25.5 | 20.7 | 19.1 | 19.3 | 18.6 | 18.9 | 18.8 | 15.2 | 15.7 | 17.3 | 16.5 |
| 判決件数 | 911 | 791 | 796 | 766 | 752 | 855 | 938 | 1,184 | 1,251 | 1,453 | 1,144 | 992 | 1,237 | 1,183 |
| 取消し判 決 | 235 | 188 | 217 | 236 | 206 | 219 | 246 | 328 | 293 | 340 | 270 | 211 | 280 | 270 |
| 取消し率 (%) | 25.8 | 23.8 | 27.3 | 30.8 | 27.4 | 25.6 | 26.2 | 27.7 | 23.4 | 23.4 | 23.6 | 21.3 | 22.6 | 22.8 |

2011年度知的財産白書



第3節 最高裁判所上告提起及び宣告動向

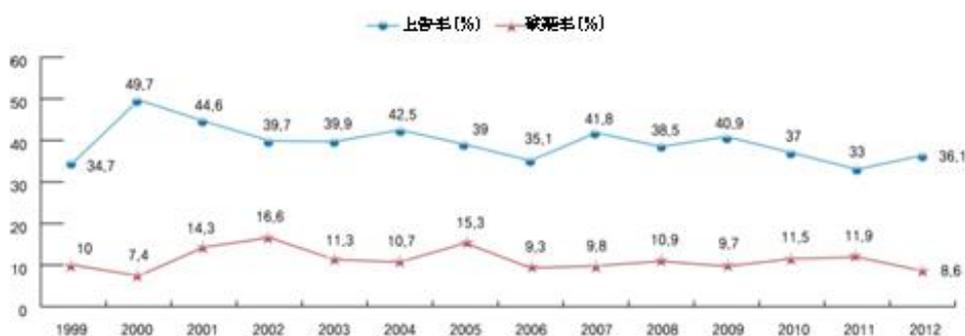
特許審判員院 審判政策課 主務官 キム・ウンキョン

特許法院の判決に不服して大法院に上告した比率は2012年には前年比3%増加した36.1%であり、上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2012年8.6%で、過去5年間の破棄率10.5%に比べて多少低いことが分かった。

＜表V-5-9＞大法院の上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

| 年度 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | |
|--------|------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 特許法院判決 | 911 | 791 | 796 | 776 | 752 | 855 | 938 | 1,184 | 1,251 | 1,453 | 1,144 | 992 | 1,237 | 1,183 | |
| 上告 | 件数 | 316 | 393 | 355 | 308 | 300 | 363 | 366 | 416 | 523 | 559 | 468 | 367 | 408 | 427 |
| | 上告率 (%) | 34.7 | 49.7 | 44.6 | 39.7 | 39.9 | 42.5 | 39.0 | 35.1 | 41.8 | 38.5 | 40.9 | 37.0 | 33.0 | 36.1 |
| 大法院宣告 | 241 | 365 | 461 | 368 | 283 | 383 | 294 | 473 | 520 | 580 | 556 | 399 | 369 | 419 | |
| 破棄 | 件数 | 24 | 27 | 66 | 61 | 32 | 41 | 45 | 44 | 51 | 63 | 54 | 46 | 44 | 36 |
| | 破棄率 (%) | 10.0 | 7.4 | 14.3 | 16.6 | 11.3 | 10.7 | 15.3 | 9.3 | 9.8 | 10.9 | 9.7 | 11.5 | 11.9 | 8.6 |



付録

1. 歴代庁長(運営支援課)

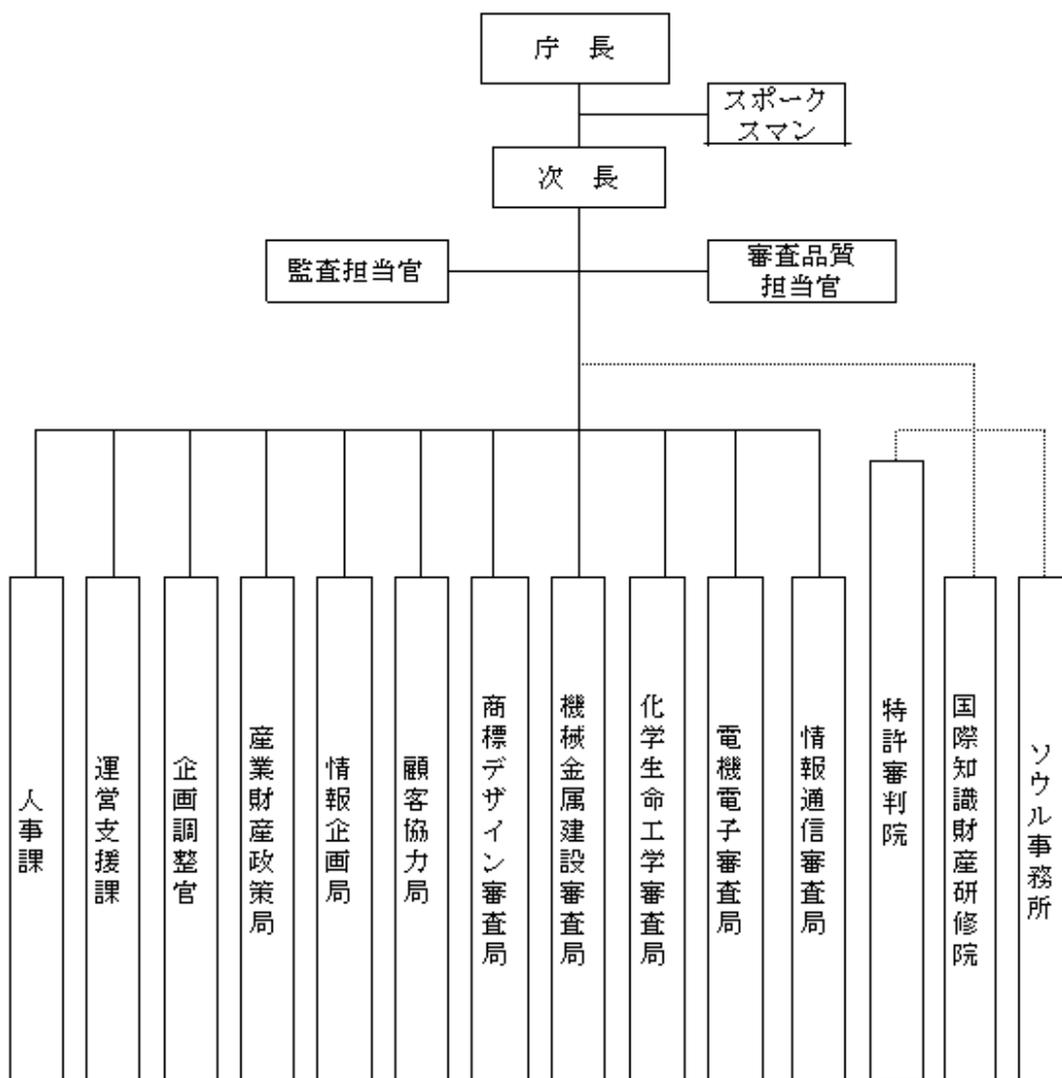
| 歴代 | 氏名(漢字) | 任期期間 | 任命前の前経歴 |
|-----|--------|---------------------------|----------------------------|
| 初代 | 裴相穢 | 1977.3.12～ 1977.12.22 | 工業団地管理庁長 大統領 商工・交代担当秘書官 |
| 2代 | 安永哲 | 1977.12.23～ 1978.12.29 | 特許庁 次長 商工部 重工業次官補 |
| 3代 | 李相燮 | 1978.12.30～ 1982.12.17 | 商工部 重工業次官補 呼応行団地管理庁 次長 |
| 4代 | 洪性佐 | 1982.12.28～ 1985.10.18 | 商工部第1次官補 商工部工業企画局 次官補 |
| 5代 | 車秀明 | 1985.10.19～ 1988. 3. 4 | 商工部 第1次官補 商工部 第2次官補 |
| 6代 | 朴弘植 | 1988. 3. 5～ 1990. 3.19 | 特許庁 次長 特許庁 抗告審判所長 |
| 7代 | 金喆寿 | 1990. 3.20～ 1991. 9.18 | 商工部 第1次官補 商工部 通商振興局長 |
| 8代 | 金俊 | 1991. 9.20～ 1993. 3. 3 | 商工部 第2次官補 貿易委員会 貿易調査室長 |
| 9代 | 安光吞 | 1993. 3. 4～ 1995.12.25 | 商工部 第2次官補 特許庁 抗告審判所長 |
| 10代 | 鄭海滂 | 1995.12.26～ 1996.12.23 | 通産部 次官補 商工部 第2次官補 |
| 11代 | 韓惠洙 | 1996.12.24～ 1997. 3. 6 | 通産部通 商貿易室長 商工部 企画管理室長 |

| 歴代 | 氏名(漢字) | 任期期間 | 任命前の前経歴 |
|-----|--------|---------------------------|---|
| 12代 | 崔弘建 | 1997. 3. 7～ 1998. 3. 8 | 通産部 企画管理室長 工業振興庁 次長 |
| 13代 | 金守東 | 1998. 3. 9～ 1999. 5.26 | 特許庁 次長 特許庁 抗告審判所長 |
| 14代 | 吳剛鉉 | 1999. 5.26～ 2000. 8.10 | 産業資源部 次官補 産業資源部 貿易政策室長 |
| 15代 | 林来圭 | 2000. 8.11～ 2002. 2. 4 | 特許庁次長 貿易委員会 貿易調査室長 |
| 16代 | 金光琳 | 2002. 2. 5～ 2003. 3. 2 | 予算決算委 首席専門委員 企画予算処 財政企画局長 |
| 17代 | 河東万 | 2003. 3. 3～ 2004. 9. 2 | 国務調整室 経済調整官 国務調整室 財経金融審議官 |
| 18代 | 金鍾甲 | 2004. 9. 3～ 2006. 1.31 | 産業資源部 次官補 産業資源部 産業政策局長 |
| 19代 | 全湘雨 | 2006. 2. 1～ 2008. 4.30 | 特許庁 次長 特許庁 特許審判院長 |
| 20代 | 高廷植 | 2008. 5. 1～ 2010. 4.30 | 産業資源部 エネルギー 資源政策本部長 産業資源部 資源政策審議官 |
| 21代 | 李秀元 | 2010. 5. 1～ 2013. 4.30 | 大統領室 非常経済状況室長、企画財 政部 財政業務管理官 |
| 22代 | 金昊源 | 2012. 5. 1～ 2013. 3.17 | 国務総理室 国政運営2室長 産業資源部 産業政策局長 |
| 23代 | 金榮敏 | 2013. 3.18～現在 | 特許庁 次長 知識経済部 通商協力政策課 |

2. 機構・定員・予算状況(行政管理担当官)

イ. 機構

(2012年12月31日 基準)



ロ. 定員

(2012.12.31.基準、単位:人)

| 区分 | 庁長 | 高位公務員 | 3・4級 | 4級 | 4・5級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 研究 | 機能 | 計 |
|----|----|-------|------|----|------|-----|-----|----|----|----|----|----|-------|
| 本庁 | 1 | 10 | 14 | 38 | 176 | 852 | 155 | 51 | 30 | 13 | 1 | 41 | 1,382 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|----|-------|
| 所属 機関 | | 13 | 2 | 44 | 52 | 21 | 21 | 8 | 12 | 4 | | 20 | 197 |
| 計 | 1 | 23 | 16 | 82 | 228 | 873 | 176 | 59 | 42 | 17 | 1 | 61 | 1,579 |

注：特許庁とその所属機関職制施行規則」上の運営定員である。

3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)

| 法律(8) | 大統領令(11) | 付属令(9) | 所管部署 |
|----------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------|
| 特許法 | 特許法施行令 | 特許法施行規則 | 特許審査政策課 |
| | 特許権などの登録令 | 特許権などの登録令施行規則 | 顧客協力政策課 |
| | 特許権の受容実施などに関する規定 | | 産業財産振興課 |
| | | 特許料などの徴収規則 | 顧客協力政策課 |
| 実用新案法 | 実用新案法施行令 | 実用新案法施行規則 | 特許審査政策課 |
| デザイン保護法 | デザイン保護法施行令 | デザイン保護法施行規則 | デザイン審査政策課 |
| 商標法 | 商標法施行令 | 商標法施行規則 | 商標審査政策課 |
| 発明振興法 | 発明振興法施行令 | | 産業財産政策課 |
| | 公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定 | 公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定施行規則 | 産業財産振興課 |
| 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 | 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令 | | 産業財産保護チーム |

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|------------------|
| 半導体集積回路の 配置設計に関する 法律 | 半導体集積回路の配置設 計に関する法律 施行令 | 半導体集積回路の配置 設計に関する法律施行 規則 | 標準特許 半導体財産チーム |
| 弁理士法 | 弁理士法施行令 | 弁理士法施行規則 | 産業財産人材課 |

4. 2012年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動

イ. 新聞、放送の主な報道内容

| 報道 日付 | 報道内容 | 報道媒体 | 担当部署 |
|----------|----------------------------------|---------------------|--------------|
| 1. 2 | 特許庁、ぜい弱階層に対する知的財産教育推進 | 中都日報など | 知識財産教育課 |
| 1. 5 | 伝統市場のブランド管理、もう一つの競争力 | ソウル新聞、デジタルタイムズなど | 商標3審査チーム |
| 1. 9 | 大韓民国のエジソンを探します! | ソウル新聞、ファイナンシャル新聞など、 | 産業財産振興課 |
| 1. 10 | 特許庁、産学研での標準特許創出支援事業を拡大 | 京卿新聞、デジタルタイムズなど | 標準特許半導体審査チーム |
| 1. 17 | 親環境（環境にやさしい）冷暖房技術の特許出願が急増!! | 韓国経済、ヘラルド経済など | 空調機械審査課 |
| 1. 20 | グローバル経済危機にもかかわらず、韓国の特許・商標の国際出願増加 | ソウル新聞、ソウル経済など | 国際出願課 |
| 1. 27 | 世界的な景気低迷のなか、国内の特許・商標出願が増加 | 中都新聞など | 出願課 |
| 1. 30 | 今年の発明王は誰？ 月桂冠は誰に？ | デジタルタイムズなど | 産業財産振興課 |
| 1. 31 | 特許庁、「化学・生命工学分野審査実務ガイド」全面改正 | ヘラルド経済、連合ニュースなど | 生命工学審査課 |
| 2. 1 | これからは、知的財産教育もスマートフォンで! | 電子新聞、ヘラルド経済など | 教授課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------------------------|-------------|
| 2. 2 | 特許庁、海外オーダーメイド型ブランド開発で輸出市場開拓を支援! | デジタルタイムズ、忠清Todayなど | 産業財産経営支援チーム |
| 2. 6 | 2011年第4四半期知識財産権動向 | ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど | 情報企画課 |
| 2. 7 | グローバル特許戦争、予防から訴訟保険まで支援 | ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど | 産業財産保護チーム |
| 2. 9 | 韓国造船特許出願、職務発明褒賞拡大により急増 | ヘラルド経済、デジタルタイムズなど | 運搬機械審査課 |
| 2. 13 | 生活用品から高級ブランド品まで、偽造品を大量摘発 | 朝鮮日報、ソウル新聞など | 商標権特別司法警察隊 |
| 2. 14 | この本一冊で特許検索が簡単に | デジタルタイムズなど | 情報管理課 |
| 2. 14 | 35年ぶりの寒波、事前には知ることはできませんか? | 大田日報、中都日報など | 精密機械審査課 |
| 2. 15 | 特許庁、中国進出企業のための知的財産権保護セミナー開催 | 韓国経済、電子新聞など | 産業財産保護チーム |
| 2. 16 | 中・小製薬会社のためのオーダーメイド型特許紛争戦略支援 | デジタルタイムズなど | 産業財産保護チーム |
| 2. 17 | 「お金になる強い特許」、コピーも回避も難しい | 朝鮮日報、韓国経済など | 審判5部 |
| 2. 20 | 尖端農業「植物工場」、真冬にも新鮮な野菜がスクスク育つ! | 大田mbc、デジタルタイムズなど | 食品生物資源審査課 |
| 2. 21 | 営業秘密、一冊あれば私も専門家! | デジタルタイムズ、大田日報など | 産業財産保護チーム |
| 2. 23 | 知識財産権変動登録申請、もう難しくない! | ソウル経済、電子新聞など、 | 登録課 |
| 2. 27 | 商標にもウェルビーイング(well-being)が流行 | 韓国日報、デジタルタイムズなど | サービス票審査課 |
| 2. 27 | 新素材原料、これからは韓国で直接掘る! | 連合ニュース、ニューシスなど | 化学素材審査課 |
| 2. 28 | 今年のPCT国際調査サービス輸出、2,000万ドルを予 | 韓国経済、ソウル新聞など | 特許審査協力課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|--------------------------------------|---------------------------|----------------|
| | 想 | | |
| 2. 29 | 女性の発明アイデア、試作品作ります。 | 韓国経済、ファイナンシャル ニュースなど | 産業財産振興課 |
| 3. 1 | 特許庁、「優先権証明書類オンライン交換」拡大実施 | ヘラルド経済、ファイナンシ ャルニュースなど | 情報協力チーム |
| 3. 2 | 韓-中間、特許審査ハイウェイを1日から実施 | 毎日経済、ソウル経済など | 特許審査協力課 |
| 3. 2 | 地方自治体ごと「スローシティ(Slowcity)」ブランド獲得が流行! | 京卿新聞、大田日報など | サービス票審査課 |
| 3. 5 | 特許庁模倣品情報提供センター、WEBアクセシビリティ優秀認証マークを獲得 | ファイナンシャルニュース、 電子新聞など、 | 情報開発課 |
| 3. 6 | 研究ノート関連の悩み、一気に解決 | ソウル新聞、デジタルタイム ズなど | 産業財産政策課 |
| 3. 8 | 全世界の女性発明の特許製品、コンペティションの 場開催 | 電子新聞、デジタルタイムズ など | 産業財産振興課 |
| 3. 12 | ベンチャー企業に対する特許侵害、大企業より9倍 多い | ソウル経済、kbs など | 情報企画課 |
| 3. 12 | 恐怖の放射能、特許技術で解決 | デジタルタイムズ、大田日報 など、 | 環境エネルギー審査 課 |
| 3. 13 | 就職問題、実用的な特許教育で解く | ソウル経済、ヘラルド経済な ど | 産業財産人材課 |
| 3. 13 | 特許庁、「音・におい商標など商標審査基準改正説 明会」開催 | 連合ニュース、ニューシスな ど | 商標審査政策課 |
| 3. 14 | 特許庁、韓・米FTA発効に備えて「韓国企業対応戦 略セミナー」開催 | 韓国経済、大田日報など | 産業財産保護チーム |
| 3. 14 | 学生の奇抜な発明アイデアを自慢してください。 | デジタルタイムズ、連合ニュ ースなど、 | 創意発明教育課 |
| 3. 15 | 韓-米FTA発効に伴って変わる特許・商標制度 | 毎日経済、韓国経済など | 規制改革業務 |

2011年度知的財産白書

| | | | 担当官 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------|------------------|
| 3. 16 | 技術流出防止、電子指紋で解決 | デジタルタイムズ、大田日報 など | 産業財産保護チーム |
| 3. 19 | 特許庁、大学・公共（研）特許技術パッケージの事業化本格的に推進 | 韓国経済、デジタルタイムズ など | 産業財産振興課 |
| 3. 20 | 特許顧客相談センター運営開始から10周年となる | ソウル新聞、デジタルタイムズ など | 顧客協力政策課 |
| 3. 20 | 特許庁、天安艦安保現場の見学 | 忠清Todayなど | 運営支援課 |
| 3. 21 | 印刷方式のナノ級半導体生産 | 大田日報、デジタルタイムズ など | 半導体審査課 |
| 3. 22 | 空気清浄機、これからは水の健康も考慮してください。 | デジタルタイムズ、中都日報 など | 環境エネルギー審査課 |
| 3. 23 | 自分が捨てた生ごみの量を教えてくれる！ | ソウル経済、電子新聞など | 電子商取引審査課 |
| 3. 24 | 特許庁ブログ記者団、知的財産政策の広報に出る。 | 連語ウニユース、ニューシス など | スポークスマン室 |
| 3. 26 | メキシコの特許取得、3.5年から1ヵ月に短縮 | 韓国経済、ファイナンシャル ニュースなど | 国際協力課、特許審査協力課 |
| 3. 27 | 韓・米FTAにともなう知財権紛争解決、米国に現地支援体制を構築 | ソウル新聞、korea herald | 国際協力課 |
| 3. 28 | 大韓民国の学生創意力チャンピオンを探せ！ | ソウル経済、ebs など | 創意発明教育課 |
| 3. 29 | 使用しない貯蔵商標、これ以上立場がない。 | ソウル新聞、韓国日報など | 商標審査政策課 |
| 3. 30 | 早い商標権取得、新しい道が開かれた。 | 韓国経済、ソウル経済など | 商標審査政策課 |
| 3. 30 | 特許紛争解決、早期に処理 | ファイナンシャルニュース、 デジタルタイムズなど | 審判政策課 |
| 3. 31 | LTE 標準特許、中国と米国の動向に注目すべき | 韓国経済、デジタルタイムズ など | 標準特許半導体財産 チーム |
| 4. 2 | 増大するパテントトロール | 朝鮮日報、中央日報など | ネットワーク審査チ |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|----------------------------------|-----------------------------|----------------|
| | | | ーム |
| 4. 2 | 週5日制授業、青少年発明記者団募集 | ニュースなど | 教授課 |
| 4. 3 | 政府R&D、未来の有望R&D課題を導出 | 電子新聞、連合ニュースなど | 産業財産政策課 |
| 4. 3 | 中小企業への特許教育もオーダーメイド型支援 | マネーToday、ニュースなど | 教授課 |
| 4. 4 | CMPスラリー、日本を乗り越えろ | 毎日経済、 Herald経済など | 精密化学審査課 |
| 4. 4 | 「キャンパス発明王」挑戦してみよう | 電子新聞、デジタルタイムズ など、 | 産業財産人材課 |
| 4. 5 | 「機械翻訳サービス高度化事業」提案要請説明会開催 | デジタルタイムズ、アジア経 済など | 情報管理課 |
| 4. 5 | 特許庁、商標の公正使用関連学術セミナー開催 | ソウル経済、アジア経済など | 商標審査政策課 |
| 4. 6 | 特許庁－国際協力団（KOICA）業務協力協定を締結 | Herald経済、デジタルタイ ムズなど | 多者協力チーム |
| 4. 9 | 「商品化と知財権教育」一石二鳥のデザイン公募展 開催 | 毎日経済、韓国経済など | 産業財産人材課 |
| 4. 10 | 特許から見たラミネート半導体チップ、無線ラミネ ート時代！ | デジタルタイムズ、 Herald 経済 | 電子審査課 |
| 4. 11 | 特許庁、中国地方政府と知的財産権交流・協力を強 化 | Herald経済、ファイナンシ ャルニュースなど | 国際協力課 |
| 4. 12 | 私もベストセラー作家！ | 朝鮮日報、韓国経済など | 情報審査課 |
| 4. 13 | エネルギー節約型ランプシェードに注目 | デジタルタイムズ、 Herald 経済など | 映像機器審査課 |
| 4. 16 | 自動車も速度に応じて呼吸する | アジア経済、連合ニュースな ど | 原動機械審査課 |
| 4. 17 | LCD用反射型偏光フィルム、国産化活発 | 韓国経済、電子新聞など | ユビキタス審査チー ム |
| 4. 18 | 大学・公共（研）の最多特許ロイヤリティー収入研 究者は？ | 毎日経済、韓国経済など | 産業財産振興課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|--------------------------------|-----------------------|--------------|
| 4. 19 | 電気自動車の無限疾走、二次電池関連の特許出願が大幅増加 | 電子新聞、ytn など | 複合技術審査3チーム |
| 4. 20 | 障害者のための知的財産権に対する画像相談を実施 | ソウル新聞、中都日報など | 産業財産保護チーム |
| 4. 23 | 特許庁支援、発明・特許特性化高校を新規選定 | ファイナンスニュース、デジタルタイムズなど | 創意発明教育課 |
| 4. 23 | 海外で簡単に商標登録を受ける方法を教えます | アジア経済、マネーTodayなど | 多者協力チーム |
| 4. 24 | 出産率の増加により、「育児用品」の商標出願も増加 | ヘラルド経済、忠清Todayなど | 商標1審査課 |
| 4. 25 | 特許庁、世界知的財産の日記念特許フォーラム開催 | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 多者協力チーム |
| 4. 26 | 2012大韓民国世界女性発明大会5月3日開幕 | 毎日経済、ソウル経済など | 産業財産振興課 |
| 4. 27 | 特許庁「医薬品許可－特許連携制度」積極的に支援 | アジア経済、連合ニュースなど | 薬品化学審査課 |
| 4. 30 | 特許庁、標準特許の人材養成のためのオーダーメイド型教育実施 | アジア経済、デジタルタイムズなど | 標準特許半導体財産チーム |
| 4. 30 | 顧客感動の特許行政サービス、あなたの提案で始まります | デジタルタイムズ、連合ニュースなど | 顧客協力政策課 |
| 5. 1 | 「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」受付、成功裏に終わった | アジア経済、デジタルタイムズなど | 産業財産人材課 |
| 5. 2 | 3－バッティング、デジタル新技術によりこれからは不要 | 大田日報、デジタルタイムズなど | 繊維生活用品審査課 |
| 5. 3 | 2012年第1四半期知識財産権動向 | 中都日報、電子新聞など | 情報企画課 |
| 5. 3 | 特許庁、発明教育で離島・僻地の青少年に夢と希望を届ける | ソウル経済、ヘラルド経済など | 創意発明教育課 |
| 5. 4 | 枯渇する化石燃料、浮上するバイオ燃料 | ヘラルド経済、デジタルタイムズなど | 生命工学審査課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|--------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 5. 7 | 青少年発明家養成プログラム、政府と企業が共同で推進 | デジタルタイムズ、忠清Today など | 創意発明教育課 |
| 5. 8 | 特許庁、第3世代特許ネット構築事業最終発注 | デジタルタイムズ、電子新聞 など | 情報開発課 |
| 5. 9 | 特許庁、「LTE-A 標準技術及び動向」セミナー開催 | 電子新聞、デジタルタイムズ など | 通信審査課 |
| 5. 10 | エネルギー収穫技術が浮上する | 毎日経済、忠清Today | 電気審査課 |
| 5. 11 | 「知識財産強国の夢の木」青少年発明記者が全国で活動 | ソウル経済、mbc など | 教授課 |
| 5. 11 | 未来のエネルギー、風をつかまえる | 出に足るタイムズ、連合ニュースなど | 金属審査課 |
| 5. 14 | 想像する全てのものを印刷する3Dプリンタ! | ファイナンシャルニュース、 デジタルタイムズなど | 複合技術審査1チーム |
| 5. 15 | [特許データ品質管理体系 の先進化事業] 提案要請説明会開催 | デジタルタイムズ、中都日報 など | 情報管理課 |
| 5. 16 | 特許庁、2012年特許制度巡回説明会開催 | 中都日報、アジア経済など | 特許審査政策課 |
| 5. 17 | スマートフォンを便利に使用方法、マルチタッチ | 電子新聞、デジタルタイムズ など | コンピュータ 審査課 |
| 5. 18 | 第47回「発明の月」発明有功者総79名を褒章 | 朝鮮日報、東亜日報など | 産業財産振興課 |
| 5. 21 | 応急状況における自動除細動器 | デジタルタイムズ、連合ニュースなど | 複合技術審査2チーム |
| 5. 22 | デザイン出願、今や3D! | ソウル新聞、ソウル経済など | デザイン審査政策課 |
| 5. 23 | サムスン-オスラムLED特許紛争、サムスンが先に笑った | 朝鮮日報、毎日経済など | 審判9部 |
| 5. 24 | 税関登録制度を利用したニセ物遮断方法 | ソウル経済、大田日報など | 国際協力課 |
| 5. 25 | 中小企業、特許戦略支援で海外輸出の道拡大 | アジア経済、ytn など | 産業財産政策課 |
| 5. 25 | 海からリチウム抽出、リチウム確保に問題なし | 毎日経済、デジタルタイムズ | 化学素材審査課 |

| | | | |
|-------|--|-----------------------|--------------|
| | | など | |
| 5. 29 | 商標分野のG5スタート」国際商標の秩序、韓国が主導 | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 商標審査政策課 |
| 5. 29 | 弁理士登録と弁理士会会員加入を一度に | 大田日報、連合ニュースなど | 産業財産人材課 |
| 5. 30 | Good byeニセ物！ニセ物追放キャンペーン開催 | 韓国経済、kbs など | 産業財産保護チーム |
| 5. 30 | エネルギー節約のため、格式を捨てた特許庁 | ファイナンシャルニュース、kbs など | 運営支援か |
| 5. 31 | バイアグラ用途特許の無効審決により、バイアグラジェネリック剤があふれ出そうだ | ソウル新聞、毎日経済など | 審判7部 |
| 5. 31 | 合成木材の特許出願が10倍以上増加 | アジア経済、連合ニュースなど | 食品生物資源審査課 |
| 6. 1 | ハイブリッド自動車、特許技術で先進国に脅威を与える | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 自動車審査課 |
| 6. 4 | 半導体設計財産の国産化率を2倍に | 電子新聞、ファイナンシャルニュースなど | 標準特許半導体財産チーム |
| 6. 5 | 韓 - 日間の国際特許取得、1年以上早くなる | ソウル経済、電子新聞など | 特許審査協力課 |
| 6. 6 | 地域中小企業対象のデザイン価値向上事業の成果大きい | ヘラルド経済、ファイナンシャルニュースなど | 産業財産経営支援チーム |
| 6. 7 | 芸能人の名前を使用した商標出願が急増 | 朝鮮日報、sbs など | 商標2審査課 |
| 6. 7 | '特許庁、「図書館見学及び資料利用教育」実施 | 中都日報、連合ニュースなど | 情報管理課 |
| 6. 8 | 「サイバー世界特許庁」が開かれる | ソウル新聞、毎日経済など | 国際協力課 |
| 6. 11 | 液晶積荷装置の特許出願動向 | デジタルタイムズ、アジア経済など | ディスプレイ審査チーム |
| 6. 12 | 新築は嫌だ！ | 中都日報、アジア経済など | 精密化学審査課 |
| 6. 12 | 韓国特許庁、中小企業ブランド開発支援事業の成果良好 | ファイナンシャルニュース、大田日報など | 産業財産経営支援チーム |
| 6. 13 | 映像画質、自然色再現 | デジタルタイムズ、大田日報 | デジタル放送審査チ |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|-------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| | | など | ーム |
| 6. 13 | スマートフォンケース、キャラクターが人気 | 大田日報、アジア経済など | デザイン2審査チーム |
| 6. 14 | 知的財産人材の競争力が韓国の未来を左右する | 朝鮮日報、毎日経済など | 産業財産人材課 |
| 6. 15 | 4G LTE時代、セキュリティ対策をスマートに | 電子新聞、デジタルタイムズ など | ネットワーク審査チ ーム |
| 6. 18 | 深海の宝を探す技術開発の活動が動き始めた。 | デジタルタイムズ、連合ニュ ースなど | 一般機械審査課 |
| 6. 19 | ファン・スンウォン氏の小説「タ立ち」の中に約30 0件の特許が | ソウル新聞、韓国経済など | 薬品化学審査課 |
| 6. 20 | クラウドコンピューティングのセキュリティが注目 される | デジタルタイムズ、電子新聞 など | 情報審査課 |
| 6. 21 | ベトナムでIP 韓流がはやる | 大田日報、ファイナンシャル ニュースなど | 国際協力課 |
| 6. 21 | 帰農人工の増加で「農作物」の商標出願も増加傾向 | 連合ニュース、kbs など | 商標1審査課 |
| 6. 22 | 韓国特許庁、営業秘密保護のためのワンストップサ ービス稼働 | デジタルタイムズ、ヘラルド 経済など | 産業財産保護チーム |
| 6. 22 | 現代・KIA車「6速自動変速機」、世宗大王賞受賞 | 中央日報、ファイナンシャル ニュースなど | 特許審査協力課 |
| 6. 25 | 心を読み取る技術「ニューロフィードバック | アジア経済、連合ニュースな ど | ユビキタス審査チー ム |
| 6. 26 | 韓国特許庁、オンライン申請手数料を値下げ、登録 申請の補正も許容 | 毎日経済、ファイナンシャル ニュースなど | 顧客協力政策課、登 録課 |
| 6. 27 | 地元の暴力団と結託した大規模なニセ運動靴製造工 場を摘発 | 大田日報、mbc など | 商標権特別司法警察 隊 |
| 6. 28 | 「才能シェアリング」で中小企業の知的財産あい路 事項を解消 | 毎日経済、デジタルタイムズ など | 産業財産経営支援チ ーム |
| 6. 29 | 青少年の目から麗水エキスポを見る | ソウル経済、大田日報など | 教授課 |

| | | | |
|-------|------------------------------|-------------------|------------|
| 7. 2 | 零細業者を商標権の濫用から守るための商標法の改正推進 | 毎日経済、韓国日報など | 商標審査政策課 |
| 7. 3 | 発明大学生と弁理士が一堂に会する | ヘラルド経済、ytn など | 産業財産人材課 |
| 7. 4 | 社会的企業もブランドとデザインの開発で売上向上を図る | ソウル経済、中都日報など | 産業財産経営支援課 |
| 7. 5 | 梅雨の季節、「発明特許傘」で備えてみては | 大田日報、mbc など | 繊維生活用品審査課 |
| 7. 5 | 公職綱紀確立のための緊急非常対策会議開催 | 毎日経済、アジア経済など | スポークスマン室 |
| 7. 6 | 韓国特許庁、公共デザイン商品のデザイン登録数が過去最多に | ソウル新聞、忠清Todayなど | デザイン1審査課 |
| 7. 9 | 深海底の探査及び資源開発向けロボット技術の出願が増加！ | 中央日報、大田日報など | 運搬機械審査課 |
| 7. 10 | 特許庁、政府機関初のワンストライク職務アウト制度の導入 | 中央日報、kbs など | 監査担当官室 |
| 7. 10 | 特許戦争時代、企業の存亡を左右する「コツ」を提示 | ソウル経済、デジタルタイムズなど | 産業財産政策課 |
| 7. 11 | 島しょ・へき地の青少年、発明の魅力に触れる | ソウル経済、忠清Todayなど | 創意発明教育課 |
| 7. 12 | 知的財産を第2の専攻に、教授は勉強中 | デジタルタイムズ、連合ニュースなど | 産業財産人材課 |
| 7. 13 | 捨てられる都市の雨水、特許で管理する | ヘラルド経済、大田日報など | 建設技術審査課 |
| 7. 16 | 電力問題の解決は建物から | 中央日報、忠清Todayなど | 映像機器審査課 |
| 7. 17 | ニセモノの種類も多様、特別司法警察隊が模倣品を大量に摘発 | ソウル経済、kbs など | 商標権特別司法警察隊 |
| 7. 18 | 韓国特許庁、模倣キャラクターの根絶に乗り出す | ヘラルド経済、電子新聞など | デザイン審査政策課 |
| 7. 19 | 韓国薬草の効能、特許で検証された | 中央日報、韓国日報など | スポークスマン室 |
| 7. 20 | 人気のペットボトル入りのビール、リサイクルは？ | アジア経済、ヘラルド経済など | 化学素材審査課 |
| 7. 23 | 健康を飲む、海洋深層水 | ファイナンシャルニュース、 | 食品生物資源審査課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|--|------------------------|------------|
| | | アジアTodayなど | |
| 7. 24 | 知的財産サービス分野への就職を支援 | ソウル新聞、忠清Todayなど | 産業財産審査課 |
| 7. 25 | 他人には見られないから安心 | 毎日経済、ヘラルド経済など | 複合技術審査2チーム |
| 7. 26 | 発明の楽しさを満喫しよう！青少年発明フェス2012を開催 | 朝鮮日報、ソウル経済など | 創意発明教育課 |
| 7. 27 | 広告も今や会話型に・・・ | 電子新聞、アジア経済など | 電子商取引審査課 |
| 7. 27 | 韓国特許庁、「知財権保護広告コンテスト」受賞式を開催 | ファイナンシャルニュース、アジア経済など | 産業財産保護チーム |
| 7. 30 | ‘海の中の森’藻場造成技術関連の特許出願が活発 | 韓国日報、忠清Todayなど | 食品生物資源審査課 |
| 7. 31 | クレジットカードのポイントで特許手数料を | ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど | 顧客協力審査課 |
| 8. 1 | 太陽で暑さ対策 | ヘラルド経済、忠清Todayなど | 繊維生活用品審査課 |
| 8. 2 | 飲酒運転、運転席から防止 | デジタルタイムズ、大田日報など | 通信審査課 |
| 8. 3 | 国際特許紛争、多角的な知財権外交で予防する | 韓国経済、電子新聞など | 国際協力課 |
| 8. 6 | 2012年第2四半期の知的財産権動向 | ファイナンシャルニュース、忠清Todayなど | 情報企画課 |
| 8. 7 | 麗水エキスポで未来の海洋発明家を目指す | 東亞日報、大田日報など | 教授課 |
| 8. 8 | 融合化・複合化技術が我々の未来だ | 中都日報、電子新聞など | 複合技術2審査チーム |
| 8. 9 | 特許に強い大学生、しのぎを削る | 韓国経済、ファイナンシャルニュースなど | 産業財産人材課 |
| 8. 10 | 特許審判院、「SKイノベーション対LG化学の2次電池特許紛争」でSKイノベーションに軍配を上げた | 朝鮮日報、東亞日報など | 審判政策課 |
| 8. 13 | 韓国特許庁、「自動車燃費向上技術大会2012」を開催 | 中都日報、忠清Todayなど | 自動車審査課 |
| 8. 14 | 海外における韓国伝統商品名称商標の保護が強化される | ソウル新聞、韓国経済など | 商標審査政策課 |

| | | | |
|-------|--------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 8. 16 | 5万ウォン券お札、特許が守る | ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど | 精密化学審査課 |
| 8. 17 | 夢の素材「グラフェン」を利用した薄膜トランジスタの飛躍 | デジタル新聞、ファイナンシャルニュースなど | 複合技術審査3チーム |
| 8. 21 | 韓国特許庁、インドに知的財産eラーニングコンテンツ輸出 | ソウル新聞、毎日経済など | 情報協力チーム |
| 8. 22 | 韓国特許庁、第10回発明奨励学生を選抜 | 韓国経済、ebs など | 創意発明教育課 |
| 8. 23 | 商標出願にも「癒し(healing)」ブームが... | 中央日報、毎日経済など | サービス票審査課 |
| 8. 24 | 交通事故減少の近道、今やデイライトがブーム | 中央日報、韓国経済など | 複合技術審査1チーム |
| 8. 27 | スマートフォンの文字入力、より便利な方法は無い？ | 電子新聞、デジタルタイムズなど | コンピュータ審査課 |
| 8. 28 | 特許行政の先進一流化及び知的財産大衆化により国民所得4万ドルの時代を開く | ソウル新聞、毎日経済など | 産業財産政策課 |
| 8. 29 | 特許審判院－慶北大学法科大学院と業務協約を締結 | 韓国経済、ソウル経済など | 審判政策課 |
| 8. 30 | 韓国特許庁、江原道を皮切りに全国巡回知的財産フォーラムを開催！ | ファイナンシャルニュース、kbs など | 産業財産経営支援チーム |
| 8. 31 | スマートフォン人気で好調なフレキシブルPCB | デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど | 電子審査課 |
| 9. 3 | 技術流出の防止、営業秘密の原本証明サービスが主流に | デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど | 産業財産保護チーム |
| 9. 4 | スマートフォン関連の特許訴訟合戦の第2幕、国内の対応策は？ | 朝鮮日報、東亞日報など | 標準特許半導体財産チーム |
| 9. 4 | 特許庁、最高の情報化達人はイ・ドンジェ氏 | 中央日報、大田日報など | 情報企画課 |
| 9. 5 | 農業競争力、ブランドで勝負する！ | ソウル経済、ヘラルド経済など | サービス票審査課 |
| 9. 6 | 欧州特許情報市場の動向が一目で分かる | ソウル経済、電子新聞など | 情報協力チーム |
| 9. 7 | アイコン画像やロゴもデザインとして保護される | ソウル新聞、デジタルタイム | デザイン審査政策課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|-------|-------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| | | ズなど | |
| 9. 10 | 特許庁、2013年度次世代英才起業家160名選抜 | ファイナンシャルニュース、 デジタルタイムズなど、 | 創意発明教育課 |
| 9. 11 | 特許技術動向調査、政府R&Dのナビゲーターに | 東亜日報、電子新聞など | 産業財産政策課 |
| 9. 12 | キャンプの品格、知的財産で高める | 韓国日報、ヘラルド経済など | 建設技術審査課、デ ザイン1 審査課 |
| 9. 13 | 人とモノをつなげるモバイルRFID | 電子新聞、デジタルタイムズ など | ユビキタス審査チー ム |
| 9. 13 | 特許行政の主人は、あなたです | アジア経済、連合ニュースな ど | 産業財産人材課 |
| 9. 14 | 室内空気と屋外空気、どちらがキレイ？ | ヘラルド経済、アジア経済な ど | 空調機械審査課 |
| 9. 17 | 未来の生活基盤になる海、環境型養殖技術がカギ | アジア経済、tjb など | 食品生物支援審査課 |
| 9. 18 | “大切な目” 機能性眼鏡で！ | ソウル新聞、大田日報など | 化学素材審査課 |
| 9. 19 | デザイン保護法の全部改正について公聴会を開催 | 韓国経済、韓国日報など | デザイン審査政策課 |
| 9. 24 | 幹細胞！肌の救世主？ | 韓国経済、韓国日報など | 生命工学審査課 |
| 9. 25 | 韓国特許庁長、一日の特許顧客相談員を体験 | 毎日経済、デジタルタイムズ など | 顧客協力政策課 |
| 9. 26 | 超音波映像診断機器、国内技術でスマート化を早め る | デジタルタイムズ、アジア経 済など | 複合技術審査3チーム |
| 9. 27 | 韓国特許保護30年の韓国特許英文抄録の品質 UP! 人気 UP! | 韓国経済、電子新聞など | 情報管理課 |
| 9. 29 | 国際知財権紛争の対応に向け、オーダーメイド型支 援を推進 | 韓国経済、大田日報など | 産業財産保護チーム |
| 10. 3 | 発明とストーリーの出会い | 韓国経済、忠清Todayなど | 教授課 |
| 10. 4 | 韓国、世界知財機関の代表者に共同解決策の議論を 提案 | コリアヘラルド、東亜日報な ど | 多者協力チーム |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|---|-----------------|------------|
| 10. 5 | 再注目されている「WEB講座」 | 東亞日報、ソウル経済など | 電子商取引審査課 |
| 10. 8 | イ・ジェフン新任特許審判員長 | 東亞日報、国民日報など | 審判政策課 |
| 10. 8 | 最新知財関連情報をより簡単に早く | 韓国経済、アジア経済など | 情報開発課 |
| 10. 9 | 生命体から電気エネルギーを作る | 韓国経済、電子新聞など | 環境エネルギー審査課 |
| 10. 10 | お酒の名前、その変身は無罪！ | 韓国経済、アジア経済など | 商標2審査課 |
| 10. 15 | 韓国特許庁、金融業界を対象に「BM特許説明会」を開催 | 韓国経済、電子新聞など | 電子商取引審査課 |
| 10. 16 | 世界の子供の発明先生に変身した「ポロロ」 | ソウル経済、忠清Todayなど | 多者協力チーム |
| 10. 16 | 特許庁、発明教育の指導教師育成大学の支援 | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 創意発明教育課 |
| 10. 17 | 中国大陸の模倣品取締まり担当の公務員、「IP韓流」を体験 | 韓国経済、ソウル経済など | 国際協力課 |
| 10. 17 | スマートフォン用パウチでローヤルティー1500万ウォンもらった大学生 | 中央日報、毎日経済など | 産業財産人材課 |
| 10. 18 | 「IPを活用してR&D活性化」キャンペーンを展開 | 韓国経済、デジタルタイムズなど | 産業財産政策課 |
| 10. 19 | スマートフォンの影響で「ゲーム商標」出願が急増 | 東亞日報、電子新聞など | 国際商標審査チーム |
| 10. 22 | 韓国の有名アウトドア衣類も「偽物」注意！ | 朝鮮日報、kbs など | 産業財産保護チーム |
| 10. 22 | 韓米特許庁が共同でロードショーを開催 | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 国際協力課 |
| 10. 23 | 韓国特許庁が中小企業訪問型サービスを提供 | 韓国経済、アジア経済など | 半導体審査課 |
| 10. 23 | 韓国特許庁、知能ロボット大会を支援 | 韓国経済、電子新聞など | 複合技術審査1チーム |
| 10. 24 | グローバル知財権合戦で生き残る方法を提示 | ソウル経済、韓国経済など | 産業財産保護チーム |
| 10. 24 | SBS パワーFM 進行者、イ・シュクキョンアナウンサーが伝える「おいしい対話法」 | ソウル新聞、韓国経済など | 行政管理担当官 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|--|----------------------|-------------|
| 10. 25 | 特許庁長と共にする知的財産 Talk コンサート開催 | ソウル経済、ファイナンシャルニュースなど | スポークスマン室 |
| 10. 25 | 「ナロ号」、韓国の宇宙技術特許の希望を打ち上げる | ヘラルド経済、ytn など | 運搬機械審査課 |
| 10. 26 | 韓国特許庁、「知的財産教育の先導大学」に檀国大学・ソウル大学・釜山経済大学を追加選定 | 韓国経済、電子新聞など | 産業財産人材課 |
| 10. 26 | 特許庁初の特許生物資源データベースを構築 | 韓国経済、電子新聞など | 生命工学審査課 |
| 10. 27 | キム・ホウォン特許庁長、中堅企業 (IP) 経営戦略提示 | 連合ニュース、ニューシスなど | 産業財産政策課 |
| 10. 29 | 着るコンピュータの時代がやってくる！ | 韓国経済、mbc など | 情報審査課 |
| 10. 30 | 機器同士がコミュニケーションを始める！ | 電子新聞、中都日報など | 通信審査課 |
| 10. 31 | 特許合戦の時代、女戦士が行く！ | 大田日報、ファイナンシャルニュースなど | 精密化学審査課 |
| 11. 1 | テレビを見ながらスマートフォンを手を持つ理由は？ | ヘラルド経済、アジア経済など、 | ネットワーク審査チーム |
| 11. 1 | 第7回大学(院)の知的財産優秀論文公募展の授賞式開催 | ソウル新聞、中都日報など | 産業財産政策課 |
| 11. 2 | 先進5ヵ国特許庁、審査基準統一に向けた第一歩 | ヘラルド経済、ニューシスなど | 特許審査政策課 |
| 11. 2 | 商標分野G5、国際商標秩序を主導 | ソウル経済、電子新聞など | 商標審査政策課 |
| 11. 5 | 2012年の第3・4四半期における知的財産権の動向 | デジタルタイムズ、電子新聞など | 情報企画課 |
| 11. 5 | 50億ウォン規模の模倣品を製造した業者が摘発 | ソウル経済、kbs など | 産業財産保護チーム |
| 11. 6 | 国有特許の利用が大幅に増加 | ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど | 産業財産振興課 |
| 11. 7 | 「ロック装置が一つである密閉容器」が栄誉の大統領賞受賞 | 朝鮮日報、東亜日報など | 産業財産振興課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|-------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 11. 7 | 知的財産権の紛争解決の地平を切り開く | アジア経済、電子新聞など | 審判政策課 |
| 11. 8 | 特許紛争の予防に向けた日中韓3カ国の協力が実現 | 忠清Today、デジタルタイムズ など | 国際協力課 |
| 11. 8 | 特許庁長、庁職員の受験子女に感動の配達!! | アジア経済、ニューシスなど | 運営支援課 |
| 11. 9 | 中国に対する知的財産戦略の練り直しへ | 電子新聞、デジタルタイムズ など | 国際協力課 |
| 11. 12 | 韓国特許庁、ソフトウェア国際認証「CMMIレベル4」を獲得 | 電子新聞、ファイナンシャル ニュースなど | 情報開発課 |
| 11. 12 | デジタルテレビ、デザインが競争力! | 忠清Today、tjb など | デザイン2審査チーム |
| 11. 13 | 特許・商標の国際出願に必要な情報を教えちゃいます! | 韓国経済、デジタルタイムズ など | 国際出願課 |
| 11. 13 | ベトナム公務員、韓国特許庁の勉強ブーム | アジア経済、ヘラルド経済な ど | 教授課 |
| 11. 14 | 欧州特許紛争の対応戦略を把握 | デジタルタイムズ、マネーTod ayなど | 産業財産人材課 |
| 11. 14 | 特許ネット、顧客とコミュニケーション | アジア経済、ニューシスなど | 情報開発課 |
| 11. 15 | 通貨は継続するべきである | 電子新聞、デジタルタイムズ など | 電子審査課 |
| 11. 15 | 韓国の大学・公共研究機関、有望な特許技術で海外進出 | 電子新聞、ytn など | 産業財産振興課 |
| 11. 15 | 知財権戦争時代の守護者、弁理士235人が最終合格 | ソウル新聞、忠清Todayなど | 産業財産人材課 |
| 11. 16 | 知財権紛のオーダーメイド対策支援を本格化 | ソウル新聞、ソウル経済など | 産業財産保護チーム |
| 11. 16 | ガラス窓がディスプレイに | ソウル経済、電子新聞など | ディスプレイ審査チ ーム |
| 11. 19 | 商標もスマート時代 | 東亞日報、大田日報など | 商標3審査チーム |
| 11. 19 | カラー鋼板市場が拡大基調 | アジア経済、ニューシスなど | 金属審査課 |
| 11. 20 | 思い出の飛び石、特許で進化する | 韓国日報、ソウル新聞など | 建設技術審査課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|---------------------------------------|---------------------|-------------|
| 11. 20 | 産業現場の革新を主導する未来の知識勤労者、教育科学部と特許庁が共に育成する | 電子新聞、kbs など | 創意発明教育課 |
| 11. 21 | 政府R&D事業における特許出願、量的成長と利用率が改善 | 毎日経済、忠清Todayなど | 産業財産政策課 |
| 11. 21 | 第4回 中小企業IP(知的財産) 経営者大会開催 | 韓国経済、韓国日報など | 産業財産経営支援チーム |
| 11. 22 | 韓国を代表する商標とデザインが勢揃い | ソウル経済、電子新聞など | 産業財産振興課 |
| 11. 22 | 災害・人災に放送技術で備える | ヘラルド経済、アジア経済など | デジタル放送審査チーム |
| 11. 23 | 主要5ヵ国が職務発明の活性化を図る | 東亞日報、韓国経済など | 産業財産振興課 |
| 11. 23 | 夢の新素材グラフェン、太陽電池と融合 | デジタルタイムズ、ヘラルド経済など | 映像機器審査課 |
| 11. 23 | 特許庁、政府業務評価2分野において最優秀機関に選定 | ソウル新聞、ソウル経済など | 行政管理担当官 |
| 11. 26 | 知的財産の大衆化！我々の手にかかっている | アジア経済、連合ニュースなど | 顧客協力政策課 |
| 11. 26 | 研究開発成果の向上に特許戦略ポイントを提示 | 電子新聞、ファイナンシャルニュースなど | 産業財産政策課 |
| 11. 27 | 特許庁、知的財産ストーリーフェスティバル | 中都日報、電子新聞など | 教授課 |
| 11. 27 | 韓国特許庁、2012国際知的財産政策のシンポジウムを開催 | アジア経済、デジタルタイムズなど | 産業財産政策課 |
| 11. 28 | 特許庁、製薬メーカーCEOが懇談会を開催 | ソウル経済、デジタルタイムズなど | 生命工学審査課 |
| 11. 28 | K-POPブームで「レコードや芸能業」商標出願が増加 | 東亞日報、ソウル経済など | 国際商標審査チーム |
| 11. 29 | D2B デザインフェア受賞作の発表 | 毎日経済、アジア経済など | 産業財産人材課 |
| 11. 29 | 未来に会う最も速い方法、 - 「大韓民国発明特 | ソウル経済、kbs など | 産業財産振興課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|---|-------------------------|--------------|
| | 許コンテスト」の開催 | | |
| 11. 30 | 国家競争力強化に向けた2012年度標準特許創出支援の成果発表 | ソウル経済、電子新聞など | 標準特許半導体財産チーム |
| 11. 30 | 知的財産に強いR&D研究人材育成を本格化 | ソウル新聞、ytn など | 知識財産教育課 |
| 12. 3 | 大切な研究資料、電子研究ノートで守る | デジタルタイムズ、ytn など | 国際協力課 |
| 12. 4 | ABSより安全な次世代ブレーキ登場 | デジタルタイムズ、大田日報など | 自動車審査課 |
| 12. 4 | 特許庁、いつでもどこでも業務はクラウドで … | アジア経済、ニューシスなど | 情報基盤課 |
| 12. 5 | コア・基盤技術特許確保が可能な30大の有望な技術選定 | ソウル新聞、ソウル経済など | 産業財産政策課 |
| 12. 5 | 特許庁「2012青少年発明家プログラムの結果発表会」の開催 | アジア経済、連合ニュースなど | 創意発明教育課 |
| 12. 6 | 韓国人の欧州特許登録、簡単かつスピーディに | ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど | 国際協力課 |
| 12. 6 | 今年最高の大学生発明に、携帯電話など液晶画面普洱茶に便利な「気泡が発生しない画面保護フィルム構造体」が受賞 | 毎日経済、デジタルタイムズなど | 産業財産人材課 |
| 12. 7 | 「一人一台ロボットの時代」、特許で備える | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 複合技術審査1チーム |
| 12. 7 | 容易に創作されたデザインはデザイン登録できない! | 韓国経済、アジア経済など | デザイン2審査チーム |
| 12. 8 | クラウドが分かるとIT未来が見える | デジタルタイムズ、アジア経済など | コンピュータ審査課 |
| 12. 10 | 就業に向かう急行列車、「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」 | 毎日経済、デジタルタイムズなど | 産業財産人材課 |
| 12. 10 | おしゃれな男性が美しい理由 | アジア経済、連合ニュースなど | 商標2審査課 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|--|----------------------|--------------|
| 12. 11 | 第13回「大韓民国半導体設計展」受賞作発表 | 毎日経済、デジタルタイムズなど | 標準特許半導体財産チーム |
| 12. 11 | 知的財産分野の先進5ヵ国、統計で見る特許活動報告書の発刊 | ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど | 情報企画課 |
| 12. 12 | 今後5年間「知財関連の人材30万人に教育」 | ソウル新聞、デジタルタイムズなど | 産業財産人材課 |
| 12. 13 | 国防科学研究所の「二重銃身が装着された複合発射型個人火器」が特許技術賞の世宗大王賞を受賞 | 中央日報、韓国経済など | 特許審査協力課 |
| 12. 13 | 地方自治団体ブランド経営、どこがうまくやっているのか? | 大田日報、忠清Todayなど | 国際商標審査チーム |
| 12. 14 | 特許庁、2012年大韓民国発明教育受賞者の選定 | ソウル新聞、毎日経済など | 創意発明教育課 |
| 12. 14 | アイデアの知的財産化への一歩、KIPRISを改編 | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 情報管理課 |
| 12. 17 | 温熱マットに隠された数多くの特許 | 東亞日報、デジタルタイムズなど | 空調機械審査課 |
| 12. 17 | 韓国特許庁、発明英才教育研究院を設立 | 東亞日報、電子新聞など | 創意発明教育課 |
| 12. 18 | 国民の商標権保護、KIPRISから | 電子新聞、デジタルタイムズなど | 情報管理課 |
| 12. 18 | 感性の価値を高める女性のデザイン出願、10年前に比べて147.7%増加 | ヘラルド経済、忠清Todayなど | デザイン1審査チーム |
| 12. 19 | 日韓の特許審査・審判の協力を強化 | ソウル新聞、デジタルタイムズなど | 国際協力課 |
| 12. 19 | 世界最高水準の特許ネット、今では中小企業の手にかかっている | ソウル経済、電子新聞など | 情報開発課 |
| 12. 20 | 特許出願は最初が肝心 | デジタルタイムズ、アジア経済など | 出願課 |
| 12. 24 | 特許手数料、負担は軽く、納付は便利に | 韓国経済、電子新聞など | 顧客協力政策課 |

| | | | |
|--------|-------------------------------|------------------|-------------|
| 12. 26 | 韓国特許庁、「審査・審判業務にスマートエンジンを搭載」 | 電子新聞、忠清Todayなど | 情報開発課 |
| 12. 27 | 企業の知的財産専従組織、大幅増加 | ソウル新聞、毎日経済など | 情報企画課 |
| 12. 27 | ソウル大学、釜慶大学、檀国大が知的財産教育の先導大学に選定 | ソウル経済、電子新聞など | 産業財産人材課 |
| 12. 28 | 韓国特許庁、今年は特許審査処理期間を14.8カ月に短縮 | 中央日報、ソウル経済など | 企画財政担当官 |
| 12. 28 | 2012年審査明匠)の発表 | ソウル経済、デジタルタイムズなど | 特許審査政策課 |
| 12. 31 | 世の中を照らせ! LED 証明 | デジタルタイムズ、アジア経済など | ディスプレイ審査チーム |

ロ. 庁長マスコミインタビュー及び対談

| 報道日付 | 報道内容 | 報道媒体 | 担当部署 |
|-------|------------------------------------|-----------------|-----------|
| 2. 2 | 中小企業、特許を戦略的に活用する必要がある。 | ソウル平和放送 | 企画財政担当官室 |
| 3. 1 | 権威的な官僚は過去の話、文化とスポーツで疎通するリーダー | クイン(雑誌) | スポークスマン室 |
| 5. 4 | 世界女性発明大会開幕 | YTN | 産業財産振興課 |
| 5. 4 | 女性発明品、知的財産市場の原動力 | KTV | 産業財産振興課 |
| 5. 18 | 第46回発明の日 | YTN | 産業財産振興課 |
| 5. 20 | KTV 政策対談「キム・ホウォン特許庁長に聞く」 | KTV | 企画財政担当官室 |
| 5. 30 | GOOD BYE、消費者の認識を変える | YTN | 産業財産保護チーム |
| 6. 2 | Making korean IP better and faster | Managing IP(雑誌) | 多者協力チーム |
| 6. 14 | 知的財産人材3万名育成 | YTN | 産業財産人材課 |
| 6. 15 | 特許戦争、知ってこそ勝てる | MBN | 産業財産政策課 |
| 6. 19 | 知的財産大衆化と共に努力する | 中都日報 | スポークスマン室 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|---|-----------|-------------|
| 7. 10 | R&Dと知財権を連携した標準特許を増やす | ソウル経済 | 産業財産政策課 |
| 7. 11 | 強い特許のための研究開発成果 | YTN | 産業財産政策課 |
| 7. 27 | 変わったアイデアがボンボン、学生発明王 | YTN | 創意発明教育課 |
| 8. 4 | KIPO Promotes Public IP Awareness | NewsWorld | 国際協力課 |
| 8. 8 | boosting national competence through attainment of vision as the world's best examiner and evaluator office | FORCA | スポークスマン室 |
| 8. 14 | 発明したい国に作り上げます | アジア経済 | 創意発明教育課 |
| 8. 18 | 知的財産強国の門を開くカギ「職務発明制度」 | YTN | スポークスマン室 |
| 8. 30 | 知的財産大衆化・・・4万ドル時代を開く | YTN | 産業財産政策課 |
| 8. 30 | 江原知的財産フェアティバル開幕 | KBS原州 | 産業財産経営支援チーム |
| 9. 5 | 知的財産権インフラが急を要する | CJB清州放送 | 産業財産経営支援チーム |
| 9. 6 | 知的財産、自治体の認識向上 | HCN忠北放送 | 産業財産経営支援チーム |
| 9. 6 | 新特許競争場、ヨーロッパを注目せよ | YTN | 情報協力チーム |
| 9. 9 | 挑戦を受けている韓国企業・・・対応は？ | KBS1 | 産業財産政策課 |
| 9. 10 | 知的財産権大衆化の伝道師、キム・ホウォン特許庁長 | 韓国経済 | 産業財産政策課 |
| 9. 20 | 蔚山知的財産フォーラム | 蔚山MBC | 産業財産経営支援チーム |
| 9. 20 | キム・ホウォン特許庁長に聞く | JCN蔚山中央放送 | 産業財産経営支援チーム |
| 10. 18 | 特許が生きる道… 専従支援本部発足 | YTN | 産業財産政策課 |
| 10. 18 | 知的財産に注目すべき | KBS(全州) | 産業財産経営支援チーム |
| 10. 19 | 「知的財産、未来ではなく現在の競争力」 | 全北都民日報 | 産業財産経営支援チーム |
| 10. 31 | 「知的財産、膨大な付加価値… 大邱発展動力になりえる」 | 毎日新聞 | 産業財産経営支援チーム |
| 11. 8 | グローバル協力で情報収集… 一ヶ所に集めて | アジア経済 | 情報管理課 |
| 12. 10 | 知的財産時代の秘密兵器、ディアボル・スースコード | YTN | 産業財産政策課 |

ハ. 庁長寄稿

2011年度知的財産白書

| 報道日付 | 報道内容 | 報道媒体 | 担当部署 |
|--------|---------------------|--------------|-------------|
| 1. 2 | 親知的財産の社会造成に努力 | 電子新聞 | 産業財産政策課 |
| 6. 1 | ニセモノは働く場所も脅かす | 中央日報 | 産業財産保護チーム |
| 6. 4 | 知的財産大衆化、なぜ必要なのか | ファイナンシャルニュース | 産業財産政策課 |
| 7. 26 | 知的財産金のメダルリストを待ちながら | 朝鮮日報 | 創意発明教育課 |
| 9. 13 | 特許で未来を先占しよう | ソウル新聞 | 産業財産政策課 |
| 9. 26 | 知財権紛争、中小企業も例外ではない | アジア経済 | 産業財産保護チーム |
| 10. 26 | ジュネーブ発知的財産レポート | 東亜日報 | 国際協力課 |
| 10. 29 | 知財権紛争、企業の協力で乗り越えるべき | アジア経済 | 知的財産保護チーム |
| 11. 23 | 知財権紛争、政府の役割が重要 | アジア経済 | 産業財産保護チーム |
| 12. 17 | 知的財産と地域経済 | ファイナンシャルニュース | 産業財産経営支援チーム |
| 12. 26 | 知財権紛争のカギは、国際ネットワーク | アジア経済 | 産業財産保護チーム |

二. 庁長の記者懇談会

| 日付 | 主題 | マスコミ | 担当部署 |
|-------|----------------|-----------|----------|
| 1. 3 | 大田庁舎記者団のティータイム | 大田庁舎出入り記者 | スポークスマン室 |
| 1. 25 | 庁長、新年の記者懇談会開催 | 大田庁舎出入り記者 | スポークスマン室 |
| 2. 27 | PCT 国際調査サービス輸出 | 大田庁舎出入り記者 | 審査政策課 |
| 5. 29 | 主要政策懸案 | 大田庁舎出入り記者 | 産業財産政策課 |
| 6. 14 | 主要政策推進方向 | 毎日経済 | スポークスマン室 |
| 6. 20 | 主要政策推進方向 | ヘラルド経済 | スポークスマン室 |
| 6. 28 | 主要政策推進方向 | 韓国経済 | スポークスマン室 |
| 8. 14 | 第4期責任運営機関政策方向 | 韓国経済 | スポークスマン室 |
| 8. 22 | 主要政策推進方向 | 電子新聞 | スポークスマン室 |
| 8. 27 | 第4期責任運営機関の政策方向 | 大田庁舎出入り記者 | 企画財政課 |
| 8. 31 | 主要政策推進方向 | ソウル経済 | スポークスマン室 |

2011年度知的財産白書

| | | | |
|--------|--------------------|-----------|-------------|
| 9. 4 | 主要政策推進方向 | 大田KBS | スポークスマン室 |
| 9. 10 | 主要政策推進方向 | アジア経済 | スポークスマン室 |
| 9. 13 | 主要政策推進方向 | 電子新聞 | スポークスマン室 |
| 9. 14 | 主要政策推進方向 | 電子新聞 | スポークスマン室 |
| 10. 8 | WIPO 総会の成果について | 大田庁舎出入り記者 | 国際協力課 |
| 11. 19 | 地域知的財産フォーラムの成果について | 大田庁舎出入り記者 | 産業財産経営支援チーム |
| 11. 27 | 発明特許大会 | 大田庁舎出入り記者 | 産業財産振興課 |

2012年度知識財産白書

発行日 : 2013年5月

発行人 : キム・ヨンミン

発行処 : 特許庁

郵便番号 302-701
大田広域市 西区庁舎路 189
(政府大田庁舎 4棟)

定 価 : 15,000 ウォン

-
- ◆ 2011年度知識財産白書は政府刊行物販売センター (www.gpcbooks.co.kr)で販売しています。
 - ◆ 本冊子は、著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製を禁じます。
 - ◆ 本冊子に関する疑問等がありましたら、下記の連絡先までにお問い合わせ下さい。
 - 住所:(302-701)大田市広域市 西区庁舎路 189、4棟企画財政担当官室
 - 電話:042-481-8616